私説松沢病院史

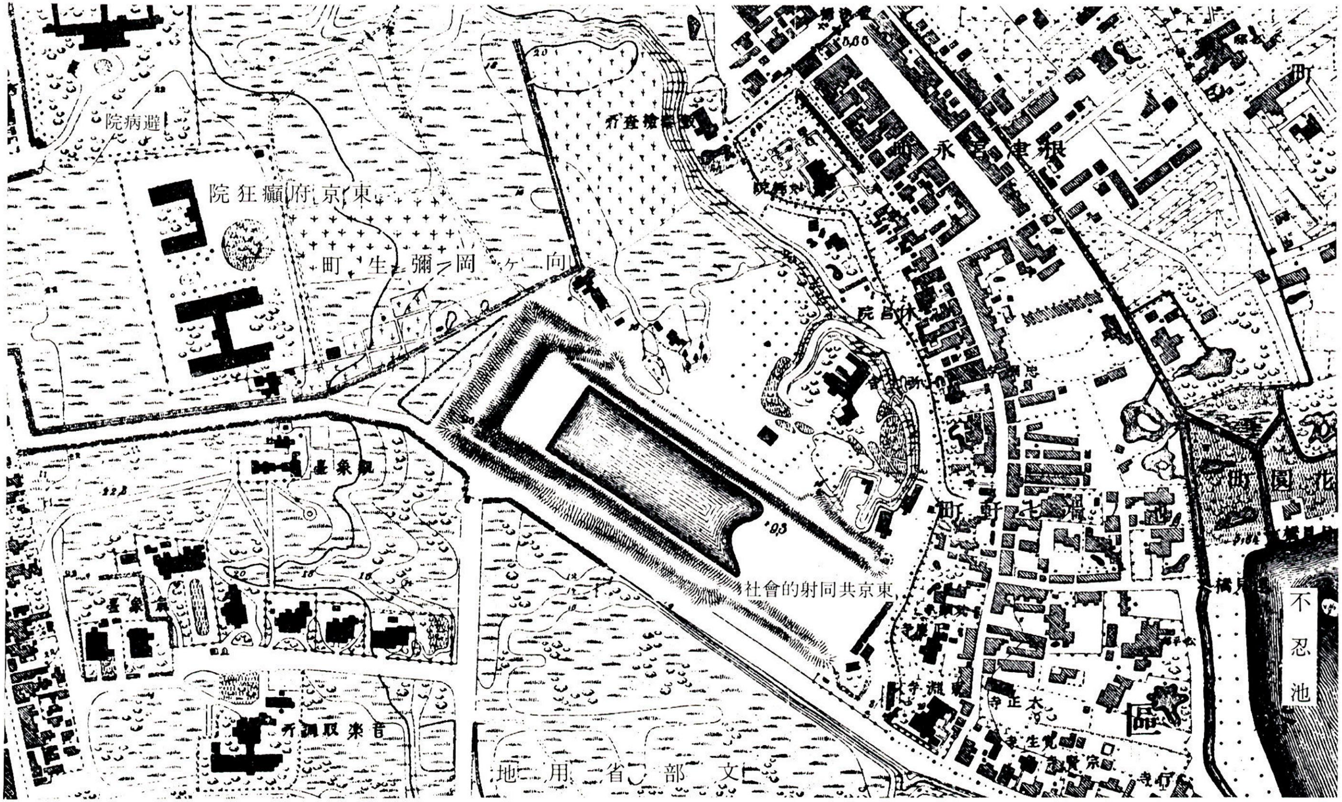
——1879～1980——

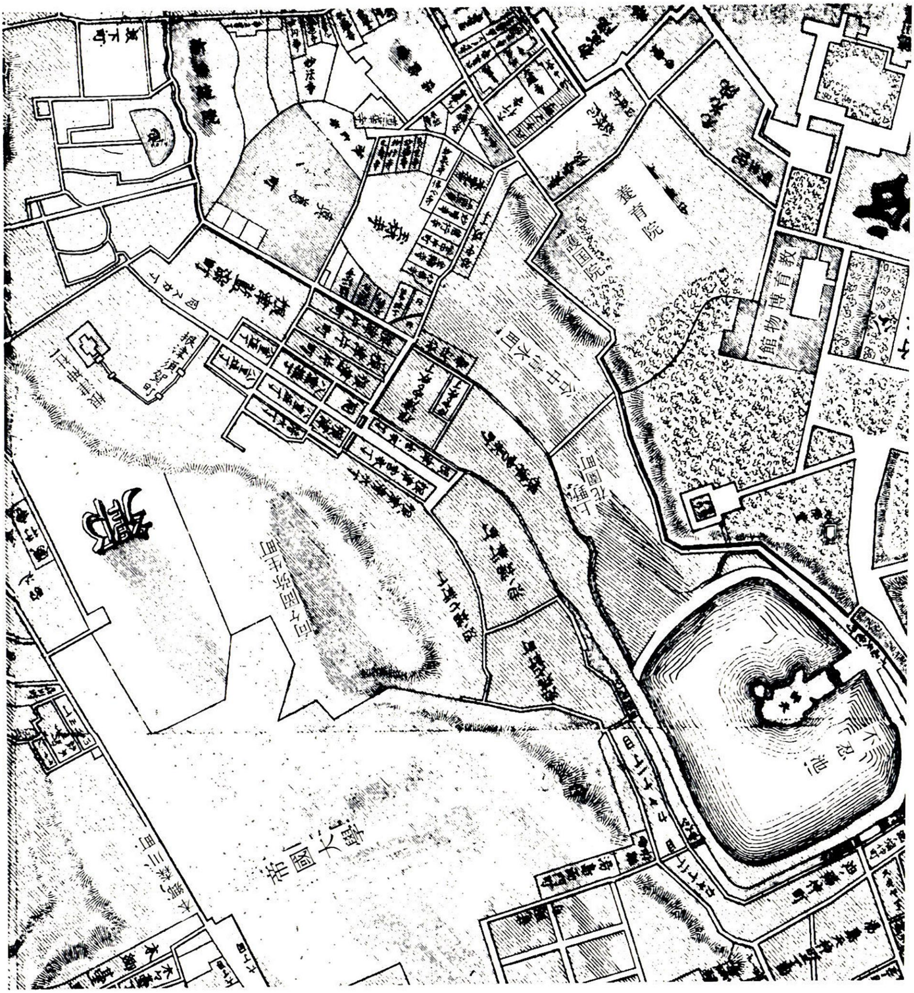
岡田靖雄著

岩崎学術出版社

しんでいった人たち
くるしんだ人たち
また
おおくの死をみつめた人に

口絵1　1884年測図東京実測図による向ヶ岡癲狂院所在地。右に射的場，上に避病院がある。（本文p.28,74）





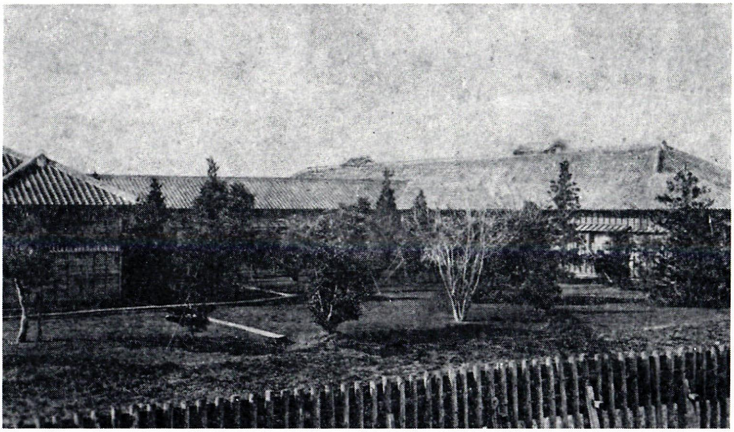
口絵２　1879年１月出版東京府全図（東京府蔵版）による養育院所在地

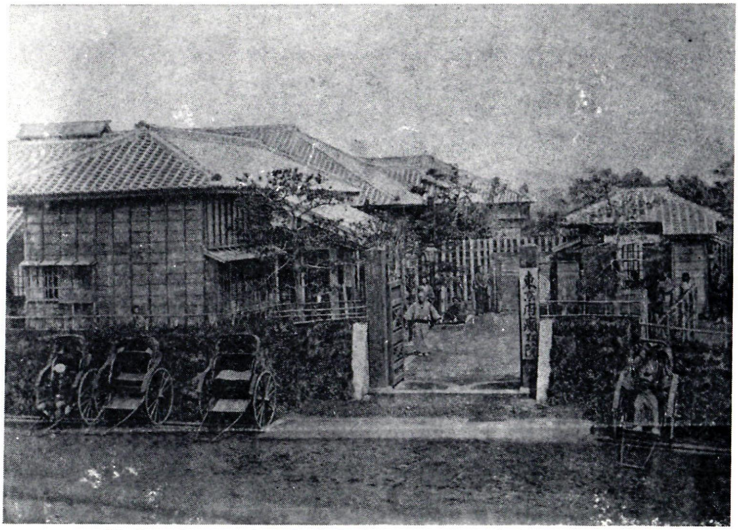
（本文p.45）



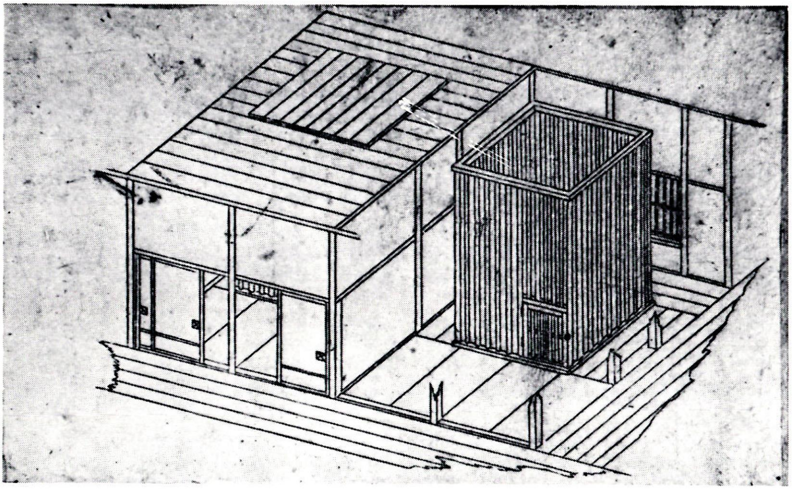
口絵３　1881年改正東京測量全図中の東京府癲狂院所在地（➡のところに「東京ヤウイクイン」とある）。（本文p.45）

〔注〕東京病院，脚気病院，養育院，東京府癲狂院→東京府巣鴨病院→東京府立松沢病院のおおまかな所在地をしめす地図はp.424にあげた。





口絵 4　向ヶ岡時代東京府癲狂院の門と病室 （本文p.69）



口絵 5　向ヶ岡時代の上等狂躁室（田邊・山田『精神病治療全書』より）
（本文p.72）



口絵 7　灌水療法（出典口絵 5 に同じ）
（本文p.86,195）



口絵 6　当時つかわれた灌水籠
（松沢病院蔵）（本文p.86）



口絵 9　晩年の芦原金次郎（本文p.113）



口絵 8　布製の大砲をかまえた
芦原金次郎　（本文p.108）

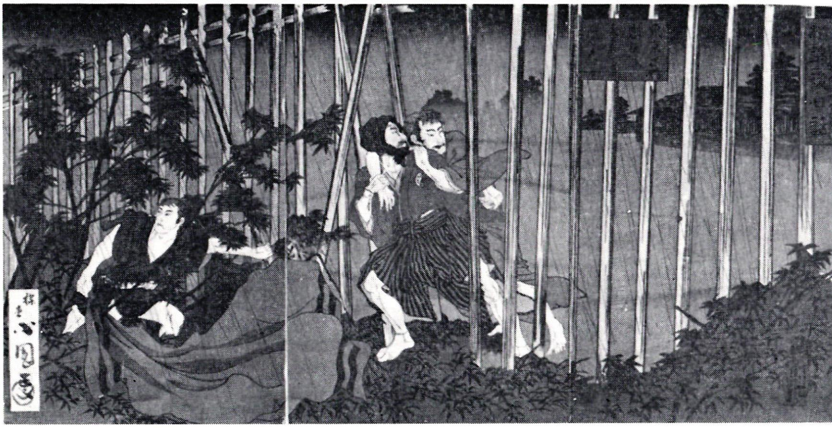


特輯トピック

重態を傳へらる
芦原老將軍物語
狂人生活五十六年！

「最早や絶望だ」と死の宣告を將軍へ下す松澤病院
哀れ、天涯孤獨の老將よ、と一同の涙が新たに彼の戸籍と唯一人の身寄りとそして安住の墓所と都合三つを發見して彼に贈つた—

口絵10　1937年 1 月21日の報知新聞（本文p.114,115）



口絵11　東京府癲狂院より相馬誠胤を奪取する錦織剛清（三枚つづき錦絵，小國政，1893年）　（本文p.119）



口絵12　当時相馬事件についてだされた本の数かず（本文p.121）

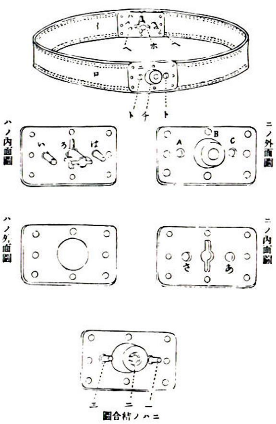
第十五圖



第二項　鉗制帶　(Zwangsgürtel)

第十六圖ニ示ス處ノ鉗制帶ハ佛蘭西革ヲ凡ソ長サ八寸二分幅一寸六分ニ截チテ(イ)(ロ)ナル環帶ヲ造リ其前後兩部ノ中間ニ(ハ)(ニ)ナル眞鍮製ノ錠二箇ヲ附着シテ革帶ノ兩端ヲ連結セシムベシ而ノ(二)ノ内面圖ノ如ク其中央ニ✚形ノ如キ孔ト其左右ニ(あ)(さ)ナル○形ノ小孔ヲ穿チ其對側即チ(ハ)内面圖ノ錠ニハ自在ニ旋轉スベキ(ろ)ナルT形ノ如キ

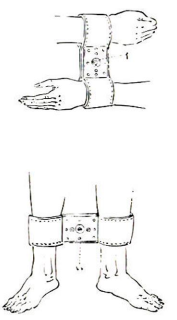
第十六圖



柱ト其左右ニ(い)(は)ナル圓柱狀ノ突起セル者アリテ(ニ)ノ内面圖ノ✚及ビ(あ)(さ)ノ孔中ニ箝入シ而シテ(い)(は)ノ圓柱ハ(二)ノ外面圖ノ(A)(C)ノ小孔ヲ貫通シ(ろ)ナル丁字柱ハ(B)ナル◎形ノ内部ニ止ルコト(二)(ハ)ノ結

合圖ノ(一二三)ノ如シ又(ハ)ノ外面圖ハ其内面ノ(い)(ろ)(は)ナル三箇ノ柱ヲ支持スルガ爲メニ設ケタル者ナリ

第十七圖



第十七圖ハ鉗制帶ヲ實地ニ應用セシ標本ニシテ(イ)及ビ(い)ハ鎖鑰ヲ施セシ者ナリ蓋シ之ヲ使用スルニ當リテハ患者ノ兩腕若クハ兩足ヲ第十六圖ノ(ハ)及ビ(ニ)ナル錠ノ左右革部ノ所ニ入レシメテ該錠ヲ前後ヨリ結合シ⚲形ノ鍵ヲ(ハ)(ニ)ナル結合圖ノ(ニ)ナル孔ニ箝入シテ右又ハ左ヘ旋轉スルトキハ孔内ニ達セル(ハ)ノ内面圖ノT形ノ柱ガ(ニ)ノ

内面圖ノ✚形ノ孔ト交叉シテ兩面ヲ閉鎖スルコト本圖ノ如シ故ニ之ヲ開放セント欲セバ閉時ノ如ク鍵ヲ孔内ニ箝入シテT形ノ柱ヲ旋轉シテ原位ニ復スベシ

第十八圖



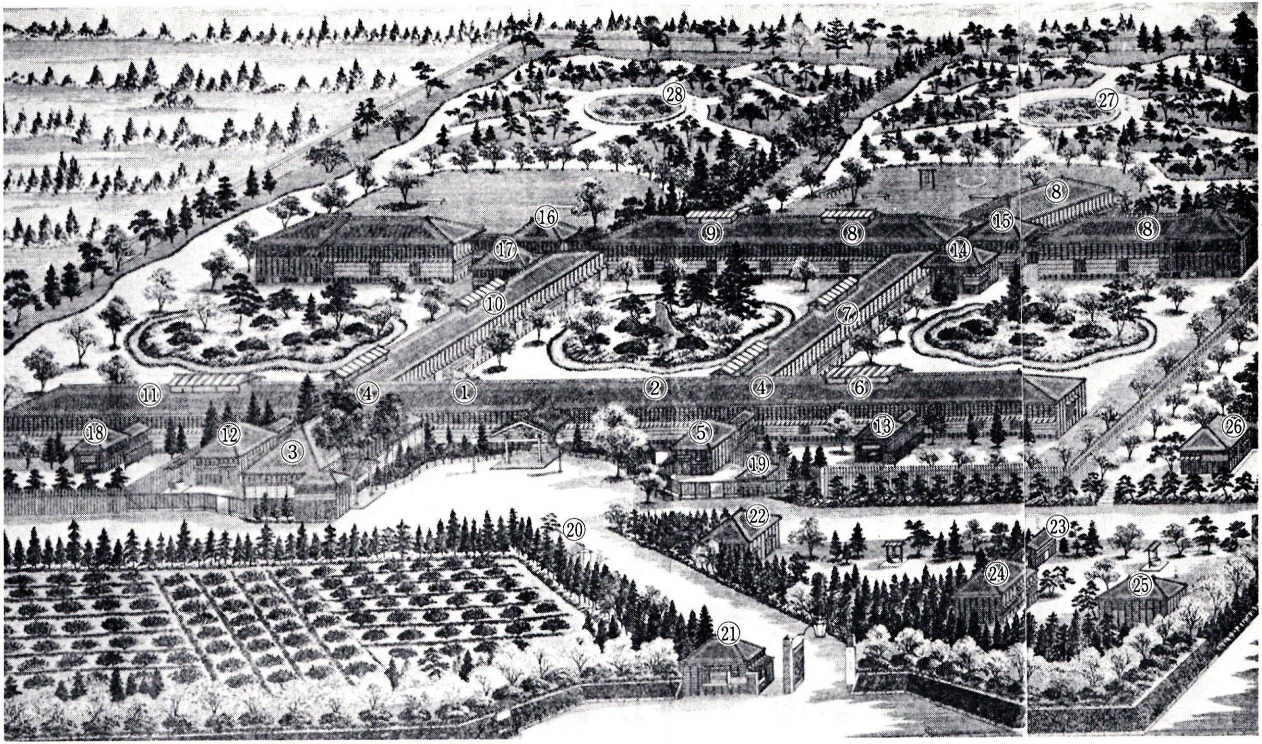
第十八圖ハ金屬製ノ強制器ニシテ(い)ナル環ト(ろ)ナル鏈ヨリ成立スル者トス即チ環ハ足部ヲ緊縛シ鏈ハ之ヲ繫留スル用ヲ爲ス者ナリ

第十九圖



第十九圖ハ同シク金屬製ノ強制器ニシテ多ク手ニ施ス者トス即チ(イ)(イ)ハ兩手ヲ入ル、環ニシテ(ロ)ハ之ヲ結合シ(ニ)(ハ)ハ螺旋ヲ以テ開閉ヲ自由ナラシムル處トス右兩器ハ古來慣用セシ者ナリト雖氏現今ニ至テハ殆ンド之ヲ廢棄セリ然レドモ參

口絵13　田邊・山田『精神病治療全書』における拘束具使用法の説明（本文p.152,195）

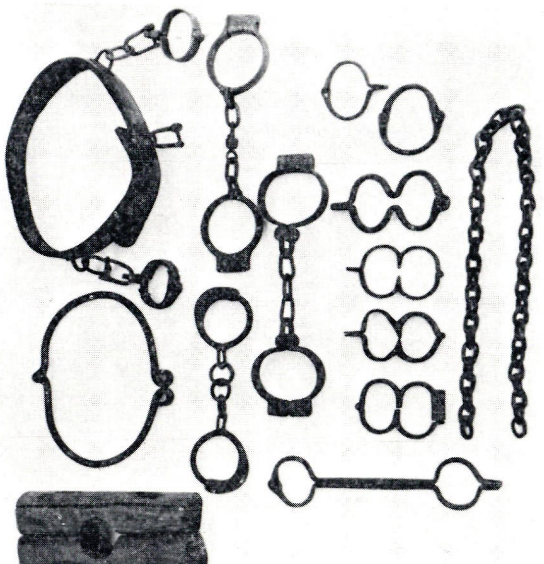


口絵14　1890年東京府巣鴨病院全図（銅版）(東京都公文書館文書)（本文p.156）

①医員室，調剤室，事務室②診療室，応接室，暗室③講義室，研究室④湯呑所，膳部置場，物置⑤灌水場，浴室⑥男病室第１区⑦男病室第２区⑧男病室第３区⑨女病室第４区⑩女病室第５区⑪女病室第６区⑫灌水場，浴室⑬～⑲便所⑳車置場㉑門番所㉒物置㉓洗濯場㉔賄所㉕賄所物置㉖死室㉗男室運動場㉘女室運動場

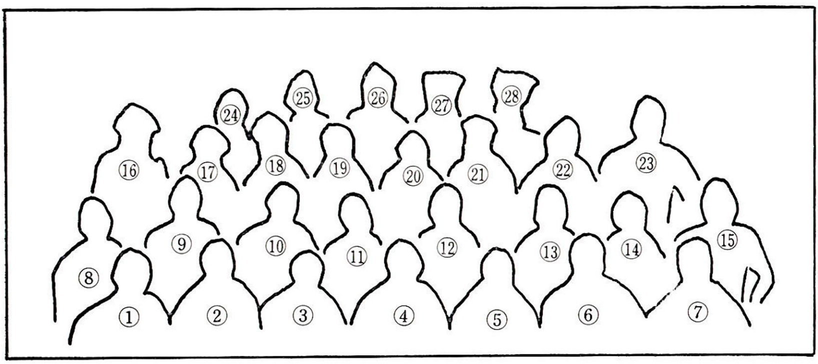


口絵15　巣鴨病院の門(「松沢病院ノ歴史」より)
(本文p.156)



口絵16　当時の拘束具(松沢病院蔵)。右の鎖は，足桎を柱につないだもの。中央は手桎および足桎。左上は胴および手首にもちいたもの。左中は胴にはめて、このうえにあった頸輪とのあいだを２本の鉄棒がつないでいた。左下は，患者発送にもちいた足桎という。
(本文p.234)

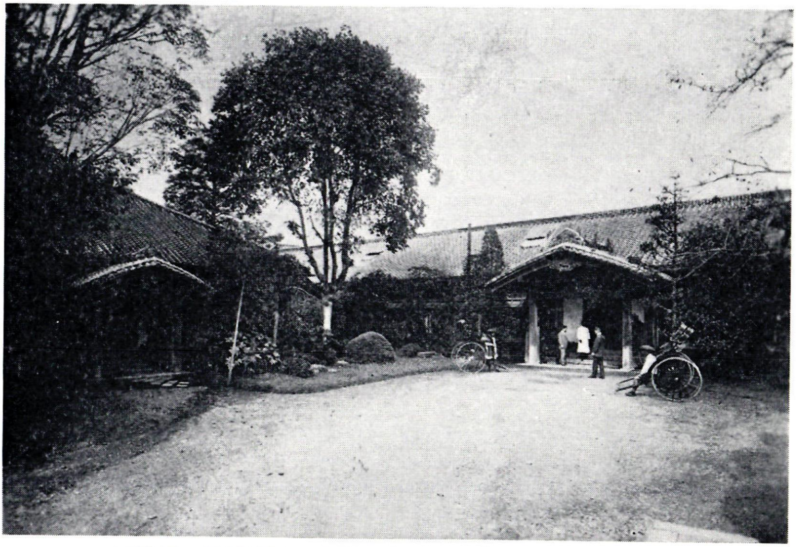




口絵17　1907年12月7日第2期講習卆業生写真（本文p.318）。
①田澤秀四郎（医）②佐藤襄（講師）③村上専精（講師）④呉院長⑤江原素六（講師）⑥三宅鑛一（医）⑦石川貞吉（医）⑧大島茂之（医）⑨谷寶抱（医）⑩江村悌造（医）⑪中村譲（医）⑫北村貞道（医）⑬齋藤玉男（医）⑭奥川恭安（書記）⑮二宮昌平（調剤）⑯明石タネ（看護長）⑰柳哲（看護長）⑱永松アイ（看護長），⑲手島ひさ（看護人）⑳加藤津多（看護人）㉑河合とよ（看護人）㉒並河洪一郎（看護長）㉓伊奈愛治（看護人）㉔清水耕一（看護長）㉕羽生致道（看護人）㉖田原庄兵衛（看護長）㉗加島てう（看護人）㉘高松かく（看護人）。看護長の袖章をみよ。



口絵18　煉瓦づくりの女自費隔離室（本文p.326）



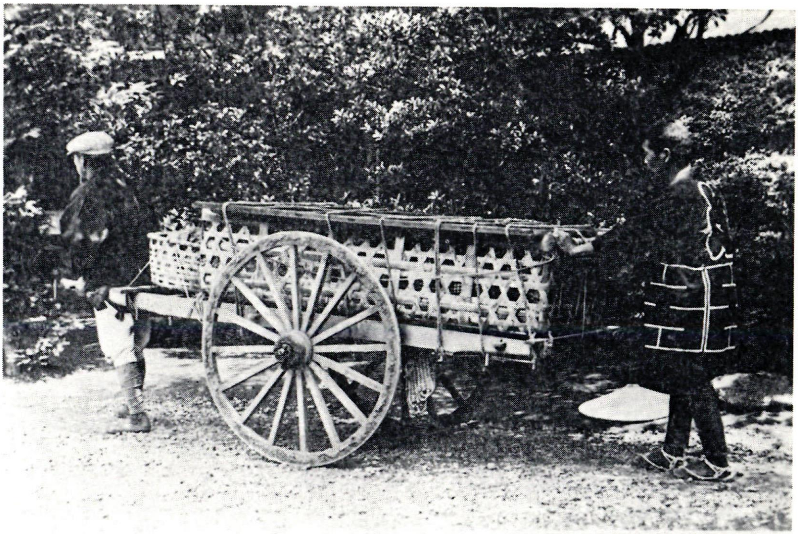
口絵19　巣鴨病院の玄関，左側は講義室（本文p.327）



口絵20　患者園遊会。棒縞の着物だが帯をしめていない人がおおい。
（本文p.338）



口絵21　巣鴨病院における機織り
（本文p.338）



口絵22　ある患者が入院のため病院へつれてこられたところ。（本文p.384）



口絵23　持続浴（本文p.530）

はじめに

東京都立松沢病院の最前身東京府癲狂院は一八七九年七月二五日にはじまった（創立の日は七月二五日でないとする人もおおいが、創立の日を七月二五日とするのがもっとも妥当であることは、本文中に詳論した）。かつて松沢病院で同僚であった吉岡真二、長谷川源助らとともにわたしが、この病院の一〇〇年史をかこうと資料集めをはじめたのは、それは呉秀三先生に関する資料や精神衛生立法に関するものといっしょであったが、もう二〇年前ということになる。本書はこの二〇年間の積み上げの一部分であるが、いま吉岡、長谷川ともはたらく場所をことにしており、本書はわたし一人でまとめた。

一

本書の題として「偏見的松沢病院一〇〇年史」あるいは「私説松沢病院史」をかんがえていた。「偏見」とうちだしたかったのは、まえに吉岡、長谷川とともに『松沢病院九〇年略史稿』をまとめたときの経験による。そのとき、近年の記述について「あれの名前がでてどうしておれの名がでないんだ」という横槍が同僚からはいった。そのとき、歴史をきちっとかくには、独断と偏見とによるしかない、とおもいしらされたのである。そこで、わたしが本書をまとめるにあたっていだいていた（というよりは、松沢病院ではたらきだしたはじめのころからいだいてきた）偏見をまずのべたい。

第一は、『精神神経学雑誌』第六〇巻第五号（一九五八年）にのった、立津政順「戦争中の松沢病院入院患者死亡

率」によってしらされた、戦争中にこの病院でじつにおおくの患者が栄養失調死したことである。戦争と平和という問題がごく身ぢかにあることをしって、精神科病院における死亡率の問題をもっと追跡したくおもってきたし、またそのようなわたしの志にたいしては、医学史研究会の丸山博代表幹事のお励しもあった（本書の方向づけの一つをあたえられた立津政順さんは一九八〇年一〇月一八日に六五歳をむかえられる）。

わたしがはじめ一年間は研究生として、のちには医員として松沢病院に在任した一九五八—六六年のあいだに、ふるい看護者から昔の勤務条件などについてきかされた。なかでも北島治雄さんは、その克明な記憶と独得な弁舌とによって戦前の院内状況をわたしにしらせてくださった。戦前の精神科病院では看護人もいわば被害者であり、その苦しみをきっちり記録しなくてはならないというのが、偏見の第二である。

第三は、第一ともふかく関連することであるが、わたしが四年間うけもった一病棟（ここでのことは『精神科慢性病棟』にまとめた）で体験した、あまりにもまずしい患者の生活である。

これら三つの偏見は、精神科医としてのわたしの原体験をなしており、わたしはこの偏見的立ち場からしか松沢病院の歴史をみることはできないのである。そこで、わたしのこの偏見を形づくってくださった人たちに本書はささげられる。

先人、先輩への思い入れも偏見としてあげておくべきだろう。先人、先輩へのわたしの思い入れが度を失しているものとしてお叱りをいただいたこともあるが、前記のような偏見にもとづいて先人の跡をたどり、また先輩がたのお話しをうかがっていると、その何人かへの思い入れがふかまってくるのは、さけがたいことであった。

さらにもう一つ、基本的な偏見がある。わたしは医者となった当初から自分を、医学者ではなく、医療技術者の一人である精神科医と規定してきた。「サイキアトリスト」は、精神医学者、精神医、または精神科医と訳されるが、

わたしは医学者でなく、魂の救い手であるような精神医でもない。わたしがとりくむ歴史は、精神医学史ではなく精神科医療史であり、患者がどのように処遇されてきたかの歴史である。わたしの歴史叙述がくらすぎるというご批判をいただいたことがあるが、患者がくるしんできたからには、歴史はあかるくはなりえないのである。

本書はこのような偏見のうえにたつものであるが、題名にも偏見をうたうことは宣伝めくようにもおもえて、最終的には「私説松沢病院史」の題をえらんだ。

二

もちいた資料については、できるだけ本文中に明示し、くりかえし引用される資料名は、途中から略号にした。おもな資料はつぎのものである。

一　東京都公文書館所蔵の文書は、府病院、脚気病院、癲狂院、巣鴨病院、衛生課、養育院の関係をだいたい一九一二年までみた。一九〇五年ごろからは重要な資料がほとんどないので、一九一三年以降の文書はまったくあたっていない。また、目をとおした文書でも崩し字をよみきれず重要性をみおとしている文書があるかもしれない。

二　病院年報の類いはつぎのものである――

榊俶「東京府癲狂院ノ患者統計表及ヒ精神病原因ノ追加」（東京医学会雑誌、第二巻第一七、一九―二二号、一八八八年）（一八七九―八七年について、「患者統計表」と略）

榊俶「明治二十六年東京府巣鴨病院（即チ東京府ノ所轄ニ属スル癲狂院）ノ患者統計表」（東京医学会雑誌、第八巻第三、六、七号、一八九四年）（未完）

「明治二十七年医事年報」（東京医学会雑誌、第九巻第一九―二一号、一八九五年）

病院発行による「明治二十八年巣鴨病院医事年報」、「明治二十九年巣鴨病院医事年報」、「明治三十三年東京府巣鴨病院医事年報」
北林貞道「明治三十四年東京府巣鴨病院医事年報」（神経学雑誌、第一巻第一、三号、一九〇二年）
呉秀三「明治二十年乃至三十四年東京府巣鴨病院医事報告」（中外医事新報、第六八二、六八三、六八四号、一九〇八年）（「医事報告」と略）
病院発行による一九〇二―一九一八年の各年の東京府巣鴨病院年報（このうち、一九〇二、〇三、〇四年各年のものは呉の執筆による）
病院発行による一九一九年、一九二〇―二四年、一九二五―二七年、一九二八―三〇年各年、の東京府立松沢病院年報
（右記のうち病院発行による医事年報、病院年報は本文中で「年報」と略記した）

三　東京府癲狂院―巣鴨病院―松沢病院の歴史に関する論文、単行本のうち資料としたのはつぎのものである――
呉秀三『我邦ニ於ケル精神病ニ関スル最近ノ施設』（東京医学会設立二五年祝賀論文、一九一三年）（『最近ノ施設』と略）
樫田五郎「日本に於ける精神病学の日乗」（『呉教授莅職二十五年記念文集』第三部、呉教授在職二十五年祝賀会、一九二八年）（「日乗」と略）
東京府立松沢病院医局同人「東京府立松沢病院ノ歴史」（『呉教授莅職二十五年記念文集』第三部、呉教授在職二十五年祝賀会、一九二八年）（「松沢病院ノ歴史」と略）
菅修「東京府立松沢病院に於ける作業治療実施の歴史並びにその現状」（救治会々報、第五二号、一九三二年）

（「作業治療実施の歴史」と略）

内村祐之「榊俶先生と東京帝国大学医学部精神病学教室の創設」（精神神経学雑誌、第四四巻第一号、一九四〇年）（本論文中にあげられている榊俶の日記を「榊日記」と略記）

林暲『東京都立松沢病院七十五年略史』（都立松沢病院、一九五四年）

精神医療史研究会『松沢病院九〇年略史稿』（精神医療史研究会、一九七二年）

精神医療史研究会編『呉秀三先生――その業績』（呉秀三先生業績顕彰会、一九七四年）（本書の付録として一九六五年四月一〇日の「呉先生をしのぶ会」の全記録がおさめられている）

宮内充編『語り部の記録』（宮内充、一九七七年）

四　養育院についてのおもな単行本としてはつぎのものがある、――

『養育院六十年史』（東京市養育院、一九三三年）

『養育院百年史年表稿（百年史資料）』（東京都養育院、一九六九年）

東京都養育院編『養育院百年史』（東京都、一九七四年）

五　新聞切り抜きのおもなものは、東京大学医学部中央図書館蔵の新聞切り抜き帳を精神医療史研究会で複写したものである。

六　資料としてつかった聞き取りは齋藤玉男、金子準二、關根真一、野村章恒、村松常雄、奥田三郎、石川準子、齋藤徳次郎、齊田㐂七郎、北島治雄の諸先輩よりおこなったものである。このうち『八十八年をかえりみて――斎藤玉男先生回顧談――』は大和病院より一九七三年に刊行されている。そのほかは、吉岡とともにおこなった關根真一先生の聞き取りをのぞいてはわたしが一人でおこなったもので、内容はわたしのノート採録による。聞き取りの内容

は、きく者が用意していた質問によるものであって、その内容についての責任はわたしがおうべきものである。

七　巣鴨病院—松沢病院の男子看護科関係の資料は、焼却されかかっていたものの一部を吉岡がすくいだして、精神医療史研究会において保存していたものである。そのほか、わたしが数年前に要点をノートしておきながら、今回現物にあたることのできなかった資料もおおい。

上記のうち年報の大部分は荒木直躬先生未亡人荒木富士子さんが所蔵されていたものを、佐藤壹三さんの斡旋によって精神医療史研究会に頂戴したものである。新聞、雑誌の調査については岩崎学術出版社の西田信策さんに多大の労力をわずらわせた。東京都公文書館の一部文書の撮影も西田さんの手によるものである。また写真撮影した文書の一部の解読には、友人の大塚恭男さんのご協力をえた。上記のほかにもおおくの先人の著作を利用させていただいた。なかでも、齋藤茂吉、氏家信、児玉昌が巣鴨病院についてかきのこされた記録はとくに貴重なものであった。利用させていただいた著者・語り手のすべての学恩に、また精神医療史研究会所蔵の資料をわたしに自由に利用させてくださった吉岡真二、長谷川源助のお二人に、ふかい感謝の意を表したい。とくに吉岡からは、本書執筆の途中で何回かわたしから進行状況や新発見などを報告したのにたいし、いくつかの貴重な示唆をいただいたが、そのすべてが本書にいかされているわけではない。松沢病院看護科の佐藤正夫さんにもいくつかの点でご協力をいただいた。

三

前記のような資料がそろっていると執筆は容易とおもわれようが、決してそうではなかった。たとえば、それぞれの年報をとってみても、本文と統計表との内容がくいちがう、おなじく数字がくいちがうことはしばしばあり、また、その年にあったはずの重要な事項が年報には記載されてなかったり、また、つぎの年のものとおもわれる記載が

まぎれこんでいたりし、また一九二〇—二四年および一九二五—二七年の年報は、重要な統計について各年ごとの数字でなくて、五年間なり三年間の総計あるいは平均をだしているので各年の数字をたしかめられない、などのことがあった。一つには、暦年による資料と会計年度による資料が混在しているためであり、また年報の発行は一、二年おくれるので執筆時の事情が混入するためでもある。また、公的報告書としての年報の性質上、いろいろ都合のわるい問題（たとえば労働争議など）についてはふれず、あるいは筆を略している。同一年についていくつかの資料があるばあい、それぞれのあげる数字がかなりくいちがうこともしばしばあった。年報ではまた数字の処理し方がところどころあやしく、たとえば、自費患者についての平均と公費患者についての平均とを合算して全体についての平均としたり、あるいは在院年数五年以上という五年が満であったり足掛けであったりする。そこで、結果としてだされている数字をそのままにとるとあやまることがあり、内容をよく検討する必要があった。さらに同一事項についても、その年によって基準がすこしちがうので、各年のものをそのままには比較できないものもある。どうも年報は、型が確定してからは、その型に各部署からの記述や数字をはめこむだけにおわって、全体の統一がはかられなかった時期があるようである。

年報外の、たとえば『最近ノ施設』をとっても、そこには巣鴨病院についての貴重な記述が随所にあるのであるが、あやまったあるいは充分な正確さにかける記述もかなりおおく、また各所の記述のあいだにはあい矛盾するところもある。

そこで、本書では、上記の資料から事実とおもわれるものをできるだけ確定することを主眼においた。事実は、一次史料かそれにできるだけちかいものによって確認し、またできるかぎり二つ以上の資料にもとづいてたしかめた。勢い、各年各年についてこまかく検討する必要があり、編年史の体裁をとることになった。通史でなくてよみにくい

かとはおもうが、上記の事情があるので、読者の寛恕をこう次第である。数字についても、その誤りの方向がみさだめられたものは訂正したが、逆に訂正しすぎてあやまったところがでていることをおそれる。

それにつけてもうらやましいのは養育院史のばあいであって、養育院では前記のほかにもいくつかの通史、写真集などをだしていて、基本となる文書がかなり整備されていることがわかる。また、重要文書をかなりおりこんだ六〇年史や、こまかい事実を順をおってならべた一〇〇年史年表を前提として、一〇〇年通史をだしているのである。そのやり方は本格的なものといってよい。もっとも、具体的事実をこまかくおっている六〇年史にくらべると、一〇〇年史においては、不正確なあるいはあやまった記述も散見されるのである。

最近精神科医療の面でも歴史への関心はたかまっているかにみえるが、なかには奇想天外というほかない「歴史」がかかれているものもある。歴史叙述にあっては、なによりも事実を大切にしなくてはならない。そして、事実こそがだれよりも雄弁な告発者であることは、読者は容易によみとられるだろう。

ただ、本書があまりおおきくなりすぎることをおそれて、松沢村移転後は編年史の体裁をとれなくなった。前半と後半とで叙述におおきな精疎の差ができてしまった。

四

本書において、人名で現行字体が原字体（旧字体）とおおきくちがうものは、旧字体で表記した。ただし、論文などの著者名で現行字体によっているときは、そのままに表記した。病名もできるだけそのときの字体によってあらわした。看護者の名称はそのときつかわれていたものによった。そこで本書でもっともおおく使用される「看護人」とは、ほとんどのばあいに男女両方をふくむものである。

引用文では、あきらかな誤字は訂正した。また、二つの仮名をくみあわせたような特殊字は、現在つかわれている仮名になおした。引用文の振り仮名のほとんどは廃した。傍点、傍丸などはほとんど省略したが、一部分だけ傍点としていかした。引用文書中で、あきらかにすることが適当でない人名などは、〇〇とした。文書で読解しきれなかった字は□であらわした。

引用文献のうち単行本とそれに準ずるものおよび雑誌・新聞名は『　』で、論文名は「　」であらわした。引用文およびそれに準ずるもののなかでの、筆者による注釈は〔　〕のなかにいれた。

本文で敬称はすべてはぶいた。

本書はわたしが精神科医療史三部作として一〇年計画でとりくんでいるものの第一部をなすもので、ついで『芳溪呉秀三先生之伝』および『現代日本精神科医療史』の執筆を計画している。本書についてのご意見や本書にかけている資料のご指摘をいただき、また、つづく第二部および第三部について資料のご教示をいただければ、幸いである。

岩崎学術出版社では西田信策さんが本書をうけもたれた。

一九八〇年七月二五日

岡田靖雄

目次

第一部　東京府癲狂院時代

一八七九年（明治一二年）発足の東京府癲狂院が小石川区巣鴨駕籠町四一番地に移転したのは、一八八六年（明治一九年）六月二〇日で、東京府巣鴨病院と改称されたのが三年後の一八八九年三月一日のことである。つまり、東京府癲狂院には三年の巣鴨時代があったのだが、ここでは上野―向ケ岡時代をあつかう。この時代は創成期にあたる。東京府癲狂院の前史にあたる東京府養育院、東京府病院、東京府脚気病院につきのべるにさきだって、江戸末期から明治初期におけるわが国の精神科医療の概況をみておこう。

第一章　江戸末期から明治初期における精神科医療の概況

精神疾患観

江戸時代のわが国における精神疾患は**キツネ憑き**に代表されるが、持ち筋（つくとされる小動物を保持するとされる家系）などいう形でキツネが特殊化されていた地域とそうでない地域とでは、キツネ憑きの実態はおおきくちがっていたであろう。持ち筋などの形でキツネが特殊化していた地域では、精神神経疾患にかぎらず、難病・奇病・急病から急な災難までがキツネのためとされた。そこで、キツネ憑き妄想を呈する例にも、みずから憑きもの妄想をのべるいわば一次的憑きもの例だけでなく、加持祈禱されるなかで憑きもの妄想を呈しあるいは憑きもの迷信に感作される二次的憑きもの例がかなりあった。換言すれば、憑きもの妄想は祈禱性精神病とからみあっていたのである。また、キツネの特殊化地域では、精神神経疾患のほとんどすべてがキツネ憑きとされたが、非特殊化地域では精神神経疾患の一部分としてキツネ憑きがあったにとどまる。

従来、精神疾患との関連ではキツネといえばキツネ憑きがもっぱら注目されていたが、**ばかされ体験**も重視すべきであろう。ばかされの記載には、町なかをあるいていたのに野原にでて奇異の思いでまよった、などの記載もあり、これらのうちには、てんかんや一過性脳虚血発作によるもうろう状態とみてよいものがある。

漢法の医説では精神疾患は、大発作を主症状とする**癲**および精神病状態をしめす**狂**とにほぼ整理されていた。ときには、痙攣性疾患を一〇歳で成人と小児とにわけて、前者のものを**癲**、後者のものを**癇**とした。香川修徳（一六八三―一七五五）の『一本堂行餘醫言』（一八〇七）の巻之五癲狂驚悸編あたりでこの整理がされたもののようである。また、漢法による薬物療法の経験をまとめたものとしては、土田翼卿の『癲癇狂經驗編』（一八一九）がある。香川は狐憑は狂証であって野狐の祟りではないとのべていたが、一般に漢法の医説には鬼病や邪祟の説があって、江戸時代の漢方医のおおくは憑きものの実在を信じていた。こういうなかで、「予俚俗ノ人狐ノ所為ト云者ヲミルニ悉ク顕然タル病症ナリ」と断言しているのは、鳥取藩の陶山大禄の著『人狐辨惑談』（一八一八）である。

その治法

では、江戸時代には精神疾患にたいしどのような治療・取り扱いがおこなわれていたろうか？　わたしが所蔵する『諸家秘法集』は、一面道人の署名と文化二年（一八〇五年）という記入がある自筆本であるが、その第一ページには「乱心之妙薬」として、まず香附子および甘草をあげ、ついで足底の灸、また、いたっておもき乱心者は、桶をたおして三日間そこにいれておくべし(「**桶伏せ**」)とある。喜多村鼎の『吐方論』（一八一七）では、瓜蔕などをもって狂癇のさまざまな症例に**吐方**がこころみられている。下剤をつかう人もいた。

鍼・灸もかなりおこなわれていた。なかでも、三河国羽栗の里（現岡崎市羽栗町）の灸寺、光明山順因寺では応永

年間（一三九四―一四二八）に、灸法と漢方薬とによる癲狂の治療がはじめられており、その灸は背部および足背部におこなうものである（この灸寺は現在、灸寺羽栗病院としてつづいている）。だが、『諸家秘法集』にある灸点は足底部であること、また呉の『最近ノ施設』に「点灸ノ結果膿潰」と説明されている写真は足蹠までであることからみて、一般には足底部の灸がひろくおこなわれていたものであろう。また、按摩の法や白隠の内観の法がおこなわれていた。

おそらくもっともひろくおこなわれていた精神疾患の治療は**水治療法**であったろう、大部分は灌滝の形をとっていた。水治療の場として名ののこるところをあげると、高尾山薬王院の琵琶の滝（東京）、大福寺滝不動（群馬県群馬郡）、滝沢不動尊滝堂（群馬県勢多郡）、御滝山金剛寺不動堂（千葉県東葛飾郡）、仙滝山龍福寺岩井の滝（千葉県海上郡）、穂積神社（静岡県庵原郡、ここでは温湯をかけて湯祈禱をおこなう）、阿波井神社（徳島県、海で水行）、大岩山日石寺不動の滝（富山県中新川郡）、岩屋寺志明院岩屋不動の滝（京都）、清水寺音羽の滝（京都）、岩倉大雲寺不動の滝（京都）、定義（じょうぎ）温泉（宮城県宮城郡）などがある。ほとんどが寺院の所在地であるが、それは精神疾患にたいし加持祈禱がひろくおこなわれたこと、また名滝の所在地に神社仏閣がおおくたてられたことによるものだろう。

「閼伽の井」および不動の滝のある岩倉の紫雲山大雲寺は天禄二年（九七一）にひらかれたともいわれる。後三条帝（在位一〇六八―一〇七二）のときに、第三皇女佳子内親王が挙動常ならぬ様になったが、大雲寺の霊泉をのみ観世音を祈願したところ、狂疾がいえた、とつたえられる。この効験がつたわって精神疾患患者があつまり、かつて大雲寺をとりまく民家数十軒が患者を収容していたこともあるといわれる。参籠者は観音堂にこもって誦経戒行し、ときどき閼伽井の泉に浴しこれをのみ、あるいは不動の滝にうたれた。明治維新ごろには何軒かの茶屋（保養所）が精神疾患患者を長期間あずかるようになっており、また付近の民家でも縁故者をあずかっていて、一種の家庭看護の形

ができあがっていた。定義温泉の開場は一六世紀末といわれ、神託によりここに入浴して眼疾を治癒したものがあって有名になった。ここに精神疾患患者があつまるようになったのは明治初年からであるが、どういうきっかけからであるかはわからない(あるいは、目→頭部→脳病という近接転移によるかもしれない)。ここの泉温は三七度で、長時間入浴しないと効果がない。いまも精神疾患患者があつまっている。定義温泉の治療効果はおそらく、戦前にもちいられていた持続浴とおなじものだろう。

すでにのべたように、精神疾患にたいする**加持祈禱**はひろくおこなわれており、そこでいくつかの神社仏閣が精神疾患にとくに効ありとされ、そこに籠り堂や収容所ももうけられた。宗派別では日蓮宗、真言宗に属するものがおおく、またそれらの収容所が発展した形で精神科病院となっているものがいくつかある。いまつたえられる真言秘密諸病封込法は、癲狂病では人形符の頭部上側に塗朱して封病修法をほどこすものである。赤は病いよけの色とされる。現在東京都文京区向丘一丁目所在金龍山大円寺の炮烙地蔵は脳病に効ありとされている。大円寺は慶長二年(一五九七年)開創であるが、山門脇にあったこの地蔵は振袖火事(一六五七年)で火の粉をかぶった。それより地蔵の頭をひやしてさしあげるため炮烙をそなえるようになり、頭の病いにきくといわれるにいたった(現在は、炮烙でなくて白木の木盆様のものに名をかいてそなえる)。また、仁王尊で患者の患部とおなじ部分に赤紙をはって祈願するなどのこともおこなわれる。だが、漢方医説では癲は心に帰し狂は五臓に帰すとの説もあったが、いずれにせよ心の座は心臓であり、精神疾患脳病説が一般のものとなったのは明治初期以降のことである。そこで、頭部を対象とした信仰療法が精神疾患についておこなわれはじめたのも、おなじだろう。酒断ちの祈願には、盃または酒樽のまえに南京錠をおいた形の小絵馬がささげられた。悪夢をくうとされる獏の絵を夜具や枕にかくことがもちいられたことも、つけくわえておこう。

わたしは、江戸末期から明治初期の**売薬**の広告をすこしあつめているが、それらでは、精神疾患をその適応症にふくめているものでも、あげられている症名はかなりひろく、精神疾患のせまい特効薬とされるものはごくすくなかったように推察される。樫田五郎が一九一四年（大正三年）に富山県で精神病・脳病に有効とされる売薬を調査したところ、猿頭(さるがしら)の黒焼き、狐舌の黒焼き、鹿胎児の黒焼き、玉牛黄、川芎、蕗の根などがもちいられていた。呉秀三・樫田らが一九一〇年（明治四三年）から一九一六年（大正五年）にかけておこなった私宅監置についての調査[1]では、鳶の黒焼き、酸漿の根および柘榴皮の煎剤、穿山甲粉末、茗荷古根の卸し、墓木煎剤、臍の緒煎剤、墓場からほり出した死体骨の煎浸液、墓場土塊の煎浸液などがもちいられていた。露谷半撫子『まじなひ』（露谷兵二・神戸市、一九一五年）があげるてんかんのまじないは「人の縊死(くびくくり)したる縄を、黒焼にして、朝早く冷水浴を行ひ、清き水で飲むのです」とある。

妙薬いろはうたは、江戸中期から各地につたえられているものである。手もとの「妙薬いろはうた新解」（ここには明治以降にはいったものもあろう）から精神疾患に関するものをあげておこう、——

ろ　労咳や気鬱の症の病には煙草と榧の実を煎じ飲め

へ　平常に心づかひのある人は蓮と蓬を煎じのむべし

ち　血の道でいろいろ悩む女には猪(しし)のふくろ児黒焼で飲め

つ　頭痛してのぼせて鼻のつまるには鳶の頭の黒焼き、湯で飲め

ね　盗汗かき夢見驚きおそれなば長芋ばかり煮て喰ふがよし

て　癲癇の病、鴇の黒焼に白き砂糖を混ぜてのむべし

監置の制度および治療所

『諸家秘法集』にみられるように、興奮のはげしい精神疾患患者にたいしては、桶伏せの形の一時的監置もおこなわれていた。また、山崎佐(2)があつめた江戸の諸役人の手控帳、諸留書によって、精神疾患患者にたいする「入牢」、「入檻」、「溜預け」の**監置処置**のおこなわれていたことがわかる。入牢は、患者による犯罪などの危険をさけるため（たとえば「火之元無心元候に付」）、患者保護の責任ある家人、家主および五人組などの願い出によりおこなわれた。入檻は、私宅に「囲補理」、つまり檻をつくって、医師の診断書をつけた、親や親戚、町役人も連署した願い書をだして、掛り役人たる年寄同心が檻および患者の病状もみたうえで許可して、おこなわれた。この入檻は、特別のばあいに例外的処置としてだけみとめられており、退檻のばあいもほぼ同様の手続きが必要であった。溜預けとは、行路病者、無宿浮浪者などを非人頭に寄託して溜に収容させたことで、精神疾患患者では、入牢中に病勢増悪して監護困難になったときに非人頭を指定してその溜で監護させたものである（江戸の非人溜は、浅草と品川との二か所にあった）。山崎の資料は江戸についてであるが、最近昼田源四郎(3)が陸奥守山藩（現福島県郡山市の一部）の御用留帳を調査したところでも、精神疾患患者の入牢や差籠（さしこ）（木造の座敷牢）入りがおこなわれ、それらの手続きはかなり厳重であった。

このような、さまざまな監置の制度が江戸時代の各地でどの程度におこなわれていたか、少数の資料から判断することは困難である。かつてわたしたちは、(4)呉・樫田の「精神病者私宅監置ノ実況」にあげられている実例の監置開始年を推定して、精神病者監護法制定前からの監置例は少数で、この法律自体が私宅監置を奨励する結果となったもの

と結論した。この結果からかんがえると、私宅監置は江戸時代にそう広範にはおこなわれていなかったものであろう。おそらく大部分の患者は放置されていたにちがいない。

つぎに、江戸末期までにできていた精神疾患の**治療所**をみると、その最古のものは既述の光明山順因寺で、善祐法師が応永年間に治療を開始した。泉州七山（しっちゃま）の地に本多左内が浄見寺を建立し寺内に爽神堂を創設して、家伝の秘薬と仏への祈願とをとおして精神疾患患者の治療をはじめたのは、慶長四年（一五九九年）のことである（一八八二年本多榮にいたって本多病院を建設、五年後七山病院と改称して現在にいたる）。安永年間（一七七二―一七八一年）には永井慈現が越後の鵜の森（現加茂市鵜ノ森）の永井山順行寺境内で漢方薬による治療をはじめた。家伝の秘薬「神脳丸」が有名であり、ここで患者収容がはじまったのは一八〇〇年ごろからのようである（鵜の森狂疾院または「鵜の森の馬鹿医者」として著名であった永井精神病療院は、一八九四年に設立許可になったが、一九二二年に廃院になった）。一八〇八年（文化五年）に武田一巠が安芸の宮内（現広島県佐伯郡廿日市町）で家伝の瘋癲病秘法により治療をはじめた（一九〇〇年武田精神病医院設立、一九四二年廃止）。武田一巠の処方はつたわらぬが、今につたえられた薬箱には巴豆、大黄、黄柏、木通、黄芩、黄蓮木、柴胡、檳榔子がはいっている。文政年間（一八一八―一八三〇年）に石丸周吾は浪速（現豊中市）に収容施設を設置し漢方薬をもって精神疾患患者の治療にあたった（一八八五年石丸癲狂病院、一九四五年廃院）。一八四八年（弘化三年）奈良林一徳は江戸小松川に狂疾治療所を開設した（一八七八年癲狂病院設立、加命堂脳病院などと改名、一九四五年廃院）。

呉秀三の調査（『最近ノ施設』）により、これらの治療所が病院となってのち明治末期における収容人数をみると、総計二〇〇名には達していない。江戸末期における収容総数は数十名というところであったろう。これらのほかに宗教的な収容施設がいくつかあった。

江戸最末期の一八六七年（慶応三年）には加賀藩主前田慶寧は卯辰山に「卯辰山養生所」をもうけさせたが、ここには「狂病の柵」があったというが[5]、何人ぐらいの患者が収容されていたものかはわからない（卯辰山養生所は金沢大学医学部の前身である）。

明治初期の精神科病院および収容施設

いまこの稿をかこうとして困惑をおぼえることは、明治初期の施設の歴史がいまかなりかきあらためられていることである。江戸時代の資料がきわめて不充分であることはとうぜんとして、わたしたちはいままで明治時代における施設の歴史については、当時もっとも広範な資料をあつめている呉秀三『我邦ニ於ケル精神病ニ関スル最近ノ施設』（一九一三年）を主たる典拠としてきた。だが、最近の小林靖彦[5][6]や鈴木芳次[7]の報告によっても、わたしの調査によっても、呉の記載にもかなり不正確なもののあることがわかった。

さて、**小野太三郎**は一八七三年（明治六年）に金沢で盲人などを収容しはじめたが、そのなかに精神疾患患者もいた（一九〇五年小野慈善院）。なお従来小野が慈善収容事業をはじめたのは一八六四年（元治元年）とされており、この点はなお検討を要する。

陸軍衛戍病院の精神病室は一八七四年（明治七年）に東京第一衛戍病院につくられたのをはじめとして、五年以内に熊本、小倉、大阪、佐倉、青森、丸亀、松山、仙台、新発田とつぎつぎとつくられた。昭和にはいっての、「皇軍に精神病者はいない」などつたえられた神がかり的思想とはちがったものが明治初期の軍部にはあったのだろうが、その源はなんであったろうか、興味ふかいことである。

独立の正式の精神科病院として最初に設置されたのは、**京都癲狂院**である。東山天華らの努力寄付により府立の京

都療病院が一八七一年（明治四年）に設置され、おなじく東山らの寄付努力で、京都癲狂院が南禅寺内に療病院付属の形で開業式をおこなったのが、一八七五年（明治八年）七月二五日である。[8] 周知のように、モウヅレイの著を訳した『精神病約説』全三巻は、一八七六年一二月に京都癲狂院の医員神戸文哉により京都癲狂院から出版されている。ここの入院患者につけられた診断名が、癲狂（マニア）、自尊狂、鬱憂狂、徳行狂、癖狂、酒癖、失神、麻痺狂とかなり分化したものであったことからもうかがえるように、京都癲狂院における診療はかなりととのったものであったと推察される。だが、収支あいつぐなわずということで一八八二年一〇月にわが国最初の公立精神科病院は廃止され、その設備は私立京都癲狂院（現川越病院）にひきつがれた。ここで京都癲狂院の一八七九年の経理をみると、歳出の二、九一〇円九五銭にたいし歳入は一、六一六円八六銭にすぎず、そのうち寄付が八一二円三一銭をしめていた。京都癲狂院廃止ののちながく、東京府癲狂院―東京府巣鴨病院が唯一の官公立精神科病院であったことは、わが国の精神科医療にとってきわめて象徴的なことである。

区立函館病院瘋癲病室は一八七八年（明治一一年）に開設された（小林[6]）。だが、呉（『最近ノ施設』）などが「明治三十三年函館区立病院内ニ精神病室トシテ設置サレタルモノナルガ」とかいているところをみると、一旦廃止されて再設置されたものであろうか（現市立函館病院柏木分院）。なお北海道では、町立根室病院付属精神病室が一九〇〇年に、町立室蘭病院付属精神病室が一九〇二年に開設されるなど、他地に比して公的精神科病床の設置がはやい。これは開拓地という特殊事情および行政担当者が進取の気性にとんでいたことなどによるものであろうか。

私立精神科病院として認可された最初のものは、奈良林一徳の狂疾治療所をうけついだ奈良林元春の癲狂病院で、一八七八年五月二五日の設立である（従来一八八〇年設立とされてきたが、東京都公文書館の文書により右記の日付けを確認）。つづいて、一八七五年から精神病専門をもって開業していた加藤照業が一八七八年一二月一八日に、東京

市本郷田町に瘋癲病院を開業した。いまにのこるこの病院の規則をみても、瘋癲病院の諸制度はおおいに整備されていたもののようである。こののち病室の一部焼失により焼死者六名をだしたことをはじて、加藤照業は一八九八年一二月六日をもって瘋癲病院を閉鎖した。一八七九年一一月六日には渡邊道純が東京の豊島郡金杉村（のちの下谷区根岸町）に瘋狂病院を設立した（一八八〇年根岸病院と改称、のち移転して現国立病院）。

愛知公立病院には一八八〇年（明治一三年）三月に、公立医学所（名古屋大学医学部の前身）教師アルブレヒト・フォン・ローレツの設計による癲狂室が落成した。

京都市上京区の木瓜原癲狂院は一八八二年三月に三上天民により建設されたが、一八八九年に廃止された（三上天民は、京都癲狂院の医師であった）。京都府は京都癲狂院設立とともに、岩倉の保養所にたいする取り締まりをきびしくしたので、一八八四年八月四軒の保養所が合同して岩倉癲狂院を設立した（のち岩倉病院などとなり、一九四五年廃止）。大阪府では、石丸周吾の孫周治により一八八五年に石丸癲狂病院が設立された。一八八六年二月一日には大阪市南区に山本洪輔により私立回春病院付属大阪癲狂院が設立された。この病院敷き地は安居天神と接しており、安居天神境内には癎鎮女と称する井戸があって古来精神疾患患者がこれに治癒をいのったという（この病院はのち私立大阪精神病院と改称、のち一九一四年設立の大阪脳病院に吸収され、現山本病院）。

このようにみてくると、一八八七年（明治二〇年）までに認可されて存続していた精神科病院は、東京府で小松川精神病院（癲狂病院より改称）、瘋癲病院、東京府癲狂院、根岸病院の四院、京都府では木瓜原病院、私立京都癲狂院および岩倉癲狂院の三院、大阪府では石丸癲狂病院および私立回春病院付属大阪癲狂院の二院であった。当時他地に精神科病院は存在しなかった。このように精神科病床が三府、なかでも東京府にいちじるしく偏在する傾向は昭和初期までつづいた。樫田五郎(9)があげている一九一八年八月の精神疾患患者収容施設の数字でみると、行路病者収容所

の病床などもいれて精神科病床計五、九〇〇床ほどのうち、四、二〇〇床ほどが三府内にあり、ほぼ半数の二、九三〇床が東京府内にあったのである。

第一章文献

(1) 呉秀三・樫田五郎「精神病者私宅監置ノ実況及ビ其統計的観察」、東京医学会雑誌、第三二巻第一〇—一三号、一九一八年、および、内務省衛生局、一九一八年。

(2) 山崎佐「精神病者処遇考」、神経学雑誌、第三三巻第九号（一九三一）、第三四巻第一、二、四、五号（一九三二）。

(3) 昼田源四郎「近世日本における民衆の狂気観について——『日本精神医学思想史』序説——」、社会精神医学、第一巻第一号、一九七八年。

(4) 岡田靖雄・吉岡真二・金子嗣郎・長谷川源助「私宅監置の運命」、精神医学、第七巻第六号、一九六五年。

(5) 小林靖彦「精神病者保養所の群生していた2つの地域について」、精神医学、第一六巻第一〇号、一九七四年。

(6) 小林靖彦「日本精神医学の歴史」、懸田克躬ほか編集『現代精神医学大系』、1A（精神医学総論I）、中山書店、一九七九年。

(7) 鈴木芳次「『瘋狂病院』について——『東京の私立精神病院史』の訂正——」、日本精神病院協会月報、78年第9号、一九七八年。

(8) 京都府立医科大学創立八十周年記念事業委員会編集兼発行『京都府立医科大学八十年史』、一九五五年。

(9) 樫田五郎「我邦に於ける精神病院の発達及び現況」、『精神異常者と社会問題』、中央慈善協会、一九一八年。

ここに名をあげた施設はいずれも、東京府癲狂院の同胞施設とみるべきものである。

第二章　東京府養育院、東京府病院および東京府脚気病院のこと

ロシヤ帝国アレクセイ大公養育院をつくらしむ

江戸開幕より一八〇年、天明年間（一七八一―一七八九年）には幕藩体制にゆらぎがみえはじめ、また一〇〇万都市になっていた江戸の都市問題も重大化してきていた。こういうさなか一七八三年（天明三年）に浅間山が噴火し、ひきつづき五年間におよぶ天明の大飢饉がおこった。こういうときに、田沼意次の政治にたいする批判勢力におされて一七八七年に老中首座についたのが、奥州白河藩主松平定信（楽翁）（一七五八―一八二九）である。松平定信は一七九一年、江戸惣町に令して町費節約の一〇分の七を積み金とする「七分積金」制度をはじめた。その金は「囲い籾」および積み金にあてられ、備荒および慈恵救済の用につかわれた。この「七分積金」所管の役所として翌年「**町会所**（まちかいじょ）」が設立されたが、これは江戸町民が主体となって運営された。

町会所の財産は明治元年（一八六八年）五月一九日に官軍にひきつがれたが、その内容は籾三二〇、七一一石余、現金二一、一九五両余、貸し付け滞金二〇七、六七五両余、地所一、七〇五か所などであった。町会所は明治五年（一八七二年）五月二九日に最終的に廃止され、その財産は同年八月に設立された**営繕会議所**（一〇月二八日より、単に「会議所」と改称）にひきつがれた。この事業は救貧施設の運営、修路、架橋、ガス燈、共同墓地などをふくむ

広範なものであった。その運営には「府庁の任撰を以て東京市中に就て富有の者若干員を擢抜し仮に市民の総代人と為し」た委員があたったのであり、委員は実質的には、維新の事業に貢献した御用商人であった。

この一〇月にロシヤ帝国のアレクセイ大公が来朝することになっており、府下に乞食が徘徊するのをとりしまる必要が生じた。一八六九年に窮民救済のため新政府が三田などに設置していた**救育所**はこの年までに廃止されていた。九月に府庁が営繕会議所に窮民・乞食の救済方につき諮詢したのにたいし、会議所は一〇月工作場、日雇い会社などの救貧三策を答申した。その第三が、

　工人雇役等に使ふへからさる癈疾老幼あるへし此等は高敞の善地を択らひ長屋を建て病者に医薬を給し幼者は師を延て是を教へしむへし（後略）

で、救貧院設立の要をといたものである。

そして一〇月一五日に市内の乞食浮浪の従の一斉刈り込みをおこなって、本郷加州邸跡の通称めくら長屋に約二四〇名を収容し、**会議所付養育院**と称した。収容者の実際の取り扱いは浅草溜非人頭車（長谷部）善七に託した。アレクセイ大公の横浜着は一〇月一三日、東京入りは一六日のことで、養育院の創立はまさに泥縄的な策であった。ついで一〇月一九日に養育院は浅草溜へうつった。浅草溜時代の賄い料は一人一日一銭四厘五毛で、これは当時の米価で米四合弱相当であった。

ところで、のちには条約改正のために精神病者監護法を制定し、ライシャワ事件ののちに精神衛生法改正をはかる、といった、医療福祉の政策を国内的配慮よりは対外的顧慮によっておこなうというやり方の原型は、まさにこの養育院創立の事情にみることができるのである。

上野時代の養育院

養育院の敷き地としていくつかの場所が候補にあげられたが、一〇月五日に東叡山上野寛永寺衆徒護国院より、敷き地五、八六九坪、建て物（書院？）一六七坪の見積もり承諾があり、ここへの移転がきまり、さらに一二月一日（太陽暦一二月三〇日）〔ここまでの月日は陰暦により、一八七三年からの月日は太陽暦による〕に養育院病室新規入札が決し、建築に着手された。そして養育院は一八七三年（明治六年）二月四日、五日に上野護国院跡地に移転した。

移転にともない二月一一日に養育院「入院条件」が会議所の議決をへて府庁に上申されたが、そのなかにつぎの条項がある——

一、病者ハ病室ニ置キ、癈疾者盲人瘋癲人等各其室ヲ異ニシテ、各室ニ看護人ヲ付シ、療養ヲ尽サシム。

だが、狂人室が実際にもうけられたのは、のちのことである。

ここで養育院の医療面をみると、本所相生町の医師村上正名が二月六日から勤務して治療にあたった。ついで、一八七四年（明治七年）一月一〇日佐々木東洋の施療申し出があり、それがききとどけられた。同年五月七日に府下病院（東京府病院）が開院し、養育院収容者中の難症者計二二名が五月中に府下病院へおくられた。また養育院病室は府下病院付属として、また養育院医師は府下病院所属としてあつかわれることになった。一八七五年二月二二日には府下病院御雇い医師栗田胤顯が養育院病室医長に任ぜられた。

一八七五年六月五日東京医学校長長與専齋から東京府知事大久保一翁にたいし、臨床講義のため当校医官を派出して患者の治療にあたらせときどき生徒をつれていきたい、との申し込みがあり、翌年二月九日には東京医学校（東京

大学医学部の前身）より再度の照会があった。これにたいし養育院では二月一七日に承諾の回答をした。一八七八年一一月には神田和泉町に東京大学医学部付属医院が落成したので、東京大学医学部より養育院にたいし、病者を付属医院に入院させて治療するむねの申し出があり、両者間に協定がむすばれた。

このように養育院の医療面は、府下病院付属の形をとりながら、東京大学医学部とも密接な関係にあり、複雑な状態にあった。

ところで、窮民増加のため養育院はせますぎる状態になっていて、会議所からくりかえし上申した結果、一八七四年一〇月一七日、隣接する東圓院の地所一、七六四坪が養育院にひきわたされた。

会議所は一八七五年一二月二一日組織をあらためて東京会議所と改称し、一八七四年五月一一日から会議所頭取になっていた澁澤榮一（一八四〇―一九三一）を会頭にえらび、澁澤が行務取締をもかねることになった。だが東京会議所の狙いは「真正の民会を起立する」ことにあり、翌年一月一七日に会議所の事務返納を府知事に上申した。五月一一日澁澤が東京府から養育院事務長をもうしつけられた。五月二五日会議所事務は一切東京府に還納され、翌二六日より養育院は会議所付属の地位をはなれて東京府養育院となった（東京会議所は一八七七年二月一八日解散）。また正式の院名は六月六日「東京養育院」とされた。だが、会議所付属の時代から「東京府養育院」の名称およびその印鑑が公式にももちいられており、こののちも「東京府養育院」の名称は使用された。

さて、養育院の組織はこのようにしてととのってきたが、敷き地の問題がおこった。すなわち、一八七六年（明治九年）二月博物館長より東京付権知事楠本正隆にあて、「上野山内東圓院に設立有之養育院の儀即ち公園地の区域中に有之然に当館設置の順序相立候上は往々入用の見込も有之（後略）」という照会書がおくられた。そして八月二九日、東京府、文部省、博物館事務局の三代表が立ち会いのうえ、養育院の建て物はそのままにしておいて、地所は文

部省博物館へひきわたすとの口達が養育院にたいしなされた（『養育院百年史』はこのときのことを、「養育院建物は、仮東京府癲狂院に貸与することになり」と記述しているが、当時東京府癲狂院設立の計画は具体化していないので、この記述は誤りであろう）。澁澤事務長は、替え地の件の処置をいそぐよう上申していたが、この件はなかなか具体化しなかった。

だが、収容室は超満員で、たとえば婦人室一〇九畳に一三三名という狭さであり、また成人小児が雑居していた。この状態の改善のため、一八七八年四月二二日づけの「養育院内窮民小児の分別居為致度伺」が、また同七月一日づけの「養育院内各室建増の儀に付上申」がそれぞれきとどけられた。

ここで、養育院が府直営になって間もない一八七六年九月三〇日の現況には「一、医員四人　右は東京医学校にて治療担任に付出張」とあり、東京府病院（府下病院）の医師のことはのっていない。前年には「府下病院御傭医養育院掛」として栗田胤顯はじめ計九名の名があげられていたが、いまやまったくかわってしまったらしい。このように建て前とまったくちがってしまった実態について澁澤事務長が一八七九年四月二日づけで、養育院へは軽病のものをいれて府病院には長病大患の者を送致するのが至当であろうか、と上申したところ、府知事よりそのとおりとの返事があり、さらに六月一八日づけで府知事より、

其院派出大学医学部医員の儀は本月限可引払に付更に本府病院医員派出可為致条此旨相達候事

との通達があった。これは七月一日からの新会計年度にあたっての計画の一環をなすものであったろう。そして七月に東京大学医学部より派遣の医員の引き払いが完了し、一八九〇年（明治二三年）六月二七日に院内治療をあげて東京帝国大学医科大学に委託する契約をするまで、関係中絶状態がつづいた。

さて養育院移転については、一八七九年一月二七日に府知事より、神田和泉町一番地に見込み取り調べの下命があり、さらに八月一四日に「移転差迫の事情も有之差向本地在来の建物へ仮に修繕を加へ移転方可取計」との指令が急にでた。こうして養育院は一〇月一〇日に上野から神田へ移転したのである。また移転にさきだって八月一八日、養育院の事務長は院長と改称され、澁澤事務長が院長となった。

なお、政府は地方制度の管理を強化するため地方税支出についても規制したので、養育院費は一八八二年度より地方税支弁の対象外となり、蓄積金利子によることになり、さらに一八八五年七月よりは府営をはなれて一八八九年一二月二一日市営となるまで委任経営時代にはいった。

養育院内狂人室のこと

前記のように、一八七三年の「入院条件」の定めによれば瘋癲人室の設置が想定されていたようであるが、その具体化は一八七五年（明治八年）のことであった。同年の九月二七日府庁より「狂人不得已願のもの有之何分其侭難差置に付養育院にて差向営繕相成兼候はゝ府庁内に狂人室取立可申候間看護人其他入費可被差出哉評議致し申出候様」との談があったので、会議所の養育院掛が左のように養育院の評議に付した、——

各区の内不得止を狂人出願のもの有之事情無余儀儀に付養育院狂人室都合致し引受候歟左も無之候はゝ本府御囲内へ狂人室取設相成可申左候はゝ狂人看護人差出其他入費養育院入費金の内より差出し候歟両様の内否御答可申上旨御達に付勘考仕候処府庁へ取建候共一時惣体建築迄の儀殊に入費も差出候儀に候はゝ差向上野狂人室壹棟取建可申と奉存候此段及御相談候也

明治八年九月二十九日　　　　　　　　　　養育院掛

尚追て場所取極り候節は更に右場所へ引き候積りに候事

つまり、狂人を養育院内でみるか、みられぬなら府庁で府内に狂人室をつくるがその運営は養育院でやってほしい、との達しがあったわけで、会議所は評議の結果、養育院に狂人室を設置することを決議して、一〇月二日に当時の盲人室を修繕して、ここに狂人を収容することとし、左の上申をした、——

養育院狂人室取建大略出来仕候に付差向五人入院為致候て差支無御座候其余は尚追て可申上候此段上申仕候也

明治八年十月七日　　　　　　　　　　会　議　所

御　掛　御　中

こうして、東京府としては精神疾患者にたいする施策は、一八七五年一〇月七日をもってはじまったとみてよい（ちなみに、京都癲狂院の発足は同年七月であった、維新直後の混乱がおさまって、東西両都において精神疾患者の問題が表面化してきたのであろう）。なおおなじころ九月一二日に警視庁より隠れ売女を収容してほしいとの交渉があったが、翌年一月一九日澁澤会頭が府知事あてに収容できないと最終回答をした。

養育院に入院する狂人は急激に増加した。狂人室が設置されて八か月あまり、養育院事務を府に還納するにあたっての現況調書（六月二六日）をみると、

惣人員三八二人（男二六九、内自費一〇）、（女一一三、内自費三）

内役付三七、病者四七、狂人四八、癈疾三〇、盲人二三、老人（七〇歳以上）一六、幼者（一五歳以下）四七

となっている。これらにたいする建て坪数をみると、病室三か所一六二・〇〇坪、盲人室一か所二四・五〇坪、狂人室六か所七一・五〇坪である（ただし、九月三〇日づけの養育院現況では、狂人室七一・五〇坪五か所となっている、両者の記載は他の点でもくいちがう）。人数に比して病室はいくらかひろいが、盲人室、狂人室はせまい、とくに狂人室のすべてが隔離個室であったことをかんがえるとそうである。

この狂人室収容者の治療は大学医学部の医員がうけもっていたことは、澁澤事務長名一八七九年四月二日付け知事あて上申中に「養育院へ入院の中瘋癲或は平患者取扱の儀は前年来引続き大学医学部の医員派出治療致来候処」とあることからもわかる。だが、その取り扱いの実情は、のちに引用する呉の文章にみるように「極端ニ言ヘバ恰モ動物ヲ飼養スルノ観ヲナシタリト謂フ」ものであった。

一八七八年末には狂人室も増築された（東京都公文書館所蔵、回議録養育院事務局明治自十年至十一年）、――

養育院増築落成ニ付入院御差許之儀上申

本年七月中該院手狭ニ付増築之儀上申仕候処今般落成相成候間窮民男女百五拾人并狂人貳拾貳名程入院御差許可然奉存候此段上申仕候也

明治十一年十二月十八日　　養育院事務長　澁澤榮一㊞

東京府知事楠本正隆殿

東京府養育院窮民一覧表によれば、翌一八七九年四月三〇日には、本月在院男二七九名、女一八六名のうち、狂人六四名、男一五歳以上二八名で計二八名、女は一五歳以上三五名、七〇歳以上一名の計三六名であった。翌五月三一日の狂人は六八名、男一五歳以上二九名で計二九名、女は七歳以上一名、一五歳以上三七名、七〇歳以上一名で計三

九名であった。

そして一八七九年六月二〇日には、在院者五〇〇名余のうち瘋癲人は六八名に達しており、これだけの瘋癲人に要する経費は養育院にとってはおおきな負担であった。このところは、東京府癲狂院創立前後事情としてみていこう。同七月一日には在院者五二五名中癲狂者七一名とある。

また、養育院は府の施設であるので、他管下に本籍のある在院者を警視庁にひきわたすなどのことがおこなわれており、これに平行して、一八七七年ごろより東京府内では、地方より出京して徘徊する患者は監獄署第二支署に送致していたという（『東京府史・行政篇第六巻』）。

養育院内狂人室のことをおえるにあたり指摘しておきたいのは、東京府にすでに府病院ができていたが、東京府は狂人室を府病院内にでなく養育院内に設置させた点である。ここにはある種の狂人観が反映されているのだろう。

東京府病院のこと

明治政府は一八六八年（明治元年）に大阪裁判所および東京府にたいし、鰥寡（かんか）孤独貧窮者の**施療機関**として病院を設立すべき旨の沙汰を達していた。府病院について一八七三年一月宮内省より一万円の下賜金があり、同九月第二大区四小区愛宕町二丁目元本多邸跡に建築着手し、翌年四月に落成、五月七日に開院した。初代の院長は岩佐純、副院長佐々木東洋、顧問佐藤尚中。はじめは府下病院または愛宕下病院とよばれていた。入院料は一日一等一円、二等三七銭七厘、三等三一銭二厘五毛、四等二五銭。一八七六年三月、内務卿より官公私立病院の種別を判然とするようにとの通牒があり、四月より東京府病院と称した。同年五月二日には第一大区二小区馬喰町に第一分局を、八月二八日第六大区三小区深川西平野町に第二分局をもうけた。

一八七六年五月一日には**長谷川泰**（たい）が病院長に就任した。翌年七月七日には東京府病院は貧困者だけの施療病院とされている。これは、公立病院と開業医との対立がはじまっていたことによるものだろう。この年から、官公立病院は施療機関として存続すべきもので、中等以上の人民の診療はおこなうべきでないという議論が、医界にたかかった。同年六月七日には、各区の貧民が病気になって自費で医療をうけがたいものが、施療券によって無料で診療・施薬をうけられるようになった（府甲六八号達）。

施療券にふれてついでにかけば、一八七九年四月本郷区長より、瘋癲病院入院中の貧困の者について、医師加藤照業が格別の慈恵心をもって入院費は無料にしてくれたが薬価は自弁とのことであった、施療券は受け持ちの区医にかかるばあいにかぎるとなっているが、このばあいとくに施療券下付を許可してほしい、との伺いがだされた。これにたいし府から、他に影響があるので養育院へ入院させるように、との回答がなされている。

府病院にもどって、一八八〇年六月三〇日をもって府病院分局が閉鎖された。また府病院は伝染病患者をいれなかったが、同年八月に伝染病発生のさいは伝染病室を仮設して発疹チフス患者だけ入院させ、ついで他のものも入院させた。

府病院は一八八一年（明治一四年）七月八日に廃院となった。廃院理由は財政事情で、府会が住民の過重な地方税負担を軽減するため、一八七九年度から一八八九年度にかけて予算総額の八・三%を削減していた。十四年度予算救育費中、「一、金壹万四千四百九十二円　施療院費　（修正）削除　（理由）社会の慈善に待つへく且之を廃するも一方は養育院の存する以上は差支なしとするに由る（常置委員会意見）」とあり、元府立病院蓄積金二三、七三九円余の利子は養育院の費用にあてられることになる、――このような財政上の理由からとすると、京都癲狂院の廃院にもつながる問題かもしれない。なお廃院時院長のほか医師六名で、養育院兼務六名であった。府病院の器械・薬品その他

は癲狂院・養育院に交付された。このなかにはかなりすぐれた器械もあったのだろう、翌年六月二九日に、東京大学総理よりもと府病院にあったツァイスおよびハルトナックの顕微鏡を借用したいとの申し入れが癲狂院にたいしあったのをことわっている。また、この跡地はのち東京慈恵会医学専門学校にはらいさげられた。

一八七七年四月九日府病院より、癲狂症で難治窮民の某を入院させたいとの伺いにたいして、一一日に、ちかく癲狂院設立までは養育院へ入院をねがいでるように、と府庁庶務課から回答されている。だが、入院者中に癲狂患者がまじることはあったようで、同年九月一日には、貧困癲狂患者某儀脱室之儀の届け出が府病院より府庁にだされている。

さて、一八七八年(明治一一年)は明治体制の地方制度がある程度さだまった年である。七月二二日太政官布告をもって、いわゆる三新法がさだめられた。その一つが郡区町村編制法であって、それまでの大区・小区制をやめて、行政区画として郡町村を復活させ、別に人民輻輳の地は区とし、郡・区長、戸長をおくことにした。その二が府県会規則であって、府県会の権限は地方税で支弁する経費および徴収方法の議定に限定、議案はすべて府知事・県令より提出することとした。その三が地方税規則であって、従来の府県費・区費を地方税とし、地租の五分の一以内とすることとし、営業税・雑種税は戸数割りにより徴収することとし、また地方税支弁費目をさだめた。これらにもとづき東京府会は一八七九年(明治一二年)三月二〇日に開会し、またたとえば、府移管ののちも共有金でまかなわれていた養育院経費も地方税で支弁されるようになった。つぎにあげる東京府病院費予算説明はおそらく、府会での予算案説明であろうが、これによって府病院がおこなっていた事業を概観できる。

東京府病院費予算説明

東京府病院ハ明治六年之ヲ創立シ漸次其規模ヲ大ニシ広ク府民ノ疾病ヲ治療シ危患篤病ニ罹ル貧人ヲ施療シ府下ノ医学生徒中学年ニ乏シキ者ヲ教育シ産婆ヲ教導セシメ分局貳ケ所ヲ設ケテ遠区ノ人民ヲ治療シ貧患者ヲ救治セシメ郡区医ヲ配置シテ貧民ノ疾病ヲ救治シ幼児ニ牛痘ヲ施種セシメ以テ病院本分局ノ欠ヲ補ヒ又流行病ヲ予防シ伝染病院避病院ヲ管理セシメ其他府民ノ衛生ニ係ル諸事ヲ講究セシム明治十一年十二月三十一日ノ統計ニ依レハ同年中入院患者ノ数五百三拾貳人無代入院患者ノ数五拾三人外来患者ノ数壹万五千三百四拾四人（内半価施療二千〇八十八人）施療券患者ノ数千七百貳拾貳人合計壹万七千六百五拾壹人生徒ハ生徒舎創立明治七年五月以来卒業セル者八拾七名授業生徒顕今九拾三名産婆ハ昨十一年五月以来卒業セシモノ拾九名授業者顕今五拾貳名種痘ハ十一年中本院両分局ニテ接種三百名区医並四宿区医出張処ニテ同七百名ニ之アリ凡ソ都府繁華ノ地ニ於テハ衛生療病ノ事一層緊要ニ属シ且貧民モ亦甚タ多ケレハ施薬施療等慈恵ノ挙モ亦無カルヘカラス此故ニ之ヲ明治十二年度ニ継続セントス是本書ノ費用ヲ要スル所以ナリ而シテ此費用中病院本分局区医癲狂院費ハ概ネ区民ノ為ニスルノ費金ナレハ之ヲ十五区ヨリ支弁シ郡医ニ係ル費用ハ六郡ヨリ支弁スルヲ以テ適当トシ本書ノ予算ヲ為セリ

ここに癲狂院費の説明がつづくが、それはあとで引用しよう。

脚気病院のこと

脚気病院設立の直接のきっかけとなったのは、一八七七年（明治一〇年）に明治天皇が脚気にかかり、翌年再発の憂いあり、岩倉具視が転地をすすめたのにたいし、明治天皇が治療研究を命じたことである。脚気治療をきっかけに失地回復をはかろうとした漢方医に同調しかけた大久保利通と、漢方医をはばもうとする長與専齋の動きなどが、裏

面にあった。また一八七七年内務省衛生局は一二月八日に、脚気病につき各県に調査を命じている。さて、わたしが東京都公文書館でみいだした脚気病院についての最初の文書は、翌年三月一五日大久保内務卿より東京府あてのものである、――

東京府

脚気病ノ儀ハ本邦一種ノ風土病ニシテ殊ニ東京府下ニ於テハ年々此病ニ罹ルモノ夥敷憫然ノ至リニ付府下適当ノ地ヲ撰ミ脚気病院ヲ設立療法ヲ研窮シ専ラ該病ニ罹ルモノヲ救療可致就テハ補助金トシテ向五ヶ年ヲ限リ毎年壹万円并ニ本年設立費八千円可下渡候条爾他ノ費用ハ其府ニ於テ適宜取計至急着手可致尤医員其他ノ撰挙并規約方法等ハ悉皆当省衛生局ヘ稟議ヲ遂ケ候上施行可致此旨相達候事

追テ病院ノ場所撰定建築ノ図面取調年々可申出事

明治十一年三月十五日

内務卿大久保利通

『東京府史・行政篇第六巻』によれば、このまえ二月二五日に内務省は大蔵省と相談して、毎年一万円ずつと建設費八、〇〇〇円とを府に委託して脚気病院を設立させることにしたのである。

これにたいし東京府は、府本病院・癲狂病院・脚気病院の三院を永田町二丁目一六番地の府有地に建設しようと計画したが、その場所が御所にちかいので宮内卿からでも反対の声があがったものか。五月一日に内務省衛生局長大書記官長與専齋は東京府知事楠本正隆にあて、脚気病院設立は急を要することで、新聞紙上にはその位置もさだまったかにかかれている、もし三病院を一構に設置する場所がないため時期をうしなってはこまるが、どうなっているのか、と照会している。五月六日には、徳大寺宮内卿から大久保内務卿にあて、脚気病院設立につき金二万円を下賜さ

れるところに、同所に癲狂院設立のことをきこしめされて金三千円を増加することになった、との通知がいっている。そして五月二三日に東京府に対し正式につぎの御沙汰があった（写真1）、——

東京府

今般
内旨ヲ奉シ脚気病院癲狂院設立ニ付
思召ヲ以金貳万三千円下賜候条右費用之内へ可差加旨
御沙汰候事

明治十一年五月廿三日

宮内省

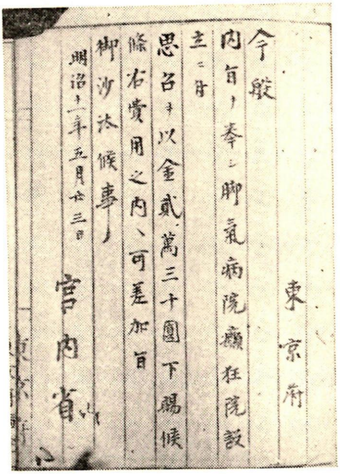

東京府
今般
内旨ヲ奉シ脚氣病院癲狂院設
立ニ付
思召ヲ以金貳萬三千圓下賜候
條右費用之内ヘ可差加旨
御沙汰候事
明治十一年五月廿三日
宮内省

写真1　1878年5月宮内省御沙汰
（東京都公文書館文書）

つぎの府知事より徳大寺宮内卿あて上申はあるいは、右の御沙汰にさきだつものであろうか。

当府本病院癲狂病院脚気病院之義永田町貳町目拾六番地ニ建設ノ見込ニ有之候処右地所御所接近ニ付他へ相当ノ場所可相撰事ニ相運〔?〕右地所買上金内〻思召ヲ以テ金貳万円当又今般癲狂院建設ノ義被聞召金三千円下賜候旨内務卿ヨリノ相達府民一同ノ幸福不堪感佩ノ至先以一応及上申置候也

明治十一年五月　日　　東京府知事楠本正隆

徳大寺宮内卿殿

このあと、一八七九年一月には、この永田町二丁目一六番地の病院用地を宮内省に譲渡したこと、また駒込東片町

一番地、本郷元富士町一番地、向ケ岡弥生町二番地の陸軍省用地と交換して病院地としたなどの文書がある。(「明治十二年一月出版　東京府蔵版」とある地図によると、現在の東京大学農学部に相当するところで、西側が「陸軍省用地」、不忍池寄り東側が「東京府用地」とある、両者を交換したのか)。するとどうも、脚気病院の下賜金が二、〇〇〇円増額されたのは、病院地を他にもとめなくてはならぬようになったためであるらしい。

こうして脚気病院は一八七八年七月一〇日に、第四大区一小区表神保町一番地文部省所管旧英語学校跡をかりうけて仮病院を開院し、年末の一二月一〇日に閉鎖した。病院事務長(院長)は長谷川泰であった。そして翌年本郷区向ケ岡弥生町二番地に本院が落成して、四月一日に東京府脚気病院が開設された、長谷川泰が院長である。この場所は、瘋狂院が開設されることになる場所に接しその北側である(口絵1で「避病院」とある所)、つまり一年あまり両病院は隣接していた。脚気は暖暑期の季節病であり、冬期は脚気病院は閉鎖されていたようで、『医事新聞』には「本郷追分の脚気病院は本月(四月)一日より開院せられたり」などの記事がみえる。だが東京府脚気病院は一八八二年(明治一五年)六月三〇日をもって廃止され、その事業は東京大学医学部の脚気病室にひきつがれることになる。

東京府脚気病院之儀本年度限廃止シ該病院審査ノ事ハ更ニ当省所轄東京大学医学部ニ於テ管掌致スヘキ旨太政官ヨリ達有之候条此旨相達候事

東京府

但該病院ヘハ其府ヨリ可相達事

明治十五年五月三日

文部卿福岡孝悌

この年コレラが猖獗し、東京府では旧東京府病院を一時避病院として七月一四日より開院した(翌年には避病院と

して竣功）のにつづいて、本郷追分元脚気病院跡にも避病院がおかれて八月一三日より開院した。こうして、脚気病院は都立駒込病院の淵源につながっている。

こうみてくると、癲狂院と脚気病院とは、ほぼ同時期に成立し場所もとなりあっていたので、単なる兄弟というよりはふたごであった。その一方は夭折した。だが、癲狂院およびその後身と脚気との悪因縁ともいうべきものは、ずっとあとまでつづくのである。

第三章　東京府癲狂院発足前後事情

第二章にのべた東京府養育院、東京府病院および東京府脚気病院に関することのうちに、東京府癲狂院発足の事情がある程度うかがえるのだが、ここではまずべつの資料をみよう。

癲狂院への関心

わが国で癲狂院というものについて一般に紹介した最初のものは、おそらく慶応二年初冬（一八六七年はじめにあたる）発行の**福澤諭吉**纂輯『西洋事情』（尚古堂発兌）であろう。その巻之一には、病院、貧院、唖院、盲院、癲院、痴児院についての紹介がある。癲院のところをあげよう、——

癲　院

一、癲院ハ発狂セル者ヲ養ヒ治療スル病院ナリ患者一人毎ニ一室ヲ与ヘ病症ノ軽キ者ハ昼間室ヨリ出シ院内ヲ歩行シ或ハ庭園ニ遊テ花ヲ採リ或ハ歌舞シ鞠ヲ玩ヒ或ハ絵ヲ画ク者アリ或ハ音楽スル者アリ院内殊ニ清楚ニシテ他諸院ト異ナリ諸処ニ小禽ヲ飼ヒ金魚ヲ養ヒ鉢物ヲ置ク等総テ閑静幽微ノ風致ヲ設ケテ人意ヲ楽マシムルヲ主トス此院ハ発狂人ヲ療治スルノミニ非ラス或ハ狂心ニテ人ヲ殺シ或ハ火ヲ放テ家ヲ焼ケル者等皆此院ニ入ル但シ狂心ニテモ死罪ヲ犯シタル者ハ其病平癒ノ後モ外ニ出タサスシテ癲院内ニ身ヲ終ラシム壬戌ノ夏余カ龍動ノ癲院ニ行キシ時モ

此類ノ狂人三名ヲ見タリ一人ハ国主ヲ弑セントシ一人ハ其父ヲ殺シ一婦人アリ自カラ三子ヲ殺セリト云フ

つぎに、一八七四年（明治七年）八月一八日文部省より東京・京都・大阪三府へ達せられた医制には「第二十六条 黴毒院癲狂院等各種病院設立ノ方法ハ皆前条ニ則トルヘシ」と、癲狂院についても規定している。

さて、京都癲狂院ができたのは一八七五年であるが、**森有禮**がこのことにふれている手紙がある、——

余が親愛なるヂックス嬢、久しく通信不申上、御身が深き熱心に居ます事業に関して、なほざりにせしと思召すこと勿れ、私事、其後多くの時日と注意とを此問題に注ぎ、終に京都にて一の瘋癲病院を首尾よく設立いたし、今また東京にて更に一つ建設中に有之、遠からず此の善事の為めに開かるべしと存じ候、此外尚追て設立可致、願はくは多くの不幸者を、せめて少しにても減ずるの便りとならんことをと熱望いたし居り候。

みられるように、アメリカの精神科医療事業の大功労者であるドロセア・ディクス女史にあてた一八七五年の手紙である。森は、京都癲狂院の設立に関係し、東京にも癲狂院を設立させようと努力していたらしいことがうかがわれる。この手紙は石井研堂『増補改訂明治事物起源』（春陽堂・東京、一九二六年）中の「瘋癲病院の始」の項に紹介されている。鈴木芳次（「『ペンシルバニヤ癲狂院長閣下ニ送ル答辯書』に想う——日米交流の事始め」精神医学、第一八巻第一〇号、一九七六年）によれば Francis Tiffany: "Life of Dorothea Lynde Dix" (1890) に同様の手紙がのっているので、石井研堂はこれによったものであろうか。森有禮（一八四七—一八八九）は進歩的な政治家で、一八八九年二月一一日文部大臣であった森は西野文太郎に暗殺された。一八七〇—七三年とかれは代理公使としてアメリカ合州国に在勤していた。また森は一八七九年（明治一二年）には、この年もうけられた中央衛生会の会長を短期間で

あったがつとめた。だが、医療衛生面での森の活動がどの程度のものであったかは、解明されていない。とはいえ、当時の有識者のあいだで癲狂院の必要性がかなり認識されていたことはうかがえる。なお、精神科医療史のうえでこの森書簡に最初に注目した一人は金子準二(「日本の精神病院の歴史」、日本精神病院協会編『日本の精神病院』第一集、四季社、一九五八年)であろう。

東京府癲狂院設立の動き

すでにのべたように、府病院は一八七四年(明治七年)に設置され、岩佐純が院長、佐々木東洋が副院長、佐藤尚中が顧問となった。呉は『最近ノ施設』に「是等諸氏ガ都下ノ精神病者ニ関シテハ其治療処置ノ適当ナル設備ヲ欠クヲ憂ヒテ府下ニ其適当ナル治療所ヲ設立スルノ必要ヲ称道セシハ既ニ其年ノ内ナリシモ爾来数年間ハ提案出費ノ方法等ヲ調査スルガ為メニ経過シタルガ」とかいている。一八七六年長谷川泰「院長トナルニ及ビ益々其必要ヲ認メ種々協議ヲ凝」した。森はおそらく、これらの医師と接触があり、それらにはたらきかけたのだろう。

この間に既述のように東京府は、べつに狂人室をつくって養育院で管理するか養育院内に狂人室をおくか、と養育院にせまって、一八七五年一〇月七日にまず五人収容の狂人室ができ、そののち養育院内の狂人室は拡張されていった。

一八七七年四月の府病院からの伺いへの回答にみられるように、このときには府庁は癲狂院設立の考えをかためはじめていた。そして翌年五月はじめまでは、癲狂院設立のことが明治天皇に達するところまでいっていた。だが、府病院・癲狂院・脚気病院を一か所に設置しようとしたはじめの計画におそらく宮内省から御所にちかすぎてこまるとの横槍がはいって、用地難となり、癲狂院設立は足踏みしたのだろう。せかされて脚気病院はまず仮設された。

一八七九年（明治一二年）のおそらくはじめには、府内に癲狂院を設立するということ自体は決定されていたろう。そしてつぎにあげるのは、さきにあげた東京府病院費予算説明につづくもので、**癲狂院設立趣意書ともいうべきもの**である（東京都公文書館所蔵、明治十二年回議録衛生課〔理事彙輯〕）、——

癲狂院費

人ノ不幸癲狂ヨリ甚シキハナク而シテ其療法モ尋常疾病ト同シカラサル者アリ此ノ故ニ専門ノ病院ヲ設ケ其病症ニ応シタル各殊ノ療法所置ヲ行ヒ或ハ之ヲ鎖固シ或ハ之ヲ遊歩娯楽セシムルニ非サレハ其治愈スヘキ者モ往々不治ニ陥ル者アリ従前養育院ニ於テ其端緒ヲ開キ数名ノ患者ヲ治療スト雖モ専務ニ非サルヲ以テ其療法未タ完全ヲ得タルモノト云フヘカラス且（又家屋狭小ニシテ多人数ヲ容ル、能ハス又其構造癲狂病室ノ法ニ適セス加フルニ）養育院ノ現地タル文部省ノ用地ニ係リ現ニ同省必須ノ事アリ故ニ不日他ニ移転セサルヲ得ス夫癲狂ノ病者タル之ヲ鎖錮シ之ヲ監護シ以テ其危害ヲ防カサルヲ得サルカ故ニ一家一人此病ニ罹ルアレハ中人以下ノ産ニ在テハ往々之カ為メニ産ヲ破ルニ至リ監護疎略ニ依リ害ヲ他人ニ及ホス者モ亦少ナカラス而シテ該病院タル尋常病院ノ如ク一人若クハ数人ノ資力ヲ以テ容易ニ之ヲ設クル能ハサルモノナルカ故ニ未タ府下ニ完全ノ治療所ナク該患者ヲ托スヘキノ所ナシ前条ノ理由ナルヲ以テ此院ノ設ケ即今一日モ猶予スヘカラサルノ務トナス依テ明治十二年ヨリ病院費ヲ節減シ之ヲ斯ニ移シ速ニ該院ヲ設ケ平常百名ノ患者（内四拾名救助）ヲ在院セシムルモノト見積リ本書ノ予算ヲ為セリ本院建設ノ費用ハ曩ニ設立之計画アルヲ被聞食特旨ヲ以テ下賜サレタル金員並ニ病院蓄積金ノ内ヨリ支弁シ明治十一年度ニ其建築ノ落成ヲ期セントス故ニ本書止タ該院維持ノ費用ヲ挙ケテ建築ノ費用ヲ挙ケス

この文書の日付けはなく六月二七日づけの文書と一一月一日づけの文書とのあいだにはいっているが、三月二〇日開会の東京府会に提出された予算案説明とすれば、三月二〇日をすこしさかのぼるものだろう（（　）内は一八七九年四月一五日発行『医事新聞』第一二号記事によりおぎなった）。当時の会計年度は七月一日にはじまるが、「明治十一年度ニ其建築ノ落成ヲ期セントス」とあることも、一八七九年のはやい時期の文書とすれば理解できる。この説明を、四年前の京都癲狂院設立趣意書と比較すると、京都癲狂院のもののほうが、一般に公示されるものであったためか、格調はたかい。

六月二一日に庶務課より達せられた明治一二年度癲狂院費予算は左のようである、――

金八、〇七〇円　　癲狂院費

内

金二、一二〇円二五銭　給与

金一、五〇〇円　　患者費

金一、三〇〇円　　需用費

金二二円一五銭　　雑費

金七〇〇円　　修繕費

金二、四二三円六〇銭　入院治療費

養育院の澁澤事務長は、四月二日づけ府知事あて上申のなかで、「追々府会の上権限御取定相成候に就ては右瘋癲病の者は癲狂院御設置の上御移替可相成旨先般掛官より御談合も有之右は御確定相成候儀に候哉」とのべている。ついで六月、養育院明治一二年度定額が通達されたので検討したところ、総人員五〇〇名余で、これを五月の出費によ

って概算すると一八、〇〇〇円ほど必要なのに三、四〇〇〇円あまり不足する。そこで澁澤事務長は六月二〇日、「兼て御口達の趣にては瘋癲人の儀は別に其病院御施設の由に付現今入院の瘋癲人凡六拾八名壱名壱ヶ年金貳拾六円八拾四銭と見積り此費額金千八百貳拾五円拾貳銭を相省き候共全く金千五百七拾五円不足相成」、このままでは六〇名ぐらい出院させなくてはならぬが、どうしたものか、と府知事の指揮をあおいだ。

これに対する知事の指令は、

書面上申の趣は癲狂人並に本府病院へ入院すへき患者は十二年度より総て病院の費用に属すへき筈に付現今在院の者予算人員より聊か超過候共該年度中の費用を以支弁取計候様可致事

但癲狂人等の儀は本月限り本府病院へ引渡方可取計候事

明治十二年六月三十日　　　　東京府知事　楠本正隆

明治一一年度中、つまり、六月三〇日までに癲狂院の建築がおわっているはずであった。あるいは、府病院に併設することがかんがえられていたのだろうか。しかし、予算上はそうなっていても、癲狂院の形はさっぱりみえなかった。

そこで澁澤事務長は七月七日に左の上申をした（写真2）、——

本院癲狂人処分ノ儀ニ付上申

本院癲狂人ノ儀ハ去月限リ本府病院江引渡方可取計旨御指令ノ趣拝承仕候然ルニ本府病院ニ於テハ未ダ癲狂室等モ営繕不相成儀ニ付キ該院営繕向キ出来迄ハ其侭当院ニ於テ管理致置候様病院長申出候処事実無拠儀ニ被存候間客月



写真 2　1879年７月養育院事務長澁澤榮一上申書（東京都公文書館）

限リ一旦癲狂人悉皆病院へ引渡候手順ヲ為シ更ニ同院ヨリ預置該院営繕出来迄ノ処ハ従前ノ通リ当院ニテ取賄右ニ関スル衣食及ヒ薬餌並ニ看護人ノ諸費等総テ該病院ヨリ当院へ支弁可致儀ニ取極可然哉此段相伺候至急何分ノ奉仰御指揮候也

明治十二年七月七日　　養育院事務長　澁澤榮一㊞

東京府知事楠本正隆殿

これにたいし、府知事より七月一九日づけで「書面伺の通可取計候事」との指令があった。こうして予算上は、癲狂人は七月一日にさかのぼって府病院の所管となった。つづいて七月二五日、東京府病院より患者治療方ならびに癲狂者について養育院に照会があり、同日養育院から回答して、両者のあいだに具体的約束がむすばれた。重要なこの文書は『養育院六十年史』に全文のせられており、それをあげておこう、——

其御院患者治療方の儀は兼て東京府より御達の通り七月

一日以降当院にて担当治療致候に付ては其関係別紙の通り取極候様致度候且癲狂者の儀も亦当院にて癲狂院新築落成候迄は御院癲狂室借用致し其費用は尽く当院より及御回致候に付其処置は従前の通り御取扱の儀及御依頼度右御依頼旁両件及御掛合候也

明治十二年七月二十五日　　東京府病院

養育院御中

追て二通約束書及御廻候に付一通は押印の上御返却有之度候也

これに対する回答、——

当院病者治療の儀は予て東京府より御達しに相成候通七月一日以降貴院にて治療御担任に相成候に付其の関係取極致し且癲狂者の儀も貴院にて癲狂院御落成相成候迄当癲狂室借用費用は悉皆貴院より御廻し所置は従前の通取扱の儀御依頼相成致承知候此段及御回答候也

明治十二年七月二十五日　　東京府養育院

東京府病院御中

追て約束書二通御廻しに相成押印の上壹通は御返却致候也

約束書とはつぎの二通で、一は養育院患者と病院との関係、他は癲狂者に関するものである、——

養育院患者と病院との関係

第一条　病院は重患の者就中外科的患者の如き病患治癒す可きも養育院中にて治療するを得さるものを入院せし

め之れか治療を施し養育院は軽患者又は癈疾の類にて譬へ治療を施すも治癒の目途なきものを施療するものとし互に其質を混錯せさるを肝要とす
第二条　病院は医員を派出し養育院中にて行届く可き治療は尽く養育院にて為すものとす
第三条　病院へ送付する重患者数月全癒せす到底痼疾なる時は養育院へ還付す可し
　但し病院へ入院中の薬餌其他治療上に関したる諸費は悉皆病院より支弁す可し
第四条　病院へ送付したる患者の衣類は養育院にて負担し夜具蚊帳の如きは病院にて之れを負担す可し患者舁夫の如き送付費用は養育院より支弁し還付の費用は病院にて支弁す可し
第五条　医療用器械は通常用器械購求小補修繕は養育院費より支弁すと雖も高価を要する大器械の如きは病院在来のものを貸付す可し

癲狂者に関する儀に付病院との約束

第一条　東京府病院附属癲狂院築造の功未た竣まらさるを以て養育院内癲狂室を借受け其処置の如きは従前の規模に従ひ来る七月以降の費用は衣食及看護人諸費とも尽く病院附属癲狂院費中より支弁するものとす
第二条　自費入院の如きは六月已前と七月已降とを限り其六月已前に属する不納は病院にて関せす
　右条々互に連署交換して後日の証に備ふ
　明治十二年七月

東京府養育院
東京府病院

このようにして、一八七九年（明治一二年）七月二五日、施設および一般管理面は東京府養育院にたより、医療面

は東京府病院が負担、費用は癲狂院費をあてるという形で、東京府癲狂院が発足したのである。

呉が『最近ノ施設』に記載しているところでは、同年六月まで東京大学医学部から養育院に派遣されていた医員は高須松一郎、甲斐原益大、足立精斎などであり、七月中に府病院から派出された医員は萩野松卿、長谷川春朗、八月中は中原葦洲雄、村上正名などであった（この村上は、一八七三年から養育院に勤務していた村上と同一人であろう）。また呉は「養育院掛大西榮之助東京府病院書記トナリ癲狂院ノ事務ヲ行ヒ」とのべている。東京府癲狂院の最初の専任職員ともいうべき大西の名は、一八七六年養育院が府直営に属したさい、七月一二日「東京養育院附属」をもうしつけられた一三名のなかにはいっている。そして、大西の癲狂院就職の日は七月一九日、つまり府知事の指令があった日である。七月一九日に癲狂院の事務体制の第一歩がつくられたことになる。

こののち一〇月一〇日養育院が移転するまで、東京府癲狂院はあいまいな形で養育院中に存在していた。ついで、専任の医員として一〇月二〇日に山田謙哉、高橋武（薬局員兼務）、太田原孝敬が就職、一〇月二四日には東京府病院長長谷川泰が院長を兼務することになった。

東京府癲狂院発足の日はいつとみるべきか

東京府癲狂院発足の日がいつかについて、従来の記載はあまりにまちまちであった。

一九〇三年一〇月当時の呉秀三医長の筆になる『明治三十五年東京府巣鴨病院年報』中の「病院創立以来の沿革大略」は「本院ハ明治十二年六月始メテ上野ナル旧養育院内病室ノ一部ニ開設セラレ」としている。おなじく呉が東京医学会創立二五年祝賀論文第二輯にかいた『我邦ニ於ケル精神病ニ関スル最近ノ施設』（一九一三年）は「十二年七月其恩賜金ノ一部（脚気病院ハ設立ニ至ラズシテ止ミシカバ其中一万四千〇七十六円七十二銭一厘ハ癲狂院設立トシ

テ使用シ残ヲ東京府ヨリ宮内省へ返納セリ）ヲ以テ当時、上野公園ノ傍ニ在リシ養育院ノ病室ヲ劃分シテ癲狂院トナシ」とする。『呉教授莅職二十五年記念文集』第三部（一九二八年）にのっている、東京府立松沢病院医局同人による「東京府立松沢病院ノ歴史」およびおなじく樫田五郎「日本に於ける精神病学の日乗」は、明治一二年六月に癲狂院が設立されたとかいている。

ところが、『**東京府史**』（行政篇第六巻）（東京府、一九三七年）は、「依つて先づ養育院に預けて置いた瘋癲病患者五十名を収容して同月（十月）十日に癲狂院を開設した」とし、『昭和十三年東京府立松沢病院年報』も、「明治十二年十月東京市下谷区上野公園内ニ東京癲狂院ト称スル病院ヲ開設」とかいている。『東京都立松沢病院七十五年略史』（松沢病院、一九五四年）に当時の**林暲**院長は、一八七九年七月をもって設立の時としている。ついで『東京大学医学部百年史』（東京大学出版会、一九六七年）中の「東京大学伝染病研究所・関連病院など」の部に「東京都立松沢病院」をかいた当時の**江副勉**院長は「明治一二年一〇月養育院は上野東円院境内から神田和泉町へ移転に当って（中略）狂人室七棟（中略）を東京府癲狂院に貸与したが、これが東京府癲狂院（松沢病院の前身）の発足である」とかいている。創立一〇〇年記念にあたり東京都立松沢病院が発行した『松沢病院百年のあゆみと現況』は、「沿革」のところに「東京府癲狂院は、明治一二年（一八七九年）一〇月一〇日、上野公園内に発足した」としている。

厚生省公衆衛生局監修『わが国における精神障害の現況——昭和三八年精神衛生実態調査報告——』（大蔵省印刷局、一九六五年）中の「精神障害者処遇の歴史」でわたしは「精神障害者は府病院でひきとることにしたが、病室はないので、一八七九年（明治一二年）七月二五日に、養育院の癲狂室をかり費用は東京府病院でみることになった（中略）現都立松沢病院の前身である東京府癲狂院はここにはじまる」とかき、こののち吉岡真二・長谷川源助およ

びわたしの共同執筆による『松沢病院九〇年略史稿』（一九七二年）も七月二五日説をとった。
　このように、東京府癲狂院発足の日としては、六月、七月、七月二五日、一〇月一〇日の諸説がある。事実経過は前項にのべたとおりであるが、もうすこし関係文書をさぐってみよう。
　瘋癲人入院願いに関する一八七九年九月の庶務課の文書には、「癲狂院」の語と「養育院内癲狂室」の語との両方がつかわれている。つまりこの段階で癲狂院としての扱いがはじまっている。一〇月末東京府癲狂院より退院の患者の届けに「本年十月十五日同院〔養育院〕ヨリ引渡相成癲狂者ニ候処」とあるなど、**一〇月一五日引き渡し**としている届け（写真3）が二通あった。他方、翌年二月の癲狂院書類には「十二年一月二十日養育院入院七月中当院引継ノ癲狂者」といった文章もみられる。ここで、七月引き継ぎというのは建て前上とうぜんと理解できるが、一〇月一五日引き渡しとあるのは、養育院の移転が一〇月一〇日には完了せず一〇月一五日かそのあとまでかかったことをしめすものだろう。東京府癲狂院の名でだされている文書の最初のものは一〇月二〇日である。一部に、はじめ「東京癲狂院」と称し向ケ岡移転時より「東京府癲狂院」と改称したという記載もみられるが、「府」ははじめからはいっていた。また正式の名として「仮癲狂院」、「仮設癲狂院」などの名はもちいられていない、しかし文書中に「上野仮癲狂院」という記載はみられる。また翌年七月五日

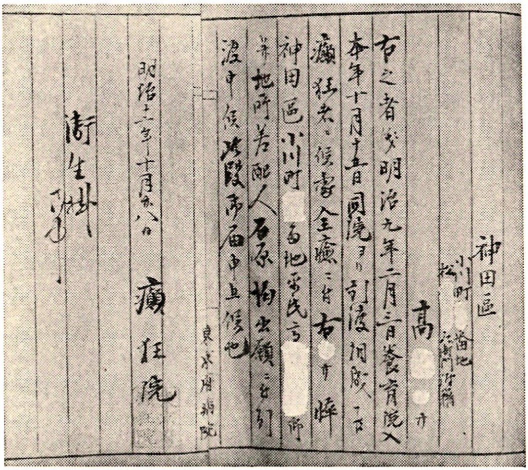


写真3　1879年10月癲狂院より退院届け
“十月十五日同院ヨリ引渡”とある
（東京都公文書館文書）

癲狂院門番についての書類は、東京府病院長長谷川泰の名でだされている。さらに、内務省衛生局よりの公私立病院についての照会にたいする一八八〇年一二月六日づけの府よりの回答には、「癲狂院　明治十二年十月十日当所へ仮設」とある。

そこで、この間の経過をまとめると、――

六月二一日　病院本分局及癲狂院郡区医費明治十二年予算が府病院に通達された、

六月三〇日　養育院内癲狂人は本月かぎり府病院へひきわたすよう府知事より養育院へ指令、

七月一日　癲狂人は一旦養育院から府病院へひきわたしたうえで府病院から養育院があずかる形とし七月一日よりの費用は癲狂院費より支弁する形が、事後的にとられる、

七月一九日　養育院事務の大西榮之助が府病院書記となって癲狂院事務をおこなう、

七月二五日　養育院と府病院とのあいだで、養育院癲狂室を府病院がかりうけ、癲狂人の治療については府病院が責任をもち、収容費用は病院付属癲狂院費より支弁するむねの協定がむすばれる、こののち九月ごろより癲狂院の名が実在するものとしてつかわれだす、

一〇月一〇日　養育院が移転し癲狂院は養育院から分離、しかし、すくなくとも一部の患者引き渡しは一〇月一五日におこなわれた、

一〇月二〇日　専任の医員三名就職、

一〇月二四日　東京府病院長長谷川泰が癲狂院長を兼務することになる。

ここにみるように、東京府癲狂院は次第に形成されていった。この経過のなかでどこを発足の日とみるべきだろうか？　六月は予算がきまって通達されただけである。一〇月一〇日説は、この日が養育院からの分離の日であり、翌

年の衛生局あて回答文書がこの日をもって仮設としていることからも、それなりの根拠をもっている。だが、一〇月一〇日に癲狂院の開院式をおこなったという証拠もなく、衛生局あて回答文書の一〇月一〇日説の根拠は、養育院の移転という、癲狂院からみれば消極的な事実だけであろう。しかも、養育院から一〇月一五日に患者がひきわたされたとあるところをみると、養育院主体の移転は一〇月一〇日でも、最終的移転完了は一〇月一五日かそのあとということになる。一〇月一〇日には責任者である院長もいない。国家が国民・領土・元首をもって成立すると同様に、病院が患者・建て物・院長をもって成立するとすれば、長谷川院長就任の一〇月二四日をもって設立の時とするほうが妥当であろう。

そこで、**形式的には一〇月二四日**をもって設立の日とすべきである。だが、七月二五日には、癲狂室の専任医はいなくて府病院から養育院に派出されている萩野らによる医療業務の一環としてではあるが、府病院の責任で養育院内癲狂室の治療をおこなうことになった。病院を医療面を中心にかんがえるならば、この**七月二五日をもって癲狂院の実質的発足の日**とすべきであろう。同年一二月二五日癲狂院より東京府衛生掛にあてられた患者統計は「明治十二年七月養育院ヨリ交付後十二月迄」としており、また『東京医学会雑誌』第二巻第一七―二二号（一八八八年）にのった榊俶「東京府癲狂院ノ患者統計表及ヒ精神病原因ノ追加」も、「東京府癲狂院ニ於テ初テ患者ノ統計表ヲ調整セシハ即チ明治十二年七月ナリ」としている。予算の関係でみると、この七月とはおそらく七月二五日からさかのぼっての七月一日であろうが、一〇月からでなくて七月から患者統計表もつくられている。また巣鴨時代に病院の記念日の行事は六月か七月におこなわれていた。

こうみてくると、一八七九年七月二五日をもって東京府癲狂院の実質的発足の日とすることがもっとも妥当である。もっとも、ここで発足したといっても借り地・借り家である。都公文書館文書では、七月二五日の約束書の第一

条に「東京府病院附属癲狂院築造ノ功竣ルニ未タ数月ヲ費サ、ルヲ得」ずとあるのは、この段階で向ケ岡の地に癲狂院新築の計画はたっていたのだろう。また、ここにも「東京府病院附属」とあり、前記のように癲狂院関係の書類が東京府病院長名でだされていたりもする。癲狂院からだされる文書や府からの文書でその後、「附属」の語はみられないが、院長が兼務でもあるし、癲狂院は府病院の付属あるいは分院であるようにあつかわれていたのだろう。

一八八一年七月八日府病院廃止にともなって府病院医師であった中井常次郎が専任院長となり、同八月三〇日に癲狂院は本郷区東片町に新築移転し、ここに癲狂院は完全に独立したものとなった。公的に「仮癲狂院」という名称はつかわれていないが、もしこの名をつかうとすれば、その実質的発足から一八八一年八月二九日までのあいだをそうよぶべきだろう。

護国院というところ

ここで護国院のことをすこしみておこう。

護国院は、昔の**東叡山寛永寺**（天台宗）**三六坊の一つ**で、その本堂である釈迦堂は三代将軍家光のとき寛永七年（一六三〇年）に落成した。寛永一六年、大阪落城二五年目にあたって護国院釈迦堂で豊臣・徳川両軍の戦死者供養をおこなうために大念仏法要がおこなわれたさい、将軍家光は秘蔵の大黒天画像を護国院開祖の生順大僧正におくった。この画像は護国院大黒天として信仰され、鎮護国家・開運隆昌がこの大黒天にいのられてきた。享保二年（一七一七年）に釈迦堂は焼失したが、同七年に現在の釈迦堂が再建された。

明治初年の寛永寺の地図をみると、上野の山の南端、いまの御徒町のほうからあがっていって、寛永寺本堂の左側に護国院があった。つまり、不忍池のすこしうえに清水門があり、そこから北にあがる道路にそって、右側に護国

院、恵恩院、等覚院が、左側に養寿院、松林院、圓珠院がならんでいる。文書によって「清水門内護国院」とかかれている所以である。清水門は、いまは池ノ端四丁目にはいっている谷中清水町に面し、その位置はいまの上野動物園のあたりであろう（口絵２・３）。

現在の護国院は、東南は東京芸術大学美術学部から、西南は都立上野高等学校から、桜木町と境する道路におしつけられるように存在している。釈迦堂は一九二六—二七年に二〇間ほど北にうつされたという。昔の釈迦堂の左側（東側）に書院があって、そこに養育院ができたという。一八七二年（明治五年）に護国院から養育院にうりわたされた建て物は一六七坪である。そしてこのほかに病室がつくられた。養育院府移管前の現況調書（一八七六年六月二六日づけ）に窮民溜一六六・七五坪とあるのが旧書院であろう。上野時代養育院の建て物の配置がどうなっていたか、こまかい地図はないようでしることはできない。だが、養育院が現在の東京芸術大学美術学部の一部分の地をしめていたことははっきりしている。

さて、呉は『最近ノ施設』に、一八七九年「十二月二日マデニ本院建物ヲ西方へ四十間許移ス（中略）当時仮癲狂院ハ現今ノ東京美術学校々舎ノ裏手ニ当ル辺ニアリシガ此時ニ移リタルガ目下ノ東京美術学校脇釈迦堂ノ隣地ナリ」とかいている。つまり、旧養育院内でもっと中央にあった狂人室を西側、当時の釈迦堂の隣地にうつしたということである。これからみると、一八七九年一二月にすこし移動した東京府癲狂院の場所は、東京芸術大学美術学部所在地の上野高等学校よりあるいは上野高等学校にかかるところとなろう。

なお、護国院ないし養育院の所在地は上野公園であった。一部に上野時代の癲狂院を桜木癲狂院とよんでいる記載をみるが、これは癲狂院が上野桜木町に面していたことから、この通称もあったものか。しかし所在地からいえば、上野癲狂院の通称がより妥当であった。

第四章　上野時代の東京府癲狂院

御下賜金の使途

呉は『最近ノ施設』に、「是ニ於テ十二年七月其恩賜金ノ一部（脚気病院ハ設立ニ至ラズシテ止ミシカバ其中一万四千〇七十六円七十二銭一厘ハ癲狂院設立トシテ使用シ残ヲ東京府ヨリ宮内省ヘ返納セリ）ヲ以テ当時、上野公園ノ傍ニ在リシ養育院ノ病室ヲ画分シテ癲狂院トナシ」とかいている。まえにみたように、脚気病院は設立されているのだから、この記載に誤りがあることはあきらかである。ほかに、計二三、〇〇〇円のうち上記金額を癲狂院設立費とし、残八、九二三円八七銭九厘を一八八三年五月に東京府より返納したところ、それに七六円余をくわえた九、〇〇〇円を、有志共立東京病院に六、〇〇〇円を、養育院に三、〇〇〇円を下付した、といった文書もある。

のちの向ケ岡癲狂院の工費が二五、五五五円余であったところをみると、一四、〇七六円余という金額が上野時代の癲狂院の建て物につかわれているはずはない。御下賜金の清算が一八八三年におこなわれたとすると、その一部分が向ケ岡癲狂院の工費にくりこまれたのだろうか。どうもこのあたりは、脚気病院や府会の文書とつきあわせてみないと、御下賜金のうちどれだけが癲狂院のどの費用につかわれたのか、はっきりしない。だが、現実に脚気病院はたったのだし、はじめの趣旨からいっても、計二三、〇〇〇円のうちかなりの部分は脚気病院の建設にあてられたのであるまいか。

いままでみてきたように、東京府癲狂院は一八七九年七月二五日に養育院内癲狂室をもって発足したのであるが、

その初期は養育院時代からの延長である。そこで、養育院時代の癲狂者処遇がどうであったか、まずみていこう。

養育院における癲狂者処遇

のちにあげる呉の記述によれば、養育院時代の癲狂者処遇はすさまじいものであった。養育院では上野移転後間もない一八七三年（明治六年）二月一一日に、**養育院掟書**を整備して府知事大久保一翁の視察にさいしこれを提出した。その「定」には、「一、男女の境ひを正しくして猥りに部屋〳〵へ往来すへからさる事」とある。掟書の「**看護人規則**」は全文をあげておこう、——

看護人規則

一、上の仰は申におよはす医者より薬のせんし方を告け又食物の善しあしを告けなはよく守りて違ふ間敷事

一、毎朝戸障子をひらき部屋〳〵を振ひ塵を払ふへき事

一、医師見廻りの節は病人の様子食物の増減を悉しく申のふへき事

一、癒るに怠るは病者の常なれは平生心を配り左様のものあらはねんころに申ふくめ総てまめやかに看病致すへき事

さらに「患者の心得」から抜萃しよう、——

一、病者は医員及看護人に万端依願し其の用薬の時機を誤り又は食料の分量を随意に増減すへからす若し疑ふ所あらは看護人より医局へ問合せに及ふへき事

一、看護人なりとも其所行不深切なる時は無遠慮医局へ申出へき事

一八八〇年一月の「東京府養育院条規」中の「看護人の心得」は左のようである、——

〇看護人の心得

一　患者の疾痛を問ひ汚穢の事をも等閑に思はす柔和にして都てまめやかに扱ふべき事

一　医員并に病室掛の指揮に従がひ服薬の時限と分量とを違へす食事の多少とも心付け廻診の節は一々医員へ申出べき事

一　毎室に空気を通はしむる為め時として戸障子を開閉する事

一　室内は勿論寝台に至るまで洒掃に注意し清潔にすべき事

一　暑中は殊更前件の廉々能く注意し怠るべからざる事

一八七六年九月三〇日の「養育院現況」には、医員四人などあったあとに、「一、世話役看護人三拾七人　但院内窮民　内　男貳拾九人　女八人」とある。また、府下病院の開院にさいし、一八七四年五月一二日に会議所は、養育院窮民のうち適当のものを府下病院看護人に採用して独立生計の道をたてさせ一同の励みにもしていただきたい、と上申している。これらの事実は、当時の看護人が専門職ではなかったことをよくしめしている。

まえにのべたように、一八七五年一〇月七日に養育院は五名の狂人を収容できるようになり、翌年六月二六日には六か所計七一・五坪の狂人室に四八人の狂人を収容していた。さらに一八七八年末には狂人室も増築されて二二名ほどの狂人の入院が可能になった。こうして、翌年五月三一日には、男二九名、女三九名（うち一名一四歳以下、一名七〇歳以上）の計六八名の狂人がいた。同七月養育院より東京府癲狂院へひきわたされたのは、男三三名、女四〇名（うち一四歳以下一名、七〇歳以上一名）の計七三名であった。

養育院の病室に自費入院希望者があったことは、この件で一八七四年九月に会議所から上申がなされていることからわかる。だが、一般の疾病について自費入院はみとめられなかったようである。**狂人室入院**については**自費入院**をみとめていたことは、まえに引用した一八七九年七月二五日の養育院・府病院約束書に、癲狂者については自費入院の記載があり、一般患者についてそれがないことからもあきらかである。自費で養育院にはいって府病院へ引き渡し後も入院をつづけているが官費にしてほしい、といった「自費癲狂院入患者」の書類もある。

養育院の患者ははじめは府病院の医師が、のちには大学医学部派出の医師が、その治療にあたり、一八七九年七月からはまた府病院の医師が治療にあたることになった。しかし、狂人室をとくにうけもつ医師はいなかった、前記の医師がその義務の一端としてみていたのだろう。一八七九年六月に大学から派遣されていた医員は高須松一郎、甲斐原益大、足立精斎などであり、府病院からの医師は七月は萩野松郷、長谷川春朗、八月は中原葦洲雄、村上正名などであった。当時いくつかの鎮静剤がある程度であったから、治療のみるべきものはなく、収容しておくだけだったのだろう。呉が『最近ノ施設』につぎのようにかいているのは、養育院時代末期から癲狂院初期のことである、——

（前略）其成立当初養育院中ノ精神病患者ヲ東京府病院へ引継キタルトキニ於テハ未ダ実際ニ於テ治療等ニ着手セズ患者五六十人ニ対シ事務掛一名看護人七八名ヲ置キ諸事ヲ負担セシメ看護人トシテハ養育院救助人ト称ヘシ者ヲ用キタルニテ大抵癈疾ニ近キモノ多ク且人員頗ル寡少ナリシ為メ看護上ノ処置ハ甚不完全ニシテ日々患者ニ三食ヲ与フルヲ以テ主務トセシモノ、如ク入湯及室内掃除ハ一週一回ニ過ギズ病室ノ如キモ男女区別ナク相雑リテ室ヲ占メ患者ニハ都テ圧制ヲ加ヘテ鎮静ヲ計ルモノ、如ク又非常ニ錯乱セル患者アリテ自己ノ糞尿ヲ塗抹翫弄シテ臭気甚シク室内及ビ衣服ノ不潔ヲ極ムルモ掃除ノ定日来ラザレバ観過シテ手ヲ下サズ極端ニ言ヘバ恰モ動物ヲ飼養スル

ノ観ヲナシタリト謂フ此創設当時ニ於テハ未ダ名ノミニテ其実ナク唯患者ヲ牽制シテ生死一ニ看護人ニ委スルノ現況ナリシナリ

此頃ハ又患者ニ手錠ヲ用ヒテ之ヲ各人ニ施シタルガ如ク（其手錠トテモ警視庁ヨリ借用シタルナリ）明治十二年二月中（患者六十人）頃ノ備品ノ控帳ニ錠前六十個トアリテ患者一人ニ付一個ノ割合ニテ備付ケラレタルヲ見又私宅ヨリ患者ヲ縛シ来レル手桎ヲモ室内ニテ襲用シタルコトアリ又手拭ナドトシテモ襤褸ヲ与ヘタリ（明治十三年七月廿八日迄）此ノ如クニシテ患者ハ或ハ鎖ニツナガレ或ハ手錠足錠ヲ施サレタルアリ病室ノ取締方モ推察セラル、ナリサレバ病室内ニ於テ自殺者頻繁ニアリ又看護夫ガ患者ニ通ジテ之ニ孕胎セシメシコトナドモ旧記中ニ見エタリ此時代精神病者ノ看護ハ男子看護人ニ委ネラレシカ（後略）

ここで「病室ノ如キモ男女区別ナク」とあるが、当時一人一室の隔離個室であったから、男女同室ということではなく、男室の区域と女室の区域とがわかれていなかったということだろう。また、養育院時代の看護人は、看護人としてやとわれたものではなくて、収容されている窮民中からえらばれた世話役だったのである。

ここで当時の入院願いを参考にあげておこう、——

養育院入院願

○区○町五丁目拾三番地
平民○木○郎
妻○○
明治十二年七月二十八歳

右之者本年六月ヨリ瘋癲病発ニ付本月九日ヨリ瘋癲病院江入院療養為致候得共快気ニ不至勿論私儀日雇稼之上厄介多殊ニ何レ

モ幼年者ニ就私ニ於テ看護手配等マテ罷在候得者活計モ相立兼候程之場合必至難渋仕候間何卒以テ御仁恤ヲ同人而已養育院入御許容被成下度尤モ費用之義ハ私ヨリ上納可仕候間此段御許可奉願上候也

明治十二年七月廿四日　　右〇木〇郎

地主支配何某

東京府知事楠本正隆殿

この「瘋癲人養育院ニテ治療願」は満員のためききとどけられなかった。養育院狂人室はだいたい満員だったのだろう。

癲狂院一八七九年（明治一二年）記事

癲狂院の最初の職員というべき大西榮之助が東京府病院書記となって癲狂院の事務をあつかうことになったのは、七月一九日である。この日には、養育院内癲狂人の扱いについて府知事の指令があり、また七月一六日に改訂された養育院事務章程が澁澤事務長より養育院に通達された。書記としてはつづいて關口良禮が一〇月一日に、草野政連が一〇月二一日に就職した。

一〇月養育院移転にさいし、旧養育院詰所二棟、狂人室七棟、賄所一棟、看護人室二棟、婦人室一棟、門番所一棟計一四棟が癲狂院に貸与された（こののち癲狂院費から借家料が養育院にたいししはらわれている）。

一〇月二〇日**医員**の山田謙哉、高橋武、太田原孝敬（のち中邨清孝と改姓名）が就職した。はじめての専任医員である。このうち高橋武が調剤生をかねていた（高橋は一八八七年四月には調剤生となっている、その後六年間薬局で勤務した、ほかにも星野至誠、堀澤由太郎は医師であるが調剤生をしていた。医師でない薬局員がおかれるようにな

ったのは一八九三年四月三〇日の板垣懋、河瀬謹吾をはじめとする)。そして一〇月二四日には東京府病院長**長谷川泰が癲狂院長を兼務**することになった。呉は『最近ノ施設』にいう、——

東京府病院長長谷川泰ガ癲狂院長ヲ兼ネタルハ明治十二年十月二十四日ニシテ是ニ於テ始メテ精神病者治療ノ端緒ハ開カレ先ヅ在院患者ノ親戚、願人、故旧ヲ召喚シ遺伝、既往症、平素ノ性行、発病ノ年月、精神状態ヲ訊問シ初メテ病状日誌ヲ調製シ適応ノ治療ニ着手シ専ラ精神ヲ鎮静シ体力ヲ保続シ危険ヲ預防スルコトヲ勉メ治方ハ対症療法ニシテ就中臭剝抱水格魯刺児等多用セラル病種ハ躁狂鬱狂偏狂痴狂ノ四ニ分タレ且又事務掛ヲ増員シ看護人ヲ選備シ患者ノ取扱法一切ヲ改良ス(後略)

一二月二日までに癲狂院の建て物を西へ四〇間ほどうつした。呉『最近ノ施設』のつぎの記載は当時の病室についてである、——

東京府巣鴨病院ノ前身タル東京府癲狂院ガ上野ニアリシハ明治十二年乃至十三年ニシテ其病室ハ殆皆隔離室ニシテ其構造ハ木造平屋トシ棟低ク構造モ粗末ニテ病室ハ多クハ南向六尺平方ニシテ内面ヲ板張トシ内ニ畳一枚ヲ敷キ其余ヲ板間トス別ニ方三尺ノ出張タル便所アリ室ノ前面ハ都テ五寸角ノ木造格子ニシテ右下方ニ三尺四方ノ潜扉アリテ常ニ鎖鑰ヲ施シ此戸ノ下隅ニ長方形ノ小口アリテ此処ヨリ食物ヲ送入ス後面ハ上部ニ空気抜ノ小窓ヲ明ケ木格子ヲ附タリ此ノ如キ室十箇十二箇又ハ八箇ヲ連ネテ一棟トナシ一棟毎ニ病室ノ前即南側ニ三尺幅ノ通シ土間アリ夜間或ハ風雨ノ際ハ其外側ニ繰戸ヲ鎖ス夜間ノ明リハ病室一棟毎ニ室外土間ノ上ニ適宜水油灯ヲ点ジタルモノナリ此ノ如キ構造ナレバ患者ハ一人宛一室ニ入レテ入口ニ錠ヲ下シ医師看護人等ハ多ク土間ヲ通行シテ臨視シ必要ト認ムル時室内ニ立入タルモノナルベシ夜間ノ明リ取リノ如キモ定メシ不充分ナリシナラン

表1 1879年7月養育院より交付時より12月にいたる患者動態
(人数のみ一部訂正)

		交付時在院	のち入院	快気仮出院	全癒出院	病死
男	15歳以下					
	15歳以上	33人	13人	1人	5人	8人
	70歳以上					
	計	33人	13人	1人	5人	8人
女	15歳以下	1人				
	15歳以上	38人	6人	2人	7人	5人
	70歳以上	1人				
	計	40人	6人	2人	7人	5人

また一二月には、府下の途上精神病患者で身元不明または府下に親族か引取り人のないものを警察より護送してきたときは収容することとし、これを護送患者と称した。

一二月二五日癲狂院より府衛生掛への報告によれば、七月より一二月までの**患者の動態**は表1のようであった。

みられるように、交付時在院七三名で、のち一九名が入院し、年間在籍者は計九二名、そののち三名が快気仮退院、一二名が全癒退院、一三名(一四・一%)が病死した。ここで仮出院という運用のあった(数字から推察すると、施療患者の仮出院もあった)ことにも注目すべきであろう。繰り越しは六七名(うち三名仮出院)となる。

また、「明治十二年中東京府病院事務取扱概表上申」(ここにも「右ハ本年七月以来病院ニテ所轄シ」とある)によれば、この九二名中施療六八名、自費二四名であった(呉によれば、自費のうちに一、二名の仮預の人がいた)。その診断は躁狂が男三二名女二四名、欝憂が男六名女一〇名、痴呆が男八名女一二名である(当時の診断ではこのように躁狂が圧倒的におおく、このことは日本人の精神疾患の特徴とおもわれていた、また前掲の呉の記載とはちがって偏狂の診断名がもちいられるのは、一八八一年からである)。菅修が調査した退院患者病症別統計(「本邦ニ於ケル精神病者並ビニ之ニ近接セル精神異常者ニ関スル

調査」、精神神経学雑誌、第四一巻第一〇号、一九三七年）によると、一八七九、八〇年には、躁狂、慢躁狂、欝性、憂性、欝欝狂、欝続痴、鈍性、刺衝性の診断名がついていた。

おなじく「明治十二年中東京府病院事務取扱概表上申」によれば、一八七九年中の**癲狂院費**は左のようであった、

定額　金二、八八五円
仕払　金一、七八二円五九銭五厘
差引残金　金一、一〇二円四〇銭五厘
此支払内訳
給与　金三一四円七〇銭九厘
需用費　金四七四円一一銭四厘
患者費　金三〇円五六銭五厘
雑費　金二円七三銭
営繕　金二八四円一三銭八厘
患者賄　金六〇四円九九銭八厘
看病人賄　金七〇円三四銭一厘
〆　金一七八二円五九銭五厘

交付時在院七三名、繰り越し六七名であるが、一日平均在院六九名として、在院者一人一日あたりの**食費**を算出す

ると四銭八厘弱となる。呉は「此頃ノ入院料ハ自費一名一日七銭二厘ニテ同年九月中自費患者全体ノ食費四十一円四十一銭九厘トアリ（施療患者ノ分ハ勿論猶低廉ナリシナラン）」とかいている。ここで養育院の資料によれば、当時一円でかえる米の量は一斗を前後していた。そして養育院では炊事を一〇月から請け負いから院内自炊にきりかえ、一人一日あたりの食費を九月の七銭八毛から五銭八厘一毛にきりさげることができたのである。米価からみて一日四銭八厘の食費とは米代だけである、しかも一〇月一〇日までは食事は養育院によってまかなわれていたし、自費と施療とで食費に差があったとすると、一〇月一〇日以降施療患者の食事はどんな内容であったろうか。しかも、養育院との分離後の賄いは請け負いだったようである。だが、食費がきわめてひくいわりには死亡率はすくない。どうも、記録されている六〇〇円あまりはすくなすぎる。

また呉は「入院料ハ自費一名一日七銭二厘」としているが、九月中の自費患者を平均二〇名として入院料を総計すれば四三円二〇銭となって、ほぼ自費患者食費としてあげられている額に相当する。「入院料」としているのは「食費」の誤りなのか、あるいは食費相当分しか入院料をとらなかったものか。ちなみに養育院の一人一日あたり経費は一八七三年から一九〇六年まで七銭六厘から一六銭七厘とだいたい一〇銭を上下していた。

なお、従来の沿革には、「本院経費ハ創立年度即チ十二年度ハ総テ国庫ヨリ支出セシモ十三年度ヨリ地方税ノ経済ニ移シタリ」などかかれているが、「一切ノ経費ハ地方税ニテ支弁スル事ト定メタリ」とする文書もあり、前述のように府費の予算がくまれていることからみて、地方税によったとすべきであろう。

呉によれば、「看護人ハ六名アリテ尽ク男子ナリキ」とある。医員は三名、書記三名、ほかに、門番、雑役などの人がいたろうから、勤務者は計一六、七名たらずの病院だったろうか。

表2　1880年7—11月の東京府癲狂院患者出入表（癲狂院および府病院の関係文書より作製，他月についての資料をかく，7月の数字はあわない）

		繰り越し	入院	全治退院	死亡	月末在院	うち		
							自費	官費	仮出院中
7月	男	31	12	1	2	41	8	33	2
	女	52	3	0	0	55	9	46	4
	計	83	15	1	2	96	17	79	6
8月	男	41	6	1	1	45	3	42	2
	女	55	0	1	0	54	4	50	2
	計	96	6	2	1	99	7	92	4
9月	男	45	5	0	1	49	3	46	5
	女	54	4	0	0	58	5	53	3
	計	99	9	0	1	107	8	99	8
10月	男	49	5	1	1	52	4	48	5
	女	58	4	2	1	59	6	53	2
	計	107	9	3	2	111	10	101	7
11月	男	52	4	2	3	51			4
	女	59	3	0	2	60			4
	計	111	7	2	5	111			8

一八八〇年（明治一三年）記事

まず病室についてみると、一月九日に男と女との病棟をいちおうわけた。また軽快患者を大部屋で合い室にすることをこころみるため、四月二七日および六月一一日にその室が落成した。この大部屋には一室一〇名前後がいれられ、男二室、女二室の一棟であった。一八八〇年はじめの定員は一〇〇名だったようであるが、一一月には施療一〇〇名自費三〇名の一三〇名とされた。呉は、一一月に自費入院もみとめることにしたが、入院をもうしでるものがなかったとかいているが、養育院時代からの自費患者のほかに自費の新規入院が一一月前にもあったことは、表2の癲狂人出入表で自費患者数の増加がみられることからもあきらかである。施療のほうは満員で、一二月二五日に府知事から郡区長にたいし、病室不足で入院できないので郡区長が協議して郡区順をさだめ、それによ

り順次入院を許すことにしたい、と通達している。

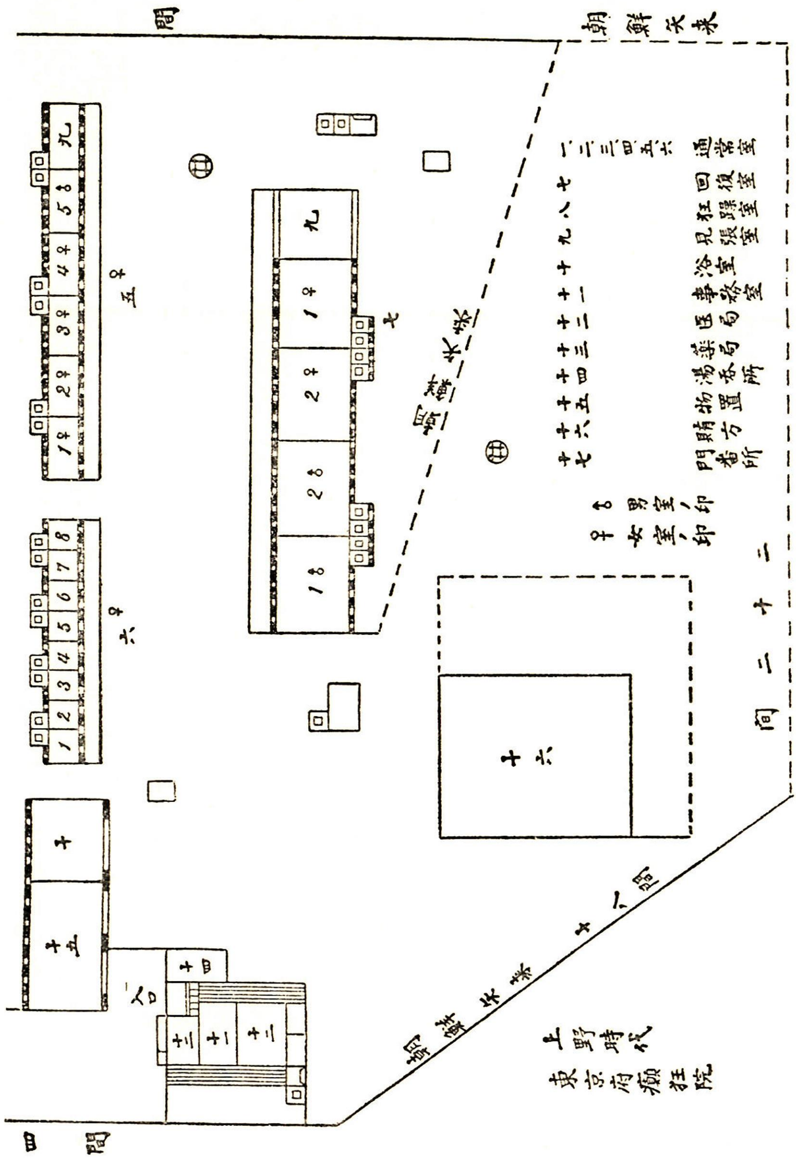
一八八〇年一年間の**患者動態**は、榊の「東京府癲狂院ノ患者統計表及ヒ精神病原因ノ追加」によれば、年初に男三二、女三四、入院が男五六、女三四、全治退院が男一三、女七、死亡が男二三、女五、年末在院が男五二、女五六であり、呉によれば年末在院の一〇八名のうち自費一二（男六、女六）、施療九六（男四五、女五一）であった。また呉によれば、年間在籍一五六名の診断別は、狂躁性癲狂一〇〇（男六二、女三八）、鬱憂性癲狂三四（男一二、女二二）、痴呆性癲狂二二（男一四、女八）であった。

四月には**看護婦**二名を使用することになった。七月の医員の月給は計五三円、書記の月給は計三五円であったが、長谷川の府病院長も兼務しての月給（一二月）は一三〇円であった。「八月以降ハ紺色又花色木綿ニテ背上（狂）印ノアル被服ヲナサシム」（呉）。それまで、「東京府病院」の名入りの罫紙がつかわれていたが、一〇月から「東京府癲狂院」の名入り罫紙がつかわれる。一一月一八日に東京府癲狂院規則がさだめられ、同二四日には入院願手続が布告された（これらの全文はあとであげる）。

前年にも自殺患者はでたかもしれないが、この年三月五日および五月二五日に**縊死者**のでたことが癲狂院関係文書にある。まえの例は、前年九月自費入院の男、午後五時すぎ室内で自分の帯で縊し、医員三名が手当てしたがだめだった、というものである。

一八八〇年末の癲狂院病室

呉があげている図1は、一八八〇年末の癲狂院平面図である。敷き地は一、〇〇〇坪をすこしこしているのだろう。呉は『最近ノ施設』で「上野ニアリシ時代ノ精神病院ハ初メ（十二年末）ニハ五棟ヨリ成立シ（第一図一ヨリ五）他


上野時代
東京府癲狂院
一二三四五六 通常室
七 回復室
八 狂躁室
九 見張室
十 浴室
十一 事務室
十二 医局
十三 薬局
十四 湯呑所
十五 物置
十六 賄方
十七 門番所
♂ 男室ノ印
♀ 女室ノ印

平面図

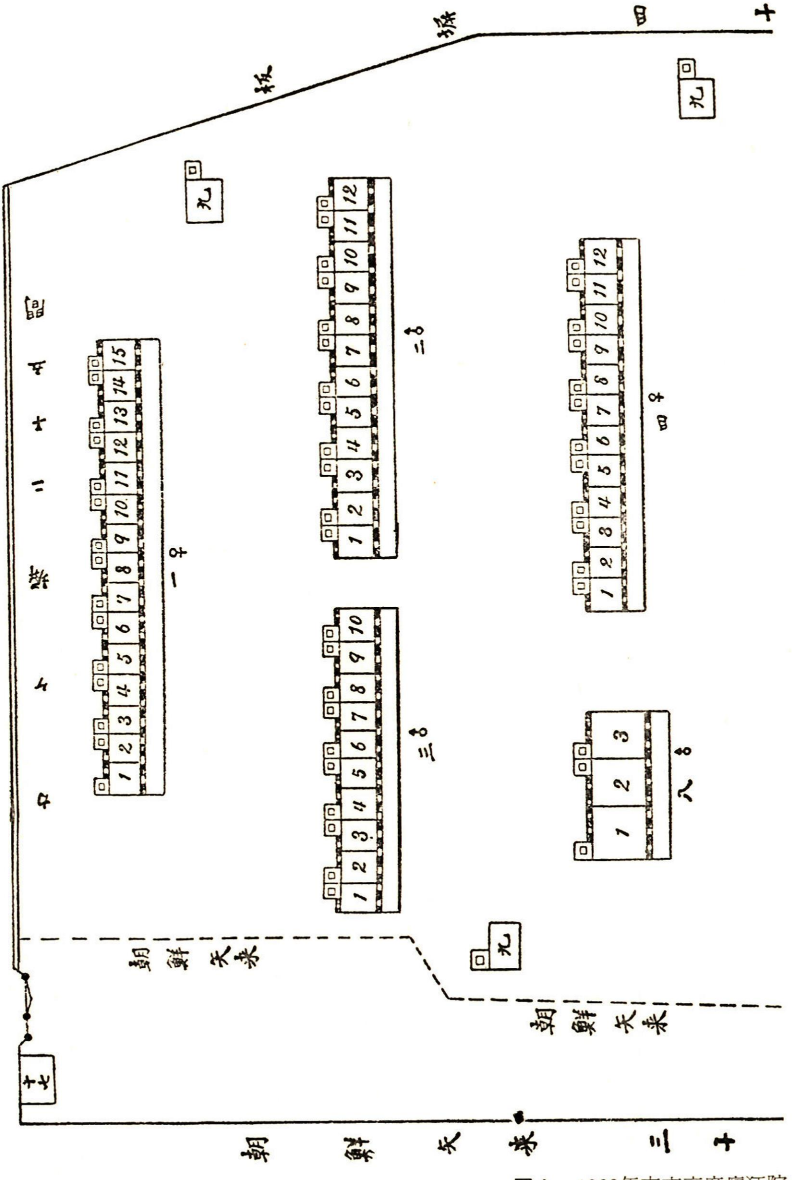


図1　1880年末東京府癲狂院

ニ事務所看護人室等アリテ総計木造平屋八棟建坪ハ九十坪五合ニシテ患者ハ合セテ凡ソ百人ヲ容ルベキ設備ナリシ」という。だが、五二ページに引用した病室構造説明からみて、患者一人あたりの病棟建て坪は一・五坪ぐらいになるはずで、また養育院時代の狂人室総坪数、養育院より癲狂院に貸与された建て物からみて、総建て坪数はもっとあったろう。図1で、六および七の病棟が一八八〇年の増築で、八の建築がいつかはわからないが、躁狂患者をいれていた、と呉は説明するが、養育院から貸与した狂人室は七棟であったことをみると、一—六および八がはじめからのもので、七が増築されたものとみるべきであるまいか。

またこの年には、向ケ岡弥生町についての動きがでている。四月三〇日文部少輔九鬼隆一から府にあてて、本郷区駒込弥生町に建設する癲狂院および施療院の治療医員ならびに療用器械を東京大学医学部にて負担するの件差し支えない、との文書があったが、こののち、それらは地方税で負担してたりないばあいの援助について医学部へ相談するように、との文書がある。このころはまだ国と府との関係には未分化の面がのこっていたのだろうし、また、東京府は府病院も同地へつくることをかんがえていたのだろうか。また七月には三菱会社岩崎彌太郎より、神田区神田錦町の三菱商業学校がせまくなったので追分御府御用地をかりるか払い下げをうけたい、との願いがでたが、七月四日づけで府は、病院および癲狂院を建設するのでその余地はない、とことわっている。また四月二四日には、府にかいあげられた巣鴨壱丁目三七番地の建て物のとりこわしが病気のためできない、との文書がでていて、これについて府庁側でつけられた文書には「巣鴨癲狂院」の名がみえる。巣鴨壱丁目はのちに巣鴨病院ができる場所ではない。あるいは、東京府癲狂院の移転候補地として巣鴨壱丁目もあげられていたものか。

前記のように一八八〇年一一月に癲狂院規則が制定された。これは東京府病院規則と同文で、同時に制定された。この第二条は「外来患者ノ事」で府病院規則だけにある。つまり、癲狂院では外来はかんがえられていなかった。この規則は全文をあげておこなう。

無号

癲狂院

其院規則自今別冊ノ通改定修条此旨相達候事

明治十三年十一月十八日　東京府知事　松田道之

別冊

東京府癲狂院規則

第一条　入院ノ事

一癲狂患者ノ施療入院ハ府庁ノ指令ヲ証トシテ入院セシムヘシ

一以上入院ノ節ハ必ス戸主親戚知音或ハ差配人ノ内一名身元引受人ヲ定メ左ノ証書ヲ出サシムヘシ

施療入院之証

何郡区町村番地

身分職業

何ノ誰父母兄弟妻子

本人　何ノ誰

年齢

右ノ者入院施療相受候ニ付テハ本人身上ノ儀ハ一切引受可申候也

年月日

何郡区町村番地

身元引受人（戸主親戚知音或ハ差配人） 何ノ誰印

一癲狂患者自費入院ハ直ニ該院ヘ申出ルヲ以テ病室ノ都合ヲ計リテ入院ヲ許シ左ノ証書ヲ出サシムルヘシ

自費入院之証

何郡区町村番地

身分職業

何ノ誰父母兄弟妻子

本人 何ノ誰

年齢

右ノ者入院治療相受候ニ付テハ本人身上ノ儀ハ一切引受入院料ハ御規則ニ随ヒ為相納可申候万一不納ノ節ハ保証人引受無相違弁納可致候也

年月日

何郡区町村番地

右本人ノ戸主或ハ家族何ノ誰印

何郡区町村番地

右地主又ハ差配人（借地借家ナラハ） 何ノ誰印

何郡区町村番地

右保証人親戚或ハ知音　何ノ誰印

東京府癲狂院御中

第三条　院内患者取扱ノ事

一癲狂院ノ施療患者退院ノ節ハ送致セシ処ノ区役所又ハ戸長役場ヘ通知シ且身元引受人ヘ通知シテ本人ヲ引渡スヘシ

一癲狂院自費患者退院ノ節ハ願人若クハ保証人ヘ通知シテ本人ヲ引渡スヘシ

一入院患者危篤ニ陥ル時病院并癲狂院ノ施療患者ハ身元引受人癲狂院自費患者ハ願人ニ通知シ又死去スル時ハ死亡届ヲ添ヘテ其死屍ヲ引渡スヘシ

第四条　薬局ノ事

一調剤ハ薬局長先ツ其処方録若クハ処方箋ヲ検シテ調剤生ニ渡シ調剤人自ラ之ヲ捺印スヘシ

但其処方中分量等不分明ナル時ハ之ヲ医員ニ質スヘシ

一薬局中薬品ノ位置ヲ整頓シ殊ニ毒劇薬ノ取扱ニ注意スヘシ

一毎月末使用シタル薬品ノ量数ヲ調査シテ月表ヲ製シ院長検閲ノ上之ヲ本府衛生課ヘ報告スヘシ

一薬局ニハ必ス調剤生壱名輪番宿直スヘシ

第五条　患者掛ノ事

一患者入院及退院ノ手続ヲナシ其他患者ニ係ル一切ノ文書往復ヲ負担スヘシ

一日々数回病室ヲ巡回シテ看護ヲ視察スヘシ

一患者ノ親戚知音ヨリ衣服ヲ給シ又ハ飲食物ヲ贈与スル時ハ必ス患者掛ニ於テ之ヲ点検スヘシ

一患者ニ対面センコトヲ乞フ者アル時ハ親戚知音ノ外無要ノ来訪ヲ謝絶スヘシ
一月々入退表ヲ製シ院長検閲ノ上之ヲ本府衛生課へ報告スヘシ

第六条　用度掛ノ事

一療用具及薬品ハ院長及薬局長ト協議ノ上其価格ヲ取調ヘテ買入レ月末上申スヘシ
一需用品ハ病室用薬局用事務用ヲ区別シ其買入及消費高ヲ取調ヘ毎半期(一月七月)之ヲ本府衛生課へ報告スヘシ

看護心得ノ事

一看護長及看護人ハ院内諸規則ヲ遵奉スヘキハ勿論時々院長及医員ヨリ命スル所ノ指揮ニ随ヒ各受持患者ヲ懇切ニ看護スヘシ
一看護長及看護人ハ患者ニ対スル言語穏和挙動方正ニシテ患者自ラ我狂乱セル事ヲ覚リテ漸ク本心ニ復スル様之ヲ導クヘシ
一看護長ハ病室ノ掃除患者ノ喫飯服薬入浴遊歩等ニ注意シ若シ行届カサル所アル時ハ看護人ヲ督促シ又ハ患者ヲ説諭スヘシ
一看護人ハ絶ヘス患者ノ容体及挙動ニ注意シテ時々医員及ヒ患者掛ヘ申報スヘシ
一医員ノ回診前病室ヲ掃除シ患者ニ喫飲セシメ回診ノ節ハ病床ニ附添フテ医員ノ差図ヲ承ルヘシ
一回診済ノ上ハ薬瓶ヲ洗浄シ処方録ヲ添ヘテ薬局ヘ差出シ病室ノ窓戸ヲ開キテ空気ヲ更換スヘシ
一患者遊歩ノ節必ス看護人之ヲ附添ヘシ
一便所ハ時々掃除シテ清潔ニスヘシ
一病室ノ鍵ハ看護長之ヲ預リ患者ノ出入ヲ厳ニスヘシ

ここで、患者掛が病室の監督にもあたっていたことが目につく。看護の独自性はみとめられてなかったことは、呉『最近ノ施設』の「其十一月五日ノ記事ニ小使看護人総取締ノ為ニ月給五円ニテ小使ヲ置クトノ記事アレバ当時小使ト看護人ト同視サレシノミナラズ小使ハ或事ニ関シ看護人ヲ取締リタルモノ、如シ」との記述からも察せられる。

看護面について「松沢病院ノ歴史」は、明治一二年の記事中に「病室ニハ看護長二人アリ。看護夫取締・看護婦取締各二人、看護夫組長及看護婦組長若干アリテ、看護夫・看護婦若干名ノ上ニ看護ノ業務ニ従事シ、直接看護ニアラザルコトハ皆事務員之ヲ処理セリ。（中略）看護長ハ隔日当直ニ方リタルモノ医員ノ廻診ニ附随シ、入院患者アル時ハ医員ノ診察ニ立会ヒ之ヲ病室へ収容シ、又医員・事務員ト共ニ炊事場ヨリ配膳所ニ運搬セル患者ノ三食ヲ検査シ、午後四時ヨリハ宿直室ニ入リテ時々病室ヲ巡廻シ、午後九時ヨリハ医員・事務員ト共ニ提灯ヲ点シテ小使ヲ案内トシテ各病室ヲ巡廻シ、各見張所ニ懸ケタル病室巡廻表ノ当該時間ニ捺印シ、翌日午前九時迄ニ猶ホ二回ノ巡廻ヲナシ、病室報告書等ヲ翌朝ニ至リ医長へ提出シ検閲ヲ受ク。午後九時廻診ノ際ニハ医員ノ命ニヨリ興奮・不眠・重症等ノ患者ニ対シ相当ノ所置ヲナス。当日ノ所用ハ之ヲ看護長日誌ニ記載シテ翌日ノ当直看護長ニ引継ギヲナシ宿直明トシテ退出ス。当直ニアラザル一名ノ看護長ハ午前九時出勤後一時間毎ニ病室ヲ巡廻シ、看護人ノ勤怠ヲ監督シ、午後四時ニ至レバ病室内ノ状況其他ノ事ヲ当直員ニ報告シタル後退出ス」とかいているが、これは一八八〇年の末期あるいは一八八一年かもっとあとのことであろう。

ついでにかけば、明治一三年度勤務者は院長一名、医員三名、書記掛二名、門番二名、小使四名、定雇看病人三二名であったという。また同年度の経費は、俸給八〇八円、傭給三九二円二〇銭、患者費五、六一一円四銭九厘（賄費もふくんでいるのだろう）をいれて、計三二、八四六円六三銭二厘であったが、このうち二五、六九八円八一銭四厘は営繕費とあるので、向ケ岡への新築費であろう。収入は七二一円五九銭五厘となっているが、このほとんどは自費

患者の入院料であろう。この年の一人一日あたりの入院費は、とうぜんきまっていただろうが、不明である。患者延人員は三六、八三二名であった。

前記癲狂院規則をうけて一一月二四日には、**入院願手続**が布達された。

甲第百五十三号
上野公園地旧養育院跡ニ仮設致置候当府癲狂病院入院願手続自今左ノ通相心得ベシ此旨相達候事
明治十三年十一月廿四日　東京府知事　松田道之
一貧窮ニシテ一定ノ入院料ヲ納メ難キ者ハ患者所在ノ区役所又ハ戸長役場へ申出書面ニ其奥印ヲ受ケ府庁へ願出ベシ
一自費患者ノ入院ヲ乞フ者ハ保証人ヲ立テ直ニ該院へ申出ヅベシ

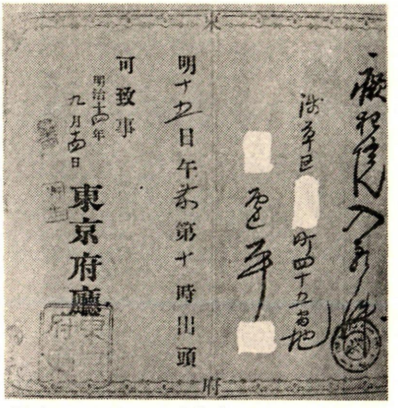


写真4　当時の入院指令（東京都公文書館文書）

なお、規則第一条にいう入院指令書の例は写真4にあげた。

第五章　向ケ岡時代

東京府癲狂院は一八八一年八月三〇日に向ケ岡の地に移転した。移転の理由は、上野の土地ははじめから文部省用地で返還をもとめられていたことと、せますぎて拡張できなかったこととである。『医事新聞』第三四号（一八八〇年一二月一五日）の雑報に、「東京府癲狂院は府会の決議により本郷の旧加州邸内へ修築に着手すると云ふ」とある。

その場所

まえにかいたように、東京府は脚気病院建設にさいし永田町二丁目の病院用地を宮内省へ譲渡し、また駒込東片町一番地、本郷元富士町一番地、向ケ岡弥生町二番地の陸軍省用地と交換して病院敷き地とした。これは、森川町通りよりにあった陸軍省用地と、不忍池よりにあった東京府用地との交換であるらしい。そして、のちの射的場問題にみられるように、どういう経過でか、まえの東京府用地は宮内省用地になった。

ところで、現在の東京大学農学部のところ（向ケ岡弥生町）にあった東京府癲狂院について、「本郷区東片町一番地ヲ相シ本院ヲ新築シ八月之レニ移レリ」などかかれる。東片町にあったものが、どうして向ケ岡癲狂院などよばれるのか、わたしはふしぎにおもってきた。諸文書につけられている略図と当時の地図とをつきあわせると、図2のようになっていた。森川町通りは、現在の赤門前、東京大学正門前をとおり、駒込駅へむかう通りである。元富士町と向ケ岡弥生町とのあいだの通りは、現在の東京大学工学部と農学部とのあいだを不忍池のほうへくだる通りにほぼ相

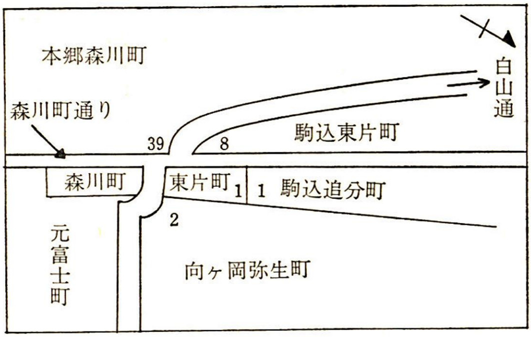


図2　当時の向ヶ岡近辺（略図）

当する。つまり、（駒込）東片町一番地は森川町通りの東側にあった。また、交換前の陸軍省用地の一部は、元富士町にかかっていたようだが、どうもこの部分は文部省用地になったのであるまいか。

東京府癲狂院が移転した本郷区内東京府病院用地は、森川町通りに面するごく小部分が東片町一番地で、**大部分は向ケ岡弥生町二番地**であった。また、実際に癲狂院の用地として使用されたのは向ケ岡弥生町の部分である。たとえば、一八八二年九月二一日に外部の人から秣刈取願がだされているが、それでみると、病院用地のうち中央にある癲狂院病室をはさんで西側と東側とが「生草繁茂ノ場所」とされている。また、一八八五年二月二四日に内務省にだされた公立病院の届けでは、本郷区弥生町二番地を癲狂院所在地としている。そこで、この時代の癲狂院は一般には向ケ岡癲狂院と通称され、弥生町癲狂院の通称もあった。追分癲狂院の名もみられたが、脚気病院は本郷追分脚気病院と通称されていたところからみると、病院用地の一部が駒込追分町にかかっていたのだろう。「此地其当時ニアリテハ今日ノ如ク繁華ナラズ敷地モ亦広濶ニシテ東上野ニ対シ眺望甚佳ク」と呉はかいている。癲狂院がここから移転したのちは文部省用地となり、一八八九年に第一高等中学校（第一高等学校）がうつり、ながらくここにあった。向陵、つまり向ケ岡である。

その建て物

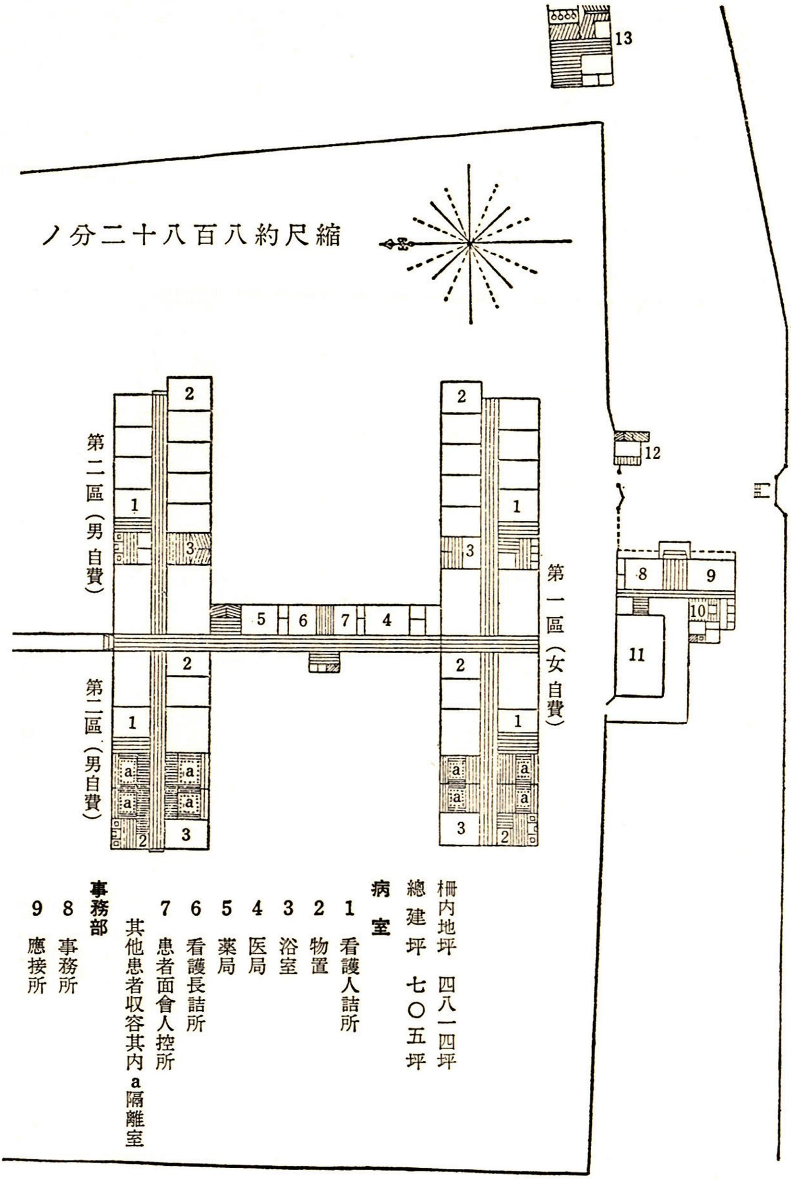
向ケ岡癲狂院の新築は一八八一年（明治一四年）四月に着手され、八月中に落成した。工費二五、五五五円二〇銭

六厘。敷き地三〇、二六四・三三三坪とされるが、図3に「柵内地坪四、八一四坪」とあるところをみると、実際に瘋狂院分につかわれたのは五、〇〇〇坪あまりであろう。三万坪というのは、すでにたっていた脚気病院の分もふくむものかどうか、府病院用地の広さであろう。図3にみるように、府病院用地全体を柵囲いして、そのなかに柵囲いして病室部分がおかれている。建て坪は六八二・五坪で患者一五〇人をいれるにたるものであった。図3では総建坪七〇五坪とあるが、灌水場その他建て増しの部分があるのだろう。

その建て物については口絵4ものこっているが、呉の記載（『最近ノ施設』）をみよう、——

明治十四年向ケ岡瘋狂院時代ニハ病院門ハ今ノ高等学校裏門（森川ヨリ弥生町ヘ道路左側）ト其方位ヲ同クシ門ヲ入レバ事務所アリ応接所、倉庫、小使部屋、賄所等アリ之ト柵ヲ隔テ、病室アリ即チ事務所ヲ過ギ柵ヲ入リ数間ニシテ医局、薬局、看護長室ノ一棟アリ廊下ノ一端ニ接シテ病室棟ニ入リ病室棟ハ左右H字状ヲ、ナス其第一横〔縦〕画ハ自費女室ニシテ第二横〔縦〕画ハ自費女〔男〕室ナリ中央ニ廊ヲ取リ之ヲ挿ミテ病室アリ病室ハ通常男女各五箇上等男女各六箇アリ室内ハ白堊壁六畳（九間）乃至十二畳敷（二間）ナリ各棟ノ西北端ヲ狂躁室トシ男女各四箇アリ女自費室中二室ヲ以テ施療患者ノ沈靖回復セルモノヲ容ル、ニ充ツ第二横〔縦〕画ノ中央ヨリHノ縦〔横〕画タル廊下ヲ（西南ヨリ東北ニ向ヒテ）出ヅレバ長十間許屋根附土間廊下アリ猶ホ其延長トシテ屋上廊下アリ此ヨリ鍵手ニ西北ニ向ヒ施療行旅ノ棟ヲ造リ男女各一棟アリ自費病棟ト同ク中央ニ廊下（自費室ニ於ケルヨリモ広ク一間幅ナリ）ヲ設ケ室ハ其両側ニ並列ス室ハ自費室ト構造同クシキ但通常病室（男女各二箇）ハ其ヨリモ広ク狂躁室（男女各十箇）ハ稍狭隘ナリ狂躁室ノ入口ハ一間半ニシテ三尺ハ壁トナシ一間ハ西洋型半玻璃開扉ヲ設ケ扉ノ内方床（ユカ）ニ副ヒ鉄管ヲ通ジタリ是レ瓦斯中央取煖法ノ用ニ供センガ為ナリシガ応用セズシテ已ミシト云フ病室内所々ニ看護人詰所アリ

また、


縮尺約八百八十二分ノ
第二區（男自費）
第二區（男自費）
第一區（女自費）
門
柵内地坪　四八一四坪
總建坪　七〇五坪
病室
1　看護人詰所
2　物置
3　浴室
4　医局
5　薬局
6　看護長詰所
7　患者面會人控所
其他患者収容其内a隔離室
事務部
8　事務所
9　應接所

癲狂院（『最近ノ施設』より）

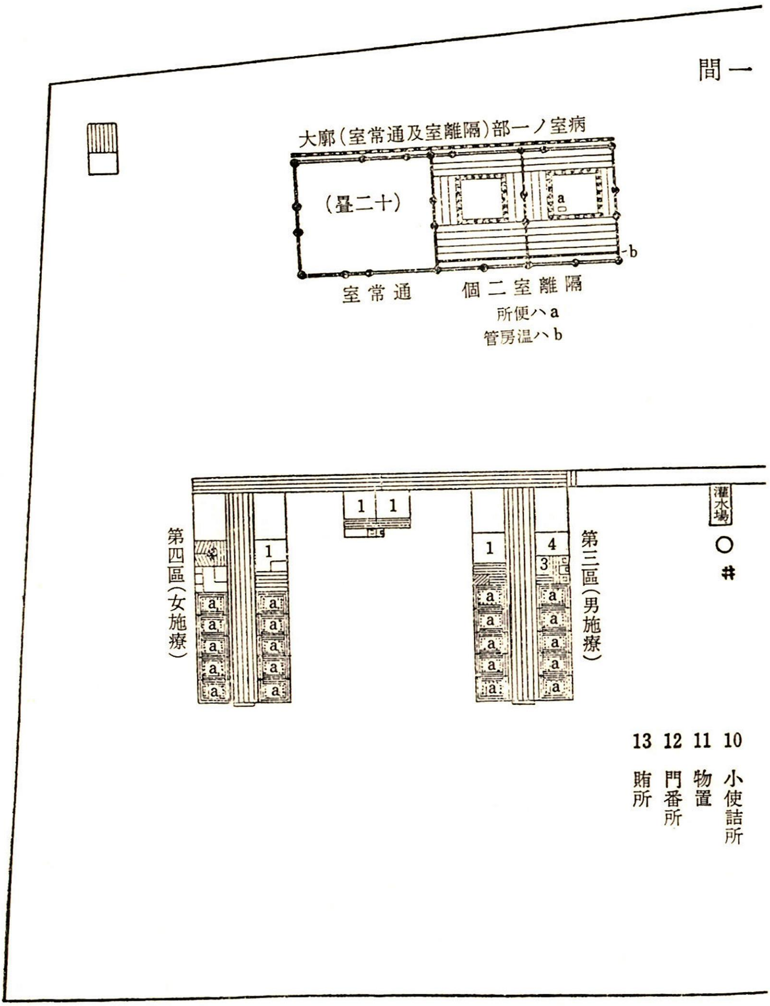

一間
病室ノ一部（隔離室及通常室）廓大
（十二畳）
a
b
通常室
隔離室二個
a ハ便所
b ハ温房管
1
1
1
1
4
3
第四區（女施療）
第三區（男施療）
a
灌水場
井
10 小使詰所
11 物置
12 門番所
13 賄所

図3　向ヶ岡時代東京府

(前略) 其比例ハ通常病牀百ニ対シ隔離室施療二十自費十六ナリ通常病室ハ室内ヲ白堊壁トシ六畳乃至十二畳敷トシ廊下ニ向ヘル側 (即入口) ハ大抵九尺ニシテ三尺ヲ壁トシ一間ニ二枚ノ杉戸ヲ立テ杉戸ノ中央横ニ狭キ透シ (三寸幅) アリ廊下ニ背ケル側ハ肱掛窓トシ鉄格子 (ボールト窓) ヲ設ク各室ノ入口ニハ錠締等ナシ隔離室ハ男女各十四室アリ室内方二間ノ板間ニシテ中央一坪ヲ劃シ丸太柱ニテ環囲シ中ニ畳ヲ敷キ (躁乱者ハ板ノ侭) 其ノ一偶ニ細長キ便口ヲ設ケ挿入蓋ヲ備ヘ (糞室ハ抽箱ニシテ時ヲ定メテ外部ヨリ掃除ス) 一側ノ下方ニ三戸ノ扉ヲ設ケ閂ヲハメ錠ヲ附シタリ夜間ノ燈火ハ病室鴨居ノ上壁ヲ穿チ燈籠ヲ置キ菜油ヲ用フ此時代ニ於テハ上野ニ於ケルガ如ク各室尽ク皆隔離室ノ如ク鎖鑰ヲ設ケズシテ病室ノ大部分ハ出入自在ニ作ラレタリ又隔離室ノ構造ハ大体ニ於テ上野時代ノモノニ多少変改シタルニテ便所ヲ室内ニ設ケタルガ如キハ今日ノ設備ヨリ見レバ幼穉ト云ハザルヲ得ス但施療室ハ室内ニ鉄管ヲ通ジ中央取暖法ノ用ニ供セントシタルガ如キ当時ノ規模ノ小局ナラザリシヲ窺ハル (後略)

口絵5は、ここにかかれている**狂躁室**である、つまり座敷牢の形である。当時の定員は施療一〇〇、自費三〇の計一三〇名だったようである。だが、それにしては自費部分に比して施療部分があまりにせますぎる。また呉の記載によれば、自費病室にも通常と上等とがあった。呉は「自費患者ハ十四年中一日三十銭一厘四毛ニテ入院ヲ許スコトトナリシガ (但シ家族ノ附添看護ヲ謝絶シ病院ニ関係ナク看護人ヲ傭ヒ附ケ得ルコトニ規定シ猶ホ看護人ヲ傭フコトヲ依頼スル者ニ限リ一日金十七銭五厘ニテコレニ応スルコトトス) 未タ確定セル制度ナカリシ」という。だが、病室に通常および上等の別があったとすれば、入院料にも区別があったろう。

一八八一年 (明治一四年) 記事

それまで、癲狂院院務は府病院に従属する形にあったが、四月に事務面が府病院から分離された。七月八日に府病院が財政事情から廃院になり、同日長谷川泰院長が辞職し、府病院医員であった**中井常次郎**が**専任の院長**となった。

八月三〇日東京府癲狂院は上野から向ケ岡に移転した。あるいて一五分ほどの距離である。

甲第百二拾九号

東京府癲狂院本日本郷区東片町一番地へ移転候条此旨布達候事

明治十四年八月三十日

東京府知事松田道之

（前略）収容者ヲ上野ヨリ其方ヘ移ス際ノ如キモ病院ニハ所管 巡査数名ヲ頼ミ来リ狂躁者又ハ危険妨害ノ恐アル者ハ一人毎ニ看護人ヲ附シ腕車ニテ護送シ稍沈静セル患者ハ男女ヲ区分シ腰間ニ紐ヲ貫キ隊ヲ組マセ看護人前後ヲ守護シテ徒歩之ニ赴キタルト云フ如キ次第ナレバ看護人等ノ患者ニ対スル状況モ略類推スベキナリ（呉『最近ノ施設』）

一〇月一〇日の現況は、患者は自費一〇名、施療一〇三名である。院長のほか**医員**は山田謙哉、太田原孝敬のほかに前年七月就職の神吉大太郎の名があげられている。高橋武の名がないのは、調剤員にかぞえられているのか。一等看護人月給金六円定員五名、但組頭兼、二等看護人月給金五円定員一〇名、現在九名中一名看護婦組頭、三等看護人月給四円五〇銭定員一五名、現在一一名中二名看護婦。すると**看護人**は計二六名中看護婦三名である。

ついでに、『養育院百年史年表稿』が引用する明治九年東京府管内労力価統計をみると、一日の価は上中下平均で、農二二・〇銭、商三〇・〇銭、木工三一・三銭、石工五五・〇銭、金工三九・七銭、泥工三五・三銭、陶工三七・三銭、織工二一・七銭である。また、一八八五年八月棄子養育につきたてた予算をみると、看護婦給料月二円、また米は一石八円、麦は一石七円である。すると、看護人の待遇は他の職種よりかなりわるかったが、それでも癲狂院の看護人はいくらかよく遇されていたのだろうか。

記事にもどって、一〇月二八日東京大学は、学術研究のため文学部哲学生両三名がときどき患者を参観視察できるようにともうしいれて承諾をえた。一一月一四日に東京大学文科大学教授外山正一が哲学科四年生有賀長雄をつれて癲狂院を参観した。

ところが、ここに移転して間もない一二月九日づけの**警視総監樺山資紀名の文書**がある。それは、**向ケ岡射的場より銃丸**が外逸し脚気病院および癲狂院の構内ならびに民家にしばしばとびいるので廃止してほしいというが、費用がかかって廃止できない、病院をうつしてほしい、というものである。癲狂院長からの申し入れの控えには、銃丸がとんできたことについて勤務者から事情聴取した記録もつけられている。口絵1にみるように、癲狂院脇に射撃練習場がある。まえ府用地であったのを交換したところで、宮内省所属弥生社の射撃練習場がいつかつくられ・警視庁でつかっていたもののようである。自由民権運動のもえあがっていた当時、人民・病者の生命の危険をおもんぱかるよりは、政権維持のため射撃練習にいそしましめることこそが当局者の急務であったと推せられる。こうして東京府癲狂院は、移転のその年に再移転をせまられることになる。

一八八一年当時の勤務者数および患者処遇

勤務者について呉は、『最近ノ施設』に、中井が専任院長となって「院務ノ整理規則ノ制定初メテ其緒ニ就ケリ是ニ於テ医員ヲ増シテ四名トシ前記山田謙哉、太田原孝敬、神吉大太郎ノ他笹川純一新ニ其員ニ加ハリ従来ハ医局薬局ノ区別モ定カナラズ医員一名ハ薬剤ヲ兼ネシガ是ニ至リテ初メテ薬局ヲ独立セシメ長一名調剤生二名トシ又看護長二名ヲ新置ス是ニ於テ事務員医員調剤員看護長等今日ト同様ノ区別初メテ出来上リタリ最初ノ薬局長ハ佐藤啓政ニシテ調剤ハ星野至誠、高橋武最初ノ看護長ハ高島意伯、渥美謙吉、事務員ハ高木修、中村正業、高田坦、木村喜久ナリ看

護人ノ数ハ増シ二十四人トナリシモ其中婦人ハ纔カニ三四人ニ過ギザリシガ其年ノ十二月末日ニハ看護婦ノ数既ニ大ニ増加シテ看護夫ノ二一ニ対シテ一七トナリタリ」とかいている。だが、この記載は「松沢病院ノ歴史」に付録されている職員の動静表と一致しない。医局・薬局・看護科の分離ができなかったことはたしかで、この動静表にも看護長を兼務した医員弘田瑧（一八八六・四・一―八七・四・三〇）の名がのっており、わたしも一八八七年三月二八日づけの文書に「免看護長兼医員　弘田瑧」とあるのをたしかめた。動静表に佐藤啓政の名はなく、看護長では高島の就職は一八八一年七月二六日、ついで矢川文一郎が同月三一日に就職し、渥美の就職は翌年二月二四日である。医員の笹川は、この年の七月一六日就職で「解一四・八・二」とあり、半月で解雇されたようである。のちにみるように、予算の説明にも「医員兼薬局長一名」とあり、また一八九〇年の書類にも、医務補助（医員定員外、今日の研究生であろう）は調剤をかねる、とある。医師でない薬局長の始めは、動静表にある「長　板垣懋　二六・四・三〇―三七・五・八」とみるべきであろう。

勤務者としては上記のほかに、門番二名、小使四名がいた。また、べつに洗濯夫四名がいたようである。

患者処遇については、おなじく呉の『最近ノ施設』の記載をみよう、――

中井常次郎氏院主トナルニ及ビ病人ニ対スル所置ハナルベク不羈束方法ヲ取ル事トナリ遊戯品ナドノ購入（十四年八月）モアリ構内ニ運動場ヲ設ケ庭園ニ草花ヲ植ヘ患者ニシテ面白ク運動セシメ慰安ヲ図ルコトニモナセリ看護人ノ如キモ亦其数ヲ増シテ患者ノ手当等モ多少行届クコト、ナリタリ此向ケ岡時代ニハ男女病室ハ全然区画セラレ男子患者ニハ看護夫ヲ添ヘ女子患者ニハ看護婦ヲ添フルコトトナレリ

（中略）

明治十三四年頃ノ患者ノ取扱方等ヲ尋ヌルニ入院ノ際沈靖ナルモノハ一定ノ室ニ入レ精神状態及ビ一般ノ理学的

診察ヲ行ヒテ後病室ニ収容シ狂躁患者ハ鎖錮シ臨機検診ス隔日一回入浴シ時々室外ニ遊歩セシム其他ハ各室内ニ置キ晴天ニハ随意出入セシムルモ夜間ハ之ヲ鎖錮シ室外所々ニ見張所ヲ置キ受持看護人ヲ配置シ且時々室内ヲ巡視シ患者ノ行為一般ヲ注意警戒ス沈靖ノ患者ハ男女ヲ別テ一室ニ雑居セシメ起臥ヲ随意ニシ遊歩ヲ許シ囲碁、将棊、かるたヲ授ク或ハ指揮シテ灑掃セシムルコトアリ若シ又精神発揚興奮セルモノハ一室ニ鎖錮シ猶ホ狂躁シテ行為不穏衣服扯裂物具破壊シ汚穢自ラ顧ミズ或ハ自殺逃脱ノ虞アルモノハ一時手足ヲ箝制シ或ハ然カクセズシテ腰縄ニナシ室内ノ柱ニ環鉄ヲ打チ之ニ結付ケタリ夜中ハ看護人ヲシテ各室ノ人員ヲ調ベ一々錠ヲ卸シ雨戸ヲ鎖シ毎一時柝木ヲ鳴ラシ非常ヲ警メ各室内ニ注意シ病人ノ動静ヲ視又臨時湯水ノ望ニ応セシム患者掛ハ日々数回病室ヲ巡回シテ看護ヲ視察ス面会ハ親戚知己ニ之ヲ許シ又衣服飲食ノ差入等ヲ点検シタル等其概況トス

統計表調整

榊は「東京府癲狂院ノ患者統計表及ヒ精神病原因ノ追加」の論文をつぎのことばでむすんでいる、——

結末ニ臨ンテ一言セントスルハ余ノ此調査ニ使用シタル統計表ハ主トシテ従来癲狂院ニ蓄蔵セル者ヲ引用セル事是ナリ而シテ我院ニ該数表ノ設アルハ是レ皆ナ旧癲狂院長中井常次郎君ノ撰定ニ係ル所ニシテ氏ハ即チ我国精神病調査ノ嚆矢者タリ故ニ余ハ同氏ニ向ツテ爰ニ其労ヲ謝シテ其初稿ノ困難ナルヲ推察シ余ハ其跡ヲ蹈ンテ益々上論ヲ確実ナラシメン事ヲ欲ス

中井の作製したとおもわれる原因病性比較表があるので、表3にあげる。

ここで、中井にいたって**診断名**に偏狂の診断名のくわわったことが目につく。呉によると、中井院長の時代にはパ

表 3 1881年1—12月東京府癲狂院患者原因病性比較表 (中井作製のものを部分改変，＋のまえは男の人数，あとは女の人数)

原因＼病性		躁狂	偏狂	鬱狂	痴狂	小計	男女合計	百分比例
遺伝因		11+10	5+3	4+3	2+3	22+19	41	15.589
無形因	家計困難	9+8	0+1	1+1	2+1	12+11	23	8.73
	悽惨事情	2+1	1+0	0+1	0+1	3+3	6	2.281
	苦慮苦業	20+12	7+1	6+2	3+1	36+16	52	19.772
	宗教感動	1+0	0+0	1+0	1+0	3+0	3	1.141
	愛慕事情	2+5	0+2	1+1	0+1	3+9	12	4.563
	恐怖驚愕	4+1	1+0	1+1	1+0	7+2	9	3.422
	他，神心震盪	6+2	4+4	1+0	2+0	13+6	19	7.227
有形因	飲酒過量	8+1	0+1	2+0	0+1	10+3	13	4.943
	房事過度	1+2	0+0	0+1	0+0	1+3	4	1.521
	花風病	0+1	0+0	3+0	0+1	3+2	5	1.901
	頭部傷害	0+0	0+0	0+0	2+2	2+2	4	1.521
	分娩及蓐時	0+5	0+0	0+0	0+1	0+6	6	2.281
	子宮及卵巣病	0+1	0+0	0+1	0+0	0+2	2	0.760
	熱病	0+1	0+1	0+0	0+0	0+2	2	0.760
	脳病	3+1	0+1	0+1	3+2	6+5	11	4.183
	他，身体変調	0+1	0+0	1+0	0+0	1+1	2	0.760
不明因		17+10	5+2	3+1	9+2	34+15	49	18.631
合計		84+62	23+16	24+13	25+16	156+107	263	百分

表 4 1881年「出院患者比例表」(＋のまえは男の人数，あとは女の人数)

	自費	施療	護送	小計	計	百分比
全治	4+3	11+8	6+0	21+11	32	21.92
半治	4+8	8+3	8+4	20+15	35	23.97
不治	2+0	6+5	7+4	15+9	24	16.44
死亡	8+0	26+11	7+3	41+14	55	37.67
計	18+11	51+27	28+11	97+49	146	百分

ックニル、モーヅレ、ハモンドなど諸家の著者がもっともよく応用されたようである。ここでは榊によってこれら診断名の説明をみよう。——

躁狂トハ総テ精神ノ機能亢盛シテ興奮ノ状ヲ呈シ躁暴ノ行為アル者ヲ総称ス例之ハ「マニア」ノ各種類及ヒ其他諸精神病ノ興奮症状アル者等是ナリ又鬱狂トハ病性ノ如何ヲ問ハス総テ精神ノ抑鬱スル者ヲ云フ故ニ例之ハ進行性麻痺狂ニ発スル鬱憂症状ノ如キモ亦爰ニ算入ス偏狂ハ所謂「モノマニア」ニシテ一種偏僻ノ症状アル者ヲ云フ例之ハ妄想狂、自殺狂、殺人狂、放火狂、好色狂、竊盗狂等ノ如キヲ含有ス痴狂ハ先天ノ白痴、続発痴狂等ヲ問ハス唯精神ノ衰弱痴鈍セル者ヲ云フ

此表ノ病名ハ即チ心理学的分類法ニ従フ者ニシテ疾病ノ本性ニ関セス唯精神ノ外形上ノ状況ニ従フノミ故ニ例之ハ躁狂ハ真ノ機能的躁狂ナルヤ或ハ脳髄疾患ノ一症候ナルヤ今之ヲ審ニスル事能ハス又鬱狂偏狂等ニ於ケルモ同一ナリ

表3にあげた原因分類は一八八七年までもちいられ、無形因では政体感動が追加され、有形因のほうでは、手淫、懐妊及授乳、更年期、癲癇が追加され、花風病は黴毒とされている。

一八八一年の**患者動態**は、一月一日在院が一〇八名（男五二、女五六）、入院が一五五名（男一〇四、女五一）、退院では全治三二名（男二一、女一一）、軽快三五名（男二〇、女一五）、不治二四名（男一五、女九）、死亡五五名（男四一、女一四）で退院総数は一四六名で、年末在院は一一七名（男五九、女五八）であった。

退院患者については、費用種目と転帰との関係をしめす表4がのこっている。ここでは、施療患者では死亡の率がややたかい傾向はあるものの、のちにみられるようになるいちじるしい偏りはない。

ついでにかいてしまえば、一八八一年度**経費**予算は、府会でたぶん減額修正されて一四、三〇一円であったが、支出額は一二、五三二円九三銭三厘（患者延数は四四、三三二名）、そのうち主たるものは、俸傭給の三、七三二円五二銭九厘、患者費八、〇七三円二六銭六厘、営繕費三九四円七八銭一厘であった。収入は二、一一二円九銭五厘。

一八八二年（明治一五年）記事

二月四日、大学の眼科教室の助手であった榊俶が精神病学専攻のためドイツへ留学する。六月三〇日をもって府脚気病院廃止。

六月三〇日づけ書類に、一八八二年度**癲狂院費**一三、九七〇円五〇銭が救育費中にのっている、その内訳は、——

金三、六六〇円俸給

内

金一、二〇〇円院長月給（但一か月金一〇〇円）

金二、四六〇円傭用月給（但医員兼薬局長金五〇円一名、医員同一五円二名、看護長月給金一五円二名、同一〇円一名）

金五三五円六五銭給与

金二四〇円七二銭五厘用需費

金九、一三四円二〇銭五厘患者費（患者一人一日につき平均一九銭二厘五毛）

金四〇〇円営繕費

看病人給は患者費にはいっていて、そこの諸雇給の説明には「定雇看病人給一日平均三十二人半此延人数一ヶ年壱万千八百六十二人半一日一人ニ付金十五銭宛一人ニテ患者四名ヲ受持モノトス」とある。また患者賄は一日一人九銭で計算されている。

八月三〇日中井院長よりの伺にもとづき、九月一〇日府庁は「癲狂院へ**灌水場**設置ノ儀」を府会の常置委員会へ諮問した。「本府癲狂院ニ於テハ灌水浴場ノ装置ヲ欠ケリ然ルニ該場ノ設ケハ癲狂患者治療上尤必要ノ方法ニシテ実ニ有効ノモノナリ是迄仮ニ井水ヲ以テ施行セリト雖モ充分ノ処置ヲナシ難ク就テハ該院表通千川上水樋ヨリ柵内ニ呼樋ヲ引キ溜井并浴室ヲ設ケ患者ノ頭上ヨリ灌漑スルノ治療法ヲ行ハントス」。常置委員会はこれを緊急とはみとめがたく、翌年度予算にまわすことに決定した。

九月二〇日宮内大輔から府知事にあてて、**向ケ岡射的場**は廃止し宮内省へひきわたすことにした、との文書がきた。こうして射的場問題は一旦解決したかにみえた。

一〇月一八日、「下谷区下谷金杉上町三拾貳番地芦原榮造弟櫛職人芦原金次郎嘉永四年十一月生」が施療入院した。

一二月一五日、途上瘋癲人の取り扱いについて府知事より区役所・戸長役場へ通達があった（後記）。

一八八二年中の**患者動態**は、年初在院が一一七名（男五九、女五八）、新入が二一四名（男一三七、女七七）、全治退院七八名（男五三、女二五）、軽快退院が四三名（男二五、女一八）、不治退院が一七名（男一一、女六）、死亡が四三名（男二九、女一四）、退院総数が一八一名（男一一八、女六三）で年末在院が一五〇名（男七八、女七二）。また一日平均在院数が一三七名であった。また、この年在籍の計三三一名中自費一一四名、施療一七六名、護送四一名であった。

護送患者のこと

行旅病者にたいする救護については古くからの慣習があったが、明治政府は一八七一年に**「行旅病人取扱方規則」**を制定して、それまでの慣習を成文化した。一八七四年一二月八日には、昭和初期までわが国の救貧制度の根幹をなした恤救規則が太政官布告第百六十二号をもって布達され、翌年七月三日恤救規則の施行細則とみるべき内務省達が公布された。

一八八二年九月三〇日には行旅死亡人取扱規則（太政官布告第四十九号）が布告された。ところが行旅病人取扱規則が同年第五十号布告で廃止されたので、**途上瘋癲人の取り扱い**について、府知事は丙第四十壱号達をだした。

丙第四十壱号

区　役　所
戸長役場

本年当庁第三十四号ヲ以テ途上重症患者取扱方相達置候処途上瘋癲人ノ儀ハ警察署ヨリ直ニ本府癲狂院ヘ護送ノ上其事由見認候地ノ区役所又ハ戸長役場ヘ通知ノ筈ニ候条此旨相達候事

但入院料等癲狂院ヨリ請求候節ハ本文丙三十四号達但書ノ通リ可取計儀ト心得ベシ

明治十五年十二月十五日

東京府知事　芳川顕正

この通達によって、「護送」患者の意味がわかる。

一八八三年（明治一六年）記事

一月一八日中井院長より、明治九年八月八日布達にもとづき、入院患者死亡時に局所解剖志願者あれば死者の親族と熟談のうえ医員一同自費で解剖したい、との知事あて伺がだされ、二四日に許可された（解剖の第一号は〇川〇助、一一月七日）。

一月に、病院地のうち瘋狂院分をのぞく分を開懇したいとの願いがでて、東方の荒れ地を民間人にかした。

二月府庁より、「院内小破修繕タリト雖自今経伺ノ上処弁スヘシ」との通達があった。それまで修繕の手続きがきまっていなかったもののようである。このあと、患者の破損による病室修理の書類がたくさんでている。

長谷川泰の主唱により国政医学会がおこり、三月二五日創立第一回総会の予定であったが、長谷川の急病により無期延期になり、一八八七年三月一五日にやっと第一次国政医学会総会。

一八八二年度患者表は、費用種目および診断名別に**患者動態**をしめしているので、これを表5にあげる。年越新入合計三三一名の年間在籍者中、自費一一四名、施療一七六名、護送四一名で、またその住所は一五区が二九六名、六郡が三五名であった。この年度の収入は四、六五一円二四銭（自費患者入院料三、八二八円五〇銭、護送患者入院料八二二円七四銭）で支出は一四、四四二円九二銭、患者延人員は五二、六八五名であった。

呉は『最近ノ施設』において「患者収容数モ明治十六年七月ヨリシテ自費ニ於テ二十名ヲ増加シ全収容数百五十人ヲ算スルニ至レリ」としているが、前年末にすでに現在員一五〇名に達していた。呉はまた、施療一〇〇、自費五〇で護送は定員外とかいてもいるが、護送の人数はかなりのもので、定員としては施療のほうに通算していたものか。それでも、自費が定員をわって、施療・護送がそちらにくいこんでいることがおおかった。このころの患者処遇は、呉によれば「此当時病室ハ男女ニ区別シ施療、途上、自費等ノ入院種類ニテ区別シ看護人モ亦之ニ従ヒテ区別シ患者

表 5　1882年度患者表（+のまえは男の人数，あとは女の人数，数字にはすこしあわぬところがある）

		入院		退院				残院
		年越	新入	全治	半治	不治	死亡	滞在
施療	躁狂	28+37	24+17	18+ 6	2+ 2	4+ 1	13+ 4	19+38
	偏狂	7+ 9	6+ 4	2+ 3			4+ 5	7+ 5
	欝狂	8+ 2	4+ 6	2+ 1	1+ 0		1+ 0	8+ 7
	痴狂	5+ 6	5+ 7		1+ 2	0+ 1	4+ 1	5+ 9
	小計	48+54	43+31	22+10	4+ 4	4+ 2	22+10	39+59
自費	躁狂	8+ 1	29+13	13+ 6	8+ 5	0+ 1	4+ 0	12+ 2
	偏狂	4+ 2	16+ 4	8+ 1	4+ 2	2+ 0	1+ 1	5+ 2
	欝狂	3+ 3	15+ 8	3+ 5	5+ 3	1+ 0	0+ 2	9+ 1
	痴狂	1+ 1	4+ 2		0+ 1	2+ 0		3+ 2
	小計	16+ 7	64+27	24+12	17+11	5+ 1	5+ 3	29+ 7
護送	躁狂	0+ 2	11+ 4	7+ 1	2+ 0	0+ 1	0+ 1	2+ 3
	偏狂	0+ 1	4+ 3	1+ 0	1+ 0			2+ 1
	欝狂	1+ 0						1+ 0
	痴狂	2+ 0	7+ 6	0+ 1	2+ 2	2+ 2	2+ 0	3+ 1
	小計	3+ 3	22+13	7+ 3	4+ 3	2+ 3	2+ 1	10+ 6
合計		67+64	129+71	53+25	25+18	11+ 6	29+14	78+72
男女合計		131	200	78	43	17	43	150
年越新入合計中百分比				23.56	12.99	5.14	12.99	45.32

ノ小刀剪刀梱縄等ヲ携帯スルヲ禁ジ面会ハ看護長ノ訊問ヲ経テ之ヲ許シタリ療法ハナルベク拘束セズシテ之ヲ看守スルノ方法ヲ取リ構内ニ遊歩場ヲ設ケ草花ヲ栽培シ患者ヲシテ日日運動セシメタルモ手革足革等ハ猶ホ屢施用セラレ隔離室ノ如キモ多ク用ヒラレ監禁サレタル患者モ少ナカラザリシモノ、如シ」。

七月一日よりの一八八三年度予算で癲狂院費は一五、〇三二円六四銭五厘で、このうちに七七一円五一銭五厘の灌水場新設費がふくまれていた（内二四六円五一銭五厘が水道費、五一七円が灌水場左右廊下水吐樋費、八円が上水賦金）。

八月三〇日に武市正三が月給三〇円で医員に採用された。この人の履

歴書がのこっているので抄録すると、徳島県那賀郡中ノ庄村当時東京本郷区本郷春木町三丁目四拾壱番地寄留平民武市正三、二九歳で、一八八〇年七月東京大学医学部卒業証を授与され、同八月一三日内外医術開業免許証を授与され、翌年五月二六日県立徳島医学校三等教授・県立徳島病院二等医、一八八三年六月二六日依願免本官（わたしは、現在の鉄門倶楽部名簿に武市正三の名をさがしたがみあたらず、当時も学歴詐称があったのかとおもったが、のち戦前の名簿をみて、医科大学**別課卒業生**のなかにこの名をみいだした）。「松沢病院ノ歴史」では武市は一八八五年九月三〇日まで在職したとなっているが、すぐに退職しているようである。

一〇月三日徳大寺内務卿より府知事にあて、向ケ岡弥生町皇宮地附続府用地のうち東北部九、二一一坪がほしい、との申し入れがあった。また警視庁がつかう**射的場**にするというのである。府庁ではこの申し入れについて、癲狂院と射的場とは両立しないから、射的場をとりやめてもらうか、府用地をかいあげてもらって移転するか検討している。はじめ買い上げのばあい地代三〇、二六四円三三銭、移転料概算一万円と計算され、あとでは、地代一五、一三二円一六銭五厘、移転料三〇、六一九円六六銭七厘（うち二五、五五七円一六銭六厘は現在分の新規病室建築費）という計算もだされている。地代がどうしてこんなにちがうのか、算出の根拠ははっきりしない。

この年の**患者動態**をみると、年初在院一五〇名（男七八、女七二）、入院一九八名（男一一二、女八六）、退院は全治八八名（男五八、女三〇）、軽快五〇名（男二六、女二四）、不治三六名（男二〇、女一六）、死亡二六名（男二〇、女六）で計二〇〇名（男一二四、女七六）、年末在院一四八名（男六六、女八二）であった。一日平均在院は一四五名、在院の最多は七月中の一五七名、最少は一〇月中で一三五名。これまでもずっと、入院は男がおおいが退院も男がおおい、という傾向がはっきりしている。

ところで呉は『最近ノ施設』に、表6の数字を「自明治十六年一月至同年十二月東京府癲狂院患者病性比較表」と

してあげているが、この合計一八〇名というのは、右にあげた数字のどこにも該当せず、この一八〇名がどういう患者をとりだしたか、はっきりしない。また、ここでは鬱狂、偏狂、癡狂とならぶものとして癲狂の診断名がつかわれているが、この当時常用の診断名によれば、躁狂とよみかえるべきであろう。ともかくも、四分類をさらにこまかくした診断名もつかわれていたことがうかがえる。

表6　1883年患者病性比較表（呉）

	病性	男	女	計	
癲狂	単純癲狂	17	9	26	54
	沈抑ヲ伴フ癲狂	—	3	3	
	欝狂ヲ間発スル癲狂	1	1	2	
	痴狂ヲ間発スル癲狂	—	—	—	
	欝狂ニ継発セル癲狂	3	7	10	
	平神ト襲替スル癲狂	7	6	13	
欝狂	単純欝狂	6	8	14	27
	昏迷欝狂	2	—	2	
	興奮ヲ伴フ欝狂	3	2	5	
	癲狂ヲ間発スル欝狂	3	1	4	
	癲狂ニ継発セル欝狂	—	1	1	
	癲狂痴狂襲替欝狂	—	1	1	
偏狂	妄想狂	25	7	32	57
	殺人狂	—	—	—	
	自殺狂	5	—	5	
	放火狂	1	—	1	
	竊盗狂	1	—	1	
	嗜酒狂	6	4	10	
	好色狂	—	3	3	
	道義狂	3	2	5	
癡狂	特発痴狂	8	4	12	42
	癲狂ニ継発セル癡狂	16	7	23	
	欝狂ニ継発セル癡狂	4	2	6	
	偏狂ニ継発セル癡狂	1	—	1	
合計		112	68	180	

　この表につづいて呉は、当時の薬剤をあげている、――「多ク用キラレタル薬剤ハ不眠症ニハ専ラ『ヒヲスチアミン』（皮下注入及ビ内服）其他臭剝抱水格魯拉爾合剤ノ頓服ヲ与ヘ鬱憂病ニハかんなびん、こでいいねヲ用キ麻痺性痴呆等ニハえぜりんノ内服ヲ処シ多血性躁暴症ニハ臭剝麦

角越幾斯合剤ヲ処シ且急性躁暴症ノ他ハ総テ強壮療法ヲ主トシ赤酒及ビ肝油武蘭垤合剤ヲ臨機投用セリト云フ」。

一八八四年（明治一七年）記事

一月はじめに灌水場および渡り廊下が落成した(上申書が府庁に九日づけ受理されている)。まえにあげた図3は灌水場をいれているので、この時以降のものであることがわかる。**灌水**については、灌水籠が現在松沢病院に保存されており（口絵6）、また呉は、箱の内側に階段をつけたような灌水場の図をあげている。灌水のやり方は、田邊耕民・山田謙哉著、榊俶校閲の『精神病治療全書』（一八九四）に口絵7がかかげられている（著者の田邊は巣鴨時代に医員となった人、山田は上野時代からの最初の医員の一人である)。

大阪府より東京府に三月一五日づけで公私立癲狂院の調査依頼があり、五月に返事がだされている。大阪府で癲狂院設立の動きがあったためだろうか、理由はかいてない（『医事新報』第一三八号によれば、大阪府が癲狂病院設置のため衛生課より警察本部へ照会して管内の瘋癲人数をしらべたところ、摂和河泉四州で四二二名、病院・自室で鎖錮のもの二七名であった)。この返事の内容から、当時の私立癲狂院の実情がうかがえるので、別項でとりあげる。

四月一五日、逃走せんとする患者について看護人が尽力し負傷したので手当て金をだしたいとの上申がされている（手当て金がでたものかどうかは不明)。

四月二五日、長官（府知事）より内務卿に移転費用の取り扱いについて伺いがでている。府立病院を甲所より乙所に移転するにさいし、移転料が第三者よりでるばあい、移転料は一旦地方税雑収入としてさらに移転費用を地方税よりだすべきか、移転料をただちに移転の支払いにあてるべきか、前段であれば府会の決議を要し後段であれば諮問でたりる、というものである。これにたいし内務卿より、後段でよい、との回答が五月九日づけであった。この段階で

府としては癲狂院移転の方針を決定し、その手続きを検討しているのである。

四月三〇日医員宮原名澤依願免職の代員として前田尚志が採用された、月給一二円である（前田は間もなく大迫と改姓したらしい、翌年はじめには大迫尚志の名で文書にでている）。「鹿児島県川辺郡加世田川畑村六拾一番地 士族 前田尚志 文久元年二月生 当時本郷区本郷元町壱丁目拾番地済生学舎外塾生寄宿」の略歴は、つぎのようである。一八七六年一〇月より七八年一一月同県同郡同村黒木元俊にしたがい普通医学ならびに実地研究、七九年二月より八四年一月済生学舎にて普通医学ならびに実地研究、八二年二月より今日まで順天堂医院に通学して内外科実地研究、八三年六月二九日内務卿より第三、九四六号内外科医術開業免許状下附、八三年一二月四日より同二八日東京府徴兵医員、八四年二月二六日より四月三〇日東京府癲狂院傭医。ここでは、正規の医員のほかに傭医のあったことがわかる。また、前年の武市の月給が三〇円であったのにたいし、前田は一二円である、当時の医員の月給はその学歴によってきわめておおきく差別されていたことがわかる。「松沢病院ノ歴史」によれば大迫は一八八六年三月二四日まで在職していた。

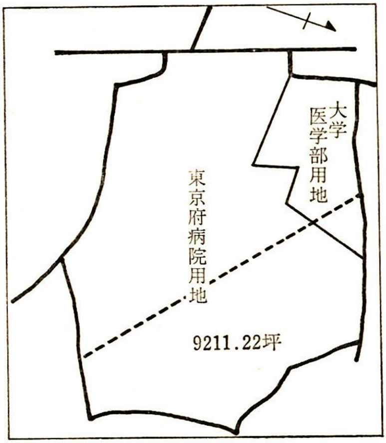


図4 宮内省へ仮引き渡し地（略図）
（破線のした）

六月二日、宮内省は向ケ岡弥生町二番地のうち九、二一一・二二坪の仮引き渡しを、まさに領受した（図4）。図で大学医学部用地とあるところは、まえの脚気病院用地であろうか。この仮引き渡し地が、癲狂院の現用地をかすめたかどうか、この点はわからない。呉は「然ルニ明治十七年六月ニ至リ此病院敷地ハ宮内省所属弥生社ノ射的場ニ隣接シテ試射ノ音響近キ所ニ起リテ中々ニ烈ク発射ノ弾丸屡々院内ニ来ル事アリ治療上ノ妨害トナル事少ナカラザルヲ以テ之

ヲ安静ノ地ニ移サントスルノ議アリ」とかくが、いままでみてきたように移転のことはすでにきまっていた。しかし移転先は未定だったようである。

七月一七日**相馬誠胤**（ともたね）が自費入院した。このまえ六月三〇日に誠胤の当時の主治医戸塚文海に依頼されて中井院長が誠胤を診察した。入院にさきだって相馬家では、後見人たる父充胤の名でつぎの届けを警察署にだした、——

麹町区内幸町一丁目六番地

華族　相馬誠胤

右同人儀精神病ニテ戸塚文海ノ治療ヲ受ケ薬用罷在候処時候不順気ノ為メカ近頃病勢相募候ニ付癲狂院ヘ入院ノ上治療差加方可然医案ニ付来ル十一日府立癲狂院ヘ入院為致候間此段御届致候也

明治十七年七月九日

相馬誠胤後見人

相馬充胤

麹町警察署御中

また入院にさいし癲狂院にたいしつぎの通知をおこなった、——

相馬誠胤儀御院ニ入院罷在候ニ付何人ニ限ラス見舞致度旨申入ル、者有之候節ハ私方ヨリ印鑑相渡可申候間若シ見舞ノ為メ誠胤病室ヘ罷通リ度御院ヘ願出候者有之時ハ差出置候印鑑ト御引合ノ上御通下サレ度此段御届仕候也

明治十七年七月十七日

相馬誠胤後見人

相馬充胤

東京府癲狂院御中

七月中に、相馬誠胤が自費で便所一か所を新設したいということだが、との伺いがでているが、それへの回答はわからない。

毎月作製される患者表で、九月まで護送となっていたところが、一〇月からは行旅となっている。

一一月二二日旧相馬藩士錦織剛清（にしごりたけきよ）ほか暴徒二名が柵内へ侵入し病室のほうへ乱入しようとするのをとりおさえ、巡査にひきわたした。このさいにガラスがわれ看護人一名が微傷をおった。

この年癲狂院関係の文書八八件のうち、一〇件が病室修理に関するものである。年末の主要職員を、主として「東京府立松沢病院ノ歴史」によってみると、院長中井常次郎、医員は山田謙哉、中邨清孝、大迫尚志の三名、書記は木村喜久、高田坦、松田盛治の三名、調剤員は高橋武、星野至誠の二名、看護長は矢川文一郎および渥美謙吉の二名であった。

この年の**患者動態**をみると、年初の患者は一四八名（男六六、女八二）、入院は二三一名（男一四五、女八六）、退院は全治六七名（男四二、女二五）、軽快五〇名（男三三、女一七）、不治六八名（男三八、女三〇）、死亡四四名（男二九、女一五）で計二二九名（男一四二、女八七）、年末在院は一五〇名（男六九、女八一）であった。一月平均在院は一五二名、最多在院は八月の一五七名、最少は五月の一二九名であった。

また一八八三年度患者表を前年度と比較すると、自費患者の入院が九一名から一三一名とふえ、施療の入院は七四名から五三名とへっている。その分だけ自費患者の退院もふえ、なかでも不治退院は五名から二六名へとふえている。同年度の経費は一五、〇九八円四二銭四厘、前年度と比較して営繕費がふえているのは灌水場新設によるものであろうが、前年一八円あまりの雑費がこの年度だけ九五〇円弱と異様にふえているのはなにによるものか。収入が九、六四七円四〇銭一厘とふえているのは、自費患者の増加によるものだけではなさそうである。宮内省から九、二

一一・二二坪の代金が、癲狂院収入としてはいったのであるまいか。

また、この一二月に「東京府癲狂院職制規則事務章程」が府庁衛生課の段階まであがったが、発令されず草案の段階にとどまったようである。その内容は、たとえば「第三条　院長ハ府知事ノ命ヲ受ケ院務ヲ統理シ兼テ患者治療ノ事ヲ総担ス」とあるなど、一八八〇年の東京府癲狂院規則より形式的にも内容面もはるかにととのっている。ここから目につくところをかきぬいておこう。ここでは入院患者を施療、途上および自費とわけており、病室もそのように区分することとされている。「一等看護婦」のことばがでている。患者の「烟管烟草入ハ看護人ニ於テ預リ置クヘシ」とある。事務章程中医員について「第一条　患者ノ治療ニ従事シ毎日午前午後及夜半各一回ツ、各病室ヲ巡回シテ患者ノ景況ヲ視察スヘシ」とある。夜間の巡回は当直医であろうが、午前・午後・夜回診せよと明記しているのである。牛乳良否の検査、肉羹汁の製造は調薬掛の仕事とされている。書記掛の仕事に、「病室ヲ巡回シテ看護ヲ視察スヘシ」といったことはいれられていない。看護長が指揮して看護人に服事させるべき事項中に「一　患者ノ希望スル玩具ハ渾テ看護長ノ指揮ヲ受ケ取扱フコト」、また「一　毎朝狂躁室者ノ糞槽ヲ検査シ其有無及性状ヲ医員及看護長ニ報告スルコト」がはいっている。まえの項目は、娯楽面がかなり重視されていたことをしめすのだろうし、あとの項目はまえにあげた狂躁室の構造と関連させてよむべきだろう。

当時の私立癲狂院および入院の手続き

前記のように三月一五日づけの大阪府よりの問い合わせにたいし、府庁では東京府癲狂院、根岸病院、小松川癲狂病院、瘋癲病院からそれぞれ報告をもとめて回答している。それによって当時の東京府における私立癲狂院の概要がしられる。

根岸病院（四月九日づけ報告）は創立費三、五〇〇円、年間経費は一八八〇年二、九五〇円、八一年二、九四五円九銭など、入院料一日三八銭、入院時診察料五〇銭、看護人あるときはその食費室料一日二〇銭、臥具自用。一八七九年の患者は男二、女一でうち半治休薬一、持ち越し二、こののちの患者動態は表7。

小松川癲狂病院（三月二九日づけ報告）は一八七八年五月二五日設立、創立費七、二〇〇円、経費は七八年七九二円、七九年一、一四三円、八〇年一、四三七円、八一年一、三四八円など。入院料上月一五円、下一一円、貧者はこの限りにあらず。患者は七八年男二二、女一〇、七九年男三八、女七、八〇年男四四、女一七、八一年男二五、女一一、八二年男三五、女二一、八三年男二八、女一八。

瘋癲病院（五月七日づけ報告）は開院一八七八年一一月一九日で創立費一八、〇一二円一五銭八厘六毛。壱か年経費約四、八〇〇円。診療料五円以下、入院患者診察料入院中金一〇円。入院料一日上等六〇銭、下等四五銭（八三年一一月一日改正）。随意付き添い人あれば食料一日一五銭、衣具持参。瘋癲病院の報告には印刷された院則と詳細な規則とがつけられているが、これらについては機会をみて紹介したい。患者動態は表8のようだが、繰り越し人数はあげられていない。

べつの資料として東京府衛生課年報が第三年報から第五年報まであった。その病院関係としてあげられている数字をまとめると、表9のようになる。この病院には大学医学部付属医院ははいっていない、また病院の名でも年間入院なしの病院もある。

表9の数字は、それぞれの病院についてまえにあげた数字とはすこしずつちがっている。東京府癲狂院の一八八四年入院二三一名というのは、三七九名とすべきところである。ふしぎに、一八八四年なり八四年度の患者統計には、施療患者が前年の半分よりもおちこんだ数字になっているものがある。一八八五年六月（つまり、八四年度末）に賜

表 7　根岸病院患者動態

	入院		治癒	死亡	半治	持ち越し
	男	女				
1880年	39	25	19	5	20	22
1881年	45	32	39	13	34	13
1882年	60	20	35	10	26	22
1883年	45	19	38	8	22	18

表 8　瘋癲病院患者動態

	全治		死亡		半治出院	
	男	女	男	女	男	女
1878年	42	5				
1879年	69	23	4	1	23	11
1880年	56	22	5	1	19	8
1881年	58	29	7	0	32	13
1882年	65	15	5	0	70	28
1883年	47	18	7	1	49	17

表 9　府下公私立癲狂院概要（1882—1884）

（東京府衛生課年報より作製，数字一部修正）

年	府下病院総数	癲狂院名	入院	外来	医員	看護人
一八八二	27院	公 瘋狂院	331	—	5	31
		瘋癲病院	232	14	2	25
		根岸病院	93	—	1	8
		癲狂病院	56	—	2	6
一八八三	26院	公 癲狂院	348	—	3	32
		瘋癲病院	169	1	2	25
		根岸病院	62	—	1	9
		癲狂病院	46	—	2	6
一八八四	25院	公 癲狂院	231	—	4	34
		瘋癲病院	185	5	2	18
		根岸病院	77	—	2	9
		癲狂病院	32	—	2	6

チフスが女施療に流行したが、そのため臨時病院へうつされたのは数名だし、入院を一時とめてもそんなに影響するはずがない。ところで、表9で瘋癲病院には少数ながら外来患者があったことを、とくに注意しておくべきだろう。

つづいて、**入院に関する法制面**にふれておこう。私宅監置についての最初の規定は一八七八年（明治一一年）五月三一日警視庁布達甲第三八号で、瘋癲人看護のため私宅に鎖錮せんとするものは懲治監入檻手続きに準じて、事由詳記し親族連印のうえ医師の診断書をそえて所轄警視分署へねがいでて認許をうけよ、というものであった。一八八四年一月一六日警視庁は布達甲第三号をもってまえの規定を改定した、——

瘋癲人私宅ニ鎖錮セントスル者ニ関スル件

瘋癲人看護ノ為メ私宅ニ於テ鎖錮セントスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ最近ノ親属二名以上連署ノ上医師ノ診断書ヲ添ヘ所轄警察署ヘ願出認可ヲ受ケ解鎖ノ時ハ其旨届出ツ可シ若シ之ニ違反シタル者ハ違警罪ニ処セラル可シ右布達候事

これは、左のように違警罪に私擅瘋癲人鎖錮がはいったためである、——

警視庁甲第四号
明治十四年十二月甲第六拾号布達警罪同第二十項ヘ左之通塡補ス
擅ニ瘋癲人ヲ鎖錮シタル者
右布達候事
明治十七年一月十六日
警視総監大迫貞清代理
警視副総監　綿貫吉直

同日警視庁乙第一号達は「自今私立瘋癲病院へ患者視察ノ為メ臨時主務ノ官吏ヲ派遣シ且其出入人員等ヲ調査セシム可ク」と規定している。つづいて警視庁は布達甲三号の改正を企図してつぎのように府庁の意見をもとめた、――

瘋癲人ヲ該病院へ入レ治療セシムルハ固ヨリ当然之儀ニ有之候処或ハ財産ヲ横領センカ為或ハ相続ヲ争ヒ或ハ一家不熟苦ヨリ強テ入院セシムルノ弊ナキヲ保タス右ハ警察上忽ニスヘカラサル儀ニ付以来該病院ニ入レ治療セシメントスル者アル時ハ親属ヨリ所轄警察署へ願出サセ事実取調ノ上許可可致ト存候就テハ別紙布達案相添及御協儀ノ条至急御回答下被度候也

明治十七年六月十六日　　　　警視総監大迫貞清

東京府知事芳川顕正代理

つけられている案は、のちの警視庁令甲第拾五号となるものである。この文書をみると、ここにも相馬事件の影響が感じとれる。この年の三月一〇日、相馬家は誠胤を瘋癲病院へ入院させたが、錦織が面会におしかけたりして問題が面倒なので、瘋癲病院は三月一七日に誠胤を退院させた。さて、八月一八日の警視庁甲第拾五号によって、「治療ノ為メ私立瘋癲病院ニ入院セシ」むることとそれからの出院については甲三号での私宅鎖錮および解鎖とおなじ手続きをとることが必要になった。また同日警視庁乙第拾貳号は区役所・戸長役場にたいし、「自今認可無之患者ハ入院セシムル儀不相成候儀此旨私立瘋癲病院へ相達ス可シ」と命令した。

これらのすぐまえに、かなり詳細な**瘋癲人取扱心得**が警視庁によってさだめられている、――

警視庁達第五拾六号　明治十七年八月十三日

瘋癲人取扱心得別紙ノ通之ヲ定ム

瘋癲人取扱心得

第一条　瘋癲人ヲ私宅ニ鎖錮シ又ハ私立瘋癲病院ニ入院セシメント願出ル者アル時ハ医員ヲ伴ヒ病家ニ出張シ調査ノ上事実相違ナキ者ハ願書ニ認可ノ旨ヲ朱書シテ之ヲ下附シ其疑ハシキ者ハ事情ヲ具シ指揮ヲ受クヘシ但認可ヲ為シ及解鎖出院ヲ届出タル時ハ其都度第二局並ニ私宅若クハ病院所轄ノ警察署ヘ通報スヘシ

第二条　前条認可ノ後私宅又ハ病院ハ其所轄警察使ニ於テ毎月一回巡回シ其取扱方等ヲ視察シ若シ事故アル時ハ具状シテ指揮ヲ受クヘシ尤モ事実疑フヘキ廉アルカ又ハ苛酷ノ処置アルヲ聞知シタル臨時出張シテ之ヲ視察スヘシ

第三条　毎月私宅鎖錮者及ヒ入院患者ノ現数ヲ其所轄警察署ニ於テ取調ヘ翌月三日限リ第二局ヘ通報スヘシ

第四条　路上瘋癲人ハ引取人アルハ之ニ引渡シ其之ナキハ管轄ノ自他ニ拘ハラス東京府所轄癲狂院ヘ護送シ其事由ヲ第二局及ヒ本人ヲ認メタル地ノ区役所又ハ戸長役場ヘ通報スヘシ但第二局ヘハ別紙報告書ヲ以上差出スヘシ

内容からして、この瘋癲人取扱心得は部内のものであろう。ここでは、第一条に医員による出張診察が規定されていることを注目しておきたい。

こうして、この一八八四年に私立癲狂院にたいする警視庁からの監督の制度が確立されたのである。

一八八五年（明治一八年）記事

四月二七日行旅病者中痴呆の一二名（男五、女七）を養育院へうつした。

表10 1884年度患者種目別患者動態

（年間患者延人数は自費 10,622人，護送 8,471人，施療 35,657人，合計 54,750人）

	入院			退院					残院滞在
	越入	新入	計	全治	半治	不治	死亡	計	
自費	33	146	179	33	41	47	12	133	46
護送	19	62	81	16	12	23	8	59	22
施療	102	45	147	25	5	11	29	70	77
計	154	253	407	74	58	81	49	262	145

この年の最大事件は四区（女施療）に腸チフスが流行したことで、六月に患者数名および看護婦二名が臨時病院（避病院）にうつり、他の第四区患者は一時元脚気病院へうつした。

六月二日づけの文書に、途上患者某の入院費について、二日分五〇銭四厘とある。すると、行旅患者の費用は一人一日二五銭二厘であったと推される。

この年の書類に、竹内象二郎より癲狂院敷き地の交換あるいは払い下げの願いがしばしばでている。のちにみるように竹内は、巣鴨駕籠町の敷き地のほとんどを府に売却した人である。これにたいしては、文部省用地として譲渡決定ずみである、との回答がだされている。

一八八五年の**患者動態**をみると、年初在院一五〇名（男六九、女八一）、入院二七〇名（男一六六、女一〇四）、退院は全治八七名（男六三、女二四）、軽快六三名（男三三、女三〇）、不治六三名（男三五、女二八）、死亡五七名（男三二、女二五）で計二七〇名（男一六三、女一〇七）、年末在院は一五〇名（男七二、女七八）である。一日平均在院は一四九名、最多は八月に一六六名、最少は二月に一三七名。

一八八四年度患者表は前年度と大差はない。ここでは種目別にみた患者動態を表10に抄録しておこう。

一八八四年度の収入は五、四六二円一二銭九厘、支出は一三、七四〇円七六銭四厘であった。この支出の内訳はつぎのようであった、——

俸　給　　三、六三六円一〇銭
　院長一、二〇〇円、医員一、一三四円、調薬生三二九円、看護長二八八円、書記掛六八五円
給　与　　五三五円六五銭
　門番一四四円、小使二四〇円、諸雇給七五円、諸賄料七六円六五銭
用需費　　二三三円一二銭五厘
　備品六〇円四五銭五厘、消耗品費一四八円七八銭二厘、郵便電信料一〇円、雑費一三円八八銭八厘
患者費　　八、九三二円四七銭四厘
　看護人給一、七七八円五〇銭、洗濯婦給二三六円、薬品類一、二二九円一二銭四厘、夜具衣服の類六六〇円四二銭三厘、消耗品六四七円四二銭七厘、賄料四、三八〇円
営繕費　　四一二円五一銭五厘
　小破修繕三三九円七八銭四厘、風災につき臨時修繕七二円七三銭一厘

この数字からみると、患者一人一日の賄費用は平均八銭であった。当時の勤務者は呉によれば、院長一名、医員四名、薬局員三名、書記掛四名、看護長三名、定雇看病人三二名、門番二名、小使四名であったはずである。だが、これらの記載が、すくなくとも実際とくいちがっていることは、薬局員についてすでに指摘した。そこで、この記載も参考にして、「松沢病院ノ歴史」に付録されている職員動静表および諸文書から、一八八四年度の主要勤務者を推定すると、院長のほか医員三、四名、調薬生二名、書記二名、看護長二名、看護人三二名である。だが、事務掛では書記になっていない人が一名以上はいた。俸給面の区分で高橋武は医員に区分されているものか、調薬生となっている

か、あるいは両方から月給がでていたものか。ともかくも、支給される額と人数とをくらべてみると、院長一名、医員三、四名、看護人二〇名ほどがほぼ同額であり、職種による差がおおきく目につくのである。看護人給は月額にして五円にみたぬ計算になる。

この年の一二月一八日の官報に中井常次郎申報にかかわる「東京府癲狂院患者病性年齢成果比較表――自明治十二年七月至同十七年十二月」がのったのを、『医事新聞』第一七九号（一二月二五日発行）が抄録している。総患者九七九名中在院中の一五〇名および再入院一四四名をのぞく六八五名の病性と治療成績との関連などが表示されているが、この内容はのちに紹介する榊論文にふくまれることになるのではぶく。だが、全体の治療成績だけ紹介すると、六八五名中全治二六一名、半治一一六名、不治一〇〇名、死亡二〇八名である。

第六章　長谷川泰、中井常次郎、芦原金次郎および相馬事件のこと

わたしは、一番はじめの医員山田、高橋、太田原のだれか一人についてでもその伝記の手掛りをえたいとおもったが、はたせなかった。長谷川泰は明治の医人中でもきわめて重要な人物であって、その伝記ははっきりしている。まず長谷川泰の生涯をみよう。

長谷川泰という人

長谷川泰は越後国古志郡福井村の人で、父宗濟は京都遊学中は頼山陽と親交があった儒医。泰はその長子として天保一三年八月一五日（一八四二年九月一九日）にうまれた、幼名多一。弟順次郎はのちに陸軍一等軍医、医術開業試験委員などになった人である。長谷川家は隣郡の石黒家（忠悳の家）とふかい交際があった。多一は長岡の漢学塾にまなんだのち父君のもとで四年間漢方医学をまなび、のち西洋医学をまなぶため一八六二年佐倉順天堂佐藤尚中の門にはいった。泰の名は、順天堂を創立した、尚中の養父泰然の一字をいただいたものという。長谷川は順天堂でぬきんでた才能とともに野人ぶりを発揮し、尚中はかれの才能をみこんで長女の夫にむかえようとしたが、うすぎたない長谷川を長女がきらってこの話しはこわれたという。長谷川はついで江戸で幕府の西洋医学所にまなんだ。

一八六九年（明治二年）大学東校がおかれるや、長谷川は石黒忠悳などとともにめされて、大学少助教となり解剖学専門を命ぜられ、さらに中助教、大助教などとすすみ、相良知安をたすけて医学教育の確立に尽力した。こののち

長谷川は時の文部大輔田中不二磨のいむところとなり、一八七四年（明治七年）八月二七日に長崎医学校長に任ぜられた。実は長崎医学校は戦時病院にすることがすでに内定していて、一〇月一九日に長谷川は出仕を免ぜられて正七位の位記返上を命ぜられたのである。そのとき長谷川は、精得館時代より長崎医学校に所蔵されてきた器械、器具、図書、現金などを東京医学校（→大学東校）に移管してしまった。東京にかえった長谷川は医学生の教育機関の設立を計画して、一八七五年一二月二七日に私学済生学舎の開業が東京府権知事に許可され、翌年四月に済生学舎は開校した。済生学舎の講義には医科大学の関係者が協力した。済生学舎の精神科は一九〇一年四月におかれ、廃校まで井村忠介がその講師をつとめた。

防疫および医事行政について手腕ある人をもとめていた楠本正隆東京府知事は、一八七六年五月長谷川を東京府傭医とし、ついで府病院長とし、一〇月には府衛生課兼務として府の医事衛生行政に参与させた。当時流行していたコレラ対策に長谷川は成果をあげた。一八七八年七月には長谷川は内務省御用掛、脚気病院事務長となり、さらに文部省御用掛、警視庁御用掛、中央衛生会委員などになった。一八八五年七月には警視庁医長となり、さらに同月長與にこわれて内務省にはいって衛生局第一部長となり、ついで衛生局長代理、翌年一月辞職。

一八九〇年七月一日の第一回衆議院議員選挙にあたっては新潟県第五区より立候補して当選。長谷川は民党の一員として内閣の圧制を糾弾したという。一八九二年二月の第二次総選挙、一八九四年三月の第三次総選挙にも当選したが、一八九四年六月の解散につづく総選挙には、済生学舎経営上の問題のため立候補しなかった。そのまえ一八九二年五月、ついで一八九六年二月と本郷区民におされて東京市会議員に当選した。衆議院議員として長谷川は、漢方医存続反対、医薬分業反対の立ち場ではげしく主張した。

さて、医科大学と内務省との関係は伝染病研究所問題などで悪化していた。そして、後藤新平が衛生局長を辞任し

たあと、一八九八年三月八日その後任として難局にあたることとなったのが長谷川である。精神病者監護法制定も、長谷川の衛生局長在任中の努力による。だが長谷川も、医術開業試験を内務省から文部省にうつさせようとの大学派の運動に関して内務大臣を無能よばわりするにいたり、一九〇二年一〇月二四日に辞表を提出した。このあと長谷川が官途につくことはなかった。

医制発布の一八七四年当時開業医二八、二六二名中洋方医は五、二四七名にすぎず、西洋医学採用の方針はすでに宣言されていたこととはいえ、現実の医療の担い手は漢方医であった。こういうなかで済生学舎は一九〇三年の廃校までに九、六〇〇名あまりの医者を養成し、のべ二一、四〇〇名あまりの学生を教育した。これによって洋方医が人数のうえでも優位にたつようになった。主として医者の資格と医師会とについて規定してある医師法は一九〇六年に制定されたが、長谷川は、開業医勢力を結集した大日本医会を代表して、医師法制定にもおおいに努力した。

長谷川はホラふきの豪傑野人で、衆議院で政府委員を面罵したり、衛生局長室で部下と格闘したりという挿話が数おおくつたえられている。一九一二年に没して四年後の一九一六年に湯島天神境内にその銅像がたてられた。それは椅子に姿勢ただしく腰かけた羽織り袴姿の長谷川が膝に本をのせ右手にもった本にみいっているものである。ドクトル・オヴ・ベランメーとか貧乏・乱暴・ベラボーの三ボー居士などあだ名されていた長谷川のいきた姿をしっている人は、銅像のもったいぶった姿をみてゲラゲラわらったという。この銅像は、戦争中の金属供出で台座をのこすだけである。

長谷川の名科白としてつたえられるものに、「天下に三賊あり、華族に、官吏に、銀行の頭取である」、「長谷川泰、不肖なりと雖も、三院には、断じて、入りません。それ三院とは、養老院、癲狂院、貴族院の謂であります」がある。こういいながら衛生局長になっており、また、本心は貴族院議員になりたかったのだろうともいわれている。

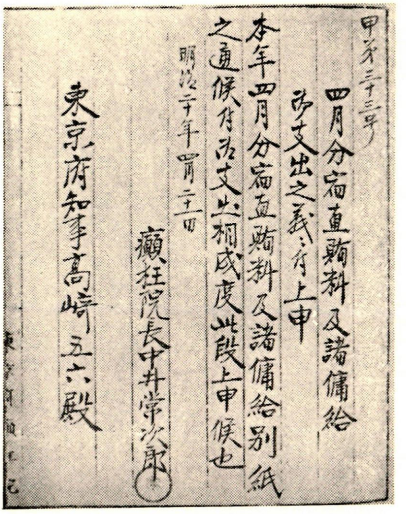

甲第二十二号
四月分宿直賄料及諸備給
之支出之義ニ付上申
本年四月分宿直賄料及諸備給別紙
之通候ニ付支出相成度此段上申候也
明治二十年四月二十日
癲狂院長中井常次郎 ㊞
東京府知事高崎五六殿

写真5　(常)印のある中井常次郎名文書，公文書でも(常)印でとおっている（東京都公文書館文書）

中井常次郎略伝

長谷川についてはいくつか伝記がかかれており、山口悟郎『長谷川泰先生小伝』（長谷川泰先生遺稿集刊行会、一九三五年）、長谷川泰遺稿・佐藤獨嘯編『奇人の奇言』（大江書房、一九一四年）、山口悟郎編『長谷川泰先生全集』（長谷川泰遺稿集刊行会、一九三九年）などの単行本もあるのにたいし、林暲院長前ではたった一人の専任院長であった中井についてつたえられることはきわめてすくない。中井院長の時代は、病院も比較的ちいさくまとまっていて、院長が毎日回診していたので、院内の雰囲気は榊医長時代よりもよく、あるいは呉院長時代よりもまさっていたかとおもうのだが、中井院長ののちの巣鴨病院は東京帝国大学との関係を中軸に運営されるにいたったため、中井院長の事蹟はわすれられている。本物の精神科医がでるまえの人というのが、従来の記載から中井院長についてうける印象であった。だが、いまのこる数おおくない記録からみても、中井の功績はかなりにおおきかったように推せられる。なお一般には中井は、相馬事件で毒をもった医者とされたので、毒医と称されていた。中井の伝記としてみることができたのは、呉の『最近ノ施設』中の記載だけである。呉にしたがって、中井の生涯をみよう。

中井は嘉永四年一〇月二九日（一八五一年一一月二二日）に播磨国龍野に、脇坂藩の儒臣矢野真吾の子としてうまれた。幼時同藩の侍医中井伯元の養嗣となり、藩校で漢学をおさめた。明治元年一二月（一八六九年一月）貢進生として京都にのぼり新宮凉閣に入門して蘭学および医学をおさめた。明治三年五月（一八七〇年六月）上京して大学東

校にはいり、ミュレル、ホフマン、足立寛、桐原眞節などについて英学および医学をおさめた。一八七三年一〇月に大学をやめて、佐藤尚中、佐々木東洋などが新設した博愛社にはいって実地医学をおさめた。佐々木が蠣殻町に開業したときには代診となった。

一八七四年五月東京府病院が設立されるやその医員となり、院長岩佐、副院長佐々木、アメリカ人アシミード、イギリス人マンニンク、オランダ人ブッケマ（ン）などの助手をした。一八七六年八月東京府で医師開業試験の制ができると、試験掛兼務となった。一八七八年二月に医術開業免許状をうけた。同年産婆学の必要を府病院長、府知事に建言して、府庁の許可をえて山崎元修とともに産婆学の講筵をひらいたのが、わが国における西洋流産婆養成の嚆矢である。

一八八一年七月東京府癲狂院の院長に任ぜられ（月俸八〇円、翌年八月より一〇〇円）、また同年九月医術試験委員および産婆試験委員を命ぜられ、一八八四年第二回東京医術開業試験の開催にあたり内務省からその委員を嘱託された。また一八八四年三月には井上外務卿官舎の医療嘱託をうけ、一八八八年四月には大隈外務大臣官舎の医療嘱託をうけ、一八八九年一〇月大隈外務大臣の負傷のときはその治療にあたった。

一八八七年四月東京府癲狂院長を辞任するさいには、東京府より慰労金三〇〇円を給与された。同五月地方衛生会委員となり、晩年までつづけた。一八八八年五月府下開業産婆集会が創設されるや、濱田、櫻井、相磯、山崎らと産婆学を講説し、同年一〇月より一八九三年四月まで毎年春秋二回産婆試験の委員をした。一八九〇年芝区西久保桜川町に開業し、東京医会芝支部の副会長はじめ役員をした。とくに一八九一年医薬分業案が帝国議会に提出されたときは、東京医会の意見を衆議院の各議員にといてまわった。

一九一四年（大正三年）一〇月六日死去、葬儀は愛宕下青松寺（その向かいにかつて東京府病院があった）におい

て一〇月九日におこなわれた。

芦原金次郎一代記

のちの医員齋藤茂吉は、一九三七年にこの人の死をしって、つぎのようにうたった（『寒雲』、一九四〇年、新版全集第三巻）、——

朝刊の新聞を見てあわただしく蘆原金次郎を悲しむ一時
入れかはり立ちかはりつつ諸人は誇大妄想をなぐさみにけり
われ医となりて親しみたりし蘆原も身まかりぬればあはれひそけし

一五年ぐらいまえまで年輩者は、松沢病院ときくと、「あそこには芦原将軍という有名な患者がいたね」とかたったものである。

この人の姓は「蘆原」とかかれていることがおおく、「葦原」ともかかれているが、戸籍でみると「芦原」がただしい。生まれは嘉永三年三月五日（一八五〇年四月一六日）。父佐伯（芦原）孫左衛門は越中高岡藩につかえており、維新となって江戸にでたが、くえず、夫婦喧嘩のすえ、孫左衛門は長男榮蔵をつれて家をで、母つる（あるいはつる子、あるいはお富ともいわれる）は金次郎をつれて埼玉県の深谷町にのがれ、そこの観音堂の堂守りとして一生をおわった。金次郎は深谷町の櫛問屋古川家にひきとられ、主人公要次郎の弟分として愛された。——これは、病没のすこしまえに、金次郎の幼なじみであった、要次郎の娘佐藤ちかがかたったところである。だが、戸籍上では金次郎

の母の欄は空欄のままで、「母ノ氏名ハ知ルコト能ハサルニ付其記載ヲ省略ス」とある。他方、芦原についてのもっともはやい記載の一つ岡田和一郎「錯迷狂病者自称芦原将軍病床紀事」（東京医学会雑誌、第六号、一八八七年）は「父ハ疝積ニテ死亡シ母ハ曽テ乳癌ヲ患ヒ次テ縊首シテ亡命ス（盖シ発狂ナラン）」とかいている。

芦原将軍の名がはじめて新聞にのったのは一八八〇年（明治一三年）のようで、宮武外骨『明治史料第一篇』（半狂堂、一九二七年）によれば、同年六月一二日発行の『東京自由新聞』第一一二号の雑報につぎの記事がのった、——

〇去る六日千住の電信分局へ一人の男が飛で来て拙者儀は何を隠さう正三位勅任官勲一等左大臣蘆原将軍藤原の諸(もろ)味(み)なり今日眉を焼くの大事件あつて至急支那の李鴻章へ電報打つて貰ひ度と四辺を白眼で中立てしを該局の者は吃驚して事実如何と最寄の分署へ照会せしところ兼て有名なる下谷金杉村蘆原金次郎と云ふ狂人賤生(きちがひせんせい)

そして一月後の同新聞には、——

〇発狂人と知つたら此様事もしもせまい金杉村の人力車夫庄吉といふ者は上野桜木町新下町にて客待をして居たりしに一人の男が来かゝりて道を聞きしに其教へかたが能いとか悪いとか言つて取つて掛かり終に組合を初めしに彼者は大音上げ我を誰ぞと心得居るか桓武天皇九代の後胤蘆原将軍源の義經とは我事なり下司下郎の身を以て我に刃向蠅虫奴睨み殺して呉れんぞ、と礑と白眼し発狂眼それと見るより同村の長澤音吉が仲裁に立入りしに突然同人へ噛付き腹へも疵を負はせた故彼是と取合中巡行の巡査に拘引され狂人の兄金杉下(ママ)町三十二番地蘆原榮蔵を召出され御説諭の上同人より療治代三十銭を出して示談に成り今まで諸官省へも怒鳴り込んだる有名の蘆原将軍も暫らく檻へ入れられました

かれがすでに有名人であったことがわかる。発病はかなりまえ、数えで二〇歳のころである。ちかは、金さんが二〇歳ぐらいのとき空の星を指さして、あれがやがてわしを将軍様として迎えにこらっしゃる星だ、とおしえてくれたという。二四歳で結婚したが子なし。一八七四年懲役に処され、妻ににげられたとも妻を離別したともいう。こののち精神変調はすすんだようで、翌年二月ごろより芦原将軍と自称しはじめた。一八八一年一月に家出して行方しらずとなり、同年七月明治天皇の東北巡幸のさい中仙道で天皇の馬車にちかづこうとし、このあと、征夷大将軍に任ぜられたお礼にいくと二重橋周辺を徘徊していたなどのことがあったらしく、また、野州で一か年の懲役になったが九か月に減刑されたともいう。そして一八八二年一〇月一六日に、向ケ岡時代の東京府癲狂院に収容（施療）されたものの、翌年一月一日に脱院。野州の同業者の家へいったが、他人と争論して負傷させて、また九か月の懲役に処された。放免後帰京して、また他人と争論して負傷させ、一八八四年中に佃島で苦役した。そののち諸所を遍歴していたが、翌年一一月二八日同業者の母親をなぐって吾妻橋警察署に拘引されたが、取り調べ中発狂の挙動がみえたので兄榮蔵にひきわたされた。だが、兄が赤貧で自宅看護ができないので、翌一一月二九日に再入院になった。当時の様子は岡田和一郎がよくつたえている（東京医学会雑誌、第六号、一八八七年）、——

（前略）現症体格中等ニシテ血質毛色体状皆ナ尋常ニシテ食欲佳良ナリ而テ視官瞳孔反射等鈍ナリト雖トモ膝腱反射ハ尚ホ存ス其精神的症状ヲ見ルニ弁識アリ理解アリ記憶アリ又タ注意アリ睡眠モ亦タ安泰ナリト雖トモ常ニ妄想アリ其言語ハ正粛ニシテ且ツ高尚ノ風アリ其行為ハ正坐シテ常ニ両手ヲ膝上ニ置キ又タ一手ニ扇子ヲ持テ屢バ開閉ノ運動ヲ為ス其状貌ノ厳然タル事恰モ王公ノ如シ而テ其入院后ノ挙動ヲ視ルニ自ラ芦原将軍ト唱エ意気傲慢ナリ加之時々精神興奮シテ狂暴戸障子ヲ破損スル事アリ故ニ同月卅日狂室内ニ入ルレバ狂暴益々甚ダシク其被服ヲ裂截セ

シモ其翌日ニ到リ其動作大ニ沈静シ自ラ内大臣ト唱ヘ或ハ将軍ト号ス而テ次日益々傲慢トナリ或日ハ朝廷余ニ官位ヲ賜ハラザル故ニ世間ヲ徘徊シテ櫛業ヲ営ム云々ト或日ハ廿日間計リ西丸皇居内ニ潜居シ其池中ノ魚ヲ釣リ職人ニ売却シテ米ヲ購ヒ余ガ食料ニ供セリ云々ト慢言セリ而テ数日ノ後西洋人某氏来院アリテ狂室巡覧ノ時余ハ芦原将軍ナリ不日天皇陛下ハ戦争スル処存ナリ云々ト弁説シ且ツ応答ス其后狂室外ニ於テ看護セシモ翌日他患者ト角力ヲ為セシ事アリシモ狂暴ノ状ナク却テ院長ノ回診時ニハ只厳然タル容態ヲ以テ勝安房ニ来レト伝言ヲ命ジ或ハ有栖川宮ヘ此書ヲ与ヘト自筆ノ書ヲ与ヘ或ハ支那公使ニ迎ヒニ来レ或ハ天皇陛下余ヲ知レリ速カニ還ス可シ抔放言セリ爾来情意益々沈静ナルニ及ンデハ能ク看護人ヲ補助シテ其動作常人ト異ナル事ナシ然レ共突然又タ妄想ヲ起シ正二位皇族下谷二長町五十番地嵯峨天皇ヘ芦原将軍光高公ヨリ用向有ルニ付速カニ召喚致ス可シト通知ヲ切望シテ止マザル事アリ然ルニ九月十日に到リ情意少シク粗暴トナリ頻リニ他人ト争論ス剰サヘ翌月六日ニ到リ他狂人ヲ打撃テ前額ニ負傷セシメタリ故ニ直ニ狂室内ニ閉鎖セシニ数日間異状ナク只精神行為共ニ不穏ノ様態ヲ呈シ室内ニテ不満足ノ状貌ヲ示シ時々放歌ス而テ同月廿七日ニ到リ其情意全ク穏静ナルヲ認定シテ狂室外ニ出セシニ数日間異変ナク毎日他患者ト囲碁ヲ戦ハシ双六ヲ遊ビ又タ時トシテ習字ヲ為シ其言語モ自ラ高尚ナリシガ又タ突然狂暴他人ヲ害シ狂室内ニ入ラシム其穏カナル時ハ主上ニ伝言ヲ頼ム余将軍ヲ辞シ滋賀県ニ赴キ北朝ノ上皇トナル故ニ爾ヂ馬車ヲ以テ奉迎ス可シ且ツ金円ヲ貸与セヨト云々復タ余戦争ノ用意ヲ為セリ汝院長ヲ大将軍ニ任ズト自筆ノ辞令書ヲ与ヘ且ツ図ヲ書テ戦地ヲ示セリ而テ近来ハ其情意平穏ニシテ室内掃除ノ際ハ自ラ働テ之ヲ助力シ頻リニ居室ノ狭隘ヲ訴テ退院ヲ乞フ事切ナリト雖トモ其妄想ハ依然トシテ存シ加之本月四日ニハ芦原帝ト称シテ勅命ヲ書テ院長ニ渡シ且ツ戦争ノ用意整フタレトモ金銭ニ不足ナレハ之レヲ有栖川公ニ渡シテ石川県ヨリ出金セシムルナリト放言セリ其書ニ曰ク

（一）

勅命
石川県円中
迅挙名涙川鳴戸沖
芦原帝
陸軍大将有栖川
参謀宮様
佐々木中納言

（二）

芦原征夷大将軍
源光高ヨリ
公方様
日光口
元戸田藩
元田藩戸田譲
佐野口
赤坂氷川町勝房
四番地
大間々口
佐口右大臣
宮内省御中

（三）

我将軍閉居二年有
余而未賞一間之来
人得世焉白日或者
有来人供付而可還
放之依頼也
芦原征夷将軍
金五百万円可送候事
大蔵省
明治廿年

この数年後も同様の状態であったことは、榊俶報・島邨俊一記「精神病者書類集」（第廿四例）（東京医学会雑誌、第三巻第一五号、一八八九年）に「錯迷狂患者蘆原金二郎（ママ）乃チ有名ナル蘆原将軍ハ今尚ホ東京府巣鴨病院ニ在リ而シテ明治十五年則チ患者入院セシヨリ已ニ八年ノ星霜ヲ経タリ其間精神的症状ノ或ハ少シク亢奮状ヲ呈シ或ハ又タ沈静セシ事アルモ患者ハ常ニ固定セシ大忘想（ママ）ニ由テ仕配セラレ傲然自恣タリ以テ慢性錯迷狂ノ経過尤モ緩慢ナル知ルヘキナリ」とあることからわかる。

みずから帝王と称し、軍備をそなえなくてはならぬと、他の患者をつかって紙屑、ボロ、木で「大砲」をこしらえるようになったのは、一八八七年ごろである（布製の大砲をかまえた口絵8は、もうすこし後年、あるいは一九〇四、五年のものかもしれない）。強兵のためかれは相撲を奨励し、自分が行司になって患者たちに相撲をとらせた。かれ自身ひじょうな腕力家であった。当時の令示としてつたえられるものを一つあげておこう。

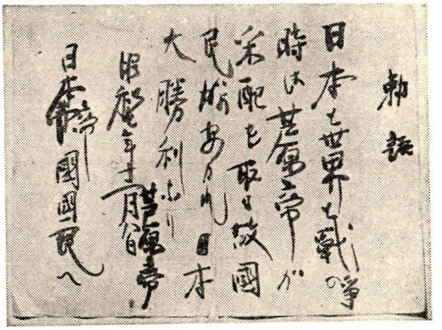


写真6　芦原帝の勅語

令　示

一、軍資金壱千万円ヲ蘆原将軍ニ提供スルコト。
一、品川台場ヘ大砲拾門ヲ備ヘ付ケルコト。
一、深川廻米問屋ノ倉庫ヲ開キテ糧食一ケ年分ヲ準備スルコト。

右相達ス。

明治二十年七月

太政官　蘆　原　将　軍

内閣総理大臣　黒田清隆殿
大　蔵　大　臣　松方正義殿　閣下

一八九〇年菊の一五葉の将軍旗を制定、翌年ごろには士族銀行を設立しようとし、また芦原紙幣局を建設しようとして患者たちを役員に任命する辞令をだした。日清戦争前には、国家をうれえて、いろいろな令示を頻発した。日清戦争後には令示は「勅語」となり、署名も「芦原帝」とすることがおおくなった。一八九六年には芦原太陽暦をつくって「即位二万五千四年」と称した。ときどきは興奮するが、数日でおさまって、平生は封筒はり作業もしたが、仕事ぶりはかなりぞんざいであった。ほかの患者の面倒はよくみて、自分の金でおごったりもするが、気にいらぬと乱暴もする。また身のまわりは若年から不潔でも気にしなかった。

一八九八年にはかれはかなり軽快していたのだろう。三月一九日に仮出院し四月にはいり帰院した。

ところで、芦原将軍—芦原帝の勅語（写真6）としてつたえられるもののほとんどは、「副官」の筆による。かれの読み書き能力については、二、三歳で四書五経を素読したとも、無学無筆だったともかかれているが、自分で新聞

をよんで時局の問題をつかんで、それを帝あるいは将軍として放談していた。また、のちに野村章恒医員の辞任にさいしかいた真筆の勅語は現在野村医院の玄関をかざっている、それはすくなくとも悪筆ではない。写真や胸像でみても彫りがふかく鼻筋のとおった威厳ある顔をしていた。

かれの生涯で最大の見せ場であったのは、乃木希典将軍との会見であろう。このあたりの経過は主として、齋藤玉男・金子準二・村松常雄・植松七九郎「座談会――蘆原将軍を語る」(一)―(三)(診断と治療、第一九巻第四―六号、一九三二年)中で村松が病床日誌をみながら報告しているところによる。一九一〇年七月九日癈兵院経営の参考にするため乃木が巣鴨病院を見学したとき、当時の清水看護長が記録したものが、おなじく村松によって報告されている、――

明治四十三年七月九日乃木将軍来り謁す

陸軍大将乃木希典、同中将齋藤太三郎、同歩兵大佐椿冕、同三等軍医正正村其一、同二等軍医安村光亨等を率ゐて来院、院長呉秀三博士の先導により親しく将軍を其居室に訪ひ感慨無量互に口を開かざること数分、乃木将軍静かに、蘆原を慰め「元気で結構である」と云ひも終らざるに破顔一笑「余り俺れを病人扱ひするな、其れよりは御前こそ旅順では随分心配したらう。あの戦など俺にやらせるとあれ程までに士卒は殺さなんだ。だが二〇三高地の占領と二龍山砲台の突撃なんぞは実に痛快であった。二〇三高地の占領は実に旅順の死命を制したものだ」云々。会話十数分乃木将軍去るに臨み、蘆原を顧みて「随分御元気で」「あんたも丈夫で」と両雄は暫し訣別を惜しんだ。

このころのかれの服はそう立派なものではなかったろうが、翌年五月、「日韓併合」前に韓国の顧問をしていた人

が芦原をみまって、かれの服装のみすぼらしさは将軍にふさわしくないと、自分のいらなくなった韓国大礼服をおくった。かれはこののち、この大礼服を金紙や銀紙の勲章でかざって正装とした。対ロシヤ戦争のとき芦原はかなり心配して勅語を頻発した。こういう言動が新聞種としてよくとりあげられるようになったのはいつごろからだろうか？　わたしがしらべた新聞切り抜き帳は明治末年からのもので、しかもところどころぬけているので、対ロシヤ戦のころの勅語がどのくらい報道されたかは、たしかめていない。みることができた範囲では、「歳晩の巣鴨病院——芦原将軍の快気焔」、「雨の巣鴨病院——人生悲惨の縮図／芦原将軍の気焔」、「大礼服の芦原将軍／精神病院救治の娯楽会」、「お目出度い芦原将軍」といった記事が年に数回でている。

巣鴨病院が松沢村に移転してからは、芦原に面会をもとめる者もふえたようである。巣鴨時代の終わりには芦原は面会料をとるようになっていたが、松沢時代になると面会者に勅語をうりつけるようになった。勅語一枚ははじめは五〇銭から一円であったが、大勢でいけば一枚一〇銭と値下げした。写真のモデル料は一回二円から五円。その金は病院前の三谷などから菓子などかわせて「部下」におごり、あるいは賭け将棋で側近にごまかされてだましとられるというふうであった。勅語をかいていたのはもっぱら、かれより二五歳ぐらい年下の「副官」若林で、その内容は国際問題、国内政治問題に関することであった。当時の勅語は、医員加藤普佐次郎が将軍副官K生名でかいた「蘆原将軍と其周囲の人々」（医学及医学人、第六巻第二—五号、〈同改名〉社会医学、第六巻第六号—第七年第九号、一九二三—二四年）にくわしくあげられている。そこにみられる芦原将軍は世界の大政治家然としている。だが、芦原はそれらの内容にどこまで本気だったのだろうか？　松沢にうつってからのかれは元気もややおとろえて、乱暴もなくなっていた。一九三一年には「将軍全快」と報じられたこともある。医員児玉昌が純然たる想像の所産として「将軍の近況」をのべているところ（「葦原将軍」、『呉教授莅職二十五年記念文集・第四輯』、一九二八年）をみると、——

（前略）それに一番いけないのは「湧くが如く」に浮んで来た奇抜な妄想が殆々枯渇して来て、稀に出て来る考もすつかり萎びて、以前の生気を失つて了つたことである。此妄想は将軍のしんじやうであるから、啻に自ら省みて心細い許りで無く、直接将軍自身の存在をも脅かすものなのである。「一体いつ頃からこんなになつたのだらう」と考へることもあるが。いつ頃からとはつきり区画を附けることは出来なかつた。箔の剝げる様に・酔の醒める様に、次第々々にこんなになつて了つた。若い時にも稀には平生の自分が馬鹿々々しく、どうしてあんなことを云つたりしたのだらうと考へて堪らなく淋しくなることもあつたが。それも一日か二日で、直ぐ次ぎの発作に捕はれて、近頃の様にのべたらこんな気持のことは嘗てなかつた。（中略）それから此方の下り坂は段々生活の色艶が褪せて、謂はゞ水で割つた酒の様に、次第に味も香気もうすれて行つた様に思はれた。近頃はまるで白湯だ。それにも拘はらず他の者に対しては、昔の侭の面白い「誇大妄想狂」を装はなければならないのがつらかつた。それもつい此頃迄は、強いて附元気をして、自分と人とを欺いて居たが。近頃になつては其虚勢の元気さへも尽きて了つた様に思はれた。

（中略）

将軍の勅語は此通りいつも命令的であるが、必ずしも其実行を期して居る訳ではない。丁度詩人が感興が湧いて来ると筆をとる様に、書いて了へば気が済むのである。（中略）併かし此呉と云ふ奴は時々ヒヤリとさせる様なことを吐かすわい。此間も臨床講義で大勢の学生の前で

「葦原さん、お前さんは時々大きなこと云つたり、空中から五色の華が降るだの音楽が聞えるなど〻云ふが一体ありや本気で云ふのかい」

と云つたつけ。外の奴等と違つて、実際俺れには何も見えも聞えもしないのだ。それ程愉快だと云ふことを俺れ一

流の言葉に翻訳して云つた文なのだ。

芦原の最晩年をしり児玉をしる奥田三郎は「児玉さんは将軍の小説をかいているとおもったら、すばらしい学術論文をつくった」と児玉のこの文章を評価している。

わたしが所持する芦原帝の勅語および最晩年のかれの写真は、写真6と口絵9としてあげる。上半身をうつしたかれの写真には、同時に横からうつしたものもあるが、その背はまるまっていて、大礼服の肩はおおきくやぶれている。一九三一年に松沢病院に看護人として就職した志村芳樹は「われは天下の大将軍」（『松沢病院看護日記』、弘道閣、一九五六年）中で、毎朝おきると晴雨にかかわりなく天の一角を凝視して「クモ――下れッ」と大喝、洗面は水でぬらす程度、不精で洗濯をすることがなく、両足の爪がのびて廊下をあるくとカチカチ音がする。朝食の時間になると便器がわりのハギレ（桶）から小便を窓外にぶちまけてそこに味噌汁をいれ、桁はずれにかわいがっている猫族がめしと味噌汁とをたべおわるとあまったためしにあまった味噌汁をぶっかけてたべる。このハギレは便器、食器、牛乳入れ、洗面器となるが三六五日あらわれることがない、といった芦原の日常をかいている。

松沢病院の運動会といえば仮装行列があって、なかでも将軍の馬車は呼びもので、かならず新聞に報道されたものである。一九三六年五月の様子は、おなじ病院に入院していた愁露（号）がかいている（「将軍と猫」、新樹、第一号、一九五六年）、――

（前略）最後に将軍の馬車がつゞいた。鳥の羽根をつけた将軍帽、肩章、勲章をつけた軍服が見物人の目を奪う。白髪・白髯の将軍の容貌が生彩を放つ。精神病者の代表者。人気の焦点芦原将軍。数百人の患者と、見物人は熱狂して、万雷の歓呼を挙げ、拍手喝采をする。数百人の人たちの、怒濤の感激のなかを、将軍の馬車は行進す

る。将軍の仮装が終ると病棟に帰つた。将軍の愛猫が部屋にいなかつた。将軍は愛猫を呼んで病棟を探し廻つた。少し立つて、白猫が、将軍の部屋に戻つてきた。将軍は、猫を抱き締めて嬉しそうに笑つた。

将軍は今しがた仮装行列で受けた人の歓呼の、声のなかにいたときよりも、嬉しそうな笑いを、顔一面に浮べていた。

これがかれの生涯の最後の見せ場で、翌年一月には各新聞とも「芦原将軍病篤し」とつたえ、一月二一日の報知新聞のごときは、一ページの半分をこす紙面をさいて、将軍一代記をのせた(口絵10)。伝説めくが、病院内には新聞社のテントもはられたという。そして二月二日死亡、享年八六歳、死因は胃および膵臓の癌であった。同年一一月一三日の東京精神神経学会で齋藤西洋は「脳髄ハ全体トシテ年齢ニ比シ立派ナリ(中略)要スルニ将軍ノ脳髄ニハ生理的老耄性萎縮以外ニ著シキ病的所見ヲ認メ得ズ」と報告した(精神神経学雑誌、第四一巻、一九三七年)。

芦原将軍とはなにものだったか

芦原は松沢病院では作業患者開放病棟であった南第二病棟の一番奥の六畳一室をしめ、毎日牛乳五合、鶏卵一〇箇を支給され、要求すれば赤酒が処方され、面会料(拝謁料)をとり勅語をうることをみとめられるなど、まったく破格の扱いをうけていたが、そこには精神疾患患者・精神科病院はそう陰惨なものばかりではないことをしめしたいという呉院長の意向があった。だが、芦原は呉院長の期待をこえて有名になりすぎて、呉院長はかれをもてあますにいたったようである。戸山脳病院主であった杉村幹は『脳病院風景』(北斗書房、一九三七年)中で、呉が芦原を転院

させてあげようか、宣伝になっていい、といったのを辞退したところ、呉が「実の処を言ふと、巣鴨でもあの患者には、手が掛り過ぎて、困りぬいて居るんです。何しろ天下御免の我侭者で、それに新聞記者などの訪問がウルサクツテね」と本音をはいた、とかいている。

　では芦原の病気はなんだったろうか？　それには妄想型分裂病説と慢性躁病説とある。呉の臨床講義の写真に、芦原将軍がたっているわきの黒板に「偏執病／躁鬱病／妄想性痴呆／パラフレニーン」とかかれているものがある。口絵10の『報知新聞』記事には「病名は妄想性精神異常（Dementia Pavanoides（ママ））」とある。初期の錯迷狂との診断はすでにみた。森田正馬は『迷信と妄想』（実業之日本社、一九二八年）中に、外界と自己が離背しても意に介せずにいる点から、芦原の病症は早発痴呆に属し、パラノイアとはことなる、とのべている。『脳』第一一巻第三号（一九三七年三月）は「蘆原将軍のプロフィル」の特集で氏家信、池田隆徳、冷泉禎太郎（齋藤玉男）、金子準二の文章をあつめているが、冷泉は「晩年の彼氏」に、「『将軍』蘆原は妄想的思想とし、妄想の殻にたて籠ると言ふ生活態度を生き通した（中略）併しそれは客観が語る限りであつて、主観的には『将軍』であり続けることは相当骨の折れることと想像してよい理由がある」とかいている。巣鴨時代には芦原は分裂病圏の妄想患者とみられていたらしいことについては、ほかにも傍証がある。当時慢性躁病説をとっていたのは松原三郎で、かれは一九一八年四月二日第一七回日本神経学会総会で「偏執病問題」の報告をしている（神経学雑誌、第一七巻第五号、一九一八年）なかで、「多クノ誇大妄想ニ於テハ例バ彼ノ蘆原将軍ノ如キ者ニ於テハ其妄想ノ発生ニ一定ノ根拠ヲ有セズ其妄想ニ一定ノ系統ナク只ダ尊大ニシテ誇大的言辞ヲ弄シ而カモ其誇大的思想ノ内容ハ固定セズ時々ノ社会的事件ノ発生スルニ従フテ随時ニ異レル誇大的言辞ヲ弄スルニ過ギズ（中略）斯ノ如キハ原発的妄想ニ非ズシテ慢性発揚病ニ於ケル愉快的感情ニ附随セル誇大的思想ナリト云フヲ適当トス」とのべた。森田は討論で松原に反対し、パラフレニーあるいは偏執病に属せしむ

べきだ、とのべた。

松沢時代の芦原をしる人の多くは慢性躁病説をとっている。たとえば野村章恒は『森田正馬評伝』（白楊社、一九七四年）中で「老年期まで痴呆を示さず妄想性痴呆は否定されよう。青年期の興奮暴行事件があったりして当時の保安処分として入院に至っていること、壮年期にはよく病院内で指導者的権威生活をつづけたことから憤怒性躁病であったであろうか」とかいている。だが、松沢時代の病像には老年性のものとジャーナリズムの寵児でありつづけた（ありつづけなくてはならなかった）ことからきたものとがくわわっている。榊、島邨が記載している壮年期には、沈静しても固定した誇大妄想に支配されていたことは、躁病としては理解しにくいことである。

では芦原は日本の歴史のなかでどんな役割りをはたしたのだろうか？　森繁劇団が一九六八年五月榎本滋民作・演出で公演した「葦原将軍」では、主人公葭原真次郎は平和主義の民権運動家とされていて、死の床で葭原は、自分は病院のなかから、日本がだんだんくるっていく姿をみてきた、いまは日本全体が精神病院になってしまった、とかたっている。筒井康隆『将軍が目醒めた時』（河出書房新社、一九七二年）の筋書きでは、金次郎が正気にもどったところ院長は「いままでどおり将軍であってもらわねばならぬ、そうでなければ退院だ」とおどかし、また陸軍中尉がきて「あなたの言動が国民の軍国意識をたかめたのだから気ちがいのまねをつづけてほしい」とつよく要請した、とある。金次郎は看護婦の演技指導と興奮剤とで狂気をうまく演じて、取材にくる新聞記者もふえてきた。そのうちに新聞記者もこなくなり、院長が将軍全快を発表した直後に金次郎は、わしは本当に将軍だった、わしは正気にもどったのだ、と大声でさけぶ、それをきいた院長は、また戦争か、とはなしたのが一九三一年のことであった、というのである。種村季弘『アナクロニズム』（青土社、一九七三年）は、大衆は御真影や明治元勲の大礼服姿をかれのボロ服と紙製の勲章のたのしげな仮装遊戯に還元していたのだ、とし、トリックスターとしての将軍を論じている。種村

のいう面もあったろうが、筒井がかいている面のほうがはるかにおおきかったものと、わたしはかんがえている。
なお芦原金次郎についてはわたしの「芦原金次郎考」（岡田靖雄ほか編『精神科症例集』上巻、岩崎学術出版社、一九七五年）および「芦原金次郎——もっとも有名だった将軍の一人——」（その人たちの横顔、第三回）（6号線、第六号、いわき市平尼子会、一九七七年）を参照されたい。

相馬事件

相馬家は平将門の末裔で相馬藩（奥州中村、現福島県相馬市とその周辺）を領していた。相馬事件は、旧相馬藩主の相馬誠胤（ともたね）をめぐって一八八三年（明治一六年）から一八九五年（明治二八年）にかけて天下をさわがせたお家騒動である。誠胤は一八五二年に中村でうまれ、一八六五年（慶応元年）に満一二歳で父充胤から家督を相続し、維新の変革期をのりきり、名君といわれた。かれが精神変調の最初の徴候をしめしたのは一八七六年（明治九年）、二四歳のときで、ひどくうたがいやすくなり、ちょっとしたことで夫人や女中をしかった。翌年には宴会で父が夫人に盃をとらせたのをおこり、また夫人の顔の汗を涙とうけとって、父の正夫人がいじめたものととった。さらに不眠、徘徊、暴行などがくわわったので、旧藩士の藤岡元禮（宮内省医員）、旧仙台藩出身の石川良信（元軍医）の診察をうけたところ、ともに精神病との診断であった。こののちオランダ医ブッケマ、や橋本綱常（陸軍軍医総監、のちの日本赤十字病院長）の診察もうけた。一八七七年の日光遊覧のおりには、車夫が自邸内のことをしゃべるといい、僧侶を民権家とこわがり、興奮して一晩中ねむらなかったかとおもうと、二、三日ボヤッとして自失したもののごとくであった。その後もときどき興奮乱暴することがあり、薬ものまなくなった。
一八七九年春には病勢がさらにくわわって刃物をふるうようになったので、父君は親戚のものと相談し、華族部長

局にねがいでて、四月一六日より居室に外囲いして監禁した。誠胤は、大声で放歌しまた衣服をひきさき、机をこわす、おちつくと沈黙静坐して人にあうのをきらう、という状態であった。

一八八三年（明治一六年）一二月一〇日に旧相馬藩士錦織剛清（にしごりたけきよ）が麹町区内幸町の相馬邸をおとずれて誠胤の監禁をとくようにせまり、ことわられると家令志賀直道（作家志賀直哉の祖父）らを私擅監禁の罪で東京軽罪裁判所に告発した。事件としての相馬事件はここにはじまったのである。幕末の相馬藩は財政窮乏におちいっていたが、二宮尊徳の指導をえ二宮の高弟である富田高慶を中心にして財政をたてなおし、維新のさいの打撃も比較的すくなかった。また古河市兵衛とともに足尾銅山に投資していた時期もあって、相馬家は裕福であった。しかし、維新のさいやその後に犠牲者となった旧藩士への配慮がすくないという点で旧藩士のあいだに根づよい不満があったし、相馬家の財産をにぎる家令職への競争もあったのである。そこで旧藩士中の不満派は、誠胤の精神病というのも志賀がお家のっとりをはかった陰謀ではないかとうたがい、この不満をとらえて行動したのが錦織である。

警視庁は一八七八年に警視庁布達甲第三八号で、瘋癲人私宅鎖錮の手続きをさだめていたが、相馬家では一八七九年の段階でこの手続きはしてなかった。一八八四年一月一六日に警視庁が甲第三号をもってこの手続きをかえたさいには、相馬家は充胤の名をもって二月二〇日に麹町警察署にあてて瘋癲人鎖錮願いをだした。それにつけられていた診断書には宮内省侍医であった岩佐純の名で

右者瘋癲症ニ相罹リ精神全ク錯乱時々狂躁危険有之ニ付鎖室ノ上厚ク療養相加可然旨及指揮候也

とかかれていた。相馬家に問題あることをしっていた警視庁は、東京府癲狂院長中井常次郎および警視庁医務所長でもあった長谷川泰を派遣して誠胤を診察させた。三月三日にだされた中井・長谷川の診断書は誠胤を時々発作性偏狂

と診断し、「鎖錮ス可ラサルモノナリ」とした。これに力をえた錦織側は、岩佐の診断書はにせものだと攻撃し、また錦織に同調して医界の粛清をねらっていた内務省衛生局技師後藤新平は、岩佐が誠胤を診察せずに診断書をかいたと批判した。岩佐家では、このときには岩佐純でなく門弟が診察したとつたえられているときく。だが、岩佐は相馬家の家庭医であって、すくなくともまえに誠胤を診察していたことは中井・長谷川診断書にも記載されている。相馬事件における後藤の行動は、みずからおもいこんだ正義漢で、さまざまな面で強引すぎるのである。

相馬家では誠胤を監置室からだしたものの処置にこまって、本郷区田町の瘋癲病院に三月一〇日に入院させた。だが、錦織が面会におしかけたりしたので、瘋癲病院では三月一七日に誠胤を退院させた。誠胤の病勢はすすんだので、こののち中井が主治医となって、七月一七日に誠胤を向ケ岡の東京府癲狂院に入院させた。一方錦織は相馬家の家令扶を私擅監禁の罪でうったえており、また誠胤の委任状を偽造してうごいた。そこで家令扶らは誣告・私書偽造の罪で錦織を東京軽罪裁判所にうったえた。裁判所は帝国大学に誠胤の病症鑑定を嘱託した。ドイツ人お雇い教師スクリバ（外科）が一八八五年一月三日づけで主文をかき、三宅秀（ひいず）（医科大学長）および原田豊（医科大学教授）が同三月一二日づけで連署した鑑定書は、「狂躁発作ヲ有スル鬱憂病」と診断し、遺伝（母系）・世の変遷・配遇者不適をもって病原としている。

誠胤の病状は小康をえた、かれは一八八五年七月二七日に退院したものの、同一〇月にはまた増悪があり、翌年一月二三日に再入院になった。ところが、四月二〇日に癲狂院は巣鴨へ移転したので、相馬家では自費をもって院内に二室の特別室をつくって誠胤をそこにいれた。ところが、一八八七年一月三一日夜錦織は、かねて買収しておいた付き添い看護人としめしあわせて誠胤をぬすみだした。このあたりは相馬事件の見せ場の一つで、のちに錦絵にもなった（口絵11）。その夜誠胤は後藤宅にとめられ、そのとき後藤は誠胤の言動に異状をみとめなかった。翌朝誠胤は旅行

届けといわれて委任状に署名した。錦織は誠胤をつれて静岡までいったが、二月八日にとりおさえられ、誠胤は二月一〇日に東京府癲狂院にもどった。父充胤大病のために誠胤は二月一九日に退院したが、同日充胤は胃潰瘍のために死亡した。相馬家では今後の方針をたてるために帝国大学に誠胤の診断を依頼した。誠胤は三月一〇日から四月一九日まで帝国大学医科大学第一医院へ入院した。四月一九日づけで榊教授が主文をかいて、お雇い教師ベルツ（内科）および教授佐々木政吉（内科）が連名した診断書は、感情遅鈍、無為、幻聴、暴行などの症状をあげて時発性躁暴狂と診断し、監禁を不可としている。

このの ち誠胤は自宅で療養していたが、錦織は静岡から帰京するとすぐ二月一二日に「相馬家紛擾之顚末」をかいて投書し、これが二月一五日の『毎日新聞』にのった。錦織はその文章を小冊子にして要路の人にくばり、相馬事件は天下の注目をあびるにいたった。錦織は誠胤奪取のさいの家宅侵入罪で重禁錮一か月となったが、一八九一年になると誠胤の総理という資格でさかんに訴訟をおこし、相馬家も逆訴訟をもって応戦した。一八九二年三月三日に誠胤は東京控訴院に出頭するよう命ぜられていたが、そのまま二月二二日に誠胤は三九歳でなくなった。このときは中井、榊、ベルツのほかに片山國嘉もみている。死亡届けには、中井・榊の連名で「時発性躁狂兼尿崩及糖尿症」とある。遺体は警視庁医務局長山根正次らが臨検した。錦織が葬儀中止の急訴をしたため、二月二九日に予定されていた葬儀は中止され、けっきょく遺体は三月二日に青山墓地にうめられた。相馬家は三月七日に誠胤の異母弟順胤がついだ。

誠胤の死で事件はおわらず、翌一八九三年七月一九日の『自由新聞』に匿名自訴状がのった。それは、志賀が充胤の妾西山リウと姦通して、西山の子順胤に相馬家をつがせてその財産を横領せんとして、誠胤を瘋癲人にでっちあげたのが、事件の中心であるという。志賀ら一味は、誠胤を発狂させるべく、戸田京子が先天性鎖膣症で性交不能の身

であることをしりながら、美人である妹と替え玉見合いさせたうえ、京子を誠胤に嫁せしめた。一八七四年に小野組が破産して相馬家の預け金の一部がかえってきたが、志賀らはそれを足尾銅山にまわしてしまい、また邸内の古金をかってに処分するなどした。誠胤が家令らの不法行為に気づいて改革をくわだてると、一八七七年に従者富田は、誠胤と囲碁のさい誠胤をおこらせるようにしむけ、あまりの無礼に誠胤が槍をもってたったところ、富田は「御前さまがおくるいあそばした」と大声をあげた。あと、一方では京子夫人懐妊といつわって祝宴をあげ、邸内に監禁室をつくって瘋癲なりと称して誠胤をおしこめたのが一八七七年六月である。それより一味は誠胤の実印をつかって相馬家の財産を処分して、私腹をこやした。

岩佐にはいつわりの診断書をかかせ、一味は榊、戸塚文海、三宅、中井などに相談して、中井が薬をもって充胤を毒殺。一八九二年二月二二日は誠胤が東京控訴院に出頭する日であった〔実は三月三日であったが〕ので、志賀らは中井・榊と相談して誠胤毒殺と決定した。二月二一日に誠胤を目黒に遊歩にさそって昼食のときに服毒させ、その日のうちに中井・榊から死亡診断書をかいてもらった。ふたりは、解剖ということになっても法医の片山にたのんであるから大丈夫だといっていた。ところが出頭予定の二二日になってもしなないので、一味は死亡診断書を控訴院にだしておいて、誠胤を蒲団でおしころした。錦織がかいた匿名自訴状の内容はこのようなものであった。

錦識は七月一七日に順胤、その母西山、志賀、中井ら八名を誠胤毒殺で告訴して一九日にそれが受理され、相馬家側は錦織を誣告で告訴した。そして西山、志賀、中井ら六人は七〇日あまり拘留されていた。錦織が前年一〇月七日にだした『神も仏もなき闇の世の中』（春陽堂）は売り上げがのびて、一年後のこの年の九月二五日には一七版をだした。黒岩涙香の『万朝報』は錦織の主張を大大的にかきたてて部数をのばした。この年の八－一〇月には、わたしがあつめているだけでも二〇冊ほどの本が相馬事件について出版された（口絵12）が、そのほとんどは錦織側にたつ

ものであった。誠胤の遺体は九月八日に発掘されて軍医江口襄により解剖されたが、毒殺の証拠はえられなかった。そして一〇月二四日に毒殺事件は証拠不充分で免訴となって被告人は釈放された。そして錦織・後藤（当時は内務省衛生局長）が誣告で告訴された。後藤は訟訴審で無罪となったが、錦織は一八九五年三月一一日に判決が確定して重禁錮四年、罰金四〇円となった。天下をさわがせた相馬事件もここに落着したのである。なおこれには、担当判事の収賄事件もからまっていた。

では誠胤の病気はどんなものであったか？　その母は、数え二六歳で発病し、間歇性躁狂と診断されて治せず四〇歳で死亡し、母の弟および妹も発狂した。誠胤は二四歳に被害観念をもって発病し、それが進行して興奮期と昏迷期とをしめすようになった。上記から誠胤は緊張型分裂病であったと推察される。死因が糖尿病であるので、内分泌精神疾患の可能性がかんがえられるが、精神症状の発現がはるかに先行しており内分泌障害の他症状もみとめられないので、糖尿病は精神疾患に関係のない偶発症であったろう。

相馬事件の背景

誠胤の精神疾患はたしかだったとしても、それがあれだけさわがれるからには、それだけの理由があったはずである。相馬事件はそのさわがれた形においては、いかにも講談ごのみのお家騒動であり、えらい連中はああいうことぐらいやりかねないという感じが庶民の心にあったのだろう。また庶民の心にある医者の姿は悪役であり、それだけに「毒医」中井の名も天下にひびいた。

また精神医学はまだまだ未熟であった。誠胤の病名もさまざまにかわったし、その扱い方についても医師の側から確たる方針をうちだせなかった。とくに誠胤の症状は、時発性といわれるように、ときどきわるい状態をしめすもの

であったから、なおさらである。精神疾患者についての法制もまったく不備で地方的なものしかなく、精神病としてさわがれている誠胤の署名がある委任状を有効とした判決があったことをみても、精神疾患者の行為能力についてはっきりした考え方もできていなかったことがわかる。

旧相馬藩内の事情は前記した。旧藩士内の不満派の代表となったのが錦織であるが、のちには不満派のおおくはかれをはなれた。ここではかれの性格が問題になる。かれは一八五六年に相馬藩の小身の家にうまれた。その祖父、父とも素行のおさまらぬ人であったという。かれも無頼の徒とまじわっていた。のち中村の豪商の娘と通じ、その家につたわる古金銀をうるためといって一八八一年に上京、そのままかえらなかった。上京してからは相馬家にたいし、訴訟につぐ訴訟をもってし、またいくつかの実力行使にもでたが、一時期は忠臣ともてはやされ、かれの姿が新聞付録の錦絵にもなった。生計は誠胤の総理と称してあつめた金や書画によっていた。書画にはたくみで、とくに華山の偽筆に長じていた。金銭面、女関係いずれもたぶんに山師的であったらしい。かれはみずからを、感情のはげしい熱血漢とのべている。相馬事件ののちもかれは山師的生活をつづけて、一九二一年に窮死した。かれの生涯を通覧すると、狂信性、高揚性・自己顕示性が目だつ。おそらく、錦織なしでは相馬事件はおこらなかったろう。

さらに相馬事件の時代は、第一回帝国議会の前後、自由民権運動のさかんなときであった。不法監禁はとんでもないということで、自由党は錦織を支援し、そのため相馬家弁護人となった星亨は、自分がその領袖である自由党および弁護士会からはげしく非難された（久永廉三という人が『神も仏もなき闇の世の中』にかいた序文は、わたしが『日本精神病院協会月報』、一九七八年第五号にのせた「精神衛生法前史余談」で紹介したが、そこでは人の自由権理が力説されている）。

後藤新平は、医者の道義を向上させ法医学を確立させたいとの意図からこの事件に力をいれたという。だが後藤の

行動には、医学上の知識の不充分さ、自分の主張とも反する行動の行き過ぎが目だち、後藤の権勢欲の現われという面がつよかった。帝国大学医科大学にたいする反発もあったようで、後藤の無罪確定後かれが内務省衛生局長に復活したとき、内務省衛生局と医科大学との対立はさらに深化した。いずれにしても、この事件は後藤にとっては失敗という結果になったのであり、これをきっかけにかれは医政家から政治家へと転進していく。

アメリカ合州国の諸新聞は、錦織側が宣伝した相馬家より政府要路の大官への贈賄工作ということを中心に報じて、日本は無法状態にちかい国だと論じたという。相馬事件はイギリスの新聞にも、日本では精神疾患患者が不法監禁されると、日本の法律の不備をしめすものとしてつたえられた。条件改正をいそいでいた明治政府は諸法制整備の一環として、精神病者監護法の制定をいそぐことになった。こうして、相馬事件はわが国の精神科医療史上ライシャワ事件よりもなお重大な意義をもつ事件であった。

その後もこの事件をあつかった作品はおおく、矢田挿雲が『相馬事件の真相』(春陽堂、一九二四年)をかき、後藤新平をえがいた杉森久英『大風呂敷』(毎日新聞社、一九六五年)も相馬事件をおおきくあつかっている。最近では井出孫六、三好徹なども相馬事件をとりあげ、年に一回ぐらいは相馬事件にふれたものがかかれている。志賀直哉は「憶ひ出した事」(一九一二年『白樺』に発表、岩波文庫版『網走まで』一九五三年)および「祖父」(文藝春秋、第三四巻第一―三号、一九五六年)で相馬事件にふれている。また、わたしがかいた「相馬事件における診断書」が『精神科症例集』(上巻)にある。

第二部　巣鴨病院時代

第一部のはじめにものべたように、東京府巣鴨病院と改称されたのは一八八九年三月一日であるが、東京府癲狂院が小石川区巣鴨駕籠町にうつった一八八六年から巣鴨病院時代とわけることにしよう。

第一章　東京府癲狂院移転顚末

一部分はすでに引用した文章であるが、呉は『最近ノ施設』に「然ルニ明治十七年六月ニ至リ此病院敷地ハ宮内省所属弥生社ノ射的場ニ隣接シテ試射ノ音響近キ所ニ起リテ中々ニ烈ク且発射ノ銃丸屢々院内ニ来ル事アリ治療上ノ妨害トナル事少ナカラザルヲ以テ之ヲ安静ノ地ニ移サントスルノ議アリ宮内省ヨリハ特ニ之ガ為ニ一万五百二十二円五十七銭五厘ヲ下附セラレ且ツ病院敷地ノ内九千二百十一坪二合二夕ヲ分チテ宮内省ニ買上ラレ其料トシテ二千七百二十六円五十一銭ヲ支出サレタルヲ以テ茲ニ地ヲ巣鴨ナル駕籠町四十一番地ニトシ敷地一万七千二百四十八坪八合三夕ヲ購求シ尋キテ病院ノ建築ニ着手シ（経費一万四千九百八十六円五十七銭二厘建坪九百二十七坪二合五夕）十九年六月ヲ以テ新築落成シタルヲ以テ其二十日遂ニ之ニ移転ス（後略）」とかいている。当時この程度にしかかけなかったのかもしれない。だが、この文章からうける印象と、わたしが諸文書をみながら感じた怒りとはひどくくいちがうのである。

向ケ岡をおわれるまで

すでにのべてきたことだが、もう一度まとめておこう。

東京府は府病院、癲狂院、脚気病院の三院を永田町二丁目に建設することを計画したが、その地が皇居にちかいため異議がでたのだろう。この病院用地は一八七九年はじめに宮内省に譲渡し、向ケ岡にあった府用地を隣接する陸軍省用地と交換して、これを病院用地とした。宮内省所属弥生社の射的場がつくられたのは、まえの府用地だったところのようである。とすると、射的場がつくられるとき、宮内省におわれて隣接地に病院ができることは、とうぜんわかっていたはずである。

東京府癲狂院は一八八一年八月三〇日に上野から向ケ岡へ移転したが、間もなく射的場からの被害がはじまったのだろう。それへの抗議にたいし、この射的場を利用していた警視庁の樺山総監は一二月九日に、費用がかかるから射的場移転はできない、病院をうつしてほしい、と回答している。翌年九月二〇日宮内大輔は府知事にあて、向ケ岡射的場は廃止すると連絡してきた。

そのまた翌年一八八三年一〇月三日に徳大寺内務卿は府知事にあて、警視庁がつかう射的場にするので、向ケ岡の府病院地のうち皇宮地に隣接する九、二一一坪をほしい、と要求している。これにたいして府側は、移転についても検討しはじめ、地代および移転料を計算しているが、はじめ算出した地代はきりさげられている。一八八四年四月には、東京府は移転の決心をさだめたようで、移転にともなう費用に関する手続きをつめている。その六月二日に、宮内省は要求していた九、二一一・二二坪の仮引き渡しをうけ、その代金二、七二六円五一銭は同月中にしはらわれたもののようである。これは一坪二九銭六厘にあたる。

巣鴨の土地

移転候補地は一八八五年五月には決定していた。それは、主として竹内象二郎の所有地である。竹内は、土地およ

びそれに付属する樹木について、つぎの請求をだしている、——

小石川巣鴨駕籠町

四一番地宅地六一五・八三坪、五三番地畑七反五畝二歩、五五番地畑一町九反一八歩、五六番地宅地一畝二九歩、五七番地二八歩

本郷区上富士前町

三一番地畑一町二反二七歩、三二番地畑六反九畝四歩、三三番地宅地一反一畝一一歩、五八番地畑四反五歩

計一五、九一九坪八合三夕　坪二八銭五厘

樹木二八、五一三本　代金一、五一一円一八銭九厘

計六、〇四八円三四銭一厘

この竹内所有地とはべつに、巣鴨壱丁目裏岩崎彌之助・一色健郎などから土地買い上げの申し出があったが、地盤不平担で表通りが町家で地面内・周囲とも樹木にとぼしく、また水道樋にとおい、選択の駕籠町四一番地は地盤が平担で周囲の人家はまれで樹木が繁茂していて水道に接近していてよい、——この内容の衛生課上申は五月一九日づけである。これによって、竹内所有地がえらばれた理由およびこの土地に内定した時期がわかる。

一八八五年、八六年の文書には、「癲狂院養育院敷地」とあるものがあり、また、駒込避病院がせまいのでこれも脇へうつしてはとの意見に癲狂院長も賛成している、とある書類もある。

東京府癲狂院が移転した用地が一七、二四八・八三坪であったのだから、竹内所有地のほかの土地もかいあげられたのだろう。これらの地代がいくらだったか、坪いくらだったかわからない。「樹木ハ現形ノ侭併セテ購求セリ」と

あるから、樹木の代もしはらわれている。向ケ岡癲狂院の最初の建て坪は六八二・五坪で、工費二五、五五五円二〇銭六厘であった。巣鴨の建て坪は九二七・二五坪とあるから、費用一四、九八六円五七銭二厘というのは土地代金はふくんでいまい、工費だけである。

癲狂院収入は、一八八四年度は五、四六二円一二銭九厘であったものが、八五年度は二三、七九六円八五銭六厘とこの年度だけはねあがっているところをみると、この金額には宮内省からの移転料一〇、五二二円五七銭五厘がはいっているのだろう。

いまかいたように、竹内の請求額どおりの金額がしはらわれたかどうか、わからない。だが、江戸のうちであった向ケ岡の土地と巣鴨村であったところとで、地代がおおきくちがっていたろうことは、とうぜんである。竹内の請求地代は坪二八銭五厘で、宮内省が向ケ岡の土地をかいあげた代金は坪二九銭六厘である。向ケ岡の土地については、地代三〇、二六四円三三銭あるいはその半額と計算されてもいた。これらをみると、宮内省はこの土地をひどくかいたたいたとみるしかない。また、移転料は工費相当であったとみると、宮内省がしはらった移転料は実際に要した工費をしたまわる。あるいは、向ケ岡癲狂院の後期の建て坪七〇五坪に相当する工費であったのか。としても、移転させられる迷惑料は移転料にははいっていない。

このようにみてくると、宮内省の東京府癲狂院に対する態度は、「**おいだして、かいたたき**」というほかない。これらの事実をみていきながら、わたしは嘔き気をおぼえた。この事実に呉はどうしておこらなかったのか、宮内省相手では怒りをしめせなかったのか、あるいは関係文書を下調べした人が事実をみのがしたか無視したのか。

巣鴨の場所は、現在日本精神神経学会の事務所がある東洋文庫の西側で、現在科研化学および都立小石川高校などがある土地である。その土地の北西の隅がかけていたが、形は矩形にちかく、東西にながかった。土地の三分の二ほ

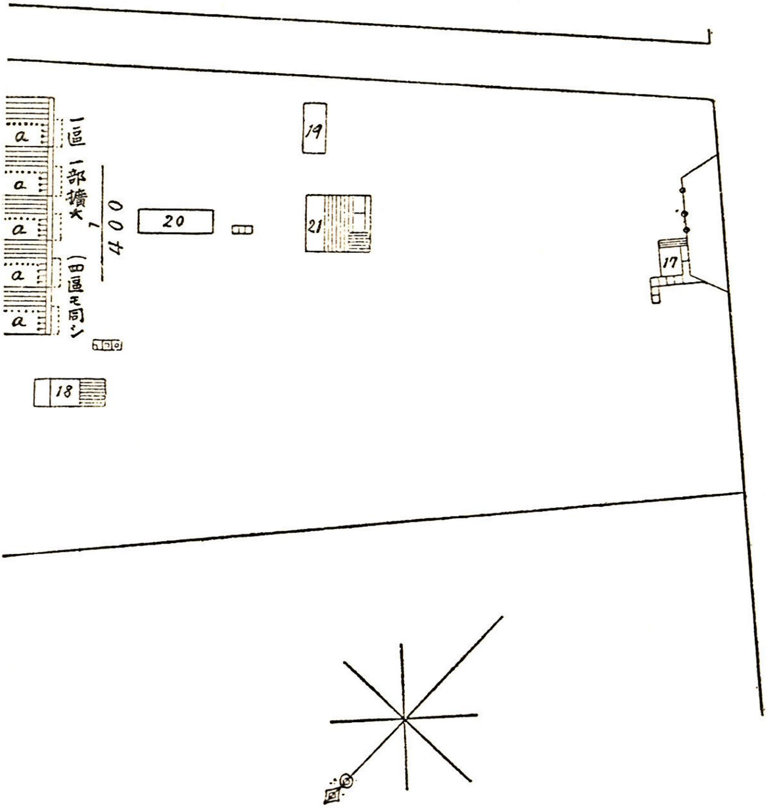
どは小石川区で、三分の一ほどが本郷区にはいっていた。この土地の北側および東側に、昔の柳澤吉保邸であった岩崎彌之助邸があった（この大部分が現在六義園になっている）。西側の通りは現在巣鴨駅に通じる道だが、当時これを北西北に進むと中山道板橋の宿にいたったので、この通りは板橋街道とよばれた。南にくだれば、白山社したの白山通とよばれたあたりをへて、図2にあげた駒込東片町のところへでる。いつのころからか、本郷三丁目から板橋へ乗合馬車がこの道をラッパをふいてとおるようになり、それが宿直の医者の遊興に利用されることもあった。向ケ岡から、巣鴨の地は一・五キロメートルほどか。

建築と移転

一八八六年一月に癲狂院の建築に着手し、六月にほぼ峻工した。このときの図面その他こまかい書類は都公文書館にのこっているが、ボロボロになりかけていて閲覧できなかった。そのころの建て物の配置は図5のようであるが、呉の記載（『最近ノ施設』）によってその細部をみよう、——

明治十九年小石川駕籠町（現在地）ニ移ルヤ其建物ヲ見ルニ表門ハ敷地ノ南隅ニ在リテ駕籠町通ニ通ジ入ルコト一丁余ニシテ玄関アリ各建物ハ廿字形ヲナシ其横画中央ハ本棟ニシテ事務局、医局、薬局等アリ縦画及横画ノ其ヨリ左右へ突出タル部分ハ病室棟トシソノ構造ハ大体ニ於テ向ケ岡時代ノト略同様ニシテ其数ハ凡七十二（隔離室算入）門ヲ入リテ東南側ヲ男室トシ西北側ヲ女室トス横画ノ病室部ノ両端ヲ隔離室トシ左右各十個アリ（後略）

明治十七年現在ノ敷地ニ新築サレシ時其建築方ハ大体ニ於テ向カ岡ニ在リシモノト同ク病室ハ多ク西南面ニ建テラレテ廊下ヲ挟ミテ其両側ニ並列シ八畳六畳、小数ハ十二畳ノ大サトシ廊下ト室トノ界敷居ニハ帯戸（中央五寸位スキ）ヲ立テ反対ノ側ハ肱掛窓トシボールトヲ鎔入セリ廊下ノ外方突当リハ大抵非常口トシタリ隔離室ノ構造モ向ケ岡時代ト類同ナルベシ巣鴨ニアリシ原型ハ左図ニ示スガ如ク其室ハ通常室ノ如ク廊下ヲ挟ンデ両側ニ一側四五室並列シ其大サハ外囲ノ二間四方ノモノト一間



病室

一區 二區 男室

三區 四區 女室

1 看護人詰所　2 看護人見張

3 物置　4 浴室

其他ハ病室及詰所

a 隔離室(廓大別出)

本棟

5 事務室　6 醫局

7 藥局　8 醫長室

9 講室　10 應接所

11 診察室　12 暗室

13 面會人控所　14 看護長詰所

15 小使詰所　16 配膳所(男女各一)

其他

17 門番所　18 車置場

19 物置場　20 洗濯場

21 厠所

22 相馬室

總地坪　一七九九一・七三坪

(『最近ノ施設』より)(縮尺1200分の1のものをさらに29分の26に縮小した)

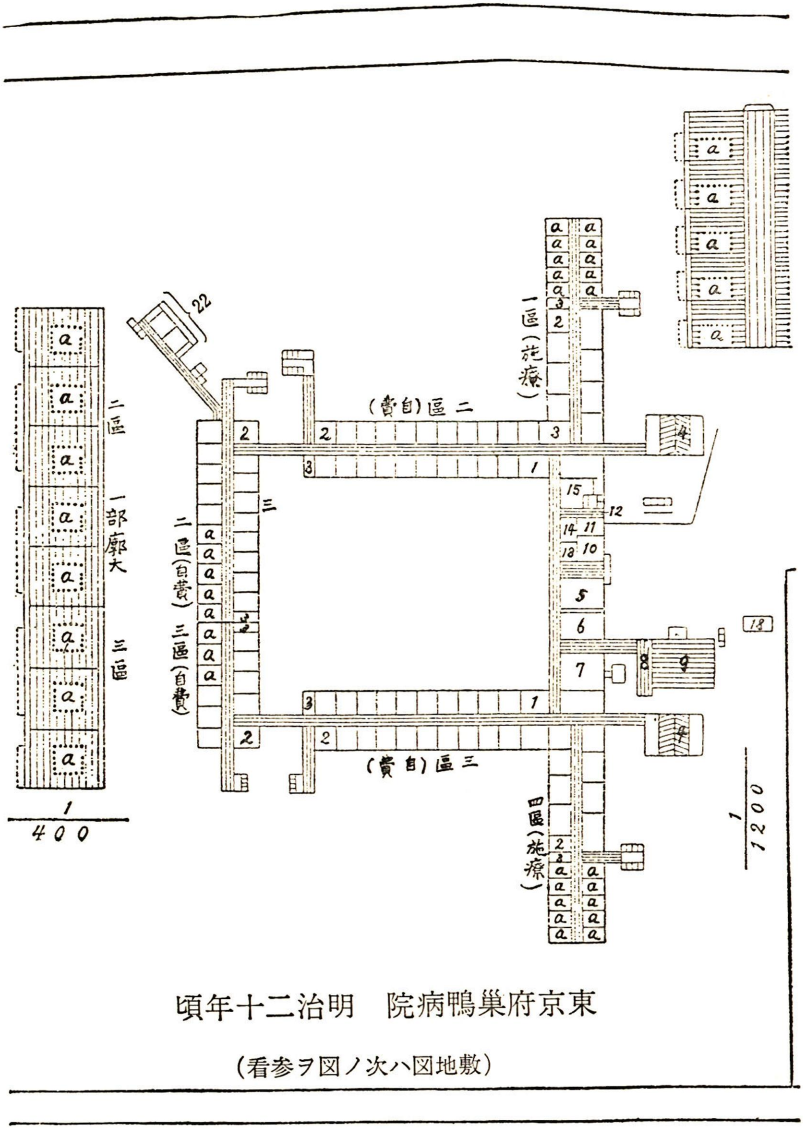


図 5　1887年ごろ東京府巣鴨病院平面図

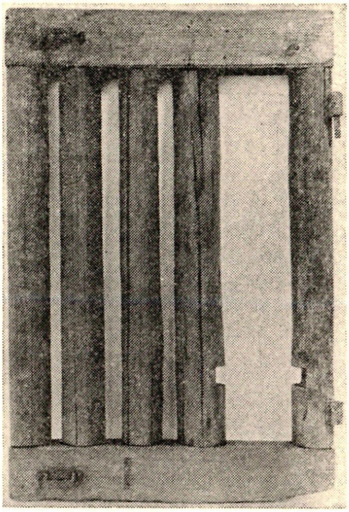


写真7　巣鴨病院保護室の丸太扉（松沢病院蔵）。左側に閂がはいるようになっており，また右側のあいているところにはもう１本丸太がはいって，その下部は右下の丸太２本にはいっている切り込みをつなぐ横棒でおわっていた。横棒のしたが食物差し入れ口であった。この扉の一部分がうしなわれるまえの姿は，『最近ノ施設』中の写真にみられる。

半、二間ノモノトアリ二間四方ナルハ其一側ヲ以テ廊下ニ接シ反対側ハ普通室並ニ肱掛窓トス此患者ヲ収容スル所ハ其ヨリ四方三尺宛ヲ明ケテ中央ニアリ即チ一間四方ニシテ四方皆丸太ヲ間置ニ植テ界トシ廊下ノ方ノ側ニ二尺八寸四方大ノ同丸太作ノ戸ヲ取付タリ此戸ハ錠前ニテ閉鎖スベキモノナルガ戸ノ下側ニハ小キ間隙ヲ造リタリ是レ主トシテ食物薬品等ノ出入口ナリ一間半二間ノモノハ其狭キ側ヲ以テ一方廊下一方窓ニ向ヒ而シテ丸太檻ノ周囲ヲ廊下側窓側及猶一ノ側ヲ通行スベク一側ハ室ノ壁ヲ以テ丸太作ニ代ヘタリ此ノ如キモノ男室ニ五女室ニ三アリシ（後略）

写真7の丸太造り隔離室扉はこのときのものか、あとの増築のものか、ともかくも丸太造りの感じはつたわってくる。

ところで、呉は当初できあがったのは、廿字の底辺横画をのぞく部分で、この底辺部分は同年一二月に増築したとする。他にも「十二月病室増築ス」とする文書もあるのだが、この点すこしく疑問がある。その一つは、相馬病室が七月中に新築されている。図5で、廿字の左下に斜にとびでているのが相馬病室で、その位置からして廿字の底辺横画につながっている。一〇月一八日づけの庭園運動場設置案でも、底辺がかきこまれている。あるいは、六月の峻工にひきつづき底辺部分の建築をすすめていて一二月に完成したものか。

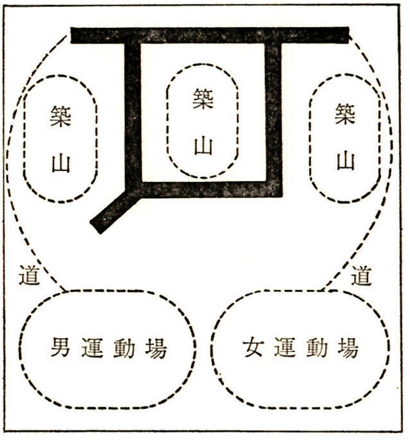


図6　庭園などの計画（黒太線は建物）

図5にはかきいれられていないが、浴室に接して灌水場が二か所あった。一二月には灌水のためポンプを二個とりつけたいとの上申がなされている。

建て物につづいて図6のように、**庭園・運動場**をつくる計画がたてられて、一二月に着工し、病室周囲の木柵、空地の庭園、後園の運動場などの計画は一二月中にすべて完了した。それでもなお荒れ地がのこっており、門から玄関にいたる両側、運動場の東側などの荒れ地計五、七六四坪を拝借したいとの願いが一二月二四日にでて、かなえられているが、翌年七月二三日には返地されている。

ともかくも、巣鴨の建て物は一八八六年六月一〇日ごろに一通り完成したようで、六月一七日に移転期日が決定した。

告示第五十一号

東京府癲狂院本月二十日小石川区巣鴨駕籠町四十一番地へ移転ス

右告示ス

明治十九年六月二十一日

東京府知事高崎五六代理

東京府大書記官　銀林綱男

第二章　帝国大学との関係、榊医長の時代

一八八六年三月一日に帝国大学令が公布され、東京大学は帝国大学と称されるにいたった。巣鴨病院時代は帝国大学との関連なしにはかんがえられない。

一八八六年（明治一九年）記事

病院経費の控えをみると、一八八五年度経費が営繕費の九、〇四六円余をのぞくほかは前年度のほぼ四分の三になっている。一八八六年から会計年度が四月一日にはじまるように改正されたもののようである。ちなみに、翌年度の営繕費は四二二円四〇銭と旧に復している。すると、八、〇〇〇円をこす営繕費増加分は、宮内省からの移転費でたりなかった分だろうか。

六月二〇日移転。このときから**自費入院**の制度ははっきりしているようで、「松沢病院ノ歴史」に「自費患者ヲ二等ニ分チ、一等入院料一日七十五銭（一人ニ二室ヲ供ス）、二等入院料一日三十五銭ヲ徴収スルコトトナス（二等ニテ特別看護人附添フハ五十銭トス）」とある。このカッコ内の文章の意味がはっきりしない。特別看護人の制度はなかったはずで、付き添いのあるばあいは二等の一室でも入院料を割り増しにするの意か。

相馬誠胤は一八八五年七月二七日に退院していたが、その後また病勢悪化して八六年一月二三日に再入院していた。移転の翌日相馬家では自費で特別病室を建築したいむね癲狂院にもうしいれ、中井院長は六月二三日にこの件で

府に伺いをだしている。一〇畳、八畳の二室に廊下・便所・玄関などのついた**相馬室**は七月に完成し、誠胤は八月七日にここへうつった（呉は「二十年十二月相馬氏病室改築落成寄附トナリ（三十坪七合四勺八月起工）」とかいているが、一八八七年に相馬誠胤が退院し、一二月二一日に病室寄付の手続きがおわったのである）。

九月疑似コレラが発生し、自費患者男一名を避区へ送付し、施療患者男一名が死亡した（九月一五日づけ文書）。

一二月に新聞に**新築広告**を図7のようにおこなうことになった、——

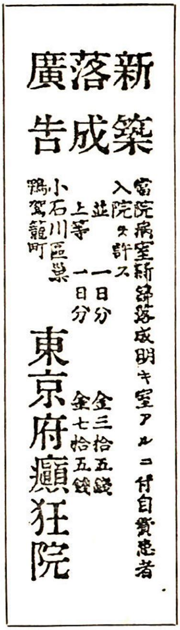

新築
落成
廣告
當院病室新築落成明キ室アルニ付自費患者入院ヲ許ス
並　一日分　金三拾五錢
上等　一日分　金七拾五錢
小石川區巣鴨駕籠町
東京府癲狂院

図7　巣鴨病院新築広告（東京日々新聞，明治20年1月8日）

この文案の広告を一七日院長名で伺いをだし、翌日裁可がおり、郵便報知新聞、時事新聞、毎日新聞、日々新聞、朝野新聞、読売新聞、東京絵入新聞、改進新聞に三日間広告して、広告料一一円二五銭。この広告が実際にでたのは、翌年一月のようである。

この年の**患者動態**は、年初在院が一五〇名（男七二、女七八）、入院が二七四名（男一八〇、女九四）、退院は全治一一三名（男七九、女三四）、軽快五五名（男三二、女二三）、不治二九名（男一二、女一七）、死亡五八名（男三九、女一九）で計二五五名（男一六二、女九三）、年末在院は一六九名（男九〇、女七九）、一日平均在院は一七四名、最多在院は八月に一八九名、最少は一月の一四六名であった。前年に比し、不治退院がへって、その分だけ年末在院数がふえている。また年間在籍四二四名中、自費一九三、施療一四九、行旅八二であった。患者定員は二〇〇名になっていた

か、二二〇名か。「十九年度ハ看病人ヲ増シテ四十九名余トナシ」とある。看護長は三月三〇日に矢川および渥美がやめて、四月一日に医員で看護長を兼務する弘田臻が、同日に大島照房が、四月一五日に小出義忠が就職し、いちおう三名になった。たとえば、この年の七月の時点で医員名簿をきると、山田、高尾宗澤、笹原新一郎、弘田、堀澤由太郎といる。このうち堀澤はむしろ薬局員としてはたらいていた。すると、医員のほうにいくらかの余裕があるし、前任の看護長二名がそろってやめたので、弘田を看護長兼務としたのだろうか。

一八八五年度患者表の詳細なものはみいだせなかった。一八八五年度収入は二三、七九六円八五銭六厘、支出は一九、一〇八円八四銭（この年度から慰労手当の項目がみられる）。一八八六年度患者表でとくに目だつことはない。同年度収入は九、〇〇九円二三銭三厘、支出は一四、九六〇円二〇銭であった。収入のうち自費患者入院料が五、一七七円三〇銭、行旅患者入院料が三、二三九円四七銭三厘で、人数に比して自費患者入院料がすくないのは、自費患者の在院期間がみじかいことをしめすのだろう。

また、一八八六年一〇月二一日榊俶（さかきはじめ）が帰朝し、一一月一一日帝国大学医科大学教授に任ぜられ、一二月三日に医科大学で第一回の精神病講義をおこない、精神病学教室をひらくことになった。だが、帝国大学に精神病学の臨床の場はなく、臨床講義にも事かくので、榊が教授に就任して間もなく、帝国大学から東京府にたいして東京府癲狂院のことにつき交渉がはじまったのである。これが榊の発意によったことは、内村祐之が「榊俶先生と東京帝国大学医学部精神病学教室の創設」（精神神経学雑誌、第四四巻第一号、一九四〇年）に紹介している榊日記によってわかる。教授発令前に渡邊総長と面談している、「十一月四日　午前医科大学ニ至リ総長渡邊洪基氏ニ面会シ癲狂院設立併ニ学課之事ニ付談ズ」。ついで翌年「三月二十三日　朝三宅氏及竹井氏ト東京府癲狂院譲渡之事ニ付談ズ」。この三宅氏とは、医科大学長三宅秀（三宅鑛一の父）であろう。

帝国大学との関係樹立

つぎの文書をみると、一八八六年一二月二一日づけの照会状があったはずであるが、それはみていない。

乙第百五号
本学医科大学ニ於テ精神病学科設置候ニ付テハ貴府御管轄ノ癲狂院患者ヲ以テ該科臨牀講義ニ充用致度義客年十二月二十一日乙第五百三十二号ヲ以テ及御照会置候処右御承諾ニ候ハ、別紙ノ手続ニ因リ取扱可申ト存候条御意見承知致度此段及御照会候也
　明治二十年三月二十八日　　帝国大学総長　渡邊洪基
東京府知事高崎五六殿

別紙

医科大学ニ於テ東京府癲狂院患者ノ治療ヲ負担スルニ付テハ東京府ニ対シ左ノ条件ヲ履行スヘシ
一医長医員及調剤掛ヲ置キ治療上一切ノ事ヲ担当セシムル事
一医員及調剤掛一名宛ヲ宿直セシムル事
　但宿直賄料ハ癲狂院ニ於テ支弁ノ事
一看護長看護人ノ職務ハ治療成績ノ如何ニ関スルヲ以テ医長ニ於テ之ヲ監督指揮シ其進退黜陟ハ事務掛ニ商議スル事
一患者ノ食料ハ治療ニ関係スルヲ以テ医長ニ於テ意見アル時ハ事務掛ニ商議スル事

一薬品器械等ノ買上方及営繕ハ医長ヨリ事務掛ニ要求スル事
一学術研究ノ為器械薬品ヲ要スル時ハ医科大学ニ於テ支弁スル事
一自費患者ハ臨牀議義ニ充用セシメサル事

この照会状にたいし府はつぎのように、回答した、――

御学医科大学ニ於テ精神病学科設置ニ付当庁所轄癲狂院患者臨牀講義ニ充用ノ為メ医員ニ関スル事項負担被成度旨客年乙第五百三十二号竝本年乙第百五号ヲ以テ御照会之趣了承手続書之趣御履行相成候儀ニ候ヘハ御照会ニ応シ可申候猶詳細之儀ハ主任ノ属官差出御協議為致度此段及御回答候也

明治二十年四月十六日　　　　　　　　東京府知事　高　崎　五　六

帝国大学総長　渡邊洪基殿

これにともなって東京府癲狂院では、院長制を廃し**医長制**とし、べつに事務長をおくことになった。これにより東京府癲狂院は二頭により運営される形になり、これはかなりの問題をのこしたようである。また、これまで癲狂院からの文書は院長名でだされていたが、これからは単に「東京府癲狂院」あるいは「東京府巣鴨病院」として個人名のはいらないものになる。

院長中井常次郎、医員の山田謙哉、片山正義、笹原新一郎、田邊耕民、調薬生の堀澤由太郎、高橋武は四月二九日に辞職伺をだし、中井前院長は五月二日に医長榊俶に医務をひきついだ（写真8）。片山正義（一八八六年別課医学卒業生、同年八月一日就職）および田邊耕民（一八八七年一月二〇日就職）は、四月三〇日づけで医科大学助手に任ぜ

られ第一医院勤務とされ、堀澤および高橋も第一医院勤務とされて、癲狂院にとどまることになる。片山の辞令は「東京府癲狂院医員片山正義　医科大学助手ヲ命シ月給金拾五円ヲ給与ス　明治二十年四月三十日　帝国大学」というものであり、田邊の辞令も同文だが月給は一二円である。つづいて、医科大学助手精神病教室勤務三田久泰（医科大学一八八六年卒業）が五月二日より癲狂院へ出張となる。五月一七日には高山蟆夫（一八八〇年別課医学卒業生）が拝命になる。八月三日からは大学からの依頼で大学院生島邨俊一が医務補助として隔日位に出頭していたが、九月二八日より癲狂院当直医となる。

榊日記には「四月三十日　東京府癲狂院引渡ノ話アリ同医員ヲ定メ辞令書ヲ渡ス」、「五月二日　今日ヨリ東京府癲狂院ニ出勤ス東京府癲狂院長トナル」とある。

なお榊は五月三〇日にその第一回精神病学臨床講義を東京府癲狂院内でおこなった。これはわが国における精神病学臨床講義の嚆矢とされる。

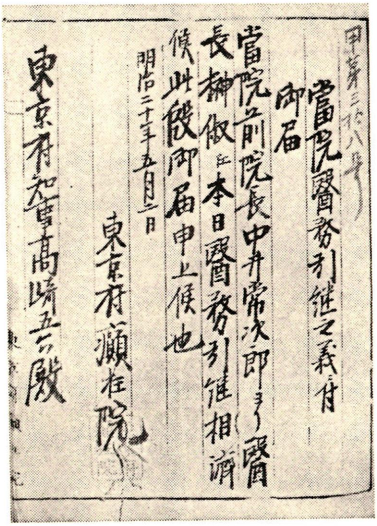

當院醫務引継之義ニ付御届
當院前院長中井常次郎ヨリ醫長榊俶ヘ本日醫務引継相濟候此段御届申上候也
明治二十年五月二日　東京府癲狂院
東京府知事高崎五六殿

写真 8　中井常次郎院長から榊俶医長への院務引き継ぎ終了の報告（東京都公文書館文書）

こうして、帝国大学との関係が樹立したときから「大学ト東京府トノ関係ハ数十年ニ亙リ唇歯輔車ノ如ク甚密接トナリ殆ント離ルベカラザルコトトナリシナリ」。「而シテ院長中井常次郎本院創立以来其職ニ従事シ功労尠ナカラサルニヨリ同人以下医員ニ金員ヲ給与シテ其労ヲ慰セリ」。この金員の額は中井には三〇〇円で、計三五〇〇円程度だったようである。

一八八七年（明治二〇年）記事

さて、大学との関係をのぞくとこの年における第一の事件は**相馬事件**関係のものである。当時誠胤には、相馬家からは家従富田深造がつき、また、病院から斡旋された付き添い某と同中田太一郎とがついていた。一月三一日午後某は外出しており、宵に富田は看護長詰め所にきて雑談した。富田がもどって誠胤・中田の不在を発見したか、看護長大島照房が定時病室巡視で発見したか、午後七時五〇分に二名の不在がわかった。「朔風膚ニ徹スル最ト寒キ夜」であったとある。さがすと柵の錠などぬきすてられていることがわかった。錦織が中田に手引きさせて誠胤をつれだしたもので、相馬事件の最大の見せ場となっている(口絵11)。誠胤は二月一〇日に癲狂院につれもどされたが、二月一九日父充胤が大病につき面会のため退院した(この日充胤死亡)。中田は看護長小出義忠の申し込みで付き添いになっていた。

主として小出の上申からかきぬくと、小出は一八八三―八六年と巡査をしており、八六年四月一五日に看護長を拝命した。中田は小出が下谷屯所奉職中同所詰巡査だったが、小出につづいて辞職した。癲狂院雇看護人は四・七人余を一人でみるが、自費患者で知己縁故で看護すべき者がいないばあいは看護長に依頼して付き添い志願者から付き添いをえらんでもらう。昨年一一月六日に中田が小出宅にきて困難事情をいって看護人を志願してきたので、一一月一二日から自費患者の付き添いにした。誠胤には一月二三日からついていた。これによって、当時の付き添いの運用がわかろう。

三月二八日に看護長をかねていた医員弘田瑧が辞職した。

榊が四月三〇日医長に就任してから一番はやい変化は、医員が夜の回診をやめたことであるらしい。衛生課の「二十年度本課事務成績」中に、癲狂院では当直員中医員が夜半に病室巡視の例であったが五月以降これをやめ、事務掛

および看護長は定時巡視であったのを看護長は間断なく巡視、事務掛は臨時巡視とした、とある、また、五月（あるいは六月）に、玄関そばに臨床講義用一室（六九坪）および物置き（六坪）を新築した。講義堂落成は九月一九日である（榊日記）。

それまで死体局所解剖は年に一、二件程度であったが、六月二〇日づけの解剖上申より件数がふえ、この年に六件に達した。榊日記によれば、「六月十日癲狂院ニテ病体解剖ヲ催ス（麻痺狂）是ヲ同院ニテ解剖ノ始メトス」、ついで七月四日に多発硬化、八月二五日に脳梅毒の解剖をおこなっている。実際の件数は六例よりおおいのかもしれない。

七月の癲狂院患者表から、毎月の報告用紙が印刷されたものになり、そこでの**病名**は、鬱狂、躁狂、錯迷狂、癲癇狂、ヒステリ狂、麻痺狂、続発狂、酒精中毒、白痴と細分されている。これについて榊「東京府癲狂院ノ患者統計表及ヒ精神病原因ノ追加」は「各病ノ種類及ヒ原因ノ区別ハ従来主トシテ心理学的分類法ヲ用ヒタリト雖モ今回ハ力メテ之ヲ解剖学的分類法ニ従テ調査セリ然レトモ如何セン精神病ノ病理ハ尚ホ未タ不明ニ属スル者夥多ナルヲ以テ已ムヲ得ズ原因的及ヒ『クリニーク』的分類法ヲ併用セリ」という。

書記上田常信が一〇月一日着任した、最初の**事務長**である。

一二月七日に「広告　自費中等病室明キ室アリ入院ヲ請フ者ハ申出ヘシ　但入院料一日金三拾五銭　小石川巣鴨駕籠町東京府癲狂院」の文案で、読売、毎日、時事新報、改進新聞の四紙に広告をだすことになった。

一二月一一日づけの文書に**医員の月給**がかかれている。三田久泰一月二一日拝命三〇円、島邨俊一九月二八日拝命二〇円、片山正義四月三〇日拝命一五円、田邊耕民四月三〇日拝命一二円、高山蠖夫五月一七日拝命一二円。この拝命月日は、大学でのものだろう。こうならべると、月給の額は学歴によって差別されていることがはっきりする。三田、島邨は医科大学卒、片山、高山は別課卒、田邊の学歴はわからない。別課一八八〇年卒の高山が一二円というの

が別格にやすい。またこの月給は、帝国大学から支給されているものであるが、癲狂院書類にのっているのは慰労手当算出の参考にでもしたものか。なお、精神病学教室の最初の助手となった**三田**は一八八九年二月二五日まで在職していた。この人について呉は『最近ノ施設』にとくに「此ニ猶ホ一事ノ特ニ記スベキコトアリソハ明治二十二年二月医学士三田久泰ガ佐賀県柄崎病院ニ赴任シ精神病部ヲ担任シタルコトナリ（中略）此任命ハ我邦ニ於テ地方病院ニ精神病科ヲ置キタルノ嚆矢ト云フベシ然ルニ三田ハ明治二十六年一月病歿セラレテ其科ノ廃セシヨリ今日ニ至ルマデ地方病院ニ於テ此ノ如キ儼然タル斯科ノ独立ヲ見ルコトナシ」となげいている。没日は一月四日である。なお『医事新聞』第二九三号は三田の赴任先を肥前武生病院としている。

この年の**患者動態**は、年初在院一六九名（男九〇、女七九）、入院三一五名（男二〇四、女一一一）、退院は全治一一三名（男七四、女三九）、軽快一一〇名（男七二、女三八）、不治三一名（男一八、女一三）、死亡四七名（男三一、女一六）で計三〇一名（男一九五、女一〇六）、年末在院は一八三名（男九九、女八四）であった。一日平均在院は一八六名で、最多在院が七月中に二〇七名、最少が二月に一六八名であった。年間在籍四八四名の内訳は自費二五一、施療一六〇、行旅七三である。

一八八七年収入は、一、一七五円四八銭九厘で、自費患者入院料八五三円二四銭、行旅患者入院料三一八円九一銭一厘、雑入三円三三銭八厘と記されているが、これは桁をちがえているのだろう。支出は一六、三九五円二六銭三厘。ここでは俸給が前年度三、一五〇円八〇銭五厘だったものが一、〇一九円六三銭五厘とへっている（医者の分がへった）。営繕費が一、八九一円一銭一厘とおおいのは、講義室などの費用であろう、また看護者負傷手当五円二五銭という項目があたらしくでている。

一八七九—八七年患者統計

いままでたびたび引用してきたものであるが、榊は「東京府癲狂院ノ患者統計表及ヒ精神病原因ノ追加」の論文をまとめ、これを一八八八年六月一四日の東京医学会例会で演説した（東京医学会雑誌、第二巻第一七号・第一九号・第二〇号・第二一号・第二二号）。この内容をもうすこしみていこう（ただし、榊が数字の読み方をちがえているとおもわれるところは、一部分修正する）。

表11　1887年までの新入院患者の性別・年齢

年齢	～20年	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～
男	81	333	362	176	92	17	—	—
女	45	182	207	108	42	26	12	1
計	126	515	569	284	134	43	12	1

表12　1887年までの年間在籍総計の転帰別

	退院				年末在院
	全治	軽快	不治	死亡	
男	408	241	149	253	617
女	202	165	119	119	624
計	610 21.0%	406 14.0%	268 9.2%	372 12.8%	1241 42.8%

この八年半の入院総数は一、八三九名で男一、一五〇名、女六八九名である（再入院のばあいは二名とかぞえてある）。新入院患者一、六九四名（この数には一八七九年在籍の九二名全員もはいっていないようである）の**年齢構成**は、表11のようで、三一歳（とうぜん、数えの年齢である）以上四〇歳以下が三分の一あまり、二一—四〇歳で全体の六四%をしめ、また七〇歳をこす一三名はすべて女性であり、二〇歳以下は七・四%にすぎない。

つぎに、年間在籍者の総計をみると、二、八九七名に達するが、その**転帰**をまとめると、表12のようになる。榊があげている一八七九年の数字は、わたしがしらべた数字とすこしくいちがうが、一八八〇年についてのこまかい数字を確認できないので、ここは榊の算出にしたがう。また一

表13　1883年—1887年6月の退院者病性別転帰

（カッコ内は各病性にたいする%）

		全快	軽快	不治	死亡	計
躁狂	男	92	35	34	49	210
	女	48	35	27	25	135
	計	140 (40.6)	70 (20.3)	61 (17.7)	74 (21.4)	345
鬱狂	男	69	40	16	18	143
	女	38	28	16	10	93
	計	107 (45.3)	68 (28.8)	33 (14.0)	28 (11.9)	236
偏狂	男	87	37	4	15	143
	女	26	21	11	9	67
	計	113 (53.8)	58 (27.6)	15 (7.1)	24 (11.4)	210
痴狂	男	12	28	29	54	123
	女	13	19	25	26	83
	計	25 (12.1)	47 (22.8)	54 (26.2)	80 (38.8)	206

八七九年、八〇年は全治と死亡とだけに区分されている。

まえにかいたように、一八八二年度の患者はすべて府民であったが、次第に他県よりの人がふえてきて、一八八七年に入院した三一五名中東京府民は二五一名、五三名は他府県民で一一名は住所不明であった。

一八八二年から八七年六月にいたる入院患者の入院時病状によって区分された**病性**表の総計をみると、計一、三二三名中躁狂が男三三七、女二〇八、計五四五名（四一・二%）、鬱狂が男一六〇、女一〇四、計二六四名（二〇・〇%）、偏狂が男二二一、女九四、計三一五（二三・八%）、痴狂が男一一〇、女八九、計一九九（一五・〇%）で、この五年半を通じてみて、この割り合いにおおきな変化はない。一八八七年七月から一二月までの入院一六五名（男一〇八、女五七）については、榊による病名表により区分されているが、それによると鬱狂一八・八%、躁狂五六・〇%、錯迷狂（パラノイア）七・三%、癲癇狂〇・六%、

ヒステリ狂一・二%、麻痺狂一・二%、続発痴狂七・三%、酒精中毒五・七%、白痴一・九%となっている。榊は躁狂がベルリンの癲狂院における比率に数倍することをとくに強調し、このことの原因として、躁狂患者は自宅施治困難で、しかもわが国に癲狂院の設立がすくないのでわが院に輻輳すること、わが院の患者は教育不完全の者おおく精神変調するときは躁狂にかかりやすいことをあげている。また、酒精中毒および麻痺狂のすくないことも指摘されている。

一八八三年記事のところに呉からの引用としてあげた細分化された病性表による退院者**転帰**を一八八三—八七年六月について榊は表示しているが、ここではその四大分類についての合計だけまとめると、表13のようになる。みられるように、全体に全治の率がたかく、当時の転帰の判定がかなりあまかったことをしめしている、おそらく「いちおうおちついた」という程度のところだろう。榊は偏狂について「其全治軽快ノ多数ナルハ甚タ疑ヲ容ル、所ナリ」というが、比較的単症状的な病性であれば、入院してその症状をみせなければ「全治」とされるのだろう。痴呆の転帰はよくなく死亡もおおい。年齢と細分化された病性とをくみあわせると、「壮年以下ノ男子ニシテ単純躁狂ニ罹ル者ハ総テ精神病中最モ佳良ノ予后ヲ有シ全治ノ転帰ヲ取ル」と榊はいう。単純躁狂は男一七二、女八六の計二五八名中全治は男七二、女二三の計九五名である。「常態ト交替スル躁狂」は男一八、女一八の計三六名中全治が男一五、女一〇の計二五名と、少数群だがもっとも全治率がたかい。

一八八八年（明治二一年）記事

一月一四日、前年末のと同様の新聞広告をした。

呉によれば、この年（度）の定員は、自費上七、自費下八三、施療一三〇、計二二〇名であった。

院転帰表（＋のまえは男の人数，あとは女の人数）

全　治	軽　快	不　治	死　亡	小　計	88. 12. 31 在　院	男女計
11＋ 8	23＋15	0＋ 1	1＋ 4	35＋28	15＋11	26
42＋22	46＋22	6＋ 5	26＋ 8	120＋57	39＋38	77
2＋ 0	3＋ 4	1＋ 2	4＋ 1	10＋ 7	9＋10	19
0＋ 1	2＋ 0	1＋ 0	2＋ 1	5＋ 2	1＋ 0	1
0＋ 6	0＋ 3	0＋ 1	0＋ 3	0＋13	0＋ 8	8
—	—	3＋ 0	3＋ 0	6＋ 0	3＋ 0	3
—	1＋ 1	1＋ 0	—	2＋ 1	5＋ 3	8
—	4＋ 5	6＋ 4	2＋ 6	12＋15	20＋20	40
8＋ 0	2＋ 0	—	1＋ 0	11＋ 0	5＋ 0	5
—	1＋ 0	2＋ 0	—	3＋ 0	4＋ 4	8
1＋ 0	—	—	—	1＋ 0	—	0
64＋37 101	82＋50 132	20＋13 33	39＋23 62	205＋123 328	101＋94 195	195

医員が府下私立病院を参観したいと希望をだしている病院名に、瘋癲病院、癲狂病院、根岸病院のほかに「外朗医院長　四谷永住町二番地　村上貞正」とある（名前だけつたえられていたこの医院が、この前後に存在していたことがわかる）。

二十一年前半期患者表とあるものから、種別の**患者動態**だけみておこう（この前半期とは、年度の前半期で四—九月のものとおもわれる）。自費の越六〇、入一四〇、退院一三三（うち死亡一三）で残六七、行旅は越二五、入一六、退院二二（うち死亡九）で残一九、施療は越一〇三、入一九、退院一八（うち死亡一五）で残一〇四。総計では一八八名から一九〇名と患者数がわずかふえているが、なかでも自費患者がふえている。施療患者では退院一八名のうち死亡一五名というのは悲惨な思いがする。この一五名中七名が躁狂であり、死亡全三七名中では二二名が躁狂である、——というのは、躁狂と診断されるものがおおかったからであると同時に、躁狂のなかに進行麻痺がかなりはいっていたことをしめしている。

衛生課年報には、この年の一一月よりヤソ請願の説教がおこなわれ、また一二月より看護人採用の試験法をさだめた、とあ

表14　1888年病名別入・退

	87.12.31 在院	入院	小計
鬱狂	13＋10	37＋29	50＋39
躁狂	44＋34	115＋61	159＋95
錯迷狂	12＋ 9	7＋ 8	19＋17
癲癇狂	2＋ 1	4＋ 1	6＋ 2
歇斯的里狂	0＋ 6	0＋15	0＋21
麻痺狂	7＋ 0	2＋ 0	9＋ 0
老耄狂	—	7＋ 4	7＋ 4
続発痴狂	15＋24	17＋11	32＋35
酒精中毒狂	2＋ 0	14＋ 0	16＋ 0
白痴	3＋ 1	4＋ 3	7＋ 4
アトロピン中毒	—	1＋ 0	1＋ 0
合計	98＋85	208＋132	306＋217
総計	183	340	523

るが、詳細は不明である。仏教講話もおこなわれたことは、榊日記に「十一月六日　本日ヨリ一週一回癲狂院ニテ仏教ヲ聞ク」とあることからわかる。

この年一〇月三〇日片山國嘉がベルリンおよびウィーンへの留学より帰国し、一一月二三日帝国大学医科大学教授に任ぜられ、翌年一月八日に法医学講座を開講した。

「明治二十一年東京府癲狂院患者統計表」（都公文書館文書中）は、年間入退院、年齢、職業、宗教、婚姻、遺伝、誘因、入院前患者挙動、転帰、合併症続発症、全治経過、死因についてそれぞれ表をつくっており、のちに年報としてでるものの原型がちゃんとだされている。ただ残念ながら入院費用種目別の表をかく。ここでは、**病名別入退院**の表を表14としてあげておこう。病症転帰表で病名はより細分されて、先天性――白痴、道義狂、後天性精神病――鬱狂（単純、妄想性、興奮性、昏迷性）、躁狂（躁狂状興奮、時発性、躁暴性）、回帰狂、錯迷狂（単純、幻覚性）、癲癇狂（発作性、慢性）、ヒステリ狂（発作性、慢性）、続発痴狂（興奮性、懦弱性）、酒精中毒狂（躁性、錯迷性）、進行麻痺狂、老耄狂、諸脳病、アトロピン中毒とわけられている（これは、「是レ余カ日常大学ニ於テ講筵ニ施用スル所ノ者ナリ」として榊が前掲論文の最後のほうにあげているものとほぼおなじい）。

死亡の六二名の**死因**〔重複があるようである〕は、衰弱一九、虚脱一二、心臓麻痺三、卒中二、脳皮質炎四、脳膜炎八、肺結核二、肋膜炎一、胃潰瘍一、腸結核一、慢性下痢一、脚気一〇、絶食五。脚気のものは一五名中一〇名死亡、絶食死亡の五名は入院前からの絶食で瀕死入院した。

つぎの数字は表14のものとすこしくいちがうが、この年の自費患者二九六名中全治退院七三、半治不治退院一四〇、死亡二二、施療患者一五一名中全治退院一七、半治不治退院四、死亡二六、行旅患者五九名中全治退院八、半治不治退院一八、死亡一三であった。

一八八八年度収入は一一、六四八円六一銭六厘（自費患者入院料九、九一二円七〇銭、行旅患者入院料一、五二九円四〇銭九厘）、支出は一四、六七六円六銭一厘であった。

一八八九年（明治二二年）記事

『医事新聞』第二九二号（二月一五日）には、東京府癲狂院の医師は五名、看護人は男二五、女二二、一二月三一日現在の在院は一八七名（男九七、女九二）とある。

三月一日**院名改称**、「患者中往々院名ヲ忌ミ入院ヲ肯セサル者アルヲ以テ改称シタルナリ」。榊日記には、「本日ヨリ東京府癲狂院ヲ改メテ巣鴨病院トナス是レ余ノ発言ニ係ルナリ」とある。

告示第一号

小石川区巣鴨駕籠町四十一番地東京府癲狂院ヲ自今東京府巣鴨病院ト改称ス

明治二十二年三月一日

東京府知事　高崎五六

同達

東京府癲狂院

其院自今東京府巣鴨病院ト改称ス

明治二十二年三月一日

東京府知事　高崎五六

おなじく三月のこと「精神病者鬱凝ノ思念ヲ慰シテ快爽ノ情ヲ興起セシムル事ハ其治療上ニ於テ頗ル是レ緊急ノ事ナリ因リテ三月入院患者ノ為ニ新ニ運動器具及遊戯具等ヲ具ヘ以テ其慰愉ノ具ニ供セシム」（衛生課年報報告）。**遊び治療**がはっきり意識されるにいたったのである。

当時の治療の変化について呉は『最近ノ施設』にこうのべている、——

明治二十年榊教授巣鴨病院ノ医長トシテ病院ノ事務取扱以外ノ事尽ク其ノ指揮ニ任サル、ニ及ビ病院内ノ制規ハ頓ニ変改シ患者ノ待遇ハ治療法ノ変化ト共ニ忽チ面目ヲ一変シテ大ニ不羈束的開放的トナリタルカ患者ノナルベク自由ニ庭園ニ出テ散歩スル事ヲ許シ種々ノ運動機械モ備付ラレ土豚場ノ如キモ設ケラレ殊ニ小室ニハ琴三味線胡弓等ノ備付モアリ患者ヲシテ随時之ヲ弄バシメナドシ西洋ニ於ケル癲狂院ノ取扱方ハ其侭ニ我邦ニモ用ヒラレタルモノト信ズ然レトモ精神病者看護ノ近年ニ於ケル著大ナル発達ニ鑑ミレバ此時代ニハ猶ホ幾分拘束的ナリシナリ余ガ医員トシテ初メテ院務ニ従ヒシ頃ニテモ従前ノ所謂狂躁室ナルモノ猶数多クアリテ何レモ患者ヲ収容セラレザルナク又手革足革ト称シテ一条ノ革ヲ環ニ連ネテ其連接所ニ真鍮ノ板錠ヲ附シ之ニ対スル革環ノ一ケ所ニ受錠ヲ取附ケ患者ノ両上肢又ハ両下肢ヲ之ニ通シタル後両肢ノ間ニテ此錠ヲロシ得テ両肢節ノ運動ヲ制迫スルノ器具アリ又縛衣ト称シテ厚キ布ヲ以テ製シ袖ヲ長クシタル短衣アリ之ヲ患者ヲシテ穿タシメ腰辺ニ縫付タル双紐ヲ以テ腹部ヲ締メ猶両長袖手ヨリ先ヘ一尺二尺モ延ビタルヲ其侭体躯幹ニ纏ヒ結ビタルナドヲ見タリ又興奮躁暴甚シキ患者ハ隔離室ニ投ゼラレテ久シク運動ノ自由ヲ得ザルモノアリキ（隔離室ノ構造参看）是レ蓋シ当時欧洲ニ於テモ行ハレタ

ル患者処置方ナリシナルベシ今ニテモ伊太利国ナドニハ間々此ノ如キ処置ヲ取ル瘋狂院ノアルヲ見ルナリ此ノ如キ処置ハ実ニ明治三十四五年迄継続シタリ

参考に田邊耕民・山田謙哉の著の挿し絵をかかげておこう（口絵13）。なお当時の病床日誌はもちろん和紙に墨書きであった、その一例を写真9としてあげる。なお、このような墨書き記録は三宅院長時代の末期までもちいられていた。

この年度の予算定員については、衛生課の文書には、定員二八六（自費一一八、施療一三八、行旅三〇）とあるが、呉は、自費上二二、自費下八一、施療一四九、計二五二とかき、両方の数字はかなりくいちがっている。またこの年度に看病人をまして六八人余の雇い入れとした。

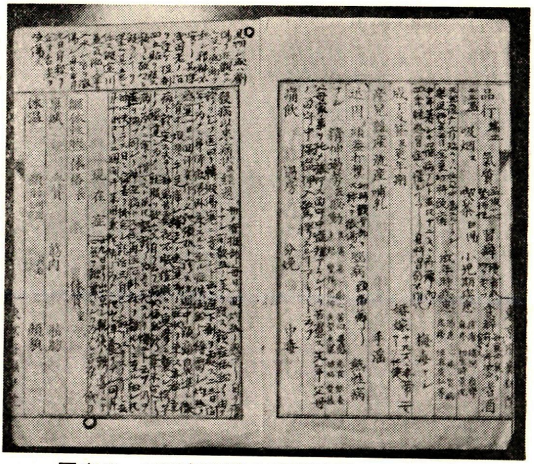


写真9　1886年当時の病床日記の１ページ

四月九日帝国大学医科大学各教室に主任をおくにあたって、榊が精神病学教室の主任となった。また八月一九日に榊に東京府巣鴨病院医長兼任の辞令がでた（帝国大学よりであろう）。

五月に、入院患者がふえ狂躁室の構造に改良を要すべきものがあるので、改築増築にかかり八月に落成した。廿字の底横辺を両側に延長した形に、男女室各八室の増築であった。その坪数八四〇坪とあるが、一桁ちがっているのだろう。呉のつぎの記載は（『最近ノ施設』）、このときの増築に関するものであろう、——

（前略）二十二年七八区増築ノ際ニハ隔離室ノ排置ハ同様ニ廊下ノ両側ニ於テセラレシガ其室ハ右ノ如ク室ノ中ヘ又室ヲ作レル如キモノナラズ室ハ直ニ廊下ニ接シ奥行二間間口一間トシ四壁ハ皆厚板（一寸許厚）ヲ以テ張詰ラレ廊下ノ界ニハ三尺ノヲ板作トシ（其中程ニ鉄棒格子ヲ二尺幅ニ設ク下方片隅ニ飲食物差入ルヲ設ク）残三尺ニハ厚板戸ヲ取付ケ対側ニハ高ク天井ニ沿フテ狭キ窓ヲ明ケタリ又室中ニハ便所ヲ設ケタリ此室ハ吾人ニ四壁ハ丸太作ノ如キ悪感ヲ起サヾルモ而モ光線ノ射入不十分ニシテ暖気モ従ツテ加ハラズ欠点少ナカラズ（後略）

一〇月二六日屍室が出火し、消火にあたった六〇余名に手当て金がでている。火事の様子は記録されていないが、六〇余名が消火にあたったところをみると、かなりの火事だったろう。「松沢病院の歴史」で一八九一年のところに「屍室ニ放火スルモノアリテ其室ハ全部烏有ニ帰ス」とあるのが、それであろう。

一二月につぎの通達書および訓令がだされた。翌年から患者の入院費用種目別に「**満期釈放**」がくわわることになるが、一、二年に一人であった。

通達書

在監人ニシテ刑期中精神病ニ罹リ治療中満期釈放ニ際シ引取人ナキモノハ病気全癒ニ至ルマテ入院セシメ救護候事ニ相成候ニ付テハ自今監獄署ヨリ右病者送付相成リタル時ハ直ニ其趣当庁ヘ届出行旅病者同様ノ費用ヲ以テ救護スヘキ筈ニ候条此段命ニ依リ及通達候也

追テ本文救護費ニ係ル費用ハ別紙書式ニ仍リ翌月五日迄ニ出入及現在員調書添請求可有之候

明治二十二年十二月廿三日

衛　生　課

巣鴨病院御中

別紙〔略〕

訓令第二十八号

巣鴨病院若クハ養育院ニアル無籍行旅人ニシテ病気全癒ノ上退院セントスル時ハ本人望ノ地ヘ定籍方取計フヘシ

郡役所
区役所
町村役場

明治二十二年十二月廿七日

東京府知事　高崎五六

この年一二月一四日に、片山教授の主唱によって、帝国大学医科大学に**国家医学講習会**がおかれた。医制・法医学・衛生学・毒物学・精神病学・病体解剖式などのいわゆる国家医学（今日の社会医学にいくらかちかい）を教授するもので、榊教授は精神病科の講義を担当した。

この年九月二七日には呉秀三『脳髄生理精神啓微』が出版された。進化論・唯物論にたって、当時の脳解剖学・脳生理学・脳病理学の成果をまとめた、いわゆる精神生理学の概説である。呉秀三はときに東京大学医科大学在学中であった。

樫田五郎の「日本に於ける精神病学の日乗」は、「此年根岸病院にては患者に袋張りの作業を課せしとて、警視庁より之が停止を命ぜられ、始末書を徴せらる」とかいている。他方、野村章恒が田原貞次郎から根岸病院の袋貼り作業についてきいたところ(「明治卅八年以来の根岸病院製袋作業を聞く」、救治会々報、第五二号、一九三二年）では、一九〇五年ごろから袋貼りがはじめられ、院長が警視庁から注意をうけたのは一九〇九年ごろらしい。同様のことが

二度くりかえされたのか、一方が誤りか。当時の新聞を全部あたってみれば事実をたしかめられるかもしれない。だが、時代からいえば、この出来事は一九〇九年あたりのほうがもっともらしい。

一八八九年の診断別・入院費用種目別の患者動態表があるが、前年にくらべて特記すべき変化はない。全体の**患者動態**をみると、これも表14の数字とくいちがうが、年初在院は二〇一名（男一一一、女九〇）、入院が四一三名（男二六一、女一五二）、退院は全治が八八名（男六五、女二三）、半治が一七七名（男一〇九、女六八）、不治が三八名（男二四、女一四）、死亡が五五名（男三七、女一八）で計三五八名（男二三五、女一二三）、年末在院は二五六名（男一三七、女一一九）であった。

一八八九年度収入は一五、四二八円六二銭五厘、支出は二二、四九五円七二銭四厘であった。呉があげている数字では患者のべ人員は八五、六五五人であったから、患者一人一日あたり経費は二六銭三厘であり、主として賄料・看護人給・薬品類からなる患者費支出は一六、二二一円一一銭八厘で、これは一人一日あたり一八銭九厘になる。齋藤玉男のしるすところ（「蘆原将軍の入院料」治療学雑誌、第五巻第二号、一九三五年）では、施療患者予算は一人一日七銭二厘であったのがこの年から一三銭三厘になった。ちなみにこのころ養育院の飲食・被服・薬餌などをふくめた収用者一日あたり費用は大人一日一〇銭、小児七銭二厘であった。

一八九〇年（明治二三年）記事

これは七月七日づけのものであるが、ロンドンのヘンリー・バルデットより公立病院などについての問い合わせがあったものへの回答控えに巣鴨病院のこともものっている。それによると、――

一人一週間の費用は一円八六銭三厘、

医師は医長一名、助手五名、補助二名（補助は調剤をかぬ）、
付き添い人五四で昼夜同数、採用は体格を検査し普通教育の有無を検査して採用、
熟練せる看護人は五二人なり、
建築は東京府庁土木課の工事による、
病室の高さはおよそ一丈一尺六寸、床下二尺五分、床上九尺五寸五分、
各室の寝牀は一一五、
病室は一四六間　男七八（うち並六〇、狂躁室一八）、女六八（うち並五〇、狂躁室一八）。

看護人は一八九〇年度にはさらにまして八一人余とされたはずであるので、右の回答にある付き添い人および熟練せる看護人の点は理解にくるしむが、全体としては当時の概況をつたえているのだろう。

七月三日には巣鴨病院全景銅版図ができた（口絵14、あわせて正門をしめす口絵15をあげる）。榊日記に「九月十八日　本日ヨリ巣鴨病院患者ニ職業ヲ授ク」とあり、作業治療がなんらかの形ではじめられたことになるが、具体的なことはつたわっていない。

一〇月に月給七円で新任の看護長後藤光宗の履歴書がのこっている。後藤は平民で文久三年八月八日うまれ、明治一三年陸軍教導団生徒、一五年四月四日陸軍楽生など陸軍内で昇進して、明治二一年（一八八八年）二月二八日大阪鎮台附属、同三月二七日依病除隊、同一一月一日東京府巣鴨病院使丁取締兼受附申付。

この年のこまかい患者表はみいだせなかったが、入院費用種目別に**患者動態**をみると、表15のようである。この表でみると、年間在籍六四五名中全治退院は八六名、一三・三％である。どうも、この患者動態表はおなじ年についても掲載されているものによってかなりちがうので、ここでは表15のもとにしたものにもとづいて、一八八六年から**全**

表15　1890年入院費用種目別患者動態

	年初在院	入院	計	退院				年末残院
				全治	半治不治	死亡	小計	
自費	69	290	359	66	191	21	278	81
施療	134	69	203	18	7	38	63	140
行旅	35	48	83	2	21	19	42	41
満期	0	0	0	0	0	0	0	0
	238	407	645	86	219	78	383	262

治退院率をみよう。一八八六年が年間在籍四二四名中全治退院一〇三名（二四・三％）、八七年が年間在籍四八四名中全治退院一一三名（二三・三％）、八八年は年間在籍五〇六名中全治退院九八名（一九・四％）、八九年は年間在籍五九三名中全治退院七九名（一三・三％）、そして前記の数字である。つまり、榊医長の時代になって退院時転帰の判断基準がきびしくなって、全治退院率のへっていることがわかる。

一八九〇年度収入は一五、一六六円九一銭二厘、支出は二一、三一五円三二銭四厘。ところで、まえにかいたように、収入の主たるものは自費患者および行旅病者の入院料で、一八九〇年度でみると、それぞれ一二、〇〇八円一〇銭および三、〇二七円八九銭二厘、ほかに雑収入が一二〇円九二銭である。ある断面における在院者の過半数をしめる施療患者に要する費用は、収入にはいれられていない。そこで、その入院料もいれて独立採算として当時の病院経理をかんがえると、かなりの黒字をだしていたといえよう。

関連事項としては、この年の一〇月五日に東京養心病院が開院式をおこなった。これは小石川区の開業医鳥山魏が開設したもので、精神病および神経系諸病の患者を専門にするもので、通常患者室一三、上等室は某氏の住居たりしもの、庭園がひろい。院長は鳥山で榊俶、江口襄の両氏が診察を補助する。牛込区のおもだった人、東京医会の人、医科大学諸教授などの来客に榊、井田、江口の三氏も挨拶した。だが、この病院は間もなく廃院になったとしるされる。相馬事件のなかで錦織側が、

榊は相馬家から莫大な金をもらって病院経営の準備をしている、と攻撃したことがある。東京養心病院のことがそうつたえられたのだろうか。榊日記には、「九月一日　午後養心病院ニ至ル此日鳥山巍、井田武雄、江口襄三氏ト相量リ兼テ計画セル私立神経病々院ナル養心病院ヲ小石川五軒町ニ仮設シ開業セリ」とある。

一八九一年（明治二四年）記事

この年、おそらく四月から、医科大学よりの調剤生派出はやめになり、東京府が任命することになった。とはいっても、まえからの高橋武および堀澤由太郎がそのままのこっていた。この年度の看護人は一〇八名余となった（呉が各年の看護人の数、収容患者との比をならべているところでは、この年は看護長三名、看護人は男七六名女七〇名、総計一四九名となっているが、この数字はあきらかに過大である、この年にかぎらず同表にあげてある数字はそのままには信用できない）。

榊日記に「四月二十三日　巣鴨病院看護法講義ヲ開ク」とあるが、この内容はつたえられていない。あるいは榊俶の弟保三郎による『瘋狂院に於ける精神病看護学』は、兄の講義の内容もとりいれているかもしれない。

六月三〇日に、医員として呉秀三が就職した。

九月に施療患者・行旅患者をいれる病室一六五坪および物置き一八坪を増築した。病室の増築部分は、はじめの廿字型の上の横画の両端から下へのばした形の部分である。隔離室は二年前のものとおなじく、座敷牢型のものではない。それと同時に、廿字型の下の横画中の隔離室など、従来の丸太造り座敷牢型の隔離室をこわして普通室に改造したようである。増築にともない、定員増があったようで、呉は自費上三〇名、自費下八八名、施療〔施療および行旅〕二四五名、計三六三名としている。

表16　1891年入院費用種目別患者動態

	年初在院	入院	計	退院					年末在院
				全治	半治	未治	死亡	小計	
自費	81	312	393	79	136	69	16	300	93
施療	140	104	244	10	5	0	34	49	195
行旅	41	44	85	7	7	9	16	39	46
満期	0	1	1	0	0	0	1	1	0
計	262	461	723	96	148	78	67	389	334

この年の、病名別の患者表はみつけられなかったので、入院費用種目別の**患者動態**を表16にあげた。定員増にともなって、施療患者の入院がふえ、その分だけ年末残院の施療患者がふえている。前年も同様だったが、施療患者の退院の大半は死亡による。この動きをみると、施療患者はほとんどいつも満床で、入院希望者もなかなか入院できなかったようである。自費には空床があったのだろう。また一八九一年には、満期釈放の患者が一人入院して、死亡した。

この年度の収入は一七、〇五七円八九銭六厘。支出は二九、五一三円九八銭、定員増にともなって患者費が二二、〇〇五円四銭四厘とふえ、増築により営繕費が四、八七八円二四銭七厘とふえているほかに、看護者負傷手当が六七円五〇銭支出されている（どんな事件があったかは不明である）。

関連事項として、二月二七日づけ警視総監田中光顕よりの感化場瘋癲病院并第六種伝染病院取締に関する警察令案にたいし、府は六月八日につぎのようにするよう回答した。府による修正点は、「瘋癲病院」を「私立瘋癲病院」としたことである。

警第七拾二号議案

警察令第　号

私立瘋癲病院并ニ六種伝染病院及瘋癲病者ノ取扱方ニ関シテハ自今左ノ規定ニ従フヘシ若シ之ヲ犯シタル者ハ一日以上十日以下ノ拘留ニ処シ又ハ五銭以上壱円九拾五銭以下ノ科料

ニ処ス但シ現在設立ノ病院ハ来ル　　限リ本令ニ従ヒ届出ヘシ
一私立瘋癲病院又ハ六種伝染病院ヲ新設シタル者ハ其図面ヲ添ヘ所轄警察署ヲ経テ警視庁へ届出ヘシ
二瘋癲病者ヲ制縛シ若クハ鎖錮シ又ハ私立瘋癲病院ニ入レントスル者ハ最近ノ親族（親族ナキ時ハ縁故アルモノ）二名以上連署ノ書面ニ医師ノ診断書ヲ添ヘ患者所在地ノ警察署ニ届出認可ヲ受クヘシ但制縛鎖錮ヲ解キ若クハ退院セシメタルトキハ三日以内ニ該警察署ニ届出ヘシ
三患者ノ入院退院及ヒ死亡ハ院長ヨリ二十四時間内ニ所轄警察署ニ届出ヘシ但私立瘋癲病院ニ於テハ警察署ノ認可ヲ受ケタル者ニアラサレハ入院セシムルコトヲ得ス
四警視庁ニ於テ主務官吏ヲ派シ病院又ハ瘋癲病者制縛鎖錮ノ状況ヲ監査セシムルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

この警察令は地方衛生会に諮問して六月中に布達されたようである（一八九四年記事参照）。ここでは、一八八四年にはじまった、警視庁より私立瘋癲病院にたいする取り締まりがさらに強化されたことと同時に、東京府巣鴨病院はいちおうその取り締まりの枠外におかれていることがわかる。

また、この一二月にわが国における白痴院の嚆矢である瀧乃川学園が、府下瀧野川村に石井亮一により創立された。さらに榊日記は「六月十一日　植木鐵衛氏本日ヨリ駒込へ私立癲狂院ヲ開ク一週二回往診スルヲ約シテ本日ヨリ至ル」とあるが、この私立癲狂院のことは他書にはみえぬようである。

一八九二年（明治二五年）記事

この年自費患者の入院料は一等が一日七五銭、二等が三五銭でまえとかわらない。行旅病者は一日二二銭七厘である。養育院の例からみると、行旅病者の入院料は、最初警察官が病者をみとめた地の区役所、戸長役場が納付してい

た。

七月一六日に齋藤安定が看護長に採用された、月給一〇円。この人の略歴は嘉永六年四月一四日うまれ、明治五年(一八七二年)邏卒申し付け、ついで警視庁巡査部長、検疫局委員などをへて、一八九一年三月依願免職。一八九二年二月一四日駒込病院事務掛、月給一〇円、五月三一日依願免事務掛。いままであげた何人かの履歴からわかるように、看護長は巡査や軍人であった人がおおい、看視的な機能がとくに要求されていたことをしめすのだろう。またこの年、患者逃走について看護長が何回か進退伺いをだしている。

九月二五日ベルリン大学眼科教授ヒルシベルグ(榊は留学中この人の臨床講義をうけた)が病院参観。

前年一〇月二四日まで医員であった島邨俊一は、在職中の七月狐憑病調査のため島根県下に出張した。同一〇月二四日には自費をもってドイツ留学の途についたのであるが、この年になって前年の調査結果が「島根県下狐憑病取調報告」として発表された。のちにでる門脇真枝の『狐憑病新論』にまさる、きわめて詳細な報告である。また巣鴨病院の統計にもとづく井村忠介の「躁狂ノ原因ニ就テ」も発表されて、日本人の精神病患者では外国の統計とは比較にならぬほどに躁狂がおおいことを、あらためて強調している。

ここで、この前後の**医員の出身校**をみてみよう。大西鍛(一八八九年三月八日—九月五日)は、一八八八年帝国大学医科大学卒業、のち大阪府立高等医学校教諭(内科→精神神経科)、のち自宅開業。杉本宇吉(八九年二月五日—九三年五月一一日)は一八八七年別課卒業、のち開業。井上甲之助(八九年九月一一日—一一月一〇日)は一八八六年別課卒業、のち内科開業。小野寺義郷(八九年九月一一日—九四年五月二〇日)の出身校不明(小野寺の名は「義郷」とも「義卿」ともかかれているが、「義郷」がただしい)。舟岡英之助(九〇年一月二一日—九三年七月八日)は、八九年帝国大学医科大学卒業、のち岡山医学専門学校教授(生理学、一時期精神病学を兼担)。呉秀三は九〇年帝

種目別患者動態　（＋のまえは男の，あとは女の人数）

退院					年末残院
全治	半治	不治	死亡	計	
38＋19	104＋65	65＋15	18＋11	225＋110＝335	58＋ 33＝ 91
6＋ 9	2＋ 2	2＋ 2	33＋39	43＋ 52＝ 95	101＋ 99＝200
2＋ 4	4＋ 2	9＋ 4	6＋13	21＋ 23＝ 44	24＋ 25＝ 49
—	—	—	—	—	—
46＋32	110＋69	76＋21	57＋63	289＋185＝474	183＋157＝340

国大学医科大学卒。井村忠介（九二年六月二四日―一九〇四年三月二九日）は、八九年第一高等中学校医学部（千葉）卒、のち井村病院を創立。小池義三（九二年六月二四日―九三年九月一〇日）は、別課を八七年卒業、のち内科開業。荒木蒼太郎（九二年一二月二七日―九五年四月八日）は第三高等中学校医学部（岡山）を八九年卒、のち岡山医学専門学校教授（精神病学）。上野璋（九四年七月九日―九六年一月一六日）の出身校不明。後藤省吾（九六年一月一六日―九八年五月三一日）は、九一年第二高等中学校医学部（宮城）卒業、のち東京脳病院院長。尾崎捨蔵（九六年二月二八日―九九年六月一日）は出身校不明、この人は眼科医であった。山本宗一（九六年一二月二五日―九七年六月三〇日）は九五年第三高等中学校医学部卒、のち私立大阪精神病院院長。門脇真枝（さかえ）（九七年八月二五日―一九〇一年一〇月八日）は済生学舎にまなんだ、のち王子脳病院、横浜脳病院などの院長。このようにみてくると、榊教授が医長になっても、医科大学の卒業生が医員となることはすくなく、のちの医学専門部にあたる医科大学の別課（これは八九年六月で廃止になった）の卒業生が比較的おおかった。

この年榊教授は教室員（舟岡、呉、杉本、小池、井村）に催眠術および電気治療を実習させた。

さて、一二月三一日現在には医員七名とおおく、看病人は男八〇名、女六六名であった。

表17　1892年入院費用

	年初在院	入　院	計
自　費	56＋ 37	227＋106	283＋143＝426
施　療	84＋111	60＋ 40	144＋151＝295
行　旅	18＋ 28	27＋ 20	45＋ 48＝ 93
満　期	—	—	—
計	158＋176	314＋166	472＋342＝814

この年の病名別の患者表はみられなかった（榊日記によれば、この年について二五枚の統計表がつくられているのだが）。費用種目別の**患者動態**は表17にあげた。ここでとくに目だつのは、年間死亡者が一二〇名で年間在籍の一四・七％に達したことである。前年は年間在籍七二三名中六七名であった。また表16と比較すると、どの入院費用種目でも一様に死亡者がふえている。この原因について言及しているものはみいだせなかったが、かんがえられるのは伝染病である。この年東京府では腸チフスが大流行し、また全国的にはこの年から赤痢が流行しだし、とくに翌年、翌翌年と大流行するのである。榊日記には、「四月十一日　院内熱性病多キヲ以テ之ヲ実地ニ験シ一人ノ腸チフス症ヲ発見セリ」とあるだけである。

この年度の収入は二〇、二〇四円九三銭一厘で、とくに前年度一三、〇六八円四〇銭だった自費患者入院料が一六、四四九円五銭とふえている。支出は二七、六七七円四五銭三厘で、支出項目別に目だつ特徴はない。

一八九三年（明治二六年）記事

三月に出納帳簿の方式や**領収切符取扱順序**などがさだめられ、新年度より施行されることになった（それまでは、いわば大福帳式で記入事項を適当に訂正することもできたようである）。

四月に看護長の名を病室掛とあらためた（一八九七年ごろ看護長の名にもどす）。

四月二九日に高橋武および堀澤由太郎が辞任し、薬局長板垣懋（つとむ）および薬局員河瀬謹吾が就職した。おそらくこの

二名が巣鴨病院ではじめての**専門の薬剤師**であろう。薬局員は一名増員され、八月一四日に丹羽銀之助が就職した。

九月七日には帝国大学に**講座制**がしかれ、医科大学は二三講座で、榊教授が精神病学講座担任を命じられた。このころの榊教授の講義は医科第四学年の学生にたいするもので、火・金の週二回。火曜日は学説講義で、大学構内の病理学教室、のちには法医学教室においておこない、金曜の臨床講義は巣鴨病院講堂でおこなった。

一〇月に事務掛会計主任T（一八八六年四月一日就職）の行為上うたがわしいところがあるので、月末に会計を免じ他の事務をあつかわせたところ、はたしてTが**入院料収入金**のうち、一、一五五円四〇銭を竊取していたことが発覚した（四月から出納帳簿が新方式になったことが、この発覚のきっかけになったものか）。Tは弁償の道なく一一月四日には自殺をはかり、一一月八日に免職になった。同時に**院内規律紊乱**の様子があきらかになってきた。

この年の**患者動態**は、榊俶「明治二十六年東京府巣鴨病院（即チ東京府ノ所轄ニ属スル癲狂院）ノ患者統計表」（東京医学会雑誌、第八巻第三、六、七号、一八九四年）中の患者移動表により表18としてあげた。

この病名を表14の病名と比較すると、錯迷狂が偏執狂となっておりまた脳病がはいっているほかは、全体の構成はおなじい。だが、診断未定の欄が新設されている。「診断未定ハ、患者入院中其病性ヲ確診シ能ハザルモノニシテ、爰ニ其欄ヲ設ケタルハ、精神病ノ診断ヲシテ正確ナラシメンガ為メナリ。抑モ精神病ハ理学的診断ニヨリテ、直ニ病機ヲ検診スル事能ハズ。必ズ其経過ヲ観察スルニ非ザレバ、其本性ヲ確定シ難キモノナリ。例之ハ入院時ニハ、単ニ躁狂性発揚ナルモノ、後ニハ麻痺狂トナリ、又初ニ鬱憂狂ナルモノ、続テ偏執狂ニ転スル等ノ如シ。是レ診断未定ナル一項ヲ加ヘタル所以ナリ」と榊はのべている。入院時あるいは在院中診断未定であったものも、退院時には病名をつけられている。一部分には病名変更もあろうが、表18で病名別の年間在籍数と、退院数および年末残院数の計とを比較すると、**癲癇狂**および**老耄狂**は入院時に診断がついた。後者の数の増加が目だつのは、躁狂（二六名増）、偏執狂

表18 1893年病名別患者動態（＋のまえは男の，あとは女の人数）（榊論文のものを一部改変）

	年初	入院		年間在籍	退				院	年末残院
	在院	初入院	再入院	合計	全治	軽快	不治	死亡	計	
白痴及痴愚	9＋4	1＋1	1＋1	11＋6＝17	—	0＋1	2＋2	—	2＋3＝5	9＋7＝16
鬱憂狂	1＋0	21＋1	7＋2	29＋3＝32	5＋0	19＋1	8＋2	1＋1	33＋4＝37	—
躁狂	16＋16	70＋40	17＋4	103＋60＝163	34＋11	42＋16	24＋17	11＋8	111＋52＝163	9＋15＝26
徧執狂	36＋15	48＋14	12＋0	96＋29＝125	8＋1	31＋6	21＋5	6＋3	66＋15＝81	44＋18＝62
続発痴狂	15＋6	6＋2	6＋1	27＋9＝36	—	1＋0	8＋6	10＋4	19＋10＝29	18＋7＝25
癲癇狂	9＋4	8＋2	4＋1	21＋7＝28	1＋1	3＋2	8＋1	3＋1	15＋5＝20	6＋2＝8
臓躁狂	0＋38	0＋37	0＋18	0＋93＝93	0＋14	0＋24	0＋24	0＋11	0＋73＝73	0＋30＝30
麻痺狂	9＋0	51＋3	9＋1	69＋4＝73	—	17＋1	34＋2	12＋0	63＋3＝66	15＋1＝16
老耄狂	1＋4	6＋6	—	7＋10＝17	—	3＋1	4＋3	0＋3	7＋7＝14	0＋3＝3
脳病	—	0＋2	0＋1	0＋3＝3	—	0＋1	0＋1	0＋1	0＋3＝3	—
中毒狂	8＋0	27＋0	13＋0	48＋0＝48	11＋0	18＋0	11＋0	3＋0	43＋0＝43	7＋0＝7
診断未定	79＋70	36＋38	15＋4	130＋112＝242	—	—	—	—	—	74＋78＝152
合計	183＋157	274＋146	84＋33	541＋336＝877	59＋27	134＋53	120＋63	46＋32	359＋175＝534	182＋161＝343
総計	340	420	117	877	86	189	183	78	534	343

院のほぼ五分の二が診断未定とされているのだから、病名診断についてひじょうに慎重な態度がとられていたことになる。

表14と表18とを比較すると、躁狂の比率の減少、おなじく鬱狂の比率の減少が目につく。そして偏執狂、臓躁狂および麻痺狂がいちじるしく増加しているのである。

表18には再入院がわけられているが、これは入院費用種別の変更をふくむ。前数年間に八回、この年のあいだに二回入院した中毒狂の男もいて、再入院が問題になってきたのだろう。

別の資料で、入院費用種目別の動態をみると、自費患者の年間在籍は計四九五名、年初在院九一名、年末在院九〇名で、自費患者の入院および退院がふえている。この年には満期釈放が一名入院して死亡した。

ふたたび榊論文にもどって、入院者の原籍地が、東京府、茨城・千葉・栃木・群馬・埼玉・神奈川・長野・山梨・静岡の九近県、新潟以北の北海および東北諸県、そのほかの西南諸府県、不明にわけられているが、この年に入院した五三七名中、自費が四〇三名（うち東京府一五八名、近県一六二名）、施療八二名（うち東京府七〇名）、行旅五二名（満期の一をふくむ）（うち東京府一三名）となっていて、自費では近県のもののほうがおおい。全体の五三七名中でも東京府に原籍のあるものは計二四一名で、半数をわっている。

入院時年齢は、一五年以下二・八一％、一六年以上二〇年以下一一・四二％、二一年以上三〇年以下三一・〇九％、三一年以上四〇年以下二九・七八％、四一年以上五〇年以下一五・一七％、五一年以上六〇年以下六・七四％、六一年以上七〇年以下二・四三％、七一年以上〇・五六％となっている。年齢・性別と病名とをみると、鬱憂狂、躁狂、偏執狂とも男はやや若年に、女はやや後年におおい。

榊論文は未完のままで死因記載などをかくので、七八名の死因はわからない。

巣鴨病院に関係ある重大事件として、前年二月二二日に糖尿病で死亡した相馬誠胤について、この年の七月一七日錦織が誠胤の異母弟順胤、その母西山、志賀直道、中井常次郎ら八人を誠胤毒殺で告訴し、一九日それが受理された。九月八日に誠胤の遺体が発掘され、江口襄により解剖されたが、毒殺の証拠はえられず、一〇月二四日に毒殺事件は証拠不充分で免訴となり、拘留されていた西山、志賀、中井ら六人は釈放されたのである。

一八九四年（明治二七年）記事

この年の課題は、前年にあきらかにされた巣鴨病院運営体制の不備をなんとかとりつくろおうとすることであった。

前年一二月二七日づけの東京府知事三浦安の訓令によって領収切符取扱順序が改正されて現金収納の手続きが詳細に規定されて、一月一日から施行されることになった。三井銀行が院内に出張して地方税取扱派出所をひらいて、巣鴨病院で収入する金銭はすべて三井銀行が領収することになったのである（同様のことが、府の他施設においてもおこなわれたかどうかは、調査していない）。

二月には東京府で地方税経済ニ属スル諸給料支払細則が、三月には地方税物品会計規定が制定されて、巣鴨病院へも示達された。

三月「事務掛看護長看病人小使等不都合行為アル者ハ悉ク之ヲ免シ大ニ職員ヲ淘汰セリ」。前年の会計主任事件にはじまる院内規律紊乱に関係しての処置である。「松沢病院ノ歴史」で、看護長五名がそろって五月一五日、一六日および一九日に退職したことになっているのも、これに関連しているのだろう（しかし、看護長は三名だったはずで、

この記載にはだれかのところがあやまっているのだろう）。

四月には、**自費および施療の出願手続き**に完全でない条項があるため改正された。これは、一八九一年の警視庁令が瘋癲病院から巣鴨病院を除外することになったのにたいし巣鴨病院もふくめることにしたためである。この警視庁令改正の件について警視庁はつぎのように説明している。精神病は初診だけでは診断できぬとは巣鴨病院医長の説明するところ、そこで警視庁では明治二四年六月に地方衛生会に諮問して、私立病院にかぎり取り締まりのため、共謀して精神病者にしたてることのないよう、病症の真偽の鑑別、平素挙動の偵察を警察官に審査させることにし、入院には警察官の認可を要することにしたが、今回巣鴨病院についても同様にしたい。これをうけて、つぎの告示がだされた。

告示第三十二号

東京府巣鴨病院へ施療又ハ自費入院ノ許可ヲ得ントスル者ハ左ノ手続ニヨリ出願スベシ

明治廿七年四月廿七日　　東京府知事　三浦安

一施療入院願書ニハ親族ナキ時ハ縁故アルモノ二名以上連署シ患者居住地ノ警察署又ハ警察分署ノ認可書ヲ添ヘ所轄区役所ヲ経当庁ヘ出願スヘシ

一自費入院願書ニハ親族ナキ時ハ縁故アルモノノ保証人二名以上連署シ患者居住地ノ警察署又ハ警察分署ノ認可ヲ添ヘ出願スヘシ

そこで警視庁は、一八八四年の甲第三号布達を廃止して、あらたに警視庁令第二五号を発令した。

警視庁令第廿五号
精神病者ヲ看護治療ノ為メ制縛若クハ鎖錮シ又ハ官立公立私立病院ニ入レントスル者ハ其事由ヲ詳記シ親族親族ナキ時ハ縁故アル二名以上連署シタル書面ニ医師ノ診断書ヲ添ヘ所轄警察署又ハ警察分署ニ届出ツヘシ犯シタル者ハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五銭以上一円九拾五銭以下ノ科料ニ処ス但明治十七年一月甲第三号布達ハ廃止ス
明治廿七年四月廿八日
警視総監　園田安賢

これにともなって、従来施療入院出願者について医員・雑務掛が実地にその状況を調査していた（とされるが、府外や府下でも遠隔地のばあい実際に調査したのだろうか、都公文書館の文書中にはこの実況調査報告に類した書類はみなかった）が、その必要がなくなった。

其院施療患者入院出願ノ節ハ従来該患家ニ臨検実況調査相成候処客月本府告示第卅二号ヲ以テ入院施療出願手続規定相成右願書ハ総テ所轄警察署ノ認可添付候筈ニ付自今施療患者出願ノ砌実況調査ニ不及候条此段及御通牒候也
明治廿七年五月廿八日
第五課長　闘　俊章
巣鴨病院御中

五月一一日には訓令第一七八号をもって**入院患者取扱手続**がさだめられた。そこから目につくところをひろうと、「施療患者入院ノ人員ハ其年度ノ予算定数ニヨルベシ」、「患者入院料ハ十日分前納セシムベシ」、「入院願人ハ患者ノ父兄親族又ハ縁故アル者ニシテ府下居住ノ者タルベシ」、「保証人ハ府下ニ居住シ一戸ヲ構ヘタル丁年以上ノ男子ニシテ土地又ハ家屋ヲ所有シ若クハ之ニ相当スル資産アルモノタルヘシ」、「患者入院中ハ外出ヲ許スヘカラス若シ外出ス

ルヲ必要トスル場合ニ在テハ仮退院トシ之ヲ許可ス可シ但仮退院ハ当日午後四時迄ニ帰院セシムヘシ」。

六月には、地方税物品会計規定の細目というべき物品出納順序全一七条をさだめて府庁の認可をえた。

それまで帝国大学から派出される医長・医員自体の府との関係があいまいなままであったので、帝国大学へ照会のうえ**医長・医員には嘱託の辞令**をだすことになった。

内五甲一三二〇号

東京府巣鴨病院患者治療之義貴学医科大学ニ於テ御負担相成候爾来医長及医員ヘハ是迄何等ノ辞令モ発付不致候処向後当庁ヨリ嘱託ノ辞令書発付致度候条御異存ノ有無何分ノ御回報相成度此段及御照会候也

明治二十七年六月八日　　東京府知事　三　浦　安

帝国大学総長　濱尾新殿

坤第二六四号

東京府巣鴨病院医長医員ヘ貴府ヨリ嘱託ノ辞令書発付相成度旨ニテ云々御照会ノ趣承了致候就テハ去二十年三月中御照会之末取定候手続書之義即今ニ於テハ夫是修正ヲ要スル廉モ有之候ニ付此際別紙ノ通改正致度候条御承知相成度此段御回答旁及御照会候也

明治二十七年七月三日　　帝国大学総長　濱　尾　新

東京府知事三浦安殿

別紙

一帝国大学総長ハ医科大学ノ職員ヲシテ東京府知事ノ嘱託ニ応シ東京府巣鴨病院医長及医員ノ職務ヲ執リ患者ノ治療ヲ担任セシムル事

但嘱託医員ハ五名ヲ超ヘサル事

一東京府知事ハ東京府巣鴨病院ヲシテ其患者ヲ医科大学ノ精神病学臨床実験ノ用ニ資セシムル事

但自費患者ハ本文ノ限リニアラサル事

一学術研究用ノ器械薬品等ハ医科大学ニ於テ支弁シ其他治療用ノ器械薬品等ハ医長ノ要求ニ由リ東京府巣鴨病院ニ於テ支弁スヘキ事

一東京府巣鴨病院嘱託医長及医員職務ノ規定ハ東京府知事ヨリ予メ帝国大学総長ヘ協議シ之ヲ定ムル事

内五甲一三二〇号

東京府巣鴨病院患者ノ治療費学医科大学ニ於テ負担之義ニ付去ル二十年三月中御協議ノ上取定候手続書今般更正被為度趣御照会之次第了承右ハ異存無之候条此段及御回答候也

明治二十七年七月九日　　東京府知事　三　浦　安

帝国大学総長　濱尾新殿

追テ更正手続書中医員ハ五名ニ超ヘサル事ト有之候得共右ハ患者ノ増減ニ依リ自ラ医員ニ増減ヲ来シ候ハ勿論ノ義ト思料致候ニ付為念此段陳候也

こうして七月九日に東京府より榊俶が医長を、舟岡英之助、呉秀三、上野璋、荒木蒼太郎、井村忠介が医員を嘱託

された。

八月二日には訓令第二八八号をもって**東京府巣鴨病院規則並職務章程**が改正され、一八八〇年の東京府癲狂院規則は廃止された。その全文は資料にかかげるが、この内容は中井院長時代に草案のままにとどまった東京府癲狂院職制規則事務章程にかなり類似している。この改定された規則並職務章程から目だつところをひろうと、第一条で「本院ハ精神病患者ヲ治療スルノ所トス」といっているのはとうぜんとして、第二条で「本院ハ入院患者ヲ治療シ外来患者ノ治療ニ応スヘカラス」と明言している。調薬掛の業務に牛乳および肉羹汁のことはない。第一五条に「医長ハ府知事ノ命ヲ受ケ医員調剤掛看護長看護人ヲ指揮監督シ患者ノ治療及院内ニ係ル衛生事項ヲ掌理ス」とされているのにたいし、第三四条では「事務掛長事務掛ハ東京府第五課長ノ指揮監督ヲ受ケ庶務ヲ整理シ院内ノ取締ニ従事スヘシ」となっていて、事務面の最高責任者は府庁の課長なのである。たとえば第三八条でも「門番小使看護人ノ進退ニ就テハ東京府第五課長ノ指揮ヲ受クヘシ但シ看護人ノ進退ニ付テハ予メ医長ニ協議スヘシ」とある。看護長の章でも第四八条に「患者看護ノコトニ就テハ医長ノ指揮監督及医員ノ示導ヲ受ケ其他ノ事務ニ関シテハ東京府第五課長ノ指揮監督ヲ受ヘシ」とある。このように、院内組織はととのったようであるが、事務の最高責任者が現場の人でない点で、問題は解消されなかったのである。医長の業務として第一七条に、「患者治療ニ係ル年報ヲ編成シ其成績ヲ東京府庁ヘ報告スヘシ」と、**年報作製**のことが明文化された。

入院料の怠納者がおおくて徴収上の支障がすくなくなかったので、五月一一日の入院患者取扱手続中の一部が八月三一日の訓令第三二八号をもって改正され、入院料は一か月分前納とされ、また「入院料ノ前納ヲ怠リタルモノアル時ハ願人又ハ保証人ヲ喚問シ直ニ怠納金ヲ納付セシムヘシ若シ納付スル事能ハサルモノハ即時退院ノ手続ヲナシ患者ヲ引渡スヘシ」の項が追加された。

一二月一九日には、文章経理、須知雑件（出勤の件）、宿直并非常時心得からなる**東京府巣鴨病院処務規程**がさだめられ、翌年一月一日から施行されることになった。宿直は医員、調剤掛、事務掛、看護長各一名である。

この年の敷き地は一七、九九一坪七合三夕、移転当初よりわずかにふえている。建て坪は一、〇二七坪九合五夕。病室は男の通常病室六五、狂躁室一八、女の通常病室五〇、狂躁室一八、計一四六室。これで三五〇名ほどを収容していたのだから、ほとんどが一室一—三名の小部屋だったのだろう。六月末の職員は医長一、医員五、調剤掛三、事務掛三、看護長三、門番二、小使四、看護人一七四（男一〇六、女六八）であった。

患者動態については項をあらためてのべる。またこの年度の、貧民施療行旅病者および刑期満期釈放人の予算数は一日平均二八〇人で、経費金は三三、八〇四円五〇銭七厘、収入金は二六、〇九〇円一二銭五厘であった。実際の収入は一八、一六二円五二銭七厘で、支出は二七、四八〇円八三銭九厘。

関連事項として、五月二一日に医科大学教授会で長谷川泰建議の脳脊髄病学講座新設のことが論じられた（榊日記）。また『呉氏精神病学集要』（前編）が九月一四日に英蘭堂島村利助および吐鳳堂書店より発行された（後編は翌年八月二三日）。

「明治二十七年医事年報」

前記のように、東京府巣鴨病院規則並職務章程によって年報作製は医長の業務とされた。榊日記には、翌年「十月二日　二十七年巣鴨病院年報ノ出版成ル」とある。独立した小冊子としての「明治二十七年医事年報」はみていないが、その全文が『東京医学会雑誌』第九巻第一九—二一号にのっているので、その内容をみていこう。

そのまえにいっておかなくてならないのは、これが中井院長時代からつみあげられてき・そして榊の医長就任以来

とくに力をそそがれてきた統計活動の現われだということである。榊日記は、年報および統計のことにしばしば言及している。――（一八八七年）「十一月二十一日　癲狂院年報ヲ始ム」、（一八九二年）「二月八日　本日ヨリ精神病者四年間ノ統計調査ニ着手ス」、「二月二十四日　巣鴨病院統計表用紙ヲ改正ス」、（一八九三年）「一月十八日　巣鴨病院医員ヲ会シ精神病学宝函ヲ発兌スルヲ議シ決定セリ巣鴨病院患者二十五年ノ統計調査ニ着手セリ」、「二月八日本日ニテ二十五年ノ巣鴨病院統計表二十五枚悉ク出来ス」。つぎに強調すべきは、すくなくとも一九三九年までつづく年報の形式が、この「明治二十七年医事年報」によりほぼさだまったことである。またこの年報の内容は、当時の臨床的関心がどういう方向のものであったかしめしているだろう。そこで、この年報にとりあげられている項目はできるだけ紹介していこう。

まず**全体の構成**をみると、本文は（甲）患者の移動――在院患者、入院患者、退院患者、（乙）精神病ノ原因ニ関スル事項――発病時期、発病地、出生地及ヒ原籍地、男女、族籍、宗教、配偶ノ有無、年齢、職業、遺伝、誘因、（丙）精神病ノ経過及転帰ニ関スル事項――全治、軽快、不治、無病、死亡、合併症、（丁）治療ニ関スル事項、（戊）法律及徳義ニ乖戻スル患者ノ挙動、（己）総括、という構成で、本文中に表が二〇あり、最後に二四のおおきな統計表がつけられている。また「爰ニ一言ヲ要スルハ統計調査ノ方法ナリ抑諸病院ニ於テ統計上ノ調査ヲナスニハ通常、患者ノ入院時ニ尋問シ得タル所ノ成績ニ拠ルト雖トモ本院ニ於テハ主トシテ退院時ニ得タル結果ニ従ハサル可カラズ何トナレバ患者自己ハ皆精神ニ変常アルノミナラス親戚朋友ト雖トモ往々充分ノ既往証ヲ知ラサル事アリ加之行旅病者ノ如キニ至リテハ姓名年齢ヲモ明ニスベカラザルモノアルヲ以テナリ故ニ以下記載スル所ノ統計数ハ主ニ退院数ニ拠ルモノトス」として、（乙）に関する統計などはすべて退院者に関するものである。それだけでなく、合併症も退院者についてであるため、この年報をみても、その年に伝染病の流行があったかどうか不明である。また、各

種表のなかに、施療・行旅・自費という入院費用種目別の表もあるがごく少数で、たとえば、この入院費用種目別と転帰との関係もうかがえない。

まず、そこにあげられている統計表から病名別の**患者動態**をまとめると、表19のようになる。まず注目すべきは、前年の年間在籍が八七七名だったのが、七七二名とへっていることである。「医事年報」はこの理由にはまったくふれていないが、べつの資料でみると、自費患者は前年在籍四九五名だったのが三八一名にへっている、それは軽快不治退院が三三四名あったのが二四〇名とへって自費患者の動きがわるくなったためのようである。年間延べ総患者数は前年と大差はないのである。病名では回帰狂および急性癡狂があたらしくわけられている。前年は、回帰狂は通常躁狂期をもって入院するので、躁狂にいれられていた。また躁狂が前年よりもへって偏執狂がふえている。全体のなかでもっともおおいのは躁狂と偏執狂とであるが、その理由は「甲ハ自宅治療ニ適当セザルヲ以テ自然入院スルモノ多ク乙ハ多クハ慢性ノ病性ナルカ故ニ漸次院内ニ蓄積スルニ依ルナリ」。無病とあるのは、入院前に精神変調をしめしていたが、二一一四日の在院中に変調をみせず退院したもので、原報告で転帰は「転帰ナシ」と分類されている。いずれも男で自費入院。在院総数では男一〇〇にたいし、女五九強、しかし女、とくに施療の退院はすくなく、一月一日の患者では男一〇〇にたいし女八八・四。

年間の最多在院は六月、七月に三四九名が四日、最少在院は一月中に三一六名が三日であった。

一月一日在院の三四三名（男一八二、女一六一）中五年以上在院は五〇名（男一六、女三四）、一〇年以上は一一名（男三、女八）である。一八七九年二月二八日（つまり養育院時代）に施療で入院した女が、三月一日になくなった。

新入院は施療七四名、行旅二七名、自費二三五名、再入院は施療一七名、行旅四名、自費四五名。施療はだいたい満員で、空床ができたとき入院させている。また施療では、新入院七四名中女三三名、再入院一七名中女八名と、女

表19　1894年病名別患者動態（+のまえは男の，あとは女の人数）

	1.1在院	入院				年間在籍合計	退院					12.31在院
		新入	再入	移転	小計		全治	軽快	不治	死亡	小計	
白痴	9+7	4+2	1+0	—	5+2	14+9=23	—	2+0	2+3	—	4+3=7	10+6=16
鬱憂狂	—	14+6	1+0	—	15+6	15+6=21	5+5	4+1	7+4	1+0	17+10=27	—
躁狂	9+15	53+20	14+7	5+2	72+29	81+44=125	31+15	22+11	25+11	9+3	87+40=127	8+11=19
回帰狂	—	1+0	—	—	1+0	1+0=1	—	—	2+1	—	2+1=3	—
偏執狂	44+18	40+5	7+0	4+4	51+9	95+27=122	8+1	17+3	42+8	8+4	75+16=91	34+16=50
急性痴狂	—	1+0	—	—	1+0	1+0=1	—	—	1+0	—	1+0=1	—
続発痴狂	18+7	3+1	—	1+0	4+1	22+8=30	—	—	11+6	6+2	17+8=25	9+7=16
癲癇狂	6+2	4+0	—	—	4+0	10+2=12	1+0	1+0	4+0	—	6+0=6	4+2=6
臓躁狂	0+30	1+14	0+4	—	1+18	1+48=49	0+12	1+10	0+11	0+5	1+38=39	0+19=19
麻痺狂	15+1	31+3	4+0	2+0	37+3	52+4=56	—	3+0	32+1	11+2	46+3=49	9+1=10
老耄狂	0+3	8+1	1+1	2+1	11+3	11+6=17	—	2+0	8+5	0+1	10+6=16	1+4=5
諸脳病	—	4+1	—	—	4+1	4+1=5	—	—	2+0	0+1	2+1=3	2+0=2
中酒狂	7+0	31+1	4+0	1+0	36+1	43+1=44	15+0	10+0	17+1	5+0	47+1=48	4+0=4
無病	—	3+0	—	—	3+0	3+0=3	3+0	—	—	—	3+0=3	—
病名未定	74+78	42+42	12+10	4+1	58+53	132+131=263	—	—	—	—	—	86+94=180
計	182+162	240+96	44+22	19+8	303+126	485+287=772	63+33	62+25	153+51	40+18	318+127=445	167+160=327
合計	343	336	66	27	429	772	96	87	204	58	445	327

が比較的おおい（自費では新入院二三五名中男一七七名、再入院四五名中男三三名と男が圧倒的）。移転とは、自費↓施療、行旅↓自費などの等級変更。**再入院**六六名中、第二回四八名、第三回七名、第四回五名、第五回三名、第七回二名、第八回一名。前回退院時の病名別でみると再入院がおおいのは躁狂二九名、偏執狂一〇名、臓躁狂九名、中酒狂六名、また第二回入院の四八名中一四名は、本年中に退院してまた入院したもの。入院の月別をみると、全体に春夏がおおい。

あとは退院者についての統計になる（再入院、移転および無病をのぞく三五三名について——この人数は表19の数字とすこしくいちがう）。

発病期日は不明三八があるが、冬春におおい傾向があり四月が三三名と最高、そして入院は春夏がおおいことになる。発病地は東京府一八一、近県一〇九などと、とうぜん東京府下が過半数、うち市部一五六、郡部二五、出生地は東京府市部一一〇、同郡部二三、近県一二一、東北地三一、西南地五三、外国一、不明十四。原籍地は府市部一四五、同郡部二七、近県一〇七、東北地三〇、西南地三三、外国一（神田うまれでオデッサに本籍のある女）、無籍一（朝鮮国出生で自国を逃亡して無籍の男）、不明九である。

族籍は士族五三、平民二八九、不明一三。宗教は神教七、仏教三二二、儒教一、耶蘇教七、不明一五。しかし信仰の程度は二六六が無信である。

配偶の有無を男女別でみると、未婚は男三二・二八％、女一九・一九％、既婚が男五一・九七％、女五二・五二％、離婚が男九・八四％、女一三・一三％、鰥寡は男一・九七％、女一三・一三％、不明が男三・九三％、女二・〇二％。この説明として「未婚者ハ男子ニ多クシテ其他ハ総テ女子ニ多シ而シテ此ノ差異ヲ生シタル原因ハ男女各々其処世ノ方法ヲ異ニスルニ帰スベキナラン蓋シ男ハ配偶ヲ得ルニ至レハ自ラ独立ノ生活ヲ執リ精神ヲシテ自由ニ活動シ

得ルモ女子ニ於テハ之ニ反シ婚嫁ノ後ニ至リ精神ニ諸般ノ束縛ヲ被リ加之離婚殊ニ鰥寡トナル時ハ男子ニ於ケルヨリモ一層甚シキ心痛ヲ惹起スルモノナレハ是レ此百分比例ノ女子ニ多キヲ致ス所以ナルベシ」とのべられている。

発病時年齢は、生来性の二名はともに癡患で、うち一名は幻覚症を発したもの。一五年以下は九名、おおく白癡および躁狂。一六年乃至二〇年は四五名、男はおおく躁狂および偏執狂、女はおおく躁狂および臓躁狂。二一年乃至五〇年がもっともおおく二五〇名（七〇・八％）、ことに三一年乃至四〇年が九八名と最高。この年齢にはほとんどすべての精神病があるが、なかでも三一年以上の男では麻痺狂および中酒狂がきわめて多数で、また五〇年前後の女は多少臓躁の性質をおびる。五一歳をこえるものはへって二九名で、老耄狂がおおい（老耄狂一三名中五一年乃至六〇年に発病のものが七名となっている）。

職業による区別は困難だが、発病時職業と精神病との関係はみいだしがたい。職業は、公務、宗教および教育、学芸（学生、彫刻師、蒔絵師もここにいれられている）、医業、農業、商売、飲食、身装、建築、器具製造、織物、その他製造、運搬、遊芸、その他、家政、無業、不明とわけられ、さらに具体的に細分されている。

「**遺伝素因**〔ゴチックは筆者〕ハ精神病ノ発生ニハ大ナル関係ヲ有シ又病性及其経過、治癒上ニモ多少ノ影響ヲ及ボスモノナリ然レトモ之ヲ実際ニ探索スルハ極メテ難事ナリトス」。退院の三五三名中有遺伝は二二九名（六五・一％）、まったくの無遺伝は一二名にすぎず、その他は遺伝不明。先代または副系統の遺伝の合計は七八三件で、二二九名に平均すると一人あたり三件余で男女ほぼ同数である。父母よりの直接遺伝は三二一件、祖父母よりの隔世遺伝が二二八件で、この両者で総遺伝数のほぼ七〇％をしめる。曽祖父母以上からのものは一五件。父よりの直接遺伝は男有遺伝一〇〇名にたいし九〇件で、女では一〇〇名にたいし八三件。母よりのものは男四六件にたいし女六四件。両親よりするものは男では一〇〇名にたいし二一件、女では三一件。隔世遺伝にも類似の関係がみられ、「之ヲ要スルニ総

テ父方ヨリノ遺伝ハ男子ヲ犯スコト多ク母方ヨリノ遺伝ハ女子ヲ侵ス事多キガ如シ」。副系統の遺伝では同胞の遺伝病が八二件でもっとも重要である。遺伝素因をのこすべき疾患は、精神病二四三件、神経病三二一件（卒中、臓躁、脳膜炎など）、飲酒過多一七三件（父は八四件にたいし母一四件）、自殺一〇件、異常気質三四件、犯罪二件（「血族ノ自殺、尋常ナラザル気質（癎癖ノ甚シキモノ、偏固ナルモノ等）及ヒ犯罪モ亦多ク遺伝性トナリテ来ルノミナラズ往々精神病ノ一証候ナルガ故ニ又素因ニ編入セザルヲ得ズ」）。遺伝素因と精神病の種類との関係はさまざまだが、この退院者だけでは過少で詳細はいえない。本年退院の二回以上発病した再入患者四二名中では有遺伝者三三名、七八・五％でまえの六五・一％よりたかく、遺伝素因は精神病の再発に関係のおおきいことがわかる。

誘因とは「今回発病ノ最近重要ノ原因ト見做スベキ事件ヲ称スルナリ」。退院患者中、あきらかに誘因をみとむべきは二三八名（六七・四％）で、精神的誘因一四八名、身体的誘因六四名、重複誘因二六名、不明一一五名である。精神的誘因中最多は家事上の苦慮および憂愁で八五名（家計の困難二〇、家内の不和合一七、財産の損失二五など）、宗教上焦心感動四名（うち三は法華宗）、愛恋的失望九名（とくに家人関渉による離別）、恐怖および驚愕九名、精神過労一四名（いずれも男で、四名は学生）、政事上感動は四名（いずれも男、二名は日清事件、一名は選挙）、名誉上心痛一一名、喜悦五名（おおくは偶然の意外の利益）、精神病者看護による感染は四名（うち三名は遺伝素因を有す）。身体誘因中、「脳随ノ疾患中ニハ臓躁（ヒステリア）症ヲ冠トス」、一〇名、ほか重複に一五名、脳膜炎一名（白癡）、脳充血一名、脳溢血二名（左半身不随をわずらって躁暴狂の諸徴あり）。頭蓋損傷二名（一名は偏執狂、一名は白癡）。癲癇三名、ほか重複に一名。急性熱病は腸チフス一名、インフルエンザ熱二名（回復期に老耄性躁暴狂）。慢性全身病は梅毒の五名だけ、「梅毒ハ皆ナ所謂第三期ニ属スルモノニシテ多クハ麻痺狂ヲ誘発シ其他ハ脳梅毒ヨリシテ躁狂又ハ癡狂ヲ起シタルナリ」。産褥および授乳期は四名で、躁狂。中毒三一名はいずれも酒精中毒。「誘因ト遺伝素因トノ関係ハ精神病ノ原因

中最モ緊要ノ事項ナリ」。「遺伝素因ヲ有スルモノ誘因ノ侵犯ニ遭ヒテ発病シタル」が最多で一六七名である。なお、この年報では病名と誘因との関係の統計はなく、臓躁や癲癇を誘因とするものが何病になるのか、はっきりしない。

経過および転帰についての事項では、再入および移転のものも統計にいれられている。また、ここでは病名がさらに、白癡（高度、癡愚）、鬱憂狂（単純、妄想性、時発性）、躁狂（躁狂性発揚、躁暴狂、時発性）、回帰狂、偏執狂（急性、慢性単純、慢性幻覚性）、急性癡狂、続発癡狂（激越性、懦弱性）、癲癇狂（一時性、慢性）、臓躁狂（一時性、慢性）、麻痺狂、老耄狂、諸脳病（脳溢血、脳梅毒）、中酒狂（酒客譫妄、疾病性酩酊、鬱憂狂、躁狂、妄覚狂、癲癇、麻痺狂）とわけられている。鬱憂狂二七名中妄想性のものは二一名。偏執狂九一名中慢性幻覚性のもの五二名。また中酒狂中妄覚狂一九名、麻痺狂六名などとなっている。

退院の四四五名中全治二〇・九〇％、軽快一九・五九％、不治四五・八四％、死亡一三・〇％、転帰なし〇・六七％で、全治軽快が四〇％強であり、「本年ノ治療成績ハ大ニ佳良ニシテ殊ニ全治ハ多数ニシテ死亡ハ少数ナリキ」。新入患者の全治は一七・八％だが、再入患者では三六・〇％、移転患者では二八・五％になる、この差は、再入者には躁狂性発揚、時発性躁狂、臓躁狂および中酒狂のような時発性、再発性の精神病が多数をしめ、また移転患者はその治療日数をますことによる。また男の全治は退院の一九％だが、女は二六％で「女子ノ精神病は治癒シ易キ比例ヲ表ハスナリ」（この数字は退院者だけについてだされており、残院者をいれていない）。退院時年齢でみると全治がもっともおおいのは三一年以上四〇年で、治癒すべき精神病もこの年におおいのである。治癒すべき精神病は躁狂、ことに躁狂性発揚を最多とし、中酒狂（中酒性躁狂）、臓躁狂および鬱憂狂がそれにつぐ。発病より全治までの期間は一か月以上六か月のものが四九・四六％で、その病性は鬱憂狂、躁狂、臓躁狂および中酒狂である。発病より一〇年以上経過して全治するものはまれだが、今回二名いた、躁暴狂の男と臓躁性偏執狂の女とである。

発病より入院までの期間が六か月以内のものは、全治者八五名中六四人である。「又精神病ノ諸因ハ、多クハ家事上ニ関スル苦慮ト酒精中毒トナルガ故ニ、患者ヲ速ニ入院セシメテ其原因ヲ駆除スルハ施治上ニ極メテ緊要ナル事ナリ」。入院より全治までの日時は、二週間以上二か月以内のものが三六・五%で、その病性は鬱憂狂、躁狂および中酒狂が主である。半年以内の全治は六七%に達する。軽快退院は八七名で、その病性は主として躁狂で、ついで偏執狂、臓躁狂（とくに慢性のもの）、中酒狂（なかでも妄覚狂）である。また軽快患者の多くは自費患者で、みな自己の都合で退院した。不治退院は計二〇四名。病性は偏執狂および麻痺狂で、なかでも偏執狂は慢性で幻覚症を有するものがもっともおおい。不治もまた自費患者におおい。施療で不治退院した二二名中一二名は、続発癡狂になって治療の目途なくまた周囲に損害をおよぼす虞れのないものである。

死亡数は比較的すくなく、退院数のおよそ一三・〇三%である。一八八八年から七年間の死亡百分比例平均は一七・八四%だが、それよりずっとひくい。五八名の死亡中、一月八名、八月八名、一一月七名がおおく、四月は一名だけだった。死亡のもっともおおい年齢は三六年より四五年の計三七名で、その年齢は「死亡者ハ即チ全治者ニ後ル、事五年ナル割合ナリ」。死亡の転帰をとった精神病の種類は男では麻痺狂、躁暴狂、慢性幻覚性偏執狂、女では慢性臓躁狂がおおかった。死因衰弱三一名（躁暴狂、続発癡狂、麻痺狂には普通の死因）、慢性腸加答児(カタル)一一名、脚気五名、卒中五名、虚脱二名、縊死一名（五三歳の男、中酒性偏執狂で六月二一日に入院し爾来自殺念慮あり、七月二四日室内で縊死）。死因中脚気は例年本院でみるところで、一八九〇年には二六名にのぼったが、本年は五名の少数であった。（このように死因が六つにかぎられていることは、当時の身体疾患診療態勢の弱さをしめすものだろう）。

合併症のあるものは、無病の三名をのぞき退院者四四二名中二二六名で計三〇六病、おもなものは赤痢三名、梅毒四〇名、脚気一九名、癲癇症七名（うち五名は癲癇狂）、臓躁症三九名（うち三七名は臓躁狂）、脊髄癆七名（うち六名

は麻痺狂)、結膜炎一五名、耳血腫五名（うち三名は躁狂)、胃加答児六九名（うち一五名中酒狂)、胃腸加答児一二名、腸加答児一六名、肺結核一名、咽頭結核一名、心臓弁膜病五名、動脈硬化五名（うち四名は老耄病）などである。

「合併症中最多ナリシハ胃加答児、梅毒及臓躁症ノ三病ナリ。甲ハ合併諸病ノ二二・二『プロセント』ヲ占メ、中酒狂ニ多く併発ス。乙ハ一三・〇『プロセント』ニシテ、麻痺狂ニ合併シ、且恐ラクハ其原因タリシモノナリ。丙ハ臓躁狂ニ多クシテ、亦其原因タリシナリ。」

(丁) 治療ニ関スル事項。

本院ニ於ケル患者ノ取扱法ハ主トシテ非強迫法 Non-restraint system ヲ用キ、成ベク患者ヲシテ自由ヲ得セシムルノ方法ニ拠レリ。然レトモ危険ノ行為アルモノ、或ハ合併症ヲ治療スルノ間止ムヲ得ザル場合ニハ多少ノ強迫法ヲ行ヘリ。今左ニ本年中実行セシ強迫数ヲ挙ク。

強迫法	男	女	計
病檻ニ入リシモノ	二五	一三	三八
手ニ革製強縛具ヲ用ヒシモノ	九	一七	二六
足ニ革製強縛具ヲ用ヒシモノ	五	四	九
手足ニ革製強縛具ヲ用ヒシモノ	八	七	一五
夜具ニテ巻纏セシモノ	―	二	二
合計	四七	四三	九〇

以上ハ強迫法ヲ受ケシ人数ニシテ、之ヲ在院総数七百七十二人ニ対照スレバ一一、六「プロセント」ノ割合ニシテ、在院者ノ凡九分一ヲ占ム。此等ノ強迫法ハ固ヨリ一時使用スルノミニシテ、挙動ノ安静ニ復スルカ、又ハ合併症ノ治癒スル時ハ、直ニ之ヲ除去ス。又一人ニシテ数回強迫法ヲ受ケシモノアリ。左ニ其回数ヲ掲グ。

強迫法	男	女	計
病檻ニ入リシモノ	四七	三〇	七七
手ニ革製強迫具ヲ用ヒシモノ	一一	二五	三六
足ニ革製強迫具ヲ用ヒシモノ	五	六	一一
手足ニ革製強迫具ヲ用ヒシモノ	一〇	一一	二一
夜具ニテ巻纒セシモノ	—	二	二
合計	七三	七四	一四七

即チ九十人ノ患者ハ合計百四十七回ノ強迫法ヲ受ケシナリ。殊ニ女子ハ之ヲ受シ事比較上多シ。是レ主トシテ月経ニ関スルモノアルニヨルナリ。今男女ヲ比較スルニ、男子ハ在院数四百八十五人ニ対シ一五、〇「プロセント」ナルモ、女子ハ二百八十七人ニ対シ二五、七「プロセント」ナリトス。

精神療法ハ専ラ患者ノ思想ヲ他方ニ導クノ目的ヲ以テ之ヲ施行ス。談話、小説、室内及庭園ノ遊技、奏楽等是ナリ。又患者ノ望ニ想ジテ無害ノ小細工ヲ為サシム。

其他看護法、薬餌療法、病院衛生法、温浴法等ニ就テハ事頗雑ニ亘ルヲ以テ、爰ニ之ヲ省略ス。

ラズ」。そこで、患者が入院前に精神病のためにした法律および徳義に乖戻する挙動を区別すると、退院者中二四一名でその犯罪行為は三七一件である(男一七三名で二七五件、女六八名で九六件)。もっともおおいのは、自己の住家で各種の乱暴をし、たとえば戸障子を破却し、家具を放棄し、大声叫呼し、放歌踏舞するの類で一四五件(全件数のおよそ三九%)で、鬱憂狂をのぞく他の精神病におおくくる。つぎが殴打の五七件で、通常は家内乱暴に合併するが、単独のこともある。殴打は躁狂、偏執狂、麻痺狂、中酒狂におおい。自殺未遂は四〇件で、鬱憂狂が一四名で三五%、妄想が原因であるのが普通。ついで中酒狂で、臓躁狂、偏執狂にもある。自殺の方法はさまざまだが、溺死あるいは縊死をくわだて、また刀刃によるものがおおい。他人に悪口罵詈したのは三七件で、男では件数の八・六%であるのに女ではその一三・五%で、比較上女におおい。人を殴打し負傷させたのは九名で、うち偏執狂四名、中酒狂三名で、妄想の結果である。他殺未遂は九名で、偏執狂四名、中酒狂三名、原因は妄想と疾病性感動(忿怒)とにある。人に強請をこころみたものは三名で、ことに偏執狂の二名は大臣の官邸にいたりて面会せんことを強談したものである。皇居に侵入しようとした三名は偏執狂で、妄想に制せられてもってこの行為をなしたものである。妄覚、妄想のためにした自傷が三名、家宅侵入の二名は躁狂者で、精神発揚による。誣告の二名は、偏執狂で妄想による。放火は、それぞれ続発癡狂および麻痺狂で精神癡鈍になった二名。強盗は、麻痺狂の男一名で、これも精神癡鈍発揚の結果である。他殺の一名は、中酒性麻痺狂で、被害妄想で姉をころし、ついで自殺をくわだてた。

患者は入院後も院内で諸種の兇行をしようとするものがすくなくないが、その多くは本院の構造と院則と看護とによって未発に防止している。表20に同年中に院内にあった患者の不穏な行動をあげる。

この表にあげたのは主要なものだけで、「此他ニ戸、障子、畳、衣類、器具等ヲ破リシモノ、看護人ニ暴行ヲ加ヘ

表20　1894年の院内における「不穏」な行動

院内の行為	男	女	計
物品破毀	2	—	2
弄火	3	—	3
放火	1	—	1
逃亡未遂	2	1	3
逃亡	5	1	6
自傷	1	—	1
自殺未遂	—	3	3
縊死	1	—	1
欧打・創傷	6	4	10
咬傷	—	6	6
合計	21	15	36
患者数	19	13	32

ントセシモノ、医員ヲ罵詈シ強迫セシモノ等、枚挙ニ遑アラズ。」

一八九五年（明治二八年）記事

二月に、東京市養育院の救育人および行旅病者のうち本籍が無資力者で精神病にかかっている者は、従来の元籍地の区町村長へひきわたすという手数をはぶいて養育院から直接に巣鴨病院へうつして施療してほしいむね、養育院委員長（委任経営時代から養育院は知事特任による委員の会が経営にあたることになっており、その委員会の委員長が院長になった、澁澤委員長である）から府庁に上申があり、府庁はこれをみとめ、その患者を巣鴨病院へ移送するごとにその族籍氏名をとどけでるように養育院委員長に指令したむねが府庁から巣鴨病院へ通達された。

榊日記に「四月一日　巣鴨病院看護人ヲ悉ク昇級セシム又組長ヲ設ク」とある。看護人の日給があげられたのだろうか。

三月に**看護人採用手続**、**看護人服務細則**、**看護人心得**および**附添看護人并面会人心得**が制定され、四月一日から施行されることになった。一八八八年一二月に看護人採用試験法をさだめたとあることをまえに記載したが、これは明文化されたものではなかったのだろう。組長のことは、看護人服務細則に「第十六　取締并組長ハ前各項ノ諸件ヲ遵守シ組長ハ組合看護人ノ勤惰ヲ取締ハ組長并一般看護人ノ勤惰看護ノ熟否ヲ監督シ各不都合ノ行為ナキ様取締ルヘシ」とある。看護長、看護人のあいだに取締および組長がもうけられたのである。取締および組長の定員は巣鴨病院

で適宜にさだめてよいとされた。

看護人服務細則、看護人心得および附添看護人并面会人心得は最後に資料として掲載することとして、ここでは看護人採用手続をあげておこう。

看護人採用手続

第一条　看護人ハ年齢二十年以上五十年以下ノ者ニシテ軽罪以上ノ処罰ヲ受ケシコトナキ者ニ限ル

第二条　看護人ヲ志願スル者ハ願書ニ族籍姓名年齢ヲ記載シ市内在住者二名ノ身元保証書ヲ添フヘシ

但修学等ノ履歴アル者ハ履歴書ヲ添付スヘシ

第三条　前条志願書ヲ差出シタル時ハ看護人欠員アル毎ニ試験ヲ施行シ合格ノ者ハ採用スヘシ

但試験期日ハ予メ通知スヘシ

第四条　試験ハ医員事務掛長看護長各一名立会ノ上施行スヘシ

第五条　試験科目ハ左ノ如シ

一体格　　　一読書　公用文書読文ノ内

一筆蹟　楷行草ノ内　一算術　珠算筆算ノ内　加減乗除法

一看護法ノ概略

第六条　試験点数ハ毎科十点トシ総点数二分ノ一以上ヲ得ル者ヲ合格トス但総点数二分ノ一以上ヲ得ルモ一科零点アル者ハ採用セス

第七条　合格者ハ高点ノ者ヨリ順次看護人見習トシテ採用スヘシ

第八条　看護人トシテ採用ノ者ハ一ケ年以内猥リニ辞職スルヲ得ス

看護人服務細則は勤務し方、出欠などに関するものである。看護人心得は、看護にあたってとるべき態度を中心にのべているもので、一八八〇年の看護心得ノ事よりはかなり詳細になって一八項目におよぶ。のちに呉がまとめる看護人心得之大要の原型となるものである。

呉および樫田は男女伝染病室がこの年の一〇月に落成したとする。だが、これを翌年とする文書もあり、また呉がかかげている年間支出の増減をみても、これは翌年のこととみなすべきだとおもわれるので、一八九六年記事でふれよう。

この年院内にコレラおよび赤痢が流行し、一〇月二日—二五日と入院停止にしていた。コレラは九月一四日に、前年入院の老耄狂某がこれにかかって即日死亡したのをはじめとして、一〇月五日までに計二四名の患者をだした。コレラがもっとも猖獗をたくましくしたのは一〇月一日で、七名の患者と一人の看護夫とがかかった。初発の死亡患者をのぞいては駒込病院におくったが、他の八名は送院後おおく一日ののちに死亡し、他の一五名はおよそ一か月後に全治して帰院した。赤痢流行の時期はわからないが、二〇名の患者が発生した。

この年の**患者動態**をみると、繰り越し三二七名、入院四一八名、年間在籍七四五名で、前年より二七名へっている。この原因は前記のコレラおよび赤痢の流行のため一時入院を停止したことと されている。自費患者は繰り越し七一名、入院二八三名、計三五四名と、前前年よりぐっとへった前年よりもさらにへっている。一日の在院最多は八月に二日三六四名、最少は一〇月一七日に二八〇名。退院は全治六〇名、軽快一〇四名、不治一四二名、死亡九五名で、死亡がふえ、全治退院、不治退院がへっている。死因は衰弱が五五・七九%、脚気が一七・八九%（あとは、わたし

表21　1895年退院患者の病名別および性別

病名	男		女	
	実数	百分比	実数	百分比
白癡	4	1.81	3	2.83
鬱狂	13	5.88	10	9.43
躁狂	59	26.70	27	25.47
妄覚狂	22	9.95	7	6.60
定期狂	8	3.62	6	5.66
偏執狂	31	14.02	17	16.03
末期癡狂	11	4.98	6	5.66
癲癇狂	3	1.35	—	—
臓躁狂	—	—	19	17.92
麻痺狂	30	13.57	6	5.66
老耄狂	11	4.98	2	1.88
諸脳病	5	2.26	2	1.88
中酒狂	24	10.86	1	0.94
合計	221	—	106	—

がみることができた年報の欠損のため不詳）で、衰弱死者および脚気死者はその絶対数において前年よりふえている。伝染病による死亡は前記のコレラによる一名だけのようで、年間死亡数がふえた状態はこののちしばらくつづくところをみると、栄養状態が問題であったのかもしれない。月別では八—一〇月に死亡がおおかった。

年間在籍七四五名の病名別をみると、白癡二五、鬱憂狂二八、癡狂一二五、妄覚狂三九、定期狂二二、偏執狂一〇五、続発癡狂三四、癲癇狂一一、臓躁狂三八、麻痺狂五七、老耄狂二四、諸脳病六、中酒狂三七、病名未定一九四で、これを前年と比較すると、妄覚狂が偏執狂からわけられたらしいこと、また定期狂（前年は回帰狂）がぐっとふえたことが目につく。年報には精神病の種類と性別との関係をしめす表21があげられているが、この実人数は退院者中再入および移転をのぞいたもののようである。みられるように、「男子ニ於テハ躁狂、偏執狂、麻痺狂及ヒ中酒狂ヲ多トス、女子ニハ躁狂、臓躁狂及ヒ偏執狂ヲ多シトス、殊ニ麻痺狂及ヒ中酒狂ハ殆ント男子ノ専有ニシテ、臓躁狂ハ女子ニ限レリ」。

施療患者がへっていないためであろう、一八九五年度の患者延人員は一〇七、六〇四と前年度の一〇五、二二〇よりすこしくのびているが収入は一七、七六八円四銭三厘で前年度の一八、一六二円五二銭七厘よりすこしへり、支出は二八、二七一円二六銭七厘で前年度の二七、四八〇円八三銭九厘よりすこしくふえている。

一八九六年（明治二九年）記事

四月三〇日に**呉秀三が医科大学助教授**に任ぜられた。呉が一年先輩である舟岡英之助をおいぬいたわけで、榊日記には「三月十六日　舟岡氏ニ呉氏助教授トナルベキ件ニ付説諭セリ。」とある。すでにのべたように、舟岡はこののち一八九九年一一月二日まで巣鴨病院に勤務し、のち岡山医学専門学校教授として生理学を担任した。巣鴨での同僚でもあった精神病学担任の教授荒木蒼太郎とは、それぞれの留学中に相い手の分の講義を兼担しあっている。また舟岡の教科書『新撰生理学』は大正期まで代表的生理学教科書であったという。

この年の巣鴨病院経営上の重要方針は、**伝染病対策**であったようである。府会の常置委員会へ諮問のうえ可決された、職務上伝染病毒に感染した巣鴨病院看護人施療方の件が六月三〇日通達された、――

内五発一七七号

其院入院患者中伝染病ニ罹リ其看護ノ為看護人中該病毒ニ感染シタルトキハ直チニ府立伝染病院へ収容同院自費患者同様ノ待遇ヲ以テ療養可致候条自今右発生ノ節ハ職務上感染シタル証明書ヲ添付送院可致此段依命及通達候也

明治廿九年六月三十日　　　　内　務　部　長

巣鴨病院事務掛長宛

つづいて一〇月に、入院患者中伝染病にかかったものを隔離するために男女各一棟、四室ずつが落成した。その坪数は五三坪五合、費用三、五四〇円八〇銭であった。その場所は一八九一年に増築した廿字型の上の横画へ下へたらした部分を、さらに下へのばしたものである。

榊は六月一二日に東京医学会で「麻痺狂ト梅毒ノ関係」を演説したりし、精神医学者として本格的に活動しはじめていたが、そのまえから不幸病魔のおかすところとなっていた。すこしまえからときどき右耳痛をわずらっていたが、この一月から耳喉間の激痛発作が頻繁になっていたのである。日記には「十月六日　登院病気悪シ」、「十一月二十日　咽喉不快休講」、「十二月七日　病気大ニ宜シ」とあるが、年末に病勢はすすんだのである。

医科大学より助手山本宗一を巣鴨病院へ派遣勤務させる通知があり、このことで東京府と医科大学とのあいだで文書のやりとりがあった、――

内五乙九九九四ノ二

本月二十日医第百三十三号ヲ以テ医科大学助手山本宗一ニ巣鴨病院勤務御申付相成候趣御通知ノ処右ハ去二十七年七月三日坤第二六四号御照会手続書ニ依レハ同院嘱託医員ハ五名ヲ越ヘサル義ニ有之然ルニ今般特ニ一名増員相成候ハ治療上増員ヲ要スル義ニ有之候哉一応増員ノ理由承知致度此段及照会候也

明治二十九年十月廿六日　　東京府

帝国大学医科大学

医第百三十九号

医科大学助手山本宗一ニ巣鴨病院勤務申付候理由御承知相成度旨御照会ノ趣致承知候右ハ同院医員呉秀三儀医科大学助教授ニ任セラレ宿直難為候ニ付右代員トシテ任用候儀ニ有之候条此段及御回答候也

明治二十九年十一月五日　　医科大学

東京府

さらに一二月一四日帝国大学総長より府知事にたいし、従来の契約書で巣鴨病院医員は五名をこえぬこととあったのを患者治療の都合上六名をこえぬことと更訂したいが意見をうかがいたい、との照会があり、府知事は同二一日に大学総長にあて、更正の件は承知し医員山本宗一の嘱託辞令をだしたい、と回答した。山本の医員嘱託辞令は一二月二五日にだされた。

関連事項として、一八八五年に神田和泉町より本所長岡町へ移転していた養育院は、この三月三一日に大塚本院への移転を完了した。

この年の**患者動態**を入院費用種目別にまとめると、表22のようになる。年間在籍数は七三六名で、前年よりさらに九名を減じた。これは、とくに自費の入院患者と施療の繰り越し患者がへっているためで、退院では施療および行旅の不治退院がへっている。年間の最多在院は六月一九日で計三五二名（自費一〇九、施療二〇〇、行旅四三）、最少在院は三月一三日で計三一九名（自費八一、施療一九八、行旅四〇）。だいたいに在院者は夏におおく、冬にすくない。病名別では、前年には一月一日在院者で一八〇名、入院者で一四名、計一九四名となっていた病名未定のものが、それぞれ三七名、三五名、七二名とおおきくへっていて、その分だけ各個病名のものがふえている。公費、とくに施療患者は退院の過半数が死亡退院であるという傾向が、このころに確立されている。施療患者は死のほかに退院先があまりなかったこと、自費患者では費用負担にたえず不治退院にいたっていることがかんがえられる。ところで、呉はこの年の収容定員を自費上二七名、自費下六五名、施療二七五名としている。すると、最多在院のときでみると、自費が一〇九名、施療および行旅で二四三名となり、自費患者が公費のほうの定員にくいこんでいる。施療患者は満床でなかなか入院できないという説明をまえにあげたが、このあたりどうなっていたのか（あるいは、呉のあげている数字がまちがっているのかもしれないが）。

目別患者動態 （＋のまえは男の人数，あとは女の人数）

年間在籍	退院 全治	退院 軽快	退院 不治	退院 死亡	退院 小計	12. 31. 残院
244＋102＝346	29＋ 9	67＋25	65＋36	25＋ 2	186＋ 72＝258	58＋ 30＝ 88
161＋142＝303	10＋12	6＋ 6	1＋ 3	35＋12	52＋ 33＝ 85	109＋109＝218
50＋ 37＝ 87	6＋ 1	3＋ 2	7＋ 5	16＋ 3	32＋ 11＝ 43	18＋ 26＝ 44
455＋281＝736	45＋22	76＋33	73＋44	76＋17	270＋116＝386	185＋165＝350
736	67	109	117	93	386	350

死亡者九三名の死因は、衰弱五七、虚脱一〇、心臓麻痺四、卒中八、脚気七、肺結核一、赤痢五、丹毒一である。退院者三八六名中合併症のあったものは一八五名で、計二四二病、そのおもなものをひろうと、赤痢一四、腸チフス四、流行性感冒一、梅毒三三、脚気一六、貧血六、卒中八、癲癇一五（このうち癲癇狂一四）、臓躁三一（すべて臓躁狂）、胃加答児二九、肺結核四などである。死亡者はその年間のもので、退院者の合併症は、そう長期に在院していた人はすくなかったろうとはいえ、在院期間中のものであるし、また残院者の合併症もあるので、死因と合併症とを簡単にむすびつけることもできない。だが、退院者中脚気を合併した人は一六名でうち七名は死亡した、とよむことができる。のちにもみるように、巣鴨病院での脚気は死病であった（さらにのちには、結核がそうなる）。

またこの年に逃亡三名、同未遂一名、放火一名、自殺未遂が二名あった。

一八九六年度**支出**をみると、収入は二二、六六九円一九銭五厘であるが、この年から自費患者入院料怠納月賦金という項目があり、四八円九五銭である。特別看護人給弁納金の項目もこの年度からあって、二、八三九円八六銭である。また前年度から恤救米代下渡金があり六〇円九〇銭九厘であったが、この年は二一六円八五銭八厘である。支出は増築費をのぞいて三三、九六二円八四銭である。患者費中の賄費は一一、八三八円七七銭二厘で、患者延べ人数一〇六、六〇七人でわると、一日一人の食費は平均一一銭一厘である（前年度は一〇銭一厘であっ

表22　1896年入院費用種

	1.　1. 在　院	入　院 新　入	再　入	移　転	小　計
自　費	65＋ 30＝ 95	144＋64	26＋ 7	9＋1	179＋ 72＝251
施　療	98＋106＝204	46＋28	11＋ 5	6＋3	63＋ 36＝ 99
行　旅	23＋ 22＝ 45	26＋13	1＋ 2	—	27＋ 15＝ 42
計	186＋158＝344	216＋105	38＋14	15＋4	269＋123＝392
男女計	344	321	52	19	392

た）。**看護人給**は一八九三年度より、患者費でなく雑給に分類されている。前年度六、七九四円一一銭四厘であった諸傭給はこの年度には一〇、八五〇円三五銭三厘であった。諸傭給の対象は、門衛・小使・人夫・洗濯婦をあわせて一五、六名であろうから、大部分が看護人である。呉があげている看護人数は前年度一五六名、当年度一五七名（ただし、ここの数字はかなりの誤りがあるものと推定される）、これだけで諸傭給をわってみると、前年度が一人あたり年間四三円五五銭余、当年度が六九円七五銭余。どうも、この年度から看護人給がかなりあがったようであるが、それでも月額にして五円あまりの低額である。五円として、患者賄費に準じて食費を計算すると月に三円三三銭、エンゲル係数六六・六となる（ただし、のちに紹介する『読売新聞』記事によって、弁当代一食二銭八厘とすれば、一か月二円五二銭でエンゲル係数は五〇・四となる）。

当時の治療法の概観

これを概観するによいものとして田邉耕民・山田謙哉『精神病治療全書』（一八九四年九月一五日発行、発行者大柴四郎）および『呉氏精神病学集要』後編（一八八五年八月二三日発行）にのせられている「精神病学集要前編続　第七巻治療通論」がある。すでにのべたように、田邉および山田は東京府癲狂院―東京府巣鴨病院の医員であった人である。『精神病治療全書』は主として田邉の筆に

よるもののようで、また榊俶が校閲している。刊行されているのは総論編の上だけで、各病状についての各論をのべる下は未刊のままのようである。序文には「実験セル事項ヲ記載シテ」とあることからみると、この内容は当時巣鴨病院でおこなわれていたものをしめしている、とみてよかろう。そこで、『精神病治療全書』（上）の内容を概観して、一部分は呉のものからつけくわえよう。

この本は、診断法、精神病予防法、精神病初期ノ治療、精神病盛期ノ治療法、精神病恢復期ノ治療法、予後、癲狂院、雑纂の八章からなっていて、全二四〇ページほど、診断法にかなりのページがさかれているほかでは、精神病盛期の治療法および雑纂が中心である。精神病盛期の治療法でまず重視されているのは、脳髄の血液運行を減退する法、反対にそれを増進する法で、二七ページがこれにあてられている。精神病の病機（病態発生）として当時脳髄の充血がとくに重視されていたので、脳血行を減退させる方法が重要であった。躁狂、躁暴狂、ヒステリー狂、中酒狂などは、この方法の適応症とみなされていた。その第一が血量を減少させる方法で、刺絡、それから水蛭および吸角があげられている（呉は刺絡の副作用を強調して、「精神病者ノ血液ハ之ヲ吝ニシテ之ヲ去ルニ怯ナルベク全身性放血ハ精神病ニ禁匱ナリ」とし、局所放血方だけまれにつかってよい、とする）。つぎに、心臓の動作を鎮静する法としてジギタリスおよび氷嚢がつかわれる。第三が脳髄以外の血管を拡張する法で、硫酸ソーダ、甘汞、ヒマ子油などによる腸内誘導の法および皮膚誘導がある。第四は、脳髄の血管を狭窄ならしむる法で水治、芥子、麦角があげられている。その逆の、脳髄の血液運行を増進する法は、脳髄の貧血が病機として存するばあいにもちいられるもので、酒、竜脳、エーテル、麝香、コーヒー、茶により心臓の動作を旺盛にする法と、脳髄血管を拡張するものとして温水法および薬剤法があげられている。

興奮症を鎮静する薬剤には九〇ページがあてられている。その第一が全身を鎮静ならしむる法で、阿片剤、モルヒ

ネ、ブロムカリ、ブロムソーダ、印度大麻（エキスおよびチンキ）、ヒオスチアミン、莨菪およびアトロピンがあげられている。第二が催眠剤で、抱水クロラール、パラアルデヒド、アミレーン・ヒドラート、カンナビノン、ウレタン、メチラール、ヒプノーン、ブチルコロラール、ピスチジヤ・エリトリナ、ハーシシュ、ホペイン、ボルヂン、ズボイジン、ズルフォナル、ヒヨスチンがあげられている。なかでも力をいれられているのが抱水クロラール、パラアルデヒド、ズルフォナル、ヒヨスチンであり、ズルフォナルは自験例をいれて詳説し、またヒヨスチン（内服および皮下注）は島邨俊一（一八八八年）および舟岡英之助の報告を引用してくわしい。

雑纂の章は、精神的治療法、器械的及水治的療法、営養療法、絶食療法、幻覚ならびに錯覚療法、胸内苦悶療法、電気療法、按摩療法の八条よりなる。なかでも器械的及水治的療法に一九ページほどがあてられ、その一の器械的療法は隔離法（病檻または躁狂室）、強制衣または縛衣（抑制衣、箝制帯、革嚢）よりなり、その二が水治的療法（全身浴、浣水法、冷罨法）である。呉は長続微温浴（摂氏三二―三四度）もあげているが、この全身浴は二五―七度、一時間程度のものである。また、器械的及水治的療法の一部分はすでに、口絵7および口絵13としてかかげた。

第三章　片山医長の時代

榊は一八八七年四月三〇日に医長に就任し、巣鴨病院を舞台に日本における精神病学の確立を目ざしたが、医長就任後満一〇年にならずして病没し、あとを片山がついだ。

一八九七年（明治三〇年）記事

一月六日**榊医長**は医科大学第一医院に入院し、病勢は一時ゆるんだが、二月六日病あらたまって午後一時三〇分三九歳をもって**病没**した。同午後二時四五分より三浦守治執刀により病理解剖がおこなわれ、病理解剖診断は食道癌、顕微鏡診断は扁平上皮癌であった（なお、榊の合併症とおもわれるものについて奇説がつたえられている）。東京府は榊の多年の勤労を表して弔祭料一五〇円を遺族におくった。

大学総長の照会によって東京府は三月五日、大学助教授**呉秀三**に医長心得を嘱託し、つづいて五月一〇日**医長**を嘱託した。だが、七月二六日呉は文部大臣より精神病学研究のため満三年間ドイツおよびオーストリーに留学を命ぜられたので、東京府は八月五日呉の医長嘱託をといた。呉は八月八日に西航の途についたが、東京府は呉の勤労にたいし金三〇円に相当する縮緬一疋を贈与した。

謝　状

拝啓然ハ貴職多年東京府巣鴨病院ニ勤労被成効績不尠致感謝候就テハ慰労トシテ縮緬一疋贈呈候条御受納相成度此段得貴意候敬具

三十年九月十四日　　　　　　　　　　　　知事

呉　秀三殿

おなじく八月五日東京府は**片山國嘉**に**医長嘱託**の辞令をだした。

東京帝国大学医科大学教授

医学博士　片山國嘉

東京府巣鴨病院医長ヲ嘱託ス

三十年八月五日　　　　　　東京府

片山は法医学担当の教授である。現在の目からすると、法医学教授の精神科病院医長は異様にうつる。だが、明治時代には精神病学は法医学ともっとも緊密な関係にあった。まず片山その人は、ヨーロッパ留学中にウェストファル、メンデル、マイネルト、フリッツに精神病学をまなんでおり、また数おおくの刑事精神鑑定を手がけている。片山・江口襄・榊・呉の『法医学提綱』の共著もだされている。国政医学会→国家医学会において、また国家医学講習科のなかで、法医学と精神病学とは二本の大柱であったといってよい。さかのぼれば、わが国ではじめての精神病学講義は一八七九年にウィルヘルム・デーニツが警察医学校における断訟医学講義のなかでおこなったものである。また、明治前半には両学に共通のものとして精神病患者の刑律および不論罪の大問題があった。人的にも両学の関係は

密であり、江口襄は裁判医学者でも精神病学者でもあった。和田豊種および加藤普佐次郎は、ともに法医学から精神病学に転じた人である。京都帝国大学医科大学では、はじめ法医学の岡本梁松教授が精神病学を兼担したし、大阪医学専門学校では一時期大西鍛が、金澤医学専門学校では一時期松原三郎が裁判医学を講じた。両学の関係をしめす事実はもっともっとひろうことができる。

三月一八日に、患者賄方請負人印東佐兵衛が賄所と本館とのあいだに幅一間長さ三四間の渡り廊下を建設したいとした願い出が、病院の都合で取り払いを命じたときはすぐに原形に復するむねの請け書を徴したうえで、許可された。まえにかいたように、養育院は移転寸前の一八七九年一〇月一日に炊事を請け負いから自炊にきりかえていたのだが、東京府瘋狂院―巣鴨病院関係の文書では、これまで賄いがどうなっているかにふれているものをみなかった。しかし、勤務者のなかに炊夫の記載もなく、小使四名では、これだけの病院の賄いは不可能だから、おそらく賄いはずっと請け負いだったのだろう。

医員は医科大学の職員であって、東京府から給料はでていないが、一二月二一日に年末慰労のため、舟岡英之助に三〇円、井村忠助、後藤省吾、尾崎捨蔵にそれぞれ二七円、門脇真枝に一四円が知事よりおくられた（医員にたいする年末慰労金支出は前年からのようである）。

この年の**患者動態**のこまかいことはわからないが、一月一日在院は三四九名（自費八八、施療二一七、行旅四四）で入院は四九六名（自費二九三、施療一四六、行旅五七）、退院四七〇名（自費二九〇、施療一三二、行旅四八）であった。年度内の患者延べ人員は一一五、七八〇名で、前年の一〇六、六〇七名よりはかなりのびている。別資料では、退院は四七九名とふえているが、うち死亡が一三三名といちじるしくふえている。死亡数増加の原因はたしかめられなかった。赤痢発生は年間二三名であって、この死亡数増加は伝染病のためではあるまい（あるいは、栄養の問

題か)。

この年度の収入は二二、七三一円九〇銭、支出は計三八、四二一円四一銭八厘で、患者一人一日あたり三三銭二厘弱となる。薬餌費、寝具および被服代、賄費、雑需費、雑費からなる患者費は二二、七〇七円七〇銭で、一人一日あたり一九銭六厘強、賄費は一三、七八六円八一銭五厘で一人一日あたり一一銭九厘強となる。それまで五〇〇円を前後していた修繕費は、前年度から一、〇〇〇円を突破し、この年度は一、九九二円九〇銭であった。

一八九八年(明治三一年)記事

まず二月一四日から同二八日にかけて、**腸チフス**が大流行し、男は施療の六七名、行旅の七名、看護人の三名、女では施療の三名、計八〇名がかかった。食器・食物よりの伝染と推定された。このときの書類にかかれている、当時の赤痢発生件数は一八九二年五、九三年四、九四年二、九五年二〇、九七年二三、九八年三四で、ほとんど毎年発生し、この年の発生もおおかった。これらによってどれだけ死亡したかは、わからない。

この年入院料は自費一等が一日九〇銭、同二等が一日五〇銭、行旅は一日二〇銭であったのが、おそらく四月一日から二三銭になった。また、特別看護人をつけたときの特別看護人給弁納金は一人一日二〇銭であった。

「松沢病院ノ歴史」には「十二月。病室内外ノ夜警ヲ厳ニスルタメ、看護人中ヨリ夜警巡視六名ヲ定メ、半夜交代ニテ不寝番ヲナスコトトナシ。又看護長ノ宿直員ヲ一日二名トス」とある。この前段はよいとして、当時看護長が男三名であったことからみて、二名宿直とはいかに当時でも無理なことであろう。おそらく後段の記載は誤りであろう。

この年の年報もみることができず、**患者動態**はつかめないが、呉の「医事報告」によると、入院は四六七名(自費

二二〇、施療一六八、行旅七九）で、退院は四五六名（自費二一六、施療一六九、行旅七一）であった。年度内の患者延べ人員は一一〇、七五六名で、前年度よりすこしへっている。一九〇二年年報によると、この年の退院は四六六名、うち死亡は八一名であった。

建築費の八九六円一〇銭をのぞく経常部支出は四七、三三四円五八銭二厘で前年度よりおおきくふえている。なかでも患者費は前年度の二二、七〇七円七〇銭が三一、六五〇円九五銭五厘になっている。そのなかで薬剤費が五、一四三円九九銭から八、九八六円八九銭五厘へ、賄い費が一三、七八六円八一銭五厘から一七、八五三円二〇銭六厘とのび、患者一人一日あたり賄い費平均は一六銭一厘となった。

一八九九年（明治三二年）記事

この年の三月二八日に**行旅病人及行旅死亡人取扱法**（法律第九三号）が公布され、同七月一日から施行されるとともに、明治一五年第四九号布告行旅死亡人取扱規則が廃止された。この法律の眼目は、行旅病人・行旅死亡人の取り扱いの責任は本籍地の市町村長におかれていたのを、「行旅病人ハ其ノ所在地市町村長之ヲ救護スヘシ」としたことである。東京市養育院ではこれにともなって、懸案であった入院規則が一九〇〇年七月六日から改正されて、収容者中の行旅病人がいちじるしく増加している。巣鴨病院のばあい行旅病人の取り扱い方がかわったことは、一八九八年度に五、三〇四円六六銭八厘あった行旅病者入院料が一八九九年度は二二〇円九一銭、一九〇〇年度は九三六円四銭五厘とおおきく変化していることからもわかる。凶作、物価恐慌などで農民離村、都市流民がふえ極貧者が簇出していた当時であり、この年に入院した行旅病者は八〇名であったから、入院料の取り扱い方がかわったのだろう（府が負担することになったのか）。

また四月一日より、施療患者中食費（一日金一二銭）を上納できるものからはそれを徴収することになった。そこで、施療出願の者があったときは各区市町村長がその家計の状況を実地にとりしらべることになった（施療患者入院書類の例は次項にあげる）。

一〇月に病室が増築された。廿字型の上の横画からもう一つずつ両側に触角をはやした形である。男室一区および女室一二区で計一二〇坪、工費は四、八一六円六銭、そのまえ八月に応接所、製薬所、隔離室、休息所の四か所計一九坪五合、裁縫所八坪など計三〇坪五合が増築され、この工費は一、〇〇九円八五銭であった（図8）。

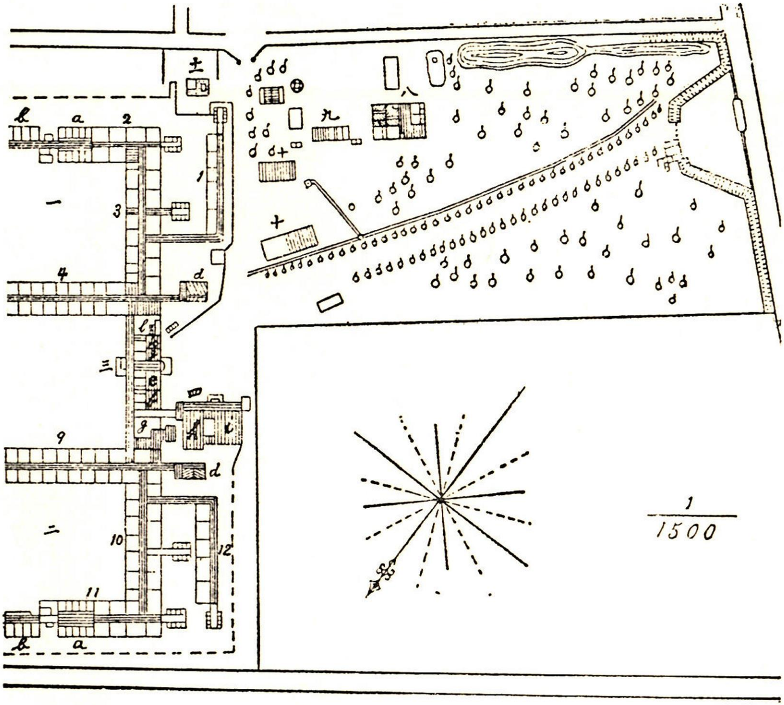
松沢の至宝といわれるにいたる**清水耕一**がこの年の一一月一一日、看護長として就職した。

またこの年、院内にうえてある茶の木よりの茶葉九貫目をはらいさげた八一銭が雑収入としてはいっている。雑収入としてはまた、このころ年間三〇円台から八〇円台の地所賃貸料がはいっている。未使用の土地を賃貸していたのである。

この年の**患者動態**もよくつかめないが、呉の「医事報告」によれば、入院は三〇九名（自費一五四、施療七五、行旅八〇、男二〇五、女一〇四）で、退院も三〇九名（自費一七八、施療六一、行旅七〇、男二〇九、女一〇〇）であった。一九〇二年年報によると、退院三一八名中死亡七二名である。一八九九年度の収入は二三、七五七円三九銭四厘にたいし経常部支出は五三、五四九円五〇銭九厘、まえの領収切符取扱順序改正にともなうものであろう、一八九三年度は六〇円、あとは年間二四〇円→二六〇円の現金取扱手数料が支出されていたが、一八九九年度からはこの支出がない。現金の取り扱い法がかわったのだろうか。

九月一五日には北豊島郡瀧川村田端に東京脳病院が開院した。院主野中儀兵衛、院長は元医員であった後藤省吾である。東京脳病院はのちに田端脳病院と改称した。また一一月には留岡幸助が東京に家庭学校〔児童保護施設〕を設

東京府巣鴨病院（明治三十年頃）



一 男室
二 女室
三 事務棟
四 講堂及醫長室
五 男遊園
六 女遊園
七 耕作地
八 賄所
九 洗濯所
十 物置
十一 屍室
1-12 病室各區
a 隔離室
b 傳染病室
c 相馬室

（『最近ノ施設』より）（縮尺1500分の1の地図を113分の104に縮小）

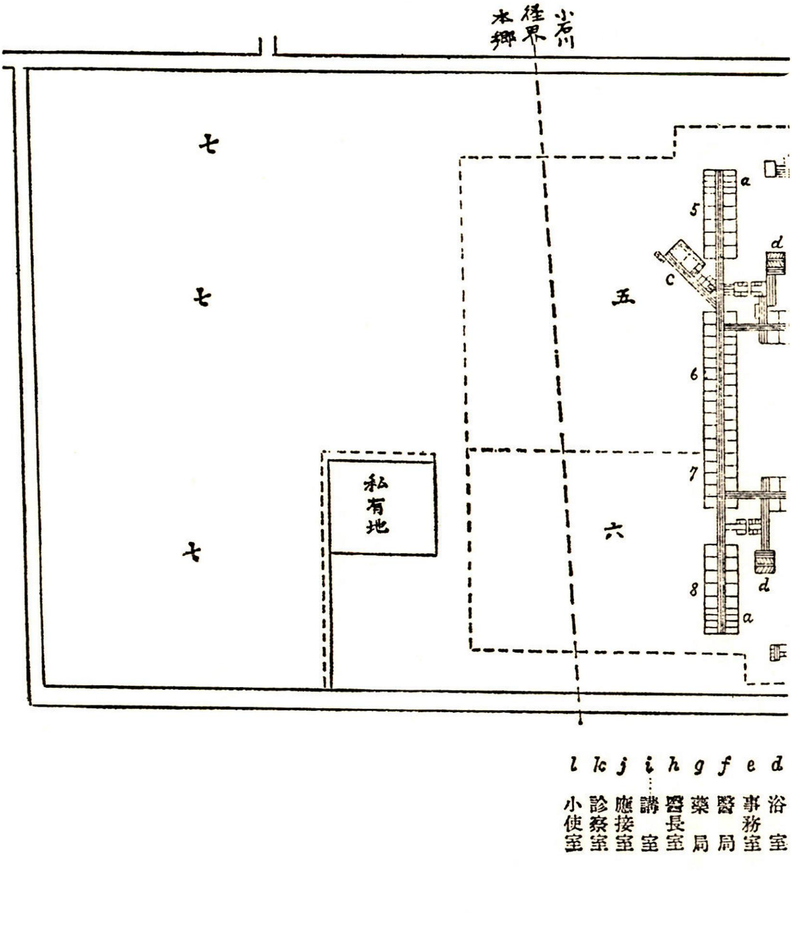


図 8　1897年ごろの巣鴨病院

立した。

当時の施療入院書類例

一例をあげておこう、――

巣鴨病院施療入院許可指令

第一課属　村　上　省　三

本郷区――

願人　○　○　○　リ

患者　○　○　○　サ

右調査候処赤貧ニシテ事実不得已モノト認メ候ニ付第二十六式例文ニテ許可指令スルモノトス

通　知　案

第　一　課　長

右廿五日施療入院ノ願聞届条此段及通知候也

年　月　日

巣鴨病院事務掛長宛

本郷区――

―方士族○○母

○　○　○　サ

右之者去明治廿五年頃ヨリ精神病ニ罹リ廿六年中巣鴨病院へ自費入院致候処素ヨリ貧困ノ者ニシテ自費支弁方ニ差支ートト先退

院ノ上加療致病勢一時ハ減退致モ又〻卅年頃ヨリ発病次第ニ重症ニ相成剰ヘ同居戸主ハ客年十二月十三日病死致遺族ノ生活ニモ差支候場合ニ立到リ居趣ヲ以テ巣鴨病院ヘ官費入院ノ義出願致候ニ付夫々調査致候処事実願面之通相違無之候条至急御詮議願度此段添申候也

明治卅三年一月九日

本郷区長　風　祭　甚　三　郎㊞

東京府知事千家尊福殿

本郷区――

〇　〇　〇　リ　外弐名

明治卅二年十二月廿七日付精神病者〇〇〇サ治療ノ為メ巣鴨病院ヘ入院ノ件認可ス

但退院ノ節ハ其旨三日以内ニ届出ツベシ

明治三十二年十二月廿八日

本郷警察署長

警視　山　下　嘉　太　郎㊞

施療入院願

本郷区――　平民　〇　〇　〇　〇同居

士族　〇　〇　〇　〇母

精神病者　〇　〇　〇　サ

安政〇年〇月〇日出生

右之者明治廿五年頃ヨリ精神病ニ罹リ親戚ニ於テ種々世話致シ居候得共何分無資産ノ者ニテ続カサル故談話果〇〇〇右患者ヲ引取リ自療致サセ置キ候得共発狂人ノ事故殆ト困難致シ候末無余儀明治廿六年中巣鴨東京府病院ヱ自費入院致サセ候処少シハ全快致シタル様且ツ自費ヲ以テ納ムル為生活上ヲ失ヒ候ニ付一ト先ツ退院致サセ置キ候処又々明治卅年頃ヨリ同病相発シ候

間自宅ニ於テ療養相加ヱ居候得共未タ快癒ノ見込相立チ不申候然ルニ無資産ノ身分ニシテ稼人ノ戸主タル○○明治卅二年十二月十三日病死致シ実ニ○○遺族ニ於テモ今哉生活ノ度ヲ失ヒタル場合ニ付必至困難仕到底一家モ立チ難ク候ニ付同遺族モ親戚ニ同居スル場合ニ差迫リ候間何卒施療入院ノ儀特別ノ御憐愍ヲ以テ御許可被成下度様伏テ此段奉願上候也

明治卅二年十二月　日

東京市本郷区——

願人　○　○　○　㊞

東京市赤坂区——

患者兄　○○○○○

東京市下谷区——

○○○○○○

東京府知事　男爵　千家尊福殿

右に戸籍謄本が付されている。なかには、警察署長による入院許可書が、「巣鴨病院へ監置ノ件」あるいは「巣鴨病院へ鎖錮ノ件」とかかれているものもある。一部には警察署長でなくて警視総監名の認可書もある。診断書がつけられているばあい、ほとんどの診断名はただの「精神病」である。区長など名儀の書類のなかには、家族や資産についてきわめてこまかく記載しているものもある。

一九〇〇年（明治三三年）記事

一八九九年の第一三帝国議会で審議未了となった**精神病者監護法案**は、一九〇〇年第一四帝国議会で可決され、三月一〇日法律第三八号として公布され、同七月一日から施行されることになった。これによって精神病院入院は法的

にはすべて監置となったので、警察署による入院許可証もすべて写真10のようなものとなった。この第六条は「精神病者ヲ監置スルノ必要アルモ監護義務者ナキ場合又ハ監護義務者其ノ義務ヲ履行スルコト能ハサル事由アルトキハ精神病者ノ住所地、住所地ナキトキ又ハ不明ナルトキハ其ノ所在地市区町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ従ヒ之ヲ監護スヘシ」とし、第一〇条第二項は「市区町村長ニ於テ監護スル場合ニ於テ之カ為要スル費用ノ支弁方法及其ノ追徴方法ハ行旅病人及行旅死亡人取扱法ノ規定ヲ準用ス」としており、また同年六月二九日の勅令第二八二号第四条によって、市区町村長はその監護する精神病者を精神病者を監護する公私の施設か私人に委託できることになった。そこで、従来の行旅、満期釈放の二種目および施療の一部分は、市町村委託とよばれることになった。ただし、この年に委託患者の人数が前年の行旅患者の人数より目だって増加してはいないので、施療から委託に変更になった人数はおおくはないとおもわれる。

この年にはまた**赤痢**が大流行した。のちに呉が一九〇二年年報に記載するところでは、自費で男三名、女二名、施療および委託で男二九名、女三三名、看護人で男一名、女四名、合計で男三三名、女三九名、総計七二名が罹患し、施療の男六名、女六名、市町村委託で男三名、計一五名が死亡した。患者は赤痢の疑いがでたときに伝染病室に隔離し、ほぼたしかになったところで東京市駒込病院へうつしていた。ところで、当時の記録によってその発生月日をみると、一月末から二月中旬にかけて一〇名あまり、五月中旬から六月はじめにかけて一〇名あまり、一〇月中旬から一一月末にかけて残り、となっており、戦後にはっきりしてきたかにい

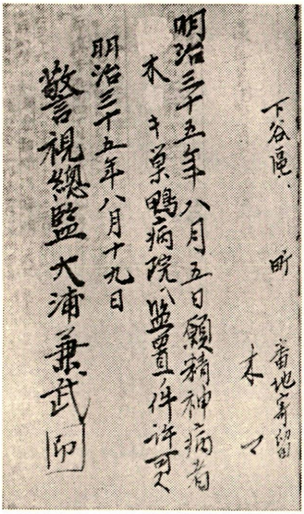

下谷區　町　番地寄留
木　マ
明治三十五年八月五日願精神病者
木　キ　巣鴨病院ニ監置ノ件許可ス
明治三十五年八月十九日
警視總監大浦兼武　印

写真10　1902年監置許可証
（東京都公文書館文書）

われる赤痢の無季節性は、すくなくともこの年にすでにはっきりでているのである。また、この年の腸チフス発生は一名だけで、死亡者なし。当時の門脇医員が、里芋の粗皮をむかずに食膳に供している、六月（赤痢流行中）に蒲鉾が腐敗している、自費一等の飯がわずか八〇匁、などたびたび注意しているところをみると、賄いの衛生面ほかに問題があったのだろう。

七月には自費浴室男女各一室、その渡り廊下の新築および賄い所の増築が完成し、その建て坪は計二六坪五合、また屋外に井戸をほり朝鮮矢来をもうけたところがあり、工費は一、三九六円二五銭であった。さらに一〇月三日には院内に**水道**がとおった、給水口は院内で計一九個所。一九〇〇年度の建築費が三、六二二円一〇銭となっているのは、主として水道工事費であろうか。

「松沢病院ノ歴史」には「十二月　村上専精氏江原素六氏ヲ聘シテ看護人ノタメ毎月二回ノ修身講義ヲ開クコトトス」とある。

片山医長は熱心な仏教徒であって、名僧智識としばしば会談していたので、これは片山医長の発案によるものであろう。**村上専精**（一八五一—一九二八）は、丹波の真宗大谷派教覚寺にうまれた仏教史の権威。真宗の改革派にちかかった。一八八七年には東京大谷教校長、一八九〇年帝国大学文学部講師。一九〇一年には大谷派の僧籍を脱したが一九一一年復籍。一九一七年には東京帝国大学文科大学に印度哲学の講座を新設することにつとめ、その教授となった。**江原素六**（一八四二—一九二二）は、江戸で小普請方の家にうまれて伏見鳥羽の戦いにも参加、のち静岡藩小参事に任ぜられて一八七一年には太政官令で海外視察。一八七五年静岡県師範学校長。帝国議会開設とともに静岡県よりえらばれて当選数回、自由党総務、一九〇三年よりは東京市より立候補し、政友会に重きをなしていた。一八七八年カナダの宣教師ミーチャムより洗礼をうけ、一八九五年には麻布中学校を創立して終生その校長として青年教育に

あたった。また一九〇四年東京基督教青年会理事長となった。このように二人は、仏教界、教育界の大立て物であった。この年の記録からみると、村上はまえの年あたりから講話にこられていたようであり、この年はかなり規則的に来院されていた。村上博士講話の要点の記録されているところをみると、「村上博士来講ス日ク勧善懲悪ノ道三アリ一客観的躬行法、二主観的躬行法、三功利的躬行法コレナリ其他尚ホ実験的躬行法アリ最モ深切ニシテ最モ事際的有益ナリト」、「村上博士来院講話アリテ要旨次ノ如シ　今日一日ノ事　㈠今日一日ハ三ツノ御恩ヲ忘レ間敷又タ不足ヲ申ス間敷事　㈡今日一日ハ虚言ヲ申ス間敷事　㈢今日一日ハ腹ヲ立テ間敷事　㈣今日一日ハ人ヲ悪シク云フ間敷又タ我ノ善事ヲ云フ間敷事　㈤今日一日ハ吾身ノ生存ヲ喜ビ職務ニ勉励可致事　右ハ今日一日ノ謹慎ニテ候ナリ」。

一八九六年一二月二日に看護長として就職していた田原庄兵衛がこの一二月一二日から事務掛に転じている。

このころ三年の催眠剤処方控えをみると、もっともおおく使用されているのがクロラールで一・五—二・〇、ついでスルフォナルで一・〇—一・五、この二剤で大半をしめる。そのほかモルフィーム、ウレタン三・〇—四・〇、パラアルデヒド、トリオナル、ヒオスチン、臭剝、臭曹がつかわれた。

片山医長は火、木、土と週三回登院。男自費、男施療、女自費、女施療と一回に上記一区ずつを順次回診していた(医科大学の法医学教授との兼任とはいえ、決して片手間仕事ではなかった)。また医科大学学生への臨床講義には、まえの契約書に反して自費患者も供覧されていた。

ここで、手革などの使用記録をあげておこう。「自費T男、T女、及N某女興奮多言、不穏ナルニヨリ『ヒヨスチン』各一筒ヲ注射ス(T男手革、N布団巻ヲ施ス)」、「施療Y某男暴行シテ看護組長ヲ負傷セシム依テ手革ヲ用ヰタリ、自費Y女挙動不穏ニシテ他ノ患者ニ不穏ナルニヨリ手革ヲ用ヰシメタリ」。

つぎのは脚気死亡の記録であるが、当時の脚気がしばしば致死的であったことがわかる。「施療O男数日前ヨリ脚

動　態　（＋のまえは男の，あとは女の人数）

年間在籍	退院 全治	退院 軽快	退院 不治	退院 死亡	退院 小計	12月31日残院
99＋ 55＝154	7＋ 7	11＋10	37＋15	8＋ 4	63＋36＝ 99	36＋ 19＝ 55
151＋175＝326	15＋ 8	4＋ 0	8＋12	43＋17	70＋37＝107	81＋138＝219
100＋ 73＝173	10＋ 4	1＋ 0	33＋14	22＋ 8	66＋26＝ 92	34＋ 47 ＝81
350＋303＝653	32＋19	16＋10	78＋41	73＋29	199＋99＝298	151＋204＝355
653	51	26	119	102	298	355

気ヲ発シ漸次全身苦悶シ重症ニ陥ル午後七時危篤ノ旨ヲ通報セシメ『カンフル』五筒ヲ注射シ毎三時間毎二三筒宛注射セシム午後十時十分終ニ心臓麻痺ニヨリテ死亡シタリ」。

つぎは麻痺性発作の記録である。「N女廿四日朝以来全身運動不随意識溷濁発熱（四十度六分）ス診スルニ apathisch ニシテ全身熱ヲ感ズ脉搏百二十斗リ正ニシテ小実ナリ左右瞳孔稍縮少、反応稍鈍シ上膊二頭筋興奮性少シク亢進ス腹筋反射ナシ左右膝蓋腱反射消失ス全身ノ知覚及運動甚ダシク鈍麻スルモ消失セズ痙攣症状ナシ Paralytischer Anfall !」この例は二七日に死亡した。

この年の死亡は一〇二名。とくに宿直医はしばしば危篤の人を手当てし、死をみとった。解剖は医科大学の病理学教室におくってそこでおこなうことがおおかったが、屍室でおこなうこともあった。当時松原医員が解剖にとくに熱心であった。悲惨な死に接して青年医たちは感慨なきをえなかった、——

散りて行くものとはかねて知りなから
なほおしまるゝ庭乃花可那（松原三郎）

いそがしや散行く人に注射かな

ちる花も又夕来る春にかほるらん
やがてきこゆる天楽乃音（榊保三郎）

表23 1900 年中患者

	1月1日在院	入院 新入	再入	移転	小計
自費	43＋ 20＝ 63	49＋29	5＋6	2＋ 0	56＋35＝ 91
施療	90＋138＝228	48＋29	3＋4	10＋ 4	61＋37＝ 98
委託	30＋ 35＝ 65	59＋25	1＋1	10＋12	70＋38＝108
計	163＋193＝356	156＋83	9＋11	22＋16	187＋110＝297
男女計	356	239	20	38	297

烏〔羽〕玉の闇の浮世をたひたちて
　照れる神世に休む楽しさ（門脇真枝）

なお施療患者が入院するときには、あらかじめ解剖願いをもらっておくことがおおかったようである。

この年の医事年報はみることができたので、それによって入院費用種目別**患者動態**をまとめると、表23のようになる（精神病者監護法施行にともない入院種別の呼び方が変更されたが、年報ははじめから変更された呼び方によって整理してある）。ここで第一に気がつくのは、入院・退院ともいちじるしくへっていることである。とくに自費入院がへり、また再入院がへっている。委託の新入院はふえているが、移転して委託となったものは二二名でそうおおくない（精神病者監護法実施にさいし、監置継続を出願しなかった者を市町村委託患者としたばあいがおおい）。退院では軽快退院がいちじるしくへり、不治退院、死亡退院がふえている。また、とくに施療では女がおおく、この部分の動きがすくなくて、年初・年末の断面では全体として女の患者数が男よりおおい。年間の最多在院は九月二〇日の四一二名（自費七五、施療二七八、委託五九）、最少は一二月二日の三四二名（自費五五、施療二一六、委託七一）であった。年報は、赤痢病の流行と看病人不足などにより、入院させられない時期があったという。年間在籍者の病名別をみると、白痴二〇、鬱狂一

三、躁狂九六、妄覚狂五六、定期狂一二、妄想狂九九、続痴狂一一二、癲癇狂一四、臓躁狂四八、麻痺狂六一、老人狂一四、中酒狂一七、神経衰弱狂八、病名未定八三である。一月一日在院者に神経衰弱狂が四名いるので、おそくとも前年から神経衰弱狂の入院があったわけである。この病名別で目につくことは、続痴狂が一位になり、ついで妄想狂（偏執狂）となり、躁狂が第三位になったことである。年初または年末の断面でみても、この順位はかわらない。

一月一日の在院者で五年以上在院は男四、女四五の計四九名、一〇年以上は男一、女一六の計一七名であって、この長期在院者は一八九六年に比しまだふえてはいない。だが、一八九六年には三四四名中前年入院者一六四名、前前年入院者五七名だったのにたいし、この年には三五六名中それぞれが一三二名および一〇五名である。このように、病名別でも入院期間別でも、患者の動きがだんだんわるくなってきていることがわかる。

死亡の一〇二名中では麻痺狂三一名、続痴狂二六名、躁狂一三名、妄想狂九名、老人狂五名などとなっている。死因は衰弱が二九名、赤痢一六名、脚気一五名、腸加答児一一名、脳溢血九名（いずれも麻痺狂）、肺結核七名、肺炎五名、虚脱五名、癌腫二名、腹膜炎、肋膜炎、窒扶斯（チフス）が各一名となっている。ここでは肺結核の七名に注目しておきたい。

つづいて退院患者の**合併症**をみると、退院者二九八名中合併症あるものが一五六名で計二三一症。そのおもなものは、窒扶斯四、赤痢三五、脚気一九、腸加答児一五、脳溢血九、結核一一、梅毒一〇（うち七名は麻痺狂）、癲癇六（癲癇狂）、中酒症一六（うち一五名は中酒狂）、ヒステリ症三二（うち二五名は臓躁狂）、神経衰弱三（神経衰弱狂）、蓐瘡一七、肺炎六などである。この数字をみると、精神疾患の本来の症状と合併症とがどのようにかんがえられていたのか、どうしても疑問である。また退院者中腸加答児にかかったものは一五名であるが、うち一一名は死亡していることになる。これをみても当時の精神科病院では、合併症として発見されたときはすでにかなり重症であることがお

表24　強迫法の使用頻度

強迫方法	1896年			1900年		
	男	女	計	男	女	計
	人　回	人　回	人　回	人　回	人　回	人　回
病檻入	3（3）	8（14）	11（17）	52（83）	26（54）	78（137）
手革帯	24（25）	16（19）	40（44）	39（152）	28（49）	67（201）
足革帯	8（8）	9（9）	17（17）	7（16）	4（4）	11（20）
手足革帯	15（16）	10（11）	25（27）	30（94）	11（13）	41（107）
蒲団巻纏	―　―	8（8）	8（8）	9（16）	30（54）	39（70）
合計	50（52）	51（61）	101（113）	137（361）	99（174）	236（535）

おい、といえる。梅毒は皮膚症状で診断されているのだろうから、合併症二三一症から癲癇狂の癲癇、中酒狂の中酒症、臓躁狂のヒステリ症、神経衰弱狂の神経衰弱をのぞくと、本来の合併症といえるものは一八二症である。死因中合併症にかぞえられていない虚脱および衰弱によるものをのぞくと、死亡者は六八名で、退院者に関するかぎり合併症の死亡率は三人に一人ということになる。

また一八九六年にくらべると、**強迫法の使用**がいちじるしくましている。両者の数字をならべてあげると、表24のようになる。つまり、すべての種類の強迫法が大勢にたいししかも頻繁に使用されているのである。巣鴨時代で、強迫法がもっとも安易に濫用された時期といってよかろう。

またこの年内に放火未遂三名、逃亡未遂一〇名、逃亡三名、自殺未遂四名、他殺未遂四名があった。

この年度の収入は二〇、二七八円五四銭三厘、建築費をのぞく経常部支出は六一、二〇七円二五銭三厘で、支出は各項目にわたってのびている。なお医者の宿直料は、一回にどうも一〇銭だったようである。

関連事項としては、前年の東京脳病院（田端脳病院）につづいてこの年の二月五日に戸山脳病院が牛込区若松町に開院した。精神病者監護法制定が精神科病院の開設を促進したものとみえて、翌年九月二八日には王子精神病院（滝野川病院、小峰病院）が北豊島郡滝ノ川村に、同一一月五日に東京精神病院（保養院）

が北豊島郡巣鴨村に開院した。

一九〇一年（明治三四年）記事

片山医長は、前年に村上および江原を講師としてまねいたのにつづいて、看護人資質の向上をはかるため、四月に女子部に看護指導をおいて、東京帝国大学講習生中より**永松あい**をまねいてこれに任じた(多賀うむも同時か)。また本願寺信徒の水谷秀渙（一九〇一年二月二一日―〇三年一〇月三一日と在職）および末信泉（一九〇一年八月一五日―〇三年七月二七日と在職）を看護長に任じた。おそらく村上講師と相談してのことであろう。

七月あるいは九月に汚染物置場および消毒所が落成した、計七坪五合である。一一月には隣地三、三一四坪五合四勺が購入されて、巣鴨病院敷き地に編入された。これは正門からはいって玄関にいたる地所に隣接した部分であろう。この年度の建築費二六、〇九二円四〇銭五厘とあるのは、大部分がこの土地の買収費であろう。

この年の八月一五日に**榊保三郎**の『**癲狂院に於る精神病看護学**』が発行された（写真11）。

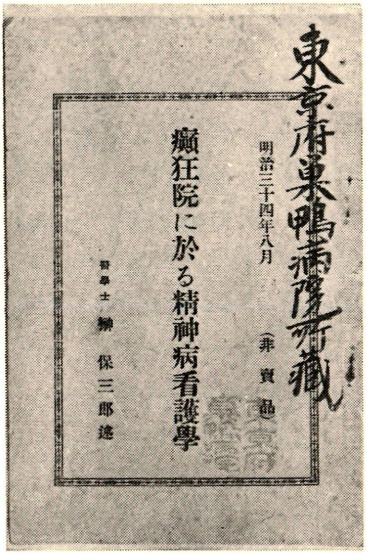


写真11

緒言

本年二月以来余は不肖を省みず巣鴨病院に於て私に看護人に看護学講習会を開けり而して其至難なる精神病看護学に至りては世間まだ一書も其著あるを見ず因つて小冊を著し

之を巣鴨病院に寄附し以て聊か講習の便を計らんとす若し其実を得ば幸甚
此書や素より完全なる者と云ふべからざるも要を抽出し簡単を旨とし而して其の内容は成るべく目下巣鴨病院看護人規則に依ると雖も往々まだ設備なくして必要なる事項あるを以て之れ等は欧米癲狂院の規定に則り之を編す読者幸ひに之を諒せよ

明治三十四年七月　　述者識

一般に発売されたものでないとはいえ、わが国で最初の精神科看護学書（二番目が、門脇真枝『精神病看護学』、博文館、一九〇二年）である本書は、全二四章、本文四九ページである。いくつかの章は巻末に全文をかかげる。次章にもみるように、看護人の教育は当時巣鴨病院の最大課題であった。榊が個人としてこれに手がけたことは、きわめて注目すべきことであった。

この年の九月に入院料滞納者についての書類がある。滞納しているので願人を召喚するも出頭せぬこと六、七回におよぶという例である。これにたいして、自費入院患者が滞納のさいは、患者引き渡しの日をきめて義務者に通達し、それでも義務者が引き取りに出頭せねば患者解放の日時をさだめ、所在地警察署に通知して当該官吏の出張をまって解放する、という方針がさだめられた。このとおり実行されたかどうかは、文書にはない。

さて、片山國嘉医科大学教授は一〇月二三日精神病科兼担を免ぜられ、同日**呉秀三**助教授は**医科大学教授**にすすめられ、精神病学担任を命ぜられた。呉教授が帰朝したのは一〇月一七日で、一〇月三一日には呉教授が東京府巣鴨病院**医長を嘱託**され、片山医長が嘱託をとかれた（この寸前の一〇月二八日門脇真枝も辞職した）。

呉医長は就任とともに、病室内の夜番勤務法をあらため、手革・足革・縛衣の使用を禁じ、隔離室の使用を制限し

た。この点の詳細は、一九〇四年記事中でのべよう。

一一月に通常東京府会は一九〇二年度より〇五年度にいたる**巣鴨病院新築費**継続年期およびその支出方法を決議した。この具体的内容は、片山医長のもとで計画されていたものである。三宅鑛一（「呉秀三先生の追憶」、『呉秀三小伝』、呉博士伝記編纂会、一九三三年）によれば、片山医長はこのため「一夏府会議員を歴訪せられた」のである。

府第四号議案

自明治三十五年度至明治三十八年度東京府衛生及ビ病院費継続年期及ビ支出方法

一金拾八万五千四百拾壹円参拾銭五厘　　巣鴨病院費中建築費

内　訳

金二万七千六百八円十二銭五厘	明治三十五年度支出額
金六万八百三十八円七十七銭	明治三十六年度支出額
金五万六千九百二十二円四十二銭	明治三十七年度支出額
金四万四十二円二銭	明治三十八年度支出額

右ハ巣鴨病院従来ノ建物ハ十数年以前ノ建築ニシテ其ノ設備宜シキヲ得サルニ依リ新ニ自費患者病室ヲ建築シ而シテ現在ノ建物ハ修理ヲ加ヘ之ヲ施療及市町村長依託患者室ニ充用セントスルニアリ然ルニ其ノ建築費ハ多額ヲ要スルヲ以テ負担ノ度合ヲ考量シ之ヲ四箇年ノ継続事業トシテ其ノ完成ヲ期セントス

〔右参考表省略〕

この具体的内容は、初年度において一一月購入の隣地を整備して表門をつけかえ、周囲を煉瓦塀でかこみ（計六〇

○間のうち二七○間は次年度)、煉瓦造り平家七二坪の自費患者病室および便所廊下などの付帯施設を、第二年度は三棟、第三、四年度は四棟ずつつくり、また第二年度に在来家屋の一九棟を移転し五棟をとりこわそうというものである。

この年の年報の一冊本はみることができず、北林貞道「明治三十四年巣鴨病院医事年報」（神経学雑誌、第一巻第一号・第三号、一九○二年）は統計表をかく。そこで、他の資料もおぎなって**患者動態**をみると、一月一日在院は表23の三五五名で、入院は自費が九四名、施療八二名、委託が八八名の計二六四名であった。退院は二二二名であるが、その内訳は呉の「医事報告」では自費七九名、施療六七名、委託六九名で計二一五名となって数字があわなくなる。最多在院は七月一二日で四○三名、最少在院は一○月二一日で三七五名であった。また一月一日在院者中、在院五年以上は五二名（男五、女四七)、同一○年以上は女だけ二○名である。退院二二二名の転帰は全治四一名、軽快二一名、不治八五名、死亡七五名である。死因は脚気二三名、単純衰弱二二名、肺結核六名、虚脱四名、腸加答児四名などである。退院者の合併症あるは九六名で一二九件、脚気二八名、赤痢一三名、臓躁病一一名、神経衰弱九名、肺結核九名、腸加答児七名などである。

この年の強迫法使用は、病檻入りが男女計五八名で全八一回、蒲団巻纏が計一九名二九回、手革足革が計八五名一八一回である。前年あまりに強迫法がおおかったので看護法の改善につとめていくらか減じたのか、それとも前年は赤痢流行のために強迫法が頻用されたものであろうか。逃亡は六名、同未遂八名、自殺なく同未遂は六名であった。

その年度の収入は二一、○四二円一八銭六厘、経常部支出は六三、一○六円五七銭四厘。諸傭給は一八九七年度の一一、二八一円七六銭が一一、八三六円九銭五厘、一二、六二八円二七銭五厘、一五、一二五円七四銭四厘から当年度の一七、九五九円六三銭九厘とあがってきている。呉は、一九○○年には計一五八名であった看護人がこの年だけ

一九四名になって、翌年にはまた一五八名になったとしているが、この点は患者定員が四三三名（自費一等二七、自費二等七五、施療三三一）のままであったことをみると、この年の看護人も一五八名前後だったとみるべきだろう。そこで、看護人不足であるため日給があがったとみることができる。

第四章　患者がみた巣鴨病院の実情

第三章でみたように、片山医長は片手間でなく巣鴨病院の経営にとりくみ、一九〇一年にはその努力がいくらかの実りをみせかけていたようであるが、そこで片山医長は呉医長にひきつぐことになった。だが、片山医長の努力にもかかわらず、片山医長の時代に巣鴨病院の病弊があらわになってきたように推察される。この病弊の原因は、医長―事務掛長という榊医長就任以来の二頭制にあったにちがいない、院内の実権は事務掛がにぎっていたのであろう。また、片山医長は呉助教授帰国までの暫定医長であるため、職員の志気がにぶってこの病弊をあらわれやすくしていたかもしれない。

ともかくも呉医長は、蓄積されたその病弊に直面しなくてはならなかった。

ここに紹介する第一のものは、『東京府巣鴨病院』（写真12）と題する表紙とも一九枚和紙の原稿である。なかには「三十一年十二月十六日　五区二号室患者」とある。看護人ほかの人名のおおく、重要な名詞のいくつかは亀甲文字筆記体のドイツ語でかかれていて、判読にくるしむところもある。

もう一つは『読売新聞』の一九〇三年五月七日から同六月二〇日にかけて連載された「人類の最大暗黒界瘋癲病院」中の、「府立巣鴨病院」と題する九回の暴露記事である。この連載記事は巣鴨病院、東京脳病院、東京精神病院、戸山病院、王子精神病院、根岸病院、小松川精神病院と、当時府下にあった七精神科病院の実情をあばきだしているものである。個人の名までだしたその筆はきわめてきびしい。そのなかの歴史的叙述は、いまの週刊誌の暴露記

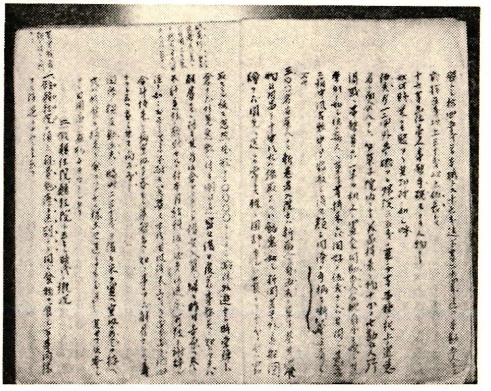


写真12　患者手記『東京府巣鴨病院』の一部分

事などよりはずっと正確であることからみても、内容に多少の誇張や誤りはあるにしても、大筋においてはあやまっていないようにおもえる。またこの記事は一九〇三年五月のもので、巣鴨病院についていえば呉医長就任後であるが、呉改革はまだ緒につきかけたばかりであった。そこでこの記事は、呉医長が改革にとりくまざるをえなかった巣鴨病院の病弊をしめしているといえる。

五区患者の体験

一八九八年当時の五区は男の自費病室であった。文中に「余狂人ト雖モ高等学校ニ在テ化学実験ハ卒業セリ」、「未ダ徴兵令ヲ知ラ」ず、とあり、また昨年七月まで熊本にいたともあるので、筆者は第五高等学校の学生だったか。いわば総論的なところは全文をあげよう（原文の欄外注は、本文中かっこにいれる）。

東京府巣鴨病院

衛生ノ道開ケテ天理教ノ御神水盛ニ売レ、学校教育厳ニシテ学生愈堕落シ、徳教隆ニシテ監獄署大繁昌ヲ来タスガ如キ今日ニ於テハ事物一トシテ奇トスルニ足ルモノナキガ如シト雖モ

社会ヨリ廃物視セラル、モ尚ホ社会ノ御恵ニヨリテ生命ヲツナゲル憐レナル狂人ヲ収容シ、治療セル東洋第一ノきちがひ病院タル東京府巣鴨病院ニ於テ狂人ヲシテ無惨ナル横死ヲ遂ゲシメシモノ蓋シ尠ナカラズ世人之ヲ知ラザル乎或ハ知リテ之ヲ怪マザル乎然レトモ余頗ルコレヲ奇トスコレ余ノ此編ヲ草セシ所以ナリ

三十一年十二月十六日　　五区二号室患者

（一）患者某ノ自筆ニカヽルモノヽ抜書院内既況　態ト原文ノ侭写シ少シモ誤リヲ訂正セズ

一、金銭ノ如何ニヨリ勘五ヲ軽重シ院内一般ノ悪風ナリ、
○○常言ニ病人ノ者ハ我物ナリ喰物莨紙等十分ノ九ハ我々勘五人ノ所得ナリ同人ノ或日休暇外出後○○○○三時間保夬（補欠ノ誤ナリ）ニ来ル日記并ニ遣残リ金貳三円斗リ入有懐中ハ形ヲ失必用書類等物品羽飛シタリニヨリ端書ニテ紛失云々取扱方ヲ自身自分事務員ニ書面シ渡セリ后三四時間ノ后文例ノ過アレバ書直シ又ハ当院ハ取扱ザルニヨリ返戻シ去ル

二、○○○○云々
貧乏人蟻トモ云ヘキ府下ノ万年町ハ世人如何ノ感情アルヤ快楽名誉アル人民ナルカ否劣等ノ賤業業人民ナルハ云ハスト御存ナランシカルモ勤業日ニ三十銭ヨリ五十銭ノ所得アリ当院勘五夫日ニ金十三銭見習トシ拾四五銭ヨリ本職トス十七銭迄下等二十四銭迄ヲ本勘五人トス弐拾五銭以上三十銭以上伍長トス
十六等出仕壱人事務手腕モナキ人物ナリ
如此賤業ニモ賂アリ其功神ノ如シ呼
伍夫月一二回外出ノ暇アリ帰院三五銭ノ菓子等事務ノ机上ノ置患者ニ面会人アレハ必菓子院内ニナキ美品持来リ物十分ノ七勘五人所得或ハ事務員ニハ一半ヲ机上ニ置余同勘五人分配自分モ喫シ其常例ノ如シ他ノ病人ヘ菓子等持来レバ同好ノ伍夫ナレバ共同シ患者ヱ箱中風呂敷中ヨリ窃取シ得々顔ニ同僚ニ手柄ラ噺誉トス奇ナラズヤ

三、○○名古屋人ナル新患者入院セバ新病人看五夫ニ菓子茶其他食物日用品ヲ十中八九ハ強取スルハ餓鬼ノ如シ新聞等号外ニ兵船図絵アレバ国元ヘ送ルヲ常トス殊ニ困却セシハ莨ナリ十分ノ七ハ窃取セラレ紙モ忽然片形ナシ○○○トシメシ暇休外遊セシ時常綿小倉ナレバ外見悪敷ニ付明日迄密々借リ度若事務員ノ知ルアラバ解雇ナルニ付キ其旨御含アリタシト借受入質シ帰リ（此類珍シカラズ患者ノ衣類ヲ着用スルハ未ダ恕スベキモ質入スルハ甚ダシ）昨日吉原ヘ参不計意外ノ散財セルニ付本月給料渡リ次第御返戻可致ト謝辞シ泣ク如シおかしさに不耐モ笑事モ不成其風体不可しきなりなり酒四合斗持来リ病室内ニテ呑モシ事務員ニ知リ事アレバ解雇セラルヽナリト云ヘ呑ミサマ尚おかし
関係ノ親友勘五人ニ臨時ニ三十銭ヲ借リ米ヲ買ヘ室内ニめしヲ拵ヘ或ハ残食ヲ持来リ命ヲツナゲル様あはれにもおかし其サ

マ御察シアレ日用品ハ益形チヲカクシタリ

（二）仮顚狂院、顚狂院ト云ヒシ時代ノ概況

一、仮顚狂院ノ頃ニハ自費施療ノ区別ナク同ジ食物ヲ食シ万事同様ナル待遇ナリシト云フ(某実験者ノ親ク語リシ所ナリ)十四年八月頃毒医中井常次郎ノ院長ニナリテヨリ囚人ノ如ク患者ニ手錠足錠及「ホタ」ヲ掛ケタルヲ解キ且ツ毎日天気ナレバ檻(オリ)ノ錠マデモ開(ア)ケ凡ノ患者ニ運動ヲ許シ寧日運動ヲ勧メタリト云フ、中井氏院長ノ時代ニハ日々日曜日ヲ除キ回診セシ故看護人ノ患者ヲ虐待セシ事稀ニシテ随テ周囲厳重ナラザリシモ逃亡セシモノナカリシト云フ

二、十四年十月東京府顚狂院トナリテモ手錠足錠ハ用キズ多ノ点ニ於テ今日ヨリモ寧ロ勝レル所アリタリト、当時ハ患者百二三十名ニ対シ看護人ハ僅カ七八名ニテ看護セシト云フ

（三）施療患者ノ憐レナル有様

施療患者ハ牛乳ヲ温(アタタ)ムル事ナク冷キ侭呑ミ又カユヲ食スル事能ハズ虚弱ナル病人ノ耐ユル所ニ非ズト云フ入浴モ百人以上ヲ三十分ニテ終ラシムルト云ヘバ凡テ自費患者トハ雲泥ノ相違アリ

一、患者ハ小遣銭ヲ有セルモノ僅カ数名ニ過ギズ従テ莨スラ買フ事ヲ得ズ故ニ病院ヨリ与ヘラル、牛乳、卵、パン、弁当ト看護人ノ莨ト交換スルナリ（此交換ヲナスモノハ年少ノ看護人ニ寧ロ多シ）而モ看護人ハ此等ノ物品ノ半額丈ノ莨ヲ与フルノミ甚シキハ只取スル事屡アリ、此外看護人ハ茶、花札、ゴ石トモ交換ス実ニ驚クベシ此ノ如クナレバ患者ノ餓鬼ノ如クナルハ自然ノ結果ナリ尚ホ自費患者所有ノ新聞ヲ分取リテ看護人ノパント交換スルハ一層酷ナリ

二、見舞人ノ来リテ患者ニ菓子等ヲ持参スルヤ一時ニ食シテハ宜シカラズナド、巧ニ見舞人ヲ胡魔化シ看護人ノ詰所ニテ之ヲ預リ只見舞人アル時ニノミ其数箇ヲ与ヘ他ハ詰所ニ在ル看護人ノ食スル事規則ナリト云フ（詰所ハ税関ナル事後ニ記ス）此詰所ニハ看護人中ノ看護人ヲ取締ル病室取締、組長トカ云ヘルモノ、居ル所ニテモ此ノ如キ盗ミヲナス事規則ナレバ他ハ推シテ知ルベシコレ病院開闢以来ノ宿弊ニシテ患者ノ之ガ為ニ苦痛ヲ感ゼザルモノナシ

三、看護人自ラ施療ニテハ旦那様ダト云ヒ得意ナル所ヲ見テモ大凡景況ハ察セラルベシ或患者ハ看護人ヲ呼ブニ御看護様ト云フ患者ノ意中察スルニ余リアリ

四、看護人ノ患者ヲ取扱フ事牛馬ノ如クナルハ到底筆紙ノ及ブ所ニアラズ自費患者附添タリシ看護人ニシテ惨酷タリシモノヲ悉ク施療ニ追ヒ遣ル所ヲ見テモ其一般ヲ知ル事ヲ得ベシ
其実例甚ダ多シ過日一寸御話シタル筈ナレバ爰ニ記サズ

（四）看護人

一、種族凡テ廃物ニシテ士族ノ落ブレ老人カ或ハ放蕩ニ身ヲ持チ崩シ寄ル所ナキノ少年ニシテ随テ女郎番ニアラザルハナク日常話ル所ハ女郎ニアラザルハナク其言語ハマキ舌語ニシテ馬丁カ車夫或ハ車力ノ言語ノ如ク其歌フ所ハ「ホーカイ節」ニ非ルハナシ

二、資格無学ニシテ挙動帳ニ記入シ得ルモノ全看護人中僅カ十数名アルニ過キズ

三、採用試験ハ只名ノミニシテ単ニ給料ノ低クシテ勤マルヤ否ヤヲ問フニ止ルノミナレバ其人物ハ一時糊口ニ窮シテ已ヲ得ズ腰掛トシテ僅ノ給料ニ甘ンズル廃物タルハ誠ニ明ナル事実ナリ

四、容貌ハ一モ真面目ラシキモノナク多クハ怪物ナリ一眼アリ、斜視眼ナルアリ或ハ半陰陽〔?〕ナルアリ

五、職務実際ノ職務ハ出来得ル丈患者ノ飲食物ハ勿論凡テ患者ノ物品ヲ掠取シ或ハ盗ミ女郎屋ニ行クヲ本職トス

六、生活前記ノ如キ事ヲ本職トスル事ナレバ加フルニ身分不相応ナル絹布ヲ纏フモノ普通ナレバ従テ其生活ハ非常ノモノニシテ其状態万年町ノ乞食ノ生活ヨリモ寧ロ劣ル所アリ以テ其他ヲ察スベシ

七、給料日ニ二十一二十四銭

此ノ如キ薄給ニテ而モ不相応ナル絹布ヲ着シ法外ナル浪費ヲナス事ナレバ前記ノ如キ非常ナル待遇ヲナシ牛馬ヲ取扱フヨリ甚シキ事自然ノ事ニシテ況シテ
医員ヨリ事実上殺生ノ権ヲ附与セラル、ニ於テハ患者ヲ虐待スル事牛馬ニ異ナラザルハ誠ニ已ヲ得ザル事ニシテ而モ看護人ニシテ乃公ハ殺生ノ権ヲ有スト云フモノアルニ於テハ益驚カザルヲ得ズ

一九六〇年前後の松沢病院で婦長・看護長が「ゴチョウさん」となおよばれており、わたしはそれを「伍長」とき

いてふしぎにおもったが、ふるい人にきくと看護長の略称だということであった。この文章の当時も、「護長さん」という呼び名がつかわれていたのだろう。いままでの引用中で大事な点は、中井院長のころは毎日回診していたので看護人による患者虐待もごくまれであった、また、この患者からみても看護人の待遇はあまりにひくくて患者搾取にいたるもやむをえぬとさえおもえるものであった、ということである。あとは、要点をあげていこう。

「**看護人中ノ高利貸**」。木更津の百姓で月一〇%の利子で、衣類、はなはだしきは意識なき患者の衣類を担保として仲間に金をかしている。かれは無筆で挙動帳は他人に代書させている。かれの奸胡法なるもの（看護法などよべない）は、「一、施療ニ在ル時ハ一ケ月三十銭以上ノ食料ヲ払フベカラズ　二、自費患者附添ナレバ一、患者ハ無意識ナラザルベカラズ一、患者ハ一等患者タラザル可カラズ一、患者ハ自宅ヨリ持参セシ食物ヲ食シ病院ノ食物ニハ手ヲ附ケサス可カラズ一、菓子ハ日々買ツテ貰ヒ而モ頭ヲハネルニ不都合ナルモノハ買フ可カラズ」というものである。

「**奸胡人**ハ患者ヲ取扱フ事牛馬ヲ遇スルガ如シ」。かれらの一部は賄いの雇い人と結托し、患者には一升の飯を一〇人分とすべきを一二、三人分とし、残り二、三人分を半額でかっているので、患者一食の飯量は七、八勺にすぎない。現在かれらの弁当代は一食二銭だが、かつて二銭八厘だったときに某は九二か月分の食料として九〇銭ばかりをはらっただけであった。かれらは患者になるだけ食事させず、自分の茶腕にまず飯の一部をとってからくわせるものもあり、このごろは患者の不食がはなはだすくないと嘆ずるものもある。食事さえ充分にさせぬぐらいだから、菓子などはくわせず蒖を自宅にもちかえるぐらいは普通で、病院から特別に給せられる玉子を横領されることもすくなくない。

かれらが故なくして患者をうつ、けることは普通だが、見舞い人のまえでは患者があばれ危険な行為をしても決してうつことなく傍観しているだけなので、見舞い人はありがたい親切な看護人として涙にむせぶのである。かれらが

新患者をうち、けるのは当院の習慣で、かれらは新患者にたいし、「此所は病院だから到底お前の勝手にはでられない、おとなしくしてないと按摩するぞ」（巣鴨病院ノ按摩トハ布団巻キ撲グリ踏ム蹴ル打チ気絶セシムル誤リテ殺スノ類ナリ）、「此所ハ地獄ノ一丁目ダ」、「オ前ヲ殺スモ生カスモ乃公ノ呼吸ダ静ニシナイト殺シテ仕舞ウゾ」、「医長カラ獣類ノ様ニ取扱ヘト命ゼラレテヰル」、「医員ニハ決シテ口ヲ開（キ）ク可カラズ何カ云フト退院ガ後レルバカリダ」など脅迫する。患者の買い物も、かれらは患者がこばんでも自分の欲する物をかう。小遣いでかった一銭から三銭の物も、税関で一回、看護人のため一回計二回頭をはねられるので、貧窮なる患者は非常にあわれである。かれらは自宅より差し入れ品のおおい患者を第一等の患者としている。

「自費患者ノ実況」。看護人の患者虐待はすこぶる残酷をきわめ、某は患者の衣類を質入れし、某患者は入院当時すこしあばれたので手革足革をかけられたまま裸体のままでついに餓死させられた。空腹のまま放置された患者がさわぐと某が「アーアー静カニシヤガレー、今ニ棺桶以テ迎ヒニ来テ遣ラー」といった声は周囲にきこえた。某は患者の死するまえに病室の戸をあけて他の看護人が見物にきたところで、「マダカ未ダカグヅ〳〵ヤッテラー」など暴言をはいた。もちろん、立派に看護している例もある。看護人が患者をなぐって右目が紫色にはれたときは、患者自身がやったようにして診療をうけさせずに薬をもらって胡麻化した。「当時此看護人ハ心配シ解雇セラル、カノ疑念ヲ抱キシモソンナ事ノナキヲ見テ安心シ益患者ヲ酷ニ扱ヒタリ」、「何タル次第カ此等ハ院内ノ宿弊ニシテ此頃ハ殊ニ看護人ノ患者ヲ遇スル事非常ニ惨酷ナリ或ハ医員ノ殆ント回診スル事ナキガ故ニ彼等ガ増長セルナラント古キ患者ハ嘆声ヲ余ニ向テ洩シタリ」。

「或ル患者ハ室内ノ畳ヲ裂キ壁ヲ落シ壁板ヲモ割リタリトテ一夜看護長巡回（オマハリ）後七八名ノ看護人ノ為ニ蹴リ、撲グラレタレバ患者ハ痛サニ堪ヘ兼ネ『御免ナサイ、恐レ入リマシタ』ト云ヒ或ハ『マイッタ』ト云ヒシニモ拘ラズ尚ホ『ゲ

ンバ』ト呼ブ雑巾掛ケノ節使用セラルル桶中ニ倒マニ裸体ノ儘入レラレシ事数回ナリ此『ゲンバ』ハ雑巾掛ニ使用シタリシ水ノ入レアル事ナレバ黒キ汚レタル水ナリ故ニ患者ハ溝渠（ドブ）ノ中ニ入レラレタルト同様ナリ（医長回診ノ節ニハ一寸着物ヲキセル故裸体ノ患者ヲ見シ事殆ントナカラン）」。患者某は「布団ニ巻カレテ柱ニ吊サレタル事アルヲ以テ有名ナリ（恰モ乾魚ノ如シ）」。

「**税関**不用ナルモノナレバ贅関トモ書スベシ」。「看護人中ノ普通看護人ヲ取締リ普通看護ノ上ニ立ツ病室取締、組長タルモノ、居ル所ニシテ詰所ト称ス然シ事実上余ハ税関ト称ス税関ニハ二名ノ病室取締及五名ノ組長アリ余ハ便宜上凡テ税関員ト総称ス皆普通看護人ノ古物ヨリナルモノナレバ凡テ普通看護人ト異ル所少モナク寧ロ甚ダシキ所極メテ多シ日給二十六銭乃至三十三銭ナリ」。牛乳配分が不公平で、某は自身その牛乳をのむ。ある患者の自宅附き添い人と附き添い看護人と結托して患者を放擲して女郎屋にいくことがしばしばだが、税関は相当の関税をとってしらぬふりをしていた。やがて看護人にやかましい風説がたったところ、自宅附き添い人をして総花として事務長以下看護人一同に暑中見舞いとして手拭い一本ずつくばらせた。遊びの費用からすべては、患者用の費用からでている。患者配置も一等であればいかにさわぐも四区にいれず、他患者の安眠をさまたげてもかまわずにいる。入院患者の附き添い看護人をさだめるにも税関は鼻薬の多寡あるいは私的関係による。看護人が患者をいかに惨酷にとりあつかうも税関はみてみぬふりをしている。税関は患者の賄いからくる食料をぬきとり水増しし、税関員が患者へむかって「御馳走あるか」などいい、自宅見舞い人に直接に「この患者は費用がかかる」と金を要求し、また患者の新聞を自分がみてからわたす。看護人に点灯だけを職とする油屋がいるが、税関が頭をはねるので、種油一日に三勺のところ五日分として一合すこしを給するだけである。

「**差入屋**或ハ引手茶屋ト院内ニ於テ称セラルル三谷及ビ**買物屋**阪口ノ暴利ヲ貪ル事」。三谷は看護人、税関、看護

長、事務員と結托して地方人士を瞞着して暴利をむさぼっている。阪口がうりつけるものはきず物で、しかも五割の暴利をむさぼっている。買物帳に記入してある総計と買物屋の総計とあわぬことは普通である。

看護長のあるものは奸胡長である。奸胡長の大略は税関と大差がない。看護人の配置が不公平である。「患者ノ診察ヲ乞フモノアルモ医員ニ取次ガズ握リ潰ス事甚ダ宜シカラズ患者ハ先ヅ看護人ニ、看護人ハ税関ニ、税関ハ之ヲ看護長ニ、看護長之ヲ医員ニ告グル規則トハ何タル迂闊ナル規則カ、宜シク看護人ヲシテ直ニ医員ニ告ゲシメ以テ憐レナル狂人ノ便利ヲハカラレタシ」。患者より発する信書をにぎりつぶすことあり。夜の巡回は儀式的で、某は酩酊して巡回しあるいは巡回せざりしことしばしば。患者に給する食事を看護長が検査するが腐敗にちかい魚や二、三日をへた飯が認可されている。看護人が患者を負傷させてもしらぬふりをしている。

事務員は四人にて月給総額僅に五、六〇円の間だが、某のように美服を着せるはうたがわしい。前事務員某なるものは官金三〇〇円を使用し女室の税関員たりし某と道ならぬ不都合までして解傭され発狂して白山で咽喉をついて自刃せりという〔この前事務員として名のあげられている人は、一八九三年記事にある会計主任Tとは別人である〕。

薬局は、薬を二、三日おくらせたり薬をまちがえたりする。

犯罪人が患者になってにげこんでいることもすくなくなく、徴兵忌避例も二、三ある。

挙動帳には、

此帳ニハ概ネ左ノ条項ニ注意シテ記載スベシ

一記入ノ事柄ハ之ヲ医員ニ問ヒ其指図ニ従ヒ筆ヲ執ルベシ

一患者ノ言語挙動常ニ異リタルモノアル時其有ノ侭ニ記スベシ

（わからぬ言、前後不揃ノ事ナド、記サズ言語行為ハ其侭ヲ記スベシ）

一患者若シ形無キニ視、声無キニ聴クガ如キ様子アラバ如何ナル物ノ見ヱ如何ナル事ノ聞ユルヤヲ記セヨ而モ患者ニ数々問フ可カラズ

　但以上ハ前日ト同様ナル時ハ省略シテ異ル点ノミヲ挙グベシ

一体温　一体重　一睡眠　一両便

一女子ニ就キテハ月経来リタル時ハ其持続、模様ヲ記スベシ

一三食、滋養品、間食等　一、服薬、浣腸等

　但シ以上ハ必要ニヨリ時間ヲ記入スベシ

東京府巣鴨病院

とある〔この記入上注意は、一九四七年につかわれた看護日誌表紙裏にも「凡例」としてほとんど同文でのっていた〕が、挙動帳にはいい加減のことを記入するだけで、医員が看護人に指し図することはなく、看護人には無筆のものもいる。挙動帳は虚洞（ホラ）帳なり。

医局。「医員ハ極メテ怠惰ニシテ医長閣下回診アル時ノ外殆ント回診セシ事ナシ故ニ看護人増長シテ患者ヲ虐待スル事非常ナリ患者ハ不時ノ診察ヲ請求スルモ容易ニ診察ヲ受クル事能ハズ看護人ノ患者ヲ負傷セシムルモ黙許セルガ如キ観アルハ恰モ事実上医員ガ殺生ノ権ヲ看護人ニ与ヘタルニ等シ況シテ看護人モ殺生ノ権ヲ有スト公言シツヽ患者ヲ惨酷ニ取扱ヒツヽアルニ於テハ寧ロ事実ト信ゼザルヲ得ズ」。風呂場まえに患者の両便せし布団衣類など山をなして悪臭をはなち患者に虱を伝播させているのを放置しておくのは、医員として衛生上の注意をかくものでないか。

これまでが五区患者の手記である。みられるようにこの手記は、看護人による患者虐待に誇張があるかもしれぬとしても、当時の院内の状況についておおくの貴重な情報をふくんでいる。またこの手記は、その後の呉改革の方向を暗示している。このようなきびしい実情を把握したからこそ、呉医長はきわめて厳格な改革路線をうちだしたのである。このようにみてくると、この手記の内容はその確かさをなおましてくるのである。

読売新聞記事

「▲**沈滞して腐敗す**　巣鴨と云へバ直ちに瘋癲の二字を連想する程、設立後多くの年所を経たる本院ハ、精神病の治療上経験を積みしこと幾何ぞ。且つ府庁の管轄に属して、営利を唯一の目的とする山師的病院と異り、慈善救済の趣旨に副ふべき筈なれども、総て物ハ沈滞久しきを経て腐敗す。本院も設立後狂人の別天地として社会に遠ざかり、何等の刺激を与ふる者無かりしより、種々の弊害殆んど痼疾となり、根本的改革を施すにあらざれバ、大切の患者を托するに忍びざるなり。▲**府庁の怠慢**　併し本院の医局ハ、東京帝国大学精神病学教室の医員が、研究の傍ら患者を治療し、我邦精神病学の泰斗として唯一の博士呉秀三氏を医長に載く事なれバ、別に異論を挟むべき所無し。他の私立病院に於て第一に攻撃すべき点ハ、医員其人を得ざるにあれども、本院に於て専ら詰責すべきハ、府庁の怠慢其職を尽さゞると、事務員看護人等の不正乱暴等なりとす。」と、府立巣鴨病院についての記事ははじまっている。まず事務掛長O老人は、本院に根がはえているが、部下の横着、看護人の患者虐待など一向ご存じなく、ひたすら財嚢緊縮主義で、患者の食費も米相場が一円に一斗のときもいまのように五升のときもほとんど同一である。治療上必要品を医員が請求するも医員無勢力のためにはねつけられる。もしOが請求しても府庁衛生掛のTがはねつける。医員も無報酬である。看護人の採用も、医員が不都合を指摘したので試験のうえ採用することになり、その給料がいくらかあ

がったとはいえ、二二、三銭が日給二五、六銭になっただけである。Oの下の事務員の月給は一八円から一二円。それらは患者入院出願を満員などいつわって門前払いをくわすことがあるが、これは三谷家のAという東京精神病院の客引きと結託しているのである。薬局員三人中ちゃんとやっているのはIだけ、他は自分の時間の調剤もあとまわし。男子の看護長三名中堕落坊主の二名は横着で巡回をさぼり部下より賄路をとり薬用酒をのむ。もう一人は警部あがりで被服係りである。普通の看護人は贈賄していないと役得なき市町村委托患者の看護を命令されいじめられるので、贈賄のため患者の食膳を横奪して自分の弁当料をもうけるのが一般の風習である。

宿直医員事務員看護長などが薬局の酒類をぬすみだし宴をひらいて、あげくのはて車をつらねて板橋の遊廓へくりこむことがしばしばである。医員は私立病院と気脈を通じていて、地方より添書をもってくる患者をそこへおくりこむので、天神の魚十、偕楽園などで饗応をうけている。看護人は滋養品の鶏卵牛乳をぬすみ衣類にまで手をだす。患者をもみ「按摩」し、寒中鎖錮室で凍死した患者もいる。患者の食事がおそいと喰いかけの飯さえうばいとるぐらいで、もっとも滑稽なるは「巣鴨病院の牛乳ハ飯より製す」という奇談で、一斗の牛乳のうち五升は看護人らの飲料としてとりのけ、のこりに残飯粥と水とを混和して一斗の容量とするのである。牛乳から飯粒がでてくるわけだ。こうして、看護人中には一か月間に賄い方へしはらう弁当料が四、五回ぐらいのものもでてくる。事務員看護長らに弁当代を催促すると、膳部検査のときにこれは腐敗している、不消化物だと難癖をつけられるので弁当代の請求もできず、そのしわよせは患者にいくと、賄い方印東佐兵衛が涙をながして述懐談したこともあるという。市町村依托患者で快方にむかって働きとして院内の拭き掃除をする者が、看護人がうばった飯を余分にもらって、あまればこれを他へ一銭五厘ぐらいの相場で転売する。依托患者は一滴の湯水をのむのも容易でなく、雑巾がけの水をのむのもある。

名物葦原将軍は他患者の食物器具を横奪したりするが、これも看護人が将軍をそそのかせているのである。看護人

中には、将軍の分捕り品の拝領にあずかるため、外出のさい焼酎などをかってきてあたえる者があり、しかも看護長取締などはこれをしってしらぬふりをしている。

女子の看護長三人（月俸一九円二名、一二円一名）のうち医科大学の看護学をおさめた二名は、他の看護婦を軽蔑ししきりに威ばりたがっていたが、このごろやや悔悛の状態なり。女子部では賄賂は男子部よりさかんで、患者の待遇が心附け次第というのも男子部よりひどく、見舞い人に心附けをうながすものもある。看護婦は、「按摩」といって患者の脊骨をおるような荒療治はしないが、おひねりと名づけて患者の体をつねりちらし、全体の皮膚紫色斑をなして鹿子絞りとなったものもある。Ｉという看護人は二、三人の仲間と合名金貸し会社を設立し一円につき月一五銭の高利をとっていた。関係の看護人が大体お払い箱になった今も、発頭人Ｉは金貸しをつづけている。

賄い方はＩというものが多年うけおっている、毎日の献立ては見積もり書をだして医員の承認をえ、さらに見本の膳部を医員にしめす例になっているが、これは形式だけで不都合があっても医員はしらん顔をしている。年度の変わり目には賄い方、小買い物、蒲団などの請け負い人を入札できめることになっているが、いつも同一の人物に落札している。賄いが粗末な第一の理由は物価騰貴にかかわらず、いつまでも一人前一日一二銭ずつになっていることである。用達人にＴという者がいて、患者の小買い物をうけおってコンミッションをえているが、これも実はＩが一手にひきうけてＴは名儀をかしておくだけである。

巣鴨病院はいま三〇万円の予算で病室の改築工事に着手している。「然れども今日の儘にて放任せバ、縦令建築ハ輪奐の美を極むるも、内部の醜体ハ依然たり、之が管理者たる東京府ハ、果して其任務を全うし得べきや否、頗る疑問に属す。要するに本院ハ事務員が役人振りて、我侭増長の結果、大切なる医員をも蔑視し、遂に今日の如き状態に堕落したるなり、呉博士が医長となりしより、手革足革の如き責道具を焼き払ひ、又一種の慈善会を起し、其収入金

にて娯楽場を設け、体操器具三味線碁盤等を購入して、患者の精神を慰め、施療患者ハ府庁よりの仕着せのみにてハ、寒を禦ぐ能はざるが為、別に衣服を給与するなど、種々の考案を立て、幾分か博愛主義を拡充する傾向となりしが、事務員等の専横と看護人等の不親切なる、却て呉博士の所業を五月蝿がる風情あり。而して之が上に立つ東京府も、狂人の別天地として度外に置き、更に改善の計画無し、是れ吾人が其弊害を指摘して鞭達を加ふる所以なり」。この文章で巣鴨病院に関する分はひとまずおわって、もう一回薬局員からの抗議文と、それへの批判とをのせている。

東京精神病院についてのべているなかに、三谷のAのことがでている。Aは巣鴨病院の事務員と東京精神病院とを連結する鎖り男で、巣鴨へ入院をこう者が願書をだすときに事務員らは、願書にいろいろ難癖をつけて、この横町の三谷屋でかいてもらえといい、Aはその都度書き賃をせしめるのである。また巣鴨は東京府下住民にかぎって入院させるので、地方からきた患者は一時東京に寄留しなくてはならない。Aはこの寄留籍をひきうけて手数料、保証人料、周旋料、寄留料、願書認め料などなど費用をとり、また患者の見舞いのため上京した者を自分の家にとめて一日一円五〇銭の法外なる宿料をとることがあるという。その収入は莫大なもので、Aの旧同僚たる巣鴨病院の看護人はAの栄華をうらやんでいる。

この記事の最終図は「焦眉の矯正策」と題し、看護人、とくに巣鴨病院のそれの問題をとりあげている。本紙の記事をみて「専精師ハ大に驚き、余が説教も何等の効無かりしかと、嗟嘆したりとぞ」。「斯く論じ来れバ、第一の弊源ハ巣鴨病院にて、看護人の養成其法を得ざるに在り。当局者ハ先づ比処に向つて快刀乱麻を断つの手段を執らざるべからず。続で他病院の監督を厳重にし、苟も如何はしき風聞あるものを、十分調査を遂げ、場合によりてハ全院閉鎖を命ずべきなり。吾人の冀望する所ハ、完全なる病院を国家的事業として建設するにあれども、今日の気運まだ茲に至らず。纔かに看護人の改善を企図して、筆を擱する事とせり」。これが結びである。

第五章　呉医長による改革

つぎにみていくように、呉医長になって院内諸制度の改革は早急にすすめられていった。『明治三十五年東京府巣鴨病院年報』の序に呉秀三医長は「又本年所載ノ事件ハ大抵皆前医長片山博士ノ企図計画ニ出ツルモノニシテ新築事業ノ緒ニ就クニ至リシガ如キハ同博士ガ吾人ニ残留セラレタル病院史上特筆スベキ大功業ノ一ナリトス」とかいているることは、そのままにうけとるべきであろう。つまり、呉改革としてこれからみていくもののうちかなりのものは、片山医長がその方向をおおまかにさだめておいたものを、呉医長が具体化していったものであろう。

一九〇一—〇二年における看護面の改革

一九〇一年一一月一日から病室内夜番の制度をあらためた。男室では取締組長のうち二名および看護夫の一三名、女室では取締組長のうち二名および看護婦一二名が毎日午後九時より翌日午前六時まで病室廊下の一定の場所で見張りし、三〇分ごとに総員の半数ずつ全病室を巡回して夜間の警戒にあたるようにさせ、また宿直看護長も同時間一名ずつ不寝番をつとめて二時間ごとに病室全部を巡回して不寝番看護人の勤惰を監視し、各室患者の動静に注意し人員を点呼し、病室内全部から浴室物置き便所まで火の元および締まり向きに注意するように規定したのである。また同日から呉医長は、患者に使用中のものをのぞいて手革足革を病室におくことを禁じた。しかしその後もつかうものがあったので、翌年一月一二日音楽会を期として手革足革を医長の手もとにあつめた。それでも二月中に二回施用する

ことがあったが、あとは**手革足革は廃棄**した（口絵16）。

看護長室は病室外にあって看護長はそこで執務するので看護人との関係があさく看護を監督するのに不充分であるため、看護長のうち一名は病室につめきって職務に従事するようにさせた。

一九〇二年一月一四日には特別看護人（病院規定数外の、自費患者につきそう看護人、患者からは看護人給弁納金をおさめ病院から俸給がでているので、病院の勤務者なのである）には、平素の性行、勤務の勉否などを調査してなるべき成績の優良なものに命ずることに規定し、四月一日からはその出勤簿を調製した。また、従来看護長は看護学術の素養がなくそこで看護人の統率も困難なので、東京帝国大学医科大学附属医院に交渉して巣鴨病院看護長が看護学講習を聴講する許可をえて、一月二三日から看護長末信が通学することになった。

すでに紹介したように、一八九五年に詳細な看護人採用手続が制定されていたが、実際には体格を検査し事務で面接するだけであった。一九〇二年二月から**看護人採用試験**をおこなって読み方、書き方、作文、算術について採点し、看護学の試験をのぞむものにはそれもおこなってその採点は通常のものよりたかくすることにした。志願者には戸籍謄本を提出させ、試験及第後は病院から区役所、警察署、従前の職場などに照会のうえで採否を決定することにした。

従来看護長は男だけであったが、女室には女のほうが看護監督の目がいきとどくという理由によって、四月二八日から従来の看護長には男室を監督させることにし、また、それまで指導であった永松あい、多賀うむ、取締であった浅野たかを**看護長として女室を監督**させることにした。看護長は男女各三名となったので、一九〇二年はじめには四名いた男の看護長の一人は退職した。また看護長詰所は病室内におかれることになり、その隣室は器械室および診察室として看護長がその監督にあたることになった。五月二〇日からは看護長が看護衣をつけることになった。

七月一日からは看護人配置は医局の承認をへるべきことにし、帳簿に医員の捺印を要することにした（だが、この

処置はおそらく形式だけにおわったろう)。

看護人見張所は、本棟から病棟区域へはいったその取っ付きにあったようで、みはるのは患者の動静ではなくてその出入であったようである。組長は従来見張所で勤務していたが、九月一二日からはそれをやめさせ、もっぱら病室内で患者の状態に注意し看護人を監督し、ときどき病室を巡回するほかは休息所(これは見張所よりは病室区域のなかにふかくはいっている)で執務させることにした。また、それまで組長の仕事であった薬液・滋養物の受領などは看護人二名にうけもたせることにした。

九月一六日からは男室に理髪専務看護人をおいて、一室をあたえた。病室用剃刀は看護長が保管し、病室内の空室一室をさだめて組長および担任看護人が剃刀をあつかい看護長一名がそれにたちあうことにした。同日また病室内に衛生専務看護人一名をおいて、男室一般および男女両室の周囲の清潔法に注意させた。

一九〇二年における看護人の一日平均人員は一五七・五人、最多は男八八、女八四の計一七二名、最少は男七八、女六九の計一四七名であった(看護人不足で患者を入院させられない時期もあった)。新規採用は男一一五、女五一の計一六六名にたいし、**退職解雇**は男一一九、女五九の計一七八名であった。この退職者の採用年は、一八八八年一名、一八九六年二名、九七年四名、九八年三名、九九年四名、一九〇〇年一八名、〇一年六二名、〇二年八四名である。つまり、新規採用者の過半数がその年のうちに退職しまたは解雇されている。一七八名中男四四、女一六の計六〇名は論旨または懲戒による退職で、その理由は、無届欠勤一九、欠勤多二、無断外出二、勤務怠慢一一、患者に不親切四、不品行二、男看護人または女看護人と私通六、同媒介者二、無断欠勤患家往復金銭請求一、高利貸し患者物品持ち出し一、窃盗二、患者の食物をうばう一、院内秘密漏洩一、院物私用一、患者の衣服を私に着用一、不寝番勤務中怠慢患者の放火をしらず一、不寝番中番所をかえ睡眠す一、患者に負傷せしむ二となっている。このうち、無届

欠勤患家往復金銭請求以降は、窃盗二中一が女であるほかすべては男である。

解雇をのぞく一九〇二年中の**懲戒処分**は、組長にして窃に患者を制縛した女一が二か月間日給二割減、看護人にして窃に患者を制縛した男女各一が四〇日間日給二割減、看護人にして受け持ち患者の逃走をしらなかった男一が三〇日間日給一割減、看護人不寝番勤務中睡眠する男九、女一〇が一五日間日給一割減。また病室に窃盗者（看護人？）がいたのをしらずにいたのは患者所持品管守方不注意のためとして、看護長一名が一か月間月俸を一〇分の一減、事務掛長も病室不取締の廉で譴責（とすると、事務掛長は病室取り締まりについてかなりの責任をおわされていたことになる）。一九〇一年以前に懲戒解雇や懲戒処分がどの程度におこなわれていたかは不明であるが、呉医長になってひじょうにきびしくなったのではあるまいか。

さて、上記のことで看護人の移動がきわめていちじるしいことが目につく。看護人の定着せぬところで、経験・技術の蓄積はほとんどのぞめなかったろう。呉は年報中に「看護人中解雇〔退職〕シタル人員ノ夥多ニシテ採用人員ヨリモ超過セルハ其移動（殊ニ新任者ノ）多キヲ示スモノニシテ其理由ハ主トシテ看護勤務ノ困難ナル割ニ給料ノ低額ナルニアルガ如ク看護勤務ノ困難ナルハ疾病其者ノ然ラシムルガ為ナルヨリハ主トシテ病室内ニ看護人ノ休息所ナキニヨルモノノ如シ且又是等ノ理由ニヨリテ良キ看護人ノ得難キモ亦其異動多キヲ致ス一因ナルベシ」と指摘する。

看護長の月俸は一九円二名、一四円二名、一二円二名であった。**普通看護人の日給**は最高四二銭、最低二四銭で、平均二七銭七厘、特別看護人は最高三三銭、最低二四銭で平均二六銭六厘である。門衛の平均一日二五銭、小使の平均二四銭二厘、人夫の平均二一銭三厘、洗濯婦の平均一八銭六厘にくらべれば、看護人の日給の額面はよい。といっても、夜勤がきわめておおい点をはじめとして勤務時間のながい点も勘案すれば、給料はこれらの他職種よりよいとはいえないだろう。一九〇二年間に普通看護人に支払いされた日給総額一五、五九八円六七銭六厘を、看護人の一日平

均人員一五七・五人でわれば、看護人の年間所得は平均九九円四銭であった。東京の内地産白米中米の小売り価値は一石だてで、一八九四年の一一円八三銭から一一円九五銭、一二円八一銭、一五円九八銭、一九円三二銭とあがり、一八九九年には一二円九八銭とさがったが、またすぐに騰勢に転じて一六円一九銭、一六円五八銭、一七円一銭、一九円四三銭、一八円三一銭、一七円六五銭、そして一九〇六年には二〇円四五銭に達した。横山源之助『日本の下層社会』（一八九九年）によれば、東京の職人たちの一日の平均賃金は一八九三年には四〇銭五厘であったが一八九八年には五九銭六厘とあがったが、米価高騰のため一日の賃金でかえる米は四升二合七勺余から三升二合六勺余にさがっている。ところが、巣鴨病院における日給はこれら東京の職人をはるかにしたまわり、またそのあがり方は米価の動きにも、職人の賃銀の動きにもおいつかぬのである（一八八二年度予算で看護人給は一日一五銭であった）。

呉はまた年報で看護衣の新調にふれて、「前年度ニ比シテ著シク看護衣ノ新調数ヲ加ヘタルハ従来看護人一名ニ配布セル看護衣ハ纔ニ一枚ニシテ従ツテ洗濯ニ不都合ニシテ不潔トナリ易キヲ以テ之ヲ加ヘ一人二枚トナサントノ計画ニ出デタル為ニテ而モ是ニテモ猶ホ不足ナルハ明ナリ」とかいている。こんな面でも看護人の待遇は劣悪であった。そして、看護人の待遇が劣悪ななかでは、呉医長が患者処遇の改善にいかに力をいれ・患者を不当にあつかう看護人にいかにきびしくのぞもうとも、そこにはおのずから重大なる限界があったことと推せられるのである。

一九〇二年度の収支についてはあとですこしくわしくみるが、経常部支出は病室改造などの修繕費一、三一一円九五銭四厘をいれても六四、二五八円七一銭四厘であった。これにたいし収入決算額は二二、二四〇円五九銭、この主たるものは自費入院料の一九、九二九円である。弁償金のうちに市町村委託患者一二人分治療費一三二円七七銭二厘というのは察するに、他県のものか。施療および委託の入院費は病院の収入にはなっていない。そして施療および委託の患者延人員は一九〇二年には計一一八、〇二〇名である。そして委託料金は一九〇〇年七月一日から一九〇三年

一〇月三一日までは一日六〇銭であった。これをもって計算すれば、施療および委託の入院料は年間七〇、八一二円に達するはずである。施療患者の費用は府が負担していたのだから府が直接にもうけていたとはいえない。だが巣鴨病院を独立採算としてかんがえると、かなりのもうけがあった形になるし、そのもうけは看護人日給を主とする低賃銀の産物だったといえよう。ここに巣鴨病院経営上の根本矛盾の一つがあったのではあるまいか。

さて、一九〇二年の在院患者延人員は一四六、〇八〇名で、看護人は延べ五七、五一九名で、看護人一名あたり患者二・五人となる。これを入院費用種目別にみると、一等男で〇・九名、同女で〇・九名、二等男で一・四名、同女で一・一名、施療男で三・六名、同女で三・八名、委託男で三・六名、同女で三・七名となる（この看護人人数に特別看護人はふくまれていないようである）。

その他一九〇二年（明治三五年）記事

まず一九〇二年一一月末に、女室内に**裁縫室**二個をもうけた。従来各室の片隅で自分の欲するままに作業していた患者をあつめて、病院でつかう枕または病衣を裁縫させたが、病院ではその慰労費がないので、看護人に仕立て物をできるだけ患者にたのませて、各自患者に慰労させるようにした。呉は年報に「作業ハ精神病院ニ欠クベカラザル必要ナル療法ノ一ニシテ吾人ハ十数年来之ヲ施行セント冀望シテ而モ其機会ヲ得ザリシガ」とかく。ここに巣鴨病院で**本格的作業治療**がはじめられたのである。つづいて、四月一六日より八月二八日まで、施療患者中の希望者に草取りをさせ、呉医長が慰労費をだした。従事したのは男一七名、女二五名で、延べ人数は計一五九名であった。この間作業について病院全体の意向がさだまらなかったため、期間のわりに作業日数はすくなかった。このとき作業治療施行にあたった吉川壽次郎（よしかわじゅじろう）医員は、わが国で最初に作業治療をおこなった医者の一人といえるだろう。吉川は一九〇一年

帝国大学医科大学を卒業、一九〇二年一月二九日より〇三年七月三日まで巣鴨病院に在職、一年後輩の森田正馬をよく指導した。一九〇三年七月二日、医科大学助教授（法医学）に任ぜられたが、一九〇四年五月一一日に入営してついで日露戦役に出征（二等軍医、騎兵第一五連隊つき）、五月一七日依願助教授を免ぜられた。こののち大正末年までは名古屋市中区の自宅で精神科を開業していた。

患者慰藉のため一月一二日に音楽会を開催した。呉は「東京音楽学校ノ教授学生諸君ニ依頼シテ講堂ニ音楽会ヲ開催シ患者ヲシテ音曲舞踏ヲ試マシメ此機会ヲ以テ病院ト関係深キ朝野ノ人々ヲ招待シテ病院収容者ヲシテ院外社会ニ接近セシメンコトヲ企図シタリシガ此ノ如キコトハ開院以来未絶テナカリシコトトテ其結果ハ頗ブル好良ニシテ治療上看護上監督上ニ於テ利益ヲ与ヘタルコト少ナカラズ吾人ハ猶ホ此ノ如キ患者ニ慰楽ヲ与フル方法ノ公ケノ支出ニヨリテ給弁セラル、ニ至ルコトヲ切望シテ已マズ」とかいている。この機会に手革足革を医長のところにあつめてしまったことはすでにのべた。

また「患者ノ精神療法ノ一端トシテ」施設してきた遊戯は、拡張しようとしても費用が一年度に一〇円六三銭五厘にすぎないので、呉医長はその進捗をはかるため姑息ながら一月一四日に男女各一の遊戯室をもうけ（一八九九年増築の、触角というべき第一区、第一二区に）、遊戯品および小説をすべてこの室にあつめて患者を随時この部屋にはいれるようにした。

二月二八日には、のちに副院長をへて院長となる三宅鑛一（帝国大学医科大学を前年末に卒業）が就職した。年報に呉は「欠亡セル設備ノ中ヨリ苦心シテ長続浴、湿布纒包方等ヲ屢々応用シタル三宅医員ガ幾多ノ困難ト忍耐トヲ要シタルカハ察スルニ余リアルト云フベシ」とかいている。つまり、三宅が**持続浴**をこころみはじめたのである。

三月には隣地五四一坪五合を購入して病院敷き地に編入した。これは、本郷区内に属する耕作地部分のなかに飛び

地としてのこっていた私有地であろう。

病室はまず**狂躁室**（病檻、隔離室）の**改造**を三月二一日にはじめた。「狂躁室ハ従来ノ侭ニテハ窓小ク且高ク天井ニ付キ居リ室ハ両側ニ並ヒタル為其間ノ廊下モ暗ク殆ント人ヲ弁ヘヌ程ニテ室内自己モ薄暗クシテ衛生上ハ勿論診察ニモ看護ニモ不備ナルガ故ニ一二室ノ隔壁ヲ取除キ且窓ヲ取拡ゲ之ニ由リテ室内ヲ弘クシ室数ヲ減ジ且室内ヲ光明ニスルコトヲ得テ耳目ニ快キニ至レリ同時ニ旧来室内ニアリシ便壺孔ヲ塞ギテ患者ハ時ヲ定メテ之ヲ便所ニ導クコトトナシ室内ノ清潔法ヲ稍整フルヲ得ベキコトトナレリコノ改繕ハ本年三月二十一日ヨリ試ミニ第二区（男子部）及ビ第十一区（女子部）ニ施シ四月中マデニ此二区ノ狂躁室ヲ悉ク此式ニ改メ五月十六日ニ至リテ第八区狂躁室（女子部）ヲモ然カナセリ」（『年報』）。改造にあたり、廊下むきの壁の下方にあった食物差し入れ口もふさいだ。つづいて通常病室の改造をおこなった。「施療部通常病室ハ従来八畳敷又十二畳トナリ居リ区画狭小ニシテ視察ニ便ナラズ従テ多数ノ看護人ヲ配置スルヲ要スルカ故ニ改メテ大室制ヲ取ラントシ四月二十七日ヨリ第二区及ヒ第十一区ノ各室ノ間ナル隔壁ヲ取除クコトニ着手シテ病室ヲ十六畳及至二十四畳ノモノトナスヲ得十月八日ニハ更ニ第八区（女子部）ノ隔壁ヲ取除クニ着手セリ」（『年報』）。上野癲狂院時代にあってその後はおかれていなかった大部屋が復活し、こののち松沢時代へひきつがれることになる。

つづく問題は**院内の清潔法および伝染病対策**である。当時浴場は、自費、施療委託用と男女部に各二室あり、隔日に入浴させていた。また夏衣は週一回、冬衣は二週間に一回洗濯することになっていた。洗濯物の消毒法は、石炭酸水に一二時間以上ひたすか三〇分以上沸騰水中におくかである。しかし、洗濯婦は一日八・三名あたりで、四〇〇人をこす患者と一六〇人の看護人とを有する大病院としては洗濯婦不足で、衣服が充分清潔になることはのぞめない。病室の大掃除は六月九日から八日間にわたっておこない、畳もあげて石炭酸水や昇汞水を噴注したりそれらでふいた

りし、飲食用器具は熱湯消毒した。市中にコレラが発生してからは、新入患者は別室に一時収容して観察ののち通常病室にうつすことにした。また「伝染病予防ノ注意ニ関スル方針（伝染病予防ノ注意ニ関スル看護人心得方、病室下番心得、賄方ニ対スル命令）」をさだめて、これを七月五日府知事に申報した。このなかに「一施療（市町村長委託）患者ノ着用衣類ハ入院ノ際直ニ脱却セシメテ之ヲ消毒ニ付ス但自費患者ノ衣類ト雖安全ト認メラレサルモノハ亦同シ」と、自費患者と施療委託患者とを区別していることは、注目しておいてよいだろう。また前記のように、九月一六日からは衛生専務看護人一名をおき、またそのほかに衛生巡視一名をおいて、とくに賄い所における命令遵奉のいかんを査察させ、また洗濯場の消毒法ほか構内における衛生上の状況を視察させた。「三月七日　男病室湯殿ノ土管塞カリ汚水桝形ヨリ溢流ス」など衛生巡視報告書中にあるというから、衛生巡視は年初からおかれていたようである。

これでも急性伝染病の発生はふせげず、七月末および八月はじめに施療女および委託男のそれぞれ一名が赤痢にかかり、また一〇月および一二月には施療男一名、委託男一名、委託女二名の計四名が腸チフスにかかり、うち委託女の一名は避病院で死亡した。このほかに、男に結核一名、女に同八名があり、うち女の五名が死亡した。

患者の**室外運動**はなるべく自由にして自費患者は所望次第戸外にでることをゆるしていたが、施療および委託患者は看護人配置上の都合から午前一回、午後一回時をさだめて室外にださせていた。また、途中看護上の注意をはらえる家人および看護人がつきそって、**構外運動**を認許することにしたが、その人数は九月以降二名にすぎない。この構外運動の制度も、府庁との面倒な交渉の結果やっとできたものである。

一二月二七日には医員の榊保三郎が医科大学助手から医科大学助教授に昇進した。

一九〇二年中関連事項

かつて東京府癲狂院長をかねていた長谷川泰は、一八九八年三月八日後藤新平のあとをうけて内務省衛生局長に就任していたが、この年の一〇月二四日にその職を辞した。こののちは医者でないものが衛生局長に就任することになる。

四月二―五日と第一回日本連合医学会が上野公園で開催された。その第一一分科会として**日本神経学会**も第一回集会をひらいた。創立式は四月四日東京法科大学第二九番講堂で午前九時より三浦謹之助を座長として議事がすすめられた。呉は『最近ノ施設』につぎのようにしるしている、――

明治二十六年中医学博士榊俶医学士三浦謹之助ハ精神病学及神経病学ノ進歩ヲ謀ル為医学宝鑑 Archiv 発刊ノ計画アリシガ遂ニ其運ビニ至ラズシテ止ミタルガ明治三十五年二月ニ至リ医学博士三浦謹之助及呉秀三発起人トナリ精神病学者神経病学者心理学者等五十人ノ賛成人ヲ得テ日本神経学会ヲ創立センコトヲ発意シ三十五年四月第一回日本連合医学会ノ開催ヲ期トシテ東京法科大学第二十九番講堂ニテ創立式ヲ挙ゲタリ抑此会ハ神経系統及精神生理的及病理的講究ヲ目的トスルモノトシテ此目的ヲ翼賛スル医士及其他ノ特志者ヲ会員トシ隔月一回日本神経学雑誌ヲ発行シ又毎年一回集会ヲ開クコト役員トシテ主幹二名評議員十五名（三十八年ヨリ二十五名ニ増加ス）幹事三名ヲ置ク等ヲ規定トシ事務所ハ東京帝国大学医科大学精神病学教室ニ置クコトトナリ雑誌第一号モ三十五年四月ヲ以テ発行トナリ明治三十七年四月ヨリ雑誌発行ヲ毎月トス

創立ノ時ノ評議員ハ岡田榮吉、片山國嘉、田口和美、村山知二郎、山根文策、山田鐵藏、山根正次、松原三郎、富士川游、榊保三郎、峯秀世、平井政遒、元良勇次郎。幹事、岡田榮吉、松原三郎、榊保三郎（後略）

榊日記には「明治二十六年一月十八日　巣鴨病院医員ヲ会シ精神病学宝函ヲ発兌スルヲ議シ決定セリ」、「二月十二日　宝函発兌ノ件ニ付秀英舎及ビ青野ニ相談ス宝函ノ原稿ニ着手ス」とある。この榊の願いが九年後に実現したのである。

また一〇月一〇日には呉医長の主唱による**精神病者慈善救治会**が設立されその事務所は院内におかれた。呉は『最近ノ施設』で、「此ニ附載スベキハ精神病者慈善救治会ノ事ニシテ西洋ニ於テハ精神病院ノ国内至ル所ニ建設セラレ居ルニ拘ラズ又許多ノ慈善的事業ニシテ精神病者ニ関スルモノ少ナカラズ右ノ会合モ亦同様ノ旨趣ヲ以テ生ジタルモノナリ」として、つぎのようにしるしている。——

精神病者慈善救治会ハ明治三十五年十月上旬東京帝国大学医科大学教授及ビ民間医伯ノ夫人並ニ従来慈善事業界ニ知名ノ夫人等参十余名ノ夫人発起人トナリ同年十月十日ノ会合ニヨリ規則第十五条ヲ確定シテ本会設立ヲ告グ

創立発起人ハ池田甲子子入澤常子濱田捨子岡芙茨子緒方悦子岡田徳子大澤ユリヤ子大澤作子樺山常子片山龜子河本龜子金杉松子高木富子丹波貞子長井てれぜ子中濱芳子呉皆子山川鉚子山根壽衞子近藤憲子青山孝子朝倉幸子實吉連子佐々木芳子榊實子北里虎子宮本樂子三宅藤子三浦教子千家俊子等ナリ

十一月二十九日上野公園東京音楽学校ニ於テ資金募集ノ為慈善音楽会ヲ開キタルガ此ノ時尤モ尽力サレシハユンケルケーベルデウィス青木子爵令嬢ハイドリヒ幸田幸子等ナリ三十六年九月ニ至リ幹事八名議員三十名ヲ選挙ス三十八年六月本会ハ会長一名ヲ置ク事ヲ議定シ十一月一日伯爵大隈重信夫人綾子ヲ会長ニ推薦シ其承諾ヲ得爾来次第ニ会運ノ隆盛ヲ来スヲ得タリ本会ノ職員ハ目下左ノ如ク会長大隈綾子幹事岡田徳子片山龜子高田富士子高木富子呉皆子青山孝子天野瀧子三宅藤子評議員入澤常子濱尾作子濱田捨子長谷川仲子穂積歌子土肥多越子緒方悦子金杉松子加藤澄子河本龜子高木鐵子丹波貞子中濱芳子長與のぶ子長井てれぜ子山脇房子山川鉚子山根壽衞子古市幸子近藤憲子阿部龍子粟屋榮子佐藤静子實吉連子佐々木芳子三宮八重野子北里虎子三浦教子宮本樂子等ニシテ会員ハ目下特別会員百十名通常会員三百五十余名アリ今本会ノ規則ノ中ノ綱領ヲ挙グレバ第一条

本会ノ目的ハ慈善ノ道心ニヨリ精神病者ニシテ貧困ナルモノ、治療看護ヲ補助スルニアリ第二条此目的ヲ達センガ為メ左ノ補助ヲナス一、公立癲狂院施療患者ニ職業ヲ授ケ慰楽ヲ与フル為メニ費用ヲ補助ス二、公私立癲狂院ノ自費入院患者ニシテ資力足ラザルモノ、費用ヲ補助ス三、精神病患者ニシテ貧困ノ為メ治療ノ資力ニ乏シキモノヲ補助ス四、公私立癲狂院入院患者ノ家族ニシテ患者ノ疾病治療ノ為ニ貧困スル者ヲ補助ス五、公立病院施療ヨリ治療又ハ半治シテ退院セル者ヲ再タビ処世ニ復セシムル為ニ補助ス第三条此目的ヲ世間ニ明白ニセン為メ左ノコトヲナス一、精神病ノ病症原因予防治療ニ関スル意見ヲ世間ニ発表シ罹病ヲ未発ニ予防スルコト発病後速ニ入院スベキコトヲ奨励ス二、精神病者救治ノ公衆問題トシテ緊要ナルコトヲ演説著作等ニヨリテ世間ニ明示シ其救治ニ関スル設備ノ整頓ヲ勧誘シ之ニ関スル与論ヲ喚起スルコトヲ力ム（後略）

精神病者慈善救治会については、慈善団体であったことからくる限界をきびしく批判する意見もつよいが、名流夫人とはいえ会員にたいする啓蒙的意味をつよくもっていた点で、今日の財界からの金集めのごときものとはおおきくことなるのである。また精神疾患と貧困との結びつきがはっきりうちだされていたこと、患者の再社会化をも目ざしていたことは、とくに注目すべきである。

なお、この精神病者慈善救治会設立に関連してしるしておくべきは、養育院慈善会の先例である。まえにのべたように、養育院は府直営をはなれて委任経営にはいって経営資金を江湖の慈善家にあおぐ必要を生じ、婦人慈善会にならって養育院委員の妻を発起人として養育院慈善会を設置することにし、一八八六年（明治一九年）七月七日にこの設置が府知事によりみとめられた。一八八七年五月に鹿鳴館で第一回慈善市がひらかれ、その純益六、五六一円五六銭五厘が養育院原資金として提供され、慈善会はその後慈善市や慈善演劇を開催して、収得金を寄付し、また養育院用地を寄付するなどしたのである。

またこの年に東京における精神病医家、精神科病院長、同院主が**精神病専門医師懇談会**をもうけ、その第一回会合を五月一七日上野松源にひらいて、これを学問上の会となし、すくなくとも毎年一回会合して懇親をむすぶことを決

議した。野村章恒『森田正馬評伝』があげる森田より吉川軍医あての手紙（一九〇五年一一月一五日づけ）に「十一月十五日（火）旧十月八日午の日、昨夜『開花楼』に精神病大家の会あり、片山（国嘉）先主、山根（正次）、栗本（庸勝）其他警視庁の方々を招待せり。幹事斎藤紀一氏万事をきり回せり。」としるされているのは、この会の続きか。

「明治三十五年東京府巣鴨病院年報」

いままであげてきた一九〇二年記事のほとんどをそれによってきた『明治三十五年東京府巣鴨病院年報』は、呉医長の筆になるもので、一九〇三年一〇月にだされた。その緒言に呉は、「今此冊子モ亦榊博士ノ立案ヲ根拠トシテ編製シタルモノニシテ多少補綴セル所アルモ却テ又狗続ノ非ヲ加ヘタルヲ見ルノミニシテ甚ダ慙愧ノ至ニ堪ヘザルモノアリ且本年ヨリハ病院事務ハ医事ト相須ツテ離ルベカラザルモノナルヲ以テ此年報中ニ病院事務ノ梗概ヲモ挙グルノ必要ヲ認メ其方針ヲ以テ之ガ編纂ニ従事シ題名ヲモ改メタリ」としるしている。年報はこのあと一九〇四年分までが呉医長（院長）によるものである。たとえば『明治三十三年東京府巣鴨病院医事年報』は、本文三三ページ、患者統計表三六ページであったが、これは目次五ページ、本文一二二ページ、附録患者統計表六六ページという大きさに達している。この内容をしるため目次をあげておこう、——

髪、衛生専務看護人及ビ巡視、病室清潔法、伝染病患者　（七）飲食薬餌　（八）被服、蒲団、看護衣　（九）灯火及ビ暖室法　（十）収受及ビ発送文書　（十一）患者訪問者　（十二）患者小遣金　（十三）東京府会議員ノ来院　（十四）東京府吏員ノ来院　（十五）参観者　（十六）音楽会、精神病者慈善救治会　（十七）物品寄付　（十八）新築ノ設計

第二編　医事

（甲）患者ノ移動

（一）在院患者　（二）入院患者　（三）退院患者

（乙）精神病ノ原因ニ関スル事項

（四）発病ノ時期（五）発病地　（六）出生地及ビ本籍地　（七）男女ノ差　（八）族称　（九）年齢（十）配偶者ノ有無　（十一）宗教　（十二）教育　（十三）既往ノ疾病　（十四）気質　（十五）飲酒　（十六）職業　（十七）遺伝　（十八）誘因

（丙）精神病ノ経過及ビ転帰ニ関スル事項

（十九）退院患者ノ転帰別　（二十）全治　（二十一）軽快　（二十二）不治　（二十三）死亡　（二十四）合併症

（丁）治療看護に関スル事項

（二十五）運動　（二十六）遊戯　（二十七）作業　（二十八）慰楽　（二十九）其他治療法、重病室　（三十）強迫方、其禁止

（戊）法律及ビ徳義ニ乖戻スル患者ノ挙動

（己）研究室、医員ノ論著

（庚）総括

第三編　会計

（一）創立後十三年間ノ収入　（二）最近十年間　（三）創立後十三年ノ支出　（四）最近十年間ノ経常部支出　（五）本年度収入金予算決算　（六）本年度支出金予算決算

附録　統計表

（一）入院者、退院者及ビ在院者ノ入院種類及ビ等級別　（二）入院者及ビ在院者病名別　（三）在院患者延人員ノ入院種別及ビ月別　（四）明治三十五年一月一日現在患者入院年別　（五）初入及ビ再入者入院種類及ビ入院月別　（六）前退院時ノ病名ニ対スル転帰　（七）退院者入院種類ニ対スル転帰　（八）在院者及ビ退院者ノ病名ニ対スル転帰　（九）退院者病名ニ対スル発病月　（十）退院者発病地ニ対スル発病月　（十一）退院者出生地ニ対スル病名　（十二）退院者本籍地ニ対スル病名　（十三）退院者病名ニ対スル発病地　（十四）退院者病名ニ対スル族称　（十五）退院者病名ニ対スル配偶ノ有無等　（十六）退院者病名ニ対スル発病時年齢　（十七）退院者病名ニ対スル入院時年齢　（十八）退院者病名ニ対スル宗教　（十九）退院者病名ニ対スル信仰ノ度　（二十）退院者病名ニ対スル教育ノ度　（二十一）退院者病名ニ対スル智力　（二十二）退院者病名ニ対スル既往ノ病症　（二十三）退院者病名ニ対スル精神病性体質　（二十四）退院者病名ニ対スル飲酒ノ程度及ビ飲酒者ノ数　（二十五）退院者職業ニ対スル病名別　（二十六）退院者病名ニ対スル遺伝ノ種類　（二十七）退院者中有遺伝者ノ病名ニ対スル先系ノ遺伝症　（二十八）退院者ノ遺伝系統ニ対スル遺伝症　（二十九）退院者中重複遺伝アル患者ノ遺伝種類ニ対スル遺伝症　（三十）退院者病名ニ対スル誘因　（三十一）退院者病名ニ対スル転帰及ビ入院種類　（三十二）全治退院者病名ニ対スル発病ヨリ全治ニ至ルマデノ年月　（三十三）全治退院者病名ニ対スル発病後入院ニ至ルマデノ年月　（三十四）全治退院者病名ニ対スル入院ヨリ全治ニ至ルマデノ在院日数　（三十五）全治退院者病名ニ対スル入院前ノ居処　（三十六）死亡者病名ニ対スル死亡月別　（三十七）死亡者ノ病名ニ対スル死亡時年齢　（三十八）死亡者病名ニ対スル死因　（三十九）死亡者病名ニ対スル発病ヨリ死亡ニ至ルマデノ年月　（四十）退院者病名ニ対スル合併症　（四十一）退院者病名ニ対スル入院前ニ於ケル法律及ビ徳義上違背行為

みられるとおり、この年報の内容はそれまでのものを継承しているがそれをさらにひろめふかめていることから、呉医長の目くばりの確かさがうかがえるのである。

さて、患者の動態や病名に関することは次項にあげるとして、そのほかに目につくものをかきぬいてみよう。

看護人にたいする講話は村上専精が第三木曜におこなっているが、この年は八回あった（江原の名はでていない）。

患者の賄い費は自費一等一日平均二五銭二厘、同二等は平均一八銭、同施療委託は一二銭である。ただし、牛乳および卵のための支出は賄い費とはべつの薬餌費にはいっており、牛乳は一日一人平均一・五合、鶏卵は一日一人平均〇・八個になる（これらがどういう形で処方されたかは、わからない）。また莨も「多数患者ノ切望シテ已マザルモノナレバ時ニ之ヲ与フルコトアリテ」、「薬莨」として薬餌費より施療委託患者一人一日平均〇・五匁にあたる分が購入されている。

年報には明記されていないが、**被服寝具**は施療および委託の患者には院費で貸与されていた。また寝具は自費患者も貸与である、寝具は患者一人に四布蒲団（掛け）一・二枚、二布半蒲団（敷き）一・二枚で、病衣は夏は単衣〇・七枚、冬は綿入〇・八枚、胴衣〇・六枚、「綿入ナキモノハ胴衣又ハ単衣ヲ下着ニ用フルモノニシテ之ガ為ニ衣類常ニ不足ニシテ夏ハ洗濯ヲ十分ニスル能ハス冬ハ寒気ヲ防クニ十分ナラス暖室法モ欠点多キヲ併テ考フレハ吾人ハ切ニ猶ホ此種ノ増資ヲ冀望シテ已マス本年ハ幸ニ別項記載ノ如ク精神病者慈善救治会ヨリ長襦袢二百枚ノ寄贈アリテ右防寒ノ助ケトナリタリ」（呉医長が精神病者慈善救治会を組織することに力をいれた理由の一端がうかがえる）。「灯火ハ水油安心石油ヲ用ヒ病室内ノ各室ノ一角ニ籠灯ヲ置キテ明リヲ取ル油焔ノ立ツト明リノ不十分ナルハ衛生上治療看護上其他ノ不利少ナカラズ又暖メ方ハ甚ダ不完全ニシテ危険ト衛生上不適当ナルニモ関ラズ火鉢ト木炭トヲ用ヒ居レリ」。また蚊帳が購入されているので、病室で蚊帳がつかわれていたことがわかるが、それが全病室にいきわたっていたかどうかは不明である。

年間の**患者訪問者**は自費患者にたいし計二、九五四名で、患者一名につき平均一七・五名、施療患者にたいし計一、〇七七名で一名につき平均三・六名、委託患者にたいしては計四二名で一名につき〇・二名、「余ハ切ニ患者ノ家族朋友等ガ猶ホ屢訪問ノ為ニ来院シ患者ヲシテ家郷交友ト甚ダ遠ザカラザル様ニセンコトヲ冀望シテ止マズ」。「患

者ヲ訪問スル人員ニ次ギ患家ガ患者ニ対スル関係ヲ明示スルハ小遣金ノ附ケ届」であるが、**小遣金支出状況**をみると、人数は延べ人数にたいしだしてあるが、自費一等男は九二％が小遣金を支出して支出した一日平均九・六銭、同女は七七％で平均八・〇銭、自費二等男は九二％で五・八銭、同女は六一％で五・六銭、施療男は六％で二・一銭、同女は七％で三・一銭である。つまり自費患者はほとんど全員が毎日小遣金をつかっているのにたいし施療患者（委託もはいっている数字である）はめったに小遣金をつかうことがなく、その金額もすくないのである。

府吏員の来院につき記されているところでは、「二月十二日東京府技師中榮徹郎王供阿久ノ二氏来院本院ノ新築ニ関シ医長ト熟議セラル」とあり、また、「其他時々来院セルハ東京府第一課員高根達横田久等諸氏ナリ」と名のあがっている人が府庁で巣鴨病院のことを担当していたのだろう。また、二月二日医学博士大西克知氏来院のさいに患者の眼病の診察をねがった。四月六日には大日本連合医会会員二五〇人が参観にきた。施療および委託の患者にたいする物品寄附は、二月一〇日に呉が蜜柑六箱、榊が同四箱、事務掛長押田俊三が塩煎餅および菓子パン、八月一八日に看護人稲垣磯吉が団扇一二〇本、一一月一日に女子手芸慈善会会長が木綿雙子綿入大人物一〇枚・子供物五枚、一二月二四日精神病者慈善救治会が紀州白フランネル筒袖長繻絆三〇〇枚（まえに引用した文章で二〇〇枚としてあるほうが誤りのようである）であった。

薬剤としておおくもちいられたのは、分量からいってタカヂアスターゼ、ヲイカジン、ゾマトヲゼ、沃剝、満俺鉄ペプトーン、沃度チリン、臭剝、石炭酸、臭曹などであった。

「**研究室**（ゴジックは筆者）ハ本院内ニアルモ医科大学精神病学教室ニ属シ一切ノ費用ハ尽ク大学ヨリ出ヅルモノナリ余ノ信ズル所ニヨレバ病院アリ治療ヲ司トル以上ハ研究ノ設備ヲ整ヘザルベカラズ病院ハ治療ヲナス所ニシ

テ研究ヲナス所ニアラズトノ迷信ハ社会ヲ荼毒スルコト甚大ナリ医師カ研究スベキ所ハ病院ノ他ニ適好ノ地ハアラズ日本中ノ病院ガ治療ノミニ従事シ研究ノ為ニ費用ヲ出サザルトセバ医師ハ公ケノ研究所ヲ得ルコト稀ニシテ治療ノ新法ハ永却之ヲ外国ニ仰ガザルベカラザルニ至ルベシ余ハ本年中勉メテ研究室ノ拡張ヲ計リ医員諸君ノ争フテ此室ニ出入センコトヲ奨励セリ松原医員ガ朝ニ夕ニ臨床的研究ノ傍ラ顕微鏡的研究ニ余念ナク常ニ余ノ為ニ補助参画セラレタルハ余ノ大ニ多トスル所ナリ」。

年度内の**収入**をみると、不動産収入で「地所三千五百八十七坪三合八勺（一坪一銭六厘）ニ対シ賃貸料二百八十六坪七合五勺（一坪三厘）五八・二五八円」とある。どういう計算かこの意味ははっきりしないが、ともかくも未利用地の一部を賃貸ししていたことがわかる。窮民救恤米代がはいっていたのは、七名である。また施療患者で賄い料をおさめていたのは二五名、のべ四、五四五日分であった。

支出で人件費をみると、事務掛は長一人月俸三二円、その他は一八円一名、一四円一名、一二円一名。調薬掛は二〇円一名、一六円一名、一五円一名。看護長は一九円二名、一四円二名、一二円二名。医長・医員の給料は府からは支出されないが、報酬として医長年一三〇円、医員六名で計二二五円、――年末慰労金のような形でたのだろう（大学の助手月俸は、医科大学卒で二〇円であった）。ほかに医局外職員の勉励賞与が年間計七八円。傭給についてはまえにもふれたが、門衛は一日平均一名二五銭、小使いは一日最高二七銭、最低二三銭で平均二四銭二厘、人夫は最高四五銭、最低六銭で平均二一銭三厘、普通看護人は最高四二銭、最低二四銭で平均二七銭七厘、特別看護人は最高三三銭、最低二四銭で平均二六銭六厘、洗濯婦は最高二〇銭、最低一八銭で平均一八銭六厘であった。経常部支出六四、二五八円七一銭四厘にたいし、俸給、雑給をあわせた人件費二一、四五四円四五銭は三三・四％にあたる。

支出中患者費は、薬餌費一一、六七一円九〇銭九厘、寝具及被服代二、四〇〇円二七銭、賄費一九、七〇七円九六銭、雑需費四、五一〇円四二銭七厘、雑費二一円八五銭で計三八、三一二円四一銭六厘で、支出の五九・六％にあたる。雑需品費中で、遊戯用品としては三味線糸、同駒、琴糸、花牌、羽根、羽子板などが購入され、計一〇円六三銭五厘である。

九月二九日の暴風雨による破損修繕に六五六円五八銭を要した。

一九〇二年中患者動態

一月一日現在の患者は、自費六八名（男四三、女二五）、施療二〇八名（男八五、女一二三）、委託一二一名（男五一、女七〇）で計三九七名（男一七九、女二一八）、入院が自費一〇〇名（男六八、女三二）、施療九二名（男五八、女三四）、委託五八名（男三八、女二〇）で計二五〇名（男一六四、女八六）（うち移転が男八、女六）、退院は自費九四名（男五八、女三六）、施療八三名（男五六、女二七）、委託六七名（男四五、女二二）で計二四四名（男一五九、女八五）。一二月三一日現在の在院は自費七四名（男五三、女二一）、施療二一七名（男八七、女一三〇）、委託一一二名（男四四、女六八）で計四〇三名（男一八四、女二一九）であった。年間在籍は計六四七名で前年より二八名ふえている。平均一日在院は四〇〇名。例年のように六―九月に在院者がおおく、二、三月にすくない。最多在院は七月七日で、自費が八一名、施療一二九名、委託が一二三名であった。

一月一日現在在院の三九七名中で、在院満五年以上が六二名（男五、女五七）、一〇年以上が二三名（女だけ）で、とくに女の長期在院者がふえてきている。自費患者では在院五年以上は男三、女二、一〇年以上は女一名で、長期在院者のほとんどは施療および委託である。

入院で、施療病室はだいたい満員であり、施療患者は市町村より私立癲狂院に託することがおおい。移転のおおくは、市町村委託から施療に移入したものである。退院者は二四四名で、自費九四名中全治一二、軽快二二、不治四九、死亡一一、施療八三名中全治二五、軽快三、不治一、死亡五四、市町村委託六七名中全治一二、軽快四、不治二〇、死亡三一であった。委託の不治退院の大部分は移転入院になっているのだろうから、施療・委託の退院者の大半は、この年も死亡退院である。

さて、緒言に呉は「本年所載ノ事項ハ右ノ如クシテ概ネ従前ノ医事年報ヲ根本トセシガ病名ニ至ツテハ尤モ著キ変更ヲ加ヘタリ是レ学問ノ変遷ト余一人ノ意見トニ拠レルモノニテ已ムヲ得ザルニヨリテ然カナセルナリ」とかいている。呉がクレペリンの体系を導入したのである。退院者についての統計表によって、もっともこまかい病名分類をみるとつぎのようである、——白痴（高度、軽度）、変質狂、躁鬱狂（鬱狂、躁狂、定期鬱狂、定期躁狂、前回躁後回鬱、回帰狂）、早発痴狂（単一性あるいは破瓜狂、緊張狂、妄想痴狂、偏執痴狂）、偏執狂、神経衰弱狂、臓躁狂、癲癇狂、舞踏病狂、妄覚狂、中酒狂、麻痺狂、老耄狂となっている。

呉が採用したこの病名分類と**従来の分類との関係**をみるために、再入院患者および移転患者をのぞく退院患者の男女別の病名別一〇〇分比を、一九〇一年年報と一九〇二年年報とによって対比すると、表25のようになる。同一病名でも両年でその内容のすこしくいちがっていることがありうるし、また両年で退院者の組成もおなじではなかったはずだから、この数字だけから単純に比較はできない。だが、ほぼつぎのようにいえよう。鬱狂・躁狂・定期狂の一部分は早発痴狂にいき、鬱狂・定期狂の大部分は躁鬱狂にいった。続発痴狂は早発痴狂に、妄覚狂・偏執狂のかなりの部分および臓躁狂の一部分が早発痴狂にはいった。急性痴狂も早発痴狂にはいったのか。

なお、呉の講義にでてくる「デメンチア・プレコックス」（早発痴狂）の病名をもじって学生たちは呉教授を「ク

レコップス」とあだ名していた。「コップ」とはドイツ語の頭で、「クレコップス」とはひろい額の目だつ呉のことである（氏家信「呉秀三」、医事公論、第一四二六号、一九三九年）。また、いつのころからか「デメンチア・プレコックス」をつたえきいた看護婦たちはそれを「デメンちゃん、デメンちゃん」といっていた（すくなくとも松沢時代の初期にそういっていたと、わたしはきいている）。

表25　1901年および1902年の退院者病名比較（%）

1901　年		1902　年			1901　年	
病　名	男	男	病　名	女	女	病　名
白痴	3	3	白癡	—	2	白痴
		1	変質狂	—		
鬱狂	—	—	鬱狂	2	4	鬱狂
躁狂	19	18	躁鬱狂	29	27	躁狂
定期狂	4				7	定期狂
		33	早発癡狂	34		
妄覚狂	14	3	妄覚狂	2	4	妄覚狂
偏執狂	6	—	偏執狂	3	4	偏執狂
続発痴狂	16				20	続発痴狂
神経衰弱狂	6	2	神経衰弱狂	—	—	神経衰弱狂
臓躁狂	—	—	臓躁狂	7	16	臓躁狂
癲癇狂	1	2	癲癇狂	—	—	癲癇狂
		1	舞踏病狂	—		
中酒狂	1	3	中酒狂	—	—	中酒狂
莫比狂	1				—	莫比狂
麻痺狂	24	32	麻痺狂	19	7	麻痺狂
老人狂	5	1	老耄狂	4	7	老人狂
急性痴狂	—				2	急性痴狂
		1	病症不明	—		

　年間在籍六四七名中最多が早発癡狂三四五、ついで躁鬱狂一〇六、麻痺狂八六（うち女二三で、女がふえている）白癡二七、診断未定一六、癲癇狂一五、臓躁狂一一、老耄狂九、変質狂・偏執狂・妄覚狂各六、神経衰弱狂・中酒狂各五、鬱狂二（どういうものかこの二名が別にでている、退行期鬱病にあたるものか）、舞踏病狂・病症不明各一となっている。かつて三大精神病といわれた早発癡狂・躁鬱狂・麻痺狂で計五三七名に達するのである。この**三疾患**について**転帰**をみると、早発癡狂で全治なし、軽

快退院九、不治退院三四、死亡四一、残院二六一、躁鬱狂では全治退院三六、軽快退院九、不治退院一〇、死亡七、残院四四、麻痺狂では全治なし、軽快退院五、不治退院一八、死亡三六、残院二七となっている。退院者中で躁鬱狂の細分類は鬱狂五、躁狂三五、定期鬱狂二、定期躁狂一八、前回躁後回鬱一、回帰狂一であり、早発癡狂のそれは破瓜狂五、緊張狂四八、妄想癡狂二一、偏執狂一〇となっている。

死亡者九六名の病名別をみると、白癡三、変質狂一、躁鬱狂六、早発癡狂四一、神経衰弱狂一、臓躁狂一、癲癇狂二、麻痺狂三七、老耄狂三、病症不明一である。死因は脚気三四（ほかに脚気＋肺炎、脚気＋肺結核各一）、麻痺性発作一四（ただしその一名は早発癡狂、一名は老耄狂）、麻痺狂発作＋褥瘡二、衰弱一二、褥瘡衰弱四、虚脱四、腸胃加答児九、腸加答児二、腸胃加答児＋褥瘡一、肺結核二、肺結核＋結核性腹膜炎一、結核性肋膜炎一、結核性腸加答児二、結核性腸加答児＋腎炎一、脚気＋肺結核一（前掲）、腸チフス一などとなっている。早発癡狂四一名中脚気死は肺炎または肺結核の合併例をいれて二四名、結核計が七名（結核性腹膜炎の白癡一例をのぞく結核例は早発癡狂患者である）であり、麻痺狂三七名では麻痺狂発作が褥瘡合併例もいれて一四、脚気五、衰弱が褥瘡例もいれて一二などとなっている。死亡者中医科大学で解剖をうけたものは三三名。

このころには病室中に**重病室**ができていて、この年に重病室に収容されたのは男七七、女四三の計一二〇名、うち八一名は死亡している。おもな疾患についてみると、麻痺性発作は一一中一〇の死亡、脚気は五二中三四の死亡、肺結核は五中二の死亡、全結核例では一一中六の死亡、腸胃加答児の九中七の死亡、衰弱は一八中一一の死亡である。

すでにのべたように、呉医長は手革足革を廃棄し、「蒲団巻ト称スル強迫法ハ之ヨリハ穏和ナルモノニシテ殊ニ女室ニ於テ用ヒラル、モノナルガ其施用モ亦之ヲ止メザルベカラズ余ハ之ヲ厳禁シツ、アリ」。年間の**被強迫者**は病檻入り男一七名計二一回、同女二一名計三八回、蒲団巻纒男二名計二回、同女一六名計一七回、手足革帯男三名計三回で

あった。最後の手足革帯は、麻痺狂男暴行して他患に危険なるにより一月五日より三日間手足革、麻痺狂男躁暴で自傷の恐れあり二月一二日より七日間手革、躁狂男眩暈発作で火鉢で自傷の恐れあり二月二一日より五日間手革、となっている。こののち手革足革の類いはもちいられなくなったが、蒲団巻きは呉医長の厳禁という姿勢にもかかわらず使用されつづけ、のちの年報にも回数が記録されていく。

またこの年の逃亡一件、逃亡未遂四名五件、自殺未遂六名九件、放火未遂一件であった。

一九〇三年（明治三六年）記事

この年は呉改革がさらにおおきく前進した年であるとともに、改革が重大な試練に直面した年でもあった。

まず、一九〇一年の府会で承認された**新築計画**が第一歩をふみだした。まず一月一一日から六月二一日とかかって、高さ六尺六寸の周囲煉火塀三一七・五間およびコンクリート造りの周囲下水二七三間をつくり、敷き地五、〇〇〇坪の地ならしをするなどした。煉火塀ははじめ一二尺の予定であったが、ひくくなり隣りの岩崎邸の塀よりはひくいものとなった。煉火塀の西南隅を殺角し、そこに縦一尺八寸横三尺五寸の寒水石の顔面をもうけて、これに隷書で「東京府巣鴨病院」およびラテン語で“Hospitium Insanorum”と潜刻し、この院名から一〇数歩のところに板橋街道にそって仮正門をもうけた。病院の東側・北側の通路を病院敷き地に編入したので、敷き地は七七五坪五合をまして、病院敷き地は二二、九三一坪三合九勺五才となったとあるのは、この工事にともなう編入であろう。

病院新築のため**従来病室の一部**をこわし**移転**する工事は一〇月下旬にはじまった。それは、巣鴨病院の当初基本形廿字の四角形の左肩からでている男子部第一―三区を撤去して、その一部を底辺から下へ直角にさがる形につけかえる工事で、これは一二月一六日に完成した。また七月一八日には女室狂躁室の修繕をし、一、二の隔壁をのぞいた。

前年にひきつづきいくつかの病室の隔壁をのぞいて大部屋とし、また男子部女子部ともに自費部に診察室をつくった。これらの結果、前年末には普通病室が一四六室、六三八坪、狂躁室が三六室、六二坪あったものが、この年末には普通病室一三三室、五三二坪、狂躁室が一五室、二二坪と減少した。

人事面では、医員の榊保三郎が文部省から三年間の海外留学を命ぜられて五月二六日に退職し（六月渡航）、また東京帝国大学助教授として法医学教室勤務を命ぜられた吉川壽次郎が七月三日に、また松原三郎が私費留学のため一一月一七日に退職し、森田正馬が二月一五日に、また一八九五年に医科大学を卒業して静岡県富士病院長などをしていた石川貞吉が七月一五日に就職した。事務掛では長の押田俊三が六月二二日にやめて主事福田光英がそのあとにきたのをはじめ、一〇月三一日までに事務掛五人全員がいれかわり、調剤掛では三名中二名がいれかわった。ここには呉医長の意図がはたらいたのか、あるいは前章に紹介した読売新聞記事が影響したものか。

看護長については、「主トシテ看護ノ学術経験アルモノヲ以テ之ニ任スルノ方針ヨリ男子部看護長ノ全部及ヒ女子部看護長ノ一名ヲ交補シタリ」。男では並河洪一郎が四月二八日に就職（一九一八年八月一二日退職）、また事務掛になっていた田原庄兵衛が一〇月三一日に看護長にもどり（一九〇九年一月一四日退職）、この二名と前年看護長を拝命した永松あいとが、当分巣鴨病院看護部の中心になっていくことになる。一〇月二一日から看護長制服には、その前腕部に紅細条三本太条一本をつけさせることにした。

三井禮子編『現代婦人運動史年表』（三一書房、一九六三年）には、この四月に「巣鴨病院看護婦16名スト」とある。この詳細をべつの資料からぜひたしかめたいとおもったが、主要新聞にこの記事はみあたらず、まだそれに成功していない。『読売新聞』の連載記事「人類の最大暗黒界瘋癲病院」は六月五日の東京精神病院についての記事中に「先々月本院の看護人同盟罷業を企てたる事ありしが、其原因ハ俸給の少額なると、患者の数に比して看護人の少な

きとによりて、自然繁劇の度を加へ、不平党の騒ぎ出したる次第なるが、看護人取締の職にある者の不人望なども其一原因なりしならん」とある。これが巣鴨病院のこととあやまりつたえられたのでないかという気もするが、病院争議のなかでも精神科病院におけるそれが先陣をきっていることは重大である（この点は戦後でも同様である）。いずれにせよ、**看護人の待遇**は劣悪さをつづけていた。その一端をしめすのは、日付けはわからぬが、一九〇三年中になされたつぎの上申（年報所載）である、――

○看護人勤務者病室へ詰切リニシテ七日目毎ニ一日ノ外出ヲ許スノ内規ニ有之然ルニ看護人用トシテ夜具ノ備付（薄給看護人夜具ヲ所持スルモノ無之）無之ニ依リ実際ノ状況患者ト同衾シ又ハ患者ノ夜具ヲ借用スル等危険且ツ不取締不尠候間来年度予算ニ於テ看護人用ノ夜具六十人分丈ケ御備付相成候様致度候

もちろん給料についての上申もされた、――

一、看護人給ノ義平均額金二十八銭ノ予算ニシテ現時支給スル処取締ニシテ金四十五銭其以下下給ニ至リ金二十四銭ヲ給シ候処毎年其職ヲ辞スルモノ多ク随テ適当ノ看護ヲ得ルコト難キハ今日ノ実況ニ有之右ハ薄給ニシテ労働ノ劇シキモノト思考候ニ付三十七年度ヨリ相当増額相成候様致度候

ただ、ここでふしぎなのは右上申中には平均額二八銭の予算とあるが、支出の詳細のところでは普通看護人、特別看護人とも一日平均一人給〇・二五〇円であり、諸傭給総額は予算一九、四五六円三〇銭にたいし決算は一九、三〇〇円三八銭で、決算は予算にみあっている。

看護部の人事面の刷新はさらにすすめられた。「十一月廿五日男子部女子部ノ組長数名及ヒ看護人十数名ヲ解雇シ

テ看護人ノ気風品性ヲ改新セン事ヲ謀リ又取締組長ハ交代シテ隔日ニ宿直セシムル事トシ看護人ノ休憩日ヲ増ス」。そこで看護人の移動をみると、新規採用男一七八名、女七六名、解雇（退職）は男八九名、女五三名。解雇の一四二名中、看護長拝命につき一、用済解雇二六、諭旨解雇一四、無断欠勤につき八、懲戒解雇二、他は依願解雇となっている。懲戒は不寝番中睡眠で一五日間日給一割減が一、不注意による患者負傷で一〇日間日給一割減が一、故意による患者の忿怒誘起で譴責一、患者殴打による解雇一（男）、勤続中に他に勤務で解雇一（女）となっている。

看護面でこの年最大の出来事は、院内に公的な**看護法講習会**が発足したことである。「医員諸君ノ熱心ナル画策ニヨリ院内ニ看護法講習会ヲ開設セント謀リ七月二十九日ニ至リ普通看護法講習規則書成リ」、これが九月一七日事務掛長より上申され、一〇月九日に許可された。院内では一〇月五日に男女看護人中希望者に試験して受講者を選定、一〇月一九日には開講式をおこない、一一月二〇日に公開式をおこなったさいには、府知事代理、片山國嘉、江原素六の諸氏が来院演説した（受講者で、一年間の前期を終了したのは男二、女一〇であったから、当初はもっとおおかったのだろう）。巣鴨病院普通看護法講習規則の要点をあげると、この講習は一般患者および精神病患者を看護する方法の教授を目的とし、三か月以上当院で看護に従事し品行方正で患者に親切で高等小学二年生以上の学力あるものを受講生とする、修業年限は三年で、前学期一年は学科（講習時間は週六時間）および実習、後期二年は実地演習、前学期の講習課目は解剖生理大意、外科的看護法、内科的看護法、伝染病者看護法、衛生学大意、精神病者看護法、看護人に要する心得・倫理・道徳よりなる。第一学年終わりに学説試験をおこなって学説修業証書を授与し、第三学年の終わりには実地試験をおこなって、総合得点によって卒業証書をあたえる。この講習が開設されたので、「看護人ハ巣鴨病院普通看護法講習ヲ卒業セシモノ及ヒ之ト同等以上ノ学力アルモノヲ以テ之ニ充ツ附添人ハ講習生採用試験ニ不合格ノ者及ヒ之ニ応募セザルモノヲ以テ之ニ充テ（中略）ントスルノ方針ヲ立テタリ」と年報にはかかれている

が、この三年間の講習をおえるものはごく少数という状態は松沢病院時代にはいってもつづく。解剖生理大意は三宅、外科的看護法は北林、内科的看護法は石川、伝染病患者看護法は松原、衛生学大意は井村、精神病者看護法は森田、実施演習は看護長がそれぞれうけもった。

東京市養育院委員長澁澤榮一は三浦謹之助医長と熟議のうえ、看病学の授業三か月、あと実習三か月の看病人養成の方針を一八九五年一二月に上申して、それがききとどけられたので、一八九六年よりこれが実施されていた。とくに一八九九年一二月二二日には光田健輔および菅井竹吉がその担任医員になるにおよんで、一か年の看病法講習（看護婦養成）が開始された。年齢または学力の不足するものは予備生とする制度ももうけられた。養育院にくらべると、巣鴨病院における講習開始は数年おくれるのである。

一〇月八日には、「瘋癲患者ニ接スル看護人ニハ特ニ倫理道徳ノ訓誨ノ必用有之候ニ付」毎月数回**倫理道徳の講義**を一般的看護人にきかせたい、講習の倫理道徳もその教師にうけもってもらいたいので、二名に一か月一人五円ずつの嘱託給をだしたい、との上申がされた。まえに片山医長が村上、江原の両氏に依頼した修身講義を制度化したのである（この年の倫理的講義は、七月二二日、一〇月二〇日と江原素六がした）。また、東京府訓令第三三号により巣鴨病院**看護人精勤章授与規程**がもうけられ、品行方正職務精励の者に一か年間の成績によって賞状および徽章が授与されることになり、一二月一八日女、男各一名にそれが授与された。従来看護人がおこなっていた夜警は一〇月二〇日より、六名の衛生巡視が二班にわかれて毎夜交代でおこなうことになった（衛生巡視六名というのは、門衛二名、小使五名からでも組織したものか、ともかくも看護人の負担をすこしでもかるくしたのだろう）。

患者にたいする処遇の面で注目すべきは、**衣類**の件である。七月二五日づけの上申は、施療患者に着替えがないこと、「是迄施療患者用ノ帯并ニ手拭ノ費目無之実際之支給ニ差支ヘ患者ハ着衣ヲ裂キ帯トシ又手拭ニ代用スル」とい

う実情、またいままでの紺染めの背に(巣)をそめぬいた着物は患者がきらうし褪色もいちじるしい点をあげて、その改善をもとめている。(巣)だけでなくの(狂)文字をそめぬいた着物もあったらしい。八月から新調のものは背の記号をのぞいた縞服となった。八月一八日に一部の病室(重病室か)にはじめて寝台がはいった(購入は前年度に木製二台、ペンキぬり三〇台であった)。一一月二六日より工場用煖炉を隔離室および重病室にそなえつけたが、粗末なもので煙突ももうけられなかった。

患者慰楽の面では六月七日精神病者慈善救治会の発企により病院庭園で園遊会がもよおされた。「男運動場ニ大テんとヲ張リ舞台観覧場ヲ設ケ庭ノ樹蔭ニハおでんいなりすしあはもち等ノ屋台店散在シ北隅ニハかぶとびーる飲店アリ氷店モ開カレ正午ヨリ広目屋寄附ノ高等音楽隊ノ吹奏ニツレ来賓続続トシテ午後三時ニハ七百余人ニ達シタリ午後一時ヨリ患者ノ踊リ茶番壮士俳優柴田一座ノほまれのいさをし夏小袖ノ演戯(ママ)アリ患者ノ歓喜ハ殊ニ著ク其患者症状ニ対スル結果ハ甚ダ良好ナリシ」(『年報』)とあるが、患者もビールをのめたのだろうか。次年の患者手記の例からみるに、売店は来賓のためのもののようである。患者にとっては演芸会であった。このほか蓄音器吹奏が二回、男運動場での太神楽曲芸が一回おこなわれた(八月九日の太神楽曲芸見物にでたのは男女患者一三〇名余、八月の在院平均は三三五名であった)。一二月一八日には患者の**郊外運動**をこころみた。女室患者一一名を医長、事務長、医員、看護長がひきい看護人数名がつきそい、谷中正運寺で休憩、根岸笹雪で昼食、上野公園にでて新阪上で一同写真をとり動物園を一覧して帰院したのである。ふだんの室外運動にでるのは、男は五、六〇名、女は八、九〇名である。戸外運動器具としては、精神病者慈善救治会から一〇月一五日に、ロンテニス、クロッケー、改良羽子板、エキサーサイザー、護謨球、廻旋塔の寄付があった。室内遊戯品も寄付された。

作業治療はかなり前進した。運動場および庭園の修理に男八名、古板洗いに男五名、植え木手入れに男二名、色揚

げ染め物に男一名、洋服裁縫に男一名が、また草取り・植え木移植にかなり多くが従事し、また女では裁縫に五人が、洗濯に八人が、草取りに一六人が従事した。七月一五日には森田医員、山名看護長、市川事務員を作業掛として畑耕地を選定区画させ作物も講究させたうえ、看護人二名に男患者七、八名、女患者五名とともに開懇、播種させ、年報によれば五、〇〇〇坪をこす広さに野菜をつくったのである（おそらく、耕作地としてかしていた部分なのだろう、と前年度収入の地所代のところは、かしてある地所の一部から賃貸料がはいった、という意味のようである）。七月二〇日には、植え木屋一名を看護人としてやとい、植え木手入れに従事させた。患者一人一日三銭として費用一三九円五〇銭は精神病者慈善救治会より支出し、呉医長がだしたのも若干ある、というのは慰労金であろうか。

一〇月一三日に作業についてつぎの上申をした、（『年報』）——

一漸次独逸其他外国ノ例ニ倣ヒ運動ノ為メ患者ノ作業ヲ奨励スルハ治療上必要ニ付院内園芸及ビ農業場ヲ設ケ度右ニ付今回取崩シ相成ル第二区ノ病室ヲ三十七年度ニ於テ耕地ヘ建設相成候様致度左候得者作業ニ従事スル患者ヲ同室ヘ移シ度見込ニ有之候

精神病者ニ作業ヲ指導シ適宜之レニ従事セシムルコトハ治療上ハ勿論出院後自活ノ道ヲ得ル最モ必要ノ事業ニ付別紙方法ノ通リ院内ヘ農園ヲ設ケ度昨今播種栽培ノ季節ニ候間至急御許可相成度医長ノ同意ヲ得テ此段上申候也

明治三十六年十月十三日

別紙の農園設置方法をみると農園は農作、園芸、牧畜の三部にわけ四名の男女看護人を従事させ、患者はその指導をうけて適宜労働する、というものである。農作は後部の地所五、〇〇〇坪に野菜をつくれば、二年目からは毎年一〇〇円をこす純益があがる。園芸には前部西側の一、五〇〇坪および後部中一、〇〇〇坪をもちいて、イチゴ、スイ

カ、モモ、ナシ、ブドー、花、薬草（なかでも蚤取粉および蚊遣香の原料）をつくる。牧畜は、まず後部の三〇〇坪で養豚から着手し、漸次家禽、魚類、山羊などの飼育におよぼす。なかなか雄大な計画といえよう。

作業用道具も、針箱、鏝、鋏、尺、鎌鍬鋤、肥桶、天秤棒、鋸、鉋、錐、花鋏、苅り込み鋏、庭鏝などなど一〇月一五日に精神病者慈善救治会から寄付された。このほか、患者の一人が設計製図し一人が建造した二階建家屋雛形は、二月から一二月初旬までかかったものだが、一九〇四年の日本美術協会春季美術展覧会で一等褒状をもらった。

衛生面では、府下に黒死病流行の兆あるため一月一三日より一五日まで病室の大掃除をおこなった。一月および四月に委託女がそれぞれ一名ずつ腸チフスにかかり、六月から八月にかけて施療または委託の男一五名が、一二月に委託の男一名が赤痢にかかった。衣類、蒲団の消毒は東京市駒込病院に托した。汚穢器具洗滌場取設の上申を五月二二日にしたが、一九〇四年中も設置されていない。

一〇月一日に、親戚に発狂人がでてこまっており、「瘋癲患者ノ残暴荒行抑制シ得ヘキ器械ニテ飲食両便自由位ハ骨折レナガラモ自身ニテ相足リ候鎖リ付ノ手錠及足錠様ノ物品ニテ檻室ヘ入レサルモ格別他ニ妨害及ボサヽル鉄製ノ道具」があるときくがゆずってほしい、との手紙をうけ、つぎの回答をした（『年報』）——

拝復此度精神病患者ノ強迫的沈静器具ニ付キテ御問合有之候ヘトモ当院ニハ斯ノ如キモノ一切無之候昔時ハ何処ニテモ残酷ナル強迫器具ヲ用ヒテ患者ヲ沈静セシメンコトヲ勉メ申候ヘトモ其後精神病学ノ進歩スルニ従ヒテ精神病患者ヲモ他ノ疾病ノ患者同様ニ人道的ニ治療スル方針トナリ従来ノ束縛的監置ヲ廃シ強迫的沈静器ヲ棄テ患者ヲ可成自由ニ取扱ハザルベカラザル方針ト相成本院ニテモ年来断然一切ノ強迫具ノ使用ヲ廃止致候処其後成績意外ニ佳良ニテ強迫具ヲ用ヒテ乱暴ナリシ患者モ之ヲ廃止スルニ及ビ却テ沈静仕候之ト同一ノ主趣ニテ以前設備セラレシ檻

室モ現在ハ殆ンド使用セザル有様ニ御座候　又右従前用ヒ来リタル器具ハ一切之ヲ破棄致シ今ハ一箇モ保存不致候
左様御承知相成度此段及御回答候也

呉医長を頭に無拘束療法をさらにすすめようとしていた巣鴨病院の面目をしめす大文章である。だが、敵がいたのである、身ぢかに、それも巨大な敵と手をくんで。

この敵についてのべるまえに、**患者動態**を簡単にみておこう。年初在院は男一八四、女二一九の計四〇三名、入院は男四二、女三八の計八〇名、退院は男七九、女六〇の計一三九名（全治二五、軽快二七、不治四四、死亡四三）、年末在院は男一四七、女一九七の計三四四名。病室とりこわしのため、とくに施療および委託の入院がへっているのである。在院患者数平均は三六〇・五名、最高は一月一四―一六日の四〇七名、最少は八月一八、九日の三三二名。一月一日在院の患者で満五年以上在院は七七名（男八、女六九）、一〇年以上は二三名（女だけ）。看護人の平均は男八〇名、女八五・二名で、年間を通じては看護人一名で患者二・二名をみることになる。

病名別ではおおきな傾向はかわらないが、一月一日在院患者四〇三名中早発癡狂二六六名で前年の三九七名中二三六名にくらべると、早発癡狂患者の比率がさらにましている。

死亡者は四三名（男二三、女二〇）であるが、うち施療二二名、委託一三名である。死因のおもなものは麻痺狂発作四（うち一は早発癡狂の女である）、卒中様発作三、脚気二、脚気衝心一、急性脚気心臓麻痺二、肺結核一〇、肺結核十腹膜炎一、胃加答児・腸加答児など計三、腸チフス一、赤痢一、衰弱七、縊死一（男が便所で自分の兵児帯で、病名は本文中では早発癡狂、統計表では妄覚狂となっている）。重病室収容者は計四六名（男二三、女二三）でうち死亡二一名（男一三、女八）。肺結核は六名収容五名死亡。脚気は一〇名収容三名死亡。衰弱は九名収容八名死亡であっ

た。死亡者中解剖されたのは一〇名。

逃亡は一名三回、同未遂は五名計七回、自殺一名、自殺未遂は四名計一〇回、放火未遂は二名。変質狂の一名は三月二〇日退院請求を許可されなかったのをいかり玄関から逃亡しようとし、九月二一日には他患者室からかえる途中逃亡して吉原遊郭に一泊して実家によってかえり、九月三〇日には非常口をこわして逃亡したが庚申塚でとりおさえられ、一〇月三日には相馬室非常口をやぶり逃亡しようとしてとりおさえられた。

この年の**収入**は、入院料がへったので、一七、九四一円四八銭七厘とへった。経常部**支出**は六二、八一〇円五〇銭九厘とあまりかわらず、建築費支出は三六、五七七円三三銭五厘。支出中備品費では医局用、薬局用に耳門鏡、鼻鏡、握力計、カテーテル、ピンセット、ピペット、シリンドルなどなどのこまかい備品がかいこまれている。それでも「診断上ノ要用具タル体量計ノ数年来不足ナル事調剤上ノ要用具タル天秤ノ欠乏セル事治療上必要ナル毎日浴及ヒ長続浴ノ行ハレズ寝台ノ欠乏等其他訴フベキ事夥多アリ」とあることをみると、医療用備品の不足ははなはだしいものがあったのだろう。

関連事項としては、京都帝国大学医科大学の精神病学講座は、法医学の岡本梁松教授が兼担していたが、一一月二八日今村新吉が帰朝し、一二月一日よりその担任となった。

東京府内訓のこと

『明治三十六年東京府巣鴨病院年報』には、何回か逃走および同未遂をくりかえした前記変質狂患者などのことにふれて、こうかいている、――

本年度逃走者割ニ多数ニシテ小○寛○ハ数回逃走ヲ遂ケ新○邦○ハ二回逃走シテ一回ハ他県下ニマテ逃走シ東京府ヲシテ本院ニ左ノ内訓ヲ発スルノ已ムヲ得ザルニ至ラシメシハ慚愧ノ至ニ堪ヘズ
○其院収容ノ精神病患者取扱方ニ付テハ明治二十七年八月当府訓令第二百八十八号ヲ以テ訓令ノ次第モ有之処明治三十三年三月法律第三十八号精神病者監護法ノ施行以来患者監置ノ方法厳密ヲ加フルニ至リタルヲ以テ局ニ当ル者患者監置ノ実行ニ就テ一層ノ注意ヲナサ、ルベカラズ治療ノ事固ヨリ忽ニスルヲ得スト雖トモ治療上患者心身ノ自由ヲ保護セントスルノ結果却テ監置実行ノ宜シキヲ得サルカ如キ事ヲ生ズルニ至ラバ甚タ遺憾ニ付キ之ガ取扱上充分注意シ遺策ナキコトヲ期スベシ
　明治三十六年十一月四日
　　　　　　　　　　東京府知事男爵　千家尊福㊞

この内訓の文章は比較的おだやかで、そのふかい意味はわからない。東京都公文書館の「明治卅六年文書類纂・衛生」に、この内訓の原案および説明がのっているので、その全文をあげておこう、——

　巣鴨病院患者取扱方訓令修正　内訓甲第四号
○明治卅六年十月八日
　　　　　　　　　　　　　　　　内務部第一課主任
　内訓修正ノ件伺
客月二十日付内訓甲第四号ヲ以テ巣鴨病院患者取扱方ノ儀訓令相成候処字句穏当ナラサルケ所モ有之候ニ付左案ノ通修正相成可然哉
東京府内訓甲第四号

東京府巣鴨病院

〔文章は年報所載のものにおなじ〕

年　月　日　　　　　　　　知　事

○明治卅六年十月八日　　　内務部第一課主任

巣鴨病院患者取扱方ノ義ニ付内訓ノ件伺

当府巣鴨病院ニ於テ客月廿一日ヨリ本月四日ニ至ルノ間一人ノ患者ヲシテ四回ノ逃走ヲ為サシメタルニ付事実取調候処現医長ノ方針トシテ患者ノ治療上感情ノ激発若クハ畏惧及ヒ身体ノ自由ノ拘束ハ強メテ之ヲ避ケサルヘカラストナシ看護人ヲシテ苟モ患者ヲ威嚇シ又ハ腕力ヲ以テ患者ノ身体ヲ抑制スルコトヲ禁シ若シ患者カ暴行ヲ為スヲ口実トシ腕力ヲ以テ之ヲ抑止スル者アリタルトキハ忽チ解職ノ罰アリトシ以テ一種ノ畏怖心ヲ看護人一般ニ与ヘタルヨリ看護人ハ仮令患者カ暴行ヲ為スモ唯タ温言ヲ以テ之ヲ慰諭スルノ外ナク又若シ患者カ飽迄其ノ慰諭ニ従ハス構外ニ出テントスル者アルモ尚ホ且ツ腕力ヲ用キテ之ヲ抑止スルコトヲ得ス単ニ其踪跡ヲ失ハサル様之ヲ追蹤シツヽ温言慰諭ノ方法ヲ取ラサルヲ得サルコトヽナリ遂ニ旬日ノ間ニ一人ノ患者ヲシテ四回ノ逃走ヲ為サシムルニ至リタル次第ニ有之而シテ看護人ニ対シ右ノ如ク威嚇、腕力ヲ用ユルコトヲ禁シタル所以ハ概括的ニ治療上ノ必要ニ在リト云フト雖トモ其内容ヲ剔抉スレハ根本ノ理由トスル所実ニ左ノ諸点ニ在ルモノヽ如シ

第一、患者ノ暴行制止ヲ口実トシテ威嚇若クハ腕力ヲ用ユルコトヲ許ストキハ看護人ハ是ヲ以テ唯一ノ手段トナシ遂ニ患者ヲ虐待スルノ弊習ヲ生シ易シ此弊習ヲ未然ニ防遏スルカ為メニハ勢ヒ看護人ノ口実トスル所ノ暴行ノ場合ニモ飽迄温言慰諭ノ一方法ニノミ依ラシムルノ外ナシ

第二、威嚇若クハ腕力ヲ用ユルニアラサレハ逃走セントスル患者ヲ抑止スルコト克ハサル場合アルヘシト雖トモ其

逃走セシ実害ハ腕力ヲ用ユルノ弊習ヲ生スルノ害ヨリ少ナシ故ニ寧ロ逃走セシムルニ至ルモ腕力ヲ用ユルコトハ之ヲ禁スルニ若カス

第三、本来病院ノ主タル目的ハ患者ノ治療ニ在リテ監置拘束ニ存セス監置拘束ヲ為スカ如キハ固ト已ムヲ得サルニ出ツル所ノ附随ノ条件ナリ若シ夫レ公衆ニ対スル危険ノ予防ヲ為スハ警察官署ノ任ニシテ病院ハ此ノ点ニ於テ深ク力ヲ致スヘキモノニアラス

第四、欧州諸国ニ於テハ精神病患者ノ治療上一般ニ放縦主義ヲ採リ以テ患者ニ心身ノ自由ヲ与フルコトヲ努メサルハナシ威嚇腕力ヲ用ユルカ如キハ殆ント想像ノ外ナリ是ヲ以テ患者ノ構外ニ逸出スルコトアルハ数ノ免レサル所ニシテ看護人モ亦之カ為メニ責罰ヲ加ヘラル丶コトナシ

以上ハ現医長カ患者ノ治療上放縦主義ヲ採ル所以ノ根本タル理由ノ大要ニシテ一見有理ノ説ナルカ如キモ再思スレハ甚タ妥当ナラサル点アルカ如シ

第一、ノ理由タル威嚇腕力ノ禁止ハ患者虐待ノ弊習ヲ生セサラシムルカ為メナリト云フト雖トモ患者虐待ノ弊習ヲ生セサラシムルカ為メニハ別ニ正当ノ方法アリテ存ス即チ職員監督ノ制是ナリ職員ニ上下ノ階級ヲ設ケ実地執務ノ督励ヲ為スハ現在ニ行ハレツ丶アル所ニシテ唯タ之ヲ正当ニ励行スルト否トニ因リテ虐待ノ弊習モ或ハ生シ或ハ生セサラシムルコトヲ得ヘシ故ニ正当ニ職員ノ監督ヲ励行シ以テ必要ノ場合ニ臨ミテハ威嚇又ハ腕力ヲ用ユルコトヲ許スハ洵ニ至当ノコトニシテ亦監置実行ノ精神ニモ適合スヘキモノナリト信ス威嚇腕力ヲ絶対ニ禁止スルハ真ニ窮策ニシテ他ニ方法ナキ場合ニ限リ採ルヘキ手段ナリ

第二、ハ患者ノ逃走ニ於ケル実害ノ多少ヲ以テ理由トセルモ是レ啻ニ精神病者監護法ノ規定ヲ無視セルノミナラス実害ノ多少ヲ云々スルハ素ト一個ノ独断定ニ過キサルナリ苟モ監護法ノ規定ニ基キ監置ヲ命セラレタル者ハ社会

公衆ニ対シテ危険ノ惧アルモノト確定セラレタル者ニ限レリ而シテ其監置ハ公力ヲ以テ強行セラル、所タリ故ニ実害ノ多少ヲ理由トシテ監置ノ実行ヲ放漫ニ付スルコトヲ許サス監置ハ飽迄モ之ヲ強行セサルヘカラサルナリ然ルニ逃走ノ実害少シトノ独断ヲ似テ監置ヲ粗漫ニ付スルハ監護法ヲ無視スル者ト謂ハサル可カラス

又且ツ実害ナルモノハ単ニ殺傷若クハ放火等ノ行為ノミニ限ルヘキモノニアラスシテ患者ノ逃走ニ因リ公衆ガ危惧ノ念ヲ懐クカ如キモ亦実害ニ外ナラス而シテ殺傷放火ノ如キ果シテ実害ノ多大ナルモノト為スヘキカ公衆ニ危惧ノ念ヲ懐カシムルカ如キハ実害果シテ少キカ之ヲ例ヘハ患者僅カニ一時間構外ニ出テタルカ為メ人ヲ殺害シタル場合ト数十日間逃走シテ踪跡ノ不明ナル為メ長ク公衆ニ危惧ノ念ヲ懐カシメタルト孰レカ実害多シト為スヘキカ本来実害ノ多少ハ輙(マヽ)シク測定シ得ヘキモノニアラス然ルニ実害ノ多少ヲ云々スルカ如キハ真ニ一己ノ独断定ニ過キサルナリ

第三、ハ病院ノ目的ハ主トシテ治療ニアリトシ監置ヲ以テ已ムヲ得サルノ附随条件ナリト云フカ如キハ誤解ノ甚タシキモノナリ是レ普通病院ニ於テ云フヘキモノニシテ精神病院ニ在テハ監置ヲ以テ主タル目的ト為サ、ルヘカラス何ントナレハ固ト患者ヲ収容スルニ至リタルハ精神病監護法ノ規定ニ依リ監護義務者カ命セラレタル義務ヲ代ツテ実行スルカ為メニ外ナラスシテ義務者カ監護法ニ依リ負フ所ノ義務ハ実ニ監置ノ義務ニシテ療養ノ義務ニアラサレハナリ療養ノ義務ハ民法親族扶養ノ規定ニ基クモノナルカ故ニ公力ヲ以テ之ヲ強行スルコトナキニ反シ監置ハ義務者ノ力能ク之ヲ実行シ得ルト否トニ関セズ公力ヲ以テ之ヲ強行スヘキモノタルト又且ツ監置ハ公衆ニ対スル危険予防即チ公益ノ為メニシ療養ハ専ラ本人一己ノ利益即チ私益ノ為メニスルノ点ヨリ之ヲ観ルモ其間自ラ主従ノ別軽重ノ差アルヲ知ルヘキナリ然ルニ其主従ヲ前後シ軽重ヲ顚倒セルモノ要スルニ監護法ノ規定ヲ誤解シタルニ職由セスンハアラズ此ノ誤解ハ延ヒテ患者ノ放縦主義ト化シ逃走自由ノ動機ト変シ遂ニ監置ノ実行ヲ破壊

スルニ至ラサレハ止マサルナリ

第四、ノ理由ハ外国ノ例証ヲ以テスルモ外国ノ事例ハ単純ニ参考ノ資料タルニ過キサルナリ直ニ採ツテ之ニ倣フカ如キハ鵜ヲ学フノ烏ノミ深ク弁スルニ足ラス

以上之ヲ要スルニ現医長ノ方針ハ患者ノ治療ニ偏重シ精神病者監護法ノ命スル監置ノ実行ヲ粗漫ニ付スルノ嫌アル様被存候ニ付病院ニ対シ左案ノ通リ内訓相成可然哉

東京府内訓甲第四号

東京府巣鴨病院

其院収容ノ精神病患者取扱方ニ付テハ明治二十七年八月当府訓令第二百八十八号（東京府巣鴨病院規則並職務章程）ヲ以テ訓令ノ次第モ有之処明治三十三年三月法律第三十八号精神病者監護法ノ発布以来患者監置ノ方法厳密ヲ加ヘ従前ノ如ク専ラ親戚故旧ニ一任セス公力ヲ以テ之ヲ強行スルニ至レリ是レ蓋シ公衆ニ対スル危険予防ノ必要上至当ノ事理ナルヘシ（而シテ精神病者監護法ニ於テハ一ニ監置ノ義務ヲ命シテ療養ノ義務ヲ命セス療養ノ義務ハ之ヲ民法親族扶養ノ規定ニ一任セリ）要スルニ精神病者ノ監護上監置ト療養ノ二者ハ片廃スヘカラサルモノナリト雖トモ監置ハ主トシテ公益ノ為メニシ療養ハ専ラ私益ノ為メニスルモノナルカ故ニ主従ノ別軽重ノ差自ラ存スルアリ乃チ患者ノ療養ハ監置ノ実行ヲ妨ケサル範囲内ニ於テ之ヲ行ハサルヘカラス若シ療養ニ偏重シ患者ノ心身ノ自由ヲ保護セントスルノ結果看護人ヲシテ只管患者ノ意ヲ迎フルニ努メシメ遂ニ患者ヲシテ構外ニ逸出セシムルカ如キコトアリテハ公衆ニ対スル危険予防ノ趣旨ニ副ハサルノ嫌アルヲ以テ右ノ趣旨ヲ体シ一層注意シ遺策ナキコトヲ期ス可シ

年　月　日

知　事

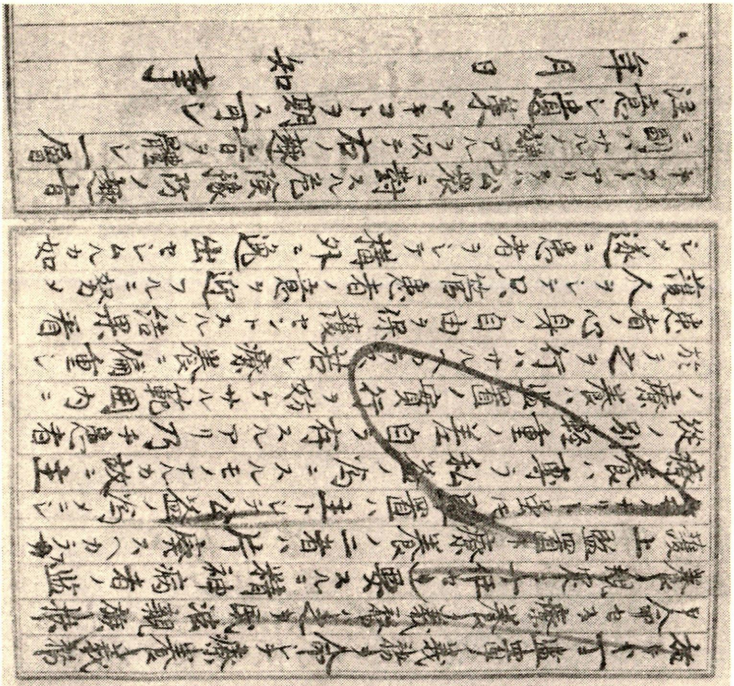


写真13　1903年東京府内訓案（東京都公文書館文書）

この文書（写真13）があげている逃亡回数は年報にかかれているものとすこしくいちがう。ともあれ、この文書は呉医長の「放縦主義」が看護人を畏怖させているといって、まず看護人の立ち場をとってみせている。察するに、呉医長のより徹底した無拘束主義は現場にかなりの混乱と反発とをよんだことであろう。その状況が府庁内務部第一課にかなり通じていたようである。府庁でも現場の反発、不満に同調する声がかなりつよかった。そして府庁では錦の御旗として、**精神病者監護法**は監置を主眼とするもので、私益である療養は公益のまえに二の次ぎである、と、もちだしてきている。内訓の説明部分にあたる内容は呉医長にたいしてもつきつけられたことであろうし、この問題において呉医長は、院内の抵抗と精神病者監護法の実態に直面させられたのである。都公文書館にあるこの文書は、欄外に「明治卅六年十一月七日完結」とある、内訓修正案がでてほぼ一か月後のことである。とすると、内訓修正案ができてからも内部のいくつかの動きがあったことであろう。この翌年に巣鴨病院はふたたび院長制に復帰しているところからみると、府庁内でも呉医長の理念にたいする同情・支持がつよまっていったのだろう。内訓の説明部分に医長の根本的考え方としてあげてある四点は、呉医長自身の筆によるものではないので、ある程度の誇張、極端化もはいっているだろう。他方、呉医長がその理念に徹底的に忠実であったともいえぬことは、その後看護人が患者逃亡によってしばしば懲罰をうけることにもみられる。それは日本の現実とのやむをえぬ妥協であったかもしれない。そして、やむをえぬ妥協をしいられたその怒りが蓄積していって、私宅監置および精神病者監護法にたいする呉の批判をよりはげしくしたのではあるまいか。

内訓甲第四号関係のこの文書は、呉医長につきつけられた精神病者監護法の実態という意味でも、その後もくりかえされ・いまにもつづく精神科医療についての一つの論点の原型という意味でも、きわめて重要な意義をもっている。

さて、野村章恒『森田正馬評伝』は、森田の一九〇三年日記をかなりくわしく紹介している。野村の文章によって、その一部分をみよう。――

一月七日（水）午後、病院で新年宴会が開かれた。のち医局でカルタ会をした。榊（保三郎）、三宅君が、もっとも上手である。のち、井村（忠介）君に導かれ、吉川（寿次郎）、北林（貞道）君と共に、人力車で「泉虎」に行き、大いに騒いだ。私はフロックコートでカッポレを踊った。夜の更けるのも知らず、徹夜眠らなかった。〔巣鴨時代の医局ではカルタ会がさかんであった、とくに看護婦もはいったそれには熱があがった――筆者。〕

二月七日（土）吉川君に指導され、病室で腰椎穿刺をした。

二十五日（水）今日初めて〔助手としての〕月俸を受けた。判任官九級俸で、一ケ月二十円であるが、今月は日割で支給された。

三月二十九日（日）午前、村木少将夫人を往診し、食物拒否のため鼻腔人工栄養を行った。午後も再び往って人工栄養をした。

四月十七日（金）今日より研究室に入る。今日、軽率にも、研究の指導者なしと口外したことにより、呉先生の感情を害した。今回入局した石川貞吉君より、夕方医局一同大学御殿に招待された。

二十二日（水）午前、元良（勇次郎）先生の心理学講義に出席した。夜、病院に当直したが、回診時、一患者に糞塊を投げつけられた。

二十三日（木）午後、呉先生の発起で、吉川君と私の二人で貸自転車を借り、三宅君も誘って四人で荒川の桜見物

に行った。夕方、病院に帰った。夜は吉川君が当直であったが、私も一緒に泊った。
五月二十九日（金）午前、大学に三浦先生のクリニックおよび文科の講義があった。巣鴨病院の回診があり、午後また文科の講義、病院で呉先生のクリニックがあった。
六月五日（金）病院当直。このごろ夜は園遊会催しの患者の演芸会のけいこがあった。大学と病院を往復すること五回に亘った。
七日（日）巣鴨病院園遊会があった。
七月二十三日（木）呉先生のタイプライターを借りて、図書の索引を作りはじめた。
『森田正馬評伝』は、出征中の吉川壽次郎にあてた森田の一九〇四年一一月一五日づけの手紙を全文あげているので、そこからも抜き書きしておこう、――

我医局は今、総勢五名、君去り、井村（忠介）君骨を購ひ、以来益々抑欝状態に陥入り、昔の発揚状態、扨てはヒラヒラ、若くばトントコの興奮状態も、今は見るによしなく候。されど御心配被下間敷、三宅（鉱一）君のテオレチッシュの勉強家あり、実直にして手腕家なる尼子（四郎）老大人あり、注意深き北林（貞道）君あり、雄島浜太郎事石田（昇）学士と申す詩人あり、ズンマリアンの小生あり、石川（貞吉）君も毎々神経学雑誌の編集会議には来られ候。其他撰科生には、林君、横山君あり、昼は賑はしく、夜分は当直ただ一人に候。

色々申上げたきことは山々に候へども左に小生の昨日の日記を申上げ候。

十一月十五日（火）旧十月八日午の日、昨夜「開花楼」に精神病大家の会あり、片山（国嘉）先生、山根（正次）、栗本（庸勝）其他警視庁の方々を招待せり。幹事斎藤紀一氏万事をきり回せり。芸者を見ざりしことここに半年余り、少し飲み過ぎたりと覚しく、中夜より喘息発作あり。午前十時車にて病院に出勤す。今日は、三宅君男子部回診ありて、余は外来当番なり。夏休み前には、二、三名の外来患者ありしも、近来は一名位なり。看護婦志願者十数名の体格検査をなす。近来規則改正になり、キリョウ良きものを第一に採用する事となれり。午後二時より臨床講義あり、武下くらと申す妄想性痴呆の拒むのを強い

て大勢にて引き出す。彼女は怒りに乗じて、己が経歴のなかに、シタタカその妄想をぞ発表しける。四時ごろより講堂に多くの新調ランフ光り輝く。講義は五時半に終る。戸外は、暗夜にて小雨ポツポツと降り出づ。北林君は鼻腔に、アドレナリンを塗布す。同君は、久しく肥厚性鼻炎にて、余は毎日同君のためにこの役目をなす。余も同病あれども、塗布は却ってうるさければなさず。夜は、尼子君に変りて当直し、西洋料理を贈らる。美味ならず、近来、医局は、酒の香ふこと殆んどなし。独り医局に大釣りランプと中ランプを照して雑誌、新聞などを読む。新聞は近来戦争記事昔日の如く気に乗らず。所によりては、涙ハラハラと下る。

九時夜回診の儀式をなす。村木という患者大声をあげて眠らず、行きて薬を呑ます。女子看護長の当直は永松なり。近来、看護婦などの医局にて立話をなす事なし、十一時すぎ床に入りて「ポンチ」を読む。湯タンポを入れて腰を温む。

当時の巣鴨の医者の生活がしのばれる文章である。

当時の私立病院

ここでは、いままでたびたび引用してきた『読売新聞』連載の「人類の最大暗黒界瘋癲病院」によって、当時の東京府下私立精神科病院の実情をみよう。『読売新聞』の記事は、暴露記事としての面をおおきくもっているが、ここでは院主、入院料、患者数など、形式的な面を主にみていこう。

戸山病院（牛込区若松町）。合資会社で一九〇〇年設立、主たる出金者は吉山武三、杉村正謙で、事務も両人が交代で監督している。吉山は二、三年前まで警視庁第三部（衛生関係）第一課長として多年勤続しており、杉山はその次席であった。そこで戸山病院は治外法権的な立ち場にあって、炊事場と病室とが接続して失火の恐れがあるからと、改善を命令されてもそのままにしている。もっとも問題のおおい病院である。医者三人は精神病学の素養はさらにない。病室は二階建てで、二階は自費一四室（男八室、女六室）、階下は市町村委託患者の一二室でうち婦人室一。現在

入院中は男三七名、うち自費一五、委託二二、女四名はすべて自費。病室は八畳、六畳、四畳半とあり、四畳半は二等以上の自費一名で、他は四、五人ずつの群居。入院料は一日分一等一円二〇銭、二等一円、三等七〇銭、四等五〇銭、市町村委託六〇銭であるが、ほかに看護料と称して、一等三〇銭、二—四等一五銭ずつとっている。薬剤師の資格ある者はなく、看護人は男一一、女六、看護人は杉村が無頼漢の男女をあつめたものである。看護長は事務員から転じている。看護人の月俸は六円乃至八円だが、そこから食料一日九銭七厘、夜着料一銭五厘をひかれている。賄いは請け負いで、一等患者は一飯八銭五厘、二等七銭八厘、三等六銭、四等五銭になっているが、食物の粗悪ははなはだしい。

王子精神病院（北豊島郡瀧ノ川村大字西ヶ原）。根岸病院につとめていた医員、看護長が独立しようと、旅館主小峯善次郎をときつけて一九〇〇年に設立させたもの。しかしその医員などが約束の出金をせず、それより適当の医員をえられずにきた。現在は三人の医員が慈善ということで無報酬でみている。平屋で男子部二四室（六畳八、四畳半一二、狂躁室四）、女子部二一室（六畳六、四畳半一二、狂躁室三）であるが、設立以来の紛擾のため現在の入院は二〇名余だけ。看護人の給料は月一円五〇銭で、食事は病院もちだったが、のち日給二四、五銭で食料がそこからひかれるようになった。本院では看護人が賄いの弁当を食しなくてもその代価をとるので、他院におけるように看護人が患者の食物を横奪する弊ははなはだしくはない。いま小峯は患者集めに奔走しており、その成果もあがりかけている。

東京精神病院（庚申塚）。金主は日本橋の野中儀兵衛で、院主は元東京府属官たる町田安䂓。東京脳病院設立のさいも野中が金主の一人であったが、発企人田中米蔵の我意がつのり野中と衝突したので、脳病院事務長の町田が田中に反旗をひるがえし野中をだきこんで本院を一九〇一年に設立した。町田は府衛生課に勤務していて各区役所の衛生係と知己なので、施療患者収容に努力し、またまえ脳病院のポン引きをしていた者を倍額の手当てでひきこんだのであ

る。また巣鴨病院の事務員を籠絡して、地方からくる患者をひきこんでいる。目下百二、三〇名の患者を収容して旭日ののぼる勢いである。医長は医学士魚住漁治で月給一〇〇円、火木土の三日回診。次席は吉原病院に奉職していた山田謙哉〔巣鴨病院につとめていた山田と同一人か〕を副院長として月給三〇円だしている。ほかに医員三名。医員を比較的優遇しているので看護人に不平の声があがっている。看護人はわずか三二名で、その人をえていないが、看護長に清水耕一という適任の好人物がいるので、比較的うまくいっている。しかし看護人の待遇がよくないし間に合わせの人物がおおいので、看護人の不平はたえず、ときどきストライキに類似した不穏手段にでる。賄いは一人一日金一二銭の規定であるから、その粗食はおしてしるべきである。賄いおよび小買い物をうけおっている○は、買い物でもかなりのコミッションをとっている。

東京脳病院（田端）は、精神病患者の療養地としてはすこぶる適当の位置にある。発企人田中米蔵は逆境にあったが巣鴨病院賄方印東佐兵衛の手代となって小金をためこみ、野中儀兵衛、闘根某と拠金して一八九九年に設立した。市町村委託はなるべく入院させず、ほとんどが財産のある自費患者で、患者は一時百七、八〇人で、設立後間もないころの勢いは大したものだった。だが、野中、町田が東京精神病院を設立し、さらに患者が石油をあびて焼死する事件があって、患者は激減して目下五三名である。院長後藤省吾のほか医員三名、看護人は男二五人、女一〇など、人員はそろっている。田中の統率力で看護人の不平の声はでていないが、看護人の質はよくない、賄方は小山善兵衛がうけおっていたが、田中は小山をおって自分の妻フキをすえて月給一五円だしている。患者の費用は、看護料、蒲団料、炭料、理髪料、洗濯料などがくわえられるので、かなりにかさむ。入院患者が減少したので、田中、後藤らは、東京精神病院のAの向こうをはって、巣鴨病院の横手にKという者をすまわせて「入院患者御案内所」の看板をあげさせて、地方から巣鴨病院にくる患者をひきこもうとしている。後藤は巣鴨の当時月給一五円だったが、東京脳病院

では二五〇円の俸給と交際費五〇円、ほかに株式の利益配当もうけている。田中は、患者減少対策として、市町村委託患者の入院料を一日六〇銭から五〇銭にひきさげてもらってひきうけようと策動している〔そのとおり委託料金は一一月から五〇銭になった〕。

根岸病院（下谷区下根岸町）は、瘋癲患者治療の経験ある渡邊道純に煙草商石場文右衛門が出資して一八七九年に設立したものであるが、入院患者が二〇名をこえることはなかった。渡邊が老衰してき、現院長松村清吾をやとって自分の代理とした。やがて松村がゆずりうけたのが一八八八年で、院主すなわち医師というのは本院と小松川との二院だけで、ともに問題が比較的すくない。医者は院長のもとに三名、薬局員も四名とそろっている。看護人は男三九名、女三一名。院長松村は看護人採用にも充分留意しており、看護人は薄給とはいえ糊口をしのぐに差し支えなく、また食費は一か月二円とさだめてさしひくので、看護人が患者の食物をうばうごときことはない。入院料は一日分二円五〇銭、一円五〇銭、一円、七五銭の四等で、一等は一室一名、二等二名、三等三名の規定だが、四等もしくは委託は一室に数人群居、本院は委託患者がはなはだおおい。

小松川精神病院（南葛飾郡小松川村）は、現院長の祖父が嘉永元年に設立したもの、現院長奈良林淺次郎は大学の選科で精神病学を研究した者、弟が副院長、ほかに医員一名がいたが、患者数がすくないので解雇した。患者数はだいたい二〇名以上三〇名以下で現在男二〇、女六。入院料は特別上等一日分一円五〇銭、上等八〇銭、下等六〇銭で、患者のおおくは下等、市町村委託は一人もない。待遇はすこぶる親切で、日日の魚類は日本橋からかいだして乾魚をもちいない。院長の家族も院内に居住して、患者看護人と同一の食物をくい同一の生活をしていて、一家族のようである。看護人は男女あわせて一二名。一一、二歳のころからやとって雑役をさせて様子をみ、相当の年齢に達したとき選抜して看護人にしている。看護人給料の一割は院主があずかって、退職のとき交付している。看護長は一四

歳から本院にやとわれて勤続四〇年、ほかにも永年勤続が三、四人ある。本院は建築、治療法とも時代遅れだが、看護人養成の面はまなぶべきである。患者の病状軽快なるものは、看護人附き添いで亀戸辺まで散歩させており、構内にもひろい運動場がある。

この記事は巣鴨病院をふくむ上記七病院をつぎのように分類している、——

(一) 官衙的の積弊増長して、医局、薬局、会計、看護人等各自職掌によりて党派を結び反目嫉妬の極、互に責任を譲り合ひ、甚しきハ院外の者より賄賂を貪り、己れが管理する病院の盛衰を度外に置き、院規をして益々紊乱せしむるもの、巣鴨病院即ち是なり。

(二) 会社的組織にして、専ら営利を主とし其他を顧みざる事、田端、庚申塚、戸山の如き是なり、田端が巣鴨病院の医局に取入り、庚申塚が其事務員と気脈を通じ、戸山が警視庁の庇護を受ける等、御用商人が諸官省の吏員に賄賂を贈り、不正の私利を営むと同一手段にして、現今社会の腐敗より感化されたる弊害なれバ、単に病院をのみ咎むべきにあらざれども、等閑に附すべきものにあらず。王子の如きハ最初此系統に属せしが、今ハ小峯善次郎一人が、下宿屋的に営業せるものなり。

(三) 一種の開業医にして、院主即ち医長たるもの、根岸、小松川の二院是なり。前同段営利を唯一の目的とするものなれバ、其院主が献身的の慈愛心に富むより外に、諸種の弊害を杜塞すること能はざるべし。

この連載記事は、正史にはつたえられていない当時の精神科病院の一断面をえがいて、なかなかするどいものをもっている。

なお、青山脳病院はこの年の八月三一日に開院した。

一九〇四年（明治三七年）記事

この年の最大の出来事は、**病院の機構改革**であり、巣鴨病院は医長、事務掛長の二主管制であったのが**院長制度**に復帰した。つまり三月二六日に東京府訓令第一〇号の巣鴨病院規程訓令案がさだめられ、この規程は四月一日から施行され、また一八九四年の東京府巣鴨病院規則並職務章程は同日をもって廃止されることになった。この訓令案の理由は「病院事務改善ノ必要上職員ノ組織ヲ更メ従来ノ医長ヲ院長トシ且ツ有給ノ府吏員ト為シ院務一切ヲ処理セシムルコトニ客年八月御決裁之趣旨ニ基キ本案ヲ草ス」という。この規程第一条は「本院ハ精神病者ノ治療及看護ヲ為ス所トス」とし、「看護」がくわわっており、まえの外来診療禁止の第二条はなくなった。あたらしい第二条によれば、巣鴨病院におかれる職員は院長一名、医員八名、調剤掛三名、看護長六名および事務掛五名で、院長は職員の進退について知事に具申し、また院長は看護人、衛生巡視、門番、小使、洗濯人、裁縫人をやといいれまたは解傭するのである。ここにみるように、院長は有給の府吏員となったがその月俸は五〇円である。

またおなじ四月一日から、従来請け負いであった賄いが**自炊**になっているが、前記のように巣鴨病院規程に炊夫のことはのっておらず、支出をみても炊夫の人件費がふえている様子はない。従来どおり賄い費のなかにこの人件費がふくめられているのである。規程改正にともない同四月一日より、仮規定による**外来診療**がはじまった。その仮規定とは、外来は院長および医員（一か月交代）が火木土は午前に月水金は午後におこなう、患者は附き添い人同道でくること、診察料は徴せず薬価は一方一日分一〇銭、その病床日誌は院長の検閲をうける、というものである。

ついでにかけば、夏目金之助が呉の診察をうけたとすれば一九〇三年のことである。漱石研究者のなかに、そのときの診療記録が松沢病院にのこっているかどうか、問題にしている人が何人かいる。極端な人は、その記録がないな

ら夏目金之助が呉の診察をうけたという事実はないことになり、かれの精神疾患は否定される、というにちかい論をすすめていた。だが、いまみているように、巣鴨病院の外来診療がはじめられたのは、その翌年のことであって、呉が夏目を診察したとしてもその記録が松沢病院にのこっていることはありえないのである。

職員の面では、一八九二年の就職より最古参の医員であった井村忠介が三月二九日をもって嘱託をとかれ、かわりに尼子四郎が四月一日から医員になった（尼子は呉医長と同郷、そのつてで呉医長がひっぱってきたもの）。四月一日の院長制施行にともない呉院長。また同日より石田昇（一九〇三年帝国大学医科大学卒業）および北林貞道（一八九六年愛知医学専門学校を卒業、のち駒込病院医員、などをへて医科大学の内科の助手になっていた）が医員に就職した。また石川貞吉については年報に「大学助手ヲ辞シテ副手トナリ同ク本院ノ医員タリ」とある。大学助手の定員に関してのことであろう。三宅、森田は在職中であり、この手の四月一日以降医員は六名である、定員がうまりきらなかったのか、あるいは増築がおくれていたためか。調剤掛では、一一年間つとめた調剤掛長の板垣懋（つとむ）が五月八日に辞職し、そのまえに他の二名も辞職しており、この年から翌年にかけて計一四名の調剤掛が就職しており、調剤掛の異動がはげしい。薬局に関係してなにか問題があったのか。また、四月二一日には村上専精、江原素六が東京府より巣鴨病院倫理講師に嘱託された（嘱託講師については巣鴨病院規程第四条に明記された）。

病室は、府会決議による継続事業になっていた**煉瓦建て自費患者病室三棟**が二月に起工し一二月に落成した。総建て坪四四七坪四合四勺、うち病室二〇二坪五合（室数二四）、工費七七、四五六円三六銭七厘。この内部構造について、呉は『最近ノ施設』のなかで「此ハアルトシェルビッツ等ノ病室ノ作方ニ倣ヒ作リタルモノニシテ其二棟ハ三十畳敷許ノ長方形大室二個アリテ中間二間幅ノ廊下ヲ挾ミ此大室ハ二方（長キ一側及短キ一側）外間ニ向ヒ大ナル窓数個ヲ以テ之ニ接スル故ニ光線ノ射入申分ナク猶ホ一ノ長キ側ハ八畳敷許ノ小部屋三箇ニ接シテ之ニ通ズ此諸室ハ皆直

ニ戸ヲ排シテ外間ニ通ズルモ唯小部屋ノ中央ノモノ丈ハ直接ニ外間ニ接セズ其一棟ハ三大室ノ並ビ連ナレルニテ其両端ノ室ハ前者ト同ク三個ノ小部屋ニ通接ス（後略）」とかく。また、「松沢病院ノ歴史」は、「此処ニ掲ゲザルベカラザルハ片山博士ノ企図ニヨリ府会ヲ通過シ明治三十六年ニ新営セラレタル洋式病室ノコトナリ。其建坪等ハ前ニ記スル如クニシテ、其内部ハ左右均同ナル一側ヲ洋式トシ、板間ニ臥牀ヲ置キ、他ノ一側ヲ和式トシ畳敷トシタリ。コハ我邦ノ患者ニハ何レガ適当ニシテ目的ニ副ヒタルヤヲ試験センガ為メニ採用シタルナリシガ、悟性ノヤ、備ハリタル患者ニハ和式ヲ可良トシ、悟性ノ整ハザル早発性癡呆中ニテモ緊張病者ノ如キ類ノ患者ハ洋式ヲ適当トスルカノ如クナリ。」という。また年報は八月九日づけの、「精神病者ヲ収容スル病室ノ構造ハ其建造物ノ外側則チ窓及昇降口等ニ於テ締ヲ為シ建造内ハ自由ニ通行運動シ得ラレ患者ヲシテ自ラ監置セラルルヲ覚知セシメサルヲ治療ノ方法ト相成居候」ので、病室設計のとき意見をのべておいたのに、現在工事中の病室は病室と廊下との出入り口を厳重にして昇降口を普通のガラス戸にしようとしている、これでは逆で、全国の模範病室となるべき建造物にこの欠点は遺憾で看護人の手間もふえる、との知事あて院長名上申書をのせている。この改善案がいれられたかどうかはしるされていないが、新病室が呉院長の意向に充分にそうものとならなかったことは察せられる。なお、四月一日からの自費入院料値上げ案がきまっているが、この増築の遅れのため延期されている。

このほか、旧相馬室は二室であったのを九月に隔壁をこわして三三畳の一室とし（作業室としてつかわれた）、また男の狂躁室で隔壁をこわして二室を一室とした。病室からはなれた作業室が、男女各一棟新築され、一〇月中に落成し、一一月八日より使用された（計六一坪）。このほか重病室および不潔室を板敷きとして寝台をもうけた、とある。

看護面では、四月から看護科長に男室または女室の全体を、看護部長にそれぞれの一部を監督させることにした。永松アイが女室の、並河洪一郎が男室の看護科長になったのだろう。同時に、看護人の勤務、とくに夜間の巡行勤務

監督のため病室全部にインヂケートルをもうけ、六月一日より男女看護人詰所に一個ずつコントロルウールをそなえた。講習の第二期生は男一九名、女九名、第一期生は一〇月三一日より医科大学外科教室で実習をゆるされた。また、本年より看護人の考査試験を年二回おこなうことにし、八月九日には看護人中品行学術とも優秀なものに袖章をあたえて一等看護人および二等看護人として見習看護人と区別した。一二月から皆勤証の制をもうけて、六か月皆勤者には三日間の慰労休暇をあたえることにした。また二月一〇日に逃走患者をとりおさえた看護夫二名にはじめて、些少ながら賞金をだした。このようにして年間に褒詞または賞金をうけたものは男五五、女四九の計一〇四名、他方懲罰をうけた看護人は男一九、女二の計二一名。看護人の採用は男一〇〇名、女三四の計一三四名、解雇は男八四、女四五の計一二九名（うち九二名は依願）。看護人の一日平均数は、男六〇・九名、女六三・七名であった。

看護面では上記のほかに、看護婦間に四月に茶話会が、看護夫間には一〇月に同志会が組織された。一〇月二九日には女子部で看護婦詰所を合併して寄宿舎様のものをもうけることにした（これまで、薄給の看護人の勤務時間外の居場所はまったく考慮されていなかったようである）。四月から看護人の勤務方法がおおきくかわったようだが、この点年報にはかかれていない、のちに巣鴨病院の内部生活をのべるときにあげよう。

病室の大掃除は四月一六―三〇日とおこなわれた。赤痢は二月、八―一〇月をのぞいて毎月発生、とくに四月がひどく、男一一、女九の計二〇名、腸チフスは五月に二名、ほか看護夫一名が八月に腸チフスにかかった。これらに関連して、便所の不足が前年にひきつづき上申されている。また、医局、診察室、屍室に水道栓なく、薬局、洗濯場に小栓が不足しているとあるところをみると、看護人の任免は院長権限になっても、予算は府庁がにぎっていたのだろう。

作業治療の面では、五月はじめに染め物竈がつくられ、またほいろ二個をつくって茶を製する、七月二六日には豚

小屋とその番小屋とが落成して一一月一日よりブタ六頭をかう、前述のように男女の作業場が落成する、などなど、種目がひろがった。この年の作業の種類は、草取り、農作、裁縫、洗濯、染め物、紙細工、紙捻、織り物、左官、ペンキ塗り、編み物、雑業で、年間男はのべ三、五二六名、女は三五八名におよぶ。また、本年四月より一九〇五年四月におよぶ作業量は、播種坪計五、七二〇坪、種代二四円七一銭にたいし、収穫高は計三、一八六貫で金二三四円九五銭三厘におよぶ。本年度の支出決算で、患者費中の慰労費一九五円九五銭九厘とあるのは、作業患者にたいするものであろう。

病院の収入にはほとんど関係がなかったが、委託料金は三月一三日よりさらに一日四五銭とさがった。賄い費は自費・施療・委託ともかわらない。

施療および委託の患者の構外運動は、計四回（男一三名、女三〇名）、うち一回は東京盲唖学校で音曲傍聴。家人請求の構外運動は、男一二名計六五日、女二名三日。患者のための音楽会、落語などは計四回あった。

強迫法で、狂躁室入りは一五名計一八回、蒲団巻きは一名一回、逃亡は七名九回、同未遂は五名七回、自殺未遂は九名一五回、放火未遂は一名一回であった。

参観者は計二四〇名あったが、警視総監足立綱之、第三部長栗本庸勝の参観は六月三日であった。

患者動態をみると、一月一日在院は男一四七、女一九七の計三四四名、入院は男九〇、女六二の計一五二名、退院は男八七、女六七の計一五四名（全治一三、軽快三一、不治五〇、死亡六〇）で、一二月三一日在院は男一五〇、女一九二の計三四二名である。一月一日在院の患者で在院五年以上は男二〇名、女八六名、一〇年以上は男一名、女二三名。一日平均在院は三三七・一七名（自費六一、施療二〇〇、委託七六）、最多は二月二日の三四五名、最少は六月二日の三三〇名。年間をとおして看護人対患者は男で二・三名、女で三・〇名。病名別でみると、強迫観念狂、外傷後

の精神疾患を合併しない女の癲患者二名がいる。

死亡者六〇名の死因をみると、衰弱一七名、脚気一二名、全結核九名（肺結核七、肺結核兼結核性腹膜炎一、子宮結核一）、虚脱六、心臓麻痺五、赤痢三、腸加答児三などとなっている。解剖されたのは二〇名。

この年の**外来患者**は一一三名（男八一、女三二）。病名別は白痴二（男）、変質狂二（男一、女一）、妄覚狂一（男）、躁鬱狂七（男四、女三）、早発癡狂三九（男二四、女一五）、神経衰弱狂一二（男一一、女一）、臓躁狂五（男二、女三）、中酒狂三（男）、麻痺狂二二（男）、鬱狂二（女）、動脈硬化性精神病一（男）、外傷性精神病一（男）、常習盗癖一（女）、病名未定一三（男八、女五）、無病二（男一、女一）となっている。入院患者のばあいにくらべると、神経衰弱狂のおおいこと、またまれに一名いるかいないかであった男の臓躁狂患者が二名いることが目につく。再来患者は一九三名であった。

一九〇四年**収入**は計一八、六六八円三銭二厘、うち外来患者薬価は延べ一、六八五人分で二〇二円三〇銭。経常部支出は計六三、四二二円八八銭、臨時部の建築費は三八、〇四五円四一銭五厘。

この年の四月のものとおもわれる職員の月俸は、呉院長五〇円、三宅・森田・北林・石田・尼子の各医員二〇円、石川医員無給、調剤掛は二三円一名および一五円一名、看護長では永松アイ二二円、小林ヤス一四円、並河洪一郎二三円、秋山虎松一八円、田原庄兵衛一五円、事務掛は三五円、二〇円、一四円が各一名、一五円が二名となっている。石川医員は四月から警視庁医務嘱託となって精神科病院の巡視、精神病患者の検診などの仕事を負担したので、給料はそちらからでたものか。医員の月俸は、大学からのものである。一九〇三年度支出では、雑給中の報酬は四五〇円で、医長分一五〇円、医員六名分で三〇〇円であった。つまり、医員には東京府から一人あたり年五〇円の報酬

がでていただけである。一九〇四年度支出では報酬は一、四一一円四銭七厘である。院長給は俸給に分類されているので、この報酬は少額の講師報酬をのぞけば医員にたいするものであろう。すると、この年度から医員への報酬が値上げされているのだろう。大学からの月俸のほかに病院から月二〇円の報酬というのはこの年からか。

関連事項としては、一二月一二日に呉を会長に、三宅、森田を幹事に**精神病科談話会**が設立された。

一九〇五年（明治三八年）記事

この年に特記すべき出来事はない、というのが特記すべきことである。府会が一九〇一年に可決した予算によれば、継続年期は一九〇五年度をもっておわり煉瓦造りの八棟が完成しているはずであったが、前年にはじまった対ロシヤ戦争にともなう財政事情のため、病棟増築計画はすすまないのである。

自費一等一日二円、同二等一円二〇銭、特別看護人給弁納金一日三〇銭とする一九〇四年二月六日の府令第一二号は、府令第二〇号をもって当分延期となっていたが、三月府令第二二号をもって四月一日から施行されることになった。昨年末完成の病棟三棟中二棟が自費一、二等患者の病室として使用されるにいたったためである。これにともなって賄い費は自費一等一日平均四五銭、同二等平均二八銭とあがったが、物価昂騰にもかかわらず施療および委託のそれは一一銭五厘と五厘ひきさげられた。これは委託料（ほとんどは府におさめられる）が前前年、前年とつづけてひきさげられたため、ギリギリ五厘だけひきさげられたものだろう。年報は「物価が年一年ト昂騰ニ傾キツアルニ拘ラス賄費額ヲ減少スルハ当ヲ得サル処置ナリト云ハサルヘカラス」というのも、とうぜんである。賄い費中の白米の値段をみると、一石一四円二一銭ほどで、一一銭五厘とは石買いの白米八合ほどの価格である。

医員としては、山口（のち松本）高三郎および田澤秀四郎（ともに前年東京帝国大学医科大学を卒業）が、二月二

〇日に就職し、三宅鑛一が自費留学のため三月三一日に退職した（五月一五日出発）。また、巣鴨病院の雇員は四名であったのが四月一日から一二名に増員され、薬局に二名、事務所に六名、巡視に四名おかれることになった（戦前の職員には、吏員、雇員、傭員という身分差が厳然としてあったのである）。

五月には、院内に職を奉ずる者一同の申し合わせで**蝶友会**が発足した。その目的は「本院ニ職ヲ奉スルモノハ此ノ規約ニヨリ応分ノ醵金ヲナシ之レヲ畜積シテ相救問スルノ資トス」というもので、醵金率は月収の一％前後。一種の職員互助会である。

七月四日警視庁第三部長栗本庸勝より府庁第一部長に、毎月巣鴨病院の患者統計をだしてほしいとの申し入れがあった。その用紙で病名は、白癡、躁鬱狂、早発癡狂、偏執狂、末期性癡狂、臓躁狂、神経衰弱狂、妄覚狂、中酒狂、莫児比涅中毒狂、其他の中毒狂、麻痺狂、老耄狂、脳病性精神病、熱性病性及伝染病性精神病、其他の精神病、病名不詳精神病と、また監置委託者区別は行政官庁の委託、市区町村長の委託、私人の委託となっている。

東京府巣鴨病院規程第五条が院長の専行事項をあげているなかに「処務細則、当直規程、及傭員心得並ニ傭員懲罰及ヒ奨働ニ関スル規程ヲ定ムルコト但シ知事ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス」とある。これによって東京府巣鴨病院処務細則、東京府巣鴨病院当直規程、東京府巣鴨病院雇傭員奨励及懲罰規程、東京府巣鴨病院看護人給助規程がつくられ、八月八日に東京府知事一甲第四三八〇号の四認可をうけている。それらから重要とおもわれるところをあげておこう。

処務細則によれば、巣鴨病院に男子部医務科、女子部医務科、薬剤科、男子部看護科、女子部看護科、事務科の六科をおいて、それぞれに科長をおくことになっている。作業治療については、「患者ノ作業其ノ他運動ノ指示ニ関スル事」は医務科の、「作業ニ関スル事」は事務科の分掌事務になっている。**当直規程**によると、当直医務科員は午後

四時乃至五時に全病室を回診し、ついで午後九時薬剤科員をのぞく他の当直各科員とともに全病室を巡視する、巡視時計は当直医務科員が保管していて午後五時までに当直看護科員に交付、当直看護科員はこれを不寝番見張所詰看護人に交付して翌朝当直医務科員の検査に供する、当直看護科員は午後九時の巡視のほか二回以上不定時に病室を巡視する、となっている。

雇傭員奨励及懲罰規程によると、奨励には功労章（銀製七宝、金三円併与）、慰労金（一円以上三円以下）、慰労状および慰労休暇がある。慰労休暇は看護人だけにあたえられるもので、皆勤六か月にたいし三日、皆勤一か年にたいし九日である。懲罰には、解職、減給（三〇日以下の期間日給額三分の一以下を減ず）、譴責がある。一九〇三年規程による看護人精励章は、一か年間の成績によって品行方正職務勉励の者に授与されていたが、慰労休暇をのぞく奨励の対象は、特別の功績のほかには「品行方正職務勉励在職満五年以上ノ者」とあるので、精励章よりはこちらの奨励のほうがうえである。「逃走患者ヲ取押ヘタル者」、「自殺患者ヲ救助シタル者」は奨励の対象とされている。

看護人給助規程によると、給助には退職給助（勤続満五か年以上で退職する者にたいし、五か年のものに現日給三〇日分以下、爾後一年をくわえるごとに現日給六日分以下を増給）、傷痍給助(職務のため負傷して終身不具となって自用を弁じられない者には現日給九〇日分以下、自用を弁ずる者には六〇日分以下)、治療給助（職務のため負傷しもしくは伝染病にかかる者にたいし)、死亡給助（職務のため負傷しもしくは伝染病にかかり死亡した者の遺族にたいしては死亡当時の日給の九〇日分以下、勤続五年以上で死亡した者の遺族にたいしては退職給助の例にしたがって）があり、傷痍給助・治療給助および負傷もしくは伝染病に原因する死亡給助の規定は看護人をのぞく雇傭員に準用される。

つづいて九月には、東京府巣鴨病院処務細則施行手続および当直規程附則が病院長によって制定された。**処務細則施行手続**は全二八四条、第一章総則、第二章各科通則、第三章医務科、第四章薬剤科、第五章看護科（総則、看護科

長、看護科部長)、第六章事務科(事務科長、庶務係、会計係、物品出納係、営繕係、作業係、炊事係)よりなる。第一条は「職員傭員ハ本院ノ規則内規慣例ヲ遵奉シ誠実ニ其職務ニ服シ患者ニ接スルニハ丁寧懇切ヲ旨トシ相互ニ戒飭シテ緩怠ナカルヘシ」という。第三九条には「医務科長ハ毎日規定時内ニ其受持部内ヲ廻診スヘシ科長ニアラサル医員モ毎日之ニ附随シ又ハ独立ニ規定時内ニ其受持部内ヲ廻診スヘシ」と、第四八条には「医員ハ如何ナル場合ト雖トモ患者ヲ懲罰スルコトヲ得ス患者ノ隔離其他強迫的方法ハ院長ノ許可ヲ受ヘシ　但急ヲ要スル場合ニ於テハ之ヲ行フコトヲ得ルモ直ニ之ヲ院長ニ報告シテ其後ノ処置ヲ請フヘシ」、第五八条には「医員ハ入院患者ニ関シ自己ノ名儀ヲ以テ診断書鑑定書ヲ編成下付スルコトヲ得ス」とある。また、「受持医員交代スルトキハ新受持者ハ其患者ノ病床日誌ニ其交代ノ日時及ヒ姓名ヲ記載スヘシ」(第四二条第三項)といった、とうぜんながら最近もさっぱり実行されずにいることもかかれてある。第六一条によれば、医員は院長の命によって、物品取扱係、病床日誌係、炊事係、作業運動係、講習係を分担する。「作業運動係ハ患者ノ運動及ヒ作業ニ関スル諸般ノ注意監督ヲナシ午前及午後ニ於テ各一回作業所(洗濯所裁縫所其他患者ノ作業スル所等含ム)ヲ巡回シ其状況ヲ臨視スヘシ」。牛乳鶏卵の滋養品は薬剤科の扱いである(支出によってみれば、食品として賄いであつかわれる牛乳鶏卵もある)。第一三九条によれば、事務科長は毎日一回以上病室をふくむ院内各所を巡視しなくてはならない。会計をのぞいては患者に関する事務は庶務係の仕事とされている。第二四一条は「作業係ハ裁縫所洗濯所ヲ監督シ本院内庭園樹木農作牧畜等ノ完備整頓ヲ企図実行スヘシ　但裁縫洗濯ハ主トシテ病院管理事務ニ属シ其他ハ主トシテ患者治療ノ目的ニ出ツルモノトス」という。また当直規程附則によれば、「当直医員ハ三食ヲ検定シ其品質数量ヲ審査シ不適当ト認ムルモノハ之ヲ撤回セシムヘシ」、「当直医員ハ当直ノ翌日ハ院長ノ許可ヲ得テ正午ヨリ退出スルコトヲ得」。

また九月には、病症軽快のばあいに家人の希望により七日以内の日限において便宜その家宅に出院させる**仮出院の**

制がもうけられた。すでにみてきたように、仮出院は東京府癲狂院の開院当初から実施されきた、今回はそれが明文化されたものであろう。この規定はつぎのようなものである、――

一、遅クモ出院七日目ニハ必ズ帰院可仕候事
一、出院シ其侭退院致候節モ出院後第七日目マデニハ必ズ退院手続可致候事
一、出院中看護ノ義ハ勿論私ニ於テ相心得如何ナル事故アルモ御院ヘ御迷惑相掛不申候事
一、入院料ノ義ハ出院中ト雖トモ退院日マデノ日数ヲ加ヘ納付可仕候事（比項施療患者ニハ適用セズ）
一、出院中ノ費用ハ何ニヨラズ一切私共ニ於テ引受貴院ヘ御迷惑相掛不申候事

監護義務者
保　証　人

一九〇五年中の仮出院者は男子部患者三名三回、女子部患者六名九回であった。

慰楽の面では二月一一日に慈善救治会の主催で、西洋音楽、角力、撃剣、剣舞、薙刀鎖鎌、唱歌、三曲合奏ならびに**園遊**一座の落語茶番などがあり、一〇月二九日には慈善救治会の事業として病院構内で一大園遊会をもよおし、なかでも太神楽、西洋音楽、楽隊、唱歌、謡曲、三曲合奏、和清楽合奏、演劇、滑稽茶番、西洋手品などは患者の視聴をたのしませた（この園遊会のことは、あとで紹介する患者手記にくわしくのべられている）。

四月二〇日に起工していた院長室、男女汚物洗滌場、外来供待便所などは一二月二日に落成した。

一二月には東京府会は巣鴨病院の万般の改善をはかるために改善委員をえらんだ。

この年男爵児玉源太郎卒去について嗣子秀雄が尾崎東京市長に照会して六〇〇円を府下その他の慈善事業に寄贈す

くった。

ることをもうしで、巣鴨病院には一〇〇円が寄贈され、府当局者は府参事会にもはかって**巣鴨病院基本金**の制度をつくった。

この年の**看護人**採用は男七三名、女六二名、解雇は男七八名、女五〇名、看護人の平均は男七七名、女六七名、年間を通じて看護人一名あたり患者数は二・六五名（自費一等の男で〇・七五名、同女で〇・五七名、同二等男で一・四〇名、同女で一・三二名、施療男で二・六七名、同女で三・〇九名、委託男で四・三二名、同女で六・三二名）。五月九日から男室第四区（合併症病棟）の男患者に看護婦をつける試みをした。本年はまた看護夫中にマッサージ技術夫一名をいれた。

赤痢は、四、五、七ー九月に計一三名で、腸チフスは一〇月に一名でた。そこで五月一七日に病室の消毒清潔法実施手続をさだめて、五月三一日から実行した。

家人または患者の請求による**構外運動**は男一一名二〇回、女四名一一回。施療または委託の患者の郊外遠足は男一回九名、女一回一三名、この運動費用は本年から病院予算に計上された（六〇円）。

本年度から作業費として二〇〇円が予算に計上され、一一四円九三銭九厘が支出されているが、どういう基準で作業患者に慰労金がはらわれているのかわからない。作業種目は草取り、裁縫、織り物、左官、ブリキ職、ペンキ塗り、大工、麦藁細工、紙撚細工、農作、養豚、経師職、掃除人夫、植え木職手伝い、染め物、綿打ち、紙漉き、機織り、漆塗りで、男はのべ四、七九八名、女は七、三〇〇名で女のほうがおおい。男でおおいのは紙撚細工の一、二九八名、ついで裁縫の七五一名、農作の六〇四名、女では紙撚の二、八六一名、裁縫の二、〇四六名、草取り七三九名などとなっていて、病院業務に関係する作業がかなりの比重をしめている。また、かなりのおおくの作業種目への従事は施療または委託の患者にかぎられていたが、どういう作業種目をそうしたものか（一九〇六年の院務執行手続を参照）。

狂躁室入りは男七名、女三名の計一〇名の計一二回。「蒲団巻モ昨年ハ僅ニ女子部患者一人ニ施シタルノミニテ本年ニ入リテ更ニ之ヲ施用セサリシハ斯道ノ為メ寔ニ賀スヘキコトト謂フベシ」。年間の逃亡は六名七回、同未遂は三名三回、自殺一名（早発癡狂男の縊死）、同未遂は五名一七回、放火未遂は二名三回。また放尿は四名計六回、弄糞六名四七回と記録されているが、こういう数字は記録のとり方でかわるものであろう。ところで、看護人がうけた懲罰の内訳をみると、不行き届きにより患者逃走で譴責が男三、女二、職務怠慢により患者逃走で日給減が男計五、総計一〇名である。不行き届きにより患者縊死で譴責男一、おなじく日給減男一である。

外来患者については、九月から貧困者には無代価で投薬する**施薬**の道がひらかれた。この年は新来は二二四名（男一六六、女五八）、再来は七一九名（男五七〇、女一四九）。全九四三名中で施薬は八六名、新来二二四名の病名別は、白癡一〇、変質狂五、虚脱狂一、妄覚狂二、躁鬱狂二〇、早発癡狂七一、神経衰弱狂三七、臓躁狂一三（男が八名である）、癲癇狂七、中酒狂一、莫爾比涅中毒狂一、麻痺狂三五、脊髄癆性癡狂一、脳黴毒二、卒中狂一、老耄狂一、病名未定一〇、無病（または純身体病）六で、全体的傾向は前年とかわらない。

入院患者の面では、四月一日から収容定員が四三三名から四四六名にふえた（カッコ内は一八九九—一九〇四年のもの）、——自費一等一二名（二七名）、同二等四九名（七五名）、施療および委託三八五名（三三一名）。**患者動態**をみると、一月一日在院は三四二名（男一五〇、女一九二）、入院は二九七名（男一八二、女一一五）、退院は二一七名（男一二八、女八九）（全治三八、軽快四〇、不治七八、死亡五九、無病で転帰なし二）、一二月三一日在院は四二二名（男二〇四、女二一八）。とくに一月一日在院で施療は計二〇一名だったのが一二月三一日には二二一名に、委託は七八名から一五四名にふえている。平均一日在院は三八五・八八名であった。一月一日在院患者のうちで五年以上在院は男二〇名、女八二名、一〇年以上は男一名、女二四名である。年間在籍者の病名別でみると、早発癡狂五八％、躁鬱狂一

四%、麻痺狂一二%で、前年のそれぞれ六五%、一〇%、九%にくらべると、早発癡狂の率がすこしさがっている。前年の入院者一五二名では、早発癡狂は八〇名、躁鬱狂一九名、麻痺狂二七名であったが、本年の二九七名ではそれぞれ一三〇名、五四名、五九名と、入院できる人数がふえると躁鬱狂および麻痺狂がとくにふえたのである。巣鴨病院に入院した患者のうちどのぐらいの人数が府民であったか、年報があげる統計からはわからない。だが、退院者についてあげられている発病地は、ほぼその患者が居住していたところをしめすだろう。この年の退院者中発病地不明のもの・外国のものをのぞくと、府下発病者は五二%、近県（東京府をのぞく関東地方および長野、山梨）が二八%、東北地八%、西南地一二%となっている。

死亡者五九名の病名は白癡四、躁鬱狂四、早発癡狂二三、麻痺狂二七、癲病一であり、その死因では衰弱が二九と第一位をしめ、ついで肺結核七、脚気六、卒中様発作五、癲癇様発作三、赤痢一、腸チフス一などとなっている。解剖をうけたのは一二名。なお退院者の合併症でも肺結核二四、脚気一三で、それぞれ第一位、第二位になっている。

一九〇五年度**収入**は二九、〇六四円二五銭。経常部支出は七三、四四九円五銭四厘、臨時部建築費支出は一、三九七円四一銭、特別看護人給弁納金が一日三〇銭になっているところからみると、看護人の日給はあがったはずだが、諸傭給は一九〇四年度に一七、九二三円三四銭八厘であったのが、本年度一七、九七一円六一銭五厘でほとんどかわっていない。

一九〇五年三月五日発行の『神経学雑誌』第三巻第一二号雑報に、中島行孝、田口卯吉ほか三氏が東京市にたいし「精神病院ニ関スル建議」を提出したことがのっている。東京市より患者を委託している精神科病院を視察したところ、私立病院は府立病院より入院料がたかく・治療設備がおとっていて、しかも巣鴨病院の三三八名中市の委託は一九名にすぎない、市が委託患者の監護責任をおっているのだから、市が府から巣鴨病院をひきつぐか、そうでなけれ

ば巣鴨病院が市の委託患者を充分に収容するようにさせるべきだ、というものである。おそらく市議会年初における建議であろう。このあと東京市が府にたいしなんらかの協議などしたかどうか、資料をかく。

なおこの年の入院願いに、精神病者監護法第一条第二項第五号の規定によって、監護義務者選任の親族会議（弁護士室における）の議事録をつけてあるものがみられた。

「旅路之夢」

ここに誠心院居士「明治三拾八年自六月至十二月　旅路之夢貳」という手記がある。この人は施療入院とおもわれ、某地で小学校に奉職していた、老後の計画云云、などかき、他患者と漢詩のやりとりもしている、そして一九〇二年に入院し、一九〇五年一二月三一日のところに来春一月七日退院予定とかいてある。この内容は六月二九日から一二月三一日にいたる日記である。九月一九日のところに「雨天作業休ミ午前十一時森田医巡回ス家人呼出ヲ亦請求ス七月八日請求ノ事ハ忘レタルモノノ如ク何ゾ夫レ冷淡ナル斯ノ如キ医師ノ言ヲ信ジテ家人ノ面会ヲ望ムハ却テ愚ノ至リ盖シ太陽ノ西ヨリ出ルノ時ハ必ス其手続ヲ為シ呉レルナラン呵々」とかいた欄外に「七月中区役所ヨリ通知アリシト聞ク森田医ノ労ヲ取ラレシナラン余ハ之ヲ知ラス同医ニ向テ彼此云々セシハ慙愧ノ至リ然レトモ余ノ罪ニアラスシテ家人ノ罪ナリ」などかいているところをみると、自省力もかなりにそなわった人とおもわれるし、この手記の内容はかなり信ずるにたるものであろう。またちょうど、対ロシヤ戦争の終結時期にあたっているので、「此日婆艦隊全滅ノ号外アリ（中略）何ソ夫レ快ナル報道ナラスヤ」など、戦勝をよろこぶ記述がかなりみられる。

まずいくつか目につくところをかきぬいてみよう。（七月）「二十二日晴天作業ニ従事ス午前十時自費患者I危篤山口医診察投薬其効ナシ遂ニ黄泉ノ客トナル付添看護人K同氏ニ対シテノ待遇実ニ残酷ヲ極メタリ看護長タルモノ知

ルヤ否ヤ」、――ほとんど毎日作業（室内）しているが、どんな作業かはかかれていない、また付き添い看護人による患者虐待のことがしばしばかかれているところをみると、呉改革も根づいているとはいえないようである。（八月）「三十日曇天作業ニ従事ス第六回治心会月並句会冬秋混題（後略）、」――入院患者の句会がおこなわれていたのである。（一〇月）「六日雨天作業ニ従事ス午後三時頃婦人拾余名尼子医ノ案内ニテ参観セリ救治会評議委員ナリト聞ク来ル二十九日園遊会ノ催シアル由」。

十日晴天作業休ミ本日ハ院内稲荷神社祭礼ノ当日ナリ午前十時患者一同看護夫ニ導カレテ社前ニ至ル正面ニハ舞台ヲ設ケアリ暫クニシテ神楽舞ヲ始ム然レトモ無言ノ所作ニテ余輩ノ如キ田舎漢ニハ興味ヲ感セス唯人形カ手足ヲ動カスト同然午後モ亦同シ其間ニ患者Fノ手踊リS患者ノ手品及ヒ女室患者ノ手踊アリキ夕食後相馬室患者四五名ト運動ニ出ツ再ヒ社前に至リシニ舞カ始マツタ提灯燈籠ニ燈ヲ点シ暮色一際ノ景色ナリ午後七時頃ナレハ看護人ヨリ帰リヲ促サル再三他ノ患者ニ対シ感情ヲ害セン事ヲ恐レ帰ル

一〇月二九日精神病者慈善救治会園遊会の様子はくわしくしるされているが、全文あげよう。――

二十九日晴天本日ハ当院内ニ設置セル精神病者慈善救治会大園遊会第二回ノ当日ナリ作業ハ無論休ミ午前七時例ノ如ク朝飯ヲ喫シ同九時患者一同列ヲナシテ庭園ニ出ツ余左ニ余カ見聞スル処ノ大略ヲ記センニ院内第貳区ノ木戸口ニハ国旗ヲ交叉シ正面ニ扁額ヲ掲ケ第貳区ノ塡字アリ周囲ハ蕎麦ガラヲ以テ埋メタル思ヒ付キノ額ナリキ次ニ緑門ノ簡単ナル モノ ヲ飾リ第三区モ木戸口正面ニ園遊会ヲ祝ストノ扁額ヲ掲ケタリ相馬室ハK氏ノ席上画席ニ充テラレアリ園内第壱ノ飾リ物ハ日魯戦役ニ驍名ヲ列強ニ轟カシタル東郷大将の旗艦三笠艦ノ模型アリ永井看護人ノ作ル処該沈没艦ト共ニ命ヲ共ニセシ将卒ノ霊ヲ弔シ永ク紀念ト為サントノ涙アル長文ノ説明アリキ第弐ハ戦利品ノ模型或ハ方三寸ノ砥石ニ四銭ト書シ守銭奴ト判セシメ又ハ之レニ反対シテ一ノ石鹼ヲ出シ金ハ濫リニ費スヘカラス当世ノ術ハ唯節倹ナルノミトノ理ヲ説明シアリ第三ハ於亀ノ松蕈ヲ背負ヒシ作リ物

アリ第四ニハ院内飼養ノ親子猫一疋宛金網ニ入レ置キアリ親猫ハ当院内ニ飼養スル事二十有余年ト驚クヘキ長命ナルカナ果シテ真カ第五隔離室往来ノ中央ニハ太神楽ノ曲ヲ演スル舞台アリ柵外ニ出ツレハ第一ニ日露全権大使談判地ニ擬スル一僧侶ノ作リ物アリ第貳ニハ猿蟹合戦ノ作リ物中〱ノ巧ミナリキ第三ハ大天狗ノ飾リ物アリ可モナク不可モナシ園内売店ニハヒーヤホールミルクホール喫茶店患者作業品販売店団子屋寿司屋おでんや等アリテ設備頗ル整ヒ居レリ（但シ患者ハ指ヲ咬ヘテ見ル計リ）売店ノ飾装トシテ患者ノ目ヲ引キシハ牡丹ノ花ノ縫ヒ取リナリ男女裁縫室患者ノ製作ナリト聞ク裁縫室ハ来賓ノ休憩室ニ充テラレアリ芝生ノ一隅岩崎家ノ煉瓦塀ヲ後ロニシテ余興舞台ヲ据付ケタリ見物席ハ筵ヲ敷キ男女患者ノ席ヲ区別シ後方ハ来賓ノ席ナリキ余等席ニ就クヤ楽隊ノ吹奏アリ折モヨシ当日ハ隣家岩崎家ニ於テ東郷大将凱旋ノ歓迎会アリシカハ煙火ヲ打揚ケ一層患者ヲ悦ハシメタリ今左ニ出演ノ模様大略ヲ記セン

第壱茶番狂言安宅ノ関ニテ富樫左衛門ハ看護人五十嵐鎮守右ニ控ヘタル侍ハ患者T左ニ控ヘタルハ同T'ナリ威風凛乎トシテ待チ構ヘタル処ニ通リ掛リシハ五人ノ男也侍出テ来リ関所ナレハ手形ナク通行為シ難シ若シ止ムヲ得スンハ手形ニ代フルニ一演芸ヲスヘシト云フ通行人命ニ応シテ演セシ芸ハ五人男ナリ（NSWM患者及看護人山本ナリ）次に通行ノ一人ハF患者ニシテ得意ノ芸ヲ演シ観客ヲ笑ハシメタリ次ハ四人ノ虚無僧ニシテ尺八ヲ吹奏セシハK患者ナリ其他SS賄方ノ一人ナリ次ハS患者ニシテ得意ノ手品ヲ演シ大喝采ヲ博シタリ次ニM患者ノ手踊リニテ其巧妙該出演中ノ一等役者ナルベシ次ニ(A)ノ落語アリ終リニ山本看護人弁慶ノ仮装ニテ通リ抜ケ富樫ト問答ノ体中〻上出来ナリ先ツ此場ノ大立物ナルベシ此レニテ一幕終リ次ニピアノノ独奏ウァイオリンヒアノノ合奏次ニ三人ノ改良剣舞アリ時恰カモ十二時ナリシカハ患者一同室内ニ入レリ食後早々園内ニ飛ヒ出シタル途中不図A子ニ逢フ同子ハ余カ郷里而カモ同村ニテ僅カ数町ヲ離レテ居住セシモノナリ子余ニ向ツテ言テ曰ク君斯ノ如キ境遇ニ陥イリシカ何ソ零落ノ甚シキヤト余曰ク自ラ求メシニアラス病ナレハ止ムヲ得スト子曰ク速ニ全治退院ヲ祈ルト余其厚意ヲ謝シ種々談話セントシヽカ同伴人ノ迷惑ナラント辞シテ去ル時恰カモ仮装行列アリ午後約一時間ノ後開演第一ハ西洋手品斎明一ナリシカ国旗ノ遣ヒ分ケ等巧妙ト言フベシ第二ハ三遊亭一派ノ茶番狂言（左刀）就中玉乗ノ真似松尽シノ手踊リ等感服ノ外ナシ第三ハ盲啞学校生徒ノ琴三味線ノ合奏ナリ皆妙齢ノ婦人不幸ハ蓋シ余等ト軒輊ナシ第四ハ当日ノ見物ニ最モ興アル高田一派ノ史劇ナリシカ幕間短カクシテ物足ラヌ心地ナリ聞説ク当日ハ高田河合モ来ラス児島高徳ヲ演セシカ少シク手腕

アルヤニ見受ケ其他ハ平々凡々寧ロ患者ニ劣ルノ所作ハ喫驚ノ外ナシ（高徳ハ藤澤俳優ナランカ）此幕二幕に分カチ第一ハ高徳カ後醍醐天皇ヲ道ニ擁シ奉ラントシ、モ俄ニ御通行ノ道筋変更シ同士等ノ失望ノ体第二ハ高徳カ桜樹ヲ削リテ天莫空勾践時非（ママ）范蠡ト書シ遥カニ拝シテ去ルノ所作ナリ次ニ演セシハ三味線笛大鼓楽隊ノ合奏ナリキ待チニ待チタル新俳優ノ狂言モ僅々一時間ヲ出テスシテ終リヲ告ケシハ誠ニ価値ナシ終リニ患者看護人ノ催シニテ桃太郎於伽話ノ出演ナリ別ニ興モナク記スヘキ程ノ所作モナシ大神楽ハ浅草ヨリ頼ミ来リシ由シ東京市中ニテモ有名ナリト聞ク且ツ呉院長洋行ノ際同シ洋行興行セシト聞ク職コソ異ナレ熱心ノ程感激ス是レヨリ岩崎家煉瓦塀ニ添フテ表門ニ至ルノ飾物ヲ記センニ女室運動場ニハテニスノ設ケアリ路傍ニハ鑵蛇井鞍ト書シ井戸ノ傍ニ石油ノ空鑵ヲ置キ蛇一匹傍ラニ馬ノ鞍アリ患者慰安ヲキカセシナラン玆ニモ亦ノ緑門アリテ扁額ニハ慰安ノ二字ヲキルクニテ作リ周囲ハ薬瓶ニテ縁ヲ作ル次ニ鯉ノ滝上リアリ次ニ体操器械台ノ上ニ二人ノ船子アリ大漁体操ヲキカシ死亡室通行ノ路ニハ花園アリ弁慶五条橋アリ又情ハ人ノ為ナラスト書シ一ノ喜捨箱アリキ午後五時病室ニ帰リ夕食後直チニ寝ニ就キシカ郷里ヲ想フノ情禁シ難シ終ニ寝ル事ヲ得ス止ナク睡眠剤ヲ請求シ服用シテ眠リシハ十二時過ナリキ

三十日晴天作業ニ従事ス午前十時院長弁ニ尼子医ノ案内ニテ参観人アリ万朝報ノ記者ナリト聞ク同十一時餅菓子一袋宛患者一同ニ分配セラル昨園遊会当日繁忙ヲ極メ遂ニ与フル事能ハスシテ本日ニ延ヘシナラン一カラ十迄注意至レリ尽セリト謂フヘシ救治会員幷ニ医員諸氏ノ慰ヲ謝シ本日筆ヲ叱シテ特筆大書スル事如斯

つづいて一一月、——

十一月一日雨天作業ニ従事ス午前十一時院長ノ回診アリ余無罪放免ヲ請求ス院長諾ス曰ク退院ノ後若シ教員ノ職ニ就ク事能ハサレハ如何スヘキヤト余答テ曰ク卑シキ人アリ賤シキ職業ナシ馬糞ヲ拾フテ活路ヲ求メント此他前質問セシ余カ奉職地ノT弁ニ瀑布温泉所在地ノ大字等ナリキ午後三時石田医来リテ書面ヲ認メテ家人ニ差出スヘシト命ス直チニ書シテ医局ニ出ス

二日曇天作業ニ従事スル同上午前十時院長ノ案内ニテ二三ノ参観アリ本日岩崎家ニテ又々凱旋水兵ノ歓迎会アリシカハ頻リニ煙火ヲ打上ク余等室内ニ屏居スルニ忍ヒス患者参十余名ト共ニ院内中庭ニ出テ、見物セリ午後二時石田医巡回ス同三時森田医来リテ余ニ言ツテ曰ク昨日ハ君僕ニ向ツテ大分怨言ヲ吐キシカ当院ヨリ区役所ニ宛テ書面ヲ差出セシハ決シテ虚言ニアラス其

証ヲ示サントシ、モ紛失セリ若シ知己ニ面会ヲ求ムルナレハ何時ニテモ書面ヲ認メヨト命ス余其厚意ヲ謝ス同四時尼子医ノ案内ニテ二名ノ参観アリ

一二月の記載から、――

四日晴天作業ニ従事ス同上朝夕全昼不食午前十時院長巡回ス余ニ向ツテ曰ク退院ヲ請求シ乍ラ延期ヲ願フ理由如何ト余答テ曰ク余ノ欲スル所ニアラス家人ノ都合ナレハ止ムヲ得ス且ツ余カ如キ素寒貧一朝退院許可ノ命ヲ得ルモ被服ノ用意旅費ノ都合モ為サ、ル可ラス少クモ一二ヶ月延期ノ請ハ当然ノ事也況ソヤ年末ニ際シ家人ノ都合モ反省セサルベカラス

（患者ヲ虐待シテ昇給シタル看護人ハH組長ダ彼レ余程太イ電線ヲ持テ居ルト見エル次ハKTノ両看護人ダ此両人平生猫ヲ被ムリ我々ニ対シテハ丁寧ダカ少シク茫然トシタ患者ニハ冷遇甚シイ之レニ反シテ公平無私ノ扱ヒヲナス白山上代戸ケ崎看護人ノ如キハ昇給カ割合ニ遅イ看護長タルモノ眼アリヤ否ヤ未タアルYノ如キ人非人今ニ依然トシテ看護ノ職ヲ勤メ居ル患者ノ迷惑ヲモ少シハ察シテ貰ヒタイ余計ナ事乍ラ記シ置ク）

この手記の文章は、「回顧スレハ余カ去ル三十五年精神病者ト認メラレ同年八月二十七日当院ニ収容セラレ爾来五越年ノ久シキ鉄窓ノ下ニ呻吟シ学問有為ノ身ヲ以テ徒ラニ安臥シテ貴重ノ光陰ヲ消費シ心窃カニ裏門退院ヲ期セシニ図ラサリキ俄然退院許可ノ恩命ニ接セシハ明治三十八年十一月六日ナリ此年忘ルベカラス明治三十八年ハ忘レント欲シテ忘ルベカラサルノ年ナリ」とむすばれ、ついで「題旅路之夢」として「笑はねばならぬ旅路の夢日記秋の長夜を短かくぞする」の和歌および七言絶句の一編がつけられている。

この人は男の第二区に入院しており、二区の属する旧病室は施療および委託の患者を収容していた。相馬室も第二区にはいっていた。それでも院内を比較的自由にうごいていたことがうかがえる。また「裏門退院」の語も当時から慣用されていたことがわかる。大園遊会のさいのビアホールなどについて誠心院居士は「設備頗ル整ヒ居レリ（但シ

患者ハ指ヲ咬ヘテ見ル計リ」とさらっとかいて、あと茶番狂言などをたのしんだことを詳述している。だが、この一言には胸をいたましめるものがあり、精神病者慈善救治会のあり方にたいするもっともするどい批判がそこにあるともいえよう。

巣鴨病院規則の集大成

一九〇六年における最大のでき事は、東京府巣鴨病院規則が集大成されたことである。

一月二六日雇傭員心得および看護人養成規則が甲第二八八号二をもって東京府知事の認可をうけた。**雇傭員心得**は修身的なものであるが、看護人心得大要にもつながるので、全文あげておこう、——

雇傭員心得

第一条　雇傭員トハ各科附属ノ雇、看護人、授業師、衛生巡視、裁縫人、洗濯人、小使、門番等ヲ云フ

第二条　雇傭員ハ本院ノ成規慣行ニ従ヒ忠実ニ其ノ職務ヲ尽スヘシ

第三条　雇傭員ハ職務ノ内外ヲ問ハス廉恥ヲ重ンシ苟モ貪汚ノ所為アルヘカラス

第四条　雇傭員ハ其職務ニ付院長其ノ他上班職員ノ命令ヲ遵守スヘシ

第五条　雇傭員ハ擅ニ職務上未発ノ文書其ノ他秘密ノ事項ヲ漏洩スヘカラス

第六条　雇傭員ハ許可ヲ得スシテ擅ニ職務ヲ離ル、コトヲ得ス

第七条　雇傭員ハ患者又ハ患者ノ親戚故旧其ノ他本院ニ出入スル商人、請負人等ヨリ金銭ノ贈遺ヲ受クルコトヲ得ス但シ院長ノ許可ヲ得タル場合ハ此限ニアラス

第八条　雇傭員ハ職務ノ内外ヲ問ハス相互ニ親睦協力シテ共ニ失誤ナキコトヲ務ムヘシ
第九条　雇傭員ハ互ニ金員ノ贈遺貸借ヲ為スコトヲ得ス
第十条　雇傭員ハ自己ノ担任以外ノコトト雖トモ本院ニ関シ重要ノ事項ヲ見聞シタルトキハ遅滞ナク院長又ハ上班職員ニ申告スヘシ
第十一条　雇傭員ハ患者ニ対スルトキハ勿論其他来院者ニ対シ総テ叮寧親切ヲ旨トスヘシ

看護人養成規則の内容は一九〇三年の巣鴨病院普通看護法講習規則とほとんどおなじである。なんのための新規則であったか？　東京府では一九〇〇年七月の府令七一号の看護婦規則によって、満二〇歳以上の女子に試験をもって看護婦免許をあたえることにしたが、これでは看護婦増加の見込みがすくないので、翌一九〇一年一二月に府令第四八号をもって看護婦規則を改正し、官立、府県立で三年以上の修業年限を有する看護婦養成所の卒業証書をえた者には、審査のうえで無試験で看護婦免状を下附することにした。新規則は遅ればせながら、この看護婦規則改正にあわせて無試験免状下附の道につなげようとしたもののようである。あるいは、あたらしい病院規程のもとで同内容のものを規定しなおしたのか。

つづいて三月には、**巣鴨病院規則**が印刷された。これは三部分よりなるもので、上が東京府巣鴨病院規程、東京府巣鴨病院処務細則、東京府巣鴨病院処務細則施行手続、東京府巣鴨病院当直規程、当直規程附則よりなり、中は院務執行手続および雑則からなり、下は雇傭員心得、雇傭員服務細則、看護人ニ関スル規定、東京府巣鴨病院雇傭員奨励及懲罰規定、東京府巣鴨病院看護人精励章授与規定、東京府巣鴨病院看護人給助規程、看護人養成規程、蝶友会規約からなる、横一六センチ、縦二四センチの紙に七ポの小活字でびっしり印刷されて本文八七ページにおよぶのだか

ら、巣鴨病院大六法全書である。まず序文をみよう、――

東京府カ巣鴨病院ノ制度ヲ改メテ院長制度トナシ、ヨリ二年、余ハ之ヲ院長ニ承ケ専ラ院務ノ整理ヲ謀ラントシ先ツ病院ニ従来慣例アリナガラ規定ナキガ為ニ吏員ノ交迭毎ニ其慣例ナルモノ不明トナリテ事件アルニ際シ一々之ヲ人々ニ就キテ調査セザルベカラズ吏員ノ大交迭アル際ノ如キハ殆ンド処務ノ面白ヲ一新シテ旧来ノ好例ヲ尋スル能ハザルノ不都合アリ是ニ於テ余ハ従来ノ慣例並ビニ多少存スル所ノ規定ニヨリテ規則ヲ制定セントシ独墺瘋狂院又ハ普通病院ノ規定ヲ参酌シ病院職員一同トトモニ研究校讎スルコト六ケ月ニシテ纔ニ此規定ヲ編纂スルコトヲ得タリ此規定タルヤ未タ決シテ完備トハ称スベカラス又吾院ニ於テ目下試験中ニ属シテ是非ノ決セザル規定ノ如キモアリ旁々尚将来ノ明賢ナル諸子ノ高見ヲ仰カザルベカラザルモノ多シ然レトモ之ヲ今日此程度ニマテ整理シ得タルニ就テハ実ニ之ニ関係セル諸氏ノ尽力ハ大ニ多トスベキモノアリ殊ニ三宅博士カ好意ヲ以テ其所蔵ノ欧米諸病院規定ヲ貸与セラレタルカ如キ大ニ感謝セザルベカラザルコトナリ今ヤ印刷ニ附スルニ当リ之ヲ序トス

明治三十九年三月

東京府巣鴨病院長医学博士　呉　秀　三

三宅鑛一の学位取得は一九〇九年三月一六日であり、このとき三宅鑛一は留学中でもあり、ここにいう三宅博士は父君三宅秀(ひいず)であろう。また、ここにかかれている六か月間の研究は週二回ずつであったという。ところで、この規則にいれられているもののうち、かなりのものはすでにそれらが認可されたりした時点で紹介した。ここでは、この規則にはじめていれられたものを紹介しよう。

院務執行手続は、病室ノ区分、病室内ノ清潔及ヒ衛生、患者ノ清潔及ヒ衛生、被服寝具ノ清潔及ヒ衛生（患者、看

護人及ヒ病室小使、其他)、患者排泄物及ヒ分泌物ノ処置、外来患者診察、入院、退院、廻診、薬餌、食事、起臥、入浴、室内遊戯慰楽、教育、作業、患者ノ運動、構外運動、仮退院、危篤死亡、逃走其他ノ事変、面会、見舞品、書信、小買物、小遣金、衣類物品、寄附、出火消防(総則、指揮長、指揮役、医務科、薬剤科、事務科、看護科員看護人病室小使、其他雇傭員、患者避難法、消化栓分担、消防器具ノ準備、平時ノ練習、警報、出火消防ニ関スル標章其他ノ雛形)、伝染病及ビ其疑似症ノ予防及ビ処置(総則、別室内ノ設備及ビ管理、排泄物ノ取扱方、病室物品其他ノ消毒方、別室看護人)附消毒法の全三〇章四六九条、附一四条からなる。これらの章題からもみられるように、巣鴨病院の実際的運用し方を規定しているものであるので、重要とおもわれるものをかきぬこう。病室は男子部、女子部にわけ、男子部は第一—五区および別室の六区、女子部は第一—六区および別室の七区にわける(別室は伝染病患者および伝染病疑似患者の隔離室である)。各部の入り口に見張り所をおいて看護科長をここに勤務させ、また各区入り口に見張り番看護人をおく。男子部、女子部はさらに自費室、施療室、別室にわけ、自費室、施療室にはそれぞれ通常病室、隔離室、不潔室、皮膚病室(とくに疥癬が問題)、重病室、臥褥室、視守室、遊戯室、作業室、予診室(あらたに入院した患者を一週間以上収容する)、恢復室、結核室、診療室、面会室(各区に一室ずつ)、食堂(各区に一室ずつ)、喫煙室(各区に一室ずつ)、浴室、看護人室、物置などをおく。通常病室は、自費一等は一室一人、同二等は二人、施療室は三畳に一人の患者を収容する。

自費患者の洗濯物は、入院時に本院に委託するかどうかききとって、本院に委託されたときは洗濯料は患者小遣い金から支弁する。

外来診察には院長および医務科長があたり、医務科長は一か月ごとに交代する。また時宜によって補助医員一人もおく。外来の時間は午前一〇—一二時。外来患者には診断書、処方箋などは交付しない。

院長の廻診は水、金の午前一〇―一二時におこない、医員全員および看護科長が院長に随従する。男子部医務科長は火、木の、女子部医務科長は月、木の午前一〇―一二時にその部の全部を廻診し、その他の医員は月、土は男子部の、火、土は女子部の担任部を廻診する〔すると、一般医員はかならずしも毎日自分の担任区を廻診する必要はないようである〕、医員廻診のときは看護科長または部長がそれにしたがう。

牛乳、鶏卵、ソップは医員の処方にもとづき滋養剤としてあたえるもので、薬剤科で医員、事務科員立ち会いのうえ上納者からうけとって、所定の検査、消毒をおこなう。「煙草ハ治療ノ一助トシテ之ヲ患者ニ与フルモノニシテ薬剤科ニ於テ之ヲ保管シ医員ノ処方ニヨリテ之ヲ施療及ヒ市町村委託患者ニ与フ　煙草ノ投与ハ特ニ作業ヲ奨励スルノ目的ニ応用スルコトヲ得」。茶の保管も薬剤科でおこなう。

患者の起床時刻は夏季午前六時、冬季六時三〇分。臥床時刻は午後九時。入浴は隔日、午後一―三時。入浴時各区内の入浴係看護人は浴場係、送迎係、病室係にわけ、浴場係は流場組、更衣組にわける。

「室内遊戯ハ治療上患者ニ必要ナルモノヲ以テ常ニ之ヲ奨励スヘシ」、遊戯の時間は夏季（四月一日―九月三〇日）は午前九時―午後六時、冬季（一〇月一日―三月三一日）は午前九時―午後四時。「教育ハ治療上ノ目的又ハ作業上ノ必要ヨリ之ヲ患者ニ授ク」。「作業ハ精神病者ノ治療上ニ大ナル関係ヲ有スルモノナルカ故ニ医員及ヒ看護長ニ於テ常ニ患者ヲ奨励シテ之ニ従事セシムヘシ」、「作業ハ自費患者ニ対シテハ遊戯トシテ之ヲナサシムルニ適当ナルモノヲ選ヒ施療患者ニハ作業ノ如何ニ従ヒ一定ノ賃金ヲ与フ」、「作業ニ関シテハ男女患者ヲ区別シテ相接近セシムヘカラス」。「運動ハ患者ノ治療上甚タ必要ナルモノナレハ毎日一定ノ時間ニ於テ患者ヲ奨励シ運動セシムヘシ」。

面会人は患者に直接見舞い品をわたしてはならず、見舞い品は見張り所でうけとって、看護科長が医務科に提出して医員の検査をうけて、そのうえ部長から受け持ち看護人をへて患者に交付する。患者の書信は医務科承認をえて発

送する。小遣い金は、願人に患者小遣金預置告知書に金円を添付させて銀行に納付させる。貯金の利子は患者小遣金計算簿また預置告知書調整などの費用にあてる。

赤痢については「注意患者トハ発熱、腹痛、腹鳴、S字状部圧痛、同索条等アリテ未ダ下痢ナキ患者ヲ云ヒ下痢患者トハ前項ノ病状ノ他水様便、軟便又ハ不消化便等ヲ泄スモ粘液、血液ヲ交ヘサル患者ヲ云フ」。

つぎは雑則であるが、患者入退院ニ関スル心得（総則、入院〔自費患者、市町村委託患者、施療患者〕、退院、入院願人及ビ保証人）、面会人心得（患者ニ対スル面会、職員雇傭員ニ対スル面会）、参観人心得、入札人心得の四章からなる。「本院ニ入院スルコトヲ得ル患者ハ東京府下ニ原籍又ハ寄留籍ヲ有スル者及ビ東京府下ノ市町村長ヨリ委託スル者ニ限ル」。入院料は自費一等一日二円、同二等一円二〇銭、食費自弁施療のばあい食費一日一二銭〔しかし賄い費は平均一日一一銭五厘とされている〕、このほかに「市町村委託治療費一日金三十銭」とあるが、この治療費がどういう性質のものかわからない。一九〇五年決算でみると委託患者治療費は三二円四〇銭で、平均一二六名ほどいた委託患者にたいしてこの金額はあまりにすくない。「一等患者ニハ一人ニ四坪ノ席ヲ供シ看護人一人ヲ附シ二等患者ニハ一人ニ二坪ノ席ヲ供シ患者二人ニ看護人一人ヲ附スルヲ通例トスト雖モ患者ノ病症ト病室ノ都合ニヨリ常ノ坪数及ビ看護人ノ人数ヲ増減スルコトアルベシ」。自費入院のばあいは事務科庶務係にもうしこみ、委託のばあいは市町村長が定員に欠員あるかどうかをといあわせてつれてくる。施療入院のばあいは区役所、町村役場および郡役所をへて府庁へ入院願書をだせば患者欠員に応じて願書の順番に入院を許可する。施療患者には被服貸与のほか日用必需の物品も給与される。この入退院に関する章とは、入院証、構外運動願、仮退院願などの雛形一〇、また精神病者監護法による精神病者監置御願など手続き書類の雛形一一がつけられている。

雇傭員服務細則は、総則、看護人（通則、取締及組長、附添看護人及見習看護人、不寝番、服務及休息欠勤）、衛生

巡視、門衛、小使、病室小使、洗濯人、裁縫人、炊夫、受附の一〇章二一九条からなる。総則は、雇傭員心得をもうすこし詳細にしたものである。看護人の章の通則および附添看護人及見習看護人の款から、患者の対し方についてのものをかきぬいてみよう。——

第二十六条　看護人ハ其職務ニ服スルコト勉強敏捷ナルベキハ勿論患者ニ対シ博愛ト同情トヲ主トシ言語ヲ叮嚀ニシ動作ヲ誠実ニシ忍耐ト自尅ト寛容トヲ以テ之レニ対スヘシ

第二十七条　看護人ハ如何ナル場合ニ於テモ患者ヲ虐待シ其自由ヲ拘束シ又ハ之ヲ嘲笑罵言威嚇懲責スヘカラス

第二十八条　看護人ハ患者若シ興奮シ躁擾シ或ハ自他ニ対シ暴行セシトスル模様アルトキハ静カニ之ヲ庇ヒツ、防止シ決シテ独断ヲ以テ之ニ対シ不穏ノ処置ヲ為スヘカラス必ス長上又ハ医員ニ急報ノ途ヲ講シ其指揮ヲ待ツヘシ若シ其挙動急激ニシテ患者自身又ハ其周囲ニ対シ甚タ危険ナルトキハ臨機ノ方法ヲ採リテ之ヲ庇ヒツ、同時ニ其長上又ハ医員ニ急報ノ途ヲ講シ其指揮ヲ請フヘシ

第二十九条　看護人ハ患者ノ看護ニ関シ其監守ヲ忽ニスヘカラス特ニ自殺放火逃走等又ハ是等ノ企図ハ注意シテ之ヲ防止セサルヘカラス

第三十一条　看護人ハ患者ノ冀望ガ院則、医命、秩序、等ニ抵触セザル限リ之ヲ充タスヘシ

第三十二条　看護人ハ患者ノ病状ニ関シ左ノ諸点ヲ注目スヘシ但此ノ情状ヲ得ンカ為メニ故ラニ患者ニ対シ談話或ハ其他ノ方法ヲ濫用スヘカラス

一患者ノ感情如何爽快カ憂愁カ笑カ泣カ怒リ易キカ感情移リ代リ易キカ感情ニ鈍キカ物事ニ対シ興味熱心ヲ欠クカ等

一言語早キカ遅キカ高声カ低声カ発言如何語ハ多キカ少キカ無キカ其話ス語調常ノ語調ト異ナルカ言談悉ク錯綜シテ一言一句モ解スヘカラサルカ傍ラニナキ人ト話スカ同一語ヲ反覆スルコトナキカ話頭ノ早ク転スルカ独語ハアラサルカ新作ノ語ハナキカ話スコトハ如何ナルコトカ妄想等ハナキカ妄想ノ事柄如何

一挙動四肢ノ振戦運動如何全身ノ運動早キカ遅キカ不安カ不穏カ徘徊踏舞暴行等ノ有無常時同一ノ挙動ナキカ拒絶的挙止ナキカ着衣摂食服薬等ハ如何自ラ之ヲ処置スルカ食物ハ多キカ少ナキカ浴ニ入ルカ拒ムカ不潔ナルコトハ如何大小便ノ状況如何自己ノ物品又ハ病院ノ物品ヲ処置スルコト如何裂キ破ルコトナキカ破壊スルコトナキカ汚穢ニスルコトナキカ

一作業ノ状況如何

一睡眠如何

一体重、体温、脈搏、呼吸

第三十四条　看護人ハ患者ノ迷想ニ抵抗シ妄想等ヲ反駁シ或ハ言ヲ弄シテ之ヲ迷誤ニ誘フヘカラス妄想等ニ関シテハ之ニ関係遠キモノスラ忌避シ患者自ラ進ンテ語リ出ストキハ之ヲ善トセス軽ク諭シテ話頭ヲ速ニ他ニ転スヘシ

凡テ患者ニ対スル言動ハ医員長上ノ命スル範囲外ニ渉ルヘカラス

第四十一条　看護人ハ扯裂脱衣患者ニ用ユル堅布製被服ヲ擅ニ患者ニ着用セシムルコトヲ得ス

第四十五条　看護人ハ身体着服ヲ整理清潔ニシ患者ニ模範ヲ示スヘシ

第五十八条　附添看護人ハ各自受持患者ニ附添ヒ絶ヘス患者ノ目ニ付カサル様ニシテ患者ノ模様挙動ニ注意シ自殺自傷逃走等ノ念慮又ハ模様アルモノニ対シテハ特ニ注意スヘシ

第六十二条　附添看護人ハ受持患者ノ上厠ニ附添ヒ其世話ヲ為スヘシ

不潔患者ハ二時間毎、又ハ三時間毎ニ之ヲ便所ニ導キ便通ヲ待ツヘシ但十五分以上厠中ニ止マラサル様注意スヘシ

此ノ如クニスルモ猶不潔トナルトキハ之ヲ庇護シツヽ忍耐シテ其世話ヲナシ常ニ患者ノ身体ヲ清拭シ且其際温寒等ノ為メニ感冒ニ罹ラサル様注意スヘシ

汚レ物ハ直ニ規定ニ従ヒ処分シ室内ニ臭気アルトキハ空気ヲ交換スヘシ

第六十七条　附添看護人ハ親シク患者ニ接シ居ルカ為メ患者ヨリ種々ノ要求ヲ受ケ其中ニハ理不尽ナルモノアルヘシト雖トモ成ルヘク其要件ヲ懇切ニ聞キ取リ部長ニ申出テ其指揮ヲ待ツヘシ

この規則にいう附添看護人とは一般看護人で、一病室またはそれ以上をうけもって患者看護にあたるので、こうよばれるのである。看護人の勤務は、全員全勤務完全拘束を原則とするといえる。昼間勤務は夏季午前五時より午後九時まで、冬季午前五時三十分より午後九時まで。不寝番にあたらぬ看護人は夜間は患者とともに受け持ち病棟に臥床し不寝番看護人の手のたらぬときは患者の世話をする。不寝番は前半夜、後半夜の二組にわかれて一〇分ごとにその区内を巡行する。不寝番の見張所詰看護人は三〇分ごとに交代して全病室を巡回して、病室および患者の状況および不寝番看護人の勤務を視察する。看護人中後半夜（午後一一時三〇分以降）不寝番にあたった者は、夏季は午前八時より翌日午前七時三〇分まで、冬季は午前九時より翌日午前八時三〇分まで休息室で休息することができる。休息看護人が休息時間中に外出外泊するには看護科長の許可が必要で、しかも、「特別ノ事情ニヨリテ看護科長ノ許可ヲ得シモノヽ外休息ノ初起時後三時間ハ必ツ病院ニ於テ休息スヘシ」。

「衛生巡視ハ院内ノ警戒風紀衛生等ノ取締ニ従事スルモノトス」。風紀とは雇傭員の挙動に関すること、衛生面は主

として掃除人の監督、衛生巡視はこのほか事務の補助をする。病室小使は病室内の雑役にあたり、男子部、女子部に各五名。盛方、配膳所までの運搬は炊夫の仕事である。「烹煮ハ総テ十分ニ熟徹スルヲ要ス羹汁類ハ三十分間ノ沸騰ヲ要ス豚肉ノ煮方ハ特ニ永熟ナルコトヲ記憶シ盛方ニ過不足ナキ様ニ盛入ルヘシ」、「炊夫ハ飯量一人前百〇六匁強ナルヘシ」。

看護人ニ関スル規定は看護人ノ階級、採免、進級の章だけで、看護人ノ階級、看護人ノ採免（看護人ノ採用、看護人ノ罷免）、看護人進級の三款からなる。看護人に三階級あり、一等看護人は日給三五銭以上、二等看護人は日給二八銭以上、見習看護人は日給二五銭以上。一等看護人中上班者またはとくに選抜した者を取締（男女各二名）および組長（男女各七名）とする。特別看護人は患者の病状によって入院願人の承諾をえて常備看護人のほかにつきそわせるもので、その給料は普通の看護人に準ずる。看護人の階級をあきらかにするため、取締・組長は白丸服の袖に小赤条三本、一等看護人は二本、二等看護人は一本をつけ、見習看護人は条なしとする。採用試験合格者は院長面前で医務科長、看護科長立ち合いのうえ事務科長が左の諸件を宣言し、別定の誓約書をかいたうえで採用される、——

一、看護人タルモノハ柔順ニシテ院規命令ヲ格守シ長上ニ服従シ且勤勉迅速ニ好ミ進ンテ職務ニ従事スベシ

一、看護人タルモノハ慈愛ノ心ト周到ナル注意トヲ以テ患者ニ接遇シ如何ナル場合ト雖モ忍耐シテ温和ノ態度ヲ失ハズ以テ同情相憐ムノ実ヲ示スヘシ

一、看護人タル者ハ一旦就職ノ上ハ他念ナク職務ニ従事シ二ケ年未満ニシテ一身ノ故ヲ以テ辞職スルカ如キコト決シテアルマシキコト

一、看護人タル者ハ自己ノ品位ヲ保チテ徳義ヲ重シ相互ニ和睦協同シ苟且ニモ不作法ノ行為不親切ノ所業アルベカ

看護人罷免には、依願解雇、用済解雇（過剰員を生じたり院務の都合で雇傭の必要がなくなったとき）、解雇（懲戒処分により、無届欠勤五日以上のとき、連続欠勤三週間以上におよぶとき、ただし病気で医員の診察をうけているものは病状によってまつことがある、刑事事件に関し告訴または告発されたとき）がある。見習看護人は三か月間勤務をまっとうし考査をへて本院に適当とみとめるときは二等看護人に昇格させるが、とくに優秀なものは三か月以内に二等または一等の看護人に昇級させる。二等看護人中他に優越した者は時期にかかわらず抜擢して一等看護人に進級させる。また看護人免状を有する者および官公立病院などで講習をへて看護に従事した者は、採用のさい体格試験だけで合格させて二等看護人に採用することがある。看護人進級の公平な調査材料として、見習看護人にたいしては採用後三か月で、二等看護人および一等看護人にたいしては毎年二回、全員にたいし考査試験をおこなう。

さて、以上で規則の紹介をおわる。引用したところからもわかるように、その内容は詳細をきわめる。そのなかには、看護法の基礎知識などに属することもはいっているが、それは看護人養成がはじまったばかりの時期には必要だったのだろう。また、規則の内容にはひじょうにこまやかな心くばりがみられるが、全体を通覧すると、あまりに膨大であり詳細にすぎるといえないだろうか。自分の職務に関する分だけでもこの規則をそらんじそれを身につけることは、どれだけの勤務者に可能だったろうか、わたしは呉院長が熱烈なる実践家であったことにすこしの疑念もいだかないが、同時に、ときに文がかちすぎるのではないか、という感想をいだくのである。

ともかくも、この東京府巣鴨病院規則の集大成によって、巣鴨病院における諸制度の整備は一段落したといえよう。しかし、増築などはすすまないし、設備の充実も牛歩をつづける。

スチーダのみた巣鴨病院

一九〇六年一月一七日ロシヤ国ミタンリガ癲狂院の医師ウィルヘルム・スチーダが巣鴨病院を参観した。京都私立癲狂院、京都岩倉村精神病院および巣鴨病院を参観したスチーダの報告は "Zentralblatt f. Nervenheilkunde und Psychiatrie" 1906, No. 216 にのせられ、渡邊房吉訳による「日本ノ精神病学」が『神経学雑誌』第五巻三三七―三五〇ページ（一九〇六年一〇月）にのっている。ここから巣鴨病院に関する部分のいくつかをぬいてみよう、――

> 該病院ハ一棟ヨリ成レル、広クシテ、複雑セル通常ノ日本造リノ建物ニテ、病室ハ廻廊ノ両側ニ并ビ、光線ハ上部及ビ副室ヨリ障子ヲ通シテ入ル。京都ノ病院ニテ愉快ヲ感ジタル壮美、親密ノ観ハ此処ニハ全ク絶無ナリ。元来此病院ニ於ケル病室ノ大部分ハ個々ノ監房及ビ小室ヨリ成リ、上部ニ小窓アリ、戸ト窓トニハ木製及ビ金属製ノ格子アリシガ近来ニ至リテ全ク之ヲ取リ毀テル者ナリト云フ。コレ教授呉秀三氏ガ無隔離室療法（Zellenlose Behandlung）同意者（アンヘンゲル）トシテ、「病院内ニ隔離室ノ存スル限リハ又之ヲ用フルノ虞レナキニ非ズ」トノ懸念ヨリ出デタル者ナリトノコトナリ。コレガ為メ数多ノ小隔離室ノ合シテ一大室ヲナセル所アリ。又其隔壁ノ撤セラレテ隔離室ト廻廊トニテ一室ヲナセルモアリ。或ハ先キノ隔離室ガ暖室及ビ洗浴所ニ変レルモアリ。是等ノ病室上ノ変遷ニ徴スルモ呉教授ガ如何ニ無隔離室療法ニ熱心ナルカノ一半ヲ窺フニ足ル可シ。実際無隔離室主義ヲ励行スルニハ尚ホ多クノ障礙アリテ存ス。是ニ於テカ呉教授ハ病院改築ノ大計画ヲ策シタレドモ、東京府ニテ其資金ヲ給スルコト極テ遅ク、最モ急ニ迫リタル一時的ノ改造ト雖モ、長ク之ヲ要求シ、頻回之ヲ督促セル後始メテ目的ヲ達スルホドナリ。且ツ一般的無隔離室療法ヲ実行スルニハ第一其充分ナル看護手ヲ欠ケリ。差シ当リ隔離室ニ代フ可キモノハ寝台療法（Bettbehandlung）ナレドモ、由来日本人ノ風習トシテ直接ニ畳ノ上ニ臥褥ヲ展ベテ之ニ眠リ、朝ハ再ビ之ヲ取リ片付タルモノ故、寝台ハ寧ロ不便ナルノ観アリ。稀レニ久シキニ互リテ一定セル寝所ニ固定セラルルノ患者アリト雖モ、各自ソノ臥褥ヲ自ガ随意ノ所ニ動カス。サレド予ハ患者ノ製作ニカカレリト称スル少許ノ木製寝台ノ能ク保有セラルルヲ見タリ。患者ノ多

クハ褥上ニ安臥スレドモ屢〻寝具ヲ寝所ヨリ撤シテ、直接ニ床上ニ横ハルモノアリ。呉教授ハ之ヲ防グガタメ寝台ヲ以テ畳ヲ敷カザル一室ニ据エタリトノコトナリ。

諸種ノ困難アリタレドモ今ヤ漸ク之ヲ排シテ新ナル一二ノ石造建築ヲ見ルニ至レリ。土地高燥、外観佳美ニシテ空気ノ流通極メテ可ナリ。其和洋折衷ノ点ニ於テハ更ニ経験ヲ得タル心地ス（中略）

新建築ニハ三種ノ病室アリ、一ハ全ク欧羅巴風ノ室ニテ寝台療法ニ適セリ。木製ノ牀架ト小机トヲ据エ、牀ハ板ニテ張ラル。二ハ通常ノ日本室ニテ畳ヲ敷ケリ。三ハ和洋中間ニ位スルモノニテ畳ヲ敷ケル所ト、牀板上ニ寝台ヲ据エタル所トアリ。即チ患者ハ寝台ヲ下レバ畳ノ上ニテ日本風ニ生活シウルト云フ有様ナリ。此新建築ニハ電灯ノ設備アリ。追テ全院改築ノ暁ニハ中央温暖法ノ設ケラル、筈ニテ、新建築ニハ既ニ其設備アリ。去レド四個ノ新建築ノミニ中央温暖法ヲ採用セバ余リ高価ニシテ、不経済ナル故目下局所温暖法ノミヲ用ヒ居レリトナリ。

浴場ノ装置ハ全然欧羅巴風ニテ尚ホ各部ニ一個ノ大ナル浴槽アリ。患者ハ日本ノ風習ニ従ヒ毎朝温浴（摂氏四十度マデノ）ヲ為スヲ常トス。呉教授ハ持続浴療法（Dauerbadbehandlung）ヲ用ヒント欲スレドモ、差シ当リ金銭ト看護手トノ足ラザルヲ憾ムトノコトナリ。

（中略）

本病院ガ多クノ欧羅巴ノ病院ヨリモ優レル点ハ、病牀ノ備ヘ（数）ヨリモ以上ノ患者ヲ収容セズ、又収容スルニ及バヌコトナリ。入院規定ハ左ノ如シ、茲ニ一人ノ患者アリテ医士ノ診断ニヨリ其病名ノ確定セリトセンニ、患者ノ親戚ハ之ヲ管轄庁或ハ郡区役所ニ申シ出デ郡区役所ハ之ヲ府庁ニ申出テ府庁ハ官費室ノ存否ニ従ヒ、本病院ニ収容ス可キカ、若クハ他ノ七個ノ私立病院（在東京）ニ委託ス可キカヲ決ス。貧民ノ入院料ハ府若クハ政府ニテ支払フ。医員ハ患者ノ入院ニハ一切容喙セズト云フ

（後略）

これらの文章のまえにスチーダが「東京大学ニテハ府立巣鴨精神病院ノ患者ヲ以テ臨牀講義用ニ供スレドモ、政府ニテ之ガタメニ支出スル金額ハ極メテ少ク、東京府ニテ供給スル処モ亦多クハ不足ガチナリ。東京府ガ当局精神病医

ヲ遇スル事モ亦厚カラザルガ故ニ彼等ハ忍ンデ其勤務ニ服セリ」とかいているところも、あげておくべきだろう。

その他の一九〇六年（明治三九年）記事

看護長田原庄兵衛の勤続満二〇年祝賀式が一月二七日講堂で挙行され、左の褒状と純銀懐中時計とがおくられた、

―

褒　状

東京府巣鴨病院
看護長　田原庄兵衛

明治十八年十一月職ヲ看護夫ニ奉ジ累進シテ同二十八年看護長トナリ客年十二月ヲ以テ在職満二十年トナル其間職務ヲ執ル勤勉患者ヲ遇スル懇切真ニ同僚ノ亀鑑トス依テ本会ハ在職満二十年ノ功労ヲ表スル為メ茲ニ目録ノ物品ヲ贈与ス

明治三十九年一月二十七日

東京府巣鴨病院内
蝶友会評議員会長　医学博士呉秀三

おなじ一月二七日夜医局で第一回抄読会がひらかれた（森田日記）、中絶していたものが再開されたのだろう。

一月二九日に**清水耕一**が看護長に就職した。清水が巣鴨病院の看護人となったのは一八八九年のことであったが、日清戦争に日本赤十字社看護人として出征してより日本赤十字社救護員首席になっていた。巣鴨病院では清水は一八

九九年一一月一一日に看護長を拝命したが、北清事変に従軍して一九〇〇年七月一日—一二月二五日とその職をはなれ、つづいて病院船弘済丸にのるべく一九〇一年四月一六日をもってまた看護長の職をはなれた。病院船の任務は同年六月をもっておわったが、東京府は、清水がしばしば赤十字社に召集されるので復職をこばんだ。そしてまえにみたように、東京精神病院の看護長をしていた。こののち清水は対ロシヤ戦争に召集されていたが、一九〇五年一二月二七日に東京に帰還した。この人を呉院長は看護長にふたたびむかえて、その手腕をふるわせたのである。

燈火は八月からすべて**電灯**にあらためて、水油は夜間巡回時の角灯だけにつかうことになった。

赤痢は九月から一一月にかけて計一一名（施療の男三、同女二、委託の男一、同女五）がかかった。

看護法講習生は、第一期入学生男一名、女一〇名のうち男一名、女八名が卒業した。一一月六日には講堂で、第一期卒業生のための卒業証書授与式がおこなわれ、呉院長の訓諭につづいて、東京府属佐藤襄が知事の祝詞を代読、田澤医員が講師総代として祝詞をのべ、最後に看護婦岩田某が講習生総代として答辞をのべた。卒業生のうち女八名は翌一九〇七年二月一九日づけで東京府から看護婦免許状を下附された（この当時男は看護人免許状はもらえない）。

医員ではこの年のはじめに中村譲および影山勇蔵（ともに一九〇五年東京帝国大学医科大学を卒業）、ついで吉川省吾が嘱託され、尼子四郎、石川貞吉、森田正馬、吉川省吾が嘱託医員を辞した。年末の**職員および嘱託員**は、院長一名、嘱託医員六名（いずれも大学助手）、嘱託講師二名、調薬掛四名、看護長六名、事務掛六名、雇傭員は事務科雇六名、調薬科雇二名、巡視四名、**普通看護人**の男七八名、同女六〇名、特別看護人の男五名、同女三名、作業師三名、門番二名、小使一五名、裁縫人六名、洗濯人一一名、雇傭員総員一九五名である（ふしぎに炊夫はここにいれられていない、支出でも炊夫給七七九円七銭は諸傭給の節でなく賄い費の節にはいっている、もっとも翌年の分では炊夫採用二名、解雇二名で年末現在員一一名とあるから、本年末にも一一名いたのだろう、いずれにしても炊夫の地位は一

般の傭員とはまたすこしべつであったようである）。看護夫の採用は七三名、看護婦は二九名、解雇は看護夫六一名（依願四一、諭旨五、解雇一五）、看護婦二九名（依願二四、諭旨四、解雇一）、看護夫から作業師に転じたもの四名、看護夫から雇に転じたもの一名であった（規則では諭旨解雇というのはなかったが）。普通看護人の一日平均は一三六・二人で、年間をとおして看護人一にたいし患者三・一七名の割りとなる。また自費患者は、一日平均で一等男七・六名、同女二・六名、二等男三〇・三名、同女一五・〇名であったが、特別看護人をつけたのは一日平均で一等男で三・六名、同女で一・一名、二等男で二・八名、同女で一・六名であった。またこの年に、マッサージ技術婦一名をさらに看護人中にやとといいれた。

病室では、女子部狂躁室に窓をもうけ、男子部不潔室にリノレームをしいた。

家人または患者の請求による構外運動は、自費男一名一回、同女三名四回、施療男一名一回、同女三名四回であった。患者を一団としての郊外遠足は施療および自費の患者で、男は二回で計二〇名、女は八回で計八五名前後、行き先は上野公園、浅草公園、靖国神社、小石川植物園など。

作業の面は四月に各種専門の作業師をやとって規模拡大をはかった。年末の傭員では作業師三名となっているが、農業および養豚に常傭農夫が、ミシン使用および機業染色アイロンかけにそれぞれ作業師が、また園芸に作業師一名がいたようである。作業に従事した施療および委託の患者は、男が年間のべ六、四四五名、女が七、一二二名である。たとえば五月にそれぞれの作業種目に従事した患者の実人数をみると、男で裁縫三、機織り一、養豚二、大工手伝い二、左官手伝い一、紙漉き一、植え木手伝い三、紙撚細工九、農作一、状袋はり一、草取り一三、袋はり三、女で裁縫二、編み物三、紙撚細工一、草取り七、洗濯二である。なお、加藤普佐次郎が、「精神病者ニ対スル作業治療並ビニ開放治療ノ精神病院ニ於ケル之ガ実施ノ意義及ビ方法」（神経学雑誌、第二五巻第七号、一九二五年）にのべ

たところでは、この二月に石田医員の努力で患者中三名を退院させて作業掛看護人として採用した。

治療面では、「器械費ノ予算少額ナルガ為メ治療上必要ナル器具ヲ整頓スル能ハザルハ毎ニ遺憾ナリ但シ長続浴装置ハ近時漸ク男女自費病室ニ各一ヶ所ヅヽ設備シ得ルニ至リタルハ聊カ斯道ノ一進歩ト称スルヲ得ベキカ」と年報はいう。まえに三宅医員の工夫でこころみられた持続浴療法は、試みでおわっていたのである。仮出院は男一〇名一二回、女一一名一四回、暴行危険のための狂躁室入りは、年間継続が男四名、ほか男一名、女三名で、年間延べ人員は一、五九四名で、年間在院総延べ人員の一・〇一%にあたる。逃亡五名、同未遂は九名一四回、自殺なし、自殺企図は七名一〇回。

外来は新来二二四名（男一六六、女五八）、再来一、一〇二名（男九二一、女一八一）、計一、三二六名のうち薬価自弁九六六、施薬三六〇。新来の病名別では早発癡狂が八三名とふえているほかは、前年とほぼ同様の傾向である。

入院患者の動態をみると、一月一日在院は四二二名（男二〇四、女二一八）、入院は二〇三名（男一一六、女八七）（初入一七二、再入二〇、移転一一）、退院は一九一名（男一一八、女七三）（全治三三、軽快四〇、不治六七、死亡四九、転帰なし二）で、一二月三一日の在院は四三四名（男二〇二、女二三二）である。最多在院四三八名、最少四一九名で、一日平均では四三二・四五名（自費男三八・〇五、同女一七・七〇、施療男一〇二・〇四、同女一二四・三八、委託男六三・七五、同女八六・五三）である。一月一日在院者中で在院五年以上は一二九名（男三五、女九四）、同一〇年以上は二八名（女だけ）である。年間在籍計六二五名中早発癡狂六〇%、躁鬱狂一二%、麻痺狂一一%と、また早発癡狂の率がわずかにましてきている。

つぎに、早発癡狂、躁鬱狂、麻痺狂のいわゆる三大精神病についてその動態をみよう。早発癡狂の一月一日在院は二七七名（男一四〇、女一三七）、入院九八名（男五五、女四三）、退院は九〇名（男四九、女四一）（全治八、軽快二

三、不治三八、死亡一九、入院後間もなく退院して転帰なし二)、一二月三一日在院は二八一名(男一四一、女一四〇)。躁鬱狂は一月一日在院四七名(男九、女三八)、入院二七(男一一、女一六)、退院二九名(男一二、女一七)(全治一七、軽快七、不治四、死亡一)で、一二月三一日在院が四九名(男一一、女三八)。麻痺狂では一月一日在院が二五名(男一六、女九)、入院が四六名(男三五、女一一)、退院は四五名(男三八、女七)(全治なし、軽快四、不治一八、死亡二三)で、一二月三一日在院は二七名(男一五、女一二)である。

死因の統計表をみることができなかったが、四九名中単純衰弱一七名、卒中様発作一〇名、肺結核七名、脚気五名、癲癇様発作八名、腸カタル二名、赤痢一名で、他は不明である〔死因に重複あるか〕。医科大学で解剖をうけたのは一三名である。

一九〇六年度**収入**は三〇、六九九円九一銭六厘、経常部**支出**は七七、四二二円五八銭四厘、臨時部支出の建築費が八七円である。賄い費中の炊夫給は七七九円七銭で、年末に一一名いた洗濯人給の計七五八円七八銭とほぼ同額である。雑費中には広告料六七円一五銭があり、自費空室ありの新聞広告をしたものか、看護人募集か。電灯料は二、六九八円六銭六厘である。薬餌費に**購入薬品名**が列挙されているので、それをあげておこう、——

イソプラール、イヒチヲール、沃剥、タカジヤスタアゼ、タンニーゲン、クロレトン、チエロイヂン、コニヤツク、阿片越幾斯、ピラミドン、沃度、単寧酸ヲレキシン、タンナルビン、プロタルゴール、ブルガチン、塩酸規尼涅、アネステジン、メチーレンブラウ、ローズ油、ヘルミトール、チヲコール、無水燐酸、パラアルデヒイド、ヴエロナール、ロダーゲン、沃度知林、貌羅謨水素酸スコポラミン、塩酸コカイン、巴布、硫化加里、燐酸、加里石鹸、倔里設林、苦味丁幾、クレヲソート、フエロー舎、ブローム水素酸、コンヂランゴ越幾斯、塩酸、依的児、安知必

林、アスピリン、酒精、規那皮、規那丁幾、臭曹、臭剝、臭素安母紐謨、石炭酸、セネガ根、硫酸、甘草末、炭酸グアヤコール、満俺鉄百弗頓、コンスターヂ、アニリン、沃度舎利別、白糖、硼酸素、カヤプテー油、絆創膏、片脳油、ドルミヲール、ヴアリール、ヴアリドール、フエロピリン、セラバロー酒、スコツト乳果、トリフエロール、カレー末、バルニバール、葡萄酒、バタ、ヘツト、塩酸ヒヨスチン、ザラメ糖、煙草、氷、ソマトーゼ、鶏卵、茶、片脳、沃度仿謨ガーゼ、蒸溜水、牛乳

関連事項としては、二月二七日第二二帝国議会に衆議院議員山根正次・江原素六が、**医学校に精神病科を設置すること**をのぞむとの建議案を提出し、三月一七日はこの建議案が修正可決された。修正された案は左のようである、——

精神病者ノ法律上ニ於ケル地位既ニ定マレリト雖、本病ノ鑑定診査ニ当ルベキ医師ヲ養成スベキ官公私立医学校ニ、其ノ研究ヲ完全ニスベキ適当ナル設備アルコトナク、又医師ノ資格ヲ考試スルトコロノ文部省医術開業試験科目中ニモ此ノ学科ノ在置ヲ見ズ。故ニ政府ハ速ニ完全ナル設備ヲ為サムコトヲ望ム。

四月二三日京都帝国大学、福岡医科大学に精神病学教室および精神病学講座がおかれ、一一月三日に帰朝した榊保三郎がただちに福岡医科大学（↓九州帝国大学医科大学）教授に任ぜられ、精神病学講座担任となった。

元医員の井村忠介が東京府豊多摩郡代々幡町幡ケ谷に新宿脳病院（↓井村病院）を八月に開院した。

一〇月一五日呉秀三校閲になる石田昇『**新撰精神病学**』（南江堂）が発行された。クレペリンの体系による教科書としてわが国で最初のものであり、またたえず改訂増補していった石田の努力もあって、当時もっとも版をかさねた精神病学教科書である。

一一月には東京精神病院は保養院と改称し、元医員石川貞吉が院長となり、おなじく門脇真枝が医長になった。また、医員森田正馬は一二月一日から根岸病院顧問としてむかえられた（巣鴨病院医員は一二月二七日をもって辞職）。

一九〇七年（明治四〇年）記事

元医員三宅鑛一が五月一〇日留学から帰朝し八月東京帝国大学医科大学講師に任ぜられた。

一一月一四日づけで**東京府巣鴨病院規程**が一部改正された。改正の中心は第二条の本院の職員で、**副院長**一名がくわわり、医員八名はそのまま、調薬掛および事務掛が一名ずつふやされて、それぞれ四名および六名とされた。第三条第一項の「院長ハ知事ノ指揮監督ヲ受ケ院務ヲ掌理シ部下ヲ監督ス」のあとに、「副院長ハ院長ヲ補佐シ院長事故アルトキ之ヲ代理ス」がくわえられた。そして一二月四日三宅が副院長を嘱託された。

この年は**医員の異動**がおおかった年で、それは長崎医学専門学校、千葉医学専門学校、愛知医学専門学校で精神病科が内科から独立し、あるいは精神病学の専任教授がおかれたためである。医員の石田昇が七月二六日長崎医学専門学校教授に、松本高三郎が九月一三日千葉医学専門学校教授に任ぜられ（巣鴨病院辞職は九月一八日づけ）、一二月二九日には北林貞道が愛知医学専門学校教諭に任ぜられた。このほか、まえからの医員では影山勇蔵が辞職した（影山はのち神戸市に開業していたのち、一九二五年には四谷永住町二番地で開業していたが、ここは昔の外朗医院の地である）。あたらしく医員を嘱託されたのは齋藤玉男（一九〇六年東京帝国大学医科大学卒業）、中原清（四月二五日就職、一一月二七日辞職、中原は岡山医学専門学校を一九〇六年卒業、巣鴨病院辞職ののち開業してまた京都大学精神病科で修業、一九一一年に島根県に鷺湯精神病院を設立）、谷寶抱（八月七日就職、一九〇八年一月二三日辞職）、大島茂之（のち小峯姓、一〇月二三日就職、一九〇八年一月二三日辞職、一九〇三年東京医学専門学校卒業、のち王子精

神病院院長となる)、江村悌造(一一月九日就職、一九〇八年一月二三日辞職、のち大久保脳病院副院長、ついで芝区に江村内科医院を開業して神経精神病を治療した)である。

一二月三一日現在の**職員**は院長一、副院長一、医員六、嘱託講師二、調薬掛四、看護長六、事務掛六、おなじく雇傭員は事務科雇五、調剤科雇二、巡視四、普通**看護人**一三五(男八〇、女五五)、特別看護人四(男三、女一)、作業師五、門番二、小使一五(男一一、女四)、裁縫人七(女)、洗濯人一四(女)、炊夫一一(男)、である。看護人の採用は男四〇、女二九、解雇は男四二、女三八であり、看護人より他職にうつったのは二、小使より看護人にうつったものが三。看護人解雇の理由は依願五三、用済一、不適当一九、懲戒七である。

年末現在の看護人一三九名のうち、年内採用のもの四〇名、在職一―三年が七五名、同三―一〇年は一六名、一〇年をこすものは八名である。看護人採用試験のほうは、受験は男一〇〇、女三〇、合格者は男三七、女二六、無試験採用が男五、女五、採用総人数は男四〇、女二九であった。看護法講習会は第二期生男二名女五名が九月卒業(卒業写真は口絵17)。年間をとおして普通看護人は一人で平均三・〇九名の患者をうけもった。自費患者延べ一九、一三二名にたいし、特別看護人はのべ二、四四四名。

伝染病発生は赤痢五名、赤痢疑似八名、腸チフス二名であるが、発生時期は記録されていない。

この年には患者運動器具として回転塔およびブランコが一台ずつそなえつけられた。患者または家人の請求による構外運動は男三名一一回、女三名六回。施療患者および委託患者の郊外運動は男が三回で計三一名、女が二回で計三四名。「第四回十月三十日女子部患者十四名ニ医員看護婦等附添ヒ午前九時本院ヲ出発シ先ヅ上野公園ニ至リ東京博覧会跡ヲ見物シ昼食後浅草公園ニ至リ浅草寺観音娘玉乗等ヲ観覧シ帰途上野停車場ヨリ滊車ニ塔ジテ田端村ニ出デ同停車場ヨリ程遠カラザル本院医員中村医学士ノ宅ヲ訪問シテ種々饗応ヲ受ケ午後八時帰院ス」。

室内遊戯品としてそなえられているものはヲルガン一、バイヲリン二、手風琴二、ハーモニカ二、蓄音器一、琴一、三味線一七、胡弓一、提琴二、月琴六、尺八二、横笛五、輪投げ一、ゴム鞠二〇、羽子板六三、福笑い三、でんでん太鼓一、碁盤五、将棋盤五、カルタ三種二五、音楽曲譜二一種五九、書籍二種二八であった。作業状況はほぼ前年同様だったようであるが、延べ人員は全部が記録されてはいないので算出できない。

患者慰楽四回のうち二回は看護婦一同の特志で、二回は精神病者慈善救治会の寄付。

仮出院は男一七名二六回、女四名五回。

狂躁室入りは男四名、女五名で、延べ人員は一、六二七名となり、在院患者延べ人員一五六、六二七人の一・〇四%。逃走は三名、逃走未遂は一三名三一回、自殺未遂は一六名一九回。

外来は新来一七七名（男一二二、女五五）、再来四六七名（男三六五、女一〇二）、計六四四名中薬価自弁五二〇、施薬一二四。病名から「狂」がきえ、「躁鬱病」、「破瓜病」などとなっているが、病名別人数の傾向は前年におなじい（一九〇七年分年報の発行は一九〇九年二月二五日である）。

入院患者の動態をみると、一月一日在院は四三四名（男二〇二、女二三二）、入院は二〇一名（男一二六、女七五）、退院は二一六名（男一二三、女九三）（全治一一、軽快二〇、不治一〇三、死亡八二）で、一二月三一日在院は四一九名（男二〇五、女二一四）。最多在院は四三九名、最少は四一六名、一日平均は四二九・一二名（自費五二・四一、施療二二七・九八、委託一四八・七三）。一月一日現在の患者で在院五年以上は一四二名（男四三、女九九）、一〇年以上は三二名（男一、女三一）である。入院患者病名からも「狂」はのぞかれているが、病名別の人数は前年と同傾向である。ただし妄覚狂がきえている。入院費用種目と転帰との関係をみると、自費患者退院一二六名中全治九、軽快一七、不治九二、死亡八、施療患者の退院五四名中全治二、軽快二、不治二、死亡四八、委託患者の退院三六名中全

治なし、軽快一、不治九、死亡二六である。

死亡者八二名中で早発性癡呆五二、麻痺性癡呆一八である。死因は衰弱三四（うち早発性癡呆一九、麻痺性癡呆一二）、肺結核一七（うち早発性癡呆一一、麻痺性癡呆二）、腸結核一（早発性癡呆）、脚気七、脚気衝心四、心臓麻痺十脚気一で全脚気は一二（うち早発性癡呆一〇、麻痺性癡呆一）、痙攣発作四、腸加答児二、赤痢一などである。退院者の合併症では肺結核一九（うち早発性癡呆一四）、脚気一六（うち早発性癡呆一二）であった。ところで、早発性癡呆の死亡者五二名中で六〇年以上のものは三名、年齢不明のものは三名であるので、衰弱による死者のほとんどは老人ではない。死亡者増加の原因について年報はかたっていないが、物価騰貴の影響があるのでないか。東京での中米一石だて米価は、前年二〇円四三銭だったものが、この年二二円三四銭で、また前年の死亡四九名中自費一一名、本年は八二名中九名で、本年中の死亡者増加は施療・委託の群においてである。物価があがると食事の内容が悪化し、死亡者がふえるものと推定される。死亡者中解剖されたのは二二名である。

一九〇七年度**収入**は二六、二八三円六二銭で、前年より四、四一六円二九銭六厘を減少したが、これは、この年から巣鴨病院基本金収入を設定して、それまで雑収入として経常部歳入にいれていた物品売り払い代および市町村委託患者治療費弁償金をこの基本金にいれることになったからであるという（こうなると、委託患者治療費の意味がますますわからなくなる）。経常部支出は九〇、四四九円一一銭三厘であった。ここで注目すべきは、前年度は四六九円七三銭五厘であった諸備賄い費が本年度から五、一三五円二〇銭六厘になっていることで、看護人にたいする給食がこの年度からはじまったと推察される。

関連事項として、呉秀三は二月二日小石川区関口台町の私邸の隣りに音羽養生所を設立して、尼子四郎を院長とした。

一九〇八年（明治四一年）記事

この年さしておおきな出来事はない。

呉『最近ノ施設』および「日乗」は「四十一年二月不潔室ヲ廃シ不潔ト云フヲ以テ患者ノ待遇ヲ異ニスル事ヲ止ム」とかいているが、年報はこのことにふれていない。

つぎに、「本年度ニ於テ治療上注意スベキハ四十一年四月一日ヨリ従来慣習上一般患者ニ給与シシ来レル**煙草ヲ全廃**セルニアリ〔ゴチックは筆者〕」と年報はかく。たとえば、一九〇七年度決算でみると、薬餌費九、一三一円八銭七厘中に煙草八四、五八〇匁五三二円二〇銭がはいっている。まえにのべたように、この煙草は施療および委託の患者に給与されていたのである。これにともなって、病院全体に禁煙令がでたことは、のちに医員となった大の煙草好き齋藤茂吉の「三筋町界隈」（文藝春秋、一九三七年一月号）にこうかかれている、――

（前略）その明治三十七年から大正九年に至るまでずつと喫煙をして随分の分量喫つた。巣鴨病院に勤務してゐた時、呉院長は、患者に煙草を喫ませないのだから職員も喫つてはならぬと命令したもので、私などは隠れて便所の中で喫んだ。（中略）

嘗て巣鴨病院の患者の具合を見てゐると、紙を巻いて煙草のやうなつもりになつて喫んでゐるのもあり、煙管を持つてゐるものは、車前草などを乾してそれをつめて喫むものも居る。その態は何か哀れで為方がなかつたものである。また徳川時代に一時禁煙令の出たことがあつた。或日商人某が柳原の道をゆくと一人の乞丐が薦の中に隠れて煙草を喫んでゐるのを瞥見して、この禁煙令はいまに破れると見越をつけて煙管を買占めたといふ実話がある。昼食のとき私はこの実例を持出して笑談まじりに呉院長を説得したことがあつた。

巣鴨病院禁煙令はいつごろ撤廃されたのか。施療および委託の患者が煙草をすえぬのに、ほかの者がすっては申し

訳ない、というところからでた禁煙令であろうが、こういうかたくななやり方はかえっておおくの弊害をまねくことは、アメリカ合州国におけるかつての禁酒令がしめすとおりである。おそらく巣鴨病院でも、煙草が数おおくの小不正をまねいたろうが、禁煙令の弊害は記録にのこっていない。

六月二日起工の**外来診療所**一棟一七坪五合が六月三〇日に完成した。玄関の手前、むかって右側の所である（のちに歌人齋藤茂吉は、午後にはしばしばここにもぐって万葉集古義などをめくった、外来診療所はかれの「研究室」となった）。おなじく六月二日起工の被服倉庫、看護人寄宿舎二棟などが七月一〇日に落成した。寄宿舎は男用、女用とわかれていて、ともに二階建て八室で、建て坪はおなじく五三坪であった。女の寄宿舎は正門からはいってすぐに右手、敷き地の南隅に、男の寄宿舎は敷き地の奥、東隅にあった。雇傭員服務細則には、当番看護人中不寝番勤務にあたらぬ者は夜間は受け持ち病室に臥床するよう規定されていたが、寄宿舎ができて寄宿舎臥床がゆるされるようになったのか、それとも寄宿舎臥床は休息のときだけか、不明である。

「松沢病院ノ歴史」は「十一月水道栓ヲ病室内等・諸所ニ設ク」とかいている。

医員としては、前年末に東京帝国大学医科大学を卒業した池田隆徳、氏家信（まこと）、松本孟（はじめ）、黒澤良臣（よしおみ）が二月にひきつづいて就職した。前年就職の大島、江村、谷が一月二三日にそろって医員を辞したのは、直系のこの四人をむかえるためだったのか。なお松本はこの年の一一月二〇日に辞職、のち鳥取衛戍病院長などをへて、芝区高輪などで内科を開業していた。年末の職員、雇傭員は前年とほぼおなじである。

年末に普通**看護人**は一三八名（男八四、女五四）、特別看護人二名（男女各一）。看護人の年間の採用は六九名（男四二、女二七）、解雇は七〇名（男四二、女二八）（依願四五、用済二、不適当一六、懲戒六、死亡一）である（年報の雇傭員懲罰の項では、不都合の行為あり解雇が四名となっている）。採用試験は、受験一八二名、合格六四名、採用六

九名である。看護法講習第三回卒業生は男二、女五の計七名であった（一九〇五年入学時は男一八、女一五であったから、ほぼ五分の一になっている）。普通看護人年間延べ人数五〇、一〇〇名にたいし在員患者延べ人数一五〇、二一七名で、看護人一人あたり患者三・〇〇名になる。自費患者は延べ一六、四七六名にたいし、特別看護人がついたのは延べ一、〇六九名、一等の男一人に三三日、二等の男二名および女一名にほぼ一年間ついていたようである。

伝染病は赤痢疑似が男二名女一名であった。このころには、急性伝染病対策がほぼ効果をあげてきたといえる。病室では、男狂躁室にガラス窓をつけ、また女子部第三区で病室の内壁をとりはらって小房を大広間にかえた。患者または家人の請求による構外運動は自費男二名各一回、施療女子一名三回でふえない。集団での郊外運動は男子部三回計二七名、女子部二回計三五名。作業は、養豚に患者四名、農作に一名、機織り九名、紙漉き二名、裁縫は一日平均一名、洗濯は一日平均三名、ミシン縫い一日平均二名（男）、アイロン掛け一日平均一名、このほか数名ずつが園内樹木手入れの手伝いおよび草取りに従事した。おなじような基準で人数記載がされていないので比較できないが、作業に従事する患者はへっているようである。

治療法の面で年報は「其他クインケー氏腰椎穿刺術ニヨリ診断並ニ治療上多大ノ効果ヲ収ムルヲ得タリ、治療器械モ年ヲ遂ヒテ完備ノ域ニ近ヅキ来レリ」とする。一九〇七年度に腰椎穿刺針四本（三二円）および脳脊髄漿液細胞計算器一（一六円）が購入された（ついでにかけば、このころの注射器購入は年間数本である）。また「日乗」の一九〇九年四月の記事には、連合医学展覧会が三―五日開催され、神経学会からは白金製腰椎穿刺針などを一般の観覧に供した、とある。前年に留学から帰国した三宅は「我が国精神神経病学の跡を顧みて」（日本医事新報、第一四四二号、一九五一年）のなかで、「またミユンヘン大学のクレペリン教室で講習をうけておつた時、精神病学における腰椎穿刺法の応用をきゝ非常に興味を覚え、是非我が国にも輸入したく考え、ハイデルベルグのプラチナの同針二、三

本を求めて巣鴨病院に保管し、同時に買って来たニツスル小管を模倣して作らせ、これを本邦にも拡めたのです」とかたっている。これからみると、吉川が森田に一九〇三年二月に指導した腰椎穿刺は、すくなくとも巣鴨病院ではきわめて先駆的だったことになるし、また穿刺針はなにをもちいたのか、関心をそそられる。

仮出院は自費二等で五名六回、施療で一一名二七回であった。狂躁室入りは三六五日が男一名、一二六日が女一名、五六日、四一日、二五日、一〇日、六日、五日が男各一名で延べ九九九名、在院延べ人数の〇・六七%。逃走は二名、同未遂は一〇名一二回、自殺企図七名九回。

外来は新来三一七名（男二二三、女九四）、再来六四五名（男三六九、女二七六）、計九六二名（うち薬価自弁六一三、施薬三四九）とかなりふえている。新来三一七名中おもなものは白癡および癡愚一四、躁鬱病一六、破瓜病六二、緊張病六五、妄想性癡呆二、神経衰弱症六〇、麻痺性癡呆四三である。

入院患者の動態をみると、一月一日在院は四一八名（男二〇三、女二一五）、入院は二〇九名（男一二八、女八一）、退院は二〇四名（男一二七、女七七）（全治一八、軽快三八、不治八七、死亡六一）で、一二月三一日在院が四二三名（男二〇四、女二一九）である。最多在院が四二四名、最少は三九九名、一日平均で四一〇・四二名（自費四五・〇一、施療二二六・五八、委託一三八・八三）。年末在院四二三名中在院五年以上は一三二名（男五〇、女八二）、満一〇年以上は五〇名（男九、女四一）で、男の長期在院もふえてきている。

死亡六一名の死因のおもなものは衰弱二五、肺結核八、その他の結核三、脚気および脚気衝心三、心臓麻痺あるいは腎炎に脚気合併五、尿毒症三、赤痢一である。

一九〇八年度**収入**は二三、七〇一円三二銭（決算は予算より八、六〇〇円ほどすくないが、その主たるものは自費患者入院料が予算に達していないので、自費病室はいつも満床にならなかったのである）。経常部**支出**は八七、六八〇

円六七銭二厘で、院長給が年俸七〇〇円とあがっている。

精神病者慈善救治会は入院患者の運動遊戯用および作業用に五〇〇円相当の物品を一九〇三年より五か年以内に寄付する約束をしていたが、四月一六日にその最後の物品を寄付した。これにたいし東京府はその賞として銀盃一個を下付した。また院長呉秀三は入院患者用の備品および消耗品として金五〇〇円相当の物品を一九〇四年より五か年以内に寄付する約束をしていたが、四月八日にその最後の物品を寄付した。

関連事項としては、一月一四日に榊が福岡医科大学で精神病学講義をはじめたが、臨床講義用の患者をかくので、一九一〇年までは臨床講義は毎年生徒を引率して巣鴨病院でおこなった。三月五日には三宅鑛一・松本高三郎の『精神病診断及治療学』（南江堂）がでた、脳脊髄漿液検査についてものべられている。この七月一〇日に改訂三版のでた『新撰精神病学』はまだ髄液検査にふれていない（一九〇六年一〇月一八日発行の石川貞吉『神経病診断及治療学』（南江堂）は腰椎穿刺法をのべている、さすがというべきだろう）。八月二六日には呉秀三『精神病診察法』（治療学社）がで、つづいて九月二五日に呉秀三『精神病検診録』（売捌所・吐鳳堂書店）がでた。この両者では髄液検査をとりあげていない。後者は、病床記録用紙の雛形に、指南力・病識、注意などなどをどのように検査すべきか、問診のし方とその注意などをつけているもので、一九二三年には第九版をだしている。一二月二五日に清水耕一の『新撰看護学（附精神病看護学）』（南江堂）がでた（一九二五年には第九版に達した。このかなりの部分が「精神病及看護学」にあてられている）。

八月二一日に山田鐵蔵（一八九二年帝国大学医科大学卒業、医科大学助手となり、自費でドイツ留学、築地の山田病院で神経病治療に従事していた）が東京府豊多摩郡淀橋町大字柏木に大久保山田脳病院を開設した。

一九〇七年四月二四日に公布されていた改正刑法（現行）が、この年の一〇月一日から施行された。

一九〇九年（明治四二年）記事

この年には、**煉瓦造り病室一棟**五六坪が完成した、完工月日および工費は不明である（口絵18）。一九〇九年の年報には臨時部建築費の項目はなく、翌年のものには支出一二五円一銭で、前年度にはこの支出なしとある。会計の仕組みがかわって、おおきな建築費は府庁の会計にはいっているのか。この病室がいつから使用されたかも不明である、定員はそのままである。場所は、正門からはいって右側、女寄宿舎のつぎである。その構造について呉は『最近ノ施設』にこうかいている、——

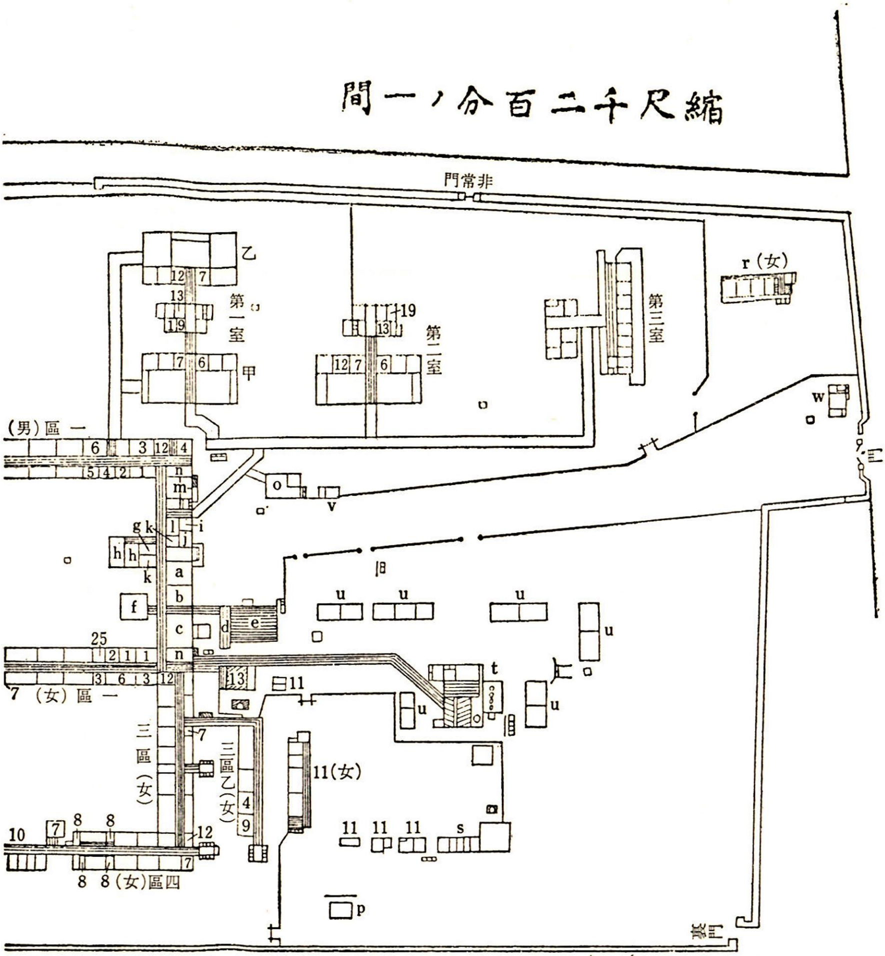
明治四十二年中又煉瓦造病室一棟ノ落成ヲ見タリ是ハ五個ノ病室一個ノ看護人室、持続浴室、便所ヨリ成立セルモノニシテ病室浴室及看護人室等相並ビテ建テラレ皆一ノ廊下ニ通ジ便所ノミハ廊下ノ突当ニアリテ浴室ト相隣ル病室ハ五個共ニ隔離用トシ凡二間四方ニシテ窓ハ二重トシ外ナルハ木製薄硝子張内ナルハ鉄骨製厚硝子張トシ縦九尺幅四尺ノモノニシテ光線射入ハ充分ニシテ開閉モ亦自在ニシタレバ換気等ニモ差支ナシ廊下浴室等ニモ同様ノ大窓ヲ設ケタレバ室内明ルクシテ患者ノ心情ニ障リアルガ如キ事ナシ此病室ハ通常洋室ト毫モ異ル事ナキガ故ニ隔離室トシテモ通常病室トシテモ十分ニ用ヲ為シ得ルモノナリ（後略）

「松沢病院ノ歴史」は、「最初ノ計画ニテハ先ヅ自費患者ノタメニ此種ノ病室ヲ男子部女子部各六棟トシ、其中二棟ハ安静室・二棟ハ不安室・又二棟ハ隔離室トシ、男女合セテ十二棟落成ノ後ハ更ニ又施病患者ノ病室ヲ改築スル予定ナリシガ。ソノ後財界ノ不振ノ影響ヲ蒙リテ改築ヲ完成スル能ハズ。前記自費病室四棟ノ落成ヲ告ゲシノミニテ其侭中止シ、遂ニ松沢ニ移転スルニ至リテ先ノ計画ハ全ク其目的ヲ遂ゲズシテ止ミタリ。即チ巣鴨ニ於ケル建物ハコノ年ヲ以テ終結シタルモノニシテ、ソノコ、ニ至リタルノ概要及ビ最後ノ状態ヲ記サンニ。」とかいている。

ここで、年末の建て物をみると、煉瓦造り七棟三九室計四一三坪五合、木造三〇棟三五三室計一、九四九坪六合五勺、総計三九二室二、三六三坪一合五勺であった。うち病室は煉瓦造りが二六室、三四一坪、木造が六五室四六九坪、隔離室は木造で八室二二坪、伝染病隔離室は木造で八室二四坪であった（この年増築病棟内隔離室は一般病室にかぞえられているのだろう）。こののちは、巣鴨病院では付属的な建て物がわずかに増築されるだけである（図9）（口絵19）。

一月一四日看護長**田原庄兵衛**が東京帝国大学医院で死亡し、同一九日その葬儀が芝増上寺山内浄蓮院でいとなまれた。会葬者二〇〇名余、呉院長はつぎの弔辞をよんだ、——

明治四十二年一月十四日東京府巣鴨病院看護長田原庄兵衛君東京帝国大学医院ニ於テ歿セラレ同十九日午後其柩ヲ芝山内浄蓮院ニ送ル事トナリヌ同病院長医学博士呉秀三病院ノ職員及ビ看護人一同ト共ニ其葬式ニ列ナリ其柩前ニ於テ謹ンデ永訣ノ辞ヲ呈ス君ハ明治十八年初メテ東京府癲狂院ニ奉職サレテヨリ茲ニ二十有三年忠実ニ精勤セラレテ終始渝ル事ナク其間ニ院名ハ改マリ院長ハ四度人ヲ変ヘタルモ君ハ独リ病院ノ活キタル歴史トシテ其勤務ニ於テモ其性行ニ於テモ又其忠誠実直ナル事ニ於テモ一点星ヲ打ツベキ所ナク殊ニ其勤勉精ハ同僚ノ上下ニ比類ナキ多年在職ノ間ニ病気ニテスラ欠勤セシ事ハ指折ツテ数フベキ程ノ少日数ニテアリキ君ハ巨眼痩身ニシテ平生咳嗽ニ富マレシモ体質ノ強健ニシテ人ニ挺デタル事以テ想像スルニ足レリ然ルニ今ヤ頑冥ナル病魔ハ君ノ身ヲ犯シテ遂ニ不帰ノ途ニ上ラシメタリ是レ実ニ意外ノ事ニシテ家族親戚ノ方々ハ固ヨリノ事吾等ニ至ルマデノ悲歎遺憾ニ窮リナシ抑君ガ其務ニ在ラルルヤ誠意ヲ以テ病人ニ接シ叨リニ虚言ヲ吐カス病人ガ喜ベバ自分モ喜ビ病人ガ悲メバ自分モ共ニ憂ヒ病人ノ憤ルトキハ自分ヲ思ヒ遣リテ慰メ又諭シ加之老練ニシテ善ク機会ヲ見ルニ熟シ処理弁析スル事実ニ円転滑脱ニアリキサレバ患者中心乱レ気荒キモノモ君ノ容ヲ見レバ色ヲ正クシ君ノ声ヲ聴ケバ膝前ヲ直ス程ニシテ吾等同僚皆ナ君ガ徳化ト熟技トニ敬服セザルハナカリキ嗚呼今ヤ君吾等ヲ捨テテ逝キ吾等復タ君ガ痩セタル身柄ヲ仰クコトヲ得ズ君ガ朗カナル音容ニ接スル事ヲ得ズ君ガ熟レタル態度挙作復タ親シク之ヲ目睹スル事ヲ得ズ吾等ガ悲歎遺憾実ニ此上ナシ



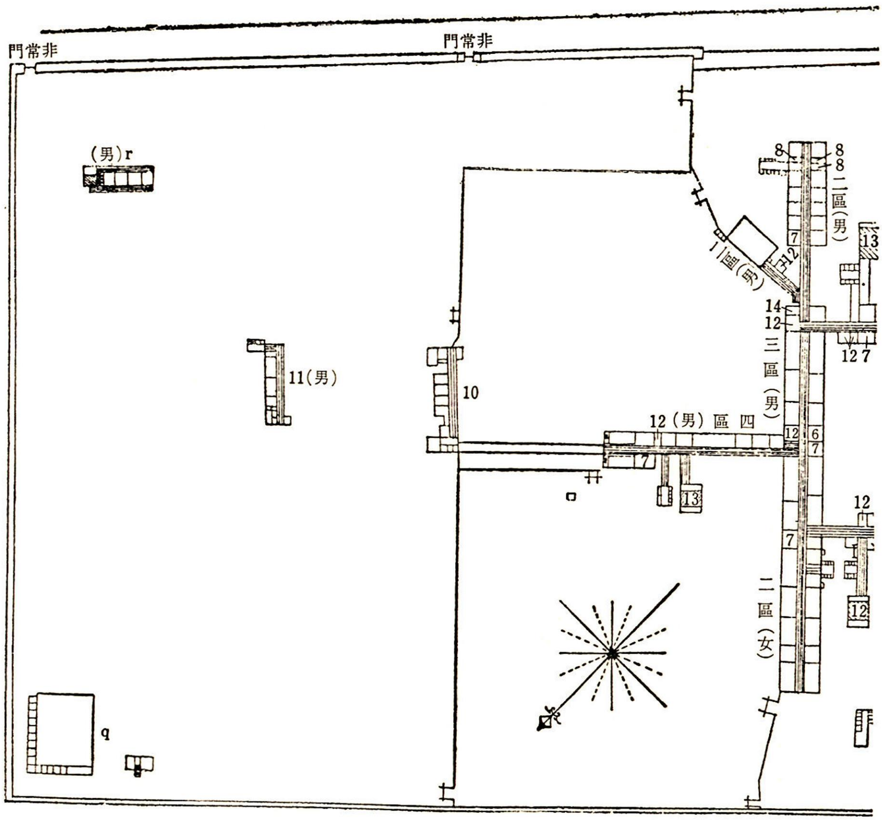
病室

1 看護人見張所
2 看護長室
3 看護人食堂
4 看護人休息所
5 面會室
6 診察室
7 看護人詰所
8 一人室（隔離用）
9 小學校
10 傳染病室
11 作業室
12 物置
13 浴室
14 理髪室
其他病人収容

本棟

a 事務室
b 醫局
c 薬局
d 研究室
e 講堂
f 院長室
g 副院長室
h 實驗室
i 面會室
j 診察室
k 宿直室
l 病床日誌室
m 小使室

病院（『最近の施設』より）　（縮尺は1200分の1のものをさらに100分の64に縮小した，



n 配膳所(男女各一)
其他
o 外來診察所
p 屍室
q 養豚養雞及附屬番所
r 看護人寄宿所
s 洗濯所
t 賄所
u 倉庫
v 供待
w. 門衛

図9　1909年以後巣鴨

嗚呼君ガ魂魄今ハ去リテ何処ニアリヤ吾等之ヲ慕フモ其ヲ尋ヌルニ由ナシ嗚呼悲夫去年夏君病ンデ欠勤二ケ月ノ後出勤セラルルヤ先ヅ余ニ来リテ病状ヲ語リ退キテ家族ニ告グルニ出院シテ院長ヲ見タル時ノ喜ハ嘗テナキ喜ナリト言ハレシト云ヒ今度病再タビ悪クシテ自ラ病篤キヲ知ルモ始終病院ノ事ヲ念頭ニカケ最後ノ言葉トシテ唯院長ニ感謝ストノ意ヲ残セリト聞ケリ嗚呼君ノ誠心此ニアリ君ノ衷情又此ニアリ君ガ易簀ニ至ルマデモ病院ト患者トノ事ヲ想フテ止マザリシヲ以テ見ルベシ君ノ魂魄ハ必ズ髣髴トシテ吾等ノ傍ニアラン君ノ霊ニシテ神アラバ必ズ粛然トシテ東京府巣鴨病院ノ所ニアラン嗚呼君今ヤ一度去リテ帰ラズ目撃視護シテ其敬愛スル病院ノ為ニ尽ス事能ハズ君ノ遺憾実ニ窮リナカルベシ然レドモ君ガ忠勤ノ跡ハ炳燿トシテ吾等ガ耳目ニアリ病院ノ存在ト共ニ長ヘニ宇宙ノ間ニ不窮ナルベシ君ガ後継者ハ今モ率キテ君ノ柩ノ前ニアリ定メテ皆君ガ精勤ニ倣ヒ君ガ熟シタル技ヲ継ギ以テ君ノ事行ガ人ヲ人工ト紹述サレテ永ク絶エザル様ニ勉ムベシ君ガ遺憾モ此ノ如クナラバ讒ニ以テ之ヲ慰メ得ベキナラン君冀クハ瞑セヨ嗚呼悲夫

明治四十二年一月十九日

東京府巣鴨病院長
医学博士　呉　秀三

呉院長がこれだけ長文の弔辞をよんだのは、もちろん田原その人の霊へのはなむけであったとともに、その人を通じて一つの理想的看護人像をかたりたかったのであろう。わたしたちは巣鴨病院の看護科のおおきな柱の一本として田原庄兵衛の名を銘記しなくてはならない。わたしはまたこの弔辞をよんで、小柄な人ながら、のちの看護長秋葉義三郎をおもったのである。

副院長三宅鑛一は三月一六日医学博士の学位を授与され、五月三日東京帝国大学医科大学助教授に任ぜられた。また四月一日から、従来嘱託だった**副院長**は府吏員となった（年俸五〇〇円）。

三月、院内児童（ことに低格者）のために小学校をもうけて**修養学院**と名づけ、ここで教育的治療をはじめた（この年の退院者の入院時年齢をみると、一五年未満四名、一五年以上二〇年未満九名である）。

六月一五日には**創立三〇年紀念式**がおこなわれた（当時六月一日創立と信じられていたのである）。このときの記事は『神経学雑誌』第八巻にのっている、——

東京府巣鴨病院ノ紀念式　同病院ニテハ、緑樹ト青葉ト繁ク且ツ滋キ去ル十五日、例年ノ患者慰楽会ニ兼テ、創立第三十年紀念式ヲ挙行シ、院長呉博士ハ該病院ノ変遷ヲ叙シ

本院ハ、遠ク明治七年ノ頃、夙ニ当時ノ府当局者間ニ創立ノ意アリシト雖、未タ其ノ機熟サズ、超エテ同十一年脚気病院ノ名ヲ以テ始メテ起リシ者、実ニ其ノ権輿トナス、降テ十六（ママ）年、宮内省ヨリ金貳万円ノ御下賜ヲ忝フシテ、上野公園ノ一隅ヲ画シ、養育院ノ一部トシテ、瘋狂院ナルモノ創設セラレ、後チ一旦本郷弥生町ニ転ジ、超エテ同十九年更ニ現在ノ巣鴨病院ト成レルモノナリ、当初其経営ニ最モ力ヲ致サレシハ先輩長谷川泰氏ニシテ最初院長ノ椅子ニ就キシハ中井常次郎氏、次ニ故榊博士、次ニ片山博士ヲ経テ、不肖之ヲ院長ノ職ニ受ケ、以テ今日ニ至レルナリ其ノ間、府当事者ノ熱心ナル扶掖ト、精神病者慈善救治会ヲ初メトシ社会ノ多大ナル同情ト、僚友ノ懇篤ナル助力トニ由リ、コレヲ往年ノ状ニ比シテ、規模設備共ニ稍ゝ整頓シ、大ニ患者ニ幸福ヲ垂ルルヲ得ルニ至レルハ、不肖ノ深ク感謝シテ措カザルモノニ属ス、サレド、コレヲ欧米先進国ノモノニ比シテ、猶ホ改善ヲ加ヘ、刷新ヲ施スノ余地甚ダ多キヲ覚ユ、願クハ今後ノ三十年ニ於テ、今日ノ面目ヲ全ク一新セムコトヲ期ス

ト述ベ、次ニ片山博士来賓ヲ代表シテ、簡単ナル祝辞ヲ述ベ、院長以下当時者ノ更ニ奮励一番シテ、憐レムベキ病者ヲシテ愈斯学ノ恩恵ニ浴セシメムコトヲ嘱セラレ、コレニテ式ヲ閉ヂ、終テ同博士、青山博士夫人、石川医学士、齋藤東京府衛生課長其他ノ府吏員、各精神病院職員並ニ雑誌新聞記者一同ハ、呉院長及ビ三宅博士ニ導カレテ、隈ナク院内ヲ観ル、廊下ニハ患者ノ手ニ成レリトイヘル彩旗ヲ数限リナク吊ルシ、所々ノ病室ニハ幾多ノ飾リ物アリシガ、其ノ意匠ノ或ハ奇抜ナル或ハ滑稽ナル、トリドリニ興ヲ催シキ、参観終テ小餐ノ饗ヲ受ケ、各自院ヲ辞セリ、猶此ノ日講堂ニ海老一々座ヲ招キテ、太神楽茶番等ノ技ヲ演ゼシメ、患者ハ看護者ニ伴ハレテ茲ニ集マリ、嘻々トシテ打興ゼルヲ見受ケタリ

この年田澤秀四郎が**医員**嘱託を辞し、橋健行（一九〇八年東京帝国大学医科大学卒業）および杉江董（ただす）（一九〇八年

福岡医科大学卒業）があらたに医員を嘱託された。年末の職員および雇傭員の人数は前年とほぼおなじである。

看護人の採用は男二四、女四八で計七二名、解雇は男三四、女三六で計七〇名（依願六一、不適当二、懲戒六、死亡一）で、年末には普通看護人一三三名（男六八、女六五）、特別看護人六名（男四、女二）。年間の入院患者逃走は男二名、女一名であったが、「患者ノ逃走ヲ覚知セサルニ依リ」処罰された看護人は、減給が男一、女一、譴責が男四、女一、解職が男一となっている。採用試験は受験一六六名、合格七八名、採用六五名である。看護法講習の第四回同卒業生は男四、女四（一九〇六年入学時は男女とも一六名）。普通看護人は年間のべ四九、九二一名で、看護人一名あたり患者は平均二・九八名である。特別看護人がついたのは延べ一、一六七名。

急性伝染病の発生はなかった。

団体での構外運動は、男は五回計六四名、女は四回計七九名。人数がかなりふえてきている。年間、作業に従事した患者は男九八名、女七四名とあるが、これがどういう人数かわからない。

仮出院は二〇名三三回であった。

強迫方をうけたのは男一二名女二名で、年間延べ一、二一五名で、在院延べ人員の〇・八二％にあたり、前年よりふえている。年間の逃走は三名、同未遂は七名七回、自殺企図は六名二〇回。

外来は新来が二四九名（男二〇〇、女四九）、再来が五二三名（男四三五、女八八）、計七七二名で、うち薬価弁納五九七名。病名に「精神発育制止」がでて、癡愚、白癡にわけられている。また新来の臓躁性精神病は男四、女二で、外来では男のほうがおおいことがしばしばある（入院者でもときにあって、この年の退院者では臓躁性精神病は男二、女一である）。

入院患者の動態をみると、一月一日在院が四二三名（男二〇四、女二一九）、入院が一五一（男八八、女六三）、退院

は一七一名（男九九、女七二）（全治二六、軽快三七、不治五三、死亡五五）で、一二月三一日在院は四〇三名（男一九三、女二一〇）で、前年より動きがにぶってきている。最多在院は四二三名、最少が三九六名で、平均四〇七・七三名（自費四八・一七、施療二一七・五七、委託一四一・九八）。この年の最多在院のときの入院費用種目別人数を定員あるいは一九〇六年の同数値とくらべると、この年の自費、施療の人数ともにすくないのである。どうして施療あるいは委託の患者を定員一杯にとらぬのか、わからない。一二月三一日在院の四〇三名中、五年以上在院は一四四名（男五六、女八八）、一〇年以上は六二名（男一五、女四七）である。

「在院患者ノ病症ハ入院時ト退院時ト異ナルコト多シ故ニ之カ病症ニ付テ統計上ノ観察ヲ為スコト能ハス」と年報はかいて、こののち年報は入院患者については退院時病名の統計しかのせていない。しかも退院者統計のおおくは、再入および移転（といっても、今回の退院につながる入院が移転であったということで、今回の退院が移転だということではない）の者をのぞいて、つまり、第一回入院で退院した者についてだされているので、学問的ではあっても、それから病院運営の実態をしりにくくなる。なお退院者病名でみて、この年に女の癩患者一名のいるのが癩の最後である。呉の「癩病患者の脊髄に於ける解剖的変化」（神経学雑誌、第五巻第一号、一九〇六年）はレプラ精神病を記載している。養育院では癩患者の収容にこまっていたが、一九〇九年に全生病院が設立された。また癩患者の治療に関しては光田健輔が巣鴨病院にきていたようである。

死亡者五五名の死因のおもなものは、衰弱二一、肺結核六、肺結核＋脚気二、粟粒結核一、脚気四、脚気（心臓麻痺）五、心臓麻痺五、心臓代償機失調一、腎炎二、尿毒症二、早発癡狂発作二などである（早発癡狂発作とは名前がでているだけで、どういうものかわからない）。

市町村**委託料金**は四月一日から一人一日四五銭から五〇銭に値上げされている。まえには物価騰貴にも

かかわらず、おそらく財政難のために値下げされていたので、この値上げは当然ともいえぬほどである。またこの市町村委託患者入院料がこの年度からはっきり巣鴨病院収入として形をあらわすようになって、一九〇九年度は二一、六九三円四五銭となり、**収入**総額は四八、八五五円六八銭である（施療患者入院料は、施療患者食費弁納の一、二四四円七五銭が計上されているだけで、施療患者も一人一日五五銭の入院料として計算すると、収入は四万円ほどますはずである）。経常部**支出**は計八六、二八七円六八銭三厘である。施療患者入院料もはいったとすると、収入と支出とはほぼみあっている。ここで支出内容をすこし分析してみよう。

人件費三三、三二四円一三銭一厘の内訳は、

俸給（院長給、副院長給、事務掛給、調薬掛給、看護長給、雇員給）計六、七八一円八六銭九厘

報酬（嘱託講師一二〇円、医員一、九六二円二五銭六厘）計二、〇八二円二五銭六厘

諸傭給計一九、〇九三円三四銭二厘

その他（旅費、退職給与金、吏員・諸傭賄費）計五、三六六円六六銭四厘

患者費四四、三七二円四二銭三厘の内訳は、

薬餌費九、七二八円一一銭八厘

寝具及被服費六、七三七円三九銭五厘

患者賄費（白米七、六一〇円七三銭、副食費一〇、八六九円四五銭五厘。薪炭一、五七四円二三銭四厘、炊具及食器四九八円九三銭、炊夫給七七七円四五銭）計二一、三三〇円七九銭九厘

その他（患者慰労費、雑需品費、埋葬料及患者護送費、作業費、構外運動費）計六、五七六円一一銭一厘

吏員及諸傭賄費計五、三〇三円四〇銭四厘のうち当直、夜勤などのさいの食事代に相当する分は、あるいは人件費

にいれないほうがよいのかもしれない。支出総額のうち直接外来患者に関する費用は、外来患者費一一八円五九銭五厘および施薬費一四九円一〇銭だけで、総額のほとんどは入院患者に関する費用とみてよい。総額のうち人件費は三八・六％、前記の患者費は五一・四％にあたる。また総支出を、在員延べ人数一四八、八二〇名でわった患者一人一日あたり平均支出は五七銭九厘、また患者一人一日あたり平均患者費は二九銭八厘である。

関連事項としては、留学中の元医員松原三郎は一月二〇日に帰国して、金沢医学専門学校教諭に任ぜられて、二月二二日より精神病学の講義および治療を担任した。一一月一四日関西精神病学会が京都帝国大学医科大学病院で開催された。一二月二八日内務省は中央衛生会の決議をへて、公私立精神病院および精神病室を有する公私立病院は、精神病者の退院ごとに患者一名について精神病者調査票をつくり、地方庁をへて内閣統計局に提出することをさだめた。またこの年に福岡県医師会および新潟県医師会はそれぞれの県議会にたいし精神病院建設の必要を建議した。一八九九―一九〇一年と医員であった西田熊吉は一九〇七年ごろ福岡市内の精神病者数をしらべて精神病院建設の必要をといていたので、この福岡県医師会建議は、西田の働きかけによるものではなかろうか。

第六章　巣鴨病院の内部生活

さて、一九〇六年に東京府巣鴨病院規則ができ、また一九〇九年に病棟一棟が増築されて巣鴨病院における建築はここでおわった。そこで、呉改革とわたしがよんだもの——とはいっても、それは片山医長によって手がけられかけていたものであった——は、一九〇九年をもって一応の完成に達したとみるべきであろう。そこで、毎年の経過をおうことをしばらくやめて、この前後の巣鴨病院の内部生活をさぐってみよう。まず「松沢病院ノ歴史」中の「二。東京府巣鴨病院時代ノ組織及ビ内部生活ノ状態」から、病室の構造および患者の生活。医員および看護人の勤務に関し、いままでふれてこなかったところをかきぬいていこう。

病室の構造および患者の生活

一八八六年来の日本建築は呉医長の就任後大改造され、小室および隔離室は一六畳から二四畳の大室にあらためられ、一室に患者一〇—一五人を収容することになった。隔離室は数を減じて、昔の面影ののこるのは男子部の七室、女子部の三室である。改造された旧病室は施療患者および委託患者だけに使用することになった。**旧病室の男子部、女子部**はそれぞれ一区、二区、三区、四区にわけられており、患者は症状によって適宜類病者の区にいれられる。新入院の者は第一区に収容されるので、第一区には発病後経過の短時日の患者がおおい。第二区には主として興奮患者をおくこととし、ここに数箇の隔離室をもうけてある。第三区は慢性あるいは癡呆状態になった患者を収容する。第

四区は合併症病棟で、その一部に肺結核室をもうけて隔離し、これを別室とよんだ。肺結核外の伝染病に対しては特別の設備はなく、そこで赤痢など伝染病が発生したばあいには患者をただちに東京市駒込病院に移送して委託治療する。男室第二区、女室第四区に不潔室が数箇ずつあったが、これはのちに廃止された。また男子部、女子部にそれぞれ二か所の持続浴がもうけられた。取暖方は火鉢をもちいているが、隔離室、不潔室では火鉢は危険なので、廊下に置き煖炉をそなえた。新築の自費患者収容室には各病棟二箇の持続浴がある。

男子部、女子部の入り口には鉄鑰（やく）をほどこし、そのそばに見張り所があって看護長はここで事務をとる。各部内は数箇の病区にわけられ、各区は病人数十人をいれ、組長と相当数の看護人を配置している。病区の入り口そばには見張り番看護人がいる。各室に看護人がいて患者の看護守視にあたる。各区の病人はみだりにその区外にでることはできない。診察は各人の病室または一定の診察室でおこなわれ・その都度容体が病床日誌に記載されるほか、各人の挙動帳に看護人がその容体行動を記録する。

入院中の患者はかならず**一定の療方**をうけ、自分から無病と称して薬を辞退することはできない。隔離その他の強迫的処置は院長の許可を要する。隔離部に収容するのは不穏患者および危険病状ある患者である。不潔患者ははじめ流し付き板の間に収容したが、のち西洋臥床室にあらためた。

患者の日常は室内遊戯、戸外運動、構外散歩、作業などのあいだに、おくらせている。室内遊戯として病室に碁盤、将棋盤をそなえ、花合わせ、百人一首のカルタもおいてあり、患者の要求によっていつでもたのしめる。楽器としては、オルガン、三味線などをそなえつけ、日曜祭日にかぎり奏演を許可している。また日曜祭日に患者は蓄音器をもちだして、種種の歌曲をたのしんでいる。小遣い銭ある患者は自分のこのむ新聞雑誌を購読できる。新聞は毎日検閲して、病気を刺激する記事があればそこはきりぬく。構内運動は自費患者は午前二時間、午後三時間で、単独運

動してよい。施療患者は午前二時間、午後一時間半である。庭園にはブランコ、廻旋台などがあり、看護人もともに混じてあそぶ。

慰安としては一九〇三年よりほぼ隔年に精神病者慈善救治会により院内で園遊会がおこなわれ、このときは患者自身も余興演芸などにくわわっている（口絵20）。また、同会あるいは有志の寄付によってほとんど毎月一回院内講堂で慰安会をもよおして、芸人をまねいて浪花節、義太夫、西洋音楽、源氏節、芝居、活動写真、茶番狂言、落語、講談、手品などを演出する。三大節および開院記念日には病院の儀式費から慰安会をおこない、初午には院内稲荷社の稲荷祭りをおこなう。このような慰安会の日には患者一同に茶菓子をもてなしている。

作業は治療上の目的よりして、体力の充分にたえられるものにはさせている。裁縫は主として患者用の衣類・夜具蒲団などで毎日患者六名ぐらい。洗濯は患者用の衣服・夜具・蒲団などの洗滌補綴で、毎日三名ぐらい。不用反故紙を材料とする紙撚はもっとも簡単で、どんな患者もやれるので、つねに原料が不足している。病室周囲、院内田圃の草取りには毎日一〇名ぐらい従事している。編物は主として靴下、手袋、銀貨入れ、襟飾りその他装飾品をつくっていて、毎日八名ぐらい。機織りは紙撚を縦にして紙布をつくるもので、二名ぐらいの患者がこれにあたっている。麻うみ〔麻糸つむぎ〕には四、五名が従事し、これから麻布をつくる（口絵21）。就業時間は午前八時より午後四時で、業務および成績によって一定の賃銀をあたえている（はじめ一日二銭だったが、のち五銭）。患者のなかには、詩歌、俳諧をつくり、絵をかき、小説をつくり、翻訳をした人もすくなくない。

この当時作業治療として、農業、畜産、園芸などはあまり重視されていなかったようである。父親が一九〇八年に、母親が一九一三年に巣鴨病院に就職し、本人は一九八〇年現在に松沢病院の畜産作業の指導員である藤枝千里は、母からきいたこととして、つぎのようにかたっている（「畜産の作業について（其の2）」、宮内充編『語り部の記

録』、一九七八年)、――

(前略) 当時、巣鴨病院には農地が2町あった。予算でも経済的に苦しかった。院内でまかなえという。(中略) 精神病院だから予算をくれなかった。その頃、職員が紙すき(伝票つくり)はた織り(縞の着物)暖房用のタドン造りをやっていた。(中略) 作業治療の始まりは、2町歩を作業員であらゆる野菜を作った。それらを食養科に納めた。職員が農業をやり、病院に納めたのである。(中略) 呉先生が考えた――運動兼作業の手伝いは患者によい。畑仕事もよい。看護人、看護婦に頼んだ。除草と収穫のときとるのに患者に手伝ってもらった。(下略)

面会は医員の承諾をえて一時間以内、看護人立ち合い。見舞い品は看護人見張り所でうけとって医務科検査ののち病人に交付。患者の発受する書信は医務科で点検し、病状にさしつかえるため患者に交付しなかった書面は保証人におくり、保証人なきは病院で保管する。願人の願い出による構外運動には規定として付き添い看護人をつける、患者の小遣い金は一切患者にはもたせず、願人の希望によって病院事務掛で保管して小買物の用にあてる。患者の小買物は小買物帳に記入して医員の検閲をうける。現金取り扱いは府金庫に托してある。患者への法話説教は毎月一回ぐらい講堂である、村上、江原、暁烏敏(あけがらすはや)、加藤智學がそれをした(暁烏も真宗大谷派の改革にたたかった人である)。院内学校では教師一名が毎月授業し医員が監督している。

医員および看護人の勤務

医局は東京帝国大学医科大学精神病学教室をかねているので、教室勤務の助手・副手・雇員のうち一定数を本院医員とし、先任二名を男女各部長にしている。部長をのぞく医員は各病室を分担して診療にあたって部長はこれを監督

する。各医員が分担する患者は八〇名内外である、医員は同時に教室の職務、たとえば臨牀講義、研究室事務も分担している。医員の勤務時間は午前九時より午後四時までである。午前は院長もしくは副院長の回診について、各受け持ち患者の説明にあたる。院長は月水金、副院長は火木土に回診する。午後は各担任病室の診療にあてられる。

当直は部長以下医員は毎日一名があたる。当直医員は当日食事ごとに配繕のまえに炊事から提出される患者の食事を検査し、夕食後には一、二時間看護婦講習を分担し、午後九時に当直の事務員、看護夫長、看護婦長とともに病室全部を回診する。回診のさい男女各部に夜勤する組長が提灯を点じて先導し、各病室をすぎるとき備え付けの回診票に医員、事務員が捺印して、翌朝院長の検閲に供する。当直医員は朝食前、当日作業に従事すべき患者を看護長に予選させて、これを診査する。当直が臨機に投与する催眠剤は、普通処方箋をもちいず、催眠剤処方録に記入するが、これは不眠患者に注意して催眠剤の効果をみやすくするためである。

診断書は家人の請求によって受け持ち医員が作製するが、病院長名儀で発行される。退院患者の病牀日誌は部長が検閲し不備の点を補充して統計係におくる。病院に関する各種統計はそれぞれの統計係の担任であるが、その監督指導は部長の責任である。内閣に提出すべき退院患者一人ずつの統計票は部長が作製するを例としている。外来診療は月水金は副院長、火木土は両部長および先任医員があたるが、患者が少数なので新来再来とも医員一人で午前半日でおわる。外来患者には病院として診断書、処方箋は発行しない。看護者監理および講習は各部長の担任で、講習は各医員とともに各学科を分担する。教育および作業治療の担任医員は毎日一回その現状を視察する。

看護科には男子部、女子部各三名の看護長をおき、三名中一名を看護科長とする。男子部は自費男患者全部と男一区・二区の看護にあたり、女子部看護科は女患者全部と男子部三区・四区の看護にあたる〔男子部三区まで女子部看護科の受け持ちにしては、女の看護人がすくなすぎるが〕。看護人取締は看護長を補佐し、病室一般の取り締まりを

する。組長は病室各区におく。取締および組長の勤務時間は毎日午前六時より翌午前六時で、昼間は取締一、組長二を当番として中見張りで事務をとり交代で病室を巡回し、夜間は取締一、組長一を当番として見張り所で三時間ごとに交代で服務させ、一時間ごとに病室を巡回させる。

看護人は毎日午前九時に中見張り所にあつまって当番表によって受け持ち病区にはいる。向ケ岡時代より一九〇四年までは勤務時間は「九三番」、「十二時番」の制によった。「九三番」とは、午前九―一二時、午後三―六時、午後九―一二時、翌午前三―六時と勤務する者で、午前六時より全病室、廊下および便所などを清潔掃除したあと午前九時から翌午前九時まで二四時間休息できる。「十二時番」は正午―午後三時、午後六―九時、翌午前〇―三時、午前六―九時と勤務する者である。一九〇四年四月からこの三時間制をあらためて、所定の看護人を各病棟に配属し、午前九時から午後六時を昼間勤務、午後六時から翌午前六時を夜間勤務とすることにした。夜間勤務は午後一二時までの前半夜勤務と、午後一二時以降の後半夜勤務とにわけ、各病棟配属看護人中より所要人員を各受け持ち病室内で夜間勤務させ、後半夜勤務した者には午前八時から翌午前九時までの休息をあたえる。

看護人の勤務監督のため巡廻時計、病室用押し釦、標示器がある。巡廻時計は取締および組長が夜間勤務中に携帯し、一時間ごとに病室をまわるさい病棟内要所（たとえば便所内、病室の曲がり角など）の柱に鈕入してある鍵箱内の鍵をこれにおしいれて時刻をきざみつけ、病室内巡廻の正確さを期する要器である。押し釦は病室の入り口および最後の柱とにとりつけてあり、病室内に勤務する看護人が間断なく病室をみまわるごとにこのスイッチをおすと、中見張り所内標示器に白票赤票交代にあらわれて、これによって看護人の勤務を確実に監督するのである〔まさに器械的な監督であるが、このような手段を必要とするぐらいに当初の勤務ぶりがだらけていたのだろう〕。看護人は交代して火鉢係、入浴係、運動係、作業係、結髪係、作業係などとなる。看護人はまた毎日朝夕二回体温表に体温脈搏を

記入し、異状あれば組長または看護長に報告し、組長または看護長はさらに医員に報告してその指揮をまつ。

合併症問題

すでに各年次のところでみてきたように、巣鴨病院における合併症の最大問題は消化器系伝染病と脚気とであり、ついで結核の比重がましてきている。

呉院長の時代にはいって院内清潔法は徹底して、**消化器系伝染病**はほぼ制圧されるにちかづいた。しかし赤痢流行の様態などには、当時定型的とされていたところとややことなるものがあった。一九〇五年一一月二六日第一九次国家医学会総会で志賀潔が「伝染病予防に関する注意」を講演したのにたいし、呉院長は討論にたって、巣鴨病院で毎年赤痢患者があり、なかには毎年、あるいは数年をへてかかる患者がいる、こうした現象は患者または病室の一部に病毒があるのか、どうして病院に発生するのか不明である、「志賀君の如き方か又は君の部下のお方でも御出になつて」研究していただき病院内での赤痢発生がたえるなら幸いであり、また防疫上の成績もえられるかもしれない、とのべた（国家医学会雑誌、第二二五号、八三―八四ページ、一九〇六年）。

脚気問題については、呉院長の「脚気ト精神病トノ関係」（神経学雑誌、第八巻、一―七ページ、一九〇九年）がある、――脚気による精神病はいろいろ記載されていて、多発神経炎性精神病がおこることが充分かんがえられるが、自分は脚気による精神病は経験していない。自分がみたのは精神病者に脚気の併発したもので、男一五名、女七名であった。このうち早発性癡呆一三名、癲癇性精神病二名、舞踏病精神病、ヒステリー、老耄病、麻痺性癡呆、白癡、続発性癡呆（たぶん早発性癡呆の末期）各一である。われわれが実験するところでは、脚気を発見したときはすでに重症で、死亡するか、だんだんよくなるかの二つである。男子で初発後死亡まで五日目が三名、十日以内二名、二週

間以内一名、二〇日が一名、二か月間で二名、四か月以内が一名である（一五名中死亡一〇名）。女子のほうでは経過がややながくて、一か月余で死亡した者一名、二か月余で一名、三か月以内で一名である（七名中三名死亡）。精神病者では他覚的徴候がでてから治療することになるので、急に悪化し、一、二日中に水腫がたいへんはげしくなって危篤におちいるようなことがある。一番はじめにおこる徴候は消化不良、食餌不進である。ときに食欲増進が脚気の最初の徴候であることが一、二回あった。そのほか、はじめての徴候として両便の通じがわるくなること、とくに小便の通じがへってくることがある。そのほか浮腫、運動の半麻痺、心悸亢進、これらが精神病者における脚気の初期症状である。一人の患者では三八度ぐらいの発熱がはじめての徴候であった。つぎにくるのは心悸亢進、腹部圧痛、腹部緊満感などである。浮腫がきやすいのは、両足背だけのこともある。両足、両下腿におこることもあるし、胸腹、顔面、眼瞼、上下肢。はなはだしいばあいには上下肢とともに陰嚢、陰茎に浮腫がおこったこともある。前頸部だけに浮腫のおこった例もあった。圧痛は腓腸筋にもっともおおく、ついで四頭股筋、ことにその外頭、それから大腿の後面の筋肉、大腿の内頭筋だけがいたいばあいもあり、そのほかに撓骨筋、胸鎖乳突筋、大胸筋、三頭筋、拇指球などに圧痛があった。腱反射欠亡三例、減退三例、感覚の異常、痺れは両下腿の内側、両下腿の伸展側、足の全部、両足の側部だけなどで、四肢の全部と口の周囲などにあった例がある。ほかにもいろいろな徴候があるが、腋下のたいへんな発汗が三例、頸動脈および股動脈の拍動を目撃できた人が一人いた。わたしが実験できたのは、まずこんなところである。

結核については三宅鑛一「精神病院ニ於ケル結核問題」（神経学雑誌、第九巻、二七七―二九四ページ、一九一〇年）がある、――精神病患者に結核性疾患がおおいことは、ピネル、エスキロール、グリージンゲルなどもすでに指摘している。精神病院に結核がおおい理由としては、素質と境遇とがあげられている。そこで、わが国における精神

病者結核問題をしらべるため、東京府巣鴨病院年報によって一九〇二―〇七年の死因をしらべた。すると、この六年間の年間在籍総計は三、七一六名、総死亡数は三八九名、結核死亡数は六一であった。つまり、結核を死因とするのは全死亡者の一五・七〇%、全在院者の一・六四%にあたる。おなじ年間の東京市民の死亡総数は二四四、六〇一名でうち結核死亡者四五、一七〇名、つまり一八・四五%にあたる。だが、東京市民の死亡者数はこの間に平均して一、〇〇〇人につき一七・五一一、巣鴨病院では百分率で一〇・四七%になる。そこで巣鴨病院における死亡率は東京市民の死亡率の五・九八倍であり、結核による死亡率は五・〇八倍である。

つぎに男女をわけると、男の死亡全数二一一中結核死亡者二七、女では死亡全数が一六八とややすくないのに結核死亡者は三三とおおい。精神病院外でも女の結核死亡率は男より一割内外おおいが、精神病院では五割おおく、精神病院では女に結核にかかる者がおおい理由があるのだろう。病症との関係では、白痴の死亡一五中結核死六、躁鬱病では死亡一六中六、早発性痴呆では死亡一九三中四二、外傷後譫妄では死亡一中一、癲癇では死亡八中一、麻痺性痴呆では死亡一三四中四であった。六年間に剖見された一〇三中内臓所見をかく三三体をのぞく七〇体で肉眼的に結核病巣をみとめたのは四一体である。

精神病患者の結核の初期診断は、自覚症状をかく、初期症状は精神病によるある種の症状と共通する、診察を拒絶しあるいは指示をちゃんと実行しないなどのために、予想外に困難である。余は一九〇九年末の在院病者を打診、聴診、望診、ときに喀痰の黴菌学的証明によりしらべたところ、患者三八三名中診察拒絶者四七、非結核者二三七、疑似者五四（自費〇、施療五四）、肺尖加答児二二（自二、施の一九）、結核者二三（自〇、施二三）（六・〇一%）であった。上記のごとき器械的診断法のほかによい方法はないか。そこで、ツベルクリン反応（体温上昇五分以上の注射反応、皮膚反応、結膜反応）をためしたところ、結核性患者にツベルクリン反応をしめす者がもっともおおい。ツベ

ルクリン反応がかならず結核者と一致するものではないが、身体検査が充分におこなわれにくいときにはツベルクリン反応をもって結核診断の確からしさをさだめておくことが必要である。

これにたいする対策としては、各精神病院に結核患者収容の付属病室をつくるべきで、肺尖加答児、疑似者まである程度かんがえると、平均全入院患者の一割内外の結核室が必要である。ただし自費患者には結核はわりあいすくなく施療患者にはいちじるしくおおい。また病室一般の衛生状態に注意し、患者数の過剰をふせぎ、施療患者一般の給養をなお改良することがのぞまれる。素因と境遇とで余は境遇の因子がはるかにまさると信じている。こういう問題は純学問的問題としては興味もすくなくてとりあげる人もすくないのだろうが、実際的問題としては決して等閑に附すべきものでないのでとりあげた。

医員の生活

ふたたび『森田正馬評伝』があげる森田日記によって、当時の医員の生活をみよう、——

明治三十九年一月六日（土）午前、病院に院長の訓辞あり。十二時より講堂に職員の新年宴会あり、尼子君より十五円の寄付あり。

八日（月）星野器械店より、医局にビール半打の贈物があった。医局で、こんなものを見るのは、入局して三年以来初めてのことである。今日より院長廻診は、一週三回となった。

十一日（木）当直、八時半起床、まだ寝巻のままで院長の出勤に会った。新助手中村譲君が来た。

十五日（月）夜は病院でカルタ、囲碁をし、午前二時に至る。病院に泊った。

十六日（火）夜は、「伊予紋」に開かれた吉川、西田両君の歓迎会に出席した。十時ごろ斎藤紀一君に誘われ、池の端の「山口」待合にゆく。青山病院から招聘の相談があった。

二十四日（水）朝より雪が降り積む。午後、田沢（秀四郎）、中村（譲）、影山（勇蔵）君と共に雪見に行く。支邦料理店に入る。

二十七日（土）午後、田原看護長の二十年勤続祝賀会を開いた。夜は医局に第一回抄読会を開いた。集るもの十人ばかりであった。後、田沢君と共に、ビールを飲み病院に泊った。

森田はこの年の一二月一日から根岸病院顧問となったが、そのときの条件は、勤務時間は毎日午前中二時間とし、午後は大学副手として巣鴨病院で研究をつづけることであった。そこで、もうすこし森田日記からひろってみよう、――

明治四十年二月四日（月）午後、小石川関口台町に呉先生を訪問し、お祝の贈物をし、病院（音羽養生園）(ママ)建築を見た。田沢（秀四郎）、北林（貞道）両君の一身上のことについて相談した。

九日（土）夜は築地の「万安」で開かれた巣鴨病院の親睦会に出席した。

十二日（火）夜、精神病談話会。

二十七日（水）午後、巣鴨に行き、医局薬局十二人共に向島に遊ぶ。言問団子を食い、花屋敷を見物し、待乳山で白い月の出、赤い夕陽をみ、浅草に牛肉屋に入り、入浴し春の月を眺めて酒を酌む。私達七人はそこで別れて吉原見物し、さらに浅草の活動写真を見て、十一時ごろ家に帰る。

三月十三日（水）午後、巣鴨で麻痺性痴呆の知覚測定の研究をやる。

五月十日（金）午後、新橋（駅）に片山先生及び三宅鉱一君の帰朝を迎えた。

十四日（火）午後、巣鴨病院で解剖をした。

十九日（日）午後、巣鴨病院に花柳病学会参観者を案内した。東片町に鳥井竜蔵君（人類学者）を訪問した。

七月三日（木）近来、久しく研究室を休んでいたが、再び始める。

四日（木）三宅君の家に招待される。講談の余興あり。後（帰朝祝賀）宴に移る。

六日（土）巣鴨病院で脊髄および延髄の系統（連続）切片を作る。

十日（水）三宅君根岸病院へ来る。午餐を共にする。

十二日（金）精神病談話会に出席する。

十四日（日）午後、巣鴨で顕微鏡の歴史の話を聞く。夜は（上野）精養軒で、洋行者十一人の送別会に出席した。

十九日（金）巣鴨病院で開かれた臨床討論会に出席した。北林君と私とが話をした。

二十三日（火）石田昇君の長崎医専教授、松本（高三郎）君の千葉医専教授転出のため送別会として玉川（多摩川）鮎狩りを催した。午前八時過飯田橋駅発の汽車に乗る。会するもの約三十余名。先川に下車し丸芝橋に落ち会った。まず玉川に鮎狩りを見る。思い思いに興じ、急流に遊泳を試み、酒に酔ったあと角力も始った。興を尽して散会した。

八月十日（土）午前、巣鴨病院にゆく。石田君の送別のために記念写真を撮る。午後根岸病院に行く。

十一日（日）午前十一時、石田君が長崎医専へ赴任するのを新橋駅に見送った。

二十六日（月）洪水。根岸病院は侵水甚だし。

二十九日（木）影山君の朝鮮行送別会を京橋の偕楽に開く。

三十一日（土）近来、巣鴨を休むことが多い。
十月十日（木）午後巣鴨に行く。三宅君の講義始まる。
十九日（土）巣鴨に集談会あり。後、議事あり。余は雑誌整理及び精神病に関する索引を作る委員となる。夜は会食のあと余は偏執狂についての談話をした。医局員の出席数十六人。従来にない盛会であった。
十一月二十四日（日）午後二時芸備医学会で、精神療法の講演をした。
十二月二十四日（火）午後呉先生を訪問し、孔子の鋳像を贈った。新築を観た。
二十七日（金）巣鴨で三宅君の講義あり。夜一同は写真をとり晩餐を共にした。

一九〇八年にも巣鴨病院についての記事がかなりあるが、あとは省略する。前記一〇月一九日記事によれば、このころすでに医局会議がおこなわれていたようである。

医局会議といえば、一九〇九年には病室の分担を医局会議で決定したことが記録されている。このほかに、中堅会議がもたれて、部長（科長のこと、一般には「部長」の称が通用していた）と担当医員との区別をはっきりさせるべきだとの方針を医局会議にだそうと決議している。医局会議は部長をふくむ医員によって（ときには大学副手になった先輩をくわえて）おこなわれ、中堅会議は部長をのぞく医員によっておこなわれたようである。

呉改革の裏面

一九〇八年に池田は、五年前の読売の記事とは一変している、との感想をかきとめていた。誠心院居士がかきとめていた看護人による乱暴が陰でおこなわれることはあったろうが、呉改革がかなりにその成果をあげたことはたしか

である。同時に、その改革がそう円滑にはこんだのでないことは、たとえば三宅鑛一のつぎの文章(「救治会の思ひ出で」、救治会々報、第五二号、一九三二年)がしめしている、——

その後余が同院の医員となり大学院の学生を兼ねて居た当時は、巣鴨病院の医局には助手として最古参の人に井村忠介氏があり、次席には松原三郎氏が控えられ、更に北林貞道氏も居られた。他に榊保三郎学士も居られ、異彩を放つて居られた。井村氏は専ら大学助手としての事務を管掌し、松原氏は研究室の仕事をされ、榊氏は氏独得の得意の方向に活動して居られた。然して呉先生は、之等の片山先生時代の方々の助手の中に入り、片山先生時代の噂さの尚ほ絶えぬ時に於て、又それまでは片山先生は呉博士洋行中代理医長として大学の法医学教室より一週僅かに二三回の御見巡りをされただけで他は専ら之等の古参助手の方々の手によつて病院の運転が出来て居つたのであるなどの関係から、多少呉先生の意の如くに行かぬ点もあつたかと察せられる処が多い。従つて呉先生の巣鴨病院に就任された当時は朝も八時にはキチンと登院せられ、四時迄は必ず居られ、実に格勤厳粛そのものであつた。斯くして病院の事務や看護の方法も先生の意の如くには行かなかつたこともあらうし之れを改善せられんとせられた如くに見えた。たとひ従来安逸と云ふ程でなくも、在来の仕来りに慣れて居つた人は呉先生の此の抱負励行には少なからず不満を持つて居つたやうにも見えた。更に世人は精神病に対する認識がなく同情もない。従つてその取扱ひに往々間違つた処も多くあつた。即ち病人は病人、狂者は狂者とし、単に一室に閉籠め置き、親切に取扱ふと云ふやうな考へは少なかつたのである。斯くて呉先生は明治三十五年の春、神経学会の創立をせられて後、忽ち此の救治会を作られ、色々の企画を行はれたのである。

「多少呉先生の意の如くに行かぬ点もあつたかと察せられる処が多い」など、三宅の文章はかなり微妙な、遠慮し

たらしい表現がおおい。医者、事務、看護などおおくの面で**呉改革にたいする根づよい抵抗**があったということであろう。医科大学教授会でも呉教授は、自分の先生であった人たちをまえに自説を主張してもなかなかいれられなかったのであるが、院内でも院長はわかすぎたのだろうし、またその改革理念はあまりに根本的にすぎた。それに、従来の医長が口をださなかった事務的なことにもこまかく目をくばったのである。うるさく感じられぬはずはなかった。それでも呉改革がかなりの成果をあげたということは、それらの抵抗がのりこえられたのである。

看護長はたいへんすぐれた人材がそろえられ、それらの人はさらに優秀な看護指導者にそだてられていった。**医者の面**はどうであったか、ここにはおおきな疑問がある。たしかに、呉院長が巣鴨病院でそだてた医者たちは、第二世代の精神科医の中心となって各地で精神医学教育にあたったし、おおくの業績をあげてもいる。しかし、なにかかけていたのでないか。呉院長は、そのかけているものをそだてあげるべく、どうしてもっと真剣にとりくまなかったのか**?** 議論はさておき、まず当時をしる人の証言をきこう。

氏家信「呉秀三伝余談」(一)―(六)(脳、第一四巻第四、六―九号、精神と科学〔脳改題〕、第一四巻第一一号、一九四〇年)がつたえるところでは、呉院長は事務員や看護人にはよくしかっていた。

私がまだ巣鴨に居つた時のことである。自費の若い男の早発性癡呆の患者があつた。或日此の患者が何に怒つたか、看護人に火鉢にかけてあつた薬罐を投げつけた。熱湯が入つてゐたので看護人は其を浴びて火傷を受けた。何処の辺であつたか今記憶してゐないが、兎に角火傷した。その看護人は怒つて其患者を殴りつけた。行つて見ると両眼が紫色に腫れあがつてゐた。これを見た呉先生は非常に怒られて、其看護人を告訴すると云ふことであつた。其間に入つて非常に困つてゐられた。成る可く穏便にして、看護人を解雇する位にて鼻をつけたかつたのである。事務長の奥川さんが其間に入つて非常に困つてゐられた。成る可く穏便にして、看護人を解雇する位にて晃をつけたかつたのである。能く医局に来てそんな意見をもらしてをつた。我々医局の連中も、告訴するのはよいが、結局は院長の監督不行届になるから、何処までも穏便に計るがよいと主

張したが、呉先生は何うしても聞かなかつた。然し漸く看護人を解雇することで帰がついた。
呉先生は非常に患者を大事にされた。病気であるからと云ふことが其前提であつた。医局で看護人や看護婦を呼びつけにせず、さん附にすると、呼びつけにすべきものであると教へられたが病人を呼び附けなどにすると非常に不機嫌であられた。廻診の時患者が何んなことを先生に為やうが、云はうが何時もニコ〳〵して聞いて居られた。決して病人の前で立腹するなど〻云ふことがなかつた。我々の出来ぬことでもあり、尊いことである。よく患者の云ふところを注意してゐられた。その云ふところの中に本当のことを聞き分けて居られた。患者が病院や看護人の態度などに関する不平を云ふときなど、黙つて聞いて居られた。何処までが妄想で、何処までが本当であるかと云ふことをハッキリ聞き分けて居られた。時でもない時にお小言が出たりした。その中の材料が患者の云ふところから出て居ることが少なくなかつた。

もっとも永松アイ看護長のような人もいて、「永松君です。これが時々呉先生をやりこめたりしてね。たとえば、看護というものはつけたりみたいに院長が考えているとね、それには決して屈しない人です。ことに精神病院では、看護婦長そのものが中に立つてというような見識をもつていて、永松君はこわいなあと云うことを呉先生は云つていました」と齋藤玉男はかたっている（『八十八年をかえりみて――斎藤玉男先生回顧談――』、大和病院、一九七三年）。医員にたいして呉院長は、はじめはやかましかった。『救治会々報』第五六号（一九三七年）の「巣鴨病院を語る座談会」をみよう、――

齋藤　呉先生が大いに張り切つて、盛んに助手を辛める時代でした。
加藤　それで切りに齋藤さん達が、呉下の旧阿蒙といふことをいつた。呉の下をもぢつてね。
（中略）
齋藤　やかましかつたですね。森田君達は就中毎日しかられて居つた。それでも森田君は一向平気だつた。

また氏家の「呉秀三伝余談」にもどると、「此の頃杉田博士の呉先生の伝を読むと、同博士が教室に入る前は能く助手を叱つたさうであるが、自分は叱られたことが無いとある。私も五年巣鴨の医局に居つたが叱られたこともなければ、我々仲間の叱られたことも見なかつたのである」と、また、「先生は助手を可愛がりもし、又少なからず尊敬の意を払つて居られたのである」とある。氏家が経験したお小言は花の一件である。たぶん一九一〇、一一年のころ医局で花合わせがさかんで、呉先生がかえると当直室にあつまって花合わせをし、そとからきてくわわる人もいた。ときには呉院長の出勤前にはじまり、院長が出勤してきてもつづけられ、あるいは夜など病室から迎えがきても「いまいくよ」と勝負に夢中になっていることなどがあり、これを呉先生に密告する人があった。そしてある日、昼食がおわったところで呉院長は助手をあつめて一時間にわたってはなされた。「呉先生は廻転椅子に掛け、助手が全部あつまると訥々として訓誨された。先生は助手の方を向かず、何れかと云ふと俯向き加減になって話された」。だが、花合わせだけならまだよい。

私の知つて居るのはそれ位のことであるが、大正の初めになると当直の助手が抜け出して病院に泊らぬと云ふ話が呉先生の耳に入れたものがあつた（中略）。

その当直抜出しの話を聞かれた先生は夜八時か九時頃に巣鴨病院に電話をかけられた。事務員が出ると「今夜の当直は誰ですか。電話に呼んで下さい」と来る。事務の方でも心得たもので、「〇〇先生ですが、只今病室の方においでになつて、手が離せませんので、此方らから後程お掛けいたします」と一度電話を切り、当直にあたつてゐる〇〇先生へ至急電話をかける。〇〇先生はのう〳〵と家にゐて、呉先生に電話をかける。「唯今はお電話でしたさうですが、病室に居りましたので失礼いたしました。何か御用でしやうか」とやる。ところが呉先生の御用は容易ならんものである。「ア、一寸調べ物をたのみ度いのですが、本箱の何処其処にツエントラールブラットの何巻がありますが、その中の何のところを一寸読んで見て下さい」と来る。当直は周章狼狽、家にそんな本があらばこそである。「ハイ、唯今調べて御返事いたします」と電話を切るや否や、スタ

コラサと巣鴨病院まで馳け込むのである。それから本を探し、更めて呉先生に電話をかける。其間冷汗三斗と云ふところである。

斯うした話は大正の初めの連中の話題として能く聞かされたところである。

氏家はここでは、自分よりあとのこととしてかいているが、どうもそうではない。「巣鴨病院を語る座談会」には、

金子　……しかし僕等が入つた時分は、大分呉先生の完成時代で、あまりやかましくなかつた。たゞ先生の悪いことは、当直をして居ると、夜の夜中に用をいひつける。（笑声）

氏家　僕も仰せつかつたことがある。早尾君はクレペリンの何巻の何頁に、何が書いてあるか読まされたことがある。

さらに、齋藤玉男は「巣鴨時代の人は遊治郎でしてね。あれは一つには板橋が近いんでね、だから薬局もそれから事務も当直は板橋でやるんだ……（笑）と思っていたらしい（中略）丁度巣鴨病院の前を板橋から本郷三丁目まで乗合馬車が通つていて、ラッパを吹いてね……。それに乗つて行けばいやでも板橋へ……（笑）黒沢君がね、もう亡くなつたからいいだろうが、板橋で当直してね（下略）」とかたっている。こういうことがどの程度におこなわれたかは、わからない。だが、明治期にも病院外に当直する医員はいたし、呉院長もそれをしっていたのである。

森田みつは一九一四年一〇月に就職した看護婦で一九二〇年四月二八日に看護長になった。森田は一九六五年四月一〇日松沢病院講堂における「呉先生をしのぶ会」（『呉秀三先生――その業績』、呉秀三先生業績顕彰会、一九七四年）でこうはなした、――

そんなふうでございましたけど、医局のことで申しあげてみますと、医局の先生に、病床日誌をあまり整理なさらない方が

あったんですね。それで、〔呉先生が回診で〕病室へいらして、その時分、日誌は病棟の組長がもってまいりますんです。呉先生がその先生に「この患者はなんてんだい」とおっしゃって、そしたら、その先生は早速つかえちゃって「さあ……」といって……。それで、わたしが、日誌を出してさしあげましたら、「何とかさん、君、聞いていたって仕様がないじゃあないか。憶えていなくちゃあ」とおっしゃって……。そして、その先生もだいぶ赤面していらっしゃいました。その後も、また、運悪く、ちょいちょいあたりはじめるとあたるんですね。

たいがい先生は、夏休みでもお廻りになりましてね。あの時分は暑中休暇って、お昼からで、昼から休みなんですけれども、その頃っていうと、回診におでかけになるんです。ひょこひょこ、そして、またそれが女の三区なんです。三区にいらして、またその先生にぶつかった。そして今度は、「日誌をもたなくていいよ」といって、先生にもたせろといって、先生日誌をもっていらして、「この患者だれだい」といっても、なかなかその先生は分りません。仕様がないから温度表をちょっともっていって「何とかです」といったら、「ああ、そうか」と、そうおっしゃって、そんなふうにずいぶん困った先生がいらっしゃいました。

それから、その先生は、あまり二度も三度もやられましたんで、だいぶ日誌を整理なさいまして、いい具合にいきました。

受け持ち病室へろくにいかぬので、受け持ち患者の名をほとんどしらぬ医員がいたという話しは、わたしたちはほかにもきかされた。これには二つの理由がかんがえられる。一つは、さぼっていることで、さきにあげた花合わせや板橋当直の延長として、とうぜんかんがえられることである。もう一つは研究の問題である。医員が研究室にいると呉先生はひじょうに機嫌がよかったことは何人もがかたっている。だが、研究室にいりびたって病室にいかない医員もでてきたのだろう。關根真一は、武蔵療養所所長を退職にあたっての座談会『萩山茶話――精神医療四十年――』(国立武蔵療養所医局、一九七六年)のなかでつぎのようにかたっているのは、もちろん、松沢病院時代のことであるが、巣鴨病院時代にもおなじことがあったろう、――

（前略）必ず午前中は病室で廻診すべしということでした。たまたま私が午前中研究室に入ってフラン器に染色切片を入れかえた。ところが研究室から出たとたんに、先生が便所から出てきてぶつかった。「關根さん研究室へは午前中はいけないことになってるでしょう」という。フラン器に入れかえたということがいえないので「はあ」というほかなかった。

呉院長は巣鴨時代の初期には医者にもやかましかったが、そののちは直接にやかましさはみせていない。皮肉や間接的な注意の方法をとっているのである。それには、病気が関係しているのかもしれない。呉院長の腎臓病は一九一二年六月下旬からで、糖尿病はそのまえからはじまっていて、外来でも呉院長は南京豆をかんでいた。氏家が巣鴨病院に勤務していたころの院長出勤は午前一〇時前後になっていた。まえのようにはやくなくなっていたのは、病気のためであるのか、あるいは改革が一段落したためであったか。それでも、ダラシないことやまちがったことをきらわれることは、はっきりあらわれていた。病床日誌の字についていちいち訂正するだけでなく、挙動帳の字までなおすので、看護婦などオドオドすることもあった。呉院長はもともと、ひじょうに几帳面で、不正にたいするはげしい怒りをしめす人であった。その怒りが、わかいときの「血気」のせいだけでなかったことは、「精神病者私宅監置ノ実況」にみられるとおりである。そして看護人にたいして呉院長はその怒りをかなり率直にあらわしていたといえよう。だが、それにくらべると医者にたいしては呉院長はあまかった、あますぎた。この違いはどうしてだろうか？呉院長は、目下の者にはきびしく同輩や目上の者にはへつらうという人ではなかった。だからこそ、一八八九年ときの文部大臣森有禮が大学にきて「今の学生は無気力で不可ん」など訓示したとき「なにッ」と大臣のところにおしかけた数人のなかに呉ははいっていたのである。そういう呉院長も、医者には怒りや批判、注意をあからさまにしめすことができなかった。

察するに、わが国の医学は医者の臨床的態度を充分にそだてあげるところにかけていたのではないか。臨床よりは

研究という風潮は大正期のわが国の医学により顕著になるのであるが、明治期にもその傾向はかなりあったにちがいない。他の科や他の病院について類似の事実があったかどうか、ちゃんとたしかめているわけではないが、当直医が病院外に遊びにでることは、こまったことではあっても、とびぬけてひどい怠慢ではなかったのであるまいか。夜番中の睡眠のため懲戒をうける看護人にそろえるなら、病院で当直せぬ医者は免職すべきである。だが、そんなにやかましいことをいっていたら、くる医者はいなくなる、まして精神科病院では。つまり、わが国の医学界の一般的風潮にくわえて、精神科の特殊事情があったに相違なく、あとの事情についてはいくつかの証言がある。齋藤玉男が「呉先生をしのぶ会」で「巣鴨病院の思い出と精神科看護」と題してかたったなかには、つぎのようにある、——

わたしが、この松沢病院の前身であります巣鴨病院へ入りましたのは、明治三九年一二月なんです。今からおもうとたいへんな昔です。その当時の巣鴨病院の医局には、東大を出た人ははなはだすくなかった。東大はさておいて、医者を受けるのに非常に骨をおった。

母校、母校ってつまり東大ですが、東大の卒業生が一人もはいらない年と、一人ぐらい入る年と半分ぐらいだったんですね。わたしの年に入ったのはわたしだけなんです。わたしより後は年々、二人か三人か、そのくらいは入りました。

（中略）

その頃お医者は、呉先生の同県のお医者で、東京で開業しておる人で、そういう人を、あんたは何曜日にきて下さい、あんたは何曜日にきて下さい。つまり、いまのパート制度の、一番はじまりといえるんでしょう。その、専門の知識はないけれど、とにかく医者であるということで、そういう人をかり集めて、医局を構成しておるというような実情で、今から考えますとまるで別世界のようですけれどもね。

そこへ、大学を出たばかりの、何も知らないわたしなどがとびこんだんですから、これは別世界でしたな、まさに。とにかく、ものをはじめるということが、どんなに苦しいことだか、大変です。

また『八十八年をかえりみて』では齋藤はこうかたっている。

（前略）その頃の精神科は不景気な教室で、卒業生の売れ残りが一時の腰掛けに利用するのが常識でした。養育院医局か、癩か、精神科かが大体卒業生の掃き溜めでした。てんで入局者のない年もあり、あれば腰掛けでした。行つた人もすぐ前に二人あつたんですがね。一人は今いつた中村という男。もう一人は影山という男ですが、この影山というのはちつとも勉強しない男でしたね。その頃の内科や外科では向うで受付けてくれない。精神科なら入れる。私の次の級からはどやどやと一度に四人も精神科に入つて来ました。これは私が道をあけてやつたようなものとうぬぼれていますがね。とにかく潮先の変り目だつたんでしょう。

医員の頭数をそろえるだけでもたいへんだった。いや、努力し工夫してもそろえられなかったから、一九一〇年に医員の定員は八名から七名にへらされたのだろう。こうしてきてもらった医員たちであるから、きついことをいえなかった。呉院長は医員に「尊敬の念を払つて」いるよりは、遠慮していたのだろう。感情のはげしい人であるだけにかるくしかり・適当に注意することができない、それが間接的な注意し方や皮肉にあらわれるのである。

もう一つ呉院長の病院運営のやり方として気になるのは、医者をうまく組織できなかったようにおもえる点である。呉院長はやるべきときは率先躬行する人である、おおきな方針を部下にしめしてあとは部下をおだててまかせるといったことはできなかったようである。研究面でも、テーマをさずけることはしない、きかれなければだまっている、だが、たずねる人があればこの本とあれのどことをよめばいいなど、その本をさしながらおしえる人である。

座談会「我が国精神神経病学発展の跡を顧みて——三宅名誉教授を囲んで——」で三宅はつぎのようにかたっている、——

そうでしょうね。それにつき思い出しますのは、我が国で鉄の窓枠などを作るところがまだ少く、明治三十七年頃巣鴨病院に新築する時、煉瓦造りの一階建で作られ、窓も鉄のサッシにするのでしたが、それを作るところがなく、呉先生の御伴をして両人自転車で本所の先きの工場に行つたことを記憶しております。凡てが皆初めなので、思わぬ苦労がありましたね。

呉院長が海外の精神科病院をくわしくみてきていたのだし、府庁にまかせておいてはこちらの望みどおりのものをつくってくれないのだから、呉院長が窓枠のことにまで配慮しなくてならないのは当然ともいえるが、こういうところまで自分でやる点は呉院長の長所であるとともに欠点だったのではないか。そのために病院全体の運営に真剣にとりくむ医者をあまりそだてられなかったのではないか、という思いがつよいのである。

そこで、呉改革の精神は医員のなかには充分に根づかずにおわった。**呉改革はいわば医者ぬきで、看護科によってささえられるもの**であった。三宅が前記座談会で「然し容易に弊風は除かれず、殊に精神病院は治療所であり、監置所でないといつても、逃げられては困るので、その間に矛盾があり、看護人の心構えを指導するのに清水看護長等の力は大したものでした。（中略）巣鴨病院や松沢の病院では他で困つた人を収容すべしとの呉院長のお考えでしたから、随分暴れん坊が入り、清水看護長は死を賭して働かれたことが一再ではありませんでした。実に当時の患者には随分と骨が折れたものです」とかたっているのも、もっともなことである。

巣鴨病院寸景

三宅は前記座談会で「今ではそこには電車が通り、その一は巣鴨線、一は上野と江戸川とを貫く電車の交叉点であつて、たいへん賑やかなところとなつたのですが、当時は人跡稀というほどでもないが生垣のある田舎びたところでした」とのべている。その市電が通じたのはいつだったのか。氏家は「駕籠町の思出（巣鴨時代を顧みて）」（脳、第

一四巻第一号、一九四〇年）に、「有名になつたので精神の変になつたことを『巣鴨行きだ』と云はれた。甚しいのは『三田発』と云う言葉まで出来た程である。その頃市電が巣鴨三田間を往復して居つたからである」とかいている。さらに、——

今の大和村は岩崎家の邸内であつた。周囲に暗赤色の煉瓦塀を廻してあつた。感じの悪るい煉瓦塀であつた。今六義園の煉瓦塀を見ると思出される。老樹欝蒼として昼猶ほ暗しと云つた感があつた。古い看護婦に聞くと、能く狸が出たと云つて居つた。狸が大入道に化けて病室の窓から覗いたり「御廻診」と叫んで、夜勤の看護婦をおどかしたと云ふ話である。その頃聞いて既に嘘のやうな話であつた。今なら信ぜられぬ話である。

おなじことを氏家は「アララギむかし話」（アララギ、第二六巻第一号〔二五周年記念号〕、一九三三年）でこうのべている、——

（前略）五中の方は洗濯場や炊事場があつて、ジメジメしたところであり、その奥に女室の第四区と云つて、重症患者を収容してある病棟があつた。その病棟の横が岩崎家の赤煉瓦塀に接し、老樹欝蒼として昼猶ほ暗しと云つたやうなところであつた。（中略）その裏が畑となり、豚小屋があつた。玆が茂吉君の歌集『あらたま』にある豚小屋であり、盲の蟀〔?〕を追廻した畑であつた。五中の隣、原町寄りの方は明るい小松原の芝生で、赤煉瓦の自費患者の病棟が分棟式に建てられてあつた。此の方はあまり『あらたま』に出て来ないやうである。

そこで、院内風景は齋藤茂吉の歌によってあとでみることとして、医局の様子を氏家の文章（「思出」）によってもうすこしみよう、——

酔ふといえば、巣鴨の病院の医局には酒が無かつた。今日のように退院の御病人の家から酒を呉れるなんてことは其の頃無

かつた。月給は二十円であつた。大学の助手になると二十円もらつた。助手を兼ねた人が四十円であつた。酒などさう飲めなかつた。薬局から葡萄酒と単舎とを持ち出して飲む。酔ふと誰か唄い出すともなく「ヤツチヨロマカセのヨンヤマカセ」と唄ひ出す、手拍子をとる。足踏みをする。冬ならストーブを叩く、踊り出す人もあつた。（中略）

然しそんなに遊んでばかりゐた次第ではない。私が言うのも可笑しいが勉強家揃ひであつたので、日中は研究室に入り込んで勉強をした。病室から偶々迎が来たつて蹴飛して顕微鏡を覗いて居つた人が多かつた。三宅先生が洋行帰りで、指導熱が旺盛であつたので勢ひ研究室が賑やかになつたのである。夜遅くまで黒澤君や和田君など勉強をして居つた。呉先生のニッスル氏染色法が盛に行はれて、午後など呉先生が講堂の隅にあつた便所に行かれた帰りに研究室を覗き、皆が勉強をしてゐると頗る御機嫌が克く、そのまゝ顕微鏡を覗きながら懇切に教授せられ、日の暮れるのも知らずといつた程であつた。顕微鏡の絵を描く、今のやうに顕微鏡写真など発達しなかつたので絵に描く、その為めに何人か美しい、女の美術家が来たことがあつた。さうすると俄然研究室に入る勉強家が多くなるのであつた。僕は勉強家ではなかつたからその群れには入らなかつたことは確かであつた。

研究に飽きると講堂の隅で角力をとつた。白墨で円を描いて、出しつくらをした。池田君が断然強かつた。小峯君は精悍であつたが小兵なので能く出された。老成の君子齋藤（玉）君も亦その仲間に加はつたのが、今考えると不思議であつた。胸像〔榊博士の〕がグラ〳〵して倒れはしまいかと心配した程であつた。

医局の飯を食ふ大きなテーブルを台として、ピンポンが一としきり盛んであつた。一生懸命やつたものである。

呉先生が帰ると当直室に集まつて花を引くことに熱中した時代があつた。遠く自分の病院から出張して来てまで勝負を争つたことがあつた。（後略）

『赤光』、『あらたま』から――齋藤茂吉の巣鴨病院

齋藤茂吉は一九一一―一六年と巣鴨病院医員としてつとめていた。『赤光』（一九一三年初版、一九二一年改選版、『齋藤茂吉全集』第一巻所載）、『あらたま』（一九二一年、『齋藤茂吉全集』第一巻所載）には巣鴨病院をよん

だ歌がかなりおおくあり、それらのうちのいくつかは「作歌四十年」（『齋藤茂吉全集』第一〇巻所載）のなかに解説されている。ところで、齋藤茂吉のすむ青山脳病院は青山墓地に接していたし、煉瓦造りの病室もあって、巣鴨病院と青山脳病院との環境にはかなりにた面があって、いずれをよんだか区別しがたい歌もおおい。だが、「養家の青山脳病院の診察も決して手伝はず」（下田光造「巣鴨医局時代」、アララギ、第四六巻第一〇号〈齋藤茂吉追悼号〉、一九五三年）にいたので、入院患者をうたったもの、宿直をうたったものはほとんど巣鴨病院に関係するものであろうし、また巣鴨病院にはヒキガエルがおおかったので、ヒキガエルに関する歌は巣鴨病院での作である。そこで、齋藤茂吉の在職期間は、このあとにかいていく時期にあたるが、ここでかれの歌のいくつかをみていこう。

死に近き狂人を守るはかなさに己が身すらを愛しとなげけり

（『赤光』、明治四四年、「折に触れて」）

このまえに茂吉は、「うつせみのいのちを愛しみ世に生くと狂人守りとなりてゆくかも」など三首を一九一一年の『アララギ』一月号に発表しており、これは同一〇月号にのっている。「うつせみの」は精神科医となるにあたっての感慨をのべたものであり、茂吉の巣鴨病院体験をうたったものとしてはこれが最初だろう。

屈まりて脳の切片を染めながら通草のはなをおもふなりけり

（『赤光』、大正元年、「折々の歌」）

通草の花は茂吉にとって故郷金瓶の山の象徴である、それとおそらくニスル染色とをむすびつけているもので、精神医学者齋藤茂吉の代表的な歌であろうと、わたしはこれをかんがえている。「作歌四十年」には、「さて下句の、『通草の花をおもふなりけり』は、少年の頃に親んだ、黒味がかつた紫色の通草の花をふと思出す、連想するといふ

のであるが、この二つの関連が緊密でないといふ議論もあり得るし、突然であるから態とらしいといふ議論もあり得るし、従つて厭味に堕るといふ議論もあり得るのである。その当時はこれで好いとおもつてゐたが、今となれば稍姿態が目立つやうである。併しこの関連の問題は不即不離でなかなかむづかしい。よつて一概に律しがたいものがある」とかなりむずかしくいっているが、「をさなごの遊びにも似し」（前首）染色をしていて、脳片がそめだされている紫の色に故郷の花をおもう、ごく自然な歌であろう。

冰函にこほり絶ゆれば山羊の血は腐らむとしてこゑするらしも

（「短歌拾遺」、大正元年、『齋藤茂吉全集』第四巻）

このヤギの血は、ワセルマン反応につかわれるものであり、茂吉はワセルマン反応の係をしていた。

狂院（きやうゐん）に寝てをれば夜は温（ぬ）るし我がまぢかくに蟾蜍（ひき）は啼きたり

（『赤光』、大正元年、「折々の歌」）

いまもかいたように巣鴨病院にヒキガエルはおおかった。おぶさったヒキガエルをみてうらやましがった医者のざれ書きものこっているが、交尾をみることのすきな茂吉は、ふしぎにおんぶガエルはうたっていないようである。

うけもちの狂人（きやうじん）も幾たりか死にゆきて折（をり）をりあはれを感ずるかな

（『赤光』、大正元年、「狂人守」）

「作歌四十年」はこの歌について、「自分の受持患者が死んだのを時折あはれにおもふといふのである。大切に扱つてゐた一人の緊張病の娘などもそのうちの一人であつた」とのべる。

連作の「黄涙余録」（『赤光』、大正元年）は患者の自殺に面した医者の悲痛をうたいあげたもので、医者の歌とし

ては絶唱というべきである。ただこの患者は青山脳病院にあずかった人である。

身ぬちに重大(ぢゆうだい)を感ぜざれども宿直(とのゐ)のよるにうなじ垂れゐし

（『赤光』、大正元年、「折に触れて」）

「作歌四十年」には、「その頃巣鴨病院には当直の義務があり、夏などは暑くて終夜ねむれぬことなども往々にしてあつた。（「あそこの宿直寝室は、夏は暑くてたまらない。」──「回顧」）自分は夏負けがするので、終夜汗がながれて眠れず、苦しまぎれの挙句に、事務長に迫りて扇風機を備付けてもらつたことがある。私はまだ新参の医員であり、病院は府立でいはば御役所だから、私立のやうに簡単には行かぬのであるが、時の事務長奥川翁は、夏痩の私に同情してくれて扇風機を備付けてくれた。私は或夜などその宿直室に蚊帳を弔り扇風機をかけて良寛の歌を評釈したことなどもある。この一首は、さういふ暑い時の歌でなく、晩秋か冬の歌ででもあらうか。特に重大を身に感じてゐるといふのではないけれども、一大精神病院の宿直医としてただ一人、頭を垂れて居つたといふのである」、とある。松沢病院のために一九四八年三月七日・八日にかいたという「回顧」（『齋藤茂吉全集』第七巻所載）には、「私達の当直も追々気楽になり、鰌鍋をしたり、白山まで散歩したりして、院長からの突如たる電話に面くらつたことなどもある。七月の十六日といへば地獄の釜のふたもあくといふ日である。その日に、院長がのこのこやつて来た。地獄の釜のふたもあくといふ日にである。無論夏休になつて、休暇取らぬ医員のみの来る日にである。盆の十六日の真昼まにである」とあるのをみると、一九一二年のころには宿直にあたってもちろん緊張して、夜なかにさめて患者の独り言をきくこともあった。緊張してはいるが、とくに重大な具体的なことがあるわけではない、という意味である。

連作「おひろ」（『赤光』、大正二年）中の「狂院の煉瓦のうへに朝日子のあかきを見つつなげきけるかな」から、おひろのモデルは煉瓦造りの病棟のある巣鴨病院の看護婦だろうとの説も一時でたときく。だが青山脳病院にも煉瓦

建てがあったし、当時の巣鴨病院では看護婦と医者との交流といえばカルタ取りぐらいだったようである。

ダアリアは黒し笑ひて去りゆける狂人は終にかへり見ずける

（『赤光』、大正二年、「みなづき嵐」）

狂院のうらの畑の玉キャベツ豚の子どもは越えがたきかな

（『あらたま』、大正二年、「宿直の日」）

「回顧」には、「それから病院の裏手には一群の豚を飼つてあつた。私は昼飯の後などには、よく独りで行つて、豚の交尾するのを見てゐた。学問上の大望は消失しても、今や現実のおもしろみを解し得たごとくであつた」とある。ブタの歌は四首つづいていて、茂吉はブタの子をいじめて「むらぎものみだれし心」をはらすことがあったのである。

しまし我は目をつむりなむ真日おちて鴉ねむりに行くこゑきこゆ

（『あらたま』、大正三年、「諦念」）

「作歌四十年」によれば、「これも病院勤務中の作である。一日がやうやく過ぎて、日が没すると群鴉がねぐらに帰る。それが上野の森あたりに帰るのであらうか、むらがつて病院のうへをとほる。（後略）」とある。

はつ夏の日の照りわたる狂院のせとの土原に軍鶏むらがれり

（『あらたま』、大正三年、「とのゐ」）

やまたづのむかひの森にさぬつどり雉子啼きとよむ声のかなしさ

（同前）

かへるごは水のもなかに生れいでかなしきかなや浅岸に寄る

(『あらたま』大正三年、「蝌蚪」)

「かへるごは」については「作歌四十年」にもふれられているが、「回顧」中の「また当直室の前に、小池があつて、晩春から初夏にかけ、おたまじやくしが数万の数に達し達した。私はよくそのおたまじやくしの歌を咏んだ。下田光造君揶揄して云つた。『齋藤！けふもまたオタマジヤクシか？』」をあげておこう。

狂人のにほひただよふ長廊下まなこみひらき我はあゆめる

(『あらたま』大正四年、「折にふれ」)

宿直してさびしく醒めし目のもとに黒きかへるご寄りてうごかず

(『あらたま』大正四年、「雉子」)

朝みづにかたまりひそむかへるごを掻きみだせども慰みがたし（同前）

こらへゐし我のまなこに涙たまる一つの息の朝雉のこゑ（同前）

雉子の歌はここに三首つづいており「作歌四十年」にもこれともう一つがとりあげられている。「回顧」には「巣鴨病院の隣は、いはゆる岩崎の森で、岩崎氏邸は木立が鬱蒼と繁つてゐた。朝は雉子が啼く、私は学問上の希望を失つても、その雉子の切実な声を愛した」とある。

大戸よりいろ一様の着物きてものぐるひの群外光にいづ

(『あらたま』大正四年、「雉子」)

いまの雉子の歌につづくもので、六月の作である。「作歌四十年」は「巣鴨病院内の一風景に過ぎぬが、極めて象徴的で、もはや興味を絶してゐる」とする。昔のように、(狂)などはついていないが、揃いのお仕着せに身をつつんだ

女の患者たちが、ひさしぶりの晴れ間に運動場へでもいくのか。

うち黙し狂者を解体する窓の外の面にひとりふたり麦刈る音す

（『あらたま』、大正四年、「漆の木」）

ふゆさむき瘋癲院の湯あみどに病者ならびて洗はれにけり

（『あらたま』大正五年、「折々の歌」）

暁にはや近からし目の下につくづくと狂者のいのち終る（同前）

くりかえしかいてきたように、当時の巣鴨病院で患者の死亡率はたかく、宿直医はしばしば患者の死をみとった。これは冬の暁近くであろう、不完全な暖房で寒さは身にしみる。

狂院に宿りに来つつうつうつと汗かきをれば蜩鳴けり

（『あらたま』、大正五年、「蜩」）

卓の下に蚊遣の香を焚きながら人ねむらせむ処方書きたり（同年）

木のおおいところであったから、カもさぞおおかったろう。患者はカにたいしどうしていたものか。「作歌四十年」には、「これは一わたり夜の廻診を済ませて、不眠の患者が居るとそれに一々催眠剤の処方を書いて、それから寝るのであつた」とある。

回診といえば、氏家の「呉秀三伝余談」には、何分でまわれるかということになり、トットッとかけるようにまわって、三〇分だ、一分はやかった、とはなしあった、とある。

「回顧」は回診のことをつぎのようにかいている、——

医員となれば、当直をせねばならない。当直には夜の回診がある。夜のはまだ馴れんうちは気味が悪い。男の方は男の看護長、女の方は女の看護長が随行する。この全体の回診は優に一時間はかかりかかりしてゐた。重症などがあると、まだまだ時間を費す。このころの有名な将軍、蘆原金次郎といふ者がゐて、長い廊下の突あたりに、月琴などを携へて待つてゐる。さうして赤酒の処方を強要したりする。これは前例で既に黙許のすがたであつたから、又気味悪くもあるから、私も彼のために赤酒の処方を書くといふ具合であつた。

それから医局に帰つて来て、今夜必要な催眠剤を与へる処方を書く、看護長が待つてゐてそれを済ますと、長々と巣鴨病院の歴史などを話す。又巣鴨病院の慣習しきたりのことなどを話す。呉先生が未だここの医員であつた時代のことなどを話す。なるほどさういふものであつたかと感心するようなこともあつて、あとは当直室に入つて寝ころぶといふ具合であつた。

「呉秀三先生を憶ふ」（『呉秀三小伝』、一九三三年）には、「東京府巣鴨病院の粗末な建築の講堂には石版画のピネルが掛かつてゐると共に、病の草紙の模写などが掛かつてゐた。医局の欄間のところには、ヒポクラテース像と共に光悦の秋草図の模写などが掛かつてゐた。先生が東洋医学を論じ、本部医学界の前賢を伝し、またシイボルト先生伝の如き不朽の大著を成就させられたことは、やはり此等の先生の趣味と一味相通ずるもののあらはれではあるまいか」と齋藤茂吉はかいている。

第七章　松沢移転まで

おわれおわれて小石川駕籠町におちついて、新式病棟もできたところで移転の動きがはじまるのは、なんともおちつかぬ話しではあるが、それが事実であればやむをえまい。

一九一〇年（明治四三年）記事

三月三一日、東京府訓令第一〇号をもって、巣鴨病院規程中の医員定員八名を七名に、「調薬掛」の名称を「調剤員」に、「事務掛」の名称を「書記」にあらためられた。

五月二六日に宗教大学の戸田俊定に修養学院の主任を托した。修養学院で実際にどういうことをやっていたか、何人ぐらいがここで教育的治療をうけたのか、不明である。

三月二六日に精神病者慈善救治会は慈善救済の事業に尽力するところがすくなかったので、貧困な精神病者の施療所建設費および施療費にあてることを条件にして、内務省から助成金一、〇〇〇円を下付された。そして、会は東京府にたいし精神病者救護所建設のため巣鴨病院内に土地借用のことをねがいでており、五月一一日に図面をそえて敷き地四五坪の借用を請願したが、六月三日都合によって該願書下戻を申請した。

一二月一六日**東京府会における調査委員会は巣鴨病院新築移転の案を可決**し、委員会の経過を摘録して府会議長杉原榮三郎に報告した。この記録は府会議事録にあるだろうが、しらべてない。また、まえの巣鴨病院改善委員の活動

との関連もたしかめてない。この府会議長は、一九〇五年に改善委員にえらばれていた一人杉原榮三郎と同一人であろう。おそらく、改善委員が呉院長はじめ病院当局と改築方針などを協議してきた結果、前記調査委員会が設置されたのであろう。増築も、さしあたっての病院運営にどうしても必要な煉瓦造り隔離室までで中断にいたったものと推察される。

この年薬局にガス管がひかれた。この年度の決算に三一円四八銭八厘のガス料がはじめて計上されている。

医員の移動は、新任が水津信治（一九〇八年京都帝国大学医科大学卒業）および大成潔（一九〇九年東京帝国大学医科大学卒業）で、辞任は黒澤および池田。**看護人**は、採用試験受験が一三六名（男七五、女六一）、同合格が一〇五名（男五四、女五一）、採用が五九名（男二〇、女三九）、試験によらぬ採用が男五名であり、解雇は八〇名（男三二、女四八、うち懲戒は男八、女七）であった。年末に普通看護人は男五九、女五七で計一一六名、特別看護人は男四、女一の計五名であった。年末在職の看護人計一二一名のうち、年内採用は四七名、在職一—三年は三五名、三—一〇年は三五名、一〇年をこすものは四名で、一九〇七年にくらべると在職三—一〇年の層がふえてきている。看護法講習会の第五回卒業生は男五名、女二名であった（入学時は男一六、女一一）。年間の普通看護人延べ人員は四五、三九二名で、患者在院延べ人員は一五二、四七二名、看護人一にたいし患者三・三六名である。規定では、自費一等は看護人一に患者一、同二等は患者二、施療および委託は患者五であるが、実際は、自費はほぼ規定どおり、施療および委託は看護人一にたいし患者三・八八であった。自費患者は延べ一九、四四八名にたいし特別看護人延べ人数は一、三五四名。この年普通看護人がへっているが、翌年にはまたふえているので、この年へった理由はわからない。

急性伝染病の発生はなかった。

「運動ノ目的ヲ以テ」作業に従事した患者は男一〇八名、女六九名。患者または家人の請求による構外運動は男八

名、女二名。団体としての**構外運動**は男が五回計八二名、女四回だがうち一回の人員不明で三回分五五名。このうち、看護長によるくわしい報告が年報に記録されているもののうち、男の第一回のものをみよう、——

明治四十三年五月十八日患者慰藉ノ為メ患者十九名水津医員並河看護長引率ノ下ニ看護人九名附添ヒ構外運動ヲ催フセリ午前十時出院ス此日稍ヤ曇天ニシテ人々降雨ヲ危ミシガ幸ニ天候ハ恢復シ来レリ一行ハ先ツ本院ノ煉化塀ヲ左折シテ富士前町、神明町、動坂町、団子坂ヲ経テ谷中初音町、上野桜木町ニ出ツ途中嬉々トシテ見ルモノ眼ニ映スルモノ珍シカラサルハナク右ヲ顧ミ左ヲ指シテ共ニ語ラヒ興シツ、真ニ愉快ナルモノ、如シ折柄音楽学校前ヲ通過ニ際シ其ノ音曲ノ耳ニ入ルヤ一行中ノ一人ヤア楽隊カ居ルゾと叫フモノ有リ過クレハ見上クル如ク巍然タル高荘ノ建物有ルヲ見テ何タルヲ問フ此レハ帝国図書館ナリト聞キ其宏大ナルヲ賞シ合ヘリ斯ク共ニ語リツ、早ヤ上野公園ニ来レリ然シテ動物園ニ入リ象ノ大軀ナルニ驚キ又食物ヲ与フレハ時々餌ノ届カサル事有リ然レハ其長キ鼻ヲ延ハシテ鼻息ヲ強ク吐キ出シ以テ近カシメ食スルノ巧妙ナルヲ面白ク暫ラクハ爰ニ見テ夫レヨリ猿ノ木登リ或ハ飛ヒ付キ跳ネ廻ル等実ニ身体ノ自在ナルニ感賞シ次ニ鹿、駱駝、熊、鳥類、其他ヲ見尽クシ了レハ此処ヲ出ツル時ニ午前十一時五十分夫レヨリパノラマ館ニ入リテ明治三十七八年戦役ニ関スル最モ難攻不落タリシ彼ノ二百三高地及旅順激戦ノ光景ヲ見ル其ノ惨憺タル如何ニ苦戦ナリシカヲ察セラル流石ニ一行モ此ノ惨憺タルニハ思ハス戦慄セサルヲ得ス我カ勇悍ナル兵士ノ彿実ニ当時ヲ偲ハシム斯ク一巡シテ出ツ次ニ西郷翁銅像前ニ至リ眺望佳ナル所ニテ市街ヲ見渡シ各人思ヒ思ヒニ其方向ヲ指シテ語ラヒ少憩シテ表坂ヲ下タリ上野広小路ニ出テ昼食ヲ食スル為メ同所甲子楼ニ至リ茲ニ天井ヲ喫シ其美味ナル舌鼓ヲ鳴ラシ忽チニシテ一碗ヲ喫セルヲ見ル稍々暫ラク茲ニ休憩シテ帰路ニ就ク再ヒ公園内ヲ経テ竹ノ台ニ至リシ処恰モヨシ下谷西町小学校運動会アリ爰ニ於テ児童等ノ活発ニ飛ヒ走ル様又ハ源平ノ二列ニ別レシ女子カ更ル々々小旗ヲ持チツ、或ハ輪投ノ競争又ハ舞踏ノ如キヲ成スニ円形ヲ造リ或ハ集リ又ハ進ミ一挙一動乱レサルナリ大勢揃ヒタルハ最モ美事ニシテ見ル人ヲシテ善ク訓練シタルモノヨト感賞セサルハナシ暫ク茲ニ足ヲ止メ見物セリ此ノ時午後二時ナリケレハ一行ヲ促カシテ桜木町ニ出テ谷中墓地ヲ通過シ歩ヲ移シナカラ高橋おでんノ墓其他ヲ見ル夫レヨリ三崎町、日暮里、田端ニ至リ爰ニ於テ三河島ヨリ千住、浅草方面迄モ一望ニ見晴シノ場所ニ少憩シテ神明町、富士前町ニ来リ富士神社ニ詣テ一行稍ヤ疲労ノ色見ヘシカ尚ホ勇気満々タルモノモアリテ今日ノ愉快ナリシヲ語リ興シツ、午後四時無事帰院セリ

女の第四回構外運動は小石川植物園にいったが、その記事中には「午後一時三十分出園シ夫レヨリ市中各所ヲ散歩遊覧セシカ市街ノ到ル所体裁一変シテ旧形ヲ失ヒ且ツ頻繁ナルニ患者ハ何レモ驚キタルモノ、如シ」とある。

年間の仮出院は自費患者は一〇名一〇回、施療患者は八名一四回であった。隔離室収容男九名、女二名でうち男三、女一は三六五日間収容、他は三七日以下。年間延べ人員は一、五七一名となり、年間在院患者延べ人員の一・〇三％にあたる。逃走は四名五回、同未遂は一九名二七回、自殺はなし。自殺企図は九名一三回。

外来は新来が二八七名（男二一四、女七三）、再来五八七名（男四八九、女九八）、計八七四名（うち薬価自弁五三六、施薬三三八）。人数がふえ、そのなかでも施薬の人数がふえている。

入院患者の動態をみると、一月一日在院は四〇三名（男一九三、女二一〇）、入院は二三〇名（男一五三、女七七）（初入二〇五、再入八、移転一七）、退院一九二名（男一一九、女七三）（全治一八、軽快三九、不治八五、死亡五〇）、一二月三一日在院は四四一名（男二二七、女二一四）、最多在院は四四四名、最少在院は四〇三名、一日平約は四一七・七三人（自費五三・二八、施療二二五・七八、委託一三八・六七）（男二〇九・六九、女二〇八・六九）。この年のうちに男の一日の在院患者数が女のそれをうわまわったのである。一二月三一日在院の四四一名中在院五年以上は二〇五名（男九四、女一一一）、同一〇年以上は七三名（男一九、女五四）である。**死亡**五〇名の死因のおもなものは、衰弱一四、脚気一一、肺結核八、麻痺性発作五、肺炎四、心臓麻痺三である。解剖されたのは一九体。

一九一〇年度**収入**は五五、四〇六円八三銭。支出は八四、三〇五円八五銭九厘であった。

関連事項として、四月一日に土田卯三郎は上野桜木町に土田病院を開業した。また四月に窪田静太郎衛生局長は地方長官会議で府県立病院に精神病患者収容の設備をするよう勧誘した。五月に中央衛生会は片山、呉、栗本を委員として、全国に官公立精神病院を設置すべきかどうか調査した。

七月および八月に東京帝国大学医科大学精神病学教室は**精神病者私宅監置状況の実地調査**をはじめた。

一二月二五日に石川貞吉『精神療法学』が『近世医学叢書』第三二編としてでた、精神療法に関する最初の単行本である。

一九一一年（明治四四年）記事

九月三日に呉院長の大学教授莅職一〇年祝賀会が知友門弟によって上野精養軒でおこなわれた。

一〇月二九日に**精神病者慈善救治会第九回総会**が東京府巣鴨病院内で開催され、呉院長の開会の辞、大隈伯の演説があった。このときの新聞記事（掲載紙不明）、――

正気でない人の会

（巣鴨病院の園遊会）

巣鴨病院精神病患者の救治会は今年が九回目で昨日院内で第四回目の園遊会をやつた正午から晴れたので紳士淑女の集まるもの千余名、一時十分には大隈伯も来る同院の男患者二百十三名と女患者二百卅九名とは職員や看護婦に連れられ左右から繰込んで来た伯が起つて同情演説を初めると男患者の中から「大蔵卿」と叫んだのがある大隈伯の大蔵卿時代知つてのものらしく伯も感慨無量の有様であつた是れから本郷座連の「女天下」が始まると女患者の中から盛んに贔屓役者の名を呼んで賑かな会が終ると葦原将軍を先頭とした四十七士の仮装行列が見ものだつたが将軍は素人相撲でも検査役や行司を受持つて采配を振つていた、炊事場方の出し物に「日本一の大松茸」と云ふ飾り物があつたがちよつとお調子に乗り過ぎてゐる全く散会したのは六時（一記者）

ここで当時の精神病者慈善救治会の活動状況をみるため、この年の事業概況をみておこう（救治会々報、第五二号、一九三二年、所載の「創立以来の事業概況」）、——

明治四十四年
○二月十日　巣鴨病院に於て患者慰楽会を開き筑前琵琶落語茶番等を催す。
○四月二十二日　巣鴨病院に於て患者慰楽のため女義太夫を寄附す。
○六月五日　同院に患者慰楽会（落語手踊浄瑠璃音曲等）を寄附す。
○九月二十四日　同院に於て患者慰楽のため女義太夫を寄附す。
○十月二十九日　同院に於て患者慰楽のため園遊会を催し、芝居落語大神楽等（二一四円）を寄附す。
○十一月八日　加命堂王子保養院戸山青山井村根岸の各精神病院の公費患者に菓子代を寄附す。
○十一月十日　巣鴨病院に於て患者慰楽のため浪花節を寄附す。

他方年報で「慰楽」の項をみると、一〇月二九日の記載はなく、一一月一〇日は「演芸家早川辰燕ノ寄附ニヨリ患者慰楽ノタメ浪花節ヲ催フシタリ」とある。いずれにしても当時の精神病者慈善救治会の事業のほとんどは巣鴨病院入院患者の慰楽であり、また巣鴨病院における患者慰楽のほとんどが同会の寄附によるものであった。

この年新任の医員は齋藤茂吉および下田光造（みつぞう）、ともに一九一〇年東京帝国大学医科大学卒業である（齋藤は一年うえであったが、熱病で一年おくれた、下田も卒業寸前の病気で実は数か月卒業がおくれた、とはいえ齋藤、下田、林道倫と呉門下の三巨人が同年卒業となったのはふしぎな縁である）。医員嘱託を辞したのは大成（新潟脳病院院長となる）および水津（朝鮮総督府医院精神科部長となる）であった。年末の職員は院長一名、副院長一名、医員七名、嘱託講師二名、調剤員三名（一名欠員）、看護長六名、書記六名である。おなじく雇傭員は普通看護人一三四名（男七

三、女六一)、特別看護人五名(男四、女一)、雇員一二名(男)、作業師五名(男)、門番二(男)、小使い一四名(男一一、女三)、洗濯人一四名(女)、裁縫人八名(女)、炊夫一一名(男)で計二〇五名である。
看護人の採用は男四二名、女四一名、解雇は男二八名、女三七名、うち懲戒は男一、女一一。採用試験は受験が男七八名、女八七名、合格が男三五名、女五二名、採用が男三六名、女三二名。年間の普通看護人延べ人数は四九、〇六二人で、年間在院患者は延べ一五六、九二六名で、看護人一人にたいし患者三・二〇名。自費患者延べ一九、四八二名のうち特別看護人がついたのは延べ九九四名。
急性伝染病の患者はない。
入院患者にたいする処方をみると、年間で水薬が一六三、七六五回、散薬一五、八〇四回、丸薬一七、四九六回、頓服薬九、六七七回、外用薬三、五九一回となっている。水薬が大部分で、患者全員に処方されているのである。
作業に従事した患者は男九七名、女七九名。患者または本人の請求による構外運動は男一七名、女六名。団体の構外運動は男が四回で計六九名、女は二回で計三三名。前年もそうだったが、男の構外運動のとき新井看護夫が義士銘々伝中神崎与五郎東下りと勝田新左衛門袂別などの講談や落語をきかせて患者をたのしませている(どうも、こういう記事をみると、精神病者慈善救治会による患者慰楽の寄付は、院内で工夫して患者を慰楽することをおさえてしまったのでないか、という思いがつよくなってくる)。
仮出院は二三名三八回。隔離室収容は男一〇名、女八名で、三六五日収容は男三名。年間延べ収容人員は一、五四二人となり、ほぼ前年なみである。逃走は二名、同未遂は一九名二六回、縊死一名(麻痺性癡呆の男)、自殺企図は五名六回である。
外来は新来が二九〇名(男二一四、女七六)、再来が六二九名(男三八〇、女二四九)、計九一九名で、うち薬価自弁

六〇四名、施薬三一五名。外来患者への処方でも、水薬二、三六一回、散薬六二四回、丸薬八三一回、頓服二三二回、外用薬四回と水薬がもっともおおい。新来患者の診断別をみると、二九〇名中で早発性癡呆が一〇一、麻痺性癡呆四五、神経衰弱七〇、躁鬱病二一、癲癇性精神病二一、強迫性精神病六がおもなものである。

入院患者の動態をみると、一月一日在院は四四一名（男二二七、女二一四）、入院が一四四名（男九四、女五〇）、退院が一五八名（男一〇三、女五五）（全治一四、軽快三七、不治七一、死亡三六）、一二月三一日在院は四二七名（男二一六、女二一一）である。最多在院は四四一名、最少は四一八名。一日平均は四二九・九三名（自費五三・三七、施療二三五・三二、委託一四一・二四）。年末在院の四二七名中在院五年以上は二〇四名（男八九、女一一五）、同一〇年以上は八〇名（男二六、女五四）である。

死亡三六名の病名は躁鬱病三、早発性癡呆一七、癲癇性精神病一、麻痺性癡呆一五で、死因のおもなものは衰弱一二、心臓麻痺六、脚気五、麻痺性発作四、肺結核三、腎炎一、尿毒症一、縊死一である。解剖をうけたのは一三体。年報はいつも「医科大学ニ於テ全身又ハ局部ノ解剖」とかくが、いままでかいてきたところからみて、院内でも解剖はされていた。

本年度収入は五四、五七二円一七銭五厘。同支出は八九、六三六円一八銭八厘、院長給は一〇〇円増の八〇〇円、副院長給は五〇円増の五五〇円、そのほか人件費はどの部門も数パーセントずつふえているが、単価はわからない。

関連事項としては、二月一一日ときの天皇は桂太郎総理大臣にたいし**施薬救療の勅語**をだした（当時の社会動揺への対策で、この結果済生会設立にいたる）。

三月一六日第二七回帝国議会において衆議院議員山根正次は**官公立精神病院設置建議案**を衆議院に提出。同案は「官公立病院設置に関する建議案」と改称されて、三月二一日衆議院本会議で可決された。

我ガ同胞中五百分の一則チ十数万人ノ精神病者アルコトハ統計ノ示ス所ニ依リテ明ナリ。而シテ是等精神病者ハ生存競争ノ劇甚ナルニ従ヒ一層其ノ数ヲ多カラシムルハ歎ズベキノ現象ナリトス。蓋シ精神病者ハ其ノ境遇ニ於テ最愍ムベキモノアルノミナラズ、病勢比較的長期ニ渉リ且公安ヲモ害スベキ危険ナル病状アルガ故ニ、之ヲ一定ノ場所ニ収容加療セシムルハ極メテ緊急ナル要務トス。現ニ欧米諸国ニ於テハ国家又ハ公共団体ニ於テ之ガ救済保護ノ設備アリ。我ガ帝国ハ既ニ精神病者監護法アリト雖之ニヨリテ保護セラルベキ病者ハ少数ナル私立病院ニ収容セシムルノ外、国家トシテ何等ノ設備ヲ有セザルハ聖代ノ一代欠点ナリト認ム。故ニ政府ハ宜シク国費ヲ以テ枢要ナル地ヨリ漸次地方ニ及ボシ、之ガ病院ヲ設置シ以テ憐ムベキ同胞ヲ救護シ、併セテ公安維持ノ良策ニ出デラレムコトヲ望ム。

一九一二年（明治四五年、大正元年）記事

九月に東京府令第六号をもって**東京府巣鴨病院施療規則**がさだめられた。その第一条は、「施療入院ハ左ノ各号ニ該当スル者ニ限リ許可スルコトアルヘシ　一　満二ケ年以上東京府下ニ本籍ヲ有シ若クハ寄留シ引続キ在住スルモノ　二　被監護者ノ監護ニ要スル費用ニ関シ精神病者監護法第十条ヲ適用スルトキハ被監護者並ニ其ノ扶養義務者ニ於テ生計ノ途ヲ失フノ虞アルモノ」とあり、第二条は第一条第一項に該当し第二項に準ずる食費自弁施療患者の規定である。第三条は出願手続きで、願書は監護義務者および保証人一名が連署し戸籍謄本および精神病者監置許可書写しをそえて、区役所町村役場をへて府庁に出願するよう規定している。第四条により、区町村長は第三条の出願があったときは被監護者および扶養義務者について、本籍、住所、居所、職業、第一条第一項の事項、生年月、資産、生活状態を調査し、郡市役所を通じて府庁に進達する。区は区長、町村は郡長の意見書を添付するものとされている。

医員ではこの年に林道倫（一九一〇年東京帝国大学医科大学卒業）が就職、氏家が辞任した（尼子のあとをうけて音羽養生所院長）。

年末の**普通看護人**は一四六名（男六六、女八〇）、年間採用は九八名（男四二、女五六）、解雇は九一名（男五三、女三八、うち懲戒は男八、女八）。採用試験は受験一八〇名（男九九、女八一）、合格は一〇五名（男三八、女六七）、採用は九〇名（男三五、女五五）である。看護法講習会第七回卒業生は男三名、女五名で、入学時は男一四名、女一七名にくらべると、やはり減少がいちじるしい。普通看護人の年間延べ人数は五一、二四九名で、在院患者延べ一五八、七八一名にたいすると、普通看護人一人あたり患者三・一〇名である。ところで一日平均の看護人数をみると、一九一〇年が男六六・七二名、女五七・六四名、一一年が男七一・八五名、女六二・五六名、一二年が男六一・一三名、女六八・九〇名と動揺がはげしい。実際に勤務配置をどうしていたものか、気になるところであるが、この点記録はなにもかたらない。自費患者延べ人数二〇、四七九名にたいし特別看護人のついた患者の延べ人数は二、七二三名、ついた特別看護人の延べ人数は二、九〇七名で、自費第一等の男の患者に一時期一人に二名ついたことがあるようである。

急性伝染病の発生はない。賄いは米価暴騰のため八月から麦を混入した。このごろ米価は波状変動をしめしており、東京での内地白米中米一石建て小売り価格は、一九一〇年に一六円四九銭であったのが、一一年は二一円七八銭、一二年は二五円五一銭、一三年は二七円四八銭とあがり、一四年二〇円八八銭、一五年一六円三五銭、一七年一七円一九銭とまた下落に転じている。この年度の支出では、患者賄い費中の白米（麦をふくむのだろう）は一二、八五〇円五銭五厘と前年より二、七〇九円一五銭二厘をまし、副食物代は九、一三三円三五銭六厘で前年より九一一円四五銭九厘を減じている。しかし栄養配分にかなりの配慮がされたのだろう、死亡数はましていない。

患者または家人の請求による構外運動は男三四名、女二〇名。団体での構外運動は男一六名、女二九名で、前年よりいちじるしくへった。作業に従事したのは男一〇二名、女八七名で、ふえている。仮出院は二五名六六回（自費患者が一三名二四回、施療患者が一二名四二回）。

隔離室収容は男四名、女五名で、延べ人数は二、三四二名となる。人数はおおくないが、三六六日収容が男三名、女二名で短期収容の人がいない。逃走は二名、同未遂九名一三回、自殺はなし、同未遂は六名一三回であった。

外来は新来二六五名（男二〇七、女五八）、再来一、〇六〇名（男七九二、女二六八）、計一、三二五名で、とくに再来がのびてきている。薬価弁納は六〇一名。新来病名には、また妄覚病二名がでてくる。

入院患者の動態をみると、一月一日在院は四二七名（男二一六、女二一一）、入院は一四三名（男八三、女六〇）、退院は一五四名（男八五、女六九）（全治一三、軽快四一、不治六一、死亡三九）、一二月三一日の在院は四一六名（男二一四、女二〇二）である。最多在院は四四五名、最少は四一七名、一日平均四三五・〇一名（自費五六・一一、施療二五四・六八、委託一二四・二〇）である。一二月三一日在院の四一六名中在院五年以上は二一二名（男九五、女一一七）、同一〇年以上は九一名（男三四、女五七）である。自費患者五〇名中では在院五年以上は一六名、一〇年以上は一名である。

例によって、病名別は退院者についてしか記載されていないので、移転をのぞく**退院一三七名の病名別**をみると、早発性痴呆七〇名（破瓜性二四、緊張性四一、妄想性五）、躁鬱病二二名、麻痺性痴呆二二名、白痴四名、老耄病三名、変質性精神病、強迫観念性精神病、中酒性精神病、チック性精神病、外傷性精神病が各二名、鬱憂病、偏執病、臓躁性精神病、癲癇性精神病、疲憊性精神病、熱性伝染性精神病が各一名である。おもなものの転帰は早発性痴呆で全治一、軽快二四、不治二四、死亡二一、躁鬱病で全治一〇、軽快五、不治六、死亡一、麻痺性痴呆では全治なし、軽快

四、不治五、死亡一三であった。

死亡三九名の死因のおもなものは、衰弱一四、肺結核九、その他結核二、麻痺性発作四、衝心脚気二、腎炎、萎縮腎、尿毒症が各一などである。解剖されたのは一二体。

本年度の収入は五二、七九七円三七銭、支出は八九、四一八円一七銭五厘。なお、一〇月五日、アーサー・オヴ・コノート殿下来日にさいし慈善寄付金をわたしていったのでうち二〇〇円を巣鴨病院基金にしてほしいと、ブリテン大使クロード・M・マクドナルドからわたされた。

関連事項としては、三月一一日に元院長長谷川泰がなくなった。また王子脳病院ではこの年から講習期間一年、実地講習期間一年の看護学講習過程をもうけた。

一九一三年（大正二年）記事

三月二五日東京府令第一三号をもって東京府巣鴨病院**自費入院規則が改正**されて四月一日から施行されることになり、一八九四年四月東京府告示第三二号および一九〇四年二月東京府令第一二号は廃止されることになった。自費入院は一人一日入院料二円の一等患者、同一円二〇銭の二等患者、同六〇銭の三等患者になった。三等患者は満二年以上東京府下に本籍を有しもしくは寄留しかつ居住するものにかぎり、このばあいの手続き、必要書類は施療患者のばあいとほぼおなじである。同時に東京府令第一四号をもって、東京府巣鴨病院施療規則が一部改正されて、食費自弁施療患者の規定が廃止されたが、四月一日現在の食費自弁施療患者は当分従来の規程によることになった。また市町村委託患者の委託料は一日五〇銭から五五銭にあがった。

この年医員に就職したのは、中村隆治（一九〇七年東京帝国大学文科大学卒業、一九一一年同医科大学卒業）で、

辞任したのは橋（兵役）である。年末の医員は中村譲、齋藤玉男、杉江董、齋藤茂吉、下田光造、林道倫、中村隆治であった。また、ながらく嘱託講師であった江原素六が一月一三日に辞任した。

年末の**普通看護人**は一三三名（男六九、女六四）、特別看護人は六名（男四、女二）、看護人の年間採用は六一名（男二七、女三四）、解雇は七四名（男二七、女四七）であった。年末在職の看護人の勤務年限をみると、一三九名中、年内採用は四一名、一―三年は五四名、三―一〇年は三六名、一〇年をこすものは八名で、看護人の定着性はいくらかましてきている。採用試験は受験者一一八名（男六六、女五二）、合格は六三名（男二九、女三四）、採用は六〇名（男二六、女三四）であった。講習の第八回卒業生六名はいずれも女。

自費三等患者は看護人一人にたいし患者五名の規定であった。年間在院の患者延べ人数は一五五、五〇〇名にたいし普通看護人の延べ人数は四九、九六一名で、看護人一人あたり患者は平均三・一一名である。三等患者は一日平均で男二名、女一名だったようで、実際には看護人一人あたり患者一・三三名になっていた。

急性伝染病の発生はなかった。

賄いの面では、米価はあがっているはずなのに、支出中の米代は一二、三六八円三銭で前年度より四八二円二銭五厘を減じているが、あるいは麦の混入率がましたのか。

患者または家人の請求による構外運動は男一〇名、女四名。団体での構外運動は男七五名、女二一名。作業に従事したのは男九六名、女七九名。菅修の「作業治療実施の歴史」によれば、一日平均では男が四二・六名、女が三〇・一名、計七二・七名で、在院患者の一七・一％、男の作業の八一％は封筒作業であった。

患者慰楽の七回はいずれも精神病者慈善救治会の寄付による。七回のうち三回は活動写真がもよおされた。仮出院は二八名八二回。

隔離室収容は男四名、女一名で、三六五日二名、二九九日一名、二六一日一名、一七八日一名である。また年間の自殺は一名（早発性癡呆男が縊死）、自殺企図は一〇名二八回、逃走なし、同未遂は一〇名一一回。

外来は新来が二一九名（男一五四、女六五）、再来が一、四三八名（男一、〇二五、女四一三）、計一、六五七名で、薬価自弁は七九二名、施療八六五名で、施療がふえている。

年間の参観者は九九八名、うち学生が五三六名。それまで一〇名程度であった新聞雑誌記者がこの年は三六名と急増している。あるいは病院側が積極的にむかえいれる方針をとったものか。

入院患者の動態をみると、一月一日在院は四一六名（男二一四、女二〇二）、入院は一二五名（男九二、女三三）、退院は一一一名（男七六、女三五）（全治一四、軽快三八、不治三五、死亡二四）、一二月三一日在院は四三〇名（男二三〇、女二〇〇）である。最多在院は四三五名、最少は四一八名、一日平均は四二六・〇三（自費五三・五二、施療二五七・七三、委託一一四・七八）。年末在院の患者四三〇名中で在院五年以上は二三一名（男一〇四、女一二七）、同一〇年以上は九二名（男三四、女五八）である。

退院患者の転帰を入院費用種目別にみると、自費患者七二名中全治一〇、軽快二七、不治二八、死亡七、施療患者一九名中全治三、軽快五、不治なし、死亡一一、委託患者二〇名中全治一、軽快六、不治七、死亡六であった。

死亡二四の死因は、肺結核三、肺炎五、腎炎五、僧帽弁閉鎖不全一、癲癇性発作一、麻痺性発作四、縊死一、衰弱四で、脚気はいない（退院者の合併症では脚気三があった）。

一九一三年度収入は五二、二一一円三七銭五厘、支出は九三、七〇六円四五銭四厘。患者薬餌費のなかにサルヴルサン二〇六・三〇〇円の項目がみられる。

関連事項としては、二月一三日元医員石川貞吉によって東京府北豊島郡巣鴨町に巣鴨脳病院が設立された。フーゴ

ー・ホッペ原著、片山國嘉訳補刪定の『酒害の真相』（南江堂書店）が六月一五日に出版された。医員杉江董は文学士寺田精一などとともに首唱して日本犯罪学協会を設立し、一〇月に第一回講演会をおこなった（間もなく、日本犯罪学会と改称）。またこの年呉秀三「我邦ニ於ケル精神病ニ関スル最近ノ施設」が東京医学会創立二五年記念論文第二輯に発表された。

一九一四年（大正三年）記事

この年は**医員の交代**がはげしかった。四月に齋藤玉男（ドイツ→アメリカ合州国へ留学）、中村讓、中村隆治（新潟医学専門学校教授に任ぜられる）がやめて、樫田五郎（一九一三年東京帝国大学医科大学卒業）、高瀬清（同上）、栗原清一（一九一三年九州帝国大学医科大学卒業、東京帝国大学医科大学整形外科にいた）が就職。七月に林が辞職（南満医学堂教授に就職）、佐藤真直が就職。八月には栗原が辞職（大成にかわって新潟脳病院院長）、長谷川文三が就職、一一月に長谷川がやめて大成がもどり、一二月には佐藤がやめて橋がもどった。こまかい出はいりの一つ一つの事情はわからないが、東京帝国大学出身者の都合でほかの人たちはうごかされているようにみえる（医局が、大学の精神病学教室と一体になっているのだから、これもとうぜんだろうが）。また、ながらく嘱託講師をつとめていた村上専精師が辞任し、加藤智學および砂河澮菴が嘱託講師になった。

市町村委託患者の委託費は四月一日から、一人一日五〇銭ときりさげられた。

年末の**普通看護人**は一四九名（男七三、女七六）、特別看護人は三名（男）。年間の看護人採用は九九名（男三二、女六七）、解雇は八六名（男二九、女五七）。解雇の種別をみておくと、依願三〇、不適当五、職務放棄二三、諭旨解雇一、懲戒一、病気八、誓約違背一五、兵役二、怠慢一となっている。採用試験は受験二二二名（男一〇三、女一一

九)、合格一〇六名（男三三、女七三)、採用九九名（男三二、女六七）であった。普通看護人の年間延べ人数は五〇、九七三名、在院患者延べ人数一五四、一七五名にくらべると、看護人一人あたり患者は平均三・〇二名である。一、二等の自費患者は年間延べ二〇、九〇五名で、特別看護人がついた患者は延べ一、二九九名、特別看護人の延べ人数は一、三二三名。

勤務者の相互扶助団体である蝶友会の会計で、万世銀行預金欠損額一三九円八銭とあるのは、第一次大戦勃発にともなう経済変動で銀行が破産したのか。

患者または家人の請求による構外運動は男六名、女四名とふえない。団体での構外運動は男六五名、女五四名。作業に従事した患者は男九五名、女一〇二名である。計一九七名というこの数字は、年間の実人数であろうが、作業に従事したのが施療および委託の患者だけであるとすると、これは年間在籍四一九名の施療および委託の患者の半数にちかい。

仮出院は二二名二六回。隔離室収容(「自他ニ危害ヲ及ホス行為アル患者ニ対シテハ其発揚中空虚ノ室ニ容レ静穏ニ復スルヲ待ツ」強迫方）は男三名、女二名で、三六六日収容は男一名、年間延べ人員は八〇三名とかなりへっている。自殺なし、同企図は一一名一三回、逃走は一名一回、同未遂は一〇名一四回。

外来は新来一五八名（男九八、女六〇)、再来七三七名（男四一四、女三二三)、計八九五名で前年よりおおきく減じた。薬価弁納は三〇五名。新来患者の病名別をみると、その割り合いはまえのころとほぼおなじである。

入院患者の動態をみると、一月一日在院は四三〇名（男二三〇、女二〇〇)、入院は一二四名（男六八、女五六)、退院は一三七名（男八一、女五六）（全治一九、軽快三六、不治三七、死亡四五)、一二月三一日在院は四一七名（男二一七、女二〇〇）である。最多在院は四三二名、最少は四一五名。一日平院在院は四二二・四〇名（一等一〇・三

五、二等四六・九三、三等一・五三、施療二五四・二四、委託一〇九・三六)。三等の患者はごくすくなくて、男だけで年間延べ人数で五五七名である。一二月三一日在院の四一七名中在院五年以上は二一一名(男九二、女一一九)、同一〇年以上は一〇三名(男三九、女六四)である。年内入院の者は六七名、在院二年未満は一〇八名、二年以上五年未満は九八名である。つまり、在院二年未満、二年以上五年未満、五年以上一〇年未満、一〇年以上がそれぞれ一〇八名、九八名、一〇八名、一〇三名とほぼ同数である。最長在院は一八八六年入院の施療女である。

死亡四五名の死因は、肺結核が二七名と圧倒的多数におどりでる(うち早発性痴呆二五、躁鬱病一、癲癇性精神病一)、衰弱九(麻痺性痴呆六、早発性痴呆二、疲憊性精神病一)、腎炎三(早発性痴呆)、尿毒症一(早発性痴呆)、癲癇性発作二(癲癇性精神病)、肺炎一(早発性痴呆)、心臓弁膜病一(早発性痴呆)、心臓麻痺一(躁鬱病)である。解剖されたのは二五体。

一九一四年**収入**は五〇、三六三円一六銭、**支出**は八五、四一四円一九銭九厘である。賄い費では米価低落のため米代は八、七二七円三〇銭二厘と前年度より三、六四〇円七二銭八厘減。また薬品は戦争のため価格が暴騰したので、舶来品の使用を禁じ薬品消費をおさえたので、薬餌費(なお牛乳、卵をふくんでいたろう)は八、九三九円四九銭七厘で、前年度より五二六円六銭七厘を減じた。看護人の給料は一四、九四九円五二銭、ほかに看護人賞与が三二一円五〇銭でている。普通看護人、特別看護人をあわせてそれらの人間延べ人数は五二、二九六名であったので、日給の平均は二八銭六厘になる。看護長給は一、六二〇円で、看護長の交代はなかったので、六名一二か月であるから一か月平均の給料は二二円五〇銭となる。

この年に入院したある患者のつれてこられる様子は口絵22にしめした。

関連事項としては、四月一八日に**東京帝国大学医科大学に精神科外来診療所**が設立された。建て坪五三坪五合、外

国教師旧官舎の古材木と三、五三七円六銭とをつかった。場所は南新門（現竜岡門）の西側、癩患者診療所ととなりあっていた。医学各科の外来診療所は一八九九年九月につくられたが、当時主任教授不在ということで精神科外来診療所は無視され、呉教授が就任後その不当を一〇余年ならしつづけてきたものである。

一〇月六日元院長中井常次郎が病没し、一〇月九日愛宕下青松寺で葬儀がいとなまれた。

また第一次大戦のため、おおくのドイツ留学生が、あるいは留学をうちきり、あるいは留学先を変更した。

一九一五年（大正四年）記事

看護婦の取り締まりは府県にゆだねられていたが、看護婦の増加にともなって全国的規則が必要となり、六月三〇日内務省令第九号をもって**看護婦規則が制定**された、——

第一条　本令ニ於テ看護婦ト称スルハ公衆ノ需ニ応シ傷病者又ハ褥婦看護ノ業務ヲ為ス女子ヲ謂フ

第二条　看護婦タラムトスル者ハ十八年以上ニシテ左ノ資格ヲ有シ地方長官（東京府ニ於テハ警視総監以下之ニ倣フ）ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

一　看護婦試験ニ合格シタル者

二　地方長官ノ指定シタル学校又ハ講習所ヲ卒業シタル者

地方長官免許ヲ与フルトキハ看護婦免状ヲ下付ス

第三条　精神病者、伝染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者ニハ免許ヲ与ヘサルモノトス

（後略）

附則によって、従来地方長官が看護婦として免許していた者は本令により免許した者とみなし、また本令発布のさい現に看護婦の業務をなす者で本令施行（一〇月一日より）後三月内にとどけでるときは地方長官は履歴を審査して無試験で免許をあたえられることになった。さらに一二月二五日警視庁告示第五九号は、「看護婦規則第二条第一項第二号講習所ヲ左記ノ通リ指定ス」として、その四に東京府巣鴨病院をあげた。

一九一五年の年報は、看護人養成の講習について、「而シテ女子卒業者ハ東京府免許看護婦ノ無試験検定資格アリ」とかく。また「松沢病院ノ歴史」は「成績試験ニ合格シタルモノニハ卒業証書又ハ修業証書ヲ授与シ、東京府免許看護婦（夫）ノ無試験検定資格アリ。男子卒業者ハ看護人免許証・女子卒業者ハ看護婦免許証ヲ与フ。看護婦資格ニ関スル新法令発布セラル、以前ニハ東京府免許看護婦ノ無試験検定資格アリ。此資格ハ新法令（大正四年六月内務省令第九号看護婦規則）発布サレテヨリハ東京府下ニ於ケル地方長官指定ノ十四病院ノ一ニ算入セラレテ、本院ノ其講習卒業者ニ同様ノ資格アルコト、ナレリ。」とかく。講習の卒業生は男も看護人免許がもらえることになったのだが、看護婦規則第一条に女子とあるのに、どうしてこのときから男に免許があたえられることになったのか不明である。また、このように全国的法令がでれば、看護人中有資格の者が何人いるか、年報などにとうぜん記載すべきであろうが、このあともこの種の記載をかく。そのまえも、講習卒業生が現在何人いるかなどかいてない。有資格、無資格ということがあまり問題にされていなかったのであろう。

医員では五月に橋が辞任（戸山脳病院院長に就任）、菊地甚一（済生学舎卒業、一九一四年医師試験合格）が就職、七月には杉江が辞任（警視庁衛生部衛生事務嘱託）、後藤城四郎（一九一〇年東京帝国大学医科大学卒業、病理学教室および青山内科にいた）が就職した。後藤城四郎は元医員後藤省吾の息で、二代目医員第一号である。

年末の**普通看護人**は一五三名（男七五、女七八）、特別看護人三名（男二、女一）。年間の採用は看護人七九名（男二五、女五四）、解雇七五名（男二四、女五一）であった。採用試験は受験一七五名（男六八、女一〇七）、合格一四二（男六〇、女八二）、採用七四（男二〇、女五四）であった。年間の普通看護人延べ人数は五四、四五一名で、在院患者延べ人数一五六、八四九名にたいし、看護人一人あたり患者二・八八名である。一、二等の自費患者は延べ二〇、五〇一名で、うち特別看護人をつけたのは八五九名で特別看護人の延べ人数は一、一六一名。

「大正四年統計材料控　男看護料」という記録に、年末にいた看護夫の名簿がのっているのをみると、どういうことか人数は五五名である。取締一名、組長三名、一等看護人一二名、二等看護人一一名、看護人二八名である。九月二九日に見習看護人として採用された人も年末には看護人となっている。見習看護人の日給は二四銭だが、年末には同年七月以前採用者は日給二六銭、九月採用者は二五銭であり、一九一四年前半採用看護人の日給は二八銭、後半の人は二七銭である。これらから、そのままいけば年二回、一銭ずつ日給はあがったのである。看護人で一九〇五年採用で五七銭という人がいて、取締をふくむなかで、この人が最高だが、例外である。二等看護人一一名の採用は一九一一―一五年で、日給は三五―二九銭。同年採用の看護人よりは一、二銭日給がうえである。一等看護人の採用は一九〇二―一九一五年で、日給は二九―四四銭、同年採用の二等看護人より日給は一―四銭うえ。組長三名は、それぞれ一九〇四年採用で日給四八銭、一九一〇年採用で四四銭、一九一三年採用で四七銭。取締の一名は一九〇四年採用で日給五二銭である。一九一三年採用日給四七銭の組長は一八六五年うまれだから、前歴があって日給もたかく、はやく組長になっているのだろう。年齢は四〇歳をこすものが八名、五〇歳をこすものは五名で最年長は一八五五年うまれだから六〇歳である。〔「看護人ニ関スル規定」とちがって、ただの「看護人」がある。〕

このところ急性伝染病の発生はない。

「統計材料控」には「患者入浴表」として各月の**入浴患者延べ人数**が記録されている。たとえば、八月は自費五六四、施療七一六、委託三九七とある。前述の看護人人数からみても、この「統計材料控」は男の患者全員ではなくその大半を対象にしているようであり、これが自費、施療、委託それぞれ何名ずつであったかは不明である。だが、巣鴨病院規則にあるように隔日の入浴とすれば、日曜をぬいても一人月に一二、三回の入浴のはずで、ここにでている数字はすこしすくない。また、自費の入浴回数は施療、委託に比しておおすぎる。入浴の面で自費患者は施療および委託の患者より優遇されていたとかんがえられる。

まえから被服は自費一、二等入院は自弁、自費三等、施療および委託は貸与であり、寝具は全部貸与である。「統計材料控」で**患者用寝具病衣現在高**調べをみると、一二月三一日現在高は、二布半蒲団三一六、同覆い四〇七、三布蒲団一一二、同覆い一〇八、四布蒲団四三七、同覆い七八七、藁蒲団五七、同敷き布八四、毛布六〇、同覆い五〇、敷き布四九、防水敷き布二二、蚊帳七三、枕五五五、単衣四八九、袷六六三、厚布単衣一七、綿入れ半衣三三五、襦袢四六七、袷股引二七、帯三〇、足袋一四九、手拭い一五〇、タオル（持続浴用大）五、タオル（小）一三、座蒲団一〇〇である。呉医長が就任当時、被服、寝具の不足をなげいていた頃にくらべると、ずいぶん豊富になっているし、一九五八—六六年とわたしが在職していた頃とくらべても、とくに覆い、蚊帳、敷き布、枕などまで充実していることにおどろくのである。

年報でみると、患者の寝具被服破棄はかなりおおく、男が一二名三四回、女が四二名三二八回である。新調もかなりおおく、年間に男女あわせて単衣一、一二〇、厚布単衣八〇、綿入れ半纏七三一、袷衣六〇二、藁蒲団一四〇、二布半蒲団覆七七七、三布蒲団三〇、四布蒲団二一三、四布蒲団覆い九二三、藁蒲団敷き布一五九、蚊帳四、枕七五四などである。一九一五年度支出の寝具被服費は新調四、〇二三円八六銭六厘、修繕三九九円九三銭であった。

患者または家人の請求による構外運動は男一九名、女二三名、団体としての構外運動は男七九名、女四七名であった。

作業に従事した患者は男九二名、女七三名である。ふたたび「大正四年統計材料控　男看護科」によって、毎月の従事患者実人数の年間平均をみると、裁縫一、農作二、草刈り一八・一、状袋はり四四・一、養兎一、養禽一、風呂番二・三、養鶏（年末の鶏は六五羽）三・六、建て具一、植え木一、掃除一、養豚（年末のブタは一六頭）二・三であった。自費患者も状袋はりはしていて、状袋はりをした年間八〇名のなかに自費患者が一七名はいっている。菅の「作業治療実施の歴史」があげるところではこの年の作業患者は、男が延べ一七、六八三名で一日平均四八・四名、女が延べ六、七九八名で一日平均一八・六名、男女合計一日平均六七・一人で全在院患者の一五・七％である（菅のあげる男の患者は、「統計材料控」が対象とする患者よりもすこしおおいようである）。

仮出院は二〇名二四回。

隔離室収容は男だけ四名で、それぞれ三六五日、二八三日、九四日、二八日である。自殺なし、同企図は二名二回、逃走二名、同未遂は二七名四三回であった。

外来は、新来一四〇名（男九七、女四三）、再来五六六名（男二九四、女二七二）、計七〇六名で、前年よりさらにへっている。薬価弁納は三八二名。

入院患者の動態をみると、一月一日在院は四一七名（男二一九、女一九八）、入院は一四四名（男八九、女五五）、退院は一三三名（男七六、女五七）（全治一八、軽快三三、不治四二、死亡四〇）、一二月三一日在院は四二八名（男二三〇、女一九八）である。最多在院は四三八名、最少は四一四名、一日平均は四二六・九名である。三等は年間延べ人数が男七八一、女三一二で、まだすくない。年末在院の四二八名中在院五年以上は二三五名（男一一一、女一二

四)、同一〇年以上は一三〇名(男五六、女七四)である。

死亡者四〇名の死因は肺結核一六、肋膜一、衰弱一二、発作三(麻痺性癡呆一、癲癇性精神病二)、脳病二(どういうものか不明、ともに早発性癡呆患者)、腎炎一、窒息一などである。解剖されたのは二二体。

一九一五年度**決算**で収入は五二、三三五円五〇銭、支出は八六、五八〇円二五銭三厘。賄い費中の米代は六、九九〇円八五銭で、前年度より一、七三六円四五銭二厘を減じた。副食は一〇、一三八円二七銭七厘と、米代よりおおくました。このうち魚肉二、四九八円七一銭五厘、牛肉九八円五八銭、豚肉一〇三円五二銭、鶏卵は六五四円である。また薬品暴騰のため薬餌費は三二二円二九銭六厘まして九、二六一円七九銭三厘になった。薬餌費中では牛乳が一、七七五円七八銭九厘、鶏卵が一、二九四円一八銭九厘である。

関連事項としては、二月五日戸山脳病院は警視庁から、患者の待遇上不適当なりとして、最後の患者が退院してから三か月間にわたる業務停止を命じられた。そこで院主杉村幹は、院務建て直しのため元医員の黒澤に交渉して一旦就任の内諾をえたが、のち黒澤が辞退して橋を院長におしたのである。

一九一六年(大正五年)記事

四月一日から自費入院料金は一等は一人一日二円五〇銭に、二等は一円五〇銭に値上げされた。委託費は逆に一人一日四七銭とさげられた。

この**委託費**は府にとってたいへんな負担だったようである。一九一五年五月二七日の衆議院予算第二分科会で、高木益太郎が「東京市一五区の市民より行路病死人取扱費精神病人看護費を国家支弁となさんとの請願書を提出せり之に対する政府の所見如何」とただしたのにたいし大浦内相は「行路病死人取扱に就いては内務省に於ても腐心せると

ころなるが国庫に余裕なき今日直に之を行路病死人取扱費に移さんことは大に考究せざるべからず」とこたえた。これは、行路病者、行路死亡者、精神病者を救済する救育費が、東京府で一九〇八年には八・五万円であったのが、一九一五年には四〇万、全国の八割に達していたので、本郷区会議長竹村良貞らが主唱して、臨時議会に国庫支弁の請願をしたのである。それも全国の窮民が東京にあつまるし、また近県も追放策をとるためである。「現在養育院に収容して居る救護人員は何時も千二三百人を下らず是が一日平均廿七銭の費用が掛り更に三百人許りの精神病者に対しては一日平均五十銭の費用を要しそして毎月新に入院するものが百人以上で殊に本年の七八月の如きは二百人以上にも及ぶだろうと思ひます」と東京府衛生課の大河原課員はかたっていた。その結果東京府は委託費をきりさげるにいたったのである。

一九一五年一二月一六日の『東京朝日新聞』は「府会の諸問題」と題する記事中につぎのように報じている、——

△精神病院費　東京府は精神病者を府立巣鴨病院の外戸山、王子、根岸の各病院青山、井村、東京各脳病院等民間の八病院に委託収容し患者として一日一人当五十銭宛支払ひ来りしか府救育費は漸次膨脹し大正五年度予算編成の際府参事会は患者費一日一人当五十銭を四十七銭に減額せし為め総額に於て原案に比し一万五千七百余円を減少せるに拘らず救育費予算は前年度に比し約四万六千六百円を増加し総額約四十一万円の巨額に達し其中精神病費は約二十四万七千円を占むるが尚綽々削減の余地ありと一部に主張する論ある一方には叙上根岸病院長にして府会議員たる松村清吾氏は各病院と連契し目下該予算が特別委員の手に審査中なるを幸ひとし是非患者費一人当五十銭の原案に復活せしめんと猛烈なる運動を開始せしに各委員も稍軟化の形跡ある為め反対論者は曩に九万五千余円を投じて駒沢村に建設せし浮浪人収容所は現に建廃れの儘に放置しあり之を利用して府直接経営の任に当らば一人当三十五銭及至四十銭にて支弁し得尠くも五万円内外の経費を節約し得べく且委託病院は患者に対し冷淡なりとの非難ある際待遇上にも改善を加ふるを得一挙両得の処置なりと做し今や内部に非常なる葛藤を生じ今後の形勢如何に依つては来る本会議に一波瀾を捲き起すならんか

どうもこの問題は、停滞していた巣鴨病院移転問題がうごきだす事情に関係ありそうである。

四月一五日東京府令第三七号をもって、東京府巣鴨病院自費入院規則が改正され、**自費入院手続きが簡略化**された。つまり、自費入院患者は監護義務者ならびに保証人一名以上が連署し精神病者監置許可書写しをそえて巣鴨病院に出願すればよく、三等のばあいは満二か年以来東京府下に本籍を有しあるいは寄留しかつ居住していることに関する居住地区町村長の証明書を添付する必要があるのである。

また**病院移転の動き**はようやく本格化してきたが、これについては第三部にのべる。一九一〇年東京府会の調査委員会における巣鴨病院新築移転案可決より六年後のことである。

この年医員では樫田、菊地、高瀬が辞任し、一九一五年東京帝国大学医科大学卒業の谷口本事（もとじ）および植松七九郎があたらしく就職し、林道倫（前年南満医学堂教授を辞職）が復職した。谷口ははじめ三浦内科にいた。

年末の**看護人**（特別看護人をふくむのだろう）は一三四名（男五九、女七五）、年間の看護人採用は八五名（男四〇、女四五）、解雇は一〇六名（男五八、女四八）であった。看護人採用試験は月一回おこなわれているが、年間の受験は一八六名（男一〇三、女八三）、合格一二二名（男五八、女六四）、採用は八五名（男四〇、女四五）であった。看護法講習会第一一回卒業生は男五名、女五名（入学時は男一六、女二〇）で、卒業生はすこしふえてきている。在院患者延べ人数は一五七、七八八名にたいし普通看護人延べ人数は五一、一八五名で、看護人一人あたり患者三・〇八名である。一、二等自費患者の在院延べ人数は二〇、〇〇三名中、特別看護人がついた人数およびついた看護人の人数はともに延べ一、一六九名であった。年報に会計は年度で、看護人のことは暦年で記載されているので、正確には算出できないが、特別看護費弁納金は、それまで一人一日四〇銭であったのが、今年度から五〇銭にあげられたようである。

年報は「本年ニ於ケル患者ノ賄〔ゴチックは筆者〕ハ諸物価暴騰ノ為メ凡テニ於テ著シク其消費ヲ増加シ白米購入高貳万貳千八百七円八拾参銭八厘ニ及ヒ之ヲ前年ニ比スレハ実ニ金参千八百参拾九円五拾七銭参厘ノ超過ヲ示シ」とかいているが、年報の会計編では白米七、五九〇円五四銭で前年度より五九九円六九銭の増である。この記載の差は暦年と年度との違いとしてもおかしいし、勤務者賄い用の白米がはいっているとみても、吏員・諸傭の賄い費あわせて五、一九九円五〇銭であるので、あわない。また、東京における内地米中米一石建て米価は、一九一五年が一六円三五銭、一六年が一七円一九銭、一七年が二四円五七銭で本格的に騰勢に転ずるのは一七年からである。一八年は三八円四九銭、一九年五五円六銭、二〇年五五円八八銭、まさに暴騰である。こうみてくると、年報の記載には信をおきがたいところが、しばしばでてくる。この一九一六年年報は一九一九年三月二五日印刷であるので、執筆時期における印象がこの記事の誤りの一因かもしれない。

患者または家人の請求による構外運動は男六名、女七名、団体での構外運動は男九七名、女四二名であった。作業患者数不明。仮出院は二九名三五回。隔離室収容は男七名で、三六五日が三名で、延べ人員は一、五六一名となり、年間在院延べ患者数の一%弱である。自殺は一名（麻痺性癡呆患者で縊死、男か女かは記載くいちがいで不明）、自殺未遂一名一回、逃走なし、逃走未遂は九名一二回。

慰楽会五回はいずれも精神病者慈善救治会の寄付により、浪花節四回、茶番狂言一回。

外来は新来一九四名（男一三六、女五八）、再来五七九名（男三〇二、女二七七）、計七七三名で、前年よりすこしふえている。薬価自弁はうち四七一名。

在院患者の動態をすこしくわしくみると、表26のようである。年間の最多在院は四三八名、最少は四一九名で平均四三二・二八名（一等男五・六九、同女三・五三、二等男三二・〇四、同女一三・五四、三等男六・七八、同女三・二八、

表26　1916年 患者動態

		年初在院	入院				年間在院	退院					年末在院
			新入	再入	移転	小計		全治	軽快	不治	死亡	小計	
自費	男	41	62	7	12	81	122	6	21	39	9	75	47
	女	16	29	4	2	35	51	5	10	15	2	32	19
	計	57	91	11	14	116	173	11	31	54	11	107	66
施療	男	138	5	0	3	8	146	2	0	1	7	10	135
	女	108	1	1	1	3	111	0	1	0	4	5	106
	計	246	6	1	4	11	257	2	1	1	11	15	241
委託	男	51	15	2	1	18	69	6	0	4	9	19	51
	女	74	9	0	1	10	84	5	1	5	3	14	70
	計	125	24	2	2	28	153	11	1	9	12	33	121
合計	男	230	82	9	16	107	337	14	21	44	25	104	233
	女	198	39	5	4	48	246	10	12	20	9	51	195
	計	429	121	14	20	155	583	24	33	64	34	155	428

施療および委託の男一八八・八〇、同女一七八・六二)。三等の患者はまだわずかにふえているだけである。一二月三一日在院の四二八名のうち在院五年以上は二五三名（男一二二、女一三一）、同一〇年以上は一三八名（男六一、女七七）。

年報は例によって在院者、入院者の病者別はのせていないので、転退〔移転〕者をのぞく退院者について病名別と転帰とをみると表27のようである。みられるように、男の退院者では麻痺性癡呆がもっともおおく、早発性癡呆、躁鬱病がこれにつぎ、女では早発性癡呆がもっともおおく、躁鬱病がそれにつぎ、麻痺性癡呆がそれにつぐ。

生来者および転退者をのぞく退院者一三〇名のち、発病地が東京府のものは七三名である（東京府四一、郡部三二）。また、転退者をのぞく退院者一三一名のうち一〇四名が新入院、一三名が再入院、一四名が移転であった。

死亡三四名の死因は、衰弱一一、発作七（いずれも麻痺性癡呆）、肺結核五、結核性肋膜炎一、腎炎二、腸チフス一、縊死一などである。この腸チフスによる死者一名のほかに、この年急性伝染病が発生したかどうか、記載をかく。解剖さ

れたのは二〇体。

一九一六年度収入は六〇、七三四円一八銭で、入院料収入が五七、五九六円八六銭と前年度より七、三三七円三六銭ふえた。支出は八四、一四八円八五銭で、前年度比二、四三一円四〇銭三厘の減。支出減少のもっともおおきなものは看護人給の二、二一二円五八銭減である。

表27 1916年退院者（転退者をのぞく）の病名別と転帰

（＋のまえは男，あとは女の人数）

	全治	軽快	不治	死亡	計
白癡				1＋ 0	1＋ 0＝ 1
偏執病			1＋ 0		1＋ 0＝ 1
躁鬱病 躁揚状態	5＋ 5	6＋ 1	1＋ 2	0＋ 1	12＋ 9＝ 21
躁鬱病 抑欝状態	0＋ 1	1＋ 3	0＋ 1		1＋ 5＝ 6
躁鬱病 定期性	3＋ 0				3＋ 0＝ 3
躁鬱病 回帰性	4＋ 0				4＋ 0＝ 4
躁鬱病 計	12＋ 6	7＋ 4	1＋ 3	0＋ 1	20＋14＝ 34
早発性癡呆 破瓜性	0＋ 1	3＋ 1	2＋ 3		5＋ 5＝ 10
早発性癡呆 緊張性		3＋ 1	5＋ 4	7＋ 3	15＋ 8＝ 23
早発性癡呆 妄想性	0＋ 2	0＋ 2	2＋ 4	0＋ 1	2＋ 9＝ 11
早発性癡呆 計	0＋ 3	6＋ 4	9＋11	7＋ 4	22＋22＝ 44
癲癇性精神病				1＋ 0	1＋ 0＝ 1
臓躁性精神病	0＋ 1	0＋ 2	1＋ 1		1＋ 4＝ 5
麻痺性癡呆 典型性		3＋ 0	5＋ 0	4＋ 0	12＋ 0＝ 12
麻痺性癡呆 遅鈍性		2＋ 2	7＋ 0	11＋ 4	20＋ 6＝ 26
麻痺性癡呆 激越性		1＋ 0			1＋ 0＝ 1
麻痺性癡呆 計		6＋ 2	12＋ 0	15＋ 4	33＋ 6＝ 39
中酒性精神病	1＋ 0	2＋ 0		1＋ 0	4＋ 0＝ 4
外傷性精神病	1＋ 0				1＋ 0＝ 1
強迫観念病				1＋ 0	
合計	14＋10	21＋12	25＋15	25＋ 9	85＋46＝131

関連事項として、呉院長は三月一五日『精神病学集要』（増訂第二版）前篇（吐鳳堂書店）を、一二月二〇日『精神療法』（『日本内科全書』第二巻第三冊、吐鳳堂書店）をだした。

五月二一日**東京帝国大学医科大学精神病科病室**の落成式。一九一四年六月一三日精神病者慈善救治会は東京府知事久保田政周より、照憲皇太后御大葬儀代々木御式場用に供された便殿の一部（御車寄以北）付属の廊下および付属品数種を下賜の指令をうけた。この材料と二、九三五円とをもって、精神

病者慈善救治会が建設して大学へ寄付したもので、建て坪六二坪三合三勺、一等室二、二等室二、施療室二で収容定員一〇名、外来診察所に隣接。収容する施療患者は、貧困なる精神病者にして一家の生計をつかさどる主人かその妻にかぎる。入院を許可された者は入院証および剖検願書をさしだす。この経費として会から大学へ毎年一、二〇〇円ずつを大学に寄付する（この病室への収容数は一九一六年は自費五名で延べ五七二日、公費三名延べ一三〇日、翌年は自費五一名延べ二、六三二日、公費二六名延べ一、五〇八日であった）。

六月二七日勅令第一七二号をもって**保健衛生調査会官制**が公布され即日施行、内務省に同会が設置された。八部よりなり第五部が精神病につき調査。当時の会長は内務次官水野錬太郎、幹事は内務書記官長岡隆一郎（一九一七年九月二五日より防疫官兼内務書記官湯澤三千男）。第五部では伯爵柳澤保恵が主査、三宅鑛一、栗本庸勝、横手千代之助、野田忠廣が委員、杉江董が嘱託となった。

一九一七年（大正六年）記事

年報には「本年ニ於テハ看護人ノ派出ヲ希望スル者益々多数ニ上リ従テ本院ニ於テモ其必要ヲ認メコ、ニ看護人派出規程ヲ定メテ、此等ノ需ニ応スルコト、セリ而シテ看護人一日ノ料金ヲ一円ト定メテ其費用ノ弁納金トシテ徴収スルコト、ナシ」とある。このとおりなら、病院の傭員である看護人を院外に派出したことになるが、一九一七度以降の決算でみて看護費弁納金は自費入院患者の特別看護人つき人数にみあったものであるし、この規定がじっさいにどのように運用されたか、あきらかにできなかった。

四月一日から**自費三等入院料**は一日六〇銭から八〇銭に値上げされ、また「三等入院患者ハ満二ケ年以来東京府下ニ本籍ヲ有シ若ハ寄留シ且在住スル者ニ限」るとしていた制限が撤廃された。この年から三等の患者が定員一杯に増

加したが、退院者の発病地が東京府である者の比率はそう変化していないので、三等入院者増加と制限撤廃とは関係がないようである。

九月二〇日に東京府参事会は病院移転地を府下荏原郡松沢村に決定した。

一〇月一日より**市町村委託患者入院料金**を一日四七銭から五〇銭に改正した。これは物価暴騰にともなうもので、委託料金はこののち、一九一八年四月一日より一日五一銭、同一〇月一日より六一銭、同一二月一日より六七銭、一九年八月一日より八〇銭、二〇年四月一日より一〇五銭とあげられた。

この年は**医員の移動**がはげしかった。一月に齋藤茂吉が辞職（のち、石田教授留学のあとをうけて長崎医学専門学校教授）、佐藤淳一が就職、六月に後藤が辞職し（のち松本高三郎教授留学のあとをうけて千葉医学専門学校講師）一九一四年東京帝国大学医科大学卒業の早尾扈雄（とらお）が就職、九月に植松および大成が辞職し（植松は翌翌年留学、大成は大澤宏辞職のあとをうけて南満医学堂教授）鈴木梅吉（一九一五年熊本医学専門学校卒）が就職、一一月に黒澤が復職、一二月に佐藤、黒澤、鈴木が辞職した（黒澤は内務省地方局救護課嘱託となり国立感化院創立の事務にあたった、鈴木はのち父が院主である須磨精神病院の医員、ついで副院長）。看護長には二月一七日、清水耕一とともに松沢病院の看護科の中心となる**石橋ハヤ**が就職した。嘱託講師の砂河は一二月に辞任した。

年末の**雇傭員**は計一六五名で、前年末の二〇〇名よりいちじるしく減じた。雇員（男）一〇名（三名減）、看護人（男）五一名（八名減）、同（女）五五名（二〇名減）、門衛（男）三名、作業師（男）五名（一名減）、作業師（女）一名、小使（男）六名（六名減）、同（女）二名（二名増）、炊夫（男）一〇名、裁縫人（女）八名、洗濯人（女）一三名、給仕（男）一名（一名増）である。病院の基幹である**看護人**が計二八名へったのである。この年はロシヤ革命がおこった年で、国内は戦争景気で一般に好況ではあったものの、物価騰貴はいちじるしく、前年に一〇八件であった

労働争議は三九八件と激増した。看護人日給の平均は前年度三〇銭ほどであったのが、二、三銭ましたようである(初任給は二四銭のままだが、一回の上げ幅が一銭から二銭になっているようである)。といっても一般の賃銀上昇にははるかにおいつけぬのだろう、年報は「府費支弁ノ月俸参拾円以下ノ吏員職員雇員傭人ニ対シ特ニ臨時給与トシテ八月以降毎月貳円ヲ支給シ」たとかく。一九一七年度支出に特別手当一、七九五・五〇〇円とあるのがそれであろう。これでも雇傭員は大幅にへったのである。看護人の年間採用は六六名(男四六、女二〇)、同解雇は九四名(男五四、女四〇)。採用試験は、受験者が女でとくにへって一二七名(男九三、女三四)、合格者九七名(男七二、女二五)、採用は六六名(男四六、女二〇)。

普通看護人の延べ人数は四四、三五四名で、これを在院患者延べ人数一五七、四三四名に比すると、看護人一人あたり患者三・五五名となる(自費一等では一・〇名、同二等で一・九六名、同三等で四・二五名、施療および委託では四・二二名で、規定よりは看護人一人あたり患者数はわずかにすくない)。一等および二等の自費患者延べ二〇、六〇七名にたいし、特別看護人がついた患者の延べ人数および特別看護人延べ人数はともに二、四一四名である。また特別看護費弁納金は一人一日六五銭ぐらいに、すこしあがったようである。

患者賄い費総額は前年度より四、八三三円九〇銭をまして二三、五二二円六四銭となったが、この内訳は不明であるが、これが米価騰勢においつくものでなかったことは死亡者数の増加にあらわれる。

患者または家人の請求による構外運動は男七名、女五名。団体での構外運動は男三二名、女四七名で、またへった。作業患者数不明。仮出院は一一名一三回で、これもへった。

隔離室収容は男三名、女一六名、延べ人数では男五五二名、女三、〇七八名とそれぞれ年間在院患者延べ数の〇・六二%および四・四二%にあたる。男の患者で看護婦がうけもっている分もあるが、前年の一日平均普通看護人数は

男が六三・八二名、女が七六・四〇名であったのが、この年はそれぞれ五七・五九名および六三・九〇名で、とくに看護婦の減少のいちじるしいことが、この強迫方執行率の差となったのだろう。自殺は躁鬱病男一名が縊首、同未遂は男三名五回、女四名七回、逃走はふえて男五名、女二名、同未遂は男七名一八回、女五名六回。

ここで**患者小遣い金**および患者訪問者をすこしくわしく分析しておこう。小遣い金年間消費総額は一等患者で一、二六四円三一銭五厘、二等で一、二七一円五九銭、三等で五三三円八四銭五厘、施療および委託で一、一三五円一〇銭五厘である。一日平均患者数は一等が八・一七名、二等が四八・二七名、三等が一九・一九名、施療および委託が三五五・六六名とひどくちがうが、一等、二等、施療および委託のそれぞれの消費総額はほぼおなじい。もうすこしこまかくみると表28のようで、小遣い金については三等患者は施療および委託の患者とおなじく、もたざる階級に属する。また一等および二等の女のなかには、一日に二回以上小遣い金をつかうものがあった。

表28 1917年在院患者の小遣い金消費状況

		1回平均消費額	使用率**
1等	男	58.5銭	72.7%
	女	13.7	112.9
2等	男	19.2	63.6
	女	10.6	121.5
3等	男	15.4	11.8
	女	6.1	17.3
公費*	男	13.2	9.9
	女	6.6	8.9

＊施療および委託
＊＊年間在院延べ数にたいする小遣い金消費者延べ数の100分比

患者への訪問者は、年間在院延べ数にたいし患者にたいする訪問者の合計の一〇〇分比でみると、自費一等で一二・三、自費二等で一一・九、三等で一・九、施療で一・五、委託で〇・九となる。一人の患者に一回に数名の訪問者があることもあるだろうが、一回一人とすると、自費一等および二等では八、九日に一人の、三等、施療では数十日に一人の面会があるという勘定になる。

参観者計八四九名中記者四六名、医師六六名、学生五〇四名、看護婦一五名。

外来は、新来が二三四名（男一六七、女六七）、再来が六五九名（男三

表29　1902年入院者の各年末残院数*

	男	女
	名	名
入院	164	84
1902年	81	46
03	42	26
04	31	19
05	25	13
06	19	12
08	16	9
09	13	9
10	13	9
11	9	9
12	8	9
13	8	6
14	8	6
15	8	6
16	8	6
17	7	5

＊1907年までの年報は1月1日在院者について入院年次を記載していたので，1906年までの数字は翌年1月1日のものである。そこで1907年末の数字をかく。

三七、女三二二)、計八九三名と前年よりふえ、うち薬価自弁は六一〇名。新来二三四名の病名別でおもなものは、神経衰弱が五一名とふえ、早発性癡呆四八、麻痺性癡呆三五、躁鬱病三一、白癡八、臓躁性精神病七などなどである。

在院患者の動態をみると、一月一日在院は四二八名（男二三三、女一九五）、入院は一九一名（男一四二、女四九）、退院二一〇名（男一三八、女七二）（全治二一、軽快三三、不治八六、死亡七〇）で、一二月三一日在院は四〇九名（男二三七、女一七二）である。最多在院は四四六名、最少は四〇七名で、一日平均は四三一・三二名。患者の動きがすこしふえているのは、三等患者の動きによるものであろう。一二月三一日在院の四〇九名中で、在院五年以上は二三九名（男一一七、女一二二）、在院一〇年以上は一三六名（男六二、女七四）である。

ここで一九〇二年入院の者の各年末残院数をみると、表29のようである。みられるように、その年内に半分が退院、翌年にさらに半分が退院するが、数年するとほとんどへらなくなるのである。

転退者をのぞく退院一七四名の病名別でおもなものは、早発性癡呆が七〇名とふえ、麻痺性癡呆四六名、躁鬱病三四、白癡五、癲癇性精神病四、臓躁性精神病三である。

死亡七〇名の死因は、衰弱一八、肺結核一七、その他結核二、発作一三（麻痺性癡呆）、脚気九、尿毒症三、腎炎一、縊首一などである。脚気がでるようだと、結核死も衰弱死もふえる。栄養の問題が基本にあることがわかるし、物価高騰に賄い費がおいつけないのだろう。退院者の合併症をみると脚気は一〇名である、やはり脚気になったらし

ぬのである。
一九一七年度収入は六四、五七一円五九銭で前年度よりすこしふえた。経常部支出は九二、八九〇円一一銭で八、七四一円二六銭ふえた。増加のおもなものは人件費、賄い費である。
関連事項としては、六月三〇日保健衛生調査会は**精神病者の全国一斉調査**をおこない、この数六四、九四一名、人口千対一・一八と算出された。
七月五日内務省衛生局は『精神病に関する諸国法制の大要』を発行した。
八月二九日愛知県愛知郡東山村に東山脳病院が建設され、元医員田澤秀四郎が院長になった（田澤は一九二〇年一二月死亡）。
元医員樫田五郎は、精神病者慈善救治会会報『心疾者の救護』第二七号（六月八日発行）に「精神病と社会問題」を、同第二八号（一二月一五日発行）に「精神病問題」をかき、両者の別刷りが『精神病問題』としてまとめられた。

一九一八年（大正七年）記事
三月五日、松沢病院新築工事が起工された。
三月末に三等患者の定員を二〇名から暫定的に四五名に増加した。
発第五二号
収容患者定員ノ義ニ付開申

本院収容患者ノ内自費三等患者定員ハ貳拾名ニ有之候処目下施療患者弐拾六名市町村委託患者拾壹名計参拾七名欠員シテ病室ニ空余ヲ生シ候間自費参等患者貳拾五名ヲ限リ賄費預算範囲内流用ノ上増加収容候様致度此段開申候也

大正七年二月六日　　院長名

東京府知事宛

午庶乙第四四二号

大正七年二月廿六日　　東京府内務部長　東園基光

東京府巣鴨病院長呉秀三殿

本月六日付発第五二号ヲ以テ御開申ニ係ル自費参等患者二十五名ヲ限リ増加収容ノ件御申出ノ通取計可然尤モ委託及施療患者ノ収容ニハ支障ヲ来サヽル様御注意相成度

窮民増加の世であれば、施療入院、委託入院の対象者はふえていたはずである。それが恒常的にその定床に空床が生じていた理由は、おそらく支出抑制の方針が府のどこかではたらいていたのだろう、あるいは私立病院との関係か。

一二月三一日現在の建て物内訳は表30のようであった。

この年も**医員の異動**がおおかった。一月に、岡崎（のち児玉姓）昌、金子準二、高峰博（いずれも一九一七年東京帝国大学医科大学卒）が就職、二月に谷口が辞職（栗原清一をついで、新潟脳病院長に就職）、太田子太郎（のち正隆）が就職、七月には林が辞職、八月に元医員佐藤が復職、一二月には早尾および佐藤が辞職し、元医員高瀬が復職

した。また、一九〇三年から看護長としてつとめてきた並河洪一郎が八月一二日に辞職した。嘱託講師には一松又治が三月一一日に就職した。

年末の**雇傭員**はさらに減じて計一五一名、看護人九一名（男四二、女四九）、門衛二名、小使い七名（男六、女一）などで、病院機能に不可欠の人員がへっている。**看護人**の採用は五九名（男三二、女二七）、解雇は七四名（男四一、女三三、うち依願はそれぞれ一〇名ずつ、他は誓約違反ほか）。年末在職の看護人九二名（さきの数字と一名くいちがうが）（男四三、女四九）のうち在職三年未満が五九名（男二八、女三一、うち男一六、女一八は年内就職）、同三年以上一〇年未満が二〇名（男八、女一二）、同一〇年以上は九名（男七、女二）である。患者には在院期間のながい人がどんどんふえているが、看護人はいつかない。他の雇傭員では、とくに女に、在職期間のながい人がすこしふえてきた。

在院患者延べ人数が一五一、一〇二名だったのにたいし普通看護人延べ人数は三五、八二〇名で、看護人一人あたり患者は四・二二名となる。自費一等および同二等の患者延べ人数は二〇、八八八名で、うち特別看護人がついたのは延べ一、六一六名。

年報の本文には、「本年ニ於ケル患者ノ賄ハ白米購入高壹万九千七百四十六円八十一銭九厘此ヲ前年ニ比スレバ金三千七百七十五円八十二銭一厘ノ減少ヲ見タリ尚副食物購入高ハ五千二十八円九十三銭一厘也」とあるが、米騒動の年に在院患者数がそうへってもいないのに、購入高がそうへるはずはない。会計表には賄い費三二、六八三円九三銭で、前年度比九、一六一円二九銭の増とある。

患者または家人の請求による構外運動は男七名、女一三名。団体での構外運動は男五三名、女四二名であった。作業患者数不明。仮出院は二六名三四回。

隔離室収容は男一名三六〇日、女は四名計一八五日で、前年よりもぐっとへった。看護人数がへったなりになんとかやれるようになったのか。自殺は外傷性精神病の男一名が縊首、自殺未遂は男一名一回、女二名二回。逃走なく、同未遂は男八名九回、女二名二回であった。

外来は新来が四七一名（男三四一、女一三〇）とふえたのに、再来は二三八名（男一八七、女五一）と激減し、計七〇九名いずれも薬価自弁である。施薬がないのは、予算の余裕がなくなったのだろう。ただし、この新来、再来の

表30　1918年12月1日現在建て物内訳

種目	煉瓦造		木造	
	室数	坪数	室数	坪数
		坪		坪
病室	26	341.00	65	469.00
隔離室	—	—	8	22.00
伝染病隔離室	—	—	4	12.00
講堂	—	—	1	36.00
研究室	—	—	1	14.00
外来患者診察室	—	—	2	17.50
医局	—	—	1	12.00
薬局	—	—	1	20.00
製薬室	—	—	1	3.00
診察室	2	8.00	2	14.00
看護人詰所	3	12.00	21	79.00
湯呑所	—	—	1	16.00
配膳所	2	6.00	2	16.00
男看護人寄宿舎	—	—	8	29.00
女看護人寄宿舎	—	—	8	29.00
看護人食堂	—	—	2	12.00
病室物置	—	—	24	48.00
院長室	—	—	1	10.50
副院長室	—	—	1	3.00
看護長詰所	—	—	2	12.00
器械室	—	—	2	18.00
事務室	—	—	1	12.00
応接室	—	—	2	11.00
医員宿直室	—	—	1	3.00
看護長宿直室	—	—	2	8.00
調剤員宿直室	—	—	1	3.00

表30 1918年12月1日現在建て物内訳（つづき）

種目	煉瓦造		木造	
	室数	坪数	室数	坪数
		坪		坪
事務宿直室	—	—	1	3.00
渡廊下	—	—	—	216.70
浴室	3	36.00	6	37.50
洗面所	—	—	11	6.00
病室内汚物洗滌場	—	—	6	6.50
病室外汚物洗滌場	—	—	2	9.00
附属建物	—	—	5	24.75
薪炭置場	—	—	2	29.25
倉庫	—	—	5	94.00
患者作業室	—	—	2	47.00
外来供待所	—	—	1	6.00
門衛所	—	—	1	5.00
炊事場	—	—	1	54.00
病室内廊下	—	—	—	354.00
洗濯物乾燥室	—	—	1	7.50
汚物焼却場（石造）	1	1.50	—	—
屍室	—	—	1	7.50
豚小屋	—	—	15	14.50
豚番小屋	—	—	1	5.50
豚番小屋竈場	—	—	1	4.50
治療教育室	—	—	1	8.00
洗濯所	—	—	2	22.00
便所	3	9.00	21	58.95
合計	40	413.50	251	1950.15

数字は、前年からとおせばこの年は再来とすべきものを、この年だけできって新来にいれている可能性を推定させる。前後と比較して、この年だけとびはなれているのである。新来は二五〇名（男一六〇、女九〇）であったかもしれない。

入院患者の動態をみると、一月一日在院は四〇九名（男二三七、女一七二）、入院は二六五名（男一六八、女九七）、退院は二七三名（男一五三、女一二〇）（全治二三、軽快三九、不治一一二、死亡九九）、一二月三一日在院は四〇一

名(男二五二、女一四九)であった。最多在院は九月一一日の四七五名(自費男七一、同女三四、施療男一二五、同女一二四、委託男五六、同女六五)で、これが巣鴨病院全期間を通じての最多記録である。最少は四〇五名。一日平均は四一五・〇七名(自費一等八・三四、同二等四八・八八、同三等四二・三一、公費三一五・五二)であった。ここで、三等の患者がいちじるしくふえていることが目につく。自費患者の入退院は、一九一五年がそれぞれ七七名および七九名、一九一六年が一一六名および一〇七名、一九一七年が一四八名および一四〇名、一九一八年が二一八名および一七九名である。このように自費患者の入退院がのびているが、在院延べ人数あるいは一日平均在院数で一等および二等はこの四年間ほぼおなじである。すると、この伸びは三等患者によるものであろう。また、退院者で発病地がはっきりしているもののうち発病地が東京府下であるものは、一九一五年六〇%、一六年五六%、一七年六三%、一八年五八%、一九年五九%、二〇年五七%、二一年五四%と変化していく。かなりのバラつきがあったが、この年から東京府下発病のものがすこしへったことは、東京府に居住しない者の入院がふえたことを反映しているのだろう。前年の自費入院についての居住地制限撤廃の効果がではじめたのである(年報は、原因に関する事項として発病地をとりあげるが、入院時の居住地はとりあげていないのである)。

一二月三一日在院の四〇一名のうち在院五年以上は二一一名(男一一七名、女九四)、同一〇年以上は一一九名(男六一、女五八)である。前年にくらべて長期在院者がへったが、これは死亡者増加によるものだろう。また、在院五年以上でも一〇年以上でも、男のほうがおおくなったことを指摘しておかなくてはならない。

転退者をのぞく退院二三一名の病名をみると、早発性痴呆一〇七名、麻痺性痴呆六〇名、躁鬱病三八名、老耄性痴呆七名、白痴四名、臓躁性精神病三名、疲憊性精神病三名などである。

死亡九九名の死因は、年報の統計表によれば、衰弱二九、肺結核二七、その他結核二、肺炎一三、麻痺性発作一

一、脳溢血三、腎炎三、尿毒症二、腹膜炎二、脚気二、流行性感冒一、腸出血一、縊首一などである。解剖されたのは二四体。ところで、解剖された者で死因の記載されているものをみると、脚気四、肺炎二、インフルエンザ後の肺炎あるいは気管支肺炎二、肺炎および萎縮腎一、衰弱二、縊首一、赤痢一、萎縮胃一、肺結核一、脳溢血一である。二つの記載があわないが、栄養失調、肺結核、一一月におけるインフルエンザ流行が死亡をふやしたものであろう。赤痢もでたのである。

収入決算は七五、六五一円三四銭で、前年度より一一、〇七九円七五銭の増、従来決算上収入は予算上収入をかなりしたまわっていたが、この年度は七〇、八一七円六〇銭の予算上収入をうわまわっている。収入増は主として入院料の増加による。経常部支出の決算は一一六、九二八円五六銭で前年度より二四、〇三八円四五銭の増で、主として人件費の増加である。院長給は年間九五〇円、副院長給は六五〇円となった。見習看護人の初任給は、日給二四銭だったものが、五月ごろから二五銭、九月ごろから三〇銭になった。たしかな算出はできないが、年度をとおしての看護人日給の平均は三六銭ていどだったようである。また、院外派出看護人手当四八円八一銭という支出があるが、このあとはこの項目がない。特別手当年間七、三四四円三一銭というのは、前年度同様の月二円の臨時給与であろう。

関連事項として、**日本神経学会**第一七回総会は四月二日内務大臣にたいする左の**決議**を満場一致で可決した、——

精神病者ハ我全国ニ於テ凡ソ十数万人ニ及ブベシ。其内ニハ公衆ノ安寧社会ノ秩序ニ対シテ危険ナルモノ多々之アル一方ニ、適当ナル治療ヲ加フレバ全癒スベキモノ少カラザルモノアリ。保健衛生調査会ノ調査ニヨレバ全国ノ精神病者凡ソ六万五千人中病院ニ於テ治療ヲ受ケ居ルモノハ五千人許ニシテ、他ハ悉ク自宅監置ノモノナリ。吾人ハ之ヲ以テ別記危険ニ対スル防備ト治療トニ対スル設備ノ不充分ナルモノト認ム。当局ニ於テ深ク此辺ヲ顧慮シ、全

国ニ向テ精神病者保護治療ノ設備ヲ整フルコトヲ奨励セラレンコトヲ望ム。

六月四日、呉院長は**精神病者保護に関する懇談会**を丸の内中央亭にひらき、岡田文部大臣、田所文部次官、赤司普通学務局長、杉山衛生局長、添田地方局長、豊島法務局長、岡田警視総監、東園東京府内務部長、片山医科大学教授など四〇名を招待し、意見の交換をした。このとき呉院長がはなした内容は『精神病者の保護に関する意見』と題する小冊子にまとめられて、六月一二日に内務省衛生局がこれを発行した。

呉院長、元医員樫田五郎は、一九一二年八月より東京帝国大学医科大学精神病学教室においておこなってきた各地の私宅監置の調査結果をまとめて「**精神病者私宅監置ノ実況及其ノ統計的観察**」をあらわし、『東京医学会雑誌』第三二巻第一〇―一三号（発行はおそらく六月から八月にかけて）に発表、内務省衛生局も七月に一〇〇部を印刷して関係者に配布した。

中央慈善協会は東京帝国大学医科大学精神病学教室と協力して一一月六日に『精神異常者と社会問題』を発行して一般にわかった。

一九一九年（大正八年）記事

この年の一〇月三日東京府松沢病院は開院式をおこない、一〇月一五日に東京府立巣鴨病院は東京府立松沢病院と改称し、一一月七日新病院に移転した。つまり、この年が巣鴨病院最後の年であるが、一般的事項はここにまとめておこう。

三月一一日東京府令第一三号をもって、東京府巣鴨病院**自費入院規則**が一部改正され、四月一日から施行されるこ

とになった。その内容は、いままでの一等、二等、三等を特等、一等、二等とあらため、入院料はそれぞれ一人一日三円、二円、一円としたのである。

三月二二日には東京府訓令第九号をもって、**東京府巣鴨病院規程**が一部改正されて四月一日から施行されることになった。その内容は、新病院への移転にそなえて職員機構の充実をはかったものである。つまり、第二条の職員は、院長一名、副院長一名、主事一名、医長二名、薬局長一名、医員若干名、書記若干名、調剤員若干名、看護長若干名、機関手若干名とされた。それぞれの職務は第三条に規定されている、——

第三条　院長ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ院務ヲ掌理シ部下ヲ監督ス
副院長ハ院長ヲ補佐シ院長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス
主事ハ院長又ハ副院長ノ命ヲ承テ庶務会計ヲ掌リ院長副院長共ニ事故アルトキハ院長ノ職務ヲ代理ス
医長ハ院長又ハ副院長ノ命ヲ承ケ医務ヲ掌ル
薬局長ハ院長又ハ副院長ノ命ヲ承ケ調剤事務ヲ掌ル
医員ハ院長、副院長又ハ医長ノ命ヲ承ケ医務ニ従事ス
書記ハ院長、副院長又ハ主事ノ命ヲ承ケ庶務会計ニ従事ス
調剤員ハ院長、副院長又ハ薬局長ノ命ヲ承ケ調剤ニ従事ス
看護長ハ院長、副院長、医長又ハ医員ノ命ヲ承ケ看護ノ事務ヲ処理ス
機関手ハ院長、副院長、又ハ主事ノ命ヲ承ケ機関ニ関スル事務ヲ処理ス

事務長にあたる主事の設置が規定され、また医長なども規程にのぼせられた。また機関手が規程上の職員として位置づけられた。この新設の主事には四月一日高橋幸之助が就職した。医長には下田および高瀬が昇格した。

医員の新任は雨宮保衛（一九一八年東京帝国大学医科大学卒）、大倉安次、加藤普佐次郎（一九一二年千葉医学専門学校卒、九州帝国大学医科大学法医学教室助手ののち、千葉医学専門学校で精神科においてはたらくとともに法医学の実習を担当していた）、辞職は大倉。**清水耕一**は一九〇六年に就職してから、一九一一年、一九一八年と辞職をくりかえしていたが、この年七月三一日看護長として就職、あとは松沢病院の看護長としてその死にいたるまでつくすことになる。また一九〇二年より看護長としてつとめ、女看護科の中心であった**永松アイ**（愛子）が「病院移転に当り都合により」九月二九日に退職し、医局関係者より記念品をおくられた。こうして松沢病院の看護科は、男は清水が中心、女は石橋が中心の体制になる。

年末の雇傭員は一六八名で前年よりはすこしふえている。とはいっても一時期よりはずっとへった人員で新病院への移転がおこなわれたのであり、その苦労はまさになみなみならぬものであったろう。

年末の**看護人**は一〇六名（男四九、女五七）、年間の採用は一一九名（男七四、女四五）、同解雇は一〇四名（男六五、女三九）、一段と交代のはげしい年で年内採用の人で年末にのこっていたのは、男三一名、女三八名であった。ここで、一九一四年採用の男三二名、女六七名をみると、同年末にそれぞれ二三名および四五名、一五年末には一五名および二一名、一六年末には六名および八名、一七年末には三名および六名、一八年末には一名および三名、そして一九年末には男だけ一名と減じている。看護人採用試験受験者は一六八名（男一〇八、女六〇）とふえ、合格が一四三名（男九四、女四九）、採用が一一九名（男七四、女四五）であった。

入院患者延べ人数は一四〇、四三八名にたいし普通看護人延べ三五、二二三名で、看護人一人あたり患者三・九九

名。この年には二等入院患者（従来の三等）でも特別看護人のついた人がおり、自費入院患者延べ人数四〇、八四九名中、特別看護人がついたのは延べ一、一二一名であった。一九一九年度看護費弁納金が一、一四五円四五銭となっているので、特別看護料は一人一日一円ぐらいになっていたのだろう。

移転準備で敷き地のかなりの部分がひきわたされていて、巣鴨病院での構内運動はかなり不便であった。患者または家人の請求による構外運動は男九名、女一三名。団体での構外運動は男三一名、女三四名であった。作業も耕作地をうしなって、屋外作業は縮小せざるをえなかった。仮出院は二三名三七回。

隔離室収容は男だけ四名で、延べ六七日とすくなかった。自殺は躁鬱病の女一名と早発性痴呆の女一名とがともに縊首。自殺未遂は九名一一回、逃走が一一名（男九、女二）、同未遂は一八名一九回、これまでほとんどなかった逃走件数がいちじるしく増加している。記載されていないが、この大部分は新病院移転後のことか。

患者慰楽会は精神病者慈善救治会寄付による神楽一回だけ。

外来は新来二五六名（男一七七、女七九）、再来二七六名（男二〇二、女七四）で計五三二名、うち四五八名が薬価自弁。

入院患者の動態をみると、自費患者の入院は二一九名とふえ、また全体に死亡者がふえ、とくに公費患者で死亡退院がおおかった。一月一日の在院は四〇一名（男二五二、女一四九）、入院は二九七名（男一七九、女一一八）、退院は三四〇名（男二〇五、女一三五）（全治二三、軽快三一、不治一二五、死亡一六一）、一二月三一日在院は三五八名（男二二六、女一三二）であった。自費患者は年間在籍三三二名中死亡五八名、施療患者は同二一八名中六〇名、委託患者は同一四八名中四三名となる。最多在院の記載ははっきりせず、最少は九月二一日の三三七名である（死亡数増加による）。一日平均在院は三八四・七六名。自費二等が平均五七・九七名で、さらにふえた。一二月三一日在院

の三五八名中在院五年以上が一五八名（男九二、女六六）、同一〇年以上は八八名（男四七、女四一）である。

死亡一六一名の死因は衰弱四六、肺結核四四、その他結核三、脚気二五、発作一五（癲癇性精神病一、麻痺性癡呆一四）、腎炎一〇、尿毒症四、腸加答児三、腸チフス二、縊首二、肺炎二などである。解剖されたのは一九体。

一九一九年度**収入決算**は一〇〇、八八〇円二〇銭。支出決算は一八二、七五二円一一銭であった。支出増加でいちじるしいのは人件費で、院長給年額は一、三〇〇円、副院長給年額一、〇〇〇円、主事給年額一、〇〇〇円となった。巣鴨病院の治療を東京帝国大学医科大学が負担するという関係はこの年の三月末をもってうちきられ、精神病学教室は八月一日に大学構内に移転し、医員は四月一日よりいずれも東京府吏員となった（一部分は大学職員と兼任）、これにともなって医員にたいしては報酬でなくて俸給として給料がはらわれるようになった。その額は前年度一人年間四〇〇円程度であったものが五〇〇円程度になったようである（医長もふくめての平均）。見習看護人の初任給は一日三〇銭のままであるが、年度をとおしての看護人日給の平均は四二銭ぐらいになっている。この年度および次年度には請願巡査費が支出されており、その額は今年度は六六五円三八銭にのぼる。移転にともなう警護を依頼したものか。

関連事項としては、二月六日に帝国大学令が改正され、東京帝国大学には七学部がおかれることになり、東京帝国大学医科大学は東京帝国大学医学部となった。

二月一五日に内務省衛生局は『各国に於ける精神病問題』を発行した。

三月二七日に法律第二五号をもって**精神病院法**が発布された。八月二日勅令第三六五号をもって、精神病院法ノ一部施行期日ノ件が発布され、同法第七条の規定（代用精神病院に関するもの）が八月一日から施行されることになった。また「松沢病院ノ歴史」は、「大正八年十月十日ヨリハ精神病院法ノ実施ニ伴ヒ入院ハ必ズシモ精神病者監護法

ニヨル監置手続ヲ要セザルコト、ナリ。公費患者ハ警視総監（府県知事）ノ命令ニヨリテ入院シ、自費患者ハ警視総監ノ監置指令ヲ俟タズシテ入院スルヲ得ルニ至レリ」とかく。わたしにはこの関係がはっきりしない。松沢病院が精神病院法による府県立精神病院として指定されるのは次年のことである。精神科病院に精神病者監護法の手続きによることなく入院させることが可能であるかどうか、監置でない入院はありうるのでないか、との論議はこのまえからあった。精神病院法制定をきっかけに、監置でない入院を公認するように精神病者監護法の解釈がかわったとみるべきだろうか。

精神病者慈善救治会の事務所は九月一七日東京帝国大学医学部精神病学教室内に移転した（一九二五年はじめには神田区駿河台紅梅町一一番地に、一九二九年六月一〇日には松沢病院内にうつった）。

この年における公費委託の患者一日の**委託料**は、北海道一円二〇銭乃至一円三〇銭、東京府八〇銭（七月三一日までは六五銭）、京都府七五銭、神奈川県五五銭、兵庫県八〇銭、静岡県五〇銭、滋賀県一円二〇銭、高知県一円乃至一円一〇銭、香川県一円二〇銭、島根県九〇銭、埼玉県平均七〇銭などと、府県による差がいちじるしかった。

一二月二七日潮衛生局長が示達した代用精神病院指定条件には、患者にたいする標準食料は一人一日利用カロリー二五〇〇カロリーをくだらざることとある。

『癲狂院より』から

医員**岡崎昌**は一九一九年一二月三日に洛陽堂から『癲狂院より』をだした。自序に、「主として巣鴨病院在勤中に執筆したものである」とある。「死人の印象」にはつぎのようにある、――

（前略）

自分が此癲狂院へ来て間もない時の事、宿直室の火鉢を囲んで医局の先輩Ｄ氏と種々な雑談に耽つて居た。すると宿直室の戸を開けて看護婦が息を切らして這入つて来て、

「××さんがいけなくなりました」

と言つた。

「死んぢやつたかい。待て〳〵、今に俺が脳天に穴をあけてやるから」

之が先輩のＤ氏の看護婦の報告に対する返事であつた。

死んだ病人は施療患者で、解剖承諾のものではあつたが、それでも、一人の人の死が、かう迄無雑作に取扱はれるものかと、自分は尠からず驚いたのである。

此病院の自分の受持は、男四区の重症室の部なので、赴任以来半年も経たぬうちに、数へ切れぬ程の多くの人の死に出くはさなければならなかつた。多くは麻痺性癡呆の末期のもので、それでなければ肺結核の重症患者であるから、策の施こし様もない、カンフルを注射する位が関の山で、唯手を束ねて見て居る外はなかつた。（中略）

併かし其時以来、自分は如何なる患者の死に対しても、全く冷然として居ることが出来る様になつた。今も研究室で脳の切片を染色して居ると、

「××さんが呼吸困難で御座いますが」

と云つて、報告して来たが、

「アアさうですか」

と云つた儘、仕掛けの仕事を続けて居て、夕方退出の時刻になると、危く打忘れて其儘帰らうとした処であつた。

「夜の廻診を終へて」は比較的みじかい文章なので、その大部分をあげておこう、——

此頃ではもう四時か四時半頃になると、患者達の狂つた頭の中は食事と云ふ事で一杯になつて居る。それで廊下の角か、もつと遠い配膳室あたりで、飯櫃かお膳の音がガタリとでもし様ものなら、何事をさし置いても其方に馳けつける。丁度動物園の獅子や虎が、定刻になつて食事を運ぶ番人の足音が聞えると、ビクリと聞耳を立てゝ窓口で待つて居る様に。食事の前になると、廊下の両側に細長い板で作つた膳台を並べ、看護婦が指揮して其前に患者達を行儀よく並ばせる。けれども愈々お膳と香の物を入れた鉢と、味噌汁を入れた桶とが運ばれると、待ち兼ねた患者達は四方から立ちかゝつて、看護婦の制止も聞かばこそ、我先きに香の物をつかんだり、味噌汁をお椀に掬ひ込んで自分の席に帰るのである。此時は「自称天皇」も「能仁親王」も先(さき)の検事も、先(さき)の高等学校教授も、一様に此「食ふ」と云ふ事に向つて一身を傾倒して居つて、彼等、魂の既に々々朽ち果てた人々に取つては、此時程生きて居ると云ふ事を痛切に感ずる事はない様に見える。（中略）

膳を出したり、お碗を並べたり、汁をつけたり、看護婦丈で仲々手が廻り兼ねるのであるが、そこは重宝なもので、食事の時の外は一日中木や石の様にゴロ〳〵寝転んで居る患者があるかと思へば、「是非炊事や掃除の手伝をさして貰ひたい」と云つて、若しさせなければ怒り出す患者もあるのである。騒がしい食事が終つて、掃除好きの青木さんが膳台を片付け始めると、もう患者のうちの二三人が蒲団を運んで床をとり始めるのである。食べる事と寝る事、之が大方の精神病者の生活の総てである。今頃——初冬の日の短かい頃になると、午後六時にもなれば、殆んど総ての患者は寝て了ふのである。

日ももうトツプリと暮れて了つて、硝子窓の向ふ、前栽の植込みを通して何時の間にか冷たい星の光が二つ三つ見え始めた。不合恰な、煉瓦と板で作つた頑丈な医局の大火鉢を跨いで、椅子に倚つかゝつて目をつぶると、十里も二十里も山奥のお寺にでも居る様で、東京市内にもこんな所があるかと思はれる程の静けさである。十燭の電燈は宿直日誌や病症日誌のとりちらかされた大卓子(てーぶる)と狂人に関するあらゆる記録を蔵して居る四方の図書棚を照し出して居る。不意に卓子(てーぶる)の下でコト〳〵と音を立てるものがあるので吃驚して見ると、此一月以来入り込んで、追つても叩いてもどうしても出て行かない野良犬であつた。どう云ふ訳か半身不随で、尻尾と麻痺した後足とを始終ピリ〳〵と動かして居る。毛色は真白であるが、舌を半分出した間の抜けた頭をして、その上よく痰壺に首をつつこんで、何かビチヤ〴〵食べて居る事があるので、自分は逢ふ度毎に、足で

様に思はれるのであつた。
蹴飛ばしたり、手を振り上げたりするのであるが、今晩は不思議に、此精神病院の夜の光景の中に、なくてはならないものゝ様に思はれるのであつた。

九時になると、提灯を持つた看護婦の組長を先きに立てゝ、看護長が廻診を促しに来る。普通の病院の様に病人を一々診察して歩くので無くて、勿論重症患者があれば打診も聴診もするけれど、多くは興奮した患者はないか、逃亡者はないか位を見て、一定の場所に置いてある紙片に検査の印を捺して来ればいゝのである。女の新病室から第三新病室へ移る渡廊下に出ると、冷え冷えとした夜気が急に身に沁みて、暗い広い庭の向のポーッと明るい光の間から、微かな大都会の躁音が聞かれるのである。つい後の男子部新病室の窓からは相変らず山川さんの「おつやは駄目〱」と云ふ声が聞える。最高の教育を受けて、肩書を持つて居る身分でありながら、睡眠時間を除く外は、夜となく昼となく、病室の窓際に立つて、此一婦人の名を呼びつゞけて居るのである。

男子部の処迄来ると珍らしく「A将軍」が出て来て、「オイ、院長にそう云つてな、明日から葡萄酒を出す様にしてくれ、年を取るとどうも冷えていかぬ」と云つた。「将軍も年とつたナ」と云つたら「どうも冷えていかぬ」と小声で云つて自分の室へ帰つて行つた。此「A将軍」と云ふのは素、浅草の櫛屋であるが、前々の院長の時代から此病院に来て居て、其誇大妄想が面白いと云ふので新聞や雑誌に書き立てられた為め、今では殆んど此病院を代表して居る程有名である。実際院長の名を知らぬ人はあつても「A将軍」の名を知らぬ人は少ない。此間も同僚と軍艦山城を参観に行つた時、案内の将校が他の将校に自分達を紹介するのに、「此人達はね、ホラ「A将軍」と云ふ気狂が居るだらう、あいつの居る病院に勤めて居る人だよ」と云つたので、今更ながら将軍の名声の嘖々たるに驚いた次第である。

彼は腕力と古株と堂々たる風采とを以て、院内の王の如くに振舞ひ、施療の癖に一室を占領して、食事の如きも玉子、牛乳の如き滋養品を十分とり、加之、常に二三人の乾児を定めて置いて、自分の公布する勅語を書かせたり、作業をさせたりするのである。

二区の狂躁室では相変らず伊藤の、手で床を叩きながら唱へる「南無阿弥陀仏々々」と云ふ念仏の声と、梅田仁助の爛々たる、檻の中の獣の様な眼とがあつた。其外の患者はもう何れも穏かな夢の中にあつた。外敵が始終室の外を取り巻いて居ると

云ふ妄想性癡呆も、亡くなつた母親の声で、「死ね〳〵」と云ふ声が聞えて仕方がないと云ふ早発性癡呆も、食物を欲しがつては帛を裂く様な叫声を発する白痴も、何れも廊下の両側に枕を揃べて、一様に安らかな眠の中にあつた。西の国の或賢者は、「幸福な人の最も幸福な時は其人の寝入つた時で、薄命な人の最も不幸な時は其眠から醒めた時にある」と云つたが、その最も薄命な人達の唯一の幸福が、今始まりつゝあるのである。（中略）

女子部の四区に来た時、いつも廊下に出て待つて居る江島のお婆さんが居ないので、どうしたのかと聞いたら、昨晩一時頃突然二回許り痙攣があつて、其儘絶息して了つたとの事であつた。院長の廻診の時「先生どうか円助の御面会をね、私はお芋（さつ）が大好なんでございますよ」と云つて小遣銭を強制（ねだ）つて居たのは、つい此間の事であつたのに。廻診の時はいつも手習草紙を腰に下げて、廊下に出て丁寧に送り迎へをしたが、あの可愛らしい、ひようきんなお婆さんの姿が未だ眼に見える様である。けれども、醒める事のない永久な眠りが、玆に居る人々の最も望ましい幸福な状態とすれば、江島のお婆さんは寧ろ羨む可きものと云はなければならない。

一通り廻診を済まして医局へ帰ると、もう十時近くになつて居る。様々な夢と幻を包んだ平たい広い精神病院の建物は、隈なき寒月の光の下に静まり帰つて居るのである。「不運な人々よ」自分はもう一度心の中に呟いて、彼等の為めに、今宵の安らかな眠りを、何者にか跪いて祈つてやりたい様な気持になるのである。

もう一つそのなかから、「或心の閃めき」と題する詩集の一篇、——

癲狂院より

或（ある）は立ち　将たうづくまり
或（ある）は泣き、或（ある）は罵り
夕闇の、小暗き隅に
物凄き、笑浮べり。

位ある、富める、才ある
世の花と、もてはやされし
魂は、とく朽ち果てゝ、
骸のみ、生ける人々。

五中生の思い出

第五中学校（現都立小石川高等学校）の第一回卒業生平田貞行氏は、『創作（小石川高校新聞）』第六二号（一九六四年一二月一七日）に「『人生即創作、開拓』――五中時代の思い出」と題して、つぎのようにかいている、――

僕が一年の時の校舎は、巣鴨病院の豚小屋を見下せる様な位置にあって、二階に上るとABCDの四つのクラスの教室があった。授業中でもこの豚小屋のはずれにある屠殺小屋で豚が最後の悲鳴をあげるのが聞えてくる。休み時間の場合には僕等は窓から屠殺見物をした。誠に原始的な方法で殺していた。これが精神病患者の食事になった。この病院とは四月から十一月まで、正門は共通で、簡単な板垣はあったが、同じ敷地にいたため、芦原将軍が散歩に出ると物見高い僕たちは、そばに行って将軍に呼びかけた。彼は埼玉県出身の靴屋さんで、精神病で入院し、大礼服に勲一等大の勲章を佩して、英雄然として歩いていた。冬が近づいて来ると病棟の間の林や、隣りの岩崎邸では山鳩や雉子がたくさん生息した。僕の組には散弾が空気の圧力にて出る本式のステッキ銃を持って来る生徒があって、昼休みには何人かつれだって、鳥打に出かけた。時々山鳩の捕物を持帰った。中には鴨池（今の六義園）のあたりまで遠征した時もあった。鳩は高所にとまるので普通の空気銃では役に立たないので、僕たちは只見るばかりであった。（下略）

養豚舎は、正門からはいって一番奥のほうにあったが、移転をまえにして、より板橋街道にちかいあたりにうつされていたのか。第五中学校は、敷き地のうち板橋街道にちかい西北隅の空き地に、おそらく物置きはこわし稲荷社などもうつして、たてられたものであろう。

当時の看護人

当時の「看護夫名簿綴込（辞職）　男看護科」によって、どんな人が看護人になったかひろってみよう。

A、原籍山口県、一八八九年うまれ。一九〇三年高等小学校卒業、一九〇九年重砲兵大隊に入営陸軍上等看護卒となり一九一一年現役帰休を命ぜられる。一九一七年一月二四日見習看護夫日給二四銭。五月七日看護夫日給二五銭。一二月二一日賞二円。一二月二一日日給二九銭。一九一八年三月三一日二等看護夫日給三四銭、八月五日召集令状をうけて依願辞職。

B、原籍群馬県、一八九八年うまれ。一九一三年高等小学校卒、一九一六年六月より同一二月まで鉄道院役夫、一九一七年二月二八日見習看護夫日給二四銭。六月六日看護夫日給二五銭。一二月二一日賞二円、日給二九銭。一九一八年三月三一日二等看護夫、日給三四銭。八月一七日解雇、家事都合実は某商店へ勤務のため。

C、原籍群馬県、一八九三年うまれ、一九〇八年四月高等小学校卒業、以後鋼鉄商にやとわる。一九一七年三月三〇日見習看護夫日給二四銭。七月七日看護夫日給二五銭。一二月二一日賞五〇銭、二等看護夫日給三〇銭、一九一八年三月三一日日給三四銭。五月二六日解。他に志望のため辞す。

D、原籍広島県、一八九五年うまれ。一九〇九年高等小学校卒業。一九一〇年三月工業補習学校機械製図科卒業。

一九一三年海軍工廠学校卒業、一九一五年一月より一六年八月まで東京上野桜木町一八脳脊髄病院看護夫取締、同八月より赤坂S画伯にしたがい日本画をまなぶ。一九一七年四月二六日見習看護夫日給二四銭。八月一〇日看護夫日給二五銭。一二月二一日賞五〇銭、日給二七銭。一九一八三月一〇日解、新聞社の関係により。

J、原籍秋田県、一八八〇年うまれ。一八九六年四月より一九〇一年まで法律研究。一九〇一年一月慈恵医学校、〇二年四月退学。一九〇一年一〇月明治法律学校にいり、〇三年一〇月退学。一九〇五年七月二二日見習看護夫日給二四銭。一一月一三日看護夫日給二五銭。一二月二七日日給二七銭。一九〇六年三月二六日二等看護夫。七月二六日日給二九銭。一二月二四日賞与金一円、二六日日給三一銭。一九〇七年七月一二日一等看護夫日給三三銭。一二月二四日賞一円五〇銭、二七日四等精勤証、二八日日給三五銭、一九〇八年三月二六日日給三七銭。一二月二六日三等精勤証、賞三円。一九〇九年一〇月講習卒業。一二月二一日二等精勤証、賞二円三〇銭、一二月二六日日給三九銭。一九一〇年六月七日組長を命ず。七月九日日給四一銭。九月一四日一二日のT逃走につき譴責、一二月二〇日賞二円七〇銭、二六日日給四三銭。一九一一年九月二五日看護夫〔取締?〕を命す、日給五五銭。一九一二年一二月二〇日賞四円、一等精勤章。一九一三年一二月二四日優等精勤章、賞七円、日給五七銭、一九一四年一二月二三日賞八円。一九一五年一二月二三日 賞七円。一九一六年一二月二二日日給五九銭、賞五円。一九一七年一二月二一日日給六五銭、賞二円五〇銭。一九一八年三月三一日日給六九銭。九月二日日給七四銭。一二月二三日賞七円五〇銭。一九一九年三月三一日賞六円五〇銭。六月三〇日日給七八銭。一〇月八日依願解雇、湯州〇〇病院就任のため。

L、原籍群馬県、一八七九年うまれ。一八九一年三月高等小学三年級修業。同四月より一八九六年五月まで時計販売。一八九六年八月より一九〇四年八月まで東京帝室博物館守衛。一九〇五年一〇月より〇六年二月まで陸軍看

病人。一九〇六年五月より一九〇九年三月まで芝浦製作所道具係。一九〇九年六月より一九一六年二月まで時計営業に従事す。一九一六年九月二五日見習看護夫日給二四銭。一二月二二日日給二五銭、一九一七年六月三〇日二等看護夫日給二七銭。八月一日七月一二日のS逃走につき一〇日間三分一〔減〕。一〇月一〇日看護学前期修業。一二月二一日一等看護夫日給三二銭、賞二円五〇銭。一九一八年三月三一日日給三六銭。九月二日日給四一銭。一二月二三日日給四三銭、賞三円。一九一九年三月三一日賞三円五〇銭。四月二日職解、患者に酒をあたう。

W、原籍宮城県、一八七六年うまれ。一八八七年四月尋常小学卒業、同四月より一八九〇年まで普通学修業。一八九二年まで商業、一九〇四年七月より〇六年三月まで当院看護夫、〇六年一一月より〇九年二月までふたたび当院看護夫。一九〇九年二月より一九一二年七月まで大久保脳病院看護部長。一九一三年四月より一七年一一月まで巣鴨脳病院看護人。一九一八年四月一八日看護夫日給三六銭。五月二五日一等看護夫、組長心得、七月九日日給三八銭、組長、九月二日日給四八銭。一二月二三日賞三円、日給五一銭。一九一九年三月三一日賞四円五〇銭。六月三〇日日給五六銭、九月三日解雇、事実山田病院へ転じたるものなり。

Z、原籍宮城県、一八九八年うまれ。一九一四年三月高等三年卒業。同四月中学校二年級に入学、翌五月家事都合上退学。農事に従事。一九一六年七月より一七年五月まで王子脳病院看護人。一九一七年七月より一八年まで原籍地役場に勤務す。一九一八年一二月二三日日給三二銭、賞一円。一九一九年二月一九日解雇、時間をかり外出無断夜勤勤務に服せず。

解雇理由としてかかれているものだけ、もうすこしかきぬいてみよう、――徴兵入営のため、勤続見込みなき旨に

て、職務不適当と思考し、親病気の旨もうしいで、家事上の都合により、家事都合病気のため、同僚間折り合いよろしからず、朝鮮巡査志願、歯科研究のため資金をえんとして保養院にいる、不眠のため神経衰弱治療のため、病死、死亡、実父病気一家生活上の必要によりてというもひそかに某所にゆけり、無断欠勤、墓参帰郷をねがいでて在京し他に職務をもとむるがごとく諭旨す、飲酒女子窓下にいたる諭旨、麦飯不耐。

当時の**看護人の勤務**を、「大正四年十二月中看護人勤怠調査表」（男子部看護科）によってみると、病気欠勤をのぞくほか勤務数三一日で、三一日勤務の四七名の夜勤回数は二〇回一、一九回三、一八回八、一七回一〇、一六回八、一五回五、一四回一、一三回二、一一回一、一〇回二、八回二、四回二、〇回二となっている。一〇回以下の人はおそらく、取締、組長など役つきの人であろう。また夜勤回数のほぼ半数の休息数になっている。すると、休息をのぞく全員が午前九時―午後六時の昼間勤務につき、半数以上が夜勤にのこり、うち半分が午後一二時までの前半夜勤務、半数が午後一二時より午前六時の後半夜勤務で、午前六時から午前九時は両夜勤者がはたらくのである。そして後半夜勤だったものは、午前九時から二四時間の休息をあたえられる。夜勤手当てといったものがでている様子はない。そこで、標準的な勤務三一、夜勤一七、休息八の人についてかんがえると、午前九時から午後六時まで九時間の日勤を二三回、ひきつづいて午後一二時まで六時間の前半夜勤務＋午前六時まで六時間の随意寝（ずいね）（拘束されていてなにかあればおこされる）＋午前九時まで三時間の掃除ほかを九回、日勤につづいて午後一二時まで六時間の随意寝八回＋午前六時まで六時間の後半夜勤務＋午前九時までの朝の掃除ほかを八回しているのである。勤務時間をかぞえるよりは自由時間をかぞえるほうがはやい。日勤して夜間勤務のない六日間は午後六時から翌日午前九時までがかれの自由時間である。また、午前九時から翌朝午前九時までの休息八回は、建て前としては勤務のうちで寄宿舎でやすむことになっているが、その寄宿舎も男女それぞれ八室計二九坪（廊下もふくみ）のものである。また勤務時間中に六

時間一七回の拘束された随意寝がある。しかも病棟勤務中、ひら看護人は鍵をもたされずになかにいれられっぱなしなのである。また勤務中に患者の事故があればきびしく処罰されるのである（写真14）。

このように苛酷な労働条件は、第二次大戦後に三交代制が実施されるまでつづいた（もっとも第二次大戦中病院にのこった看護者は、人手不足のためうちにはほとんどかえれなかったのだが）。しかも、前記のような日給では看護人のあいだに不満が鬱積していたろう。一九一七年三月ごろ数名の「破壊主義者」の不平組みが密議して各区をまわって連判状に捺印をあつめ、看護会積み金の利子のことで看護科にせまり、さらに新聞投書もしたらしいことが、男子部看護科記録にのこされている。これにはすでに退職している人が黒幕にもなっていたらしい。もっとはっきりした争議はのちにあらわれるが、「社会主義者」の「煽動」による、こういった「不穏な」動きはほかにもあったにちがいない。松沢村移転は、当時としては田舎へうつることなので、いろいろ不利な条件がかさなってくるからとその保障をもとめる動きもあったようである。

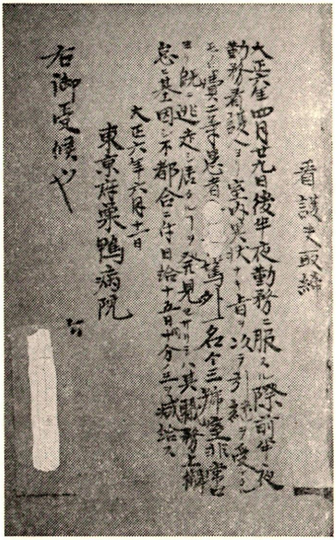


写真14　看護人の処罰御受書
（このときの2名の逃走では10分の3減給25日間1名，20日間2名，15日間3名，10日間4名である）

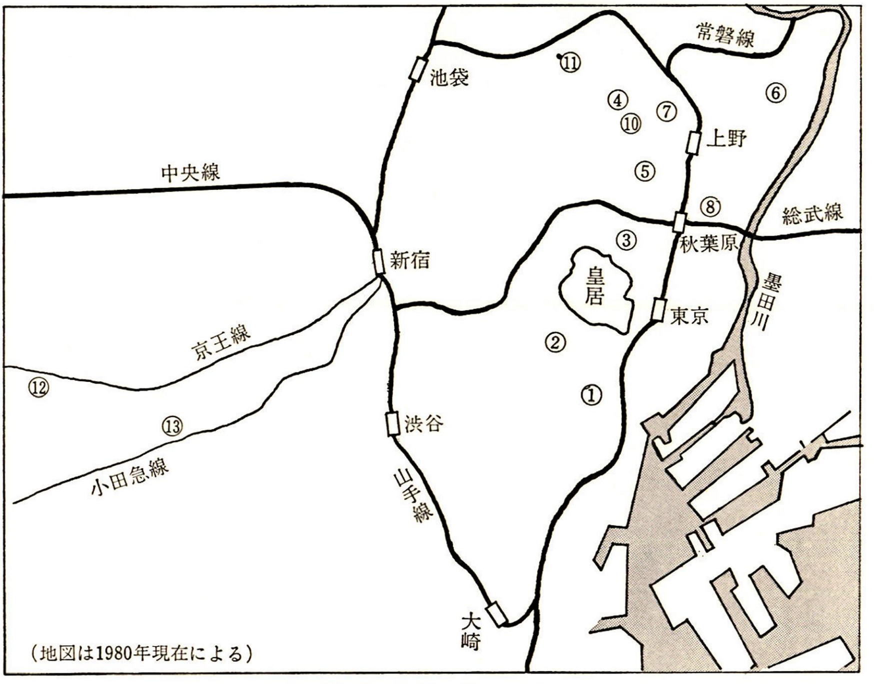


図10　癲狂院その他関連施設の所在地

東京府病院（②は予定地）

①第２大区４小区愛宕町２丁目元本多邸跡（港区西新橋３丁目，慈恵会医科大学の地）

②麹町区永田町２丁目16番地（千代田区永田町２丁目，参議院議員会館のあたりか）

脚気病院

③（仮病院）第４大区４小区表神保町１番地文部省所管旧英語学校跡（千代田区神田神保町２丁目から同小川町３丁目にかけて，駿河台下交叉点よりみて三省堂裏にあたる）

④本郷区向ヶ岡弥生町２番地（駒込追分町にかかったか）（文京区弥生町１丁目，東京大学農学部の地で地震研究所より）

養育院

⑤本郷加州邸跡（文京区本郷７丁目，現東京大学南端の庭園内で本郷消防署のななめうしろにあたるか）

⑥浅草溜（車善七，千束村）（台東区千束か）

⑦上野護国院跡（台東区上野公園，東京芸術大学美術学部の一部分）

⑧神田区和泉町１番地藤堂和泉守邸跡（千代田区神田和泉町１番地，三井記念病院の西隣り）

東京府癲狂院・東京府巣鴨病院，東京府立松沢病院

⑨⑦におなじ

⑩本郷区東片町１番地（主体は向ヶ岡弥生町）（文京区弥生１丁目，東京大学農学部本館のあたり）

⑪小石川区（巣鴨）駕篭町（本郷区上富士前町にかかる）（文京区本駒込２丁目，都立小石川高等学校・区立駕篭町小学校・科研化学などの地）

⑫豊多摩郡松沢村上北沢（世田谷区上北沢２丁目，現在地）

⑬梅ヶ丘分院：世田谷区松原町４丁目300番地（世田谷区松原６丁目，都立梅ヶ丘病院現在地）

第三部　松沢村移転とその後

一九一九年といえば、東京府癲狂院設立より四〇周年にあたる年である。一〇〇年のうちはじめ四〇年をかいたところで、もう予定の枚数にちかづいた。そこで、松沢村移転前後のことをのべ、あとは六〇と数年はそれこそ猛スピードでかけぬけるしかない。

第一章　松沢村移転前後

移転候補地決定まで

すでにのべたように、一九〇五年東京府会は巣鴨病院の万般の改良をはかるため改善委員をえらんだ。一九一〇年一二月一六日の東京府会における調査委員会は、巣鴨病院新築移転の案を可決して、府会に報告した。しかし、移転の動きは具体化にいたらぬままであったが、一九一五年の府会における委託費をめぐる論議は、その具体化にすこしくはずみをつけたもののごとくである。

移転の動きが本格化するのは一九一六年である。六月二四日に呉院長は府知事に、巣鴨病院移転新築については、一、〇〇〇名の患者収容に土地一〇万坪を要するむね上申した。七月一日より病院建築の準備として、荏原郡駒沢村の浮浪者収容所を病院建築用として使用するため、この測量をおこなった（この建て物は、もと対ロシヤ戦争のさい捕虜収容所であったとつたえきく）。また、夏に府知事は官邸で東京府参事会員などをまねいて昼餐会をひらいた。ここに呉院長、三宅副院長も出席し、病院建設移転についての府会の態度がほぼかためられたようである。一一月に病

院建設移転案が東京府会を通過した。この経過を一九一七年年報はこうしるす、——

本院ガ現在地ナル小石川区駕籠町ニ建設セラレタルハ明治十九年ノ事ニ属シ其ノ当初ニ於テ同地ハ東京市ノ一隅ニ位シ人口稀薄幽寂ノ土地ニシテ精神病者ノ静養ニ最モ適セシ地ナリキ然共近年ニ於ケル東京市ノ膨張発展ハ甚ダ急激ニシテ此ノ地ヲシテ喧噪繁劇ノ巷ト化セシメ到底患者ノ静養ニ適セザルニ至レリ本院移転ノ事ハ既ニ明治四十四年ノ府会ニ於テ府会議員長谷川吉次氏等ノ唱導セル所ニシテ病院新築移転ノ必要ハ当局者間ニ既ニ認メラル、事久シカリキ然共本院ノ職員ハ東京帝国大学職員ノ兼務スルモノ多ク且ツ本院患者ノ治療ハ同大学ニ依リテ担当セラレ施療患者ハ精神病学臨床講義ニ充ツル事トナリ居リ且ツ病院内ニ於ケル研究的設備及図書ノ類ハ全部東京帝国大学ニ属スルモノノミニシテ病院ハ全ク之ヲ有セズ斯ノ如キ事情ニ依リ急ニ之ヲ遠隔ノ地ニ移スハ実際上甚ダ困難ナル問題ナリキ随ツテ移転新築ノ必要ニ逼ラレツ、モ之ヲ決定スル事容易ナラザリシナリ

然ルニ今ヤ病院ノ建物ハ著シク腐朽ニ傾キ特ニ木造部ハ殆ド病舎トシテノ用ニ耐フル事能ハザル状態ニ陥リツ、アリ（此ノ木造部病舎ハ明治卅四年度ノ改築ノ際既ニ考慮セラレタル所ナリシガ日露戦争突発シテ止ムヲ得ズ之ヲ中止シタルモノナリ改築必要ノ程度モ亦推シテ知ル事ヲ得ベシ）

然ルニ又一面ニハ精神病者ノ激増ハ府立病院患者ノ収容定員ヲモ増加スルノ必要生ジ来リ従テ病舎新築ノ必要焦眉ニ迫リ来リ而カモ本院ノ敷地ハ狭隘ニシテ到底建物ノ増築ヲ許サズ加之病院周囲ノ状態ハ病院ノ此ノ地ニ存スル事不可能ナラシムルニ至リタル事前述ノ如シ

以上ノ如キ諸種ノ状態ハ先ヅ本院当事者ヲシテ新築移転ヲ力説セシメ終ニ一般社会モ亦ソノ決行ヲ思フ状勢ヲ示セリ

茲ニ於テ東京府知事ハ巣鴨病院改築移転ニ関スル案ヲ立テ之ヲ東京府会ニ提出ス同案ハ大正五年通常府会第二十九・三十号議案トシテ審議セラレ同府会ニ於テ可決セリ此案ハ大正五年度ヨリ同九年度ニ於ル五ケ年継続事業トシテ立案セラレタルモノニシテ今茲ニ府議会議事録ヨリ其要点ヲ抄記スヘシ

議長（齋藤孝治君）第八日程ニ移リマス

　書記長（本多太郎朗読）

府第二十九号議案

（自大正五年度 至大正九年度）東京府衛生及病院費継続年期及支出方法

一金六拾万五千六百九拾参円六銭　衛生及病院費中精神病院移転建築費

　内訳

一金拾五万貳千貳百四拾円九拾参銭　大正五年度支出額

一金四万六千五百九拾円貳拾七銭　同　六年度支出額

一金貳拾五万四千参百拾貳円参拾八銭　同　七年度支出額

一金九万七百拾壹円九拾五銭　同　八年度支出額

一金六万壹千八百参拾七円五拾参銭　同　九年度支出額

（右案可決ス）

府第三十号議案

　不動産処分ノ件

東京市小石川区駕籠町所在府立巣鴨病院敷地

番地	坪数
四十一番 自五十三番至五十九番	一〇、四九九坪
六十番ノ一	三一八坪
同　ノ二	三三三坪
同　ノ三	一、六一一坪
同　ノ四	五二〇坪
六十一番ノ一	三四二坪
同　ノ二	一四九坪
同　ノ五	一五八坪
同　ノ六	四二坪
同　ノ七	一五一坪
七十二番	二二四坪五
合　計	一四、三四六坪五合

東京市本郷区上富士前町所在府立巣鴨病院敷地

番地	坪数
二十一 三十二 三十八番地	七、四九二坪
二十四番地	二三二坪
七十三番地	一六五坪
七十四番地	二八六坪
合　計	八、一七五坪

東京市小石川区駕籠町、本郷区上富士前所在府立巣鴨病院敷地

㈠　二八六坪九合七勺

　　四一九坪五合

㈡　一三二坪五合三勺

以上合計　二万二千九百四十一坪

此ノ実測坪数二万二千七百八十二坪八合三勺五才

内

一、百九十一坪一合　道路敷地トシテ土地売却地坪

一、二万二千五百九十一坪七合三勺五才　同上

此ノ売却見積価格七拾万七千五百参拾円九拾弐銭

内訳

金七拾万五千六百壱円拾弐銭	二万二千五十坪三勺五才	坪卅弐円
金千弐百参拾円八拾銭	三百九坪七合	坪四円
金六百九拾六円	二百三十二坪	坪参円

右土地ハ売却スルモノトス

（右原案可決ス）

説明

現在敷地東側ノ一部ヲ道路敷地トシテ土地ヲ要スルト精神病院ノ移転建築ニ伴ヒ不用トナルベキ巣鴨病院ノ敷地ヲ

売却セントスルニ由ル

上記からあきらかに、**病院移転の理由**は、現在地が繁華の地となって病者の静養に不適当になったことと、敷き地がせまくて病院拡張の余地がないこととである。病院移転の方針が確定するについては、呉院長の強力な働きかけと井上友一府知事の識見・決断とがあった。加藤普佐次郎が「松沢病院の出来た頃」(『救治会々報』第五八号、一九三九年)に「井上友一知事がこの呉先生の趣旨理想を悉く賛成せられた。呉先生はよき友を得たものと、病院の構築を設計せられた」とかき、「呉先生をしのぶ会」(『呉秀三先生――その業績』)では「呉先生と相兄弟になっていた知事」とかたっているところをみると、井上知事が呉院長の抱負になみなみならぬ共感をしめしたのである。また年報が「一般社会モ亦ソノ決行ヲ思フ状勢ヲ示セリ」とかいている点注目すべきであろう。この数年、新聞雑誌記者の病院参観がふえていたのは、呉院長が病院移転の世論づくりを意図して積極的に記者をまねいたのではなかろうか。とすると、芦原将軍はそのためのだしにつかわれるという面もあったかもしれない(芦原はこのまえからしばしば新聞種にされる人ではあったが)。

翌一九一七年一月一九日に、呉院長、三宅副院長、猪狩義友書記(事務科長)、東京帝国大学理科大学教授神保小虎、地質調査所技師(所長)工学博士井上禧之助、農商務省技師小林儀一郎が病院新築土地選定の調査委員に任ぜられた。二月一四日呉院長は、土地選定の条件を府知事に具申し、三月一四日に委員として、**松沢村の候補地**が病院新築移転地として最適であるむねの意見書を府に提出した。九月三〇日府参事会は荏原(えばら)郡松沢村上北沢を移転地に決定した。土地選定の経過は、一九一七年年報につぎのようにかかれている、――

右〔調査委員〕諸員ハ新営敷地ニ付テハ府会ノ希望ヲ諒シ衛生経済交通其他諸般ノ事項ニ於テ病院ノ経営上最モ完全ナル場所ヲ選定スル方針ノ下ニ院長呉秀三副院長三宅鑛一ノ両氏ノ意見ニ従ヒ先ヅ新営地ニ必要ナル条件トシテ

一、東京ヨリ成ル可ク近距離ニシテ交通便ナル事
二、通信ニ便ナルコト
三、用水ハ水質良好ニシテ且ツ豊富ナルコト
四、排水ニ便ナルコト
五、風塵ヲ避ケ得ラル、コト
六、土地ニ高低アリ且ツ成ル可ク樹木ヲ有シ風致ニ富メルコト
七、出来得ル丈ケ広潤ナル地積ヲ購入スルコト

等ノ事項ヲ定メ之ニ依リ公平周致ニ調査スルコト、シ諸員ハ専ラ意ヲ之ニ用ヒ東奔西走シ左ノ候補地ヲ撰定セリ

所在地	地目	坪数	一坪ノ価格
荏原郡 駒沢村大字深沢	畑、宅地、山林	四万千四百十八坪 外府有地四千七百三十五坪	参円五拾銭
同 松沢村大字上北沢	田、畑、山林	六万千五百三十一坪	壱円九拾八銭
同 世田ケ谷村代田吹上	宅地、畑、山林	四万坪以上	五円
豊多摩郡 野方村上鷺宮	宅地、畑、山林	十万坪	弐円五拾銭
北豊島郡 石神井村下石神井	田、畑、宅地、山林	八万坪	参円八拾銭
北豊島郡 同村上石神井	畑、宅地、山林	六万坪	参円参拾銭
北多摩郡 千歳村烏山	畑、山林	七万坪	壱円七拾銭
同 武蔵野村吉祥寺	宅地、畑、山林	十万六千五百六十四坪	弐円七拾五銭

同	村山村	山林	五万坪	八拾参銭
同	東村山村大字粂川	山林	五万坪	壱円
同	東村山村大字南秋津	山林	五万坪	壱円弐拾銭
同	立川村大字上古新田	畑、山林	十万坪	壱円
同	立川村大字下古新田 下ノ原	畑、山林	十万坪	畑 壱円参拾参銭 山林 壱円拾六銭

右候補地中世田ケ谷村ノ分ハ価格ノ高キ点ニ於テ石神井村ノ分ハ価格ノ高キト交通不便ナル点ニ於テ村山村東村山村及立川村ノ分ハ東京ヨリノ距離遠ク且ツ交通ノ便十分ナラザル点ニ於テ何レモ到底敷地タルニ適セズト認メタルヲ以テ爾余ノ駒沢松沢野方千歳及武蔵野村ノ五ケ所ニ就キ専ラ調査シタリ其結果駒沢、松沢以外ノ土地ハ其ノ位置及交通ノ不便ナル点ニ於テ之又候補タルニ適セズ依リテ余ス駒沢、松沢ノ二ケ所何レカヲ其新営地ト決定スベキカニ就テ尚精密ニ調査ヲ重ネタリ其調査報告ノ大要左ニ記スベシ

一、駒沢村ハ渋谷駅ヨリ玉川電車ニテ之ニ赴クベク三軒家ヨリ単線ニシテ候補地迄三哩三ニシテ十五分毎ニ発車シ二十分ニシテ駒沢停留場ニ至ル此所ヨリ候補地迄少ナクトモ一、二丁有ルベク表門ノ位置ニ依リテハ三四丁ノ距離ニ達スレド然シ自働車ノ交通ハ自由ナリ

一、松沢村ハ新宿追分ヨリ京王電車ノ便アリ新宿ヨリ五哩、十五分毎ニ発車シテ二十一分ニシテ達ス目下笹塚ヨリ先キハ単線ナルモ病院ノ松沢ニ設置ニモ及バヾ直ニ複線ニ改ムベク又停留所ハ病院側ノ希望ニヨリテハ其門前ニモ移サントノ京王電気会社側ノ申出アリ又自動車ノ通行自由ナル点ニ於テ駒沢ニ勝レリ交通ノ便ナル事ハ精神病院設置ノ一大要件ナルハ古ヨリ学者ノ唱導シタル所ニシテ即チ患者運搬物資ノ供給病者見舞職員ノ補給一般医員ノ研究等ヲ容易ニ行ハルガ為ナリ西暦一、八七五アルトシ、エルビッツ精神病院建設者「プロフエッソール」ケツ

ペ氏ガ既ニ当時ニ於テ精神病院ノ建設地ハ可成大都会に近ク造ルヲ可トスト唱ヘラレタルハ蓋シ此意ナリ
尚松沢村ハ駒沢村ニ比シテ通信機関ニ於テハ左マデ甲乙ナシ然共地積ノ広潤且ツ地価ノ低キ点ニ於テ遙ニ勝リ又樹木ヲ有シ風致ニモ富ミ風塵ヲ避ケ得ラルル等ニ於テモ駒沢ニ劣ラズ殊ニ水質ノ良好且ツ豊富ナルニ於テハ駒沢ノ及ブ所ニ非ズ今茲ニ検水表ヲ示セバ（検水十万分中）

	浮遊物	全固形物	アンモニア	硅酸	鉄及礬土	石灰	硫酸	塩素	上増一分間ノ湧出水量	下増一分間ノ湧出水量
松沢村	—	七、一六	—	微量	—	少量	微量	少量	五升以上	三斗
駒沢村	二、〇〇	一〇、四四	〇、〇八	微量	微量	少量	微量	少量	二升以内	一斗以内

右表ニヨレバ駒沢村ニ於ケル湧出水ハ飲料トシテ敢テ不適当ナラザルモ良好ナリト云フベカラズ松沢村候補地ニ於ケル湧出水ハ最モ地下水ニ豊富ニシテ質良好ナリト信ズルモノナリ
排水ニ於テモ駒沢村ハ水溝約十五間ヲ築造セザレバ排水困難ナルニ引カヘ松沢村ハ候補地内ニ数条ノ用水路アリテ排水ニ便ナリ（呉、三宅両博士ノ報告ノ一部）
斯クテ同年三月九日終ニ松沢村ヲ以テ其移転地ニ確定セリ

「松沢病院ノ歴史」によれば、二月一四日呉院長は病院新築移転地に必要な条件を府知事に具申し、三月一四日に呉院長は土地選定委員として松沢村の候補地が最適であるとの意見書を府に提出した。つまり、三月九日に委員のあいだで移転地をきめ、その意見が三月一四日に府に報告されたのだろう。そして九月三〇日に府参事会は、移転地を松沢村上北沢に決定した。

さて、移転候補地に決定した**松沢村**は、甲州街道に接しその南に東西にながくのびた村で、ふるくは新宿よりから松原村、赤堤村、上北沢村となっていた。三村の連合戸長役場だったのが合併して松沢村となったのは一八八九年六月一八日である〔松原、上北沢の上と下とをとって松沢と称したのだろう〕。巣鴨病院が移転した場所はその西端にちかく、またのちに青山脳病院が移転するのは松沢村の東南隅である。この土地は昔は甲州街道筋の宿場の影響でかなりさかえたが、一八九〇年に中央線が開通してから戸数は減少していた。宿場があったとはいえ、戸数の大部分は純農家であった。水利がよいのは上北沢だけで、また大都市周辺の農村であるので、農家といっても水田よりは野菜造りの畑が主であった。一九〇七年ごろから甲州街道を北多摩郡千歳村烏山まで乗り合い馬車が角笛をならしながらとおっていたが、京王電車開通によって姿をけした。新宿から八王子および多摩御陵にいたる京王電車は、一九一三年四月一五日に単線開通し、一九二〇年三月二二日より複線化した。大震災ののちは郊外への移住が激増したため、戸数・人口ともに急増し、松沢村は住宅地と農地とがいりまじる田園都市となっていた。東京市域の拡張によって、松沢村が東京市世田谷区の一部分となったのは、一九三二年(昭和七年)一〇月一日のことである。松沢村についての上記の記述は『松沢村史』(松沢村、一九三二年)によるが、その序に松沢村長飯島安太郎は「顧れば私が移り住んだ頃の松沢村は未だ竹林と雑木林の点綴した昔乍らの武蔵野の面影を多分に残してゐた平和な農村であつた」とかいているが、巣鴨病院移転のころもおなじだったのである。

なお、蘆花徳富健次郎は一九一八年七月に「居村粕谷の隣村松沢村に巣鴨の狂病院が移転しつつある。狂不孤必有隣ものか、然し粕谷から松沢まで近くも十余町の距離はあり、徳富健次郎は九分九厘まで狂に近づくことはありとも、最後の一厘彼を狂了せしめないであろう。彼の奥底には、冷干氷の如きものあり」とかいた〔引用は春原千秋・梶谷哲男『明治・大正の作家——芸術と病理』〔パトグラフィ双書・別巻〕、金剛出版、一九七四年、による〕。

新築移転費用をめぐって

加藤普佐次郎は「松沢病院の出来た頃」（『救治会々報』第五八号、一九三九年）につぎのようにかいている、――

呉先生が松沢の大病院を計画せられた。天然の侭の松林、水田に取り囲まれて、中央には大庭園をつくり山あり、水あり、そこに遊歩する人々あり、そして病院の周囲の村々には病者の友として預かる農家あり、と病者中心の世界を脳中に画き出された。井上友一知事がこの呉先生の趣旨理想を悉く賛成せられた。呉先生はよき友を得たものと、病院の構築を設計せられた。五十余の分棟は別墅の如くに散在し、各棟の内には随意に湧き出づる持続浴を設備するそのために湧出の量の甚大な井戸を掘らねばならぬ。神保小虎博士に頼んで水質水量の調査を依頼せられた。各数ケ所の候補地に就て詳細な研究調査が行はれた。松沢ならば水は充分出ると折紙がつけられた。大病院の世帯故交通の利便もよくなければと言う条件で、電車が正門前に停留所をつくると申出た。呉先生が精神病学集要の大著に精神病院の項を設けて書かれた理想、条件が皆充足される事となり、工費百万円五個年計画、東洋一の大精神病院が出来ることに迄こぎつけたのである。工事費は何処から出る。巣鴨の病院敷地が二万坪ある、これを坪当り五十円に売ればそれで丁度百万円、三十年の苦節酬ゐられたのだと言ふわけである。

所がいざ巣鴨の敷地半分を売却入札して五十万円を手取りにしようと思ふた府参事会のあてははづれた。大戦争の大景気で計算した五十万円どころか、入札を何度し直ほしてもだめだ。困り抜いたあげくに、財団法人理化学研究所に泣きついて三十万円を手に入れ、苦肉の策で考へ出して府立五中の敷地を取つた。買ひ手のない時に乗られた船の五中である。中学の生徒は巣鴨病院の患者と隣り合せに暮したものだ。理化学研究所の側であとは栄養研究所が来てくれることになつた。

やっと敷地処分による金のやりくりもついた時好事魔多しで井上府知事は府会の席上突如脳溢血のため逝かれた。呉先生はがつかりせられた。

加藤のこの文章は、金額など細部に不正確な面はあるが、事の大筋はつたえているようである。すでにみたように、一九一六年の東京府会で議決された案は、巣鴨病院敷き地を全部七〇万円あまりで売却し、六〇万円あまりで新病院を建設しそこに移転しようというものであった。一九一七年一月三〇日東京府告示第二一号をもって、前記精神病院の移転建築の予算を発表。三月二八日巣鴨病院敷き地の一部売却公告が発表された。「松沢病院ノ歴史」によればこの内容は「巣鴨病院敷地ノ内、一、実測面積五千五百七十三坪六合六勺。但本地上ニ存在スル府有建物及立木其他一切ノ地上物件ヲ包含セズ。入札保証金ハ各自見積代金ノ百分ノ五以上トス」であった。この五、五七三坪余というのは、敷き地のうちとりあえず売却できる部分であろう。そして一〇月三日に、敷き地のうち一二、〇〇〇坪を代金四一二、五七六円で理化学研究所に売却する契約をし、一〇月二九日五、五七三坪六合六勺と同地建て物木造二階建て（男看護人寄宿舎）一棟をひきわたしたのである。理化学研究所への国庫補助に関する法律は一九一六年三月七日に公布され、一九一七年三月二〇日に財団法人理化学研究所は寄付金二一八万円をもって設立認可された（創立委員長澁澤榮一、所長菊池大麓）。

新築移転費用予算については「松沢病院ノ歴史」にもまちまちな数字がのっていて、よくわからないが、数回にわたって更正されている。土地売却代計七九三、四七五円（一九一六年度に二三八、四七五円、一八年度に五五五、〇〇〇円）、建て物売却代三、四三五円、計七七六、九一〇円をもって財源とし、七四〇、九二五円を五年にわたって支出する（ほかに運用金二三〇、八六八円）というのは、一九一八年に更正された予算であろう。支出のおもなもの

は、土地買い入れ代が一四四、九六三円、建築費合計が五一〇、八九五円、蒸気設備費三四、三七九円、備品費二八、五七三円であった。それが、一九一九年度には、財源である巣鴨病院敷き地・建て物の売却代金を、土地八一四、三七三円六〇銭、建て物九、〇〇〇円とみつもった。土地のうち一二、〇〇〇坪は既述のように理化学研究所に売却契約がすんでおり、また三、五六五坪二合八勺は府立第五中学校敷き地に充当したので普通経済から一二万円がくりいれられたが、七、〇六九坪九合四勺が未売却であった。このほかに駒沢村府有地売却代一四、二〇五円も財源にみこまれている。この土地は浮浪者（被護人）収容所のあった土地であろうし、この代金は売却代金の一部であろう。

この一九一九年度の計画では、巣鴨病院の定員は自費八一名（一等一二、二等四九、三等二〇）、公費三六五名（市町村委託一二〇、施療二四五）計四四六名であったのを、定員七〇〇名（特等一五、一等七〇、二等一一五、市町村委託二五〇、施療二五〇）とし、移転新築費用は八六七、五七五円二九銭とする。敷き地は六一、五三一坪（実測で六六、〇〇八・四四坪）、建て坪は五、八三八坪七合五勺（うち新築四、四七五坪、元被護人収容所より移築一、二二四・七五坪、巣鴨病院より移築一三九坪）（自費患者分一、七一八坪、公費患者分二、一二五・五坪、二者共通分一、九九五・二五坪）となっている。元被護人収容所建て物材料は三一、三三〇円相当である。

翌年度には財源として巣鴨土地売却代および駒沢府有地予算超売却代がさらにすこし追加され、さらに巣鴨病院基本金の支出が計画され、それでも移転新築費にはたりなかった。巣鴨病院敷き地が最終的にどういう形で売却され、また財源の不足がどういう形でおぎなわれたか、たしかめてない。「松沢病院ノ歴史」は新築移転費用についてこうかいている。――

（前略）大正九年四月二十五日五度目ニ予算ヲ更正シテ金百貳拾萬五千五百七拾参圓九拾八銭トシ。尚十年度ニ於

テ建築予算金壹萬七千九百拾壹圓ヲ追加セリ。即チ松沢病院ガ新築ニ費シタル費用ハ金百四萬三千四百八拾四圓九拾八銭ニ上レリ。新築移転ノ外尚移転後本院ノ内部ヲ整頓スルタメ園内ニ道路ヲ設ケ樹木ヲ植栽セシ等ノタメニ臨時費ヲ支出シタルハ大正八年（一九一九）ニ金貳萬八千八拾九圓八銭五厘（備品費壹萬参千圓四拾銭、寝具被服費七千参百六拾六圓七拾貳銭、雑費七千貳百八拾貳圓四拾六銭五厘、樹木手入費四百参拾九圓五拾銭、合計金貳萬八千八拾九圓八銭五厘）。大正九年ニ金参萬四千百貳拾四圓六拾参銭（備品費壹萬貳千貳百参拾貳圓貳拾壹銭、寝具被服費壹萬貳千参百八拾八圓六拾八銭、雑費参百八圓、水路費六千九百八拾貳圓貳拾五銭、設備撤去費貳千貳百拾九圓四拾九銭、合計金参萬四千百貳拾四圓六拾参銭）。合計六萬貳千貳百拾参圓七拾壹銭五厘ニシテ、松沢病院今日ノ施設ハ即チ前記新築移転費ト、コノ臨時費トヲ合算セル金高ニヨリテ成立シ得タルモノニシテ、ソノ総額金壱百拾萬五千六百九拾八圓六拾九銭五厘ニ達セリ。（後略）

財源および新築移転費用の予算がくりかえし更正されたのはなぜか？　一九一九年はなお物価騰貴のつづいた年であり、一九二〇年は大恐慌の年である。こういうなかで建築費がどううごいたか。察するに、建築のおくれのため物価騰貴の影響をよりおおきくうけるようになったのではないか。

なお、移転準備として一九一七年九月五日に積み立て金設備および特別会計に関する方法ならびに基金の制度が改正された。

政府予算としては一九二〇年度の内務省予算に東京府立精神病院補助費一五万円が計上され、東京府会は一九二〇年一〇月二二日に歳入追加予算として精神病院費国庫補助金一五万円を議決した。

東京帝国大学との関係

巣鴨病院移転にともない東京帝国大学との関係を整理する必要があり、つぎの文書往復があった、――

午庶発第九六号

　巣鴨病院ニ関スル件

当府巣鴨病院ニ付テハ従来多大ノ御援助ヲ仰キ居候処今回同病院ヲ府下荏原郡松沢村ニ移転ノ上其ノ規模ヲ拡張スルコト、相成先以テ七年度中ニ現在ノ患者ヲ収容シ得ヘキ病室其ノ他ノ建築工事ヲ了シ八年度ニ於テ全部移転ノ順序ニ相運候ニ就テハ明治二十七年七月三日付坤第二六四号ヲ以テ御示ニ係ル貴大学トノ関係ハ大正八年三月末日ヲ限リ之ヲ打切リ度尤モ貴大学医科大学職員中ニ当府有給吏員トシテ院長以下ノ職員ヲ任命シ院務ヲ処理セシムルコトニ付テハ従来通リ実行致度希望ニ有之候ニ付右御承諾ヲ得度此段予メ得貴意候也

　大正七年二月二十六日　　知　事

東京帝国大学総長山川健次郎宛

つづいて、おそらく三月八日に井上友一知事から山川総長にあて、医科大学職員の一部を従来どおり府有給吏員として院長以下の職員に任命できるよう、予算編成都合などもあるので、至急承諾をえたい、という文書がだされる。返事はすこしおくれる、――

坤第五七号

貴府巣鴨病院ヲ府下荏原郡松沢村ニ移転ノ上ハ本大学医科大学職員ニ貴府有給吏員トシテ院長以下ノ職員ヲ任命シ院務ヲ処理セシムルコト従来通リ御実行方ニ付曩ニ御照会相成候処右ハ御申越通リニテ差支無之候条御承知相成度此段御回答候也

大正七年七月二十日
東京府内務部長東園基光殿

東京帝国大学総長　理学博士　男爵　山川健次郎

松沢村移転後、院長・副院長はそれぞれ東京帝国大学医学部の教授・助教授であるが、医員で大学助手である人はしばらく一、二名だけとなり、ついで医員は大学の副手となる。また、医長のうちのあるものは大学の講師（非常勤）をかねることになり、さらにのちには、副院長も専任で、大学の講師（非常勤）をかねるという形になって、院長が大学教授の兼任であるほかは、大学と松沢病院はいちおう分離した形になる（他方、大学の助教授時代の一時期の杉田直樹や、松沢病院医長から大学の専任講師になった荒木直躬は松沢病院の医務嘱託になっていた）。だがそれだけでなく、院長も専任にしたいという考えが府側にはあったらしい。加藤普佐次郎は「呉先生をしのぶ会」で、「そして松沢病院長というものと、東京帝国大学教授というものを二つに分けたいということが、井上知事の意見だったんです」とかたった。井上知事が呉院長と「相兄弟」の仲とすれば、これは呉院長の考えでもあったろうか。その方向づけをしようという動きが、山川総長の回答をおくらせることになっていたのかもしれない。いずれにせよ、この**専任院長構想**は、医者のほうにはつたえられないが、府側はこれをもちつづけたのである。こののち定員一、〇〇〇名の大病院にしていくのであれば、専任院長ということは、いまからみれば理の当然ではあるが。

新病院の建築

松沢病院新築工事は一九一八年（大正七年）三月五日に起工された。四月九日松沢村における敷き地六一、五三一坪を買収。この代金は予算額の一四四、九六三円であるか、それをおおきくうわまわることはない額だったようであ

る。一〇月五日には敷き地内の樹木が松沢病院に引き継ぎされた。

新病院の構想は、敷き地内定後ただちに具体的にねられはじめたことであろう。一九一九年年報は「病室ノ設備ニ付テハ巣鴨病院時代ト其ノ主義方針ニ更ル所ナカリシガ巣鴨病院時代ニ於テハ其ノ場所建物等ノ関係ニヨリ実行スル事能ハザリシトコロモ実行スルニ至レリ即チ従来ノコリドール式ヲ松沢ニ移転後ノ病室ハパビオン式（分棟式）建築ニヨリ患者ノ区分ヲ容易ナラシメ相互ノ煩雑ヲ避ケ特ニ自由解放病棟ノ如キハ患者ノ生活甚ダ高尚有意義ニシテ此ノ分棟ニ依ラデハ到底期シ得ザル所ナリ」とかいている。全体が**分棟式**である点が新病院の最大特徴なのである。呉院長はいつごろから分棟式をかんがえだしたのだろうか？

『国家医学会雑誌』第二九四号（貧民救療間題特別号・勅語恩賜記念号第二、一九一一年）にかいた「精神病者と其救済」のなかで呉院長は、人口五万ぐらいの都市には一つぐらいの癲狂院が必要であるとして、収容患者三〇〇名の建築費と経常費とを計算し、簡単な病棟配置図をつけている。その病院はコリドール式であって、三本の長廊下が縦にはしっているのに直角に数列の病棟がならんでいるものである。このときは、都市の癲狂院ということで、敷き地をかんがえてコリドール式の配置図をつけたものか。『精神病学集要』（前編、増訂第二版、一九一六年）の「第六巻　治療通論」は、精神病院についても詳細に論じている。そのなかには、こうかかれている、――

> **精神病院ノ構造**　精神病者ハ欧羅巴ニ於テ嘗テハ尼寺ヤ城堡（トリデ）、監獄ナドノ巍々タル堅牢ナ厳重ナ建物ニ収容サレテ居リ。其後ニナツテモ精神病院ハ（他ノ病院モ同様）二階三階ノ堅牢ナ建込ンダ建物デ。廊下式 Corridorensystem ト云ツテ、病室ガ廊下ヲ挟ンデ左右ニ並列シテ採光モ換気モ余リヨクナイモノデ、癡人舎 Irrenhaus 狂人塔 Narrenthurm ナドト称ヘラレタ。維也納ニアル狂人塔ト云フノモ大キナ丸形ノ数階ノ建物デソノ周囲ニ採光ノ窓ガアルバカリデ。内部ハ薄暗ク心地悪イモノデアル（〔中略〕）。伊太利ニ於ケル諸精神病院ハ今モ皆昔時（ムカシ）ナガラノ堅固一方ノモノデアル。近キ数十年間ニ於テソレハ段々ニ改良サレテ病症的配分其他ヲ目的トシテ発達ニ発達ヲ加ヘ、今ハ別棟式 Pavillonsystem 別墅式ニナリ、分レ分レノ頃合ノ建物

ガ庭園ニ取巻カレテ立テラレル様ニナリ。（東京府巣鴨病院ノ煉瓦建物モヤハリ之ニ倣ツタモノデアル。〔中略〕）。其内ニ最新式ナころにい式病院（村落式）モ出来テキタ。（後略）

巣鴨病院でも煉瓦造りの自費病棟につづいて旧病棟の全体も分棟式に改造しようとしたが、敷き地の関係でそれが不可能であることがわかったのだろう。松沢病院は分棟式に充分な敷き地をもっていた。

移転までに必要な建て物は一九一九年三月一〇日に落成した、——全六〇棟でうち病棟は一八棟（西一、西三、西四、西一開放、中一、中三、中四、東一、東三、東四、東一開放、南一、南二、南三、南四、南五、南六、南七）。一九二〇年には全一一棟、うち病棟一（東五）が、一九二一年度には全七棟、うち病棟五棟（西二、西二開放、中二、東二、東二開放）が、一九二二年度は八棟が完成し、病院にひきわたされた。この一九二一年度の建て坪計五、九八一・七三三五坪で松沢病院の新築はいちおう完成したものであろう（そこで松沢病院完成までの費用は前記の一一〇万円あまりを、もうすこしうわまわるものとおもわれる）。

それぞれの**病棟の性質**はつぎのようである、——

西第一開放　男の自費軽快患者を収容
西第二開放　男の公費軽快患者を収容
西第一病棟　男の自費安静患者を収容（「安静患者」とは要安静患者でなく、平静患者の意である）
西第二病棟　男の公費および自費の安静患者を収容
西第三病棟　男の自費不安〔不安静〕患者を収容
西第四病棟　男の自費および公費の不穏患者を収容
中第一病棟　女の自費安静患者を収容

中第二病棟　女の公費および自費の安静患者を収容
中第三病棟　女の自費不安患者を収容
中第四病棟　女の自費および公費の不穏患者を収容
東第一開放　女の自費軽快患者を収容
東第二開放　女の公費軽快患者を収容
東第一病棟　女の公費安静・不安患者を収容
東第二病棟　男の重症患者を収容
東第三病棟
東第四病棟｝女の重症患者または合併症患者を収容
東第五病棟　隔離室で、伝染病にかかった者を収容
南第一、二病棟　男の公費安静患者を収容
南第三病棟　男の公費不安患者を収容
南第四病棟　（はじめ木造、のち鉄筋コンクリート造りとなる）　男の公費および自費の不安患者を収容
南第五病棟　男の公費安静患者を収容
南第六病棟　男の公費および自費の重症患者を収容
南第七病棟　男の公費および自費の結核患者を収容

これらの病棟のうち、南第一病棟および南第二病棟、南第三病棟および南第四病棟、南第六病棟および南第七病棟は、コの字型に一本廊下の奥がそれぞれ廊下でつながっていた。いずれも木造平家で、病室は日本間造り畳敷き。東

の第二、第三、第四、第五の各病棟ならびに南第五病棟の一部および南第七病棟は板張り床で寝台使用。自費患者収容病室には床の間、戸棚などがついている。大部屋であるのは、西第二病棟、南第一―第五病棟、中第二病棟、東第一病棟。「病棟内ニハ各病棟共何レモ病室ノ他、診察室、看護事務室、看護人休憩室、娯楽室、洗面所、便所、浴室、持続浴室、物置、木炭置場等ヲ設ク」（一九二八年年報）。しかし、病棟に食堂の設けはない。まえにのべたように、巣鴨病院規則には病室に食堂をもうけると規定されていた。だが、これは外国の精神科病院の規則をそのままもってきただけで、実際に食堂はもうけられなかったようである。外国の精神科病院をよく研究してきた呉院長も、日本の生活様式のなかでは、食堂を特別に設置する必要を感じなかったようである。そして病棟に食堂がもうけられるのは、のちに中第五病棟が建設されるとき、ときの菅修、野村章恒医員らがつよく主張したためである。

松沢病院では、作業場、農作場、工作場、治療教育所、園芸所、豚舎、鶏舎などもあって、作業治療、治療教育などをひろくすすめる便もえられた。農園は水田一五、〇〇〇坪、蔬菜園および藪一〇、〇〇〇坪で、そのあいだに歩道約一、二〇〇間。屋外運動場は男、女それぞれ二、〇〇〇坪。

周囲の大部分は生け垣とした。これには清水看護長もこまったらしい。「巣鴨病院を語る座談会」（救治会々報、第五六号）で齋藤玉男は、「松沢病院の時に外の囲ひが非常に簡単なので、清水君が『これぢや我々は仕事が出来ません』といふと〔呉先生は〕『病人の囲ひは看護人の目で囲ひせよ、垣根に頼るからいかん』といはれた」とかたっている。

水源としては井戸をほった。はじめのものは敷き地中央の機関部に直径五尺深さ二〇尺の井戸四箇より、ポンプをもって水をくみあげた。だが患者数とともに従業員数もますにつれて、一日の水の使用量一、三〇〇石ほどにたいし三〇〇―五〇〇石不足するので、一九二二年四月に直径三三尺、深さ二二尺の大井戸をほり、貯水量一、〇〇〇石、

湧水量一日五、〇〇〇石が確保できるようになった。湯は、機関部より導水管をもって本館および各病棟に給した。暖房は温水暖房を全病棟にとりつける予定で、さしあたり西第四病棟および中第四病棟（それぞれ男および女の「狂躁」保護病棟）を温水暖房にした。

灯火は電灯とし、**電力**は京王電気軌道会社より供給をうけた。ガスはちかくにガス供給所がないので、ガソリンガス発生機をもって本館の調剤室、研究室に供給した。

院外との連絡電話は、逓信省公設電話はなかなかひけず、一九二一年七月二六日に警視庁電話に加入して、警視庁、府庁、東京市内各警察官署と通話できるようにした。院内電話ははじめから設備された。この院内電話は、加藤普佐次郎によって**演芸放送**に利用された。「松沢病院の出来た頃」（救治会々報、第五八号）にはこうある、——

「日本に於ける演芸放送の最初は松沢病院で行はれたのです」

また「松沢病院のホラ」と言ふ人が多いでせうと思はれるも無理はない。併しこれは事実であります。大正八年十月に移転をして、すぐ院内では毎日作業を初めたそれと同時に余興を始めた。それが盛んになつて正月は一日二日三日と毎日演芸をやつた。この演芸のクセが毎夜となり三月頃から演芸放送に迄発展して毎晩やつた。

松沢の演芸放送のやりかたはこうだ。

本館の二階の一室の電話口から義太夫、浪花節、尺八、詩吟とかはる〴〵やる、これを電話交換室の交換台から病棟各部へ通ずる線に一時に通ずるのである。それを各病棟の電話口で看護人、看護婦さん、患者さん達が十人位宛集合して聞く、それ演芸が初つたと言ふと炊事や機関部からも連接(ママ)を申し込む。

（中略）

田中四郎吉君のを駒方之鈴が森の段、長谷川君の清元、明ケ鴉、鈴木君の尺八等は評判がよかつた。

この松沢の演芸放送は丁度今日のラヂオの演芸放送と内容も時間も似て居た。この放送は別段独創のものではない。米国の

有名な独唱家の歌を千七百哩を距てゝ有線電話で中継して放送した。このことを写真画報で見たのを真似て実行したのである。これが今日のラヂオ放送の先鞭をつけ松沢病院で実行されたのである。

持続浴槽は各病棟に二―六か所もうけられた。「松沢病院ノ歴史」には「湯管ノ浴槽ニ入ル部分ニハ給冷水管ヲモ近ク接シテ導キ来リ、持続浴槽ニ関シテハ両者ノ出ロヲ一トシ、活栓ニヨリテ湯及ビ水ノ相混合シテ排出シ得ル如ク装置シ、各浴槽ハ其欲スル温度ノ湯ヲ随時得ラル、コト、セリ。」とあるが、加藤普佐次郎が「呉先生をしのぶ会」でかたったところでは、この活栓の構造がうまくいかずお湯がつめたく、うまくいくように加藤が工夫し、それを機関手の三瓶傳吉につくってもらったのである。

すでにのべたように、加藤は、井上知事の急死で呉先生ががっくりこられた、とくりかえしかたっている。いちおうの金のやりくりの見通しがついたとはいっても、あとからの追加要求もあったろうが、それが充分にかなえられたかどうか。呉院長にとって松沢病院は、細部にわたってまで望みどおりという形では完成しなかったにちがいない。たとえば、全病棟を温水暖房にすることはかなえられぬままにおわる。『日本医事週報』の記者中村舜二が「松沢病院を観るの記」をのせていくつかの欠点を指摘したのにたいし、呉院長が中村記者にかいた書信が「呉秀三博士より――松沢病院に就て――」と題し同誌第一二七八号(一九一九年)にのせられているなかでも、呉院長は暖房設備についてだけは、まったく同感で院長としても当局者に注意するため上申中である、とかいている。

新病院への移転

いろいろな経緯はあったが、新病院はできあがった。既述のように、病院規程は一九一九年三月二二日に改正され

た。一〇月三日には東京府立松沢病院の**開院式**がおこなわれた。「松沢病院ノ歴史」にはその様子が「当日阿部府知事ノ告示アリ。小橋内務次官ハ内務大臣代理トシテ祝辞ヲ朗読シ、澁澤男爵ハ来賓トシテ養育院長タル立場ヨリ有益ナル感想ヲ述べ。東京府会議長松沢村長等ノ演説モアリ。東京府理事鵜飼技師工事大要及経過ヲ報告シタル後。呉院長新病院ノ構造・設備・経営・将来ノ計画ニツキテ演説セラル。式後角力・太神楽・村神楽等ノ余興アリ盛大ナル祝宴ヲ張ル」としるされている。そして、一一月七日にめでたく全患者の大移動となるのだが、三月一〇日に落成して、開院式が一〇月三日、患者移動が一一月七日ではすこしずれている。そこで当時の新聞をみると、三月一〇日の落成というのは公的文書上のことのようである。

一九一九年三月二六日の『東京毎日新聞』の記事「七部通り出来た新脳病院／七月に移転の運び」によると、目下七棟ができあがろうとしているところである。四月四日の『万朝報』の「日本一の松沢精神病院＝本日上棟式＝経費予算百五十万円」によると、昨年四月起工し、満一か年で基礎工事および建て物の骨組みを終了、四日正午より神田明神神官をまねき井上府知事ほか関係者列席のうえ上棟式をあげる、竣成は本年一杯の予定である。八月二〇日の『東京日日新聞』は「巣鴨病院の引越し九月一日囚人自動車に乗せて／蘆原将軍は移転総指揮官の格＝狂へる乙女の哀話」と報じている。医室の一員の談として、「二百名は軽症だから看護人を付けて電車で送るが稍危険な者は自動車を用ひるなり或は警視庁に交渉して囚人自動車でも借受けたいと思つてゐる」、「例の蘆原将軍は移転当日の総指揮官を以て自ら任じてゐるらしく近来益意気軒昂だ」などかかれている。

九月二日の『やまと新聞』は「精神病院は移転延期／虎疫流行の為」と報じている。松沢病院はようやく落成したので、今一日に開院式をあげて移転するはずであったが、虎疫流行の際なので開院式ならびに移転を延期することになったのである。同日の『毎夕新聞』は、雨宮医員の談として、一〇月中旬移転の運びとなろう、囚人自動車を使用

することは絶対にあるまい、と報じている。一〇月三日の開院式をまえにした九月二九日の『読売新聞』は、移転は一〇月一五日ごろと報じたあと、芦原将軍は「引越の感想をと聞かれてさて薄禿の頭を振り立て、胡麻塩の長髯を扱きながら曰く『ホウ、蘆原内閣も玆半月位ゐで移転する用意をしろといはれたが愈本当になつたのか、名残り惜しい事ぢや』と一寸大きく出た尻から『だが聞けば新内閣の官舎は大部綺麗で広いといふぢや無いか、畳と屋敷の新しいのに何も残念がる事でもあるまいからマア喜んでも良いさ』と妙に達観して居た」とかいている。

開院式を報じる一〇月四日の『中央新聞』の記事「大武蔵野の一隅に東洋一の精神病院／三日盛んな開院式が挙行された」中の**呉院長談**をあげておこう、――

「当病院は未だ全部出来たわけでなく目下は本館を始め工作場、病室、不穏隔離室、浴場、炊事場、六七十余棟で他は明年内に出来る筈である此内で本院の窃に誇りとすべきは不穏隔離室と浴場である隔離室は二棟十五室あつて患者中最も不穏な者を収容し室内天井は鉄網混凝土で固め従来の室内の四隅を取払つて円形としたのは患者が暴れ出しても四隅の角目で怪我をせぬやうにしたのである、又床は防音装置を施し硝子窓は鉄の二重格子で可成り堅牢に出来てゐる、浴場は卅余箇所あつて長さ七尺長方形で中に吊床(はんもつく)を吊り入浴しながら眠るやうに出来てゐる、又湯を供給する室には調節器があつて浴場の加減を図るやうになつてゐるなど稍理想に近く定員は七百名までゝある」因に同院は京王電車新宿駅から五哩の松沢村電車線路に沿ひ間口約二百六十間の扇状を為し総面積六万一千五百三十一坪で園内到る処に松杉の樹林あつて風致よく保健上甚だ宜しく誠に好個の精神病院である

つづいて一〇月一五日の『大勢新聞』は「松沢病院へ移転後葦原将軍は兎飼＝養鶏養豚をして市民に＝安価な肉を供給すると＝」と題し、事務所高橋氏談として「松沢新病院へ移転後は葦原将軍総指揮官格で家兎一二万頭の飼育を開始し皮は患者の襦袢とし肉は東京市へ廉価にて売り出し市民の営養に供すべく養鶏養豚何れも一層拡張経営隙地を

利用して農作物を栽培せしむる等」とかき（もっとも、実際にウサギがかわれたのは年間一〇〇羽前後であったが）、また移転については、「昨十四日を以て期満ち松沢病院へ患者を移送すべき筈の巣鴨病院では未だ新病院の給電給水装置完成せぬため移転を躊躇し居れるが」、「差当り移転は六六人乗市内電車六台と京王電車十台を借り受け車窓を密閉して看守同乗移送し重病人乱暴者は担荷自動車三十台を借用する心意にて病院の道具書類一切は目下某運送店と交渉中なれば二三日の中愈移送に着手すべき筈なりと」とかいている。

わたしが参照している新聞切り抜き帖は、一九一九年の最後の分をかいている。**移転当日**のことは『神経学雑誌』第一九巻第一号にのっている甘雨生の文章によろう（甘雨生とは雨宮医員であろう）、——

巣鴨病院移転の記

松沢病院医局内　甘　雨　生

「巣鴨」と云ふ言葉は可成り広く用ゐられた Schlagwort であつた、其の巣鴨病院は大正八年十一月七日を以て新築の松沢病院へ移転した。古い尊い歴史を持つた巣鴨病院、其処では巣鴨らしい出来事、巣鴨らしい逸話の数々があつて幾多の喜劇、悲劇が演じられたのである。私は今此の一々に就て記すには及ぶまいと思ふ。唯移転当日の概略を記して嘗て巣鴨に喜悲劇を見た先輩諸君の懐旧のよすがとし、今病院に勤めて居らるる人達の為めに後になりての思出の種とし、後日病院に職を奉ずる人達には歴史の一頁として想像の材料にもと筆を執つた。

六万坪の土地、百万円の建設費、新病院の宏壮さは筆にするには及ばないであらう。数日に亙りて物品什器は運ばれたが患者は一日の中に全部を輸送して仕舞はうと云ふので仲々の骨折りであつた。此の大問題に対して当事者は随分心配した、重症者、逃走の危険ある者は自働車により其他は電車によつて輸送する事に決定し、電車輸送の三百名に就ては数週前より時々構内に於て団隊の訓練をした、練習中にも無論喜劇はあつた。急に一人飛出して小便するものや甚だしいのは Onanie するものさへあつた。

愈ゝ当日となつて大学の精神科から医員四名の応援を依頼した。先九時に十七台の自働車は来た、各自働車には患者三名乃至

四名を載せ看護人一名同乗し全隊を二名の医員指揮する事になつた、其の出発の際の騒々しさ自働車の響きや興奮患者の罵声や重病患者の叫びが相呼応して物凄きまで騒々しき中を院長以下医員、看護人は沈著に敏捷に何等の支障なく、よく総てを乗車せしめた、然し予ての細心の注意も其刹那には恰かも戦場の如くに乱れた。自働車の出発を了へると間も無く第一、第二の電車の出発の用意をせねばならぬ、電車は十時より一時間毎に二台宛病院の正面前に停車してくれる事になつた。各電車には患者三十六名で看護人四、五名と医員一名同乗した。之より先き新宿追分の乗換場には副院長が看護人数名を指揮して諸般の手配をして居つた。かくて午後一時発の最後の電車を以て全部の出発を了へ午後三時無事新病院へ全部輸送し得た。途中少々位の喜劇はあつて電車の中で小便を催ほしたものもあつたが用意の便器で充分処理し得た。案ずるよりも産むは易く一人の死亡者、逃走者等なく何等の支障が無かつた。私の見た一つの悲劇は電車が新病院へ着くや一老女は走りよつて「おお新や来たかい」と涙の声を震はせた、面会は何時でも出来るものをいつになく悲しい訳は有る筈はない、新病院に健全なる子を見ての歓喜の涙か、然し患者御本人は一向に平気で無頓着であつた、老婆は「本日面会謝絶」によつてすご〳〵と病める子の後姿を見送つて居つた。

新しい病室へ入つた患者は、一種の不安と、新に対する喜と、旧に対する執著とでサラダの如き説明し得ざる感情に満ちて居た様だつた。斯くて此の大事業は無事に済んだ。取り残された「巣鴨」の樹や建物は幾星霜自分達の友達であつた哀れな病める人の未来に幸あれと健康を祈るが如くに晩秋の麗かな日に別かれを惜しむが如くに見えた。松沢の地は縁濃やかなる松と清く澄み渡つた大空とを以て心よりの歓喜と慈愛とに満ちて彼等の為めに多幸なれと歓迎して居る。松沢の地は縁濃やかなる松と清く澄み渡つた大空とを以て心よりの歓喜と慈愛とに満ちて彼等の為めに多幸なれと歓迎して居る。さても「巣鴨」が「松沢」となるのは幾年の後であらう。吾々は新しい天地に新しい病院を得て学界の権威となり憐むべき彼等の為め福音の来るべく努力し且つは期待して居るのである。

「松沢病院ノ歴史」にのっている記事で移転のことをすこしおぎなっておこう。一一月七日は晴天で、大部分のものは東京市電気局、京王電気軌道会社の電車それぞれ八台で移送した。重症の男三四名、女二九名は東洋自働車株式会社の自動車一九台（こちらは一九台となっている）によって移送した。当日の朝食は旧病舎でとり、昼食はパン食

として半数は新病舎で半数は旧病舎でとった。薬品調剤は七日から新病舎で開始した。物品の輸送は、府所有の貨物自動車の力をかりまた宇都宮回漕店の自動車および荷馬車などによって、八月に開始し一二月に完結したのである。

さきの新聞記事に囚人自動車ということがでていた。たいへんな患者の何人かの移送をどうすべきか、病院当局がなやんでいたことが、「囚人自動車」ということばで表現されるにいたったのだろう。「呉先生をしのぶ会」の座談会で、当時の江副勉院長から「輸送指揮官のご苦心談」をもとめられて、金子準二はつぎのように発言した、――

そんなような時代に、まあこっちに引越すことになってきまして、さあ移すということとなりましたけれど、電車を予約して電車で送る。特別のひとだけ、輸送のしにくい人に限って自動車を使おうじゃないかということになりました。その時分には自動車は貴重品でした。

それで、一番困ったのが、加藤先生が知っている患者、名前はAとしておきますがね……。これは、警視総監の親戚だとか、なんとかというふれこみで、何といいまするか、ひじょうに威張っていたね。威張っていて、看護人が看護するというと、どうも気がかえって荒くなるから、女のほうをというような下田先生の意見によって、特別に女の方で受持って、しかも保護室の近くで特別な扱いをするという話になっていました。ところが知らんうちに妊娠をした人がいて困ったことがある。どうも病院や警視庁でやかましく、以前の警視総監の親戚だといわれるもんですから困ってしまって……。

まあ、こんな事件があったから、また保護室へ移しかえました。すると保護室へいつのまにか、ブリキの金ダライを持ちこんでそれをこわして磨いて、〝おれの部屋へ入ってくりゃこれだ〟というから誰も入り手がない。そこへ松沢病院へ移さなきゃいかんということになった。当時女の方の患者を、わたしが受持つという不運にあったもんですからその患者のところへいって、ブリキの武器をとりあげることが必要になってきた。それで、〝おれは、院長に命令されて、入って君と話しをしなくちゃあいかん。〟といって、まあ入っていった。案外なんにもしなかったんですが、それをとりあげて、〝そのかわり君は、松沢病院にいくまでは、自動車でいくことにする。君と僕とそれから犬一匹をのせていく〟となっとくさせました。そして、いっしょにつれていって、当日犬と三人で、おとなしく来たような次第です。苦労したのは、むしろ多くの患者を送ることよ

り、その一人の患者を送るのに、閉口したようなことがありましたが……（笑声）。

このち松沢病院では、従来の創立記念日にかえてこの一一月七日を**病院（移転）記念日**としていわうことになる。

すでにのべたように、精神病学教室は外来診察所前方の看護婦寄留所を仮教室としてそこに移転していた。本格的な精神病学教室およびその付属病院をつくろうとの意見を呉教授はつよくもっており、大学当局もそれに同意し、巣鴨村庚申塚の六、〇〇〇坪がそれに予定された。一九二〇年度政府予算にその新営費として金六〇万円（四ヶ年継続）が内定した（神経学雑誌、第一九巻第一号雑録）。だが、周辺住民の反対運動がおこったり、さらに大震災となって、この計画は延期され、ついには消滅した。呉院長は、東京帝国大学教授としてこの計画の実現に没頭されており、松沢病院経営のかなりの部分は三宅副院長にになわれていたのだろう。

第二章　移転直後の医療

ここでは呉院長から三宅鑛一院長にかわった一九二五年までを概観しておこう。

おもな出来事

一九二〇年（大正九年）一月二〇日に**西第四病棟が全焼**した。『神経学雑誌』第一九巻第二号所載の記事をあげておこう、――

〇東京府立松沢病院失火

東京府立松沢病院は新築移転後日尚深からざるに、去一月二十日午後七時頃第六号病棟より発火し、遂に平家建鉄筋コンクリート洋館百五十坪の病棟一棟を烏有に帰せしめ八時頃鎮火したり。当夜は医学士早尾虎雄氏渡米せらるるため大学精神病学教室員松沢病院医員等相倚りて本郷の燕楽軒にて送別の宴を開きつつありしに、出火の急報ありたるため中途撤宴し、折柄来会中なりし呉院長三宅副院長下田高瀬両医長金子医員清水看護長等直ちに自動車を以て帰院して防火に努められ、池田保養院長、小峰王子脳病院長、後藤東京脳病院長等も亦席上より直ちに自動車にて、見舞に向はれたり。原因は多分漏電ならんといふ。出火当時同病棟に十七名の患者を収容せるが、看護機宜に適し一人の負傷者もなく全く無事に他病棟に移したりといふ。

焼失病棟はただちに再建工事にかかって八月に竣工した。

市町村長委託患者の委託費（弁償金）は一人一日八〇銭であったものが、一九二〇年四月一日より一円五銭に値上

げされた（一九二二年四月一日からは九五銭、二五年四月一日から九八銭）。

前記のように、病棟部分の完成引き渡しは一九二一年度をもっておわっている。一九二〇年度の収容定員がどのぐらいとされていたか、はっきりしないが、**在院者数**は移転当初からあまり増加せず、一九二〇年における在院者の最多は三八三名であり、年末には三七二名であった。一二月一三日の東京府会で、松沢病院の**空床問題**がとりあげられた。一二月一四日の『時事新報』によってみると、第六日目の東京府会では救育勧業諸費についての質問にはいり、村田權次郎氏と佐藤庶務課長とのあいだに松沢病院入院患者食費問題について再三応答があり〔この問題もきわめて重要なはずだが、その内容は報じられていない〕、ついで伊藤仁太郎氏がたった。府より多大の補助をあたえている松沢病院が充実せず、私立病院に患者おおく、しかもわれらの同僚の経営する病院に患者がもっともおおいときくが、とのべたのにたいし、庶務課長は、精神病院法の関係でやむをえぬ事情がある、など弁解し、伊藤氏がさらに追及したところ、大海原内務部長が、市内各区長にむかって精神病者はまず府立病院におくって余剰を生じたばあいに私立病院におくるべしとの趣旨を注意した、と発言して、議員の拍手をえた。さらに、杉野善作氏が、同僚の私立精神病院経営者とは府会議員だろうが、その氏名をあきらかにすべし、と意気まいたが、理事者の答弁はなかった。一九二〇年一月一日の三等患者は二三六名とすくないのに、同年中の三等の入院は二九名で、一九二一年一月一日の三等患者は一九七名にへっていた。この問題は一九二〇年の松沢病院医局集談会一一月例会における「東京府立松沢病院小統計」（神経学雑誌、第二〇巻第一号、一九二一年）で下田光造がとりあげた。一九一九年一一月七日から翌年一一月六日まで一年間の入院四三八名中、二等が二八六名で「公費患者僅カニ三四人ナルハ奇怪ノ感アリ」といったのち下田は、未治退院一九九名中二等が一三三名で六七％をしめしている、二等患者の家族のおおくは一日一円五〇銭の入院料を負担できないのだから、精神病院法でこれを公費とする路をひらくべきである、という。

府下では、加命堂脳病院、保養院、井村病院、戸山脳病院、青山脳病院が三月一一日に内務大臣によって、精神病院法第七条により東京府代用病院に指定された。一九二一年（大正一〇年）三月三一日に内務省は松沢病院をもって、前年一二月一三日にさかのぼって**精神病院法第六条**（「道府県ニ於テ設置スル精神病院ニシテ地方長官ノ具申ニ依リ主務大臣ニ於テ適当ト認ムルモノハ第一条ノ規定ニ依リ設置スルモノト看做ス」、この規定は一九二〇年一〇月二二日勅令第四九〇号をもって同年一〇月二五日より施行となっていた）**に該当せる精神病院**と認定した。これにともない、従来市区町村長より精神病者監護法により委託された精神病者は一九二一年三月三一日より、警視総監ならびに東京府知事より精神病院法により入院を命じた患者と認定された。一九二一年度から入院費種目別で、施療・委託の区別はなくなり、三等として一本化された。また、精神病院法により認定されたことに関連し、自費の定員は二〇〇名だが、自費患者は精神病院法により入院を命じたものでないので精神病院法の適用外とみとめられるが、国庫補助のばあいの算出上どうかんがえるべきか、と府知事より内務省に照会していたところ、一九二一年六月一日に衛生局長より、自費患者入院も精神病院法第二条の規定によることを要し、松沢病院入院患者はすべて精神病院法の適用をうけるべきものと了知されたい、との回答があった。

東京府立松沢病院規程に、退院、保護室への入室およびそれからの退室、逃走、変死傷、入院、退院、死亡などの届け出規定を主とする第七―第二〇条が追加されたのも、精神病院法による認定に関係してのことであろう。

こうして松沢病院は精神病院法によって公費患者をうけいれられるよう法制面の整備がおわったのだろう。一九二一年四月より**定員**は公費五〇〇名（自費は従前どおり二〇〇名）と増加された。それより一日の入院患者は二、三名からときに六名におよんだが、なお定員を一〇〇名前後わっていたので、府知事より、松沢病院から東京府管内公衙に通知し、所轄警察署とも連絡をとって病院の利用につき一層尽力されることをのぞむとの訓示があった（四月中の

ことであろう)。一九二〇年中の入院患者は計四三六名であったが、一九二一年の入院患者数を一月から順にみると、三八、四六、七二、一二九、一三二、一六〇、一一六、九二、五五、九四、七〇、四六と、とくに四―七月に異常におおく、年間で計一、〇五〇名(うち三等が六〇四名)に達した。六月中には計七〇〇名の定員をうわまわる在院者に達したであろうし、七月一八日には七三八名という年間最多在院にいたった。だが、この年は年間の死亡数も三一三名とおおく、とくに六―九月における死亡がおおかった。その数字をみると、**「いれてはころし」**という感を禁じえない。ともかくも、夕方に入院患者が何人もくるので、外来当番医はたいへんだった。「我が国精神神経病学発展の跡を顧みて」の座談会で金子は、「その病床が塞がらないで府から叱られたものです。警視庁に行つて、精神病者らしい者があつたらどん〳〵送つてくれと頼んだ程困つたものですよ。ところが、頼んだら一日に五人も六人も夕方などに来て、帰ろうと思つても帰れぬ……。今でいうなら過勤手当になる労働を無料で奉仕したものです。巣鴨から松沢に移つたのは大正八年です」とかたり、「呉先生をしのぶ会」でも金子は、府会で問題になったこと、その日のことはその日のうちにしなくちゃいけないと呉院長がいうので何人もきた入院患者の病床日誌をつくるのがたいへんであった、とはなしている。

自費患者入院費は、一九二一年四月一日より、特等一日一人三円を四円五〇銭に、一等二円を三円に、二等一円を一円五〇銭にあらため、さらに一九二二年四月の東京府令第二五号をもって、精神病院法により徴収すべき入院者の入院費は四月一日より、特等一日一人六円、一等四円、二等一円五〇銭、三等九五銭(「三等入院費ハ病者若ハ其ノ扶養義務者ノ資力調査ノ上之ヲ免除スルコトアルベシ」)とされた。この東京府令第二五号によれば、三等患者が公費であるとはかぎらず、三等患者の八、九割が公費であった。だが、文書上でもしばしば三等=公費となっているところをみると、三等患者のなかで自費患者と公費患者との区別はされていなかったのだろう。なお、三等入院費は一九二

五年四月一日から一日九八銭になった。

一九二二年六月一日より施行された東京府令第二八号精神病院法ニ依ル入院患者ニ関スル件には、「第一条、精神病院法ニ依リ府立精神病院又ハ代用精神病院ニ入院シ得ベキモノハ左ノ該当者ニ限ル。但特等一等二等病者ノ入院ニ付テハ此ノ限ニアラズ。一、東京府下ニ本籍ヲ有スル者。二、東京府下ニ寄留シ在ル者。三、東京府下居住者ナルコトヲ其ノ市（東京市ヲ除ク）区町村長ニ於テ証明シタル者。四、東京府下ニ在リテ本籍等不明ナル者。前項ニ該当シタル者本籍等ニ異動ヲ生ズルコトアルモ、退院セシムベキ限ニアラズ」、「第三条、府立精神病院ニ於ケル特等・一等及二等病者（以下単ニ自費病者ト称ス）入院ノ許否ハ東京府知事之ヲ決ス」とあり、特等、一等および二等を自費としている。ここでも三等は自費でないとみなされているのである。

一九二一年一一月二〇日の秋季陸軍大演習に際し、天皇名代皇太子は勅使として侍従甘露寺受長をさしむけて松沢病院を視察させた。甘露寺侍従は中第一、西第四、南第一、南第四、東第四、女自費開放の各病棟を視察した。病院ではこれを記念し、院内四か所に勅使参向記念植樹（マツ）をしその標識をたてた。

一九二〇―二二年の関連事項としては、一九二〇年四月三日に、精神病に関する制度を研究し、精神病院の発達と精神病者救治の改善とを期することを目的とする**日本精神病医協会**が設立され、呉院長がその会長となった。この会は精神病院法制定を機に在京精神科病院長が中心に組織したものである。（この会は一九三五年解散。）

一九二一年三月第四四回帝国議会衆議院において、つぎの精神病院設立に関する建議案が可決された、――

我邦ニ於ケル精神病患者ハ逐年増加ノ傾向アリ。而シテ曩ニ精神病院法制定セラレタルニ係ラズ、未ダ各府県ニ之ガ設立ヲ見ザルハ誠ニ昭代ノ欠陥ナリト云ハザルベカラズ。政府ハ速ニ万難ヲ排シテ之ガ設置ヲ命ゼラレムコトヲ

望ム。

一九二一年四月二五日に大学の精神病学教室講師であった杉田直樹が助教授に任ぜられた。杉田は一九一二年東京帝国大学医科大学を卒業後間もなく、文部省から命ぜられてドイツおよびアメリカ合州国に数年間留学していた。この時期に精神病学教室になぜ助教授が二人になったのかわからない。一九二四年の新聞記事では、呉教授は翌年の定年退官の置き土産に法医学的精神病学講座を設置すべく教授会の賛成をえており、新講座設置の際には杉田助教授が講座担任に予定されているとある。

一九二一年五月六日精神病者慈善救治会は「慈善」の二字をとり、精神病者救治会と改称した。同年七月一日**内務省衛生局に予防課**が新設され、精神病に関する事項は予防課の管掌となり、元医員樫田五郎が精神病および救療に関する主任技術官となった。

一九二二年一一月四日には、呉教授の東京帝国大学教授在職二五年の祝賀会が上野精養軒でひらかれた。この二五年は、榊教授急逝のあとをうけて呉助教授が精神病学講座担任となった時からかぞえたものである。

一九二三年（大正一二年）九月一日の**関東大震災**では「全壊六棟半壊五十四棟ニシテ其ノ他建物ハ比較的軽少ナル損壊ヲ被リ為メニ雨漏等ニ依リ畳建具ノ大半ハ使用ニ耐ヘザルコト、ナレリ」。加藤普佐次郎「大震災と松沢病院の人々」（救治会々報『心疾者の救護』、第四〇号、一九二三年）によれば、病棟の全壊は東側の女の自費開放および公費開放の二棟であった。教育治療室の一棟も完全にたおれ、天井が床についていた。院内における死者は、女の自費開放室で患者につきそっていた家族の二名だけであった。負傷は女の患者一名だけの軽傷で、その夜は女は西に、男は東にわかれてともに松林の草のうえに蒲団をしいて露宿した。翌夜からは男は南側病室に、女のほうは作業場に収容した。風呂は男のほうは四日目から、女のほうは五日目から、家庭用鉄砲風呂をもちだしてはいることができた。そし

て、建て物の復旧には復旧費四三万円がだされ、一九二五年八月には復旧工事が完成した（一九二四年度には西第一、西第二開放、中第一、東第三の各病棟が修繕工事完成引き継ぎをうけたとある）。一か月ちかく入院を停止してはいたものの、震災被害による収容定員の削減はなく、だいたい七〇〇名をすこしうわまわる患者が収容されていた。

また、震災で府下の他精神科病院に病棟の倒壊はなく、しかもどの病院も満員になっていた。震災が精神病患者にたいし直接にショック療法としてはたらくことはなく、また震災による発病例も少数だったようである。精神科病院が満員になったのは、住宅事情や震災にともなう他の社会経済的事情によるものであろう。ともかくも、一一月ごろには松沢病院の分院をつくろうという構想もだされた。

こういうなかで、精神病者救治会も精神科病院の設立をくわだてた。一時期新宿角筈のあたりにという計画もだされたが、おそらく資金があつまらなかったのだろうし、また地元の反対があった。内務省から下付されたバラック四棟二四〇坪を松沢病院内に一九二四年三月に**臨時救護所**としてたて、五月はじめに開所した（場所はのち中第五病棟のたてられる所か）。主として軽症および回復期の患者を収容することとし、治療は松沢病院の医員が担当した（施療の規則は一九一六年の大学の病室のばあいとおなじ）。定員は一〇八名ということであったが、同年五月八日に最初の入院があり、最多は三〇名たらずだったようである。この臨時救護所は一九二六年三月一五日に閉鎖され、その建物はただちにとりこわされた。なお同会では一九二四年五月に神田区駿河台紅梅町お茶の水橋畔に、バラック六〇坪の精神病者相談所を開設し、一九二六年三月一五日からは同所へ治療部を開設して無料で外来診療をおこなっていたが、一九二九年六月に同所は閉鎖され、相談部は松沢病院内におかれた。

このころは東京府下の精神科病院で火事が続出した。一九二三年一二月二八日に王子脳病院が焼失し、その公費患者のうち五〇名が松沢病院に移転した。翌一九二四年一二月二九日には青山脳病院が焼失し、その公費患者のうち五

六名が松沢病院に移転した。

収容定員は一九二五年二月一日より七一三名、同四月一日より七五〇名とされた。

一九二五年六月三〇日には呉院長が退職して、三宅副院長が院長となり、副院長には橋医長がなった（大学の精神病学講座担任教授には、教授会による投票によって三宅、杉田のうちから三宅助教授がえらばれた）。

なお、心理学者の内田勇三郎は一九二三年ごろから嘱託講師として主として心理室に勤務していたが、一九二五年四月一三日に退職した。こののちには一年ほど奥田三郎が在職していた。

病院移転の影響

外来患者は激減した。毎月新来再来あわせて二〇名前後から四〇名をこす外来患者があったが、移転後は一〇名程度から二〇名前後となる。とくに再来がへる。年間の外来患者数が二〇〇名をこすのは、一九三六、七年からである。病名別では早発性癡呆の比重がすこしましたようである。

患者への訪問者は、一九一九年にいちじるしくへり、一九二二年には巣鴨時代をうわまわる程度になったが、あとはそれをまたかなりしたまわる水準で小変動している。年間在院延べ日数にたいし患者にたいする訪問者の合計の一〇〇分比をみると、自費患者では一九二〇年に六・九、二二年七・〇、二五年は五・二であり、三等患者ではそれぞれ一・五、二・五、〇・八である（一九一七年の数字とくらべていただきたい）。

患者の小遣い金消費状況は各年別にはわからないので、一九二〇—二四年の数字から算出して表31にまとめた。売店の状況や買い物のやり方の変化もかんがえられて、一九一七年の表28と単純に比較はできない。全体に使用率がへっているが、その減はとくに三等公費患者にいちじるしい。消費額は、自費患者では使用率の減をおぎない、さらに

たばこの値段（ゴールデンバット）

明治39年	（1906）	4銭
明治40年	（1907）	5銭
大正6年	（1917）	6銭
大正8年	（1919）	7銭
大正11年	（1922）	6銭
大正14年	（1925）	7銭
昭和11年	（1936）	8銭
昭和14年	（1939）	9銭
昭和16年	（1941）	10銭
昭和18年1月	（1943）	15銭
昭和18年12月	（1943）	23銭
昭和20年	（1945）	35銭

（週刊朝日　'79. 12. 7より）

表31　1920―24年在院患者の小遣い金消費状況

		1回平均消費額	使用率
特等	男	98.4銭	34.2%
	女	70.2	32.1
1等	男	49.4	24.6
	女	47.4	21.3
2等	男	30.3	9.6
	女	34.0	7.7
3等	男	14.9	3.3
	女	11.1	3.1

は物価上昇を反映する程度かそれをこしてましているが、三等患者ではその増はわずかにとどまっている。

患者または家人の請求による構外運動は、団体での構外運動の数字とわけられていないので、はっきりはいえないが、ほぼ同程度におこなわれていたようである。**仮出院**は一九二〇年は二四名三七回、一九二一年は四一名八五回と人数に応じてふえ、一九二四年には二六九名三九七回と激増したのち、一九二五年には二八名三八回と激減し、一九二七年には二名二回となり、一九二八年年報には仮出院の項をみいだせない。なにか問題がおこったか、院長交代による方針がかわったか、あきらかではない。

保護室収容は男でとくにふえた。こまかい日数がかいてないので、まえのような計算はできないが、一九二〇年は男だけ二一名（うち一〇〇日以上八名、三〇日以上一〇〇日未満は八名）、一九二一年も男だけ五四名（うち一〇〇日以上六名、三〇日以上一〇〇日未満は二六名）。だが、一九二二年にはへって男だけ三名、一九二三年四名、一九二四年はすこしふえて男だけ二三名（一〇〇日以上八名、三〇日以上一〇〇日未満四名）、一九二五年には〇となっている（そのあとは数名）。**自殺**はすこしふえて、一九二〇年が男一名女一名、二一年は男一名、二二年は男一名、女一名、二三年は女一名、二四年なし、二五年女一名、いず

れも縊死である。**逃走**はてきめんにふえて、一九二〇年は二〇名二四回、二一年は三七名四二回、二二年には三四名三九回、二三年は三八名四三回、二四年にはへって五名七回、二五年は五名五回、逃走頻発の時期には、始末書をかかされあるいは減給される看護人の苦労はたいへんであったろう。

急性伝染病では一九二〇—二四年に、腸チフス二名、赤痢四名ていど発生してたようである。

作業治療

作業治療は松沢病院の広大な敷き地をえて、また**医員加藤普佐次郎**および**看護長前田則三**という中心人物をえて、本格的におしすすめられるにいたった。その経過は加藤の「精神病者ニ対スル作業治療並ビニ開放治療ノ精神病院ニ於ケル之レガ実施ノ意義及ビ方法」（神経学雑誌、第二五巻第七号、一九二五年）、菅修「東京府立松沢病院に於ける作業治療実施の歴史並に其の現状」（救治会々報、第五二号、一九三二年）、「呉先生をしのぶ会」における前田の報告「呉院長時代に作業治療に従事した一看護夫の思い出」にのべられている。加藤は一九一九年一一月に呉院長より作業治療担任を命ぜられた。加藤は奇抜にもみえる大胆な発想をもって実行する人であり、また公舎から直接に作業科に出勤したことにもみられるように作業患者のなかにはいりこんで作業治療にあたった人である。菅の記載によれば、一九二一年末に作業に利用されていた面積は畑四、八〇〇坪、水田五、七〇〇坪、畜産場二、六〇〇坪、園芸占用地一、八〇〇坪、庭園九、七八三坪で、ほぼ二一、五八三坪に達する。作業治療のための建て物は、男病者工作場（封筒貼り作業場）、女病者工作場（裁縫作業場）、大工工作場、印刷場、作業患者浴室、牛舎、鶏舎（三棟）、豚舎（八棟）、屠殺場、畜産物置き、園丁詰め所、農夫詰め所、試験動物舎、女患者洗濯場をあわせて三四七・一八坪に達する。

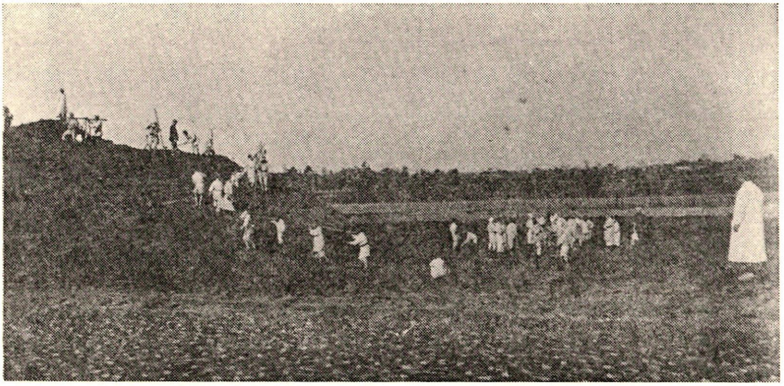


写真15　築き山作業風景，右端は加藤普佐次郎医員
（加藤がモッコをかついでいる写真はみてない）

移転後間もないころの作業は、畑作り、植え木手入れ、養豚、道路修繕、物資運搬、病室内雑用、封筒貼りなどであった。前田がのべるところでは、一九二一年はじめに作業に従事していたのは、病棟内で約八〇名、屋外や病棟外作業場で約三〇名で、屋外で作業していたのはいずれも開放病棟の患者であった。前田はこの三月八日に見習看護夫の辞令をうけ、一〇日から作業係として勤務した（一九二二年一〇月一〇日から最初の作業治療専任の看護長となる）。呉院長は、非開放患者をふくめてなるべく多数の患者に屋外作業をさせることをつよく希望していた。そこでまず、南側病棟の公費患者をだして水田の耕地整理して畑四五反をつくる作業をしたが、この作業に一七、八名が希望し、しかも一か月あまりでこの工事が完成したのである。しばらくののちに、泉水の予定地に**池と築き山**とをつくる作業に七月一八日に着手した。この作業には平均して二七、八名、天気のよい日には六〇名をこす患者が従事し、医員、看護夫もモッコをかついだ。唱歌、軍歌、讃美歌、民謡がかわるがわるうたわれて、みなをはげました（写真15）。二年たって池と山とがほぼ予定の形にちかづいたときに、大震災によって山の上部が崩壊して、かえって自然な形になった。震災のあと始末が一段落したところで築き山工事が再開されて、一九二五年三月にあら削りの土木工事はおわっ

て、あとは園芸的な仕事にうつった。この間に、地形の変形は財産の変更であって府会の承認が必要だということで府庁からどなられることもあったが、立派な池と築き山とができあがってしまったのである。

この間に大井戸掘りも作業治療の一環としておこなわれ、また震災後の一時期には全体の半数ちかい患者があと片付けなどの作業に従事し、大震災はおおがかりな作業治療の場を提供することになった。こういうなかで好転し退院する患者がすくなからずでた。前田があげている一九二五年六月の作業治療の概況はつぎのようである。——

	男	女	計	
病棟内作業				
掃除、配膳など	二五	二五	五〇	九六名
紙袋貼り	二〇	二〇	四〇	
その他	三	三	六	
屋内作業場	男	女		
紙袋貼り	二〇	〇	二〇	六四名
裁縫	〇	二〇	二〇	
洗濯	〇	二〇	二〇	
その他	二	二	四	
屋外作業	男	女		
土木	二〇	〇	二〇	
木工	三	〇	三	
コンクリート	七	〇	七	

農業	一〇	〇	一〇	七〇名
園芸	一〇	〇	一〇	
畜産	一〇	〇	一〇	
掃除	七	〇	七	
その他	三	〇	三	

つまり、在院者平均六九九名のときに、男一四〇名、女九〇名が作業に従事していた。

このののち作業治療では封筒貼りが拡大され、また一九三〇年には救治会の事業として印刷作業が開始され、数名の患者がこれに従事するようになる。

加藤は一九二五年三月に医員を辞職した。そのまえ二月に前記論文によって医学博士号をうけたのであるが、加藤をただしく評価する人は少数であり、松沢病院のなかでも加藤を「土方医者」とさげすむ人のほうがおおかったのである。呉院長の理念にもかかわらず、身をもって作業治療を推進しようとする人は当時もその後も少数派であった。加藤にあって作業治療とは、単に患者をはたらかせるものではなくて、みずからも労働生活をともにしながら、できるだけ開放的な環境のなかで労働の楽しみ・つくっていく喜びを患者に体験させるものであった。加藤の功績は、このような作業治療を実践しその実践を理論化したということとともに、そのような実践を通じて精神科病院の体質をするどくみぬき・指摘したことである。

一つ、人の中でも正直な、私を狂人と間違えて、ここに連れ込む人もある。
二つ、再び出られぬ鉄格子、身をすりよせて外見れば、ねずみの親子も二人連れ。
三つ、見たい会いたいわが子供、面会なんぞというてくりゃ、玄関払いで逢わしゃせぬ。

四つ、用のない人ぶらぶらと、参観なんぞとやってくる。動物園でものぞく気か。
五つ、いつ迄待っても、退院させずに、私をとめおいて、しぼりとる気か、殺す気か。
六つ、無理に私をとめおいて、喜べ、楽しめ、怒るなと、いうてくるそなたは狂人か。
七つ、七つ道具で攻めたてる。立てば上から声がする。坐れば下から槍でつく。
八つ、痩せて死ぬのを待ちかねて、解剖台へ乗せられて、研究論文恐ろしや。
九つ、ここで死のうか、首つろうか、それとも走ろうか逃げようか、思案するする日が暮れる。
十、どこのどのような縁じゃやら、私とあなたとあだがたき、もうし看護婦さん、私を帰してくだしゃんせ、といったところであなたは知らぬ顔。

菅修(「加藤先生をしのぶ」、『白天録』、加藤清光発行、一九六九年)がつたえる加藤のこの数え歌は、戯れ歌ではなくて、実は同僚医師への抗議だったのではないか。作業治療についての論文ははじめ、「精神病院社会学」として構想されたが、大震災にあって範囲をちぢめてまとめられたものである。のちの奥田三郎の分裂病欠陥状態についての論文でも、その治療についての重要部分がはぶかれたが、加藤論文でも印刷されなかった部分がさらに重要だったようである。

加藤は前記論文の題にも「開放治療」の語をいれているが、**開放治療**だけを論じている短報告「松沢病院ノ開放的治療成績(第一報)(松沢病院医局集談会講演)」(神経学雑誌、第二〇巻第三号、一九二一年)がある。早発性癡呆三七名、躁鬱病八名、白癡六名など計五六名の男の公費患者の一九二〇年五―一〇月の開放的治療の結果は、退室七名(うち看護人拝命二)、転棟四名、逃走四名、現在も開放病棟にいるもの四〇名という成績で、当時も軽快患者を看護人に採用することのあったこともわかる。また同年一〇月三一日現在の男の公費患者病室別では、一二〇名中不穏

隔離室に六名、不安室に五七名（うち作業五二）、重症室に一七名（うち作業一二）、開放室に四〇名（全員作業）で、全体のうち三分の一が開放室におり、また一五分の一三が作業に従事している。

加藤を中心とする作業部では一九二三年七月一日から雑誌『**松のみどり**』（あるいは、松の緑）を発行した。はじめ謄写印刷で週一回発行半紙一、二枚のものである。のちには教育治療部の発行となる。印刷も活版印刷。中断の時期もあり、発行は月二回となり、のち月刊となり、そののちは年間二回程度になったようである。最終号は不明であるが、一九三七年八月八日には第二六一号がでた。途中では「松の緑第一選集」も一九三一年にだされている。内容は、俳句、和歌、川柳、狂歌、短文などがおおく、加藤の都々逸、端歌ものる。それらからいくつかあげておこう――

端歌　我がもの　　加藤先生

我が物と思へば軽し笠や簑、肥の
重荷を肩にかけ、芋掘りゆけば冬の
のら朝風さむく鶏がなく待つにまたれぬ
麦の飯ねては居れぬじゃないかいな

（一九二三・七・八、第二号）

やまのへに憩ふ人等のかほ見れば
　築きしのちのほこりありあり　　永

たそがれて呉山の上に佇みつ
　そゞろに思ふ古里の空
　　夏の松沢（三下り）　　加藤先生

（一九二三・七・一五、第三号）

暑い日は泳ぎにこんせ松沢へ
　わしの掘ったる池がある
　　待ってますぞへ　舟うけて　　　　（一九二三・七・二二、第四号）

川　柳　　　　寒鴉

鍵一つ持つと持たぬが境なり
一等の膳を横眼で睨み据え　　　　（一九二三・一二・九、第一四号）

白衣着て男を上げぬ放浪子　　　　澁川生　　　　（一九二三・一二・二三、第一六号）

棒縞を松沢縞と人云はん　　　　（一九三四・三・九、第二輯第八号）

見習は四ツン這ひから教へられ　　　　痩田呆助　　　　〔掃除のことである〕（通巻第四一号）

土の芸術　　　　晶一

専念に、我も一緒に山築く、作業患者のなかに交りて
日に増して、高くなりゆく築き山へ、作業患者ら土運びゆく
蟻のごとただせんねんに狂院の患者の築きしこの高い山
高くなり大きくなりゆく面白さ、狂院の患者の土の芸術
この山よ！　狂院の患者の血でなりし、山よと仰ぎ近づいて行く
狂院の患者の血もてなりし山！　山よと踏めば涙〔流〕れる

改造百人一首の真似事
廻診は何に先生と思ふ間に、雲かくれ行く御足の早さ（第六二号）
顔覚え、おとゝひやっと名を聞けど、行方もわかぬ看護人の影
　春の鳥鳴く（第六六号）
日曜日老将軍は専念に白旗に菊の御紋書きをり
武蔵野の松沢病院は新江戸　　蘆原将軍（一九二五・一二月、第一〇〇号）

何故ノ死者ゾヤ

一九二〇―二五年の入院患者のおおまかな動態をみると、表32のようである。この数年間の**死亡率の推移**をみると、一九一六年には五・八%であったものが、一九一七年一一・三%と上昇し、一八年一四・七%、一九年二三・九%、そのあとも表32のように高水準をたもっているのである。この死亡率推移の様態をあきらかにするため、全国の死亡率および養育院におけるそれとをならべると、表33のようである。みられるように、養育院における死亡率はだいたいに巣鴨―松沢病院をうわまわる高さをしめしているが、その推移は全国死亡率の推移に平行している。養育院における死亡者の死因統計はみていないが、養育院収容者には病弱・虚弱の者や老人がおおいのである。さらに、巣鴨―松沢病院には、自費患者がおり、その食費がこの当時いくらであったか不明だが、自費患者の食費は公費患者のそれよりはたかかったのである。そこで、養育院収容者中には病弱者・虚弱者・老人がおおく、こちらには進行麻痺患者がいることをかんがえると、養育院患者にはこちらの公費患者を対比させるのが適当であろう。そこで、一九一六―二四年の巣鴨―松沢病院における死亡率を**自費**、**公費べつべつ**に算出すると、表34のようである。一九二五―二七年の年報は、年ごとの等級別の転帰をあげていないので、一九二五年の数字はだせない。また一九二〇―二四年の

表32　1920—25年の入院患者の動態および死亡率（＊死亡率は年間在籍者数にたいし）

	年初在院	入　院	年間在籍	退　院	うち死亡	死亡率*
1920年	358名	436名	794名	422名	146名	18.4%
21	372	1,050	1,422	708	312	21.9
22	714	554	1,265	569	196	15.6
23	699	459	1,158	409	148	12.8
24	749	380	1,129	373	142	12.6
25	756	392	1,148	394	151	13.2

表33　1916—25年における死亡率の比較（%）

	巣鴨・松沢	養育院	全国
1916年	5.8	18.6	2.2
17	11.3	20.6	2.2
18	14.7	23.1	2.7
19	23.9	22.5	2.3
20	18.4	19.8	2.5
21	21.9	19.3	2.3
22	15.6	19.0	2.2
23	12.8	18.6	2.3
24	12.6	15.1	2.1
25	13.2	16.4	2.0

年報があげている等級別入院患者動態の数字は、あちこちで四、五〇名くいちがっていて、どこがどうちがったか推定もできないので、この年の数字はかなりにふたしかではある。

　みられるように、死亡率がひくいときに公費患者と自費患者とに死亡率に差はない。だが死亡率がたかくなったときには、公費患者の死亡率は自費患者のそれの二倍から三倍に達し、養育院におけるそれをかなりうわまわるのである。公費患者と自費患者とではその動態がおおきくちがって、自費患者は年間在籍者の過半数が退院しそのほとんどが軽快退院か未治退院である。公費患者の退院はほとんどが死亡であり、公費患者の動態は死亡数によって左右されている。しなないかぎり公費患者はいのこる、といってよい。たとえば一九二一年末の在院者をみると、五年以上在院の一二二名中自費一八名公費一〇四名であり、一〇年以上在院者では自費六名、公費七八名である。そこで、自費患者と公費患者とでは年齢構成も病名別もかなりちがっていることが想定されるが、この面の資料はない。だが、各年末在院者の入院年別表を比較して、長期在院者は比較的に減少しないのである。たとえば、一九〇八年入院の者は、一九一六年末に一

表34　入院費用別の入院患者死亡率

年	巣鴨一松沢病院		養育院
	自　費	公　費	
1916	6.4%	5.6%	18.6%
17	8.9	12.6	20.6
18	10.6	20.4	23.1
19	17.5	28.1	22.5
20	10.7	30.2	19.8
21	15.3	27.2	19.3
22	11.6	18.2	19.0
23	12.1	12.5	18.6
24	10.5	12.8	15.1

九名だったが、一七名、一四名、一一名、九名、九名、九名、七名とすこしずつへり、一九二四年末には七名である。おそらく、この減少のなかに生きての退院があるかもしれないが、大半は死亡であろう。いずれにしてもこの減少のし方は、死亡率よりはちいさい。すると、公費患者の在院期間がながいことは、公費患者に死亡率がたかいことに寄与してはいないのである。この間に赤痢か腸チフスの大流行があれば、自費患者と公費患者とは別棟なので両者の死亡率におおきな差がでることもかんがえられるが、いずれの大流行もなかった。するとやはり、食費の差からくる**栄養状態の差**を死亡率の違いの原因としてかんがえざるをえない。

そこで、この間の患者一人一日あたりの**平均食費**を算出し、それを米価（東京における内地中米白米一石建て）および卸し売り物価指数（一九三四―三六年平均を一〇〇とする）とならべると、表35のようである。ただし、賄い費（米代、副食代、薪炭費の計）は会計年度でだされ、在院患者延べ人数は暦年でだされているが、月別の在院患者延べ数がわかるところで計算すると、各暦年における延べ数と各会計年度におけるそれとはほぼおなじい。ただし、一九二一年には在院患者数は四、五、六の三か月で三〇〇人をましている。そこで、一九二一年度の在院患者延べ数は一九二一年のそれとしてだされているものを一割ちかくうわまわるだろうし、平均食費はここにだされている数字を一割ほどしたまわるだろう。この表をみると、米価の上昇傾向に食費の上昇がおくれていることがわかる。平均食費はほぼ各会計年度に相当することをかんがえると、この遅れは表からみられるよりもすこしおおきい。しかも、米価あるいは卸し売り物価がさがりだすと、とたんに平均食費はへりだす。すると、物

表35 1916—24年の入院患者1名1日の平均食費と米価および物価指数との推移 （＊ほぼ各会計年度の）

	患者1名1日の平均食費*	東京の白米1石価	卸し売り物価指数
1916年	11.9銭	17.19円	75.6
17	14.9	24.57	95.1
18	21.8	38.49	124.6
19	29.3	55.06	152.8
20	35.2	55.88	167.8
21	31.2	39.93	129.6
22	28.9	45.45	126.7
23	30.1	42.98	128.9
24	26.7	48.38	133.6

豆腐の値段		そばの値段	
明治41年（1908）	1銭	明治元年（1868）	5厘
大正 7年（1918）	2銭	明治10年（1877）	8厘
大正 8年（1919）	4銭	明治20年（1887）	1銭
大正11年（1922）	5銭	明治27年（1894）	1銭2厘
昭和 5年（1930）	5銭	明治31年（1898）	1銭8厘
昭和 6年（1931）	4銭	明治37年（1904）	2銭
昭和 8年（1933）	5銭	明治39年（1906）	2銭5厘
昭和10年（1935）	5銭	明治40年（1907）	3銭
昭和13年（1938）	6銭	明治44年（1911）	3銭5厘
昭和15年（1940）	6銭	明治45年（1912）	3銭
昭和17年（1942）	7銭	大正 6年（1917）	4銭
昭和19年（1944）	10銭	大正 7年（1918）	5～6銭
昭和20年（1945）	20銭	大正 8年（1919）	7銭
（週刊朝日 '79. 10. 26 より）		大正 9年（1920）	8～10銭
		昭和 9年（1934）	10銭
		昭和10年（1935）	10～13銭
		昭和15年（1940）	15銭
		昭和16年（1941）	16銭
		（週刊朝日 '79. 12. 28 より）	

価騰貴によって病院がくりかえし要求すると、やっと賄い費の追加がみとめられるが、物価がすこしさがると賄い費追加がみとめられなくなった、と想定されるのである。米価あるいは物価の上昇傾向と平均食費上昇とのずれが、死者を増加させたことが、ほぼよみとれる。

まえにみたように、一九一八年、一九年の死亡数増加は脚気および肺結核によるところがおおきく、一九一八年にはインフルエンザの影響がくわわった。一九二〇―二四年の死亡者の死因は、一年ごとにはわからない。五年の死者九四五名（男六七〇、女二七五）のおもなものをひろうと、衰弱五二四、脚気一一二、肺結核一〇九、腸結核一一、肋膜炎四、肺尖カタル一、麻痺性発作七八、大腸カタル二一、心臓麻痺一六、腎炎一〇、尿毒症六、縊死五（まえにあげた数字より一名すくないが）、腸チフス一である。衰弱がこのように過半数になるのは異例のことであり、脚気をおおくしているような栄養状態が衰弱による死亡を促進しているとみるしかない。

ここで、全国の主要死因別死亡率の推移をみると、死亡率がとくに上昇した一九一七年には結核、悪性新生物、糖尿病、心疾患、脳血管疾患、喘息、腎炎およびネフローゼによる死亡率もふえ、つぎの小山の一九二〇年には喘息による死亡率がふえているが、この両年でとくに目だつのは肺炎および気管支炎による死亡率の上昇で、人口一〇万対の両疾患による死亡率は、一九一七年の二八八・七から四九四・四、三六九・一、四〇八・〇と上昇し、一九二一年には二九二・五とおちつく。そこで、全国的には一九一八年、二〇年の死亡率上昇の原因はインフルエンザ（スペイン風邪）の流行であった。巣鴨病院でも一九一八年にはインフルエンザの影響がかなりあった。だが、一九二〇―二四年の死亡者中では肺炎は二名であって、気管支炎はない。そこで、一九二〇年についてインフルエンザの影響はほとんどなかったとみてよい。一九二〇―二四年退院者の合併症をみても、肺炎四で気管支炎はない。

ところで、三一三名というおそるべき死亡者をだした**一九二一年の月別死亡者数**をみると、五月に一五名であった

ものが、六月三二名、七月六〇名、八月五九名、九月四一名と急増しているのである。そこで、この年の入院、退院、死亡人数を月別にみると、表36のようである。あきらかに、急につめこんだあとに死亡がふえていて、八月のごときは退院五九名のすべてが死亡退院なのである。しかも男女別でみると、八月には男の退院が四三名であるのにたいし死亡は四八名となっている。これは、この年報にありがちな誤りの一つにすぎないが、むしろ、この数字をこのまま信じたくなるほどである。患者は急につめこまれ、しぬにまかされていたという人為的要因がここにうかびあがり、極言すれば患者はころされたといってよい。

一九二五—二七年の年報ではやはり各年別の死因があげられていないので、一九二五年についてくわしくみることはできない。一九二五—二七年の死亡三五六名（男二四一、女一一五）の死因のおもなものは、衰弱一四四、脚気九一、肺結核二八、その他結核五、腸カタル二八、麻痺発作八などで、死因のおおきな構造はかわらないが、脚気はほぼそのままで、結核はへった。

脚気および肺結核にたいし、病院としても本格的にとりくまざるをえなかった。一九二五—二七年の年報が、退院者の合併症について、「合併症中尤モ多キハ脚気及肺結核ニアリ脚気肺結核ニ於テハ之レガ予防上常ニ本院ノ苦心スル処ニシテ爾来予防上ニ於テ聊カ其効ヲ奏セリト認ムル点モアル故之ヲ左ニ示スベシ」として数字をあげているところをまとめると、表37のようである。

まえからのべているように、この合併症はその年の退院者の在院中のものであり、また残院者の合併症がわからないので、**脚気**による致命率はわからないが、なおかなりたかいことは充分に推察できる。この脚気合併の二七三名中一八四名は早発性癡呆、六二名は麻痺性癡呆である。年報はいう、——

表36 1921年の各月別入院・退院・死亡人数

月	入院	退院	うち死亡
1	38名	31名	9名
2	46	36	11
3	72	57	12
4	129	94	9
5	132	82	15
6	160	107	32
7	116	73	60
8	92	59	59
9	55	43	41
10	94	52	24
11	70	35	28
12	46	39	13
	1,050	708	313

表37 1918—27年における退院者の脚気および肺結核の合併

（1918年の脚気の数字はすくなすぎる——前述）

年	退院者中脚気		退院者中肺結核	
	合併者	うち死亡	合併者	うち死亡
1918	3名	2	27	27
19	29	25	50	44
20	24	20	28	23
21	58	34	37	20
22	24	12	22	15
23	17	15	25	22
24	25	24	30	29
25	57	55	11	3
26	31	31	16	15
27	5	5	13	10
計	273	223	259	208

大正七年ヨリ昭和二年ニ至ル十ケ年間ノ退院者総数三千九百七十九人ニ対スル脚気ノ合併症ハ七％ノ割合ニシテ之レガ男女ヲ区分スレバ男ノ退院者二千五百六十四人ニ対スル八％七女ノ退院者千四百十五人ニ対スル三％四ナリ亦タ脚気ノ為メ死亡シタルモノ、割合ヲ示セバ右十ケ年間ノ死亡者総数千五百六十一人ニ対スル十四％三ノ割合ナリ殊ニ大正十四年ニ至リ該疾患者益々増加シ亦タ之レガ死亡者モ多数ヲ示シ同年ハ死亡者総数百五十一人ニ対スル三十六％ノ死亡者ヲ出スノ惨状ヲ極メ殊ニ三等入院者ニ其ノ数多キヲ示セルノ傾向アリ徒ラニ放任セバ意外ナル惨状ヲ見ルナラントノ懸念アリタル故大正十五年度ノ始メヨリ病者ニハ一際白米ヲ給与スルコトヲ止メ特、一、二等病者ニハ八分搗米三等病者ニハ半搗米ヲ悉ク用キルコトニセリ尚其ノ他ニ付脚気病防止上佳良ト認ムル二三ノ点ニ於テ一層注意ヲ加ヘタル結果ナルヤ大正十五年ニハ漸次該疾患者ヲ減少シ昭和二年ニ至リテハ僅カニ五名ノ疾患者ヲ出ス而已ニ減少セリ爾来之レガ実行ヲ継続セリ以上予防ニ就テハ日尚浅クシテ彼是レ是非ノ判断ヲ下スコト能ハザレドモ茲ニ之レヲ掲記シ以テ聊カ参考ノ資トモナラバ幸トスル処ナリ

この後たしかに脚気はほとんどなくなった、戦争までは。ところで、一九二六年になって脚気予防策をとったの

は、おそすぎたのでないか。わが国では、まえに府脚気病院の設立があったが、その後は脚気にもっとも真剣にとりくまざるをえなかったのは軍で、海軍では半麦食によって一八八五年以降脚気追放に成功し、陸軍も一九〇五年に麦飯採用にふみきった。鈴木梅太郎は一九一〇年に糠エキス中有効成分の欠乏が脚気の原因であることを報告した。そして、一九一九年の島薗順次郎による報告および一九二一年の大森憲太による実験によって、人間において脚気がビタミンB_1欠乏症であることが信ぜられるにいたっていたのである。巣鴨―松沢病院の医者が合併症対策にもっと真剣にとりくんでいれば、すくなくともあと数年はやく脚気予防策をうちだせたはずである。

また**肺結核**について一九二五―二七年年報はこういう、――

肺結核ノ合併症ハ三等病者ニ尤モ多ク其大部分ヲ占ム殊ニ在院期ノ永キニ亘レルモノニシテ衰弱セルモノニ肺結核患者ヲ見ルコト多シ之レガ防止上常ニ注意セル処ナルガ自体精神病者ハ予防上ノ意識ヲ欠ケル為メ偶々其ノ注意ニ於テ周到ナラザル遺憾ノ点尠カラズ爾来之レガ防止上ニ就テハ細心注意研究シツ、アル処ナリ

当時これらの問題を指摘していたものとしては、医長**児玉昌**の「松沢病院患者ノ統計報告」（神経学雑誌、第二七巻第七号、一九二七年）および「最近十年間ノ松沢病院患者統計報告」（神経学雑誌、第二九巻第二号、一九二八年）がある。児玉ははじめ、一九二三―二六年の、ついで一九一八―二七年の患者動態、とくに早発性痴呆患者の死因分析をおこなっている。いまとりあげている主題に直接の関係はないが、児玉があげているところでは、入退院とも早発性痴呆は一九二〇年よりまし躁鬱病はへり、進行麻痺は一九二一年を頂点にへってきており、進行麻痺がませば早発性痴呆がへり、それがへればこれはます。また、入院、退院、在院、死亡とも早発性痴呆が首位をしめる。早発性痴呆でも三分の一は全治軽快の可能性があるが、死亡者のおおくは脚気および結核によるのである。ここでは、

表38 1918—27年における早発性痴呆患者の脚気および結核による死亡数推移（児玉，1928，による）

年	全死亡		うち脚気死		うち結核死	
	全体	うち早発性痴呆	全体	うち早発性痴呆	全体	うち早発性痴呆
	名	名 ％	名	名 ％	名	名 ％
1918	99	57（57.6）	2	2（100 ）	29	26（89.7）
19	161	97（60.1）	25	20（80.0）	47	42（89.4）
20	146	78（53.4）	20	15（75.0）	26	24（92.3）
21	313	98（31.3）	34	14（41.2）	27	19（70.4）
22	196	59（30.1）	11	3（27.3）	18	14（77.8）
23	148	60（40.5）	15	14（93.3）	24	21（87.5）
24	142	71（50.0）	24	19（79.2）	30	24（80.0）
25	151	79（52.3）	55	43（78.2）	0	0 —
26	124	66（53.2）	28	23（82.1）	18	13（72.2）
27	81	33（40.7）	4	2（50.0）	13	11（84.6）
平均		（46.9）		（70.6）		（82.7）

一九一八—二七年について児玉がまとめた早発性痴呆患者の死因分析の表をあげておこう（表38）。脚気対策として児玉は小豆を奨励したとつたえられる。

当時、他の精神科病院における死亡がどうであったか、わたしは比較すべき資料をもっていない。だが、『明治・大正時代の精神医学関係懐旧談』（日本精神病院協会、一九六八年）中で金子準二が「ちょうど大正十二年の関東大震災のあとに、各病院の衛生状況が悪くなって、死亡率が高くて仕方がない、そのときに数ケ月死亡率表を作って、各病院へ参考に『部外秘』で送付した」とかたっていることをみると、府下の他の精神科病院では松沢病院をうわまわる死亡率が記録されていたのかもしれない。さらにあと一九三〇年五月二六日の『読売新聞』は、つぎの記事をのせている。——

驚くべき脳病院の怪事

栄養不良の死者続出す／去年と今年とで実に千百名／乱暴な患者の食べ物

三千余の精神病者を預つてゐる都下十五の公設、代用及び私立脳病院につき奇怪な風評を聞き込んだ警視庁では過般来密に是等の

脳病院に密偵を派して内情調査を行つたところ果然風評以上の怪事実の伏存してゐることが判り大いに驚き係官を増して極力その糺明に努めてゐる、即ち是等十五の脳病院中には収容患者が事理の判断が出来ない気狂いであるのをいゝことにしてロクロク食事も与へず、与へても極めて粗悪なものしか支給せぬため昨年中に六百九十六名、本年に入つて本月中旬までに更らに四百余名の病死者を出し、なほ之が栄養不良からの病死者を毎日二、三名を出してゐるといふ前代未聞の怪事実が判明したもので警視庁では所轄警察署をして是等の脳病院に対する検査回数を頻繁に行はしめると共に本庁からも毎月平均三回平均に係官を特派して巡視しなほ改善せぬ病院に対しては断然警告を発して厳重注意を促す事になつた。

儲かるのも道理だ

新規許可の出願も夥しい数／驚く……と警視庁当局

脳病院の内情には呆れてしまふ普通一日卅銭から卅五、六銭の食物を支給してゐるのはいゝ方で、中には三食十五銭か廿銭ぐらゐで済ましてゐるところがある、いくら狂患者でもこんな安い腐つたやうな食べ物では生きてゐられないのが当然だ脳病院が儲かるといふのもこんなところに儲け道があるらしく、それが為か新規の許可出願は夥しい数にのぼつてゐる

一人の公費九十五銭

楽ぢやないと某公設脳病院

右につき某公設脳病院では語る

「病死患者が多いことは事実ですがその全部が栄養不良から死ぬなんて全然嘘です自費患者は兎も角も公費患者などは一日僅か九十五銭で一切済ませねばならずその九十五銭の中から食費を出さねばならぬので並大底ではありませんその上警察は何や彼やとしよつちゆう喧しく干渉しますし脳病院経営も楽ぢやありません」

警視庁管轄下で公設脳病院といえば松沢病院だけである。これは一九二八年一月末の数字であるが、当時府下には精神科病院が一五あり、在院患者計は公費が計二、〇八八名、委託三八名、私費九七九名である。一九二九年の松沢病院の死亡者は九九名、翌年は一二〇名で、やはりこのころ、他の精神病院における死亡率は松沢病院におけるそれ

不幸をこうむっていたというべきではないか。

をすこしうわまわっていたようである。精神科病院に収容されては死にいたらしめられる、とくに公費患者は三重の

薄給にあえぐ

東洋一と称された松沢病院にうつって作業治療などは活発になったものの患者の処遇の改善はあまりされず、一時期死亡率もましたのであるが、**看護人の待遇**はどうだったろうか。まず一九二〇—二五年における看護人の動態をみると、表39のとおりである。こういう形に一つの表にまとめてみると、年報にのっている数字がここでもかなりデタラメであることがわかる。解職人数は、解職数としてあげられているもの、解職理由のところにあげられているもの、解職雇傭員勤続年数としてあげられているものがそれぞれにくいちがって、どの数字をとるべきか、まようのである。いずれにしても、一九二二、二三年の二年には、男の看護人の大勢の解職があったことはたしかで、その大部分の解職理由は依願となっている。

ところで**見習看護人の初任給**は一日三〇銭であったものが、一九二〇年九月一〇日ごろから一挙に六〇銭にひきあげられた。この初任給水準は一九三七年までつづけられたようである。一九二三年の職工、鉱夫一人一日あたり平均賃金をみると、金属鉱業一・五六七円、石炭鉱業一・六五二円、食料品工業一・四六〇円、紡績工業および衣類身回り品工業〇・九三七円、化学工業一・六一八円、金属工業・機械器具工業・造船運搬器工業二・四二四円となっている。この数字は賞与などもふくむものかもしれない。そこで、一九二三年の男の看護人何人かの給料をみると、つぎのようである、——

一九一一年見習看護夫で一九二〇年より取締、一九二二年六月より日給一円八三銭、二三年一二月より日給一円八

表39　1920—25年における看護人の動態

	男			女		
	新　任	解　職	年　末	新　任	解　職	年　末
1920	名 70	50	76	43	39	55
21	100	78	99	47	40	84
22	69	95	124	34	45	81
23	59	105	117	30	46	79
24	52	34	111	44	31	107
25	123	?	120	49	?	102

大工の手間賃（1人1日当り平均）

明治元年（1868）	50銭
明治7年（1874）	40銭
明治10年（1877）	45銭
明治12年（1879）	50銭
明治28年（1895）	54銭
明治30年（1897）	66銭
明治36年（1903）	85銭
明治40年（1907）	1円
大正元年（1912）	1円18銭
大正4年（1915）	1円10銭
大正7年（1918）	1円50銭
大正9年（1920）	2円92銭
大正12年（1923）	3円53銭
昭和3年（1928）	3円10銭
昭和6年（1931）	2円28銭
昭和8年（1933）	2円
昭和10年（1935）	1円89銭
昭和12年（1937）	2円20銭
昭和15年（1940）	3円36銭
昭和18年（1943）	3円90銭
昭和20年（1945）	35円

（週刊朝日　'80. 3. 7 より）

巡査の初任給（月俸，諸手当含まず）

明治7年（1874）	4円
明治14年（1881）	6円
明治24年（1891）	8円
明治30年（1897）	9円
明治39年（1906）	12円
大正元年（1912）	15円
大正7年（1918）	18円
大正8年（1919）	20円
大正9年（1920）	45円
昭和10年（1935）	45円
昭和19年（1944）	45円
昭和20年（1945）	60円

（週刊朝日　'80. 7. 4 より）

六銭、一九二三年中の賞与は三月に九円、一二月に八〇円、
一九一八年見習看護夫で、一九二〇年より組長、一九二二年一二月より日給一円四四銭、二三年六月より日給一円四八銭、同一二月より日給一円五三銭、一九二三年中の賞与は三月に八円、一二月に八〇円、
一九二〇年に見習看護夫、一九二一年より二等看護夫、一九二二年一二月より作業に従事して日給七八銭、二三年六月より日給八二銭、同一二月より日給八四銭、一九二三年中の賞与は三月に四円、一二月に四一円、
一九二一年見習看護夫、一九二二年看護法前期修業、一等看護夫で日給七四銭、一九二三年六月より日給七八銭、同一二月より日給八二銭、一九二三年中の賞与は三月に三円、一二月に四四円、
一九二二年二月見習看護夫、一九二二年一二月より二等看護夫で日給六八銭、二三年六月より一等看護夫日給七一銭、同一二月より日給七五銭、一九二三年中の賞与は三月に三円、一二月に四一円、
一九二二年一〇月に見習看護夫で日給六〇銭、一九二三年一月看護夫で日給六五銭、同六月より二等看護夫で日給六八銭、一二月より一等看護夫で日給七〇銭、一九二三年中の賞与は三月に三円、一二月に三三円、
一九二三年二月に見習看護夫で日給六〇銭、五月より看護夫で日給六五銭、一二月より二等看護夫で日給六七銭、賞与は一二月に三〇円。

こうしてみると、当時の看護人の日給は紡績女工のそれとほぼ同水準で、一般の職工、鉱夫にならぶ日給をとっていたのは、勤務年限が数年から一〇年をこして役づきになっていた人なのである。しかも、その勤務条件は、ほとんどの時間を拘束されているという、きわめてきびしいものであった。とうぜん、労働争議の動きがくりかえされたのであるが、その規模やどの程度までいったものか、はっきりしたことがわからないのである。このときの昇給は、そのような看護人の動きにおされたものであるか、それとも物価上昇があまりにひどい（つまり、看護人たちがあまり

たとの齊田乇七郎の証言もあるが、それはすこしくふたしかなのである。

つぎに、一九二四年七月二五日づけ『東京毎夕』の「浮世離れた松沢で怪奇な首実験／蘆原将軍から百万円のお墨附／新派の花形山崎長之輔を始め各室にギツシリ詰つた七百名／炎天にわめく色情の女」と題する記事中に、「しかし長年の経験は恐ろしいもので打つてかゝるなり患者の足元に組付き自分が下に横倒れとなつて看守は巧に取つちめてしまふ二百五十人の看守の中最も技術優秀な者は去年の十月決行された看守のストライキで多く去り今では僅七人しか居ない」とある。一九二三年の男の看護人解職が一〇五名か一〇六名であったことには、年報中のいくつかの数字がほぼ一致しているのでたしかであろう（ただ年報は、はっきりした形でストライキなどはかかない）。このときに、看護人の給料はあがっていない。

翌一九二四年の争議については、もっとはっきりした記録をたしかめることができた。三月三日づけ『東京朝日新聞』の記事である、——

松沢病院の看護人等／結束して増給を要求す

十一箇条に亙る要求書を提出して態度極めて強硬／病院側大に狼狽す

府下荏原郡松沢村府立松沢病院の従業員の懇親会の席上で一部の看護人から院長呉博士に対して日給手当の増額を懇願したが、予算が無いとて、拒絶されたので看護人組長一二等看護人五十六名は結束して日給手当倍額増額休憩時間延長待遇改善等十一箇条の要求書を連名で城田主事の手許まで提出し頻る強硬な態度を示した、呉院長以下職員は非常に狼狽し警視庁に急報して極力鎮撫に努めて居るが看護人側は飽迄強硬で現在支給されて居る組長八十銭

見習六十銭位ではどうにもならず、且王子病院焼失後患者数も定員を超へ八百余名になつて居るのに僅二百六十名前後の看護人では全く休養の時間もなく、又賄部から支給される食事は極めて粗悪なもので食ふ事も事来ぬと盟休の形となつたので一日夜十一時頃東京府土岐庶務課長は病院に駆付け倍額増加は勤務関係上不公平になるから、夫々増額するからと声明交渉したが看護人側では承知せず形勢益不可なので萬一を慮り所轄世田ヶ谷署及び警視庁から多数私服刑事を派して警戒中であるが同病院は最近頻々として患者が逃走し、種々の問題を惹起して居る上看護人の志願者が少い有様なので看護人側は中々強硬である。

苦しいこととは思い乍ら役所の事で／遺憾だと呉院長語る

右について呉院長は語る「この問題は毎日従業員全部が懇談的な会をやつているので、その席上で、我我がもつと向上する様な待遇をして欲しいと言ふ善意の申出から、続いて紛糾云々になつたものである所が何分病院は役所の仕事で限られた予算で経営してゐるので、すぐに其申出通りにする事は出来なかつたが、看護人側でもそれをよく諒承してくれてもう解決するだらう、何分給料も安く、其外には盆暮れの僅な手当で苦しい事だとは思い乍ら、私としてはどうする事も出来ぬのを遺憾とします、今度の問題は決して不穏なものではありません」

出来る丈の事はする／懇談的の解決を望むと土岐庶務課長談

右に就て土岐庶務課長は語る「最初の持ち出した条件を譲歩して現在では組長一円五十銭、一等看護人一円二十銭、二等看護人九十銭を要求して居ります、目下交渉中で一様にその率では、値上げはされぬが相当の方法で値上げをする積りです別に食費を支給して居りますし予算関係もありその範囲で出来る丈けのことはする積りです、病院に刑事を入れたこともありますが、それはホンの少数です高圧的手段でどうすると云ふのでもありませんよく判るように二三人宛呼んで懇談的に承諾を求めて居ますので一両日には解決が出来ようと思ひます

看護人のこの要求は、当然のものとうけとられたようである。三月四日『時事新報』の「時事観」欄にはこうある、——

◇

府立松沢病院の看護婦がストライキを始めた。八百余名の入院患者にとつて実に由々しき寒心事である。

◇

看護婦なるが故に罷業して悪いと云ふ理由は成立たぬ。たゞ病人を取扱ふ職掌柄、他に運動の方法を考へよと説く外はない。元をたゞすに、日給が八十銭及至六十銭では、黙つて居ない看護婦側に理窟がある。今時、こんな待遇で放つて置く東京府は病院などを公営する資格はない。

◇

市中の相場を考へて見よ。然るに内務省や東京市は、市中相場以上で大工を吸収する為め、民間の建築費に悪影響を及ぼして居るさうだ。役所のする事にヘマの多いのは定則を為して居る。

◇

看護婦のストライキを警戒す可く警視庁を頼む。対策の最も迂劣なるものである。

◇

その警視庁が高崎市でストライキを演つて居る。怠業は先づ七ヶ所の派出所から始まり形勢甚だ不穏、市民洶々の由。薄給と酷使の外に不公正な淘汰が原因だと云ふ。

◇

ソレ教育振興思想善導だと騒がんとすれば、ドッコイ左うは参らぬ。横須賀では市立小学校九校の教員が始めて居る。理由は教育費大削減と淘汰と生活難より来る。

◇

知る可し、経済生活の確立が百策の基調だ。物価引下げ、食へる収入………是が思想善導、忠君愛国の全部。(後略)

新聞はこの争議は解決したと報じている。つぎのは三月五日の『東京朝日新聞』からである。

> 松沢病院の紛擾解決
>
> 既報松沢病院の増給紛擾事件はその後曲りなりにも兎も角解決を告げ四日午前十一時から職員懇親会を開く事となつたが所轄世田ケ谷署では万一を慮り署長は警部以下十五名を従へて同病院に出張した

だが、この解決内容がどういうものであったろうか。すでにかいたように、看護人の初任給（見習看護人の日給）はかわっていないし、昇給の幅がすこしおおきくなるのは翌年ぐらいのようである。賞与もふえてはいないらしい。要求内容は、患者逃走時迎えにいく旅費の全額支給といったもの（いまかんがえれば、当然すぎるほどの要求だが）もあった。この旅費が全額でるようになり、また、おそらく深夜勤の手当てがこのときつくようになったのであるまいか。

一九二〇年五月に就職した齊田㐂七郎の「看護状況について」（宮内充編『語り部の記録』、一九七八年）は、「見習は30銭で3ケ月たつと2銭くらい上る。給料が安かったから岩間主任、古川（茨城出身）が賃上げストをした。かけあいをした。給料の値上運動をした。そのため30銭から60銭になった」とのべている。だが、わたしが齊田に直接たしかめたところでは、自分がしっているストライキは一回で、組長代理になったころだから一九二三、四年のころという。すると、齊田がいうのはどうも、一九二四年のことのようである。さらに齊田からの聞き取りによれば、このときは三人ぐらいの中心人物がいて、そのおもだった人が交渉し、やすんだ人もいたようであるが、そうはっきりした形のものではなかった。古川、岩間の両人とも、ちゃんとした人で、組織的背景はなかったようだ、このあとや

めさせられた人もいない。わたしが看護夫名簿でみつけた岩間菅根は、一九二〇年見習看護夫、一九二三年組長で、一九二四年中頃にやめているようで、一九二四年ならあうのである。

このように、一九二三年、二四年と争議の動きがあったようであるが、このうち『日本労働年鑑』に記載されているのは、一九二四年のものだけである。

一九二〇—二四年の各年度における看護人（特別看護人をふくむ）の延べ人数は、四二、六四四名、五二、八四七名、五七、七七六名、六八、九六五名、六五、四六六名とのびていったようである。ここで、一九二一年に患者数がおおきくのびたのに、看護人がともなっていないことがわかる。五年間の普通看護人延べ人数は二八一、二四二名、特別看護人は六、四五六名で、普通看護人一人あたり患者は四・一一名である。一九二一年度には普通看護人一人あたり患者は四・四名程度であったろうと推算される。

ともかくも、きわめてきびしい勤務条件のなかを薄給ではたらきつづけたすぐれた看護人が何人かおり、それはわたしたちもしる人である。そういう人たちをささえたのはなんであったのか、また呉院長はその人たちの待遇をどうかんがえていたろうか。一九二四年三月三日の呉院長談話「私としてはどうすることも出来ぬのを遺憾とします、今度の問題は決して不穏なものではありません」というなかに、どんな思いがこめられていたのか。

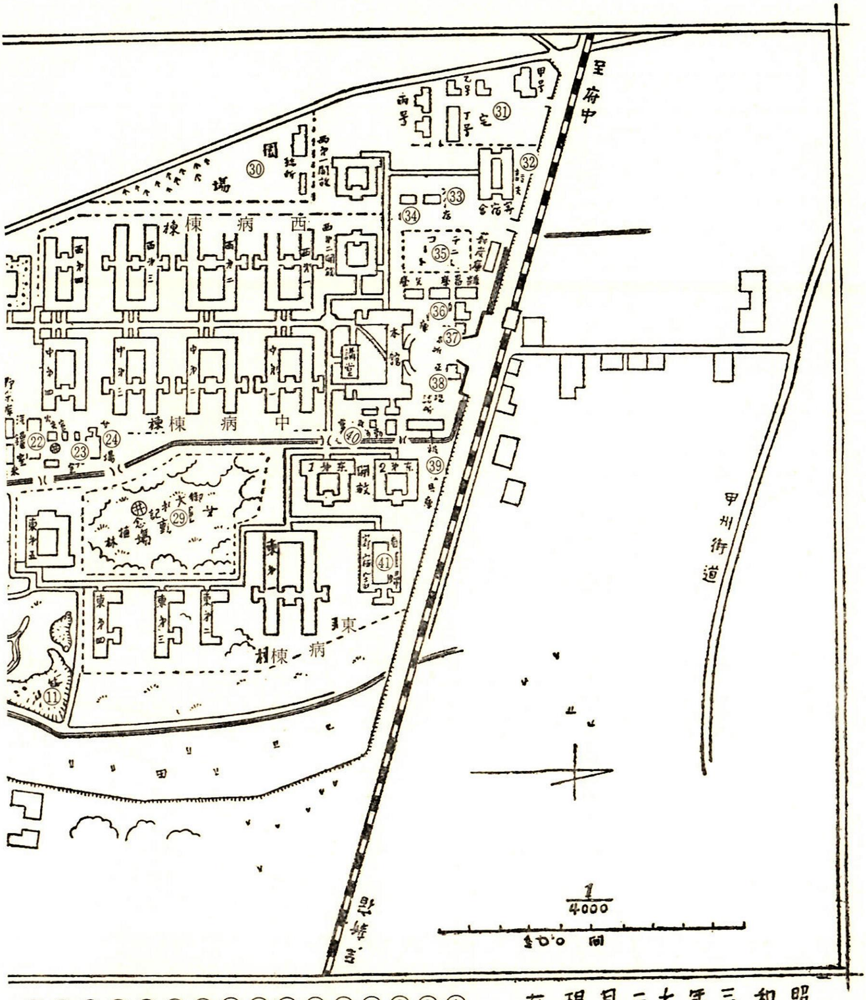
第三章　三宅鑛一院長の時代

三宅鑛一は一九二五年六月三〇日から一九三六年六月三〇日まで一一年間院長として在任していた。この一一年間、松沢病院はいちおうの完成段階に達し、相対的安定期であったといってもよい。わが国は軍国化の一途をたどっていくなかで、左翼運動の盛り上がりとそれへの苛酷な弾圧もある。松沢村移転後の数年間にも日本全体の動きは、患者の死亡数や労働争議の動きにあらわれるが、それはなだらかな海岸線の海浜で潮位の変動がそのまま砂浜をひろげあるいはせばめているようなものである。だが、この時代になると、日本のなかにははげしい潮流と渦巻きとができ、病院内にもその潮流がながれこむことになる。

一九二六年（大正一五年、昭和元年）―一九二九年（昭和四年）のおもな出来事

一九二六年一月、南第四病棟便所に外部から放火したものがあって、病棟を半焼した。南第四病棟は鉄筋コンクリート造りで再建されて、一九二七年五月七日に開設された。またおなじく鉄筋コンクリート造り（蒸気暖房）で、男の自費および公費の要監視患者をいれる西第五病棟が一九二七年三月一六日に開設された（図11）。収容定員は一九二八年四月一日より七八二名と増員された。

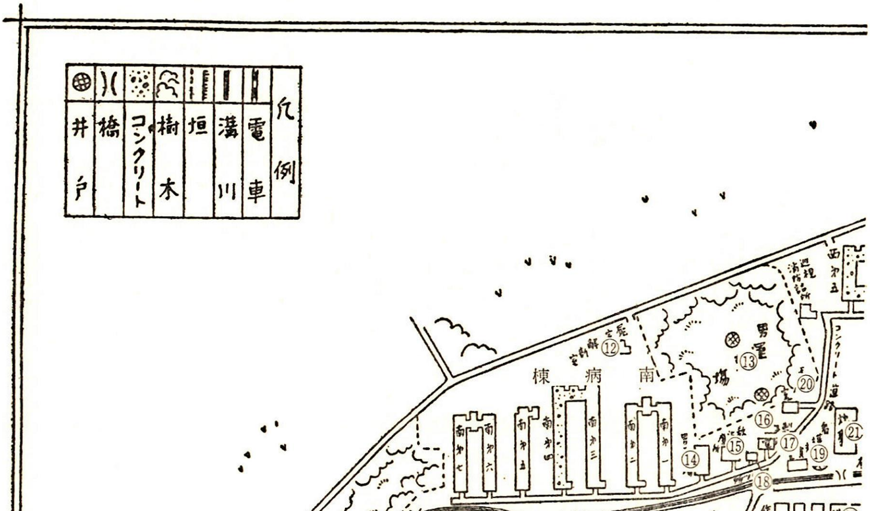
一九二五年には旱魃のため用水に不足を生じたさいに、西方松林内に直径五尺深さ二〇尺の井戸をほっていたが、さらに一九二六年六月に西方松林中に同様の井戸をもう一本ほり、ついで一九二七年六月に女病者運動場西隅の杉林



昭和三年十二月現在

①放牧場
②園丁舎
③鶏舎
④牧夫舎
⑤焼却場
⑥伝染病屍室
⑦豚舎
⑧牛舎
⑨家鴨舎
⑩肥料溜
⑪築山
⑫屍室・解剖室
⑬男運動場
⑭男工作場
⑮教育治療所
⑯氷室

(4000分の１の地図をさらに15分の14に縮小)



⑰製氷室
⑱理ハツ室
⑲看護夫食堂
⑳医局分室
㉑炊事
㉒汽鑵室
㉓ポンプ室
㉔女工作場
㉕作業部
㉖裁縫場
㉗洗濯場
㉘浴場・便所
㉙女運動場
㉚園芸場
㉛舎宅
㉜看護夫寄宿舎
㉝洋食店
㉞売店
㉟テニスコート
㊱自動車庫
㊲駐在所
㊳正門巡視詰所
㊴被服寝具庫
㊵動物小屋
㊶看護婦宿舎
㊷休憩所

図 11　1928年松沢病院（年報より）

中に同様の井戸をもう一本ほった。

二等の入院料は一九二六年三月一一日府令第一一号をもって、一円五〇銭から二円にあらためられた。一九二七年四月二五日には、入院および入院後の手続き規定が決定され、入院希望があったときは**入院要領**をわたすことにした。入院要領のおもなところをかきぬくと、初診料は金二円、入院の等級は特等日額六円（一人八畳一室）、一等日額四円（一人六畳一室）、二等日額二円（一人三畳ずつ）、三等日額九八銭（入院費弁償金、ただし入院後資力調査の結果免許されることがある）、注射料は入院費外、入院料は毎月前納。入院の許否は診療の結果決定するが、三等入院は本院で処理せず、病者所在地の警察署経由警視総監の指揮による。医員が必要とみとめれば家人の付き添い看護を許可することがある、また病者に特別看護人をつけるときは受け付けへもうしでること。

従来病者の衣類洗濯は一切無料であった〔いつからか？〕が、一九二六年四月一日より**自費病者からは洗濯料**をとることになった。病者理髪も無料であったが、一九二七年四月一日から自費病者からは刈り込み三〇銭、顔剃り一五銭を徴収することになった。

専門医による歯科部は一九二五—二七年のあいだに設置された。

一九二七年七月一五日に、在院病者の慰藉ならびに退院者の保護を目的として、東京府立松沢病院**病者救済会**が組織された。その事業は、慰安会の開催、娯楽品の設備、演芸その他慰安に関する設備、退院者の授産職業紹介およびその他の救助、その他必要とみとめる事業である。会長は院長、副会長は副院長、理事長は主事、経費は主として寄付により、慰安費への支出が大部分だったようである。

一九二七年八月五日に、橋健行副院長が辞任した（千葉医学専門学校助教授となる）、一一月四日に杉田直樹助教授が副院長に就任した（東京帝国大学のほうは講師となる）。

一九二五―二七年年報は、一九二三―二七年の**入院者入院時病名別**をあげている。そこから一九二七年の入院者三二一名の病名別をあげると、白痴三名（男一、女二）、痴愚三名（男二、女一）、躁鬱病一四名（男九、女五）、変質病六名（男五、女一）、憂鬱病一名（男）、早発性痴呆二〇八名（男一一九、女八九）、麻痺性痴呆七三（男五五、女一八）、癲癇性精神病一名（女）、臓躁性精神病二名（女）、老耄性精神病なし、初老期精神病一名（男）、中酒性精神病五名（男）、莫比其の他の中毒性精神病なし、外傷性精神病一名（男）、動脈硬化性精神病一名（男）、脳炎後性格異常なし、脳病性精神病なし、疲憊性精神病一名（男）、妄覚症一名（女）、震顫譫妄なし、卒中後痴呆なし、尿毒性精神病なし、伝染病性精神病なし、拘禁性精神病なし、強迫観念病なし、舞踏病なし。

一九二五―二七年の**退院者の転帰**は、特等・一等・二等では全治二・七％、軽快三九・〇％、未治三八・三％、死亡二〇・〇％であるのにたいし、三等ではそれぞれ五・〇％、二四・三％、一〇・〇％、六〇・〇％である。この数字を年報はつぎのように説明している、――

右ノ表ニ依リテ見レバ特一二等病者中ニハ未治多ク三等病者ニハ死亡多クシテ前後トモ爾来累年ノ統計ニ徴シ殆ンド同一ノ事蹟ヲ示セリ之レ畢竟特一二等患者中ニハ其疾病期間ノ余リニ永キニ亘ルニヨリ期間中種々ノ事情起リ止ムナク充分ノ治療ヲ加フルコト能ハズシテ退院セシムルモノ偶々多キノ実況ナリ之レニ反シテ三等入院患者ニ未治少ク死亡ノ多キハ入院者中其八九分ハ入院料免除ノ途アルヲ以テ為メニ之等病者ハ疾病期間経過ノ永キハ敢テ顧ミザル処ナルヲ以テ其間治療モ又充分ニ施スヲ得ベク然レドモ三等級ニ入院スル病者ハ重モニ精神病中ニテモ難治ニ陥レルモノ多ク入院期間ノ永キニ従テ其間偶々衰弱ヲ来スモノ多キノ傾アリ為メニ死亡ノ成果ハ三等病者ニ多ク見ル処ナリ殊ニ入院ノ始メニ当リ三等級ニ初入スル如キ病者ハ発病ヨリ入院迄ノ期間ニ於テ其ノ経過徒ラニ永キニ

失シ又其ノ間ニ於テ治療モ加ヘズ病勢ノ不良ニ進ミ手当ノ容易ナラザルニヨリ已ムナク入院ノ手続キヲ運ブモノ多々ナリ其他永ク一定ノ住所モナク浮浪セル病者等ノ入院セルモノ多ク之レ等ノ事実ヨリ入院後ノ経過モ特一二等入院者ニ比較シテ永キ経過ヲ取リ不幸ニモ其ノ間合併症ヲ発スルカ或ハ衰弱ニ陥リ治療其ノ効ナク死亡ノ転帰ニ入ルモノ多キヲ認ムル処ナリ

一九二八年四月より**定員**は男四五七名（特等五、一等三〇、二等一一〇、三等三一二、定員外収容可能数一五)、女三二五名（特等一、一等一五、二等八五、三等二二四、定員外収容可能数二六)、計七八二名になった。

一九二八年度より院長給の年額三、〇〇〇円にたいし、副院長給が年額三、六〇〇円になった。これは、院長が東京帝国大学教授の兼任であるのにたいし、副院長が専任で（東京帝国大学講師のほうは非常勤）実質的に院長業務をおこなっている、という実情を反映したものであろう。

一九二八年一月一日在院者と同六月三〇日までの入院者との計九〇一名の病症別では早発性癡呆七四％、麻痺性癡呆一三％で、精神薄弱、躁鬱病、精神病的変質などとつづく。同六月三〇日**在院患者の年齢別**では、二〇年以下六六名、二〇—三〇年二三〇名、三〇—四〇年一九五名、四〇—五〇年一七〇名、五〇—六〇年一〇四名、六〇年以上四〇名である。府県別をみると、東京市部三〇二名、東京郡部三〇一名、他府県一九六名である〔年報ではこういう数字でも、年齢別の計は八〇五名、府県別の計は七九九名で、すこしくいちがうことがままあってこまる〕。

一九二九年二月二五日辰衛第五〇二二号知事認可をもって、**東京府立松沢病院処務細則**が制定された。分局分掌、処理順序、事務検閲、服務心得、宿直の各章からなる。松沢病院におかれる局は医局、薬局、事務局で、医長、薬局長、主事をもってそれぞれの局長にあてることになっており、医局には男子部医務係、女子部医務係、男子部看護

係、女子部看護係をおくとして、看護関係は医局に属させられている。

一九二九年六月一日から**定員**は男五四七名（特等五、一等三〇、二等一一〇、三等四〇二、定員外収容可能数一五）、女三八五名（特等一、一等一五、二等七九、三等二九〇、定員外収容可能数二六）、計九三二名にふやされた。前年にくらべると、男女ともに三等の定員を大幅にふやしたものである。各病棟別の定員をみると、このさいの定員増までは、戦後わたしがしるころの定員よりすくなかったのであるが、今回の定員増で三等の大部屋病棟は、わたしがしるころの定員をすこしうわまわる定員にされた。つまり、三等患者の詰め込みによって定員増がはかられた。そして六月には全六七名中三等病者五三名、七月には全一〇六名中一〇二名と、三等病者が急激に大量入院して、五月の一日平均在院が七九七・六名であったのが、七月には九〇三・九名となった。だが、この年死亡は九九名、縊死一名（早発性癡呆女）、逃走なし、保護室収容は男だけ四名で、事故がふえていないことは、病院が安定状態にあることをしめしている。なお、七月から西第二開放病棟を西重症病棟とし、南第六病棟を三等患者の開放病棟とした。西第二開放病棟は本館にすぐちかいので、いれかえたのだろう。

収容定員増加にともなって、医員三名、書記一名、調剤員一名、雇員一名、看護人三〇名、作業手一名、洗濯人裁縫婦二名、炊夫三名の定員増加がみとめられた。医長および医員の定員は一三名に、看護人の定員は二五〇名となり、年末にはともに定員にみちている。医員は男、女医長のもとに分属して二、三の病棟を分担し、「松沢病院ノ歴史」によれば医員の受け持ちは六か月ごとに交代していた。一九二九年年報には「医員ハ毎日二回以上担任スル病棟ヲ回診シテ病牀日記ヲ記入ス。院長、副院長並ニ医長は交互ニ毎日一回以上全病棟ヲ回診シテ医員ヲ指揮ス」とある。看護科には看護長七名で、三名が男子部、三名が女子部、一名が作業科に属する。また男女四名の看護手が看護科の事務を分掌した（看護手の名が出てくるのは、一九二八年年報からで、看護手は傭員である看護人とちがって、

雇員であったようである。なお、当時職員とは吏員だけをさしていた、吏員は今日の幹部職員にあたり知事が任免する、雇員は吏員の補助的役割りをはたすもので院長が任免し月給制、傭員は院長が任免するもので日給制である）。

一九二九年末の**看護人**はつぎのように配属されていた、――

種別		特等病者所属	一等病者所属	二等病者所属	三等病者所属	院外派出	診療補助其の他	計
普通	看護夫	五	一五	四二	八三	二	八	一五五
	看護婦	―	五	二六	六〇	―	二	九三
特別	看護夫	二	―	―	―	―	―	二
	看護婦	―	―	―	―	―	―	―
合計		七	二〇	六八	一四三	二	一〇	二五〇

わたしたちはふるい看護者から、付き添い（特別看護人）になった人はいちおう病院の籍をぬけた、というようにきいていたが、すくなくともこの段階ではまだ、特別看護人および院外派出看護人は松沢病院の傭員なのである。特等病者所属、一等病者所属などの区分は、固定したものではなく、看護長が適当に配分するのであるが、看護人それぞれの人柄によって自費患者むき、公費患者むきという、むき・ふむきもあったろうし、ひいきもあったろう。特異な看護技術を体現していた町野喜三郎（「看護状況について」、宮内充編『語り部の記録』）は、「町野は公費専門で風来坊で系統がない。天下の浪人だから駄目である。血統証つきでない。世話する人がその問題のカギを握っている。いわゆる派閥である」とかたっていた。

一九二九年中に**購入した米穀**は年報につぎのように記載されている、――

朝鮮米八分搗　　二五、一七五貫　　二八、〇三〇・九四円

蓬来米半搗　　一九、一二五貫　　一三、七七一・七五円
内地三等米　　六七五貫　　　　　五五五・一〇円
押　麦　　　　一一、六五〇貫　　六、〇八六・四五円
糯　米　　　　六九三貫　　　　　五一八・八〇円

米の一キログラムはほぼ七合に相当するので、米一貫は二・六二五升にあたる。蓬来米は当時の台湾でとれる米であるが、ときには外米をもその名でよんだ。朝鮮米は内地米に準ずるとみてよい。ここにかかげている一貫あたりの価格をみると、朝鮮米は一円一一銭（一石あたり四二円四二銭）、蓬来米七二銭（一石あたり二七円四四銭）、内地三等米八二銭（一石あたり三一円三三銭）、押し麦五二銭（一石あたり一九円九一銭）、糯米七五銭（一石あたり二八円五二銭）、となる。糯米が内地三等米よりやすいことは信じがたく、この記載は充分に正確とはいえないようである。いずれにせよ、これからみると、米価が暴騰していたときには、内地米でない米をかなりいれていたことがわかる。病者賄いのおおまかな方針はつぎのようであった、――

主食物

一、普通食　自費病者（内地米八分搗）、三等病者（蓬来米半搗六分、押麦四分）、一人平均分量約四合。

二、粥食　内地米一人一食七勺ノ割合ニ配給ス。

副食物

自費病者ハ魚類肉類ヲ主トシ、三等病者ハ野菜類ヲ主トシ魚類之レニ次ギ、其他ハ雑品ニシテ朝ハ味噌汁ヲ給ス。

年報にあげてある病者賄献立表のうちから一九二九年一二月一日（日曜）の分をあげるとつぎのようである、――

特等　朝（鶏卵、煮豆、梅干、豆腐汁）、昼（鶏肉、焼豆腐、たら昆布）、夕（麩、蓮根、あなごうま煮、油揚）
一等　朝（煮豆、梅干、豆腐汁）、昼（鶏肉、焼豆腐、たら昆布）、夕（麩、蓮根、あなごうま煮、油揚）
二等　朝（煮豆、焼豆腐、豆腐汁）、昼（かつ魚煮付、菜したし）、夕（大根、梅干、油揚煮付）
三等　朝（梅干、豆腐汁）、昼（菜したし）、夕（大根、油揚煮付）

なお、特等、一等、二等の食事はお膳であり、三等は木箱にご飯がつめられてアルミ皿におかずがもられた。

一九三〇年年報によれば、**看護人賄い費**は二等患者の賄い費とおなじになっているが、戦前につとめた看護者によれば、そのまえは食事は公費なみであった。たとえば町野（「看護状況について」）は、「自費は特等、1等、2等で特別料理であり、『おカシラつき』である。職員の食事は公費の3等と同じである。簡単にいうとごくまずい。朝は『おつけめし』たくあん、昼と夕は『シャケ』か『メザシ』ヒヂキと油あげの煮たものが多い。麦飯で食いたい放題であった。いうなれば監獄や豚箱と殆んど同じであった。ボソボソして食えないのが実情であった。その頃、自分の家から重箱を持って来て詰めて帰った人もいる」とかたっている。

教育治療部趣旨書

巣鴨時代の教育治療は、未就学者や精神薄弱の者にたいする院内学校を主とするものであった。関東大震災当時も同様だったようである。菅（かん）修は一九二七年一一月三〇日に医員として就職し、一九二八年七月より従来前田忠重医員（同年六月二五日退職）が担任していた病者の慰安、運動、教育などとともに、作業治療にも関係することになった。菅は加藤とおなじように、患者の立ち場にすなおに同情し、当時の精神科病院の欠陥をありのままにするどく感じとった人である。つぎにあげるのは、菅が一九二九年就職の津島衛医員と連名でだした「教育治療部趣旨書」全文

である。

教育治療部趣旨書

全国精神病院の一般的趨勢より考へ、教育治療部の組織に一変を加へ、今後大いに本部を発展せしめんとしましたので、此の期に当り院内一般諸子に本部の趣旨を述べ、以つて今後一層の御援助を願ふ次第であります。

抑々精神病者なるものは一般の人々からは一概に恐ろしいもの、怖しいもの、近よる可からざるものとされてゐます、そして人々は先づ精神病者を座敷牢と称する檻の如きものに入れて、自分達の安全を図りました。即ち座敷牢なるものは患者自身の為と云ふよりは主として患者の周囲の健康人の為に造つたものであります。現在の精神病院は、此の座敷牢の拡張され、整頓されたものであります。されば精神病院と云ふものは、其の成立の当初から、社会の人の為に主として造られ、決して病人の為に造られたものではありません。従つて精神病院には対社会的の設備制度は可な里発達して来てゐますが、対病人の設備制度は殆んど発達してゐません。世間の人々も患者さへ監禁して置けば、自分達の身は先づ安全であるし、患者が如何に苦しみ如何に虐げられてゐるかは直接自分達に関係しないが故に、精神病院内に於ける対患者の設備、制度と云ふものは殆んど顧り見ない、之は非常に間違つたことであります、精神病院と苟も、病院と名のつく以上は先づ何よりも病人の為の病院でなければならぬ。

東京府立松沢病院——日本に於ける代表的の精神病院に於ても、対社会の設備、制度は非常に良く発達してゐます、例えば逃走を防ぐ設備制度は亘り尽せりと云つて良い位でありますが、対患者の設備、制度は著しく遅れてゐます。

即ち患者の大多数は食ふこと、寝ること、風呂に這入ること、この三つが彼等の生活の全部であります、精神病者と云ふ者は何も判らない、何等欲望がない、何んなことをしたつて感じない、と住々素人は、こんな風に考へます、この考への非常なる間違であると云ふことは吾々精神病院に直接関係してゐる人は誰しも知つてゐることで、彼等の大多数は吾々と同じ様に欲望があり感じがあるのであります、例へば患者に気に障る様なことを偶然云つた時には、病気の著しく悪くなるのは吾々の日常経験する所であります。此の様な人々に、食ふこと、寝ること、風呂に這入ること、此の三つ以外に何もするべからずと、宣告すること、而も一日、二日ではなく数年間斯る生活を強要すると云ふことは之は人道問題であります。斯る生活の如何に

とであります、されば吾が教育治療部にありては、出来るだけ患者に仕事を与へることを、その第一の仕事とします。

次に精神病者は戸外に出ることが非常に少ない、近来は看護人看護婦諸君の御努力に依りて、大分患者が外に出る様になりましたが、まだ充分と云ふことが出来ません。昔から精神病患者の結核に罹る数が著しく多く、為に、精神病中最大多数を占める早発性癡呆症は結核より来るならんと、言はれた位であります、之は一室にばかり閉じ籠つて太陽の光線にあたらないからで、太陽の光の如何に生体に必要であるかは今更喋々する迄も無いことであります、されば吾が教育治療部は出来るだけ患者を戸外に出して太陽の光線にあてしめることを其の第二の仕事とします。

次に前述せるが如く、一般に精神病院は監禁と云ふことを主とした目的として発達して来ましたが故に、患者の慰安的設備、制度が著しく欠けてゐます。本病院にありても、従来多くの人々に依りて其の方面に心掛けられた結果、多少は慰安的設備がありますが、まだ〳〵充分と云ふ所には遠く及びません。殊に精神病院と云ふ所は、外の病院とは違つて、精神が休まる、霊が慰められると云ふことを、その第一の要件としなければなりません。其処に精神病院たるの特徴がなければなりません。然るに本病院にありては殆んど凡ての病室はガランとして、何等装飾もなく殺風景極りて健康人が居ても落付かれない。之は全く精神病院の使命に相反して居ります。故に教育治療部に於ては患者の慰安を図ることをその第三の仕事とします。

仕事のあること、新鮮な空気及び太陽の光線に触れること、慰安のあること、此の三つは単に精神病者に限らず、凡ての人に必要であります、此の三つの中吾々はその何れをも欠いてはならないもので、若しその一つでも欠ければ最早その人の生活は健康なるものではなく早晩その人は精神又は肉体に、ある変調を来々するものであります、それで逆に、此の三つの中何れかが欠けてゐる為めに精神又は肉体に変調を来して居る人にはその欠けてゐるものを与へて、其の変調を治さんとすることは全く道理に適つたやりかたであります、毎日仕事をしないでブラ〳〵して居る人には先づ何よりも仕事を与へて彼の萎縮せる精神を鞭撻し、脆弱なる身体を鍛練しなければなりません。毎日部屋に引込んで顔面蒼白になつてゐる人は何よりも先づ外に出して赫々たる太陽の光りにあてなければなりません。心に苦悩のある人には先づ何をおいても悲しき彼の心を慰めてやらねばなりません。吾々は斯くすることによりて、単に精神病者の余病を防止するのみでなく、精神病者そのものを治癒に迄導かん

とするものであります。即ち吾が教育治療部は患者をして、仕事のあること、太陽の光線に触れること、慰安のあることの三つ、即ち健全なる生活を営ましめる様に誘導教育し、以つて治療的効果を挙げんとすることを其の目的とし且つ使命とします。

以上の様な理由で教育治療部に、三つの係を設けました。即ち、作業係、運動係及び、慰安係がそれであります、其の各々は前記の三つの仕事を分担します、而して各係には係長を置き係長は看護長が之に当ることになりました、作業長は前田看護長、運動及び慰安係長は現在は便宜上男子部一名女子部一名とし、男子部は磯田〔庄太郎〕看護長、女子部は中山〔よしゑ〕看護長が之に任ずることになりました。

今や、吾等の東京府立松沢病院は松沢村に移転してより十週年を経過し、其の記念日は旬日の間に迫りました。此の十週年を画して本病院を更に一大発展をなさしめんとするは吾等従業員の等しく熱望する所であります。

然らば今後何れの方面に発展せしむべきかと申しますに、云ふ迄もなく現在最も欠陥とする方向でなければなりません。而して現在最も欠陥とする所は前述せるが如く対病人の設備制度であります。教育治療部で云ふ所の又なさんとする所の、作業、運動、慰安の三つは此の欠陥を最も具体的に云つたもので、病院の発展は先づ此の方面よりなされなければならぬと云ふことは識者の等しく認めらるゝ所ならんと信じます。此の方面に吾等の病院が発展すると云ふことは、単に松沢病院一千人の患者を幸福にするのみならず、延いては全国精神病者を幸福に導く所以であります。

以上の考へは単に教育治療部一主任の考へのみではなく、院長、副院長を始めとして全医局員の等しく希望する所であります。庶幾くば吾等が微衷を察せられ、今后一層の御援助を賜はらんことを此処に切望してやまない次第であります。

昭和四年十月二十八日　　教育治療部主任

菅　修

津島　衛

菅がみた**患者の生活**がどのようなものであったか、「呉先生をしのぶ会」の座談会でもっと具体的にかたられている、——

（前略）わたしが、松沢病院にきた頃は（昭和2年頃）、患者の生活は全く惨憺たる状態で、病室は荒れはててるし、それからノミとシラミの巣窟であるし、ある患者なんかは、足袋にシラミを飼っておいて、そして、友達がないもんだからシラミを前にして話をしている。そういうふうな状態であったわけで、それから、生活がひじょうに悲惨であって、西2病棟（慢性病棟）を最初にもたされたんですが、患者は全然外に出さないわけです。せめて1週に1回でも、外に出そうかという話をもち出したときに、〝逃走したらどうしますか〟ということになって、看護科のほうからだいぶ、どうも横槍が入ったんだけれども、ともかく外に出そうということで、最初、西2病棟の1室から1回ずつ外に出すようにしたこともあります。

それから食事の時はどういうふうであるかというと、廊下へずらっと並んでいて、そこに乞食が飯をくうみたいに、とにかく、じつに悲惨な状態で、ご飯をたべていた時代もありました。それで、東3病棟（慢性・不潔病棟）の物置を改造して、あそこに始めて食堂を造ったようなことがある。あとで勝手に造ったといって、叱られたことがあるけれども、まあ、そういうふうな一般の状態が残っておったわけです。

そんなふうで、看護科のほうで一番ご心配の種は、患者が逃走することであって、逃走すると当局の方から、やかましい監督があるし叱られる。で、患者が逃走すると、まず衛生課長のところに電話をして、真夜中でも報告しなきゃならない。衛生課長のところへ報告がいくのは、いつも患者が逃走した時ばかりなもんですから、それで、患者の逃走ということが、ひじょうにやかましいような時代で、そういうふうな時に作業を行なうということが、ひじょうにむずかしかった。まあ、しかし、そういうふうな、仕事するのにかなりむずかしい状況の下ではありましたが、みんなでいろいろと努力して、だんだんと外へ出る患者もおおくするようにしたり、それから、しまい頃には、興奮患者のようなひじょうに扱いにくい患者を外に出して、作業療法をするような時代がきたわけです。

で、まあ、呉先生ができるだけおおくの患者を出そうといわれた考え方が、三宅先生に受けつがれて、それで、まあ、作業のほうがだんだんと発達するようになり、作業療法医長というものができあがるようなところまでいったわけです。要するに、作業療法も一つの患者の人間的扱いの現われとしてみることもできるわけです。まあ、それと同時にレクリエーションであるとか、運動会であるとか、いろんな患者の扱い方がよくなったわけです。

まさに、われときて　あそべや友のない　シラミ、である。松沢病院にきて土地はひろくなり、加藤による作業治療・開放治療の試み（病院全体からいえば部分的な）はあったが、院内の全体的雰囲気は巣鴨時代よりももっと閉鎖的になっていた感がせぬでもない。そうなっていたとすれば、その原因の一つは、時代の流れで、軍国化の度合いをつよめるわが国の社会が精神病患者にたいする目をよりきびしくしていったのかもしれない。年報にしるされている院内設備の娯楽品・遊戯品をみると、収容人数がふえているのに巣鴨時代よりもおとるようである。院内の治療的雰囲気もおちていたのであるまいか。

さて、一九二九年年報は**教育治療**について、「精神病院ノ一般趨勢ヨリ考ヘ、教育治療ノ組織ニ変更ヲ加ヘ、作業、運動、慰安等ニ依リ最モ科学的ニ患者ノ気分ヲ善導シ、安心、克己、自重等ノ力アル精神ヲ以テ合理的療養ニ専念ナラシム、平日ハ蓄音器、囲碁、将棋、オルガン及新聞、雑誌、図書等ヲ備ヘテ自由ニ閲覧使用セシメ居レリ」とかいている。この内容が具体的にどういうものであったか、はっきりしない面もあるが、菅の狙いの最大のものは、患者の生活を充実させることにあった。それがどう実現されたかは、のちに、作業治療について概観するときにみよう。

一九三〇年（昭和五年）—一九三六年（昭和一一年）の出来事

三宅院長時代は相対的安定期であったものの、この後半になると、つぎの激動をおもわせるいくつかのものが突出するようになる。

一九三〇年年報に、**各等の患者に要する費用の原価計算**がのっているので、まずそれを紹介しよう（こういう計算をさせたのは、翌年六月二一日に副院長となった齋藤玉男であるまいか）。

まず算出の基礎となる事項はつぎのようである、——

一、昭和五年度における松沢病院費歳出決算額（本庁留置をのぞく）は、三八四、二三二円六八銭で、前年度の三九七、三七四円三七銭に比し一三、一四一円六九銭減少した。

二、昭和五年度における入院病者各等延べ人員は三三八、五二四名、うち三等病者は二五五、三一九名で入院病者の約七五%にあたる、

三、看護人給中には月俸者たる看護手の俸給をふくむ、

四、看護人給料は病者各等延べ人数を特等一人につき看護人一名、一等二人につき一名、二等三人につき一名、三等五人につき一名の比により所要額を算出する、

五、賄い費は炊事調査による日表にもとづき算出、

六、看護人現品賄いは一人一日平均二四銭七厘で、第四項に準じて算出する。

この前提にもとづき算出されたのが表40である。各等別で、部屋の広さがちがうことをかんがえると、修繕費は平等にわりふるべきであるまいし、またこの計算には建て物・設備の減価償却分がはいっていないので、それらをいれると、数字はもうすこしちがってくるだろう。いずれにせよ、経常部費の範囲内でみると、三等患者の所要額は規定の入院費をすこしうわまわっていたのである（他の代用精神病院にたいしはらわれる委託料は、この三等入院費と同額であったはずで、委託費の範囲内で患者を収容していくには賄い費をきりさげるしかなかったことがわかる）。

年報に**レントゲン設備**のことがのるのは、一九三〇年からである。また一九三〇年度には西第四病棟および中第四病棟の温水暖房を蒸気暖房に変更した。

一九三〇年四月一日警視庁令第七号をもって看護婦規則施行細則が改正された結果、一一月一二日午衛第五七七〇

表40　1930年度入院各等病者1日1名所要額

区別＼金額	所要額	1日1名所要額 特等	1日1名所要額 1等	1日1名所要額 2等	1日1名所要額 3等
人件費中平等所要額	円 105,988.120	円 0.313	円 0.313	円 0.313	円 0.313
同上中看護人給	93,851.560	1.385	0.692	0.461	0.277
小計	199,839.680	—	—	—	—
患者費中平等所要額	55,495.850	0.164	0.164	0.164	0.164
同上中賄い費	71,443.720	0.621	0.526	0.247	0.180
同上中3等所要分（慰労費，構外運動費，雑費）	4,140.690	—	—	—	0.016
小計	131,080.260	—	—	—	—
事務費中平等所要額	21,964.190	0.065	0.065	0.065	0.065
同上中看護人現品賄い	22,286.370	0.247	0.123	0.082	0.049
小計	44,250.560	—	—	—	—
修繕費平等所要額	9,062.180	0.027	0.027	0.027	0.027
合計	384,232.680	2.822	1.910	1.359	1.091
（規定入院費）		(6.000)	(4.000)	(2.000)	(0.980)

号で**看護人養成規則が改正**され、一九三一年二月一七日指令第三四五七号をもって看護婦講習所学則変更の件が認可され、同二月二一日から施行された。改正点のおもなものは、「前条講習時間ノ各三分ノ一以上講習ヲ受ケザルモノニ対シテハ学説及ビ実地試験ヲ行ハズ」の項がはいったことである。

一九三〇年中の**看護人**採用は男が二七名、女が二〇名、退職（いずれも依願退職による）は男二七名、女一六名であり、年末現在の看護人男一六〇名中勤続一年未満は三〇名（年内採用が二七名であるのとあわぬが、年報にはこの数字があげられている）、勤続一年以上三年未満は六〇名、三年以上一〇年未満は六四名、一〇年以上は六名、女九四名中ではそれぞれ一三名、四四名、三四名、三名で、看護人がかなり定着してきていることがわかる。看護人養成講習の卒業生も男一六名、女一二名とふえている。このように、年報にあげられている数字でみるかぎり、このあたり数年は看護人の動きがすくなく看護科は安定状態にあったようにみえるが、のちにのべるように、この年にかなりおおきな労働争議がおこっていたのである。

さて、わが国で最初のメーデーは一九二〇年におこなわれ、日本共産党は一九二二年七月に結成された。これらにたいし一九二五年三月に治安維持法が成立し、一九二八年七月には特別高等警察が設置された。一九二八年に三・一五事件で逮捕された日本共産党員伊藤千代子は、夫浅野晃の転向上申書をよんだことをきっかけに精神変調をきたし、一九二九年八月一七日に松沢病院に入院し、九月二四日に肺炎で死亡した。伊藤の伝記には伊藤が分裂病であったようにしるされているが、心因性精神病であった。共産党員や左翼活動家にたいする弾圧がますます苛酷なものとなるなかで、**拘禁反応**を呈して松沢病院に入院させられる人が一九二九年からとくにふえ一九三一、三二、三四年に最高に達した。作家**中本たか子**（一九〇三―）は、一九三〇年七月一四日、共産党の田中清玄といっしょにいる家で検挙され市谷刑務所にいるあいだに拘禁反応を呈し、一九三一年二月五日に松沢病院に入院させられた。中本は中第三病棟に入院して、中第四病棟、東第一病棟にうつされたりし、作家菊池寛にひきとってもらうことにして一〇月一六日に保釈がゆるされて退院した。当時の医員野村章恒は「心因性精神病、殊ニ拘禁性精神病ニ関スル臨床的知見」（精神神経学雑誌、第四一巻第三号、一九三七年）の論文に、一九二五年から一九三五年にかけて松沢病院に入院

した拘禁精神病患者三〇例を記載しているが、うち二六名が治安維持法違反とされた人である。乖離性反応型とされている第二二例が中本であろう。中本は自分の入院体験を『職場』（教材社・東京、一九四一年）中の「白壁の牢獄――脳病院と刑務所の生活を語る」、『愛は牢獄をこえて』（五月書房・東京、一九五〇年）、『わが生は苦悩に灼かれて――わが若き日の生きがい――』（白石書店・東京、一九七三年）にかなりくわしくかいているが、そのなかでとくに興味ふかいのは、持続浴の様子がかかれている点である。志村芳樹の『松沢病院看護日記』の中の「巡行夜話」によれば、当時男の患者では転向組と非転向組とのあいだに激論がかわされ険悪な空気もながれて、看護人ははれ物にさわる思いでかれらに接していた。

一九三一年三月一九日に一等の早発性癡呆の男の患者が同室のやはり早発性癡呆患者をぬれ手拭で**絞殺**した。加害者は「おれは死刑台にのぼるんだ」と口ばしっていたもので、「しぬほうが幸福だから幸福にしてやった」とのべている。松沢病院で患者間の殺人事件がおこったのは、これが最初である（新聞記事による）。また三月七日には、男の公費患者のことばにおこった看護人四名がその患者に暴行をくわえた結果重体におちいり死亡したのを、宿直医が脳出血として死亡診断書をだしていたことが最近わかり、その看護人四名を引致取り調べ中であるという記事が一九三二年五月二七日の朝刊にでた。この問題がどう結着したかは、たしかめてない。

さてコンクリート造り二階建ての西第六病棟（蒸気暖房）が一九三一年に竣工し、同四月一日から**収容定員**は一、〇〇〇名になった（男特・一・二等一六二名、男三等四五三名、女特・一・二等九五名、女三等二九〇名）。西第六病棟は男自費安静病者収容で、定員三五名。

東京府立松沢病院規程が改正され、一九三一年四月一日より施行されることになった。改正規程により、それまでの女の看護長が看護婦長とよばれることになったが、改正の眼目は、院長および副院長を「衛生技師ヲ以テ之ニ充

ツ」としたことのようである。一九三一年年報付録の、一九三二年一一月三〇日現在職員一覧では「院長東京帝国大学教授医学博士三宅鑛一、副院長東京帝国大学講師医学博士齋藤玉男」となっているが、一九三四年年報付録の東京府立松沢病院職員一覧（一九三五年七月末日現在）には「院長東京帝国大学教授医学博士三宅鑛一、副院長衛生技師東京帝国大学講師医学博士齋藤玉男」とある、つまり副院長は衛生技師となっているが院長はそうでない。当時の東京府の職制はしらべていないが、兼任の者は衛生技師になれなかったのであるまいか。すると、院長も東京帝国大学教授の兼任ではなく、専任の者をもってあてたいとする意向がこの改正のうらにあったように推察される。ともかくも、一九三五年に訓令第一三号をもって、「本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス」、「院長ハ当分ノ内府吏員ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得」とする付則がつけられて、院長が衛生技師でないという矛盾はいちおう解消された。

副院長杉田直樹は、昇格した名古屋医科大学教授となるべく一九三一年五月に退職し（このとき愛知医学専門学校出身の教授が排除されて北林貞道もその一人となった、学内の反応ははげしく、杉田にたいし同窓会関係者から教授就任辞退勧告がおこなわれた）、六月二一日に齋藤玉男が副院長に就任した。齋藤副院長にたいしては医局内にかなりつよい反対があったが、これについては後述する。

一九三一年年報の看護人所属には、特別看護人の記載はないが、収入の病者収入のなかに看護人費弁納金があるので、特別看護人はやはり病院の傭員のままなのであろう（一九三五年年報からは病者収入の内訳が記載されなくなるので、看護人費弁納金がどうなったかわからない）。また一九三一年の支出中には、**分院建設費**三一〇円がある。松沢病院分院を建設しようとの機運がかなり具体化しかけていたのだろう。なお、一九三一年六月一三日に日本精神衛生協会が正式に発足した。

一九三二年三月二六日に前院長呉秀三が死去した。一一月一二日の読売新聞によれば、府当局は、きたる二一日に

ひらかれる府会の昭和八年度予算編成にあたって工費四五万円三か年継続の新精神科病院建設案を上程することになった。そして、松沢病院の歳出予算に分院建築費本年度支出分として一九三三年度には一〇五、八七四円、翌年度は一七五、九三二円などの額が一九三九年度まで計上だけされていた（そのあとは不明）。

一九三二年一二月五日には内務省衛生局後援東京府精神病院長会議主催の**公立及代用精神病院長会議**が内務省でひらかれた。その席上、警視庁の加藤が「代用病院で立派なものならば、自費患者を取扱はんといふ風に根本方針を立てたい」との意見につづいて「松沢病院が自費患者を収容するのは不合理だ」との意見をのべたのにたいし、東京府の輕部衛生課長が「公費のみを取扱ふのは理想としてはよいが、松沢は希望者が多いので急に廃止する訳には行かない」とのべている。この会議は毎年開催されることになり、三宅院長が理事長にえらばれた（日本医事新報、第五三九号、一九三二年一二月一〇日、による）。（これがのち精神病院協会となる。）

一九三三年四月一日より**定員**は男特・一・二等一五四名、男三等四七三名、女特・一・二等九〇名、女三等二九五名、計一、〇一二名とされた。男女ともに、特・一・二等の定員をすこしくへらして、三等をふやしたのである。この年の一二月末日在院でみると、男特・一・二等が一一三名、男三等四七六名、女特・一・二等八三名、女三等二九五名で、特・一・二等はあきがあるが、三等は定員一杯かそれをうわまわっている。

一九三三年年報にのせる「入院ニ関スル要領」中には、「一、注射料、（マラリヤ療法、サルバルサン、リンゲル及其他注射料）ハ入院料以外トス」とあり、このころマラリヤ療法、サルバルサン、リンゲルがひろくもちいられるにいたったことがわかる。サルバルサン注射は、日をきめて清水看護長がもっぱらおこなっていたときく。

同年五月一日、農夫作業場から発火してそれを全焼し、隣接する大工作業場を半焼した。八月二五日、西第四病棟の保護室内で患者同士があらそい、一人が扉の鉄板に頭をうって脳底骨折をおこし、二七日に死亡するという事件が

おきた（年報に、麻痺性癡呆男、死因頭部外傷とあるのが、この被害者であろう）。二八日の『東京朝日新聞』は「手抜かりの松沢病院／二狂人・死の格闘／三日前の惨劇、死後に届出／所轄署で重大視す」とおおきく報じている。この記事によると、保護室一六のところへ患者が二六名の大入りで、やむなく同室させていたという。『東京朝日新聞』は八月三〇日「精神病院の問題」と題する意見をのせた。その意見は、病院の手落ちをせめるとともに、精神病院法ができても府県立精神病院の設置がすすんでいないことを指摘し、「いくら金がかかるとしても、以来十数年でこの有様なのは、行政当局の怠慢といいはなければなるまい」とむすんでいる。

ところで、一九三三年年報のしるす「**保護室収容人数及日数**」は、三等の男だけ計三名でそれぞれ三六五日、一二五日、一一七日とあるだけである。精神病院法にもとづく「代用精神病院長ノ入院患者ニ対スル処置ニ関スル規定」（一九二〇年六月四日視衛第一四〇号）によれば、七日以上の保護室入室には警視総監の許可を要し、保護室入退室はその都度警視総監にとどけでなくてはならない。府立松沢病院規程にも同様の、知事の許可、知事への報告・申告、警視庁への報告の規定がある。どうも、年報に記載されている保護室収容は七日以上のばあいとかぎられているようである。また、まえにも指摘したが、このばあい保護室収容とされるのは、保護室への閉め込みにちかいものだけであるまいか。

一九三三年には根岸病院ではなばなしくストライキがおこなわれたが、これはあとでのべる。

一九三四年四月一日から女三等の**定員**を二〇名まして三一五名とし、病院全体の収容定員は一、〇三二名となった。五月に、女の自費安静患者を収容する中第五病棟が峻工した、コンクリート造りで蒸気暖房である。一九三四年年報から、病院入院直後に検便および腸チフス予防接種をしていることが記載されている。また在院病者および従業員への一斉腸チフス予防接種は「恒例ニヨリ」施行したとある。だが、これらの検便および予防接種をうけている患

者は、人数からいって対象者のほとんど全員には達していない。

患者への慰安として奈良林秀彌医員（一九二八―三一年と在職）のころは**角力大会**がしばしばおこなわれていたときくが、一九三四年六月一日には病者対医局チーム**野球試合**がおこなわれ、病者九名が参加した。六月五日から一〇月二九日にかけては、病棟対抗野球リーグ戦がおこなわれ、二三九名が参加した。齋藤西洋（「精神病者の野球リーグ戦」、救治会々報、第五八号、一九三九年）によれば、「時の医員廣瀬三郎君が大いに奔走されて、男子部十二病棟から各々数名の患者さんと之に担任の医員及看護人を加へて一チームを編成し、まがりなりにも病棟野球リーグ戦を行つたのが抑々の初まりでありました。（中略）之に力を得てそれ以来毎年春秋二期に医員の一人が順番にリーグ戦委員となり、チームには主将を置き記録係なども出来て年々盛んになる様になりました。其内優勝したチームに何か優勝旗でもあればと云ふ様な希望のあつた折、時の副院長であられた齋藤玉男先生から立派な優勝旗の御寄贈を得まして、ここに内容外観共に立派な病棟野球リーグ戦が出来上つたのでありました」。

同年九月一五日には**病者対文藝春秋チーム野球試合**がおこなわれた。この様子は『話』第二巻第一一号の「世界最初の朗らな野球戦」にかかれている。この野球戦をいいだしたのは、警視庁の金子準二技師で、菊池寛社長も「やれ、やれ」と後押しした。始球は金子博士。松沢軍では捕手だけが看護人で、投手は拘禁性精神病の一高出の秀才。文藝春秋軍には新進作家の永井龍男もいて、なかなかの名二塁手ぶり、一回に二対二だったが、二回表に文藝春秋軍は大量五点をあげ、七回までというところを患者軍の申し出で九回までのばし、結局一〇対五で患者軍の敗け。

ここで一九三四年中の**病者慰安催物**をみると、計二一回のうち病院によるもの一〇回、病者救済会寄付のもの六回、救治会寄付のもの四回、救世軍によるもの一回であった。

松沢病院の男の看護科の中心であった**清水耕一**看護長は、一九三五年秋に病いをえて退職した（つづいて、一九三

六年二月二日に清水は死去した、この人について加藤普佐次郎は『至誠の人清水耕一君』なる小冊子を執筆発行し、のち一九六七年にこの小冊子は關根真一によって再版されている、一九八〇年第三版)。

インシュリン衝撃療法は松沢病院では一九三五年末からはじめられた。

一九三六年六月三〇日に三宅院長は退職し、新任の東京帝国大学教授内村祐之が院長に就任した。三宅前院長の指定寄付金七〇〇円をもって三宅奨励資金がもうけられた。一一月一日より施行された三宅奨励資金管理規定の第二条によれば、奨励金品を交付されるのは、蝶友会会員で「一　励精職務ニ熟達シ其ノ功顕著ナル者　二　看護人講習生ニシテ品行方正学業優秀ヲ以テ卒業シタル者　三　院ノ施設改善ニ関シ特殊ノ考案又ハ卓越ナル意見ノ開申ヲ為シ稗益アリト認ムル者」の一に該当して他の模範となすにたる者を蝶友会評議会に諮問して会長が決定するのである。

一九三六年度に木造二階建ての東第六病棟が完成した。男女の自費および三等の合併症病棟であるが、蒸気暖房の設備はない。しかし、きわめて日当りのよい建て物であった。この病棟の使用開始は一九三六年中であったか、翌年にはいってからであったか、たしかではない。

一九三六年九月二四日には元皇后宮職女官長島津ハル女史が入院した。女史は一九三二年から迷信につかれだし、霊媒者によって霊との交際がはじまって狂信状態にはいり、不敬罪の嫌疑で霊媒者ほか一名とともに八月二六日に検挙されていた。九月二四日警視庁金子技師の精神鑑定によれば、同女史は感応性精神病（祈禱性精神病）の幻覚妄想状態で、「あれ私の三寸ばかり前には竜神が飛んでゐる」と口ばしっていたという。

一九三六年には保養院で争議があったが、これについてもつぎにのべる。

看護人の生活と争議

一九二六年六月に清水看護長は三宅院長にあてつぎの文書を提出した、——

抑救済ノ事業タルヤ難事中ノ至難ニ属スルモノニシテ到底机上ノ空論ヲ以テ忖度スベキモノニアラズ就中精神病者ノ衛生、看護、監守等ヲ忽緒ニセザルニハ健全ナル精神ト周到ナル注意トヲ要シ且ツ其道ニ熟練シ常ニ博愛、慈善ノ志ヲ有シ素行端正ニシテ侵スベカラザル美風ト威信トヲ併セ有スルモノニアラザレバ能ハザルナリ

以上ノ態面ヲ維持シ業務ヲ完全ニ遂行シテ大過ナカラシメントスルニハ尠クトモ、看護人ノ待遇ヲ改善シ教養アル適材ヲ諸方ニ求メ各自生活ノ安定ヲ得永ク其緒ニ安セシメ現在就職者ノ不安ト動揺トヲ掃除シ一意専心与ヘラレシ職務ニ尽瘁セシムルニ外ナラス

昨年本年度予算案ヲ提出スルニ方リ上司ハ看護人ノ待遇改善ノ主旨ニ元シ議案ヲ提出シ府会ニ要求セラレタルニ府議ハ克ク我等ノ切ナル希望ヲ容レ増給原案ヲ可決サレタリト聞キ大ニ欣幸トセル所ナリ

今ヤ内外多事稍モスレハ社会ノ悪風潮ニ流レントスル折柄其局ニ方ルモノ、大ニ注意ヲ要スベキ次第ト考慮シ茲ニ苦言ヲ呈シ敢テ閣下ノ賢慮ヲ仰ク

恐惶謹言

看護長　清　水　耕　一

府立松沢病院長三宅鑛一殿

看護夫俸給調査表（大正十五年五月三十一日現在）

看護夫百〇八名

日給額　　金九拾参円六銭也

日給平均額　金八拾四銭三厘強
以上ハ看護夫百三十六名ノ内ヨリ看護手二名及見習看護夫二十六名ヲ除キタル計算ナリ
看護婦俸給調査表（大正十五年五月卅一日現在）
看護婦七十四名
日給額　　金六拾壹円六銭
日給平均額　金八拾貳銭五厘強
以上ハ看護婦八拾参名ノ内ヨリ看護手二名及見習看護婦七名除キタル計算ナリ

この文書につけられている各人の日給明細表から**日給額の分布**をみると表41のとおりである。看護夫の日給額最高は一円九四銭（一名）、最低は四〇銭（一名）である。看護婦では最高一円三八銭（一名）で、どういうわけか二〇銭ととびぬけてひくい人が二名いる（これは見習看護人の日給よりもひどくひくい）。二〇銭につぐ低さの人は四二銭（一名）である。みるように、見習看護人の初任給をしたまわる人が何人かいるが、看護夫欄中の何名は雑役婦である。だが、一等でも二等でもない、ただの「看護夫」である人で五四銭、四六銭などの人がおり、それらの人は翌月にはやめているようである。ついでに五月現在の看護夫の役付きをみると、取締二名、組長一〇名、組長心得一名、一等看護夫三名、二等看護夫一九名、看護夫五

表41　1926年5月31日現在
看護人日給額
（＊女10名をふくむが雑役である）

日給額	看護夫*	看護婦
円 銭	名	名
1.80～	2	—
1.50～	4	—
1.20～	7	7
1.00～	12	10
0.90～	13	1
0.80～	13	24
0.70～	9	2
0.60～	37	26
0.50～	8	1
0.40～	3	1
0.20～	—	2
計	108	74

七名、見習看護夫二八名、雑役九名となっている。

『神経学雑誌』第三二巻第六号（一九三〇年）に「独逸のデュッセルドルフのランデスラートフォン・ヒューゴー氏より呉主幹へ精神病院及び精神病者の収容看護に関する問い合せ」とそれへの答辞がのっているなかから看護人の待遇に関する部分をかきぬいておこう、——

松沢病院にては本年二四〇の看護夫看護婦ありて平均日給一円で、初めは六十銭、六ケ月後に七十銭、一年後に八十五銭、三年後に一円、最高二円。何人も住室、食事・職用外套を給せられる（中略）すべて看護人は時日を経て漸次昇給す。最初の低級はたゞ看護人と称へ、次に二等看護人になり（日給八十五銭）、それから一等看護人になり（日給一円）、組長になり（日給一円以上）、副取締になり（日給二円）、経験にて信用あるもの、一人は取締となり。又すぐりて看護長となる。看護長は公吏とす。（月給六十五円乃至百円）（中略）看護人はいづれも左の如く勤務す。第一日は午前九時より夜十二時迄病室勤務、夜半十二時より午前六時迄病室就蓐、第二日午前六時より午後九時迄病室勤務、それより午前六時まで病室就蓐、第三日午前六時より午後六時まで病室勤務、其後より夜半十二時まで病室就蓐、〔夜半十二時より午前九時まで病室勤務〕第四日午前九時より次の日午前九時まで休息、第五日は第一日に同じ以下順繰。

一九三三年に見習看護人になった北島治雄が松沢病院の『看護ニュース』にかいた思い出話し「むかしのはなし」（二—五）（看護ニュース、第46—49号、一九七一年三—六月）によって、当時の**看護人の生活**をもうすこしみよう。

其の頃の出勤時刻は8時である。8時に出勤して午后6時迄が日勤である。午后6時に交代だと云うが、今で云う深夜勤。其の頃は明番と云っていた人が勤務からひけるだけ8時出勤者はそのまま宵番今の準夜勤につくのであるから結局16時間ぶっ通しの勤務である。

翌日は午前6時に起されて勤務について午后6時迄が日勤であるので、12時間通し勤務で、時によると、随寝と云う制度があって夜廻診が終るまで勤務につかされていた。夜廻診が午后9時近くまでかかることがあったからこれ又連続15時間の勤務。あくる日が又午前6時起床午后6時交代時迄勤務の12時間で次がようやく明番で午前8時迄勤務。丸3日間4日目にやっと解放されて自分の体になる。其の間は全部拘束になっていて院外には一歩と出られないことになっていたが明番になるとこっそりと上北沢か下高井戸辺へ一杯50銭のコーヒーを飲みに行ったものだ。女房を貰っても4日目位に帰るのでまるで始めから後家。夜勤料は盛ソバ一パイ分で宵番でも明番でも1回唯の7銭であった。私が松沢へ来る3年前迄は夜勤料は明番だけ7銭ついて宵番はまるっきり無料だったとのこと。又食堂でお茶を呑むので1ヶ月5銭お茶代を取られたと先輩が云っていた。看護者の食事は3等患者のと同じであったのが、宵番にも7銭つくようになった時にお茶代の徴収は廃止され又2等患者と同じ物を喰べられるようになった由。

今支給されている特殊手当とか48手当深夜手当又は家族手当など何一つなく唯夜勤料と云っていたが、夜勤1回につきまかない料7銭が出るだけあとは1銭も出ない。ただ満6ヶ月勤務すると見習がとれて10銭昇給した。前期の講習修了して又10銭昇給、後期講習が修了して又10銭昇給した。定期昇給1年2銭就職后4年経って98銭、日給1円になるには満5ヶ年の日時を要した。

（中略）

年2銭の定期昇給かことによると1銭の昇給もなかった。始末書と云えば患者が逃走するとすぐ出さなければならない。患者の家族訪問したら大変で首ものだった。始末書を出したら大変で1枚に付き暮の賞与が5円位少く年1回の賞与で全額50円か60円のうちから5円はとてもでないが痛いお灸であった。

（中略）

私が就職した頃は、自分の所属する病棟に勤務するのはほとんどまれで、毎日毎日が補欠補欠、朝出勤すると、どこどこ病棟へ行ってくれと言われて補欠に行かされる。日勤が終って午後6時に宵番勤務につくのだが、又別の病棟の夜勤である。

（中略）

自費病棟には、当時付添看護婦（人）が入っていた。付添看護婦（人）は、患者家族の希望で1人の患者に1人の付添看護婦がつくのである。

西6には付添看護婦が多い時は15、6人もいた。

付添看護婦は高給取りで、日給が2円で其の他に食事代が1日70銭付いたので、1ヶ月81円にもなった。前にも述べたが、5年勤続で30円ソコソコの給料が、松沢病院所属の看護者であった。それ故松沢の講習所を卒業するとすぐ辞めて付添看護婦（人）になった人も多勢いた。なかには卒業をまたずに、付添看護婦（人）になった人もある。

又変った形の付添看護者もいた、松沢の看護者でありながら付添看護者になっていた人もある。其の人は給料は松沢病院からもらい、他に付添手当として1日5銭付いた、こんな変んな形の職員も当時の精神科ならでは出来なかったかも知れない。

（中略）

看護婦の白衣は、今は膝下3cm位であるが、昔はずいぶん長くて、くるぶしがかくれる位迄あった。

（中略）

看護婦は今は、白靴下をはいているが、昔は夏も冬も一年中白足袋で通し、下着はよくわからなかったがシャツのような品物ではないらしく、ジュバンのようにみえた。首すじのところにジュバンの衿をのぞかせているのを見掛けたから。和服の上に白衣を着ているような感じである。今様和洋折衷とでもいおうか、それが戦後24年頃迄続いた。

（中略）

看護人はどんな姿かというと、詰襟の白衣に、黒の小倉の袴が正装であったが、袴姿では仕事の面で、例えば、四ツん這いの廊下拭きなど何かと不便不都合なので、仕事の時はズボンとはきかえていた。

上司が、巡回に来る頃になると、又袴にはきかえて、すましていたが、遂に袴は廃止になり、黒の小倉のズボンに衣がえと相成った。それは昭和8年の中頃のことであろう。

袴の末路はどうなったかというと、其の頃松沢では、職員の間ですもうが盛んだったので、多くは相撲の褌となっていた。

看護婦の通勤者は、一人もいなく、全員が寄宿舎生活であった。

看護人は、組長さんや代理さんが、世帯持ちで、一病棟で二、三人の通勤者がいた。

さて、ここで**当時の医療労働運動**をみよう。増岡敏和「続・民主医療運動の先駆者たち　33——日本医務労働組合傘下の看護婦たち」（民医連医療、第八二号、一九七九年四月）が笠井ナミ子の記述を引用しているものを孫引きしておこう。——

日本労働組合全国協議会は日本労働組合評議会の後身として昭和3年12月に結成される。全協には12の単産別の組合が加入しており、看護婦、医療関係者は教員、会社、官庁等のいわゆるサラリーマン階級と一緒に一般使用人組合にくみこまれていた。１９３０年（昭和5年）4月に東京府立松沢病院と至誠病院で関東病院従業員組合を結成する。これに続いて大阪、京都等、各地方に病院従業員組合ができていく。そこでこれらを全国的な組織にしようということで１９３０年12月に全国日本医務労働組合が結成された。日本医務労働組合は単独組合としてこれまで加入していた一般使用人組合から抜けて独立加盟する。全国日本医務労働組合東京支部に加入していた主な病院は、松沢病院、野方病院、各市府立病院、吉岡病院、順天堂病院である。

富岡次郎『日本医療運動史』（勁草書房、一九七二年）によれば、一九三〇年に東京品川に大崎無産者診療所が開設されたのが日本における無産者医療運動のはじまりで、無産者医療運動と平行して医療労働者の組織化もすすめられて医務労働組合ができた。「当時この組合に加入していることがわかれば、解雇されるばかりでなく逮捕される危険性をはらんでいたので、組合加入はあくまで非合法であり、その組織人員など全く不明である」。

さて、松沢病院では**一九三〇年にストライキ**がおこなわれ、一〇〇名が参加したと『日本労働年鑑』にあるらし

い。それは春であったろう。ではその実態はどんなものであったか、弾圧のきびしい時代であったから、ストライキの指導者にしかつかめなかったろうし、はっきりした記録をわたしはみていない。だが、中心的な人たちのまわりでおおくの看護人（男）が支援したようである。町野喜三郎「看護状況について」、町野喜三郎・橋本喬一・佐藤貞吉「戦前の話」（ともに宮内充編『語り部の記録』）にはこうある、――

大正15年入ったとき、日給60銭であった。昭和5年、手当値上げのため第2回目のストがあった。そのため警官が病院へ入ってきた。理由は明番宵番（註：深夜・準夜）の夜勤料値上げであり、宵番は手当がつかない、明番は7銭の手当がついた。それで14銭になる、明番宵番共につくようになった。その頃は「がんじがらめ」の世の中であった。何故警官が来たか。巡視が報告する義務がある。風紀、事件、火事などすべて取締の実権があり、事務へ報告するからである。私は同僚の石田氏を病室へ連れ戻すためにかつぎ出した。石田氏は看護人で指導者であり、煽動したからつまみ出せという。南側病棟に勤務していたから南側病棟の看護人が協力したのである。（町野）

一般的には第1回目の争議は大正8年巣鴨から松沢へ移転する時かなり強硬に、賃上げと子弟の教育について要求したという。第2回目は大正末期13年頃、待遇改善――賃上要求の闘いがあった。昭和に入り4年頃、第3回目があった。これまた、夜勤料と賃上げである。すべて中心にやるのが看護人であったということです。昔の看護人は大正デモクラシーや治安維持法成立し、社会主義者や自由主義者弾圧の中でも生活のために闘ったということと、労農党や共産主義思想の影響があったためだろう。当時労働運動の波が松沢にも押し寄せて来た。そのため守衛から事務を通じ警官が入りこんだという。かつての食堂などで、闘士が集って盛んに弁舌をふるった。警官がリーダーを検挙しようとすると看護人がいち早く察し、病棟へ隠して出さなかった。当時の看護人でも色々な問題を

論じ、批判をしたりした。（町野・橋本・佐藤）。

北島がかいた宵番に七銭つくようになり、食事が二等なみになる、お茶代徴収が廃止されるというのは、このときの成果なのだろう。だが、かなりの大争議であったにかかわらず、日給はあがらなかった。逮捕者も続出したにちがいない。九月九日に看護人橋本ほか六名の看護人が検束され府中署特高係の取り調べをうけた。これらは京王電車烏山停留場付近にかくれ家をおき秘密結社をつくって左翼運動をおこしていたとされている。前述の、一九三一年三月に看護人四名で患者をなぐりころしたとされる事件では、はじめ四名の看護人が翌年五月二六日に引致され、六月二日にさらにもう一人が引致された。このうちの一人は、一九三一年五月一日メーデー当日出版労働組合のマークをつけて解散地上野公園にはいり、警戒中の当時の古森象潟署長の頭部をなぐりつけて重傷をおわせたうえ肩章を掠奪した犯人と判明し、また、この人ともう一人とは、全国医務労働組合松沢班責任者として院内で赤化を宣伝していたことも判明したとある（新聞記事）。

一九三〇年ストライキについてはもう一つの証言をみいだした。作家で詩人である平野威馬雄（一九〇〇年うまれ）は抱水クロラルおよびコカインの中毒で一九三〇年に三か月間入院し、その著『癈者の告白』（話の特集、一九七六年）の四分の一ほどを入院生活にあてている。そのなかには、回診の様子、石田昇のこと、ラジオ病のこと、芦原将軍のこと、杉田副院長（平野は院長としているが）のことなどをかいているなかに、看護人がサボタージしたことをかいている。「医局の若い医者も同調し、相呼応して、病院当局に対していろいろな要求をかかげて争議にはいったのだ。別に、乱暴をするのでもなく、小まめに動く争議の専門家（労働組合の人）が、ごく穏当な応援にくるくらいだったので、警察当局は干渉も弾圧もしなかった」。吉（きつ）さんという労働党のふるい党員が病院の近くにいて応援

にきた。話しのわかる狂人たちも「カテカテカンゴニーン」と声援した。三日目にとうとう要求貫徹、当局はおれ、「万歳、万歳」と一同はおどりだし、医局のなかは戦勝の宴席になった。吉さんもへべれけになってかえる途中、ひきとめた看護主任に、脳固定用のアルコールをのまされたらしいとしらされた吉さんは、あとねこんでしまった、——こういったことを平野はかいているが、町野らの証言や当時の一般的状況からいってこの話しはおもしろすぎる。わたしは当時の医長であった關根真一および医員であった野村章恒のお二人にうかがったが、ともにストライキ自体を記憶されていなかった。ということは、ストライキといった問題は府庁および院長・主事あたりで処理されることで、医局にもあまり公表はされないことであったのだろう。医者のなかにストライキに同情する人はいても蔭ながらの声援というところであったろう。また、一九三〇年から三二年の年報をみると、看護人解職で一九三一年に「解職者数ハ依願ニ依ルモノニシテ内男一名ハ懲戒ニ依ル」とあるだけで、前記のように検束され引致された看護人は解職されたにちがいないが、大部分は依願解傭という形式をとったのだろうか。

一九三〇年ストライキののちも院内で潜行した労働運動はつづいたろうが、表面化したものはなかった。だが東京府下ではその後、**医療労働者の争議**が続発した。主として笠井ナミ子の資料により増岡がかいているところでは、一九三一年一月同愛記念病院で医員および看護婦の待遇改善要求、同三月七日東京市療養所看護婦抗議デモ（一〇〇名）、同三月一四日東京野方療養所看護婦ストライキ、一九三三年四月根岸病院看護人ストライキ、同一二月東京産婆看護婦会看護婦ストライキ、一九三六年七月一八日順天堂医員看護婦待遇改善要求、一九三六年七月巣鴨保養院看護婦争議、一九三七年五月一〇日順天堂医院看護婦待遇改善要求（六二名）とつづいたのである。

根岸病院では、患者護送中に患者によって負傷させられた看護人を病院側が不注意による私傷とあつかったことから一九三三年四月一九日に男の看護人五〇名が松村清吾院長に待遇改善嘆願をしたがいれられず、同二一日に二一か

条の要求書を提出して宿直室に籠城、二三日には女看護人五〇名および賄い五名も争議団に合流、病院も二四日に要求の大半をいれるにいたった。ところが、患者逃走を理由に女看護人二名が解雇されたので、今回は女が中心で男が応援する形で六月二一日に院長に二名の解雇処分取り消しを要求して宿直室に四〇名あまりが籠城、警視庁が調停にのりだしたが、警視庁は、もし従業員が罷業・怠業におよべば代用病院の資格をとりけすとの方針であり、院長も今回は強硬な態度でのぞんだ。争議団看護婦は同性のよしみで松竹レビュー争議団の激励にいき、また根岸病院争議団にたいしては全労関東合同根岸医療支部、関東化学労働組合の応援があった（新聞記事による、二回目の最終決着はたしかめられなかった）。

保養院では、禁をやぶって飲酒して交通事故をおこしたボイラ係が一九三六年三月下旬解雇されたのに同僚八名が同情して反対運動をおこしてやはり解雇されたことから紛争が激化、七月二八日従業員代表二五名が病院事務長に従業員大会開催を要求したが一蹴されたので、応援の全日本労働組合北豊島連合会組合員と男女従業員ら計七九名が街頭デモにくりだし、間もなく総検束をくったが翌日釈放された。争議は警視庁調停課長の斡旋により、六名の解雇はやむをえぬこととし病院は退職手当て、争議費用を支給し、待遇改善をはかり、また労働組合にたいし絶対圧迫はしない、との調停案で八月一日に解決した（新聞記事による）。

なおこのまえ一九三二年五月にも、保養院では看護人争議があって、精神病院長会議でとりあげられたことを齋藤茂吉は日記にしるしているが、その原因、規模などははっきりしない。

副院長問題

すでにみたように、巣鴨病院の松沢村移転を推進した井上知事は、松沢病院長を東京帝国大学教授から分離した

い、とかんがえており、井上知事と呉院長との間柄からすれば、それにちかい考えを呉院長ももっていたともかんがえられる。一九三一年四月一日よりの改正病院規程が院長および副院長には衛生技師をもってあてるとしたことは、この分離案の一歩具体化であったと推察されるのである。

同年杉田副院長の退職のあと、巣鴨病院のふるい先輩である**齋藤玉男**が副院長に就任するのにたいし、医局員がほぼ一致して反対した。齋藤副院長の案は、府の輕部修伯衛生課長の案に三宅院長が同意したようである。齋藤がのちに、米寿の祝いにさいしはなされたところ（持田次郎編『齋藤玉男先生の横顔——米寿の祝に寄せて』、多摩病院、一九六八年）では、三宅院長の意見がぐらつくので松沢の危機だと医局も府の衛生部もかんがえ、そこで輕部課長が自分をひっぱりだした、そのさい輕部課長は東京帝国大学医学部の林春雄学部長のところへいって、教授との兼任ではどちらもうまくいかんから松沢は専任の院長をもちたい、との意見をだしたのである。齋藤としては、自分が院長をしているゼームス坂病院の院長名儀をかえねばならぬが、東京帝国大学、東京府、松沢病院のあいだをとりもたなくてはならぬという気持ちで副院長をひきうけたのである。米寿の祝いにさいしては、菅修、村松常雄、關根真一とそろって、齋藤副院長に反対したことにつきご本人に詫びをいわれた。この件ではわたしは關根、村松、奥田三郎、野村章恒の四人から直接にお話しをうかがいもした。齋藤副院長に反対した根拠は、府は医員の人事は大学に依託しているはずではないか〔実はこの点は一九一九年に全面的依託関係ではなくなっているのだが〕、従来医局員が副院長になっていたのになにもふるい先輩でなくてよい〔杉田副院長は、巣鴨—松沢病院の嘱託でこそあれ医員ではなかったのだが〕、府が松沢病院の医者の人事にくちばしをいれることはけしからん、といったものであった。それは齋藤玉男個人にたいする反発ではなくて、むしろ輕部衛生課長のやり方にたいする反対であり、ひいては齋藤副院長も輕部の手先、スパイとみられたのであった。奥田のかたるところでは、当時の医長児玉昌は三宅院長にすこしくうとんぜられ

ていたが、人物識見ともに立派な人で、医局員は児玉副院長を期待していたのだという。
ともかくも齋藤副院長は着任し、はじめ一年ほどはお互いに気まずさものこり、副院長がひとりで回診する、食事も医局にはこられぬという状態がつづいたが、齋藤副院長のお人柄もあって、他の医局員とうちとけた関係が確立していった。わたしは呉ののちには齋藤が精神科医療についてもっともひろくふかい識見をもった人だと信じており、それは『八十八年をかえりみて――斎藤玉男先生回顧談――』につけた「斎藤玉男先生主要業績目録」からもよみとれるところである。だが、齋藤副院長がその識見を充分に実現できたろうか。この点では、東京府の方針、精神科医療をめぐる当時の情勢、副院長であったうえに三宅院長のいたことが、齋藤副院長の手腕を充分にふるわせなかったであろうし、またはじめに医局員の総反対にあったことが齋藤副院長を消極的にしたのではなかったか、こうわたしは推察している。東京精神病院協会編『東京の私立精神病院史』（牧野出版、一九七八年）の座談会「古い病院を語る」で野村章恒はつぎのようにのべている、――

あすの精神病院っていう（『脳』所載の論文）。あれでもって松沢病院の院長として決心して来たんだからね。そこが私はもう日本の精神病院のあり方というもの、専任の院長が、専任の医局員を統率して、そして患者を療法する体制がはばまれたと思うんだよね。（中略）研究の病院であって、治療の病院でないんだ、（下略）

軽部衛生課長の動きに官僚統制の強化をみることはあやまってはいまいが、あれだけの大病院であればなお、専任の院長以下職員が治療に専念することは理の当然であったろう、そうわたしはかんがえている。
齋藤茂吉の一九三三年日記（新版全集、第三〇巻、岩波書店、一九七四年）の四月一八日のところには、「夕食后、貞重ノ車ニテ本郷ノ教室ト、三宅先生ノ処ニ行キ。府庁ノ軽部氏ト齋藤玉男ノコトヲ話ス。小生ハ気乗セザレド

モ若手ノ説ニハ少シハ顧慮セザルベカラズ」とある。このころまた若手のあいだに齋藤副院長批判があったかにもとれる。また一九三六年一月二一日のところには「三時半松沢病院ノ關根医長来リテ夕方マデ談合ス」とある。談合の内容がなんであったか、たずねていったご本人は記憶しておられないが、時期からいえば三宅院長退任後のことであろう。

内村院長が着任して一年あまりたった一九三七年七月一〇日に齋藤玉男は副院長を辞職した。米寿の祝いの席で齋藤は、「松沢の副院長をやめたのは、内村君の立場が可哀そうで、私が古くから松沢にいて、いわば先輩でもあるので、何かにつけて不便だろうと思い、自分には自分の病院もあることだし、人にそういう不便を忍ばせてまで居据っても困るだろう。この際潔ぎよく辞めるべきだと自分だけで考えて、松沢は又誰かやるだろうと思ったのです」とかたられた。齋藤は内村より一八歳年長であった。

作業治療の進展

主として菅修の「東京府立松沢病院に於ける作業治療実施の歴史並に其の現状」（一九三二年）によって、築き山完成後の動きをみてみよう。

一九二六年四月より病院の営繕作業を作業治療とし、これに一日平均八人が従事。一九二七年には不景気で商人が封筒材料をもってこず、従事患者がへる。一九二八年より菅が作業治療担当となり、院内の水田二町歩の四分の一を患者の手で耕作することになる。一九二九年には封筒貼り作業がふえ、水田は二分の一を患者が耕作することになる。医員の津島衛および野村章恒が作業治療の仕事にくわわる。一九二九年末の作業従事患者および一日一人への慰労金は、営繕八名（八銭）、木挽き二名（一〇銭）、土木一五名（八銭）、園芸一〇名（八銭）、農業七名（八銭）、畜産五

名（八銭）、動物飼育一名（八銭）、裁縫二二名（五銭）、封筒貼り五七名（二銭乃至六・五銭、出来高により）、屋内雑役六七名（五銭）、屋外雑役一名（八銭）、掃除一〇名（八銭）となっている（一九二八年までしばらくのあいだ年報は、作業治療の従事人数を記載せず、生産高だけをあげていた）。計二〇五名は、一二月の一日平均在院者九一三・六名の二二・四％にあたる。

前年度から調査していた**印刷作業**を作業治療とする計画は一九三〇年春に具体化してきた。印刷作業は病院の経営としては不便がおおいとおもわれたので、これを救治会の管轄作業とすることに理事会の同意をえた。救治会が二回にわたって支出した一、二五〇円によって印刷機、活字などをかいいれ、五月二五日より印刷作業を開始した。これに従事した患者は一日平均四名であった。一九三一年不況で商人が封筒材料をもってこないので、封筒作業を東京府立松沢病院病者救済会の管轄として、截断機などをかいいれ、関係者が鉄道省、鉄道局、東京府などを歴訪して封筒の注文をうけ、一〇月から自営で封筒作業を開始した。一〇月には病者専用の洗濯作業場が落成し、同八日から二〇名の患者がこれに従事した。主として男の「反社会的」病者を収容する西第五病棟に一二月一八日印刷機をもちこんで、これらの病者を作業させた。

一九三一年一二月中に作業治療をうけたのは男一四九名、女七六名で、一日平均では男一四一名、女六九名であった。この一日平均の内訳は表42のようであった。

つまり、病棟外作業が一一二名（男七二、女四〇）、病棟内作業が九八名（男六九、女二九）で、病棟外作業のほうがおおい。実人数二二五名の病名別は、早発性痴呆一四九名、精神薄弱二一名、躁鬱病一八名、麻痺性痴呆八名、癲癇性精神病六名、精神病的変質五名、その他一八名で、早発性痴呆が六六・二％をしめる。作業治療前に比し、体重は六八・五％で増加した。作業治療中の事故は、八年間で逃走一〇回、傷害一回だけである。二二五名の患者の一人

一人にきくと、二〇二名が作業治療をこのむとこたえている、とくに、気がはれる、退屈でない、幻聴がとれる、よくねむれるなどの理由があげられる。作業治療専任の者は、看護長一名、作業手一三名、看護人一四名、看護婦四名、計三二名で、医員中では三名が係になっている。病棟外作業患者三・六名にたいし専任従業員一名にあたる。

菅の記載は一九三一年までなので、あとは年報で目だつことをひろうと、一九三三年度封筒売り払い代による病者救済会収入は九五一円六七銭で、病者工費として病者救済会が支出しているのは四一六円五三銭である。一九二七年に、府下七精神科病院の院長などが警視庁衛生部医務課によばれて「**内職賃銀**」の問題などで事情聴取された結果、病院長らは入院患者の内職作業工賃の七五％を患者にあたえるとの警視庁案を承認している。松沢病院のばあい、封筒作業が病者救済会の別会計になっていて作業慰労金は他種作業との釣り合いが必要なことはとうぜんだが、封筒だけにかぎってみると、作業収入の半分も慰労金になっていないことは、不自然である。

表42　1931年12月の1日平均作業患者数の内訳

病棟外作業	
木挽き	男2
営繕	男9
農業	男8
園芸	男15
畜産	男7
動物飼育	男2
屋外雑役	男3
塗工	男3
炊事	男4
印刷	男8
掃除	男11
洗濯	女18
裁縫	女22
病棟内作業	
絵画	男1
病棟内雑役	男19, 女20
封筒貼り	男49, 女9

一九三四年年報から、年間の作業日数を三〇〇日として年間延べ作業人員から一日平均作業患者数を算出し、その一日平均在院患者数にたいする百分率を算出している。その数字は一九三四年の一八％、三五年二一・五％、三六年二六・四％、三七年三一・七％、三八年三三・五％、三九年三五・七％と急激に上昇している。一九三八年からは戦時下の従業員数減をおぎなうべく作業治療の組織化がなお強力にはかられたことと推察される。一九三六年の作業慰労金は、患者一人一日あたり病棟内作業五銭、病棟外作業八銭（ただし女子裁縫作業七銭で）、年間に病院支出

三、七三九円九七銭、病者救済会支出一、三七五円三八銭、救治会支出二二〇円八六銭であった。

作業治療の意味については一九三三年年報から、「作業治療ハ現在世界各国ノ精神病院ニテ最モ重視シテ実施シツツアル療法ニシテ病者ニハ農業及園芸等ノ作業ヲセシメテ、病室ニ閉居スル為メニ生ズル凡ユル弊害ヲ防止スルト共ニ、病者ノ身心ニ活気ヲ注入シ、其疾病ニ対スル抵抗力ヲ増進シ、病者ノ注意ヲ妄覚、妄想等ノ世界ヨリ現実ノ世界ニ向ケ、身心ノ健康ナル部分ノ発達ヲ図ル療法ナリ」とかかれている。ところで、戦前の思い出話しでは、自費患者は作業しなかったといわれており、一九三二年年報中には「三等患者ニハ医療上適度ニシテ任意アル作業ニ従事セシム」とある。主要な治療法であれば自費患者にもおこなうべきであったろうし、このあたり、建て前とはべつに、作業治療の理念において整理しきれないものがあったのだろう。

第四章　戦時下の松沢病院

年報はもっとあとまででたかもしれないが、わたしが参照できた松沢病院年報は一九三九年までのものである。そこで戦時下の実況について、統計的な資料はきわめて不充分である。戦時中の資料は、精神医療史研究会による『松沢病院九〇年史稿』（精神医療史研究会、一九七二年）中に、座談会「戦中・戦後の松沢病院」および医局落書き帳からの「大東亜雑記抄」がおさめられている。

一九三七年（昭和一二年）より一九四〇年（昭和一五年）までのおもな出来事

一九三七年二月二日、芦原金次郎が死亡した、満八六歳、死因は胃および膵臓のがん。一つの時代の終わりをおおきく象徴する死であった。

同年三月一二日には、男の分裂病患者が同病棟の九名と喧嘩して袋だたきにあって頭蓋骨骨折による脳内出血で死亡した。一月四日にも同様の事件があったとされるが、年報は外傷変死一名としているだけである。

同年四月一日からラジオまたはレコードを医局から中継放送することにし、一九三七年度には西第一病棟、西第二病棟、西第五病棟、中第一病棟、中第二病棟に昼間だけ放送した。一九三八年度には西自費開放病棟、西重症病棟、中第五病棟、女病者工作場にも放送の範囲をひろげ、教育治療部に放送の本部をおくことにした。

一九三七年七月一〇日に齋藤玉男副院長がやめ、七月二〇日に關根真一医長が副院長に昇格した。

前年の院長交代にともない、また対中国戦争の開始ほか時勢の変化にともなって、松沢病院経営の方針にいくらかの変化が生じたらしいことが、年報の記載からよみとれる。前年度年報とくらべて一九三七年年報にあらわれた変化をあげると、疾患分類はかわっていないが、病名の呼び方が、麻痺性癡呆→進行麻痺、早発性癡呆→精神分裂病、精神病的変質→精神病質とかわっている。また、自費二等の甲、乙がわけられている。一月一日には二等甲が計一九八名いたが、四月一日からごく少数が等級変更によって二等乙になって、年末には計五名が二等乙となっている。この甲、乙の別がどういうものか、年報にかかれていないし、わたしがうかがった範囲の方は記憶されていなかった（なお二等乙は、一九三九年末にいたるまで数名にとどまっている）。また、従来の看護人が看護手と、看護科事務にあたっていた看護手が看護員と改称された。また、この年の年報から、治療の項にインシュリンショック療法および**カルヂアゾール療法**の名があげられている。また、「病棟及病室」の項に「此ノ分棟式ハ治療上ニモ火災防止ニモ効果アル建設ナリ、然レトモ夜間或ハ風雨ノ際ノ回診其他暖房、給水、給湯等総テノ点ニ不便ヲ感ズル事多シ、故ニ現今ハ別ニ浴場ヲ設ケ各病棟（合併症病棟ヲ除ク）ノ入浴日ヲ定メ順次入浴セシメ浴湯ノ節約ヲ図リ其ノ他ノ点ニ於テモ設備改善ヲ考究中ナリ」とある。八月一二日からは二八病棟中七病棟の浴場を蒸気沸騰装置に改造した。なお、持続浴（口絵23）は一日平均四五名である。一九三七年にはまた防空演習、防毒演習がおこなわれた。

このころ**看護人養成の第一学年の講習**は午後一―三時（土曜は午前一〇―一一時）におこなわれていた。その時間割りは左のようであった。

この修身、国語はずっと副院長の担当とされていた。

一九三七年は従業員、患者の面で安定していた最後の年であったので、それらのおおまかな動態をみておこう。**従業員**では、職員の新任が四名、退職が五名で、年末の職員は計三八名（いずれも男）、雇員は新任五名、退職四名で、

前期	月	火	水	木	金	土
一時間目	一般看護法	衛生学	解剖生理	解剖生理	化学大意	修身、国語
二時間目	生物学大意	食餌療法	解剖生理	細菌学		

後期	月	火	水	木	金	土
一時間目	精神病者看護法	医療器機取扱い法および治療介補	前学期補講習	救急処置、患者運搬法	化学大意、薬物学ならびに調剤学	繃帯学
二時間目	内科疾患ならびにその看護法、伝染性疾患看護法	マッサージ法	作業療法	外科疾患ならびにその看護法、手術介補	修身、国語	

年末に一八名（男一五、女三）、看護手をのぞく傭員の新任は一五名、退職一三名で、年末には七九名（男五四、女二五）、看護手の新任・退職は不明であるが、年末に二四三名（男一四〇、女一〇三、うち見習看護人は男一〇、女一五）、年末の嘱託は八名（男）で、年末の従業員総数は三八六名（男二五五、女一三一）であった。

一九三七年一月一日の**在院患者**は自費が二二九名（男一四三、女八六）、公費七八七名（男四五四、女三三三）、計一、〇一六名、等級変更をふくむ入院は自費が三一五名（男二〇八、女一〇七）、公費七九名（男六〇、女一九）、計三九四名、等級変更をふくむ退院は自費で二九八名（男二〇一、女九七）、公費で七八名（男五五、女二三）、計三七六名（うち等級変更をのぞく退院者の転帰は全治六九、軽快一一三、未治七七、死亡七六）、一二月三一日在院は自費二四六名（男一五〇、女九六）、公費七八八名（男四五九、女三二九）、計一、〇三四名である。一日平均在院は一、〇三三・三五名。年末在院の一、〇三四名（男六〇九、女四二五）中、在院五年以上は六〇一名（男三四三、女二五八）、同

一〇年以上は三二五名（男一九一、女一三四）で、また長期在院者がかなりふえてきたのである。保護室収容は男だけ三名であった。

等級変更をのぞく入院三五三名の病名別は、精神分裂病一七九、躁鬱病三二、進行麻痺七六、年齢性精神病一六、精神病質一〇、中毒性精神病五、心因性精神病一二、精神薄弱三、ヒステリー四、内分泌性精神病一、症状精神病三、黴毒性精神病一、頭部外傷後精神病一、脳病性精神病三、精神神経症一、癲癇六である。おなじく退院者の病名別は、精神分裂病一六六、躁鬱病三二、進行麻痺七八、年齢性精神病一六、精神病質五、中毒性精神病五、心因性精神病一〇、精神薄弱六、ヒステリー五、内分泌性精神病一、症状精神病二、黴毒性精神病二、頭部外傷後精神病一、脳病性精神病三、精神神経症一、癲癇二である。

等級変更をのぞく退院者の転帰は、自費では全治五九、軽快一〇七、未治六九、死亡二二にたいし、公費ではそれぞれ一〇、六、八、五四であり、自費ではいきての退院が、公費では死亡退院がおおい。主要疾患の転帰は、分裂病で全治二六、軽快五一、未治五一、死亡三八、躁鬱病ではそれぞれ一八、一〇、二、二、進行麻痺では一、三七、一二、二八となっている（早発性癡呆の全治例は、一九三五年からふえて、退院一五二名中二九名となっていて、インシュリン療法開始に先だっているようである）。

外来は延べ人員で五一〇名（男四一八、女九二）で、実人数一八八名の病名別は精神分裂病八〇、進行麻痺三五、精神神経症二七、躁鬱病一六、精神薄弱九、年齢性精神病五、黴毒性精神病三、精神病質三、心因性精神病三、脊髄黴毒二、ヒステリー二、潜伏黴毒一、低血圧症一、高血圧症一である。

一九三七年度収入決算は六一七、六六八・四四円（うち病者収入は二二七、三一七・二〇円、前年度繰り越し金が一三九、八六二・三二円）、支出決算は四六八、八九四・七七円（うち俸給・諸給計が二二九、二二八・四三円）。

一九三八年三月五日に海軍中佐松島慶三をとくにまねいて患者にたいする時局講演会をした。四月一日から**作業医療科医長**がふえて医長は三名になり、菅修が作業医療科医長に任ぜられた。七月二五日より一四か所の持続浴を四か所にへらした。献金しないと飯がたべられないと事変がおこってから毎月陸海軍省に献金をつづけている患者が四人もいる、など新聞にとりあげられるのもこの年である。

一九三八年年報の治療の項に**電気衝激**(ママ)**療法**の名がくわえられている。この年の分裂病患者の退院は二六四名で、その転帰は全治四九、軽快五四、未治八二、死亡七九で、全治がふえるとともに死亡もふえている。一九三八年から**男の従業員**がへりだした。看護手をふくむ男の雇傭員の就職は三三名(うち看護手二一)、女は四七名(うち看護手三九)、おなじく退職は男五五名(うち看護手三八)、女三五名(うち看護手三〇)で、年末の従業員総数は三七七名(男二三三、女一四四)となった。年末の看護手は二四一名で、前年末より二名減にすぎないが、内訳は男一二八名、女一一三名で、男は一二名減である(看護手定員は二六七名であった)。この年就職して間もない医員江副勉は召集をうけた。保護室収容は年間六名で、目だってふえてはいない。**死亡**は一二一名で、この年からふえはじめる。死亡率の推移についてはあとでのべるが、現在インシュリン衝撃療法なり電気衝撃療法をどう評価するにせよ、精神科病院でこれらの積極的治療法がひろく活用されるにいたったときに、食糧事情から死亡数がふえだすのは皮肉なことである。

一九三九年には戦争の影響はなおつよまる。四月一二日には**米穀配給統制法**が公布され、松沢病院も米の配給をうけるにいたった(なお、院内にはたぶん一九三六年度に精米所をもうけて米穀を精白するようになっていた)。一九三八年の献立て表例をみると、三日分のうち一日だけ特等および一等には鶏肉がついている、魚は特等、一等で三回で、三等のばあいは魚が一回である。一九三九年の献立て表例では三日分で、特等、一等で肉はなく魚は四回でてい

る、特等にはさらに卵、オムレツが五回でている、三等では魚はなく、蛋白源といえるものはさつま揚げと納豆とが一回ずつである。この年度の入院患者への**処方**は、三六八、二五八中水剤一二二、八八〇、散剤八一、八七七、外用剤一〇二、九五九、注射剤二五、六六一などで、やはり水剤が第一位をしめしている。**従業員**では、男がへり女がふえる。年間の雇傭員の就職は男八五名（うち看護手五八）、女五八名（うち看護手五〇）、おなじく退職は男九〇名（うち看護手七〇）、女六二名（うち看護手四六）で、年末の全従業員は三五七名（男二〇四、女一五三）、うち看護手は二一七名（男九七、女一二〇）である。しかも「内支那事変ノ為メ応召中医員一名、炊事手一名、授業手一名、看護手一名アリ」とある。男の看護手がいちじるしくへったが、女はすこしふえ、看護手全体としてはやはりかなりへったのである（これらの数字は、はっきり誤りとわかるところは訂正したが、それでも前年とくらべるとあわない）。それでも保護室収容は、三等男の四名だけとある。**持続浴**は四か所で一日平均一八名であったが、一二月一日かぎり中止された。死亡は一八二名と急増した（赤痢による死亡一三名があった）。

ここで**看護手の初任給**をみると、日給六〇銭であったのが、一九三九年五月ごろから六五銭、一九四一年はじめから七〇銭、一九四二年中頃から八〇銭となっている。職工、鉱夫の平均賃金は、職種によるがほぼ横ばいであったものが一九三七年から騰勢に転じ、一九三九年には騰勢がはずみがついている。東京の小売り物価指数は一九三四―三六年平均を一〇〇として、一九三一年が八八・五の低値だったのが一九三六年には一〇四・〇、ついで一一三・八、一三〇・三、一四六・〇、一六九・六、一七一・六、一九四二年には一七六・六と急上昇しているのである。平均賃金や物価の動きに比して、看護手初任給の動きはおおきくおくれている。

北島治雄は「むかしのはなし」（三）で、こうのべている、——

日支事変が始まると、サア大変軍需工場へ軍備工場へと草木もなびくで、其の上赤紙で兵隊にとられる者、田舎へ帰って行く人、看護者の数は減る一方、戦争末期になると一病棟5、6人しか残っていない。その間がまた大変、今日採用になって明日辞めた人まるで一宿一飯みたい、朝病棟に配属になって、夕方辞めた人もあるとのこと。

（中略）

松沢を辞めて軍需工場へいった看護者が、休みの日病院へ来て云うことには、北さんは辛棒がいいなア、俺にはとても松沢では喰ってゆけない、北さんは辛棒がいいなアとからかわれたものだ。

また町野喜三郎「看護状況について」はいう、――

昭和6年に満州事変が起り昭和12年に支那事変が始まり、昭和16年に大平洋戦争が始まった。この頃から看護人が少なくなってきた。召集や入営がある。やめて転職してゆく。景気のよい軍需工場へ行く。各病棟5〜6人になってしまった。この頃、慈雲堂病院の患者が採用されて入ってきた。人がいないから止むを得なかった。6〜7人来たが「聞こえたり、見えたりする」。東4で一人が死亡した。結局みんなやめてしまった。更に人員不足が続いた。昭和18年に〔患者の〕S、N、N、S、S、事務に1人の諸氏が人員不足のため職員となった。私はNさんを先ず大塚看護長に頼み、それから齋藤西洋先生に頼んで採用してもらいました。患者のKさんは昭和28〜35年頃でも「私も職員になれたんだ」といっていた。

一九四〇年一月二六日から患者収容**定員**は一、〇五〇名になった。關根真一副院長は、一九三九年一一月から軍事保護院業務局取り扱いとなり、一九四〇年七月に軍事保護院医官・傷夷軍人武蔵療養所長となり、副院長の後任には村松常雄医長が昇格した。座談会における鈴木芳次の発言によると、一九四〇年からときどき豆めし、いもめし、大根めしがでた。たぶん一九四〇年中に、ともに一五坪前後平家一戸建ての特等病棟が男女各一棟ずつできた。

当時の**看護面の問題**として、医者が病棟へあまりこなかったことが何人かによってかたられている（いずれも宮内充編『語り部の記録』による）。たとえば、町野喜三郎「看護状況について」は、「昔から医師は病棟へこない。処方書き換えのみ。あるのは眠剤、ヒヨスチン、MM、水薬ぐらい。看護科が実権を握っていた。Drはロボットである」といい、また浦野シマ「看護の記録」は「担任のS先生が来ない。先生に来て下さいというと『浦野君、Drは病院へ来ても病棟へ行く規則はない、馬鹿野郎……』といわれた」とのべる。呉院長がきびしく禁じたはずのものもおこなわれていた。のちに病理組織学の人間国宝的技師となった長澤作一ははじめ看護人として一九二六年に就職したのだが、長沢の「看護から病理組織へ」には、「眠剤を服ませる、効かない。『松沢式マッサージ』がある、手足をもってドスンドスンやる。疲れるのだ。後で死んでいる。胴上げしたこともある。解剖でわかる」とある。戦前一九四〇―四二年と勤務した竹内敬治は「看護状況について」は「西6では興奮患者がその割に多く、甚だしいときは階段から逆さにして『階段下ろし』をやったこともありました」という。女のほうも同様で、一九四〇年に就職した織田ミエ子は「戦前から戦後の話」で「患者さんが興奮すると5〜6人で抑える。患者さんも手伝ってくれました。フトン巻き、毛布巻きにする。保護衣は各病棟1つしかない。けがですが、髪の毛をひっぱられる、殴られる、押されたこともある。白衣を破られた人も多かった」とのべている。このようにかたられるものは挿話であって定量的ではない。呉院長の当時でもそのきびしい無拘束主義がどこまで実行されたか、すこしく疑問があるが、このころには呉の理念はさらにみうしなわれていたようである。

内村祐之・菅修は一九四〇年一一月一六日東京精神神経学会における報告「精神病院経理に対する作業療法の役割」（精神神経学雑誌、第四五巻第五号、一九四一年）において、一九三九年の松沢病院における患者の生産力は、生産物で二三、〇〇〇円、労賃換算五八、〇〇〇円で、これから材料、患者慰労金、従業員俸給をひいても四三、〇

○○円である、蓄産、ついで農業の金額がおおきい、患者の作業力は戦時下の食料不足、人員不足をおぎなう、とのべて、非常時において精神科病院入院患者が無用の存在ではないことを強調した。

一九四一年（昭和一六年）より一九四四年（昭和一九年）までのおもな出来事

一九四一年には渡邊道雄元医長が神奈川県立芹香院長から京城帝国大学教授に転出したのにともなって、菅修医長が芹香院長に転出した。

太平洋戦争開戦の年である一九四一年には四月一日から六大都市では**米穀配給通帳制**が実施された（一日二・三合）。政治、経済、国民生活の各分野で「**新体制**」がとくに強調された年であり、八月一七日には国民生活新体制要綱が決定された。男の看護手が不足したため一九四一年から、男三等安静病者収容の西第二病棟を看護婦がうけもつことになり、「新生活体制」の名で、生活指導や文化的活動がおこなわれた。そのときの組長は、のちに看護科長になった浦野シマである。このときの働きかけの内容は、のちに「働きかけ」や「生活療法」の名でよばれるにいたったものと共通するものであろうが、このときの動きは一旦とぎれて、戦後の同様の動きに直接にはつながっていないようである。**空き地に畑**をつくることは、このころからぼつぼつと、個人的に、また病棟ではじめられたようである。患者で、わりあいよい場所にひろい耕作をはじめた人もいる。

戦時下の人手不足の折りに従業員の志気を鼓舞しようとの内村院長の意図にもとづくものと推察されるが、一九四一年には「齋藤茂吉選詞」の**松沢病院歌**がつくられた、――

一、処を占むる城西に　聖旨の光り輝きて
　　四季の草木も色はゆる　この松沢の麗かさ

二、精神の病病む人も　興亜に起たむ同胞ぞ
　かくて尊き看護わざ　この任務をば果さなむ
三、神風吹けよ友よ起て　燦たる歴史幾年ぞ
　重き使命をになひつつ　あゝ感激の吾が誇り
四、誠実の駒に鞭うちて　仁愛こもる一筋を
　いざや進まむもろ共に　いざや励まむもろ共に

齋藤茂吉の日記をみると、一九四一年の分（新版全集第三一巻）に「九月二十一日　日曜　ハレ　○松沢病院歌ヲ選歌ス」、「九月二十二日　月曜　ハレ　○松沢病院歌ヲ選ブ」、「九月二十五日　木曜　雨　（中略）　○午後三時、松沢病院副院長村松氏来ル、選歌ノ礼ナリ」とある。わたしはこの院歌を齋藤茂吉作詞であるようにつたえきいていたが、何人かの作品からえらんだものか。後者とすれば、選者がいかに高名の元医員であるといっても、作詞者の名をのこすべきであるまいか。他方、全集に収録されていないこの歌は、茂吉の歌のゆたかなつよい響きをかくようでもある。しかし、一九二八年作の昭和医学専門学校校歌などとならべると、にているようにもおもえる。ついでにかけば、巣鴨時代に茂吉が医局の連中と新橋の某旗亭に会食したとき、席にはべる妓に冷淡にあしらわれたのに奮慨した茂吉は、翌日医局日記にながいながい詩をかいたのであるが、氏家信が『アララギ』にこのことをかいた当時、その医局日誌はすでにうしなわれていたのである。さて、この院歌には湯淺永年が作曲し、戦争中はよくうたわれていたようで、この詞をみて奥田三郎は、「ああ、これはなじんだ歌だね」といわれた。

一九四二年奥田三郎は『精神神経学雑誌』第四六巻第一一号に「**精神分裂病の欠陥像について**」の論文を発表した。これは、加藤普佐次郎論文とならんで戦前の松沢病院からだされた臨床的研究論文としてもっとも重要なもので

あるが、ある制約からその治療部分が未発表におわっている。その部分は、医者自身が治療の手段とならねばならぬことを強調する内容であったと、著者ご自身からうかがっている。

一九四二年から**配給米**は五分づきから二分づきになり、米のかわりにうどん、麦、芋もはいるようになった。また魚の配給もほとんどなくて、当時事務にいた市川榮一（戦後事務長）が座談会でかたったところでは、「炊事の人が交替で築地の魚市場へ、自転車でとりにいった。五〇〇人もの人にちょっと自転車でとりにいける位のもの なのです。」戦時下のくるしい情勢下で、患者のための物資をもとめてはしりまわっていた市川は、「市川ヤミ屋」といわれるにいたったのである。

一九四三年六月一日に**東京都制**が公布され七月一日から施行されたのにともない、院名は東京都立松沢病院となった。

一九四三年五月一日に、男運動場であったところの一画に大講堂ができた。封筒業者の寄付によるときく。

一九四三年になると石炭の配給がなくなり、はじめ薪でなんとかやれていたが、一九四四年になると、医局員が患者をつれて井の頭公園へ**木の根掘り**にいくようになる。**疎開の必要**も感じられて、内村院長の命をうけて市川などが候補地をさがしはじめる。同時に自費入院患者を自宅へかえしはじめるが家族が引き取りをこばむといったこともあった。配給制度が確立して一九四二、四三年の死亡者はすこしくへっているが、一九四三年になると棺がない、そこで営繕の大工がもっぱらお棺つくりをさせられた時期もあった。また、セレベスの司政長官であった東龍太郎の要請で派遣された医員吉松捷五郎は、その乗船がフィリピン近海で潜水艦に攻撃されて沈没し、この年の四月に戦没した。救治会、日本精神病院協会、日本精神衛生協会は合併させられて、一九四三年三月一一日に財団法人**精神厚生会**が発足し、厚生大臣小泉親彦がその会長に就任した。

一九四四年になると、**配給主食**のなかに乾燥野菜やドングリ粉もいれられるようになる。患者に**浮腫**が目だちはじめ、死亡者が急増しだす。運動場ののこっていたところも畑にし、また土地整理委員会ができて、それまで個人的に耕作されていた部分を公用部分と個人割り当て分とに整理するが、この整理はなかなかたいへんだったらしい。野菜泥棒対策も真剣にかんがえられた。「院長曰く、垣根に落穴を掘り外敵を防げと、外敵とは米英に非ずして野菜泥棒である。とにかく全院一致して外敵に当らんことを決議せり」と七月二一日の「大東亜雑記」にある。五月二二日には警視庁の金子技師がきて、公費患者はすべて松沢病院に収容することにしたと通告した、発疹チフス蔓延のためである（幸い院内で発疹チフスの流行はなかったようである、だが、西丸四方が『精神医学彷徨記』にかくところでは、何年のころかパラチフスの小流行があった）。七月にはいりあつくなるとともに**死亡数が急増**した。火葬場では一体について薪一〇把、石油一升をもっていかないとうけつけてくれない、「まあ、そういう関係で、やむなくここへ埋葬しました。埋葬するには区長の許可がいるんですけれども、そういうことなしで、わたしたちの責任でやったことで、ひじょうに不本意でありますが、まあ、三〇〇体ちかい遺体をここへ埋葬したわけです」と市川がかたるような事態がはじまったのは、この頃からであろうか。講堂のうしろの杉林がその地であった。

一九四四年八月一日からの院内での主食割当ては、米一日量で一般患者三〇〇グラム（二・一合）、作業患者三八五グラム、看護婦三八〇グラム、看護人四一五グラムとされた。それまでより一七―二〇％の減である。「大東亜雑記」には一二月二三日のところに、「主食の米がどこから出てくるのか分らない。防空要員の米はいらないと云ふし都だか何だかから特別に配給があるんだから変だ」とあるところをみると、「市川ヤミ屋」の働きにでもよってか、従業員の主食には特別な配慮がくわえられていたようである。また院内の田からは米が六〇―八〇俵とれて、これも従業員および患者の主食に配分された。六月から一食は雑炊である。また一二月には、患者の一部分が慈雲堂病院、烏山

病院、小林病院へうつされたようであるが、記録がはっきりしない。

当時の医長（一九四二年暮れに医員がすべて東京府医長になったという）西丸四方がつぎのようにかく（『精神医学彷徨記』、金剛出版、一九七六年）のは、この年あたりのことであろう、——

> （前略）運動場から病棟の間の空地まで全部耕して畑にして何とか食料を作らねばならない。大根や藷は何とかできるのだが、キャベツなどはせっかく葉が丸まると全部虫に食われてしまう。これは職員と患者と共同の作業療法と思えば結構なことであるが、空腹を抱えての労働なので辛いわけである。松沢病院には田も畑も前からあったのであるが、千人の患者ではあの田から取れるものでは一年間に三日分しかないのである。そのうちに配給は二合三勺になり、それに生の大豆が混ってくると、米と一緒に炊けば大豆は煮えない。患者はかつえて、半煮えの大豆の入った粥を飲み込むので大豆は胃腸を素通りして便壺に落ちる。この大便を汲んで作った畑に掛けると、大豆が転っていて、これから大豆が生えることはないが、よい肥しにはならない。腹の空いた患者が隣の患者の食器をひったくると、その患者に食器で殴られて頭の皮が切れることがよくあった。戦争が一層進むと米を炊く薪もなくなり、院内の名物の桜の木を切って薪にした。戦争末期になると桜もなくなったが、軍が航空機の材料にするために杉の大木がたくさん切られ、その根が残っているので、患者を連れて牛車を引いて井の頭公園まで杉の根を掘りに行く。土を掘って張った根を一本一本鋸で切って、一つの大きな根を掘り出すと、一日に一個しか掘れない。しかし牛車に一個しか積めないので、ちょうどよい。それを牛の歩みで病院まで五キロの距離をとぼとぼと歩く。患者の中には樵夫もいるので、大きな鋸でこの硬い杉の根を切って薪にする。とにかく気の長い話であった。

一九四五年（昭和二〇年）

この年にはいっての第一の問題は食糧と死亡とである。「大東亜雑記」の一月二八日のところに「南四、東一、二・三合で予定の通り全滅せんとしている。むくんでから食べさせるより。」とある。医員齋藤徳次郎が馬鈴薯入手に奔走していることがかかれている。

春の花

花は匂へど食へざるを我が世誰ぞ飢ゑなからむうゐらうの山兆食へど浅き胃の腑は張りもせず　ん!!

作者　そう食ふかい!僧空海（路傍の玉蜀黍と牛肝の乳酸漬けを夢みたる人々の祖父（とほつみおや））

世の中にかほど飢もじきものはなしたった四杯ぢゃ夜も寝られず

作者　ペロリ（院内の雀を二羽食ひたる者の妻の良人）

――五月三日にこうかいたのは、四月一二日発令の新医員伊藤圭一衛生技手である。四杯というのは、当直医に朝夕二杯ずつでた雑炊であろう（医員の当直は三日目ごとだった、二名ずつとまったか）。「一ケ月$2/3$豆、豆糟、其他$1/3$米となる」（六月二七日）。主食とともに調味料皆無でこまる。「努力は塩を生む――焼塩一人一五瓦一五〇人分奥田君提出す。塩は鉄鍋を破る――にがりをとる為に歴史的鉄鍋（松沢病院創立以来の珍品と思はる）のそこについた塩をとる為に金槌にてたたきわる」（六月二八日）。古漬けのおしんこをさがしたりもした（座談会で、炊事事務の角田久孝）。「朝白飯、昼菜入雑炊、夜大豆」（七月五日）。「最近患者逃走続出、結局食物に困って帰宅するところをほばく」（七月一二日）。座談会で市川がのべたところでは、八月までに主食が七五日分欠配になってそれがうちきられた。おなじく、鈴木によれば一〇月二〇日—一二月五日の給食は、病棟内患者で一三九五カロリー、外部作業にでている患者で一五七二カロリー、だいたい基礎代謝の熱量であった。

院内で病院の疎開が一九四三年から検討されていたことはすでにのべた。府下の精神科病院を監督する立場にあった金子準二（このころは都庁民政局衛生課技師）からの聞き取りによると、府および警視庁では、山手線の内側は完全にもえてしまうものとして対策をかんがえており、松沢病院の疎開先として軽井沢もかんがえた。だが、長野県は食糧事情がわるいし軽井沢にはえらい人の別荘もあるからとことわられた。箱根のあるホテルはうってもいいという

ので、ここならあとで職員の保養施設にもなる、とおもったが、神奈川県はやはり食糧事情がよくなく、自給できるならとのことであったので、だめになった。こういうときに青山脳病院廃院の話しがありまた陸軍が買収する話しもあったので、都で買収することにして、青山脳病院は一九四五年四月一日に都に移管された。

院内では疎開先として八王子あたり、山梨、長野、新潟などが話題にのぼっていた。四月一三―一四日の空襲で巣鴨脳病院、保養院、滝野川病院（←小峰病院←王子脳病院）、根岸病院が全焼し、一四日には患者二五〇名が都バスで松沢病院にきた（根岸病院は一九四二年にすでに国立分院を開設していたので、根岸病院の患者はそちらにうつされたのだろう）。この移入患者のほとんどは比較的はやく死亡したときいている。

内村院長は五月一八日に、旧青山脳病院を松沢病院**梅ケ丘分院**として開院することを宣言し、五月二一日に村松常雄副院長が分院長を兼任して分院が発足した。青山脳病院から残留の患者男四三名、女五七名、従業員は小野定子、中尾初枝の両医師のほか従業員三三名、本院からは齋藤徳次郎、立津政順の両医師および看護科の四名がくわわった。ところが開院して間もない五月二五日夜の空襲で、二六日にはいって午前二時三〇分ごろの**焼夷弾攻撃**によって八病棟中五病棟が全焼し、二病棟が半焼した。患者の死亡三名、行方不明一三名で、患者八四名を本院にうつした。こののち本院からすこしずつ患者をうつして復興にあたった。戦後は本院も患者が定員をわっていたので、都側では分院売却の考えもでたが、児童病院として存続させるよう村松分院長が都議会議長などにねばりづよく運動し、金子技師も同意見で都庁内ではたらきかけるなどのことがあって、分院の存続はきまった。分院再建のはじまるまえに村松分院長は国立国府台病院長として赴任、一九四七年五月九日より林暲分院長、翌年四月二日より齋藤西洋分院長となった。児童患者の入院第一号は一九四八年五月一日であった。一九五二年一一月一日をもって梅ケ丘分院は松沢病院から独立して、東京都立梅ケ丘病院となった。一九五八年一二月八日の病没まで梅ケ丘病院の建設にあたった齋藤

西洋院長は、青山脳病院をつくった紀一の長男（茂吉夫人輝子の弟）で、その人がこの院長になったことは因縁というべきだろう（一九六二年発行の『都立梅ヶ丘病院10年誌』には、村松分院長による戦災当時の記録がおさめられている）。

梅ヶ丘分院のことをさきにかいてしまったが、おなじ五月二五日夜本院のほうも戦災にあったのである（そのまえに機銃掃射をうけることはあったが被害はなかった）。「大東亜雑誌」をみよう、——

遂に!! 遂に!!　松沢病院　大空襲

午後十時過ぎ警報、当直林医局長、石川君他主事松沢東南方に数編隊、「今日は当り(アタ)が悪いや」と見物一先づ本日は之迄と思う中、八王子方面より続々と来襲次第に松沢に接近ザーグワンのはぢまり、中一、西七、舎宅二、弓場、動物小屋等々焼失。死者二、傷者二。

当日はほかに男子看護人寄宿舎、倉庫などもやけ、計十数棟が焼失した。焼夷弾はかなりひろい範囲におちたが、従業員の消火隊に協力した患者の消火隊がよく事にあたって、被害を比較的すくない範囲にとどめえた。西第七病棟は男の自費開放であったが、患者二名で付き添い看護婦がついていて無事避難した。中第一病棟は女の自費安静患者を収容していたが、うち一人がでてこず、一人が火のなかへもどって、ともに焼死した。負傷した従業員の一人、交換手であった廉沢夫人は殿部などをざっくりえぐりとられる重傷で、六月一五日に没した。中第一病棟焼け跡の一部分は医局の共同畑となり、その後二、三年間午後の数時間医局員がそこで人糞まきをおこなう姿がみられた。

このの ち男の看護人の動揺はつよまったようである。人員不足で病院にほとんどとまりこみなので、家族を疎開させるにも時間も手段もない。また、当時薬局にいた林成夫が座談会でかたったところでは、のちに自治労の栗山委員

長から、かつて東部軍司令部で精神病患者対策として松沢病院を誤爆しろとの意見がでたことがある、ときいた、という。治療その他の結果患者が死にいたることがあってもやむをえない〔問題患者にはそうしてもよい〕、という感じを都庁衛生課の課員の言からうけた、と、当時のある医員はわたしにかたった。病院当局は、患者をどうまもったらよいか、空襲がさらに激化したらどこへいったらよいか、腐心していた。だが、都庁はその具体策はかんがえてくれなかった。そういう情勢のなかで内村院長は八月一四日従業員を講堂にあつめて、お握りをつめて班をつくり、どこへいくかわからぬがでかけよう、という疎開計画をのべた。

青梅街道を北へ、北へ、齋藤西洋君が司令官で
牛車に〔マツの枝に㋖の図〕の旗をたて鶏、豚の一団続き
ボロボロの着物を衣(キ)た数百名が鼻をたらし独語し空を見て笑ひつつ、
最後にお棺数十本、米百石、塩百貫、鉄がま六ケ
一日五里の道程(みちのり)で進む

これは三月六日「后レ皇陛下四十二歳の御誕辰の嘉き日」に「日本本土上陸に具へて松沢大移動案、本日幹部が協議する相だ」として医員石川準子(じゅんし)が「大東亜雑記」にしるしたものである。敗戦の日があと数日おそかったら、まさにこの光景が現出していたに相違ない。

ここで、一九四五年のもっともたいへんなときにいた**医局員の名**をあげておこう。内村祐之（院長）、村松常雄（副院長）、林暲（医局長、男子部医長）、奥田三郎（女子部医長）、齋藤西洋（作業医療科医長）、石川準子、立津政順、齋藤徳次郎、伊藤圭一、ほかに研究生の時田勝代がときどき顔をだしていた。稲見好壽および西丸四方は、一九四五年は

じめまでいた。内村院長は東京帝国大学教授との兼任で、院務に専念できるわけではないので、村松副院長をはじめとする病院首脳部の心労はまさしく筆舌を絶するものがあったろう（こういうなかで、自分の疎開にきゅうきゅうしていた人のことが、「大東亜雑記」記事にも、『語り部の記録』中にも散見する）。

戦いはおわった。食糧事情はなおきびしいとはいえ、占領軍および国内の食糧の放出もあって、**八月から死亡者はへりだした。**一九四四年からすでに死亡についての資料をととのえはじめていた立津（「戦争中の松沢病院入院患者死亡率」、精神神経学雑誌、第六〇巻第五号、一九五八年）があげているところでは、一九四四年一月からの各月の患者死亡数は四二、二八、二二、二六、二三、一七、二八、三〇、四五、五九、三〇、六八、一九四五年一月からは五一、四三、二三、三三、四六、五一、六九、八月が三七、ついで三〇、三五、一一、三四である。

ところが一二月三〇日『**読売報知**』は、裏表一枚の新聞の社会面冒頭に、「〝生ける屍〟にこの非道／松沢病院栄養失調死亡日に七、八人」の四段抜き見出しで六段の記事をのせた。途中の見出しは「哀れ無言の抗議／食糧の頭はねと闇流し／極力秘す病院側」とある。その内容は、自費患者には見舞い客がときに食糧をはこんでくるからいいが、死をまつばかりの公費重患者の四九〇グラムの御飯は途中で看護婦がたべてしまうので一〇〇グラムぐらいしか患者の口にはいらず、また賄い係が食糧を闇流ししている事実も判明した、というものである。皮肉なことにこの記事の脇には「正月お米不安なし／近県から十二万石の供米進軍」の見出しがでている。

この記事に関連しては、当時の村松副院長から話しをうかがった、――配給制になってから、炊事にご飯の炊き上げ量、各病棟への配分量を記録させ、また各病棟にも受け取り量を記録させておいた。そこで、ＧＨＱのサムス大佐のまえで読売の記者と対決したときに、「記事がただしければどうする？」とサムスにとわれ、「もちろん辞職する。だが記事があやまっていたら謝罪せよ」とこたえた。数日後にサムス、法務官と読売の記者とが松沢病院にき

て、前記の記録で、自分の正しさがわかった。記者はサムスから「いったい、だれからきいたのか？」とといただされて、「病院の人だ」といい、「この人」とさしたのが、炊事にでていた女の患者であった。けっきょく、事はこの患者の誤解とわかった。院内にできていた精米所が外部の人からも利用されていたので、院内にはこびこまれた米がまた門をでる、それが横流しと噂されていたらしい。ところが、読売は謝罪文をのせないので、当時の編集長にといつめると、時間の関係で地方版に訂正文をのせた、という。都内版でなければ自分にわからぬではないか、とおこり、けしからん！とサムスにねじこんだ。サムスは、新聞社とはそのようなものだ、地方版にでものれば我慢しなくては、と自分をなだめた。このことで自分がはっきりした態度をとったことがよかったのだろう、これからサムスとしたしくなり、のちに、軍属の外人の入院にさいし、サムスは食糧、石炭、薬品を斡旋してくれた。マニトフという女医にあったことはないが、この人はものわかりのわるい人で、あちこちの病院できらわれたようだが、サムスはものわかりのよい人だった。

このように、病院の従業員の一部の者が患者の食糧を体系的に横流しするといったことはなかった。だが、座談会で増田はる子が「二〇年頃に中二を受け持っておりました時、調べてみたんです。すると、一般の患者さんは体重もだいたい三〇〜四〇キロになっておりました。ところが、不思議なことに炊事にお手伝いに四〜五名出ておりましたが、その患者さんだけが五〇キロ代あるわけなんです。そして、その人たちは生理がございますのに、ほかの患者はほとんどありませんでした」とのべているように、食物の近くにいた人が食物にちかづきやすいということがあったし、また防空壕を病棟のそばにほる患者のためにご飯を丼一杯ぐらいとっておくといったこともあった。さらには、「自分がたおれれば病院がこまるだろう」といって炊事へはいっていく人がいた、という話しもきいている。

配給だけで正直にくらしていたら餓死をまぬがれぬ時代であった。食物がありあまっている今の目で、当時の個個

人の行動を断罪することはできない。だが、医療のなかで患者はいつになっても、なんらかの意味でよわい者でありつづけるだろう。それだけに、医療を業とする者は noblesse oblige をつねにわすれてはならないのだろう。幸い当時の松沢病院の従業員のほとんどは、この noblesse oblige をわすれてはいなかった。

こういうなかで立津のように、死亡についての資料をつみかさねながら、「医者よりも百姓のほうが、医療にはより大事だという感じだったんですよ（中略）医者というのは、ある意味じゃぜいたくな存在ですね」（座談会「戦中・戦後の精神病院の歩み」第1部、精神医学、第一四巻第八号、一九七二年）という感慨をすなおにいだける人もいたが、同時に、非常時における人間の真価は通俗的な人間評価とはずいぶんにくいちがうものであることをしめすような人、平時における理論の空しさを身をもってしめすような学者もいた。座談会で石川は「大きくわけると人間には理論派と実践派と二ついますけど、どうも理論派の連中は最後になると逃げる。こういう現実を戦争の末期に、わたし経験しました」とかたっている。

戦時中の入院患者死亡について

入院患者死亡数の増加を最初に指摘したのは、一九四〇年六月一五日東京精神神経学会における**内村祐之・古川復一の報告「戦時下の精神病院統計」**（精神神経学雑誌、第四四巻第一〇号、一九四〇年）である。その要点は左のようである、——

松沢病院における患者の死亡率は事変前三年間の平均は、一年間に七・〇%ぐらいであったものが、一九三七年七・四%、三八年一二・五%、三九年一八・八%と漸増しており、私費、公費にわけると、私費はそれぞれ八・六%、九・〇%、八・六%、九・四%であるのにたいし、公費は六・六%、六・九%、一二・七%、二一・〇%で、公費患者の死亡率の増加率がはる

かに大である。本年五月末日までの死亡数から、本年の死亡推定概数をだすと私費三一名（一二・七％）、公費三二〇名（四〇・五％）で、公費患者の死亡数は一層飛躍的増加をしめす。

死亡数増加の原因をさぐるため、いくつかの統計をこころみた。

一、気候。死亡数を月別にみると、一九三九年までは例年のように、一二月、一月の極寒および六－八月の酷暑に増加する。ところが本年は一月から二〇、二七、三四、三一、三六と漸増し、例年最低にあたる五月に最高をしめしている。すると、気候のほかの原因を考慮しなくてはならない。

二、死因として、結核性疾患、伝染性消化器疾患、いわゆる衰弱が大多数をしめしており、これは第一次大戦時のドイツの精神病院のそれに類似している。結核性疾患の大多数は肺結核で、死亡総数との百分率はとくに増加してはいないが、戦前に年間に一五名内外であった死亡数は、一九三七年一三、三八年二八、三九年五五、四〇年推定一一五と漸時著増している。消化器伝染性疾患は、戦前に一年五、六名の死亡であったのが、一九三七年から八、二三、二八と漸増しているが、絶対数はおおくない。いわゆる衰弱は、臨床的にどういう疾患か判然としないものであるが、その主症状は、漸次やせていき、末期は頑固な下痢をともない貧血を呈する。この過半数が上下肢、顔面に特有の浮腫を呈し、しかも腎臓、心臓などになんら異常がなく、利尿剤、強心剤、ビタミンBなどはなんら奏効しない。これは、ドイツで出現した戦争浮腫、飢餓浮腫と症状が共通し、同一疾患であろう。浮腫を主として漸次衰弱して死亡する疾患は、事変前にも少数存在したが、事変後急増して、一九三八年二〇、三九年五〇、四〇年推定一一五となった。

三、他のビタミン欠乏症も相当増加した。ビタミンA欠乏症では一時夜盲症が著増し、ときに角膜軟化症をおこして失明したものも数名あった。しかし、このビタミンA欠乏症は現在では医師の注意によって未然に防止されている。脚気による死亡はいままでのところ、ほとんどない。

四、体重は、全体の患者を調査していないが、ときにドイツにおける程度に減少しているものもある。しかし、かえって増加したものもある。

これらの諸種疾患による死亡率増加がとくに公費患者におおいので、食事との関係をしらべた。一日の全カロリーは事変後

に増加しているが、蛋白質、とくに動物性蛋白質がひじょうに減少している。全カロリーの最低一三%を要するといわれる蛋白質が、この量をこしたことは事変前後を通じてほとんどない。あまりおおくないこの動物性蛋白質を供給した日は事変前は一か月に二〇—二一日が普通であったが、一九四〇年には一〇日をわり五—四日ぐらいとなっている。物価騰貴と材料入手難とがその原因である。公費患者の食費は一九三九年度まで一日二〇銭以下であったが、一九四〇年度にはいりやっと二五銭となったものの、これでは物価騰勢においつけない。現在の食費を適当に使用して工夫しているが、まだ充分な成績をあげるにいたらない。

薬剤使用は在来とほとんど変化はない。

「以上を綜合すると、死亡率の増加の原因としては、種々の原因が加はつて居り、広い意味の自然淘汰の現象であると考へられるが、其の直接の原因は栄養失調によるものと思はれる。殊に身体的疾患を合併症として有する患者、或は末期的痴呆状態にある患者等は、従来辛うじて栄養を保ち得る食餌で、最小限度に生命を保持して居たのであるが、元々余裕のない、切りつめた栄養であつた為、戦時下僅かの食餌の低下さへもが、強く個人の健康に影響を与へて、此の死亡率の増加となつたものと考へられる。我々精神病者救治の責任者として感ずることは、自由を奪はれた患者をして自然淘汰の現象より免れしめる為、平時から今少しの余裕のある待遇を出来るやうにして置きたいと思ふことである。松沢病院の死亡率の増加は、決して戦時経済状態の直接の結果と見るべきでなく、寧ろ平時に於ける患者の待遇の不備、延いては患者の抵抗力の欠陥に其の主因を置くべきだと思ふ」。

追記。本講演後に、定型的ペラグラが八名発生し、うたがわしいもの数名が発見された。

一九三六—四六年およびその後における入院患者の死亡を詳細に追跡しているのは、**立津政順「戦争中の松沢病院入院患者死亡率」**（精神神経学雑誌、第六〇巻第五号、一九五八年）である。ここでは立津がこまかく分析している資料から、死亡数の変遷、自費患者・公費患者の別による死亡率の差、主要死因などの点を整理してみていこう。男女別では、だいたいにおいて男の死亡率が女のそれをうわまわっているが、死亡率の変化の傾向はともに平行して

いる。死亡率がとくにたかい年をみると、一九四〇年に男は二三・六%、女は一六・二%、一九四四年はそれぞれ三三・〇%と二八・五%、一九四五年は五〇・六%と二九・四%というように、死亡率がたかい年は男女による死亡率の差がひらくし、一九四二年のように死亡率の比較的にひくいときは男で一二・八%、女で一四・一%と両者の関係が逆転することもある。

死因をみるにあたっては、診断名の年次的変遷を考慮しなくてはならない。立津は「栄養失調という死因名の現われ始めたのは昭和15年である。戦争後は進駐軍の指令で栄養失調の診断が厳密に規定されたため、それまでの栄養失調といわれたものも慢性胃腸炎という診断名になった。栄養失調の患者には、慢性及び急性の胃腸炎を伴うことが多い。次に注目をひくのは、脚気による死亡である。脚気は昭和15年に急に多くなり、後徐々に少なくなったが、昭和20年から再び多くなって来た。この場合も、栄養失調が脚気という診断名に置きかえられた向きもある。いずれにしても、栄養失調および慢性胃腸炎、急性胃腸炎、脚気の三つの大部分は、栄養障害による死因とみなされる」とかいている。さらに立津は、食糧不足の症状として、体重減少（四二名の男患者の体重平均が、一九四四年四月に四二・〇五キログラム、同病棟の一〇名の平均が四五年五月には四〇・四三キログラムであった）、血圧低下（一九四四年四月に男一〇名の血圧の平均は一一〇—六九ミリメートル水銀柱であった）につづいて、「やがて患者は文字通り骨と皮だけになるものもあり、また貧血で蒼白になった皮膚が浮腫でふくらんでくる。死の前には、しばしば慢性ないし急性の下痢を伴う。最後の死は、比較的急に起ることが多い」と記載している。するとこの症状は、内村および古川が記載したなかの「いわゆる衰弱」にぴったりかさなるし、さらに両者はまえに呉が記載した脚気の症状にもかなりかさなるのである（こうしてみると、これまでの死因における衰弱のなかには栄養障害症候にいれられるべきものがかなりあったに違いないことがわかる、一九一八年には脚気による死亡が二名で翌一九一九年には二五名と急変し

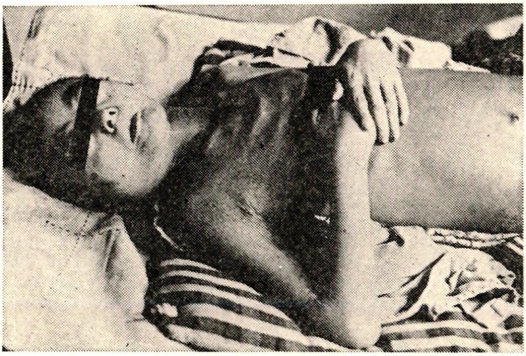


写真16　戦時栄養失調の患者(女)，肋骨がうきでているのに顔，腹はふくらんでいる，この人は数日後になくなった。

ていることも、衰弱および脚気を栄養障害症候としてくくってみれば、漸次の変化となって理解できるようになる）（写真16）。立津はまた「村松副院長（現名大教授）によると、昭和15年の死亡者の急増は、内地米を外米に変えたためだと言っておられる」とかいている。立津があげている死因表でみると、一九三九年までゼロであった脚気が一九四〇年には一躍二五名となって、翌年には九名とへっている。いわゆる脚気の原因として黄変米中毒説があったが、外米にきりかえられた年に脚気が急増したことは黄変米中毒が関与していたかもしれないことを示唆している（ただし、これまでの年報の記載では外米のつかわれた年が何年と何年かかいてないことがおおいので、外米と脚気との関係はより確実に証明することはできない。）腎臓病による死亡は毎年五名以内であったが、一九四五年だけ二八名ととびぬけている。これまでの死因をみてきたところでも、死亡数のおおい年には腎臓病がおおいような印象をわたしはもっており、腎臓病とされるなかに栄養障害症候に関係あるものがはいっているように推測されるが、この問題は立津によってとりあげられていない。

まず年間の死亡者数および年間在籍者数（前年からの繰り越し人数と年間入院人数との和）にたいする**死亡者数の比率**を、公費、自費にわけてみ、それに財団法人井之頭病院における数字と、養育院における死亡率および全国人口動態にあらわれている死亡率を表43にならべた。立津があげる年間死亡者数は、江副勉・台弘「戦後12年間の松沢病院

表43 戦時中松沢病院および井之頭病院における年間患者死亡数および年間死亡率

（在籍数の数字のはじめは前年からの繰り越し数，つぎの数字は年間の入院数，最後の数字はそれらの和）

年	松沢病院公費患者		松沢病院自費患者		松沢病院全体死亡率	井之頭病院		養育院	全国
	年間在籍（名）	死亡数（率）（名 %）	年間在籍（名）	死亡数（率）（名）	（%）	年間在籍（名）	死亡数（率）（名 %）	死亡率（%）	死亡率（%）
1936	790＋ 75＝ 865	57(6.6)	223＋234＝457	16(3.5)	5.5	438＋235＝673	54(8.0)	23.6	1.75
37	785＋ 77＝ 862	54(6.3)	231＋276＝507	22(4.3)	5.6	454＋199＝653	75(11.2)	24.6	1.71
38	790＋ 93＝ 883	99(11.2)	243＋313＝556	23(4.1)	8.5	447＋246＝693	90(13.0)	25.5	1.77
39	773＋180＝ 953	159(16.7)	249＋255＝504	23(4.6)	12.5	451＋335＝786	123(15.6)	23.7	1.78
40	772＋308＝1,080	291(26.9)	279＋252＝531	61(11.5)	21.9	470＋327＝797	141(17.7)	23.9	1.65
41	744＋269＝1,013	223(22.0)	270＋194＝466	37(8.0)	17.6	428＋274＝702	133(18.9)	29.1	1.60
42	760＋ 79＝ 839	142(16.9)	268＋215＝483	34(7.0)	13.3	372＋299＝671	149(22.2)	28.6	1.61
43	674＋122＝ 796	119(15.0)	281＋200＝481	55(11.4)	13.6	369＋281＝650	138(21.2)	29.5	1.67
44	667＋182＝ 849	304(35.8)	289＋202＝491	114(23.2)	31.2	331＋213＝544	210(38.6)	36.5	?
45	425＋295＝ 720	297(41.4)	243＋206＝449	181(40.4)	40.9	188＋231＝419	221(52.7)	27.8	?
46	175＋161＝ 336	94(28.0)	329＋184＝413	79(15.4)	21.0	91＋133＝224	56(26.3)	15.1	?
48	597＋610＝1,207	61(5.1)			5.1	77＋308＝385	40(10.4)	11.8	1.19
51	841＋557＝1,398	82(5.9)			5.9	364＋464＝828	45(5.4)	9.9	0.99
56	1,130＋222＝1,352	15(1.1)			1.1	534＋308＝842	15(1.8)	11.2	0.80

表44　戦時中の松沢病院入院患者の死因の分析（立津の表を改変）

年	栄養障害症候							結核	原疾患関係	（うち進行麻痺）	その他	計
	衰弱	栄養失調	慢性胃腸炎	急性胃腸炎	脚気	小計	（全死亡中比率）					
	名	名	名	名	名	名	%	名	名	名	名	名
1936	23	—	—	—	—	23	(31.5)	25	12	(10)	13	73
37	13	—	6	2	—	21	(27.6)	18	12	(11)	25	76
38	30	—	4	15	—	49	(40.2)	38	4	(2)	31	122
39	26	—	11	6	—	43	(23.6)	63	31	(31)	45	182
40	39	5	23	42	25	134	(38.0)	106	56	(49)	56	352
41	35	9	30	23	9	106	(40.8)	54	64	(59)	36	260
42	20	21	20	9	4	74	(42.0)	41	36	(31)	25	176
43	12	43	25	2	1	83	(47.7)	41	32	(29)	18	174
44	3	138	54	7	12	214	(51.2)	62	83	(70)	59	418
45	4	27	234	6	31	302	(63.2)	40	62	(52)	74	478
46	—	20	52	7	19	98	(56.6)	20	36	(30)	19	173
48	—	—	10	1	—	11	(18.0)	14	21	(19)	15	61
51	20	—	1	—	—	21	(26.6)	12	27	(21)	19	79
56	1	—	—	—	—	1	(6.7)	2	1	—	11	15

の歩み」（精神神経学雑誌、第六〇巻第九号、一九五八年）にあげてあるものと数名くいちがうところがあるが、ここでは立津の数字によった（ただし、立津があげている一九四六年の数字は、公費患者の繰り越し人数が過少に、自費患者のそれが過大になっているとおもわれるが、そのままかかげた）。また井之頭病院についてここにあげる数字は、座談会「戦中・戦後の精神病院の歩み」（第1部）（精神医学、第一四巻第八号、一九七二年）に元吉功があげているものとすこしくいちがうが、『井之頭病院概況（創立二十五年記念）』（一九五二年）、『井之頭病院概況』（一九五七年）にあげてある数字によった。

次の表44は、立津があげている数字をある程度まとめたものである。前記の理由でわたしは、衰弱、栄養失調、慢性胃腸炎、急性胃腸炎および脚気を栄養障害症候としてまとめることが適当とかんがえたので、それらの和をだした。進行麻痺、てんかん発作、緊張病発作、亢奮による衰弱および自殺は、原疾患関係としてまとめた。立津がわけている上記のほかの死因から結核症をのぞいたものはすべて、その他としてまとめた。

この表43をみると、一九三七、八年のころから死亡率がましていく傾向、一九四二、三年のころに死亡率の谷、あるいは増加停滞の傾向がみられるのは、全部に共通しているが、松沢病院のばあい一九四二、三年の谷がとくに目だっている。逆にいって一九四〇年の山が異常に目だったのであり、この山は一般的要因でないもの、やはり、立津が村松の言としてあげる外米の影響によってしか説明されないのだろう。つぎの谷は、一九四一年四月からの米穀通帳制によって患者の食糧が制限されながらも一時安定して確保されていたことによるものである。自費患者は公費患者とおなじ傾向をしめしてはいるが、その死亡率は公費患者のほぼ半分である。しかし一九四三年から自費患者の死亡率も公費患者のそれに接近しはじめ、一九四五年は両者はほぼおなじ値いをしめした。自費患者と公費患者との献立ての違いがいつごろまでどの程度にあったか、まだたしかめていない。自費患者のばあい家族からの補給という要因

表45　松沢病院における終戦後の患者摂取栄養量と死亡者数

（鈴木芳次）

昭和年度	（12月31日現在）1日の収容数	（一年間）死亡者の総数	（一年間）結核の死亡数	熱量（Cal）	たん白質（g）	脂肪（g）
21	541	173	18	1,577	50.1	11.1
22	592	114	19	1,579	57.7	19.7
23	640	61	14	1,984	69.0	23.0
24	713	69	10	2,446	90.9	27.4
25	869	53	11	2,494	87.5	20.7
26	891	79	12	2,579	90.4	27.1
27	1,022	54	7	2,520	87.9	30.7
28	1,015	46	7	2,606	88.4	34.6
29	1,087	35	10	2,635	94.9	37.0
30	1,130	36	5	2,704	94.8	44.6
31	1,132	15	0	2,602	92.3	45.8

もあったろう。

養育院での死亡率は松沢病院でのそれより、だいたいにおいてたかかったが、死亡率増加の傾向は松沢病院におけるほどいちじるしくはなかった。養育院で一九四五年の死亡率が比較的ひくいのは、収容人員がおさえられていたのが敗戦後に急増したことによるものであろう。

つぎに表44で**死因の推移**をみると、結核による死亡数および進行麻痺による死亡数が、全体の死亡数と平行して、あるいはそれにすこし先行し、あるいはそれをすこし誇張して変化していることがわかる。つまり、結核合併患者あるいは進行麻痺患者は、他の患者よりも栄養障害の影響をよりはやく、よりつよくうけて、結核なり進行麻痺の病状を悪化させて死亡するのである。立津はまた、急性肺炎、心臓疾患による死亡も栄養障害の影響をうけていることを指摘している。そこで、わたしの算出では、一九四五年のばあい全死亡四七八名の六三・二%が、栄養障害症候に属することになるが、もっとおきくみれば、平時の死亡数より増加した分は栄養障害の影響とみてよい（ほかに衣類や薬剤不足などもあるが、それらの影響は栄養障害の影響にくらべれば微微たるものだといってよかろう）。

なお、栄養障害こそが死亡率増加の原因であったことの傍証は、鈴木芳次（『精神疾患（付・神経疾患の食事）』病態栄養実務双書、第一出版株式会社、一九七七年）があげる表45で、戦後は栄養摂取量に反比例して死亡数のへったことがわかる。

さて、この当時の様子をいきいきとかたる一つの証言をきこう。

ある証言

これは、一九六〇年にわたしが当時の北島治雄主任からききとったもので、この内容は『日本残酷物語・現代篇1—引き裂かれた時代』（平凡社、一九六〇年）におさめられている。

「戦争までは一病棟に看護人が一一、二名いたのが三、四人になっちゃいましてね。だから一五日もつづけてうちへかえれなくて、カカアが迎えにきたこともありますよ。休息の日もでて、代休でくれるといってももらえず、病院にはずいぶん貸しがあります。だからKさんのようなわかった患者さんに宵番を手つだってもらったんです。こっちは仮眠しておきていてもらったんですよ。いまでもKさんはねるとき、『じゃお願いしますね』といいますが、あれは戦争中宵番を手つだった名残りなんです。

「栄養失調の一番はじめは昭和一三年ごろじゃないですか。トリメがふえちゃって、夜なかに便所におきてそのへんの柱や壁にぶっつかるんです。そうして夜なかにうろうろするのが一つの病棟に五人や七人いたでしょう。それから昭和一五年ぐらいになると、キンタマがこうはれちゃうんです。はじめは患者さんもかくしてガニ股であるくんですが、おかしいからださせてみると、おおきくはれているんです。そのうちにトリメもこれもなくなりました。それがすぎて、昭和一六、七年からは体にむくみがきました。はじめは目。まぶたのはれるのがなくなると、今度は足に

くるんです。一八年ごろからは足といっしょにまぶたにくるのもありましたね。一九年ぐらいになると目も足もいっしょ、足の甲だけでなく脛までむくんでくる。二〇年になるとむくみもこなくなりました。やせる一方ですよ。その時分にゃ男の平均体重が四一キロぐらいでしたでしょう。体温は三六度以下になり、脈も六〇あればいいほうでした。

「ぼつぼつしにだしたのは一八年の暮れでしょうね。むくんでしんでいっちゃうやつね。二〇年になると、南四病棟で一日でも籍のあった人をしらべたら、しんだ人が八〇と何人かいましたよ。当時は患者さんが六〇人ぐらいの病棟だったから、一日でも籍があった人といえば、一二〇人か三〇人でしょう。よその病院からきたのは全滅です。二〇年三月かの空襲でやけだされて井村病院から四、五〇人の患者がきたんですが、それが四月のうちにみえなくなったですよ。二〇年になってがたがたしはじめました。五月二五日の空襲で東京がほとんどもえちゃって、食い物がなくなったんです。味つけのしてない茹で豆とか、酒粕の酢茹でとか、うどんの屑にジャガイモの葉のはいったものとか、そんなものをたべていました。ことに塩がないのにはこまりましたね。齋藤先生が塩ガマスをみつけてきて塩をしぼりだしたとか、奥田先生が沢庵の古漬けを手にいれてそれを幾日もたべたという話しなど、みんなそのころのことです。

「棺桶もはじめは営繕でつくってくれましたが、戦争にはいってから蓆になり、やがて蓆もなくなりました。死亡通知をだしても家族はなかなかきませんやね。埋葬するまでは解剖室につんでおきましたから、そこはおおいとき三〇体くらいもたまって、足のふみ場もないほどでした。山づみの死体はくさって、ひどいのは葬儀屋がきて死体をもちあげようとすると足がとれちゃうことさえありました。一人に一つずつ穴をほる余裕もないので、おおきな穴をほっておいて、死体をなげこむとその上に土をうすくかけておくんです。そのころはイヌはたべられちゃってもういな

いので、あばかれる気づかいがなかったですね。また死人がでると、そのうえになげこんで土をかけるのです。平均体重が四〇キロをわると、どんどんしにました。作業にでていた人が突然きょう一日やすんで、あすの朝飯をぬくと昼にはしんだもんです。営繕作業班にでて穴掘りをして、自分でほった穴のなかでなくなった患者さんもいます。

「こうなると、患者さんがしんでも、かわいそうだという気はなかったですね。患者さんのほうもおなじで、死人があると、『その着物はおれだ』といって、まだシラミがうごめいている着物を死体からはがしていったものです。そういう時代でした……」

座談会「戦中・戦後の松沢病院」では、戦争の影響がではじめたのは一九四〇、四一年ごろからでないか、との発言もいくつかあったが、内村・古川報告および立津論文にてらしてみても、北島の証言はかなり正確に当時の実情をつたえているのである。また座談会での発言からみると、看護婦のほうも一病棟三、四名になっていた。

こうして、おおくの死者をのこして戦争はおわった。患者のなかの大物とされた人もほとんどしにたえ、一九四五年末の存院者は五〇四名であった。

第五章　戦後史の展望

松沢病院の戦後の動きがどのようなものであったか、その最初の一二年間については、江副勉・台弘「戦後12年間の松沢病院の歩み」（精神神経学雑誌、第六〇巻第九号、一九五八年）がのべており、また全体のおおまかな素描と部分拡大図とは岡田靖雄『精神科慢性病棟――松沢病院1958―1962――』（岩崎学術出版社、一九七九年）にしめした。ここでは、二、三の資料をあげながら、この三五年間の動きを概観するにとどめる。

戦後の復興

江副・台論文があげるところによって年間平均**在院患者数**をみると、一九四五年六二〇名が、四六年五二〇名、四七年四六三名とさらに減少しつづける。一つには、一九四四、四五年ほどではないにしても、食糧事情をはじめ院内の生存環境はなおわるく、一九四六年には一七三名、四七年には一〇八名となお死亡者がおおいためであり、また一つには都内人口減少によって入院希望者がすくなかったためである。だが、一九四八年から各年の平均在院者数は六五一名、七二八名、八二四名、九一六名、九八〇名、一、〇二二名とふえつづける。これまで収容定員が何名とされていたかわからないが、一九五四年には九七五名であったのにたいし、同年の平均在院者数は一、〇三九名。一九五五年度には一、一二〇名が定員とされたようで、同年末の在院は一、一二四名、翌年は一、一三三名であった。ここで食糧事情についてふれておくと、一九四八年五月から入院患者食糧特別配給制度がはじまって、松沢病院もその指定

をうけたろう。おそらくこれとともに、**完全給食**が実施されるにいたった（従来と具体的にどうかわったかは不詳）。

右翼思想家**大川周明**（一八八六―一九五七）は、一九四六年五月三日東京裁判の第一日の公判廷で前列の東條英機の頭をたたくというはでな形で発症し、内村祐之の精神鑑定の結果進行麻痺であることが判明して、一九四六―四八年とかれは松沢病院の西第五病棟に入院していた。かれは一二畳の一室をあたえられ、医者・看護者からも尊敬され特別待遇をあたえられていた。ある元患者はかれのことを、「腰の低い方で、こっちから挨拶すると丁寧に挨拶された」と回想している。さて、大川の自叙伝『安楽の門』（出雲書房、一九五一年）中の「人間は精神病院でも安楽に暮らせる」の章が、松沢病院入院中のことにあてられ、主としてコーラン和訳の件と知人の好意で食糧にめぐまれていたことをかいている。その知人「清水夫婦」について大川は一〇〇行にちかい感想詩をかいているが、このことは逆に当時の病院の食事の貧しさをしめしているのである。大川の記載から一般的なことをいくつかかきぬいておこう、――

さて松沢病院の西第五病棟というのは、約百坪の中庭を囲んだ鉄筋コンクリートの方形の建物である。この病棟の北半が、戦犯容疑者で精神病に罹つた者を収容するために留保されて居り、各二間に三間即ち六坪の病室が三つ並んで居た。私は入院から退院まで中央の一室を独占したが、左右の両室には常に患者の出入があり、多い時には一室に三人も収容されて居た。其等の人々のうちには、病気回復の見込ないために釈放(しゃくほう)された者もあり、回復して巣鴨に帰り、裁判を受けて死刑の宣告を受けた者もあり、巣鴨に帰つてから病気再発して自殺した者もあり、また病気も治り且つ不起訴になつた者もある。

（中略）

私は巣鴨刑務所では普通以上の食事、米国病院では極上の食事を与へられたが、松沢病院の食事に至つては、曽て私が豊多摩刑務所で与へられたものより遥に粗末なもので、それだけ食つて居たのでは、栄養失調は必然であつた。現に病院の看護人が、此頃は食事が悪くなつたので、気違の馬鹿力も出なくなり、狂暴な患者の取扱が楽になつたと言つて居た。このころ家族から差入のない患者の健康は著しく衰へ、見るに堪へぬ凄惨(せいさん)な顔色をして居る者が多かつた。

当時は日本人全体が殆ど残らず飢餓線上を彷徨して居た時代である。従つて施療患者の多い松沢病院の食事が悪いのに何の不思議もない。私の入院当時は有料の一・二・三等は、唯だ病室に差等があるだけで、食事は有料無料を問はず一律平等であつた。（下略）

さて、**病棟**をみると前述のように一九四五年五月の空襲では二病棟が焼失したのであるが、その一つ中第一病棟は一九五〇年七月に、南側は一階の女の慢性患者用、北側は二階の合併症患者用（女の病室であるが、ときに少数の手術患者——主としてロボトミー後患者——の男をいれる）の木造建築として再建された。また、男の自費開放であった西第七病棟は一九五四年三月に、男の慢性患者のための木造一階建て大部屋病棟として再建された。またその間に一九五二—五三年に一階建て木造モルタル塗りの東第七病棟が、男の不潔症患者および慢性患者を収容するために、一九五四年三月には東第七病棟と同様の東第八病棟が女のほうにできた。両病棟がたったのは、まえに女運動場のあった地である（岡田が『精神科慢性病棟』で報告したのは、主としてこの東第七病棟のことである）。他方、職員住宅に転用されていた病棟、戦後間もなくとりこわされた病棟もあり、一九五六年にわたしがしっていたところでは、南第五、第七病棟はなく、南第六病棟であったところに一、二名の不思議な患者と少数の看護人とがすんでいた。このようにして建て物の面では一九五四年に復興がおわったといえるだろうが、建築後ほぼ四〇年たった建て物の痛みはひどく、諸設備の復興は不充分で、戦前にあった大温室や小動物園もなくなったままであった。

また一九四七—四八年のころ農地改革にあたって、**松沢病院の田畑**は周辺農家の垂涎のまととなり、農地委員のなかには農地改革ということで松沢病院の田畑をとりあげようとするものがおおかった。だが、これについては、内村院長が農地委員と酒をくみかわしもして努力し、米の供出をすることにして病院内の農地が確保されたのは一九四八

年一〇月のことである（主として江副・台論文による）。

さて、敗戦はとうぜんに病院の運営構造にもきわめておおきな変化をもたらした。一九四六年七月五日に松沢病院従業員協議会（通称松沢常会）ができた。九月一八日松沢従業員組合規約審議会がもたれ（「大東亜雑記」には「院内民主化運動第一歩」とある）、一〇月一五日に**松沢病院従業員組合**が結成された（江副勉委員長、臺弘副委員長、廉澤覺三郎書記長）。現在は東京都職員労働組合病院支部松沢分会となっているこの組合は、都庁関係ではもっともはやく結成された組合の一つであり、またかなり活動的な組合であった。ヒラの看護人はその病棟の受け持ち医であっても医者には直接に口がきけぬという厳重な階級制は、労働組合の結成とともにやぶられて、院内従業員の自由な交流・結び付きがうまれた。組合は従業員の生活だけでなく患者の生活にも目をむけて、九月の結成準備会の段階で、患者の慰安に盆踊りをおこなうことを絶対多数で決議して、九月一九日夜に盆踊りをおこなった。「民主化」は、同時にある程度の行き過ぎ、上からの命令無視、規律のゆるみもみられたことを江副・台論文は指摘している。さらに一九五〇年の朝鮮戦争開始につづくレッドパージは院内にもおよんで、かなりの人がパージされたことは、院内の民主化がふかまり地についたものとなることをさまたげたに違いない。

労働基準法は一九四七年四月七日に公布され、九月一日から施行された。これにともなって**看護者の勤務**は、一二月一一日から、従来の長時間拘束のものから三交代八時間勤務になった。これにより病棟勤務者は実質的に減少し、看護が手うすになり、おおくの病棟では夜勤人数を宵番、明け番とも一名ずつにしなくてはならなかった。

さて、看護婦の養成については、国民医療法にもとづいて政令一二四号として保健婦助産婦看護婦令が一九四七年七月三日に公布されたが、国民医療法が廃止になったため一九四八年七月三〇日に保健婦助産婦看護婦法が公布された。それによると、免許のための試験をうけるには従来より程度のたかい学校または講習所を卒業することが必要に

なり、また経過措置として、旧看護婦規則によって指定された学校、講習所を一九五一年三月三一日までに卒業するにいたったものは旧規則によって都道府県知事の免許をうけられることになった。そこで従来の**看護人養成機関**は一九五一年三月三一日をもって**廃止**された。病院当局は、当時甲種、乙種とわけられていた乙種看護婦の養成所を院内に設置したい意向をもっていたが、それはみとめられなかった。その後全国的に有資格者が不足する状態がつづいて、有資格者、とくに男の有資格者を採用することは困難となって、看護者の欠員のほとんどが無資格者でうめられた。病院側は看護学校設立の意図をすてなかったが、現にいる無資格者をそのまま生徒にしたいという点がいれられず、一九七二年四月一日の**松沢看護学院**開校（四月二八日業務開始）までにあまりにながい年月がながれさった。このため現在も、男のほうに無資格の看護者がおおくのこったままでいる。

一九四九年二月八日、国家公務員法によって東京大学教授が**院長**を兼任できなくなったため、院長は内村祐之から副院長であった林暲に交代した。副院長には猪瀬正が昇任した。地方公務員法は一九五〇年一二月一三日に公布されているもので、国家公務員法は一九四七年一〇月二二日に公布され、その第一次改正法は一九四八年一一月三〇日に公布された。現在の国家公務員法でみると、ここで問題となったのは第一〇一条の職務専念義務規定であろうが、なぜ、一九四九年二月にそれが問題となったのか。一九四九年一月一二日に公布された教育公務員特例法第二一条は、教育公務員が教育に関する他の職をかね、または教育に関する事業もしくは事務に従事することが本務遂行に支障がないばあいは、その職をかね、またはその事業もしくは事務に従事することができる、としている。病院長は教育に関する他の職ではないから、この教育公務員特例法にひっかかったか、あるいは人事院規則にでもよるものか。ともかくも、内村はこのときの院長辞任をきわめて不愉快に感じたことを、『わが歩みし精神医学の道』（みすず書房、一九六八年）にながながとのべている、――

精神医学界もまた、この時代の波の外には立てず、「民主化」運動のために、日本精神神経学会は大いに揺れた。しかし、このことについては後段に触れることとしよう。ここでは、私が、昭和二十四年、東京都立松沢病院の院長を辞して、東京大学教授専任となった折りのことだけを、簡単に述べておきたい。このことは、外面的には、公務員の兼職を禁ずるという、新しく制定された公務員法に従ったまでのこととしか映らなかったが、しかし東京大学精神科教室と東京都立松沢病院との間の、過去半世紀以上にわたる不即不離の関係を顧み、また、この二つの施設の協同が、わが国の精神医学界のために果たした役割りの大きかったことを思うとき、私は、この突然の分離を、しかく簡単に考えることはできなかった。それは、双方にとって重大な問題であるはずであった。

そもそも一人の人間が幾つかの要職を占めるということは、能率の上からも問題だし、若い有能な人の前途をふさぐことでもある。それゆえ、公務員の兼職を認めぬという制度それ自体は合理的なものであるが、日本の古い歴史や事情などをほとんど無視して、このような法律が比較的急速に作られ、それが一律に実行に移されたことを、私は、有無を言わさぬアメリカの占領政策の結果とのみは考えないのである。そこには、この時勢を利用して、アメリカのやり方を促進させようとした、一部日本人の動きがあったのではないかと疑わざるを得ないのである。

たとえば、このころ起こった東大附属伝染病研究所の厚生省移管の問題なども、その一つの現われである。総じて「学閥」や「財閥」などに対する内外の風当たりの、想像以上に強い時代ではあったが、それでも私は、私の松沢病院長解任の問題が、スッキリしたものだったとは、今でも思っていない。本来ならば、話は第一に、院長たる私に伝えられるべきであり、また、この兼任のことは東京大学と東京都との間の古い約束に基づくものであるから、東京大学の責任者、ことにその医学部長と私との慎重な話し合いに基づいて、事が運ばれねばならぬはずであった。然るに、このことを私が耳にしたのは、すでに何びとかが医学部長の承諾を取り付けた後という、取り返しのつかぬ時期だったのである。

当時の私は、さきに述べたような、医学界全般にかかわる重要な仕事の幾つかを任せられていたから、その上に、教室と松沢病院と双方の再建という、多難な役目を果たすことは、事実むずかしかった。それゆえ、これを好機として病院長を退きたいとは、私の偽らぬ心境であったが、しかしこの分離が、教室の将来にとってプラスかマイナスか、松沢病院のために利益か不利益かという点に思いをめぐらし、また、榊、呉、三宅の三代にわたって築かれたものを放棄することが是か非かと考える

と、慎重にならざるを得なかった。もしも、退任を非とするという結論に達したならば、私はおそらく種種の手段をめぐらし、場合によっては一戦を交えることをも覚悟したであろう。ちょうど、さきの伝染病研究所移管問題の折りに、私が教授会中ただ一人、伝研の長谷川秀治教授の味方となって戦い、被害を最小限度に食い止めたように。

しかし、結局、私は、退任を是とする結論に達した。その理由としては、次のことが挙げられる。すなわち、東京大学の精神科教室の施設は、国立大学として、お話にならぬほど貧弱なものだが、それは、松沢病院があるから教室はこれでいいじゃないかという考えが、教授会の中に根強く残っているためでもある。この考えを改めさせ、教室の設備を充実させるためには、一時の不便を忍んでも、松沢病院との直接の関係を断つべきだ。それが百年の計というものである。そして一方、松沢病院とても、専任の良い院長を得たならば、古い伝統もあることだし、発展の可能性は大いにあるだろう。さすれば、私とて、三代の先輩に対して面目を保つことができるというものだ。――これが私の最後の判断であった。

この判断の下に、私が、十三年間、院長をつとめていた松沢病院を辞して以来、すでに十九年を経た。然るに、教室はまだ教授会の十分な理解が得られぬまま、旧態依然たる状態で、私の後任教授諸君を悩ませているし、松沢病院とても同様で、ようやく改築が緒についたとはいうものの、これとてスローペースに過ぎる。小県茨城の戦後に手がけた県立友部病院の改築が、すでに立派に完成したことと照らし合わせると、このことは明らかである。少なくとも専任院長を得たがゆえの大きな飛躍があったとは言えない状態のようだ。

こうした様子を見て、私は時に、あのとき、自分は判断を誤ったのではないかと思うのだが、しかし、明治中期の当初から、不自然な形で発生し、継続してきたものは、いつか誰かの手で是正されねばならぬ運命にあったのだと考え直すのである。願わくは、もう十年の歳月の後に、私のあのときの判断の、「英断」として語られる日がありますようにというのが、いまの私の切なる希望である。

さきにあげた国家公務員法第一〇一条にも但し書きがついていて、ある条件で兼職がみとめられるようである。その条件が具体的にどのようなものであるか、当時これらの規定がどのように運用されていたか、しらないが、比較的

最近のこととしては、東京大学医学部教授であった白木博次が新設の府中療育センターの所長を兼任し、さらに東大闘争最中の医学部長をこの人がかってでるということがあった。そこで、この当時内村教授が松沢病院長を兼任することが絶対に不可能な情勢であったかどうか、逆にいって、何びとか一部日本人かが内村院長解任の策動をする余地があったか、わたしには判断できない。ともかくも、内村はそこに一部日本人の策動を感じとっていたのである。探偵作家にならって、それがどういう人あるいは人たちであったか、推測してみることはそう困難でもない。だが、わたしは精神病学教室と松沢病院とが分離した一九一九年当時に松沢病院長は専任院長になるべきであったという意見をもっているので、内村のこの未練をふしぎにおもうのである。さらに、専任院長をもつにいたったにかかわらず、松沢病院の医局が東京大学の精神医学教室との一体感をすてきれなかったところに、その後の松沢病院の問題があったとかんがえている。換言すると、大学的なものを目ざす動きが根づよくのこったために、松沢病院が（すくなくとも、かなり長きにわたる一時期に）医療の場に徹しきれなかったのである。

治療面をみると、一九四七年夏より白質切断術が廣瀬貞雄医員を中心にはじめられ、一時期はかなりさかんにおこなわれた。そのなかで廣瀬は白質切断術の適応症をさだめていくとともに、独自の術式を工夫していった。また、白質切断術のさい採取された脳片が、臺弘および江副勉の脳代謝に関する実験用に、また立津政順の脳病理組織学の研究に利用された。治療面でもっともおおきかったのは**作業治療のめざましい復興**である。とくに一九四九—五五年と作業医療科医長に在任した石川準子は、患者と作業指導員と仕事との三者関係の治療的意義を重視して作業治療の指導にあたった。作業医療科のなかにいわばすわりこんで事にあたった石川の姿勢は、作業医療科に緊密な人間関係をつくりあげたが、当時南方軍の称があったように、この人間関係は院内ですこしく隔絶している嫌いがあったようである。だが、石川のもとに結集したわかい医員、研究生の力が各病棟にむけられたとき、各病棟に働きかけが花さい

ていった。作業治療に従事していた患者の人数は江副・台論文がくわしくのべているが、作業患者の率は一日平均在院患者数のほぼ二〇％におちこんでいたのが、一九四九年からすこしずつふえだし、一九五二年暮れに主任看護人北島治雄の努力で果樹園用袋貼り作業がもちこまれるにいたって病棟内作業患者が急激に増大し、全体の率は四〇％に達するにいたった。軽快患者を積極的に就職退院させることも一九五一、二年ごろからかなりおこなわれたようで、計四三名の就職アーフタケアの結果は一九五九年一〇月一九日横井晋が第三回病院精神医学懇話会で報告した（病院精神医学、第三集、一九六〇年）。

遊び治療の面で戦後に先鞭をつけたのも石川だったようである。都職労松沢支部機関誌『松沢の声』第九号（一九四八年一二月）のささきのぶじ「職場をめぐりて」にはつぎの文章がある、——

『南四病棟』

石川先生の発案により今年の夏頃から患者さんの運動場をつくりつつありましたが、十一月二十五日漸く完成の運びとなり、十一月二十九日に石川先生の絶大なる御援助のもとに南従業員一同の主催によって患者慰安の運動会を行ひました。いつもは声をかけても返事をせず、毎日〳〵を病室の隅つこに小さくなって過して居た患者さんも小春日和の大気のもとにて皆と一緒に競技にふけつたり、皆の唄声にひきつられて一緒に唄つたりしてゐる姿は全くほゝえましいこうけいでした。今後は毎月二十九日を定例の運動会日として患者さんに娯楽を与へ体位の向上を計る意味合でミナミヨリ遊園地で催すことになって居りますからほかの病棟の患者さんも御遠慮なく御参加下さい。

尚出来得るならば各病棟の周囲は花壇なんかを作って、いろ〳〵と不自由な生活をしてゐる患者さんたちを慰めたいものである。

この定例運動会がいつごろまでおこなわれ、のちの遊び治療にどうつながったか、そのあたりは判然としない。つ

いで一九五二年に臺弘が南第三病棟で遊び治療を主にする**働きかけ**をはじめた（翌年二月この病棟の火災によりここでの働きかけは中断）。一九五三―五四年には木村久子が女の作業場で作業治療と遊び治療との組み合わせをこころみる、一九五三―五四年には藤原豪および菊地諄が西第二病棟で男の慢性患者への働きかけをおこなうとともに「働きかけ」の概念を提起した。さらにつづけると、一九五七―五九年の吉岡真二らによる西第二病棟での働きかけ、ほか、いくつかの病棟で働きかけがおこなわれてその成果をあげた。働きかけがうまくいったばあいはいずれも、医者と看護者とがうまく協同して事にあたっている。当時の松沢病院には、医者がやりたいことを自由にやれる雰囲気であった（費用がほとんどかからぬかぎり）。しかし、働きかけはさかんにおこなわれたとはいえ、それが病棟単位でおこなわれ、全病院的な盛り上がりとはならなかったことは、松沢病院の短所であるとともに長所でもあって、このことが働きかけの固定化をさまたげた。こういう事態の原因としてかんがえられるのは、病院全体が一つの目標にむかってすすむにはすでにその規模が過大になりすぎていたこと、医者のあいだに大学人的な「研究の自由」を目ざす心がつよくあって一つの治療目標に結集しようとすることへの反撥が異様につよかったこと、当時精神疾患の治療についての考え方がきわめてまちまちで分裂病不治説もつよくあったこと、医者、看護者とも勤務病棟が原則として一年交代なので事なかれ主義がつよかったこと、一部の医者のひきまわしへの反撥がとくに看護人のあいだにつよくのこっていたこと、また当時の林院長は病棟運営について一定の方針をおしつけるのをきらっていたことなどである。

患者の**自治活動**の芽生えも一九四八年にはじまる。一九四九年八月二〇日松沢病院教育治療部発行の雑誌『更生』の編集後記に、患者K氏はこうかいている、――

「病院に於ける病者の生活を明るく豊かにして治療効果を挙げさせ、軽症となつた人々には社会生活に復帰する準備を行ひ、

更に進んでは社会へ送り出す仲介をする施設まで作りたい」という○○さんの企画を聞いたのは昨年の暮頃であつたと思ふ。

それから有志の準備工作が始まつたのである。浦野さんと話し合ひ、戦前に行はれていた類似の活動状況やその後の発展への希望等を参考して、医局の先生方にもこの運動の趣旨を説明協力を得た。次に「病者でなければ判らない色々の問題があるので、病者が自由に遠慮なく色々の希望を述べうるような機会として前述の目的に適うような患者の更生懇話会を作りたい」との申出を有志代表が看護科に申出た。有志は伊藤先生を動かして西一病棟で懇話会を試み、大体所期の目的を達した。一方この機会に更生懇話会と教育治療部との協力の下に雑誌「更生」の発行を企図し、五月上旬作品の一般募集を行ひ五十五篇余を得、伊藤、新井両先生、浦野さん、鈴木芳次さんの協力と指導の下に編輯した。（下略）

ここに「○○さん」としたのは、精神科医で分裂病にかかった人である。この更生懇話会は、二、三病棟からあつまった軽快したインテリ患者のグループで、雑誌『更生』を編集し、月一回程度の新聞『懇話新報』を発行するなど、主として文化的・趣味的な活動をおこなっていた。だが、一九五二年ごろアーフタケア活動がさかんになりだすと、更生懇話会は熱心にこの問題ととりくんで、医者・看護者と懇談しあるいは病院に要望書を提出したりしたのである。そのうち活動的な人が退院したり、一部患者の発言に看護者が反撥するなどのことがあって、懇話会の活動に沈滞もみられた。ところが、一九五六年一一月に、看護人が患者をなぐりつける事件がおこったのをきっかけに、患者のあいだの不満がもりあがって、一二月の患者有志大会において更生懇話会を全病棟からの病棟委員を基盤とする患者自治会とする方向がうちだされ、翌一九五七年一月一日から更生懇話会は病院患者自治会として再発足するにいたった。その組織、運営は労働組合も顔負けといってよいほどのものであった。もっとも、病棟によってはそこでの実力者が病棟委員となっていて懇話会活動がその病棟にかなり根づいているところもあり、また反対に、「わかっている」患者一、二名が委員として更生懇話会に顔をだすだけのところもあった。ともかくも、一九五七年七月の患者

大会（年二回）には一五〇名の患者が参加した。だが、リーダとなった患者の独走が目だって、一九六〇年四月に会は「自治懇話会」と改称されて、会員は任意加入の形となってから、懇話会の活動はエネルギーをうしなって不活発になり、ついには休止状態になった。

患者の自治活動にともなってさまざまな**文集**、**雑誌活動**がおこなわれた（写真17）。それらはほとんど保存されていないのでその全貌はたしかめられないが、わかっている範囲のものをあげておこう。教育治療部発行の活版印刷雑誌『更生』は、伊藤圭一、新井尚賢、石川準子などの指導によって患者が編集したもので、たぶん一九五一年までに四号をだして中断された。当時医局員の詫摩武元が俳句会を、おなじく新井が短歌会を西第一病棟でおこなっていた。一九五〇年発行の『更生』第三号は、「病床体験記特集」で、患者のかなり詳細な手記をあつめている。のちに『更生』をうけた作業医療科編集の『新樹』は、やはり活版印刷で一九五六年、五八年、六三年と計三号をだして中断された。そののちこれをうけた『惑星』が一九七三年から第四号まででているときく。『更生』、『新樹』、『惑星』とならべると、『惑星』の内容がとくに貧困になってきていることに気づく。文集活動といったものに、患者の院内生活のエネルギーがあまり集中しなくなったのだろうか。


写真17　患者の文集，雑誌のいくつか

ザラ紙裏表一枚ガリ版ずりの『懇話新報』は更生懇話会の機関紙として、一九五〇年前後から発行されたのだろう。一九六三年には一三一号に達したが、中心になって編集にあたっていた患者が娯楽室（旧教育治療部、ここに図書室と自治懇話会事務所とがあり、ここの運営は患者にまかされていた）にでなくなって一九六六年に中断した。一九六五―六六年には、随時刊の自治懇話会リ

フレットとして、やはりガリ版刷りの『脳味噌』が数号だされたが、これは個人紙的な色彩のつよいものであった。病院の歯科医であった陳茂棠の奉仕活動によるキリスト者の集いカペナウム会は一九五〇年夏からガリ版刷りの月刊誌『望(のぞみ)』をだしており、第一八号にいたっている（そのあとは不明）。壁新聞『松沢クラブ』は数名の患者が編集して、一九五五年七月二五日に第一号をだし、はじめ月刊であったが、あと間があいて、一九五七年二月一五日には第一三号に達した。この前後に、同人誌『防波堤』、『風発』があり、また更生懇話会同人誌『でっさん』は一九五九年に第一号をだし、一九六六年に第九号に達した。このような活動の興廃をみると、熱心な患者二、三名やそれに協力する職員がいると、雑誌活動がさかんになるのである。そして、全体をとおしてみると、一九五五年を中心とする一〇年あまりが、患者、職員をふくめて院内にエネルギーがもっとも充満していたようにみえる。

さて、こういうなかの一九五四年一一月には**創立七五周年**が盛大にいわわれた。当日の呼びものは、林院長をはじめ医局員を中心とする顔見世興行大歌舞伎「白浪五人男　稲瀬川勢揃の場」であった。このときの様子は、当時東京大学からの留学生として研究生であった小木貞孝（加賀乙彦）が『頭医者事始』（毎日新聞社、一九七六年）におもしろくかいている。また林院長の筆による『東京都立松沢病院七十五年略史』が同年一一月六日に発行された。

巣鴨時代から婦長をつとめていた**石橋ハヤ**は一九四五年に六五歳で退職したのち、看護婦養成講師嘱託の名で勤務をつづけ、毎日回診していたが、一九五五年にフローレンス・ナイチンゲール記章を受章した（のち、一九六一年三月二八日八〇歳で死去）。こんな点をみても一九五五年の前後一〇年というのが、戦後の松沢病院の華であったのだろう。

病院移転促進運動と改築の決定

病棟の大部分は移転当時のもので耐用年限をとうにすぎており、一九五六年五月の医局会議でも改築五か年計画が論じられた。他方、地元での病院移転促進運動もこのまえからはじまっていたらしい。一九五八年八月二八日の読売新聞は病院の由木村（現八王子市内）移転計画のあることを報道したが、このときは院内ではむしろなげやりな意見がつよかった。

選挙がらみで移転促進運動がはっきりした形をあらわしたのは、一九五八年一〇月のことで、一一月には**移転促進の請願**もおこなわれた。つぎにあげるのは、その請願書の全文である、——

昭和三十三年十一月

都立松沢病院移転促進請願書

紹介議員　染野　愛
本多　誠
小林　三四
栃倉　晴二
河野　一郎

都立松沢病院は大正八年巣鴨から現在地に移されて四十年を閲しました。移転当時の当地は荏原郡松沢村の西端、上北沢部落の草深い田野でありましたので住民の古老達が歓迎運動を致した程でありましたが、関東震災の影響と昭和七年の市域編入以来急速に発展し現在は世田谷区に於ける重要な住宅地帯となり様相全く一変致しました事は御高承の通りであります。住宅地の中央、七万坪にわたる広大な病院敷地は今や私共の地域発展に対する絶対的な桎梏となりました。之れが移転は終戦以来当地住民の要望であります。

又客観的に見ましても四十年を経た建物の大部分は既に耐用年数を超つておりますので全面的に改築を必要とし都に於かれま

しても毎年莫大な支出を重ねておられる現状であります。更に往年の静閑な環境は全く失はれ、治療上からも不適な状態と愚考致します。良識ある病院当局の諸先生も環境転化の要ありと洩らされておると承つております。
この上この施設は作業、治療等の必要から広い空地を要するので現在の松沢病院定員一、〇〇〇ベットを拡大するためには新らしい用地の要も生ずると存じますが現況に於いて勿論用地の増大は望む可くもなく、施設の増加は新設移転以外方途なきものと信じます。
特に都当局が都民の住民問題解決のため宅地の造成に大変な御努力を払つておられる現在、都心に近いこの病院敷地を都営等の住宅地に転換する事が出来るならば住宅問題への大なる貢献となる事明かであります。
従つてどの角度からも公益上松沢病院を現在地に残す理由は皆無と信じます。
安井都知事が早くから「移転そのものに誰も異存がない」と言明せられている事は私共の積年の要請に単に合致するのみならず、都政最高の見地からの大方針と拝察し、大きい期待のまゝ数年を閲したのであります。
住民の要請年と共に高く、実は数度に亘つて大挙都政御当局に陳情する事も協議されたのでありますが、その都度知事が大衆運動の表面化は移転先を徒らに刺激する結果を招く憂いありとの御説示を受け、盛上る住民に自重を説き専ら代表陳情に終始、今日に至りました。
今般知事の御勇断に依り当局に於かれましても移転方針のもとに種々御調査御企画ありと承り、累年の願意に曙光を見た思いであります。何卒御方針を実施に移される様速やかな御処置を切にお願い申上ます。私共地域住民は松沢病院の全面的移転を切望しております。部分の移転ではありません。従つて御当局が都民のため、センターに一部を残置する御方針ある哉に承り大なる憂いをもつております。万一にも精神衛生相談所等のため改築建物の一部を御利用ある場合も絶対に松沢病院なる名称は御廃止下されたく、一切の病棟は挙げて御移転下さる様お願い申上ます。
松沢病院の全面移転が実現する限り、その他には何等の条件もありません。敷地はもとより都有のものであり、それが学校、綜合病院又は住宅地、商店街等如何なるものでありましても私共の願意は松沢病院の移転であつてその他には何の不服もありません。何卒住民多年の熱望を御汲取下され一日も速やかに之が実現を見る様格別の御審査を賜り度くここに実情を披瀝住民

の総意をもって御願致します。

昭和三十三年十一月　日

松沢病院移転促進会長　武島一義

事務所　上北沢三の一一一〇元木国之助方

殿

〔付名簿は省略〕

ここにいたって労働組合、医局はじめ院内の全体に移転反対運動がもりあがり、移転反対対策委員会が設置されて、都庁、都議会などにたいする陳情運動をおこすとともに、職員が地域を戸別訪問して移転反対の立ち場を説明してまわった。ここでは病院側の文書から**移転反対陳情書**をあげておこう、——

東京都立松沢病院移転反対陳情書

都立松沢病院は創立八十周年を迎えようとしております。明治十二年の創立後、明治十九年巣鴨病院の時代に明確に東京府立病院となり、以来精神病院の運営、管理の面に於て、精神医学、特にその臨床的、実際的の研究、専門医の訓練、精神科医療従業員の養成に、常に時代の先頭に立ち、名実共に日本の代表的施設としての声価をあげ、それによつて海外にも広くその名を知られ、二十世紀初頭以来の日本の精神医学の発展は巣鴨、松沢を中心として築かれたといつても過言ではありません。大正八年現在の地に移転したのも一千床以上の病院への発展を目途とし、京王電鉄開通を期としてこの地が選ばれたものであります。丁度この頃から昭和初頭の時期は、精神病治療の面に於て画期的な発展の起つた時であり、特に最近の薬物療法の進歩は、治療期間、患者の処遇に甚大な変化をもたらし、精神病院のあり方に大きな革新がおこつているのであり、最近この間の事情について、世界保健機関（ＷＨＯ）精神衛生専門委員会は、「今日の精神病院は　その機能において　その運営において**根本的**な変化を示しつゝある」と指摘いたしておるのであります。

現実の問題として、本院の建築物は建設以来四十年を経た老朽木造建築が七〇％を占め、緊急に改築を要する事態にあり、私たちは、この機会に右のような世界的な流れを参考とし、特に日本に於ける専門家としての永年の経験と、わが国の社会事

情を考えて、松沢病院を、新しい構想の下に再組織し、名実共にわが国の代表的施設たらしめようと、ひそかに念願いたしておりました。

ところが最近極めて一部の地元の有志によって、本院移転促進の運動がすすめられておることを聞き及び、また一部の新聞紙上にもこのことが報道されるに至りました。

私たち、院長以下医局員一同は、本院の如き特殊な任務を有し、且つ今后ますますその重要性を増してくる施設が、一部の地元の方々の要望によって、軽々しく遠隔の僻地へ移転されるようなことがあつては、唯たんに首都の精神衛生行政に大きな損害を与えるばかりでなく、ひいてはわが国の精神衛生行政にも悪影響を及ぼし、且又世界の風潮に全く逆行する事態をひきおこすことになりますことを心から憂え、こゝに精神医学専門家としての見解を率直に申し述べ、諸賢の御高察を得たいと存ずる次第であります。

一、精神病院の位置について

まだ精神医学、とくに治療学の水準が甚だ低かつた時代は、精神病者は危険なもの、難治なものであるという観念から、病者はできるだけ町の中心部から離れた遠隔の地に隔離保護すべきであるとの考えが支配的でありました。そして精神病院も町の中心部から遠く離れて建てられ、寧ろそれが病者のためによいことであると考えられておりました。しかし、前述いたしましたように、最近における精神病治療学の進歩は、精神病者治療の方式を一変いたしました。WHO精神衛生専門家委員会は、その報告書の中で次のように言つております。「過去に於いて、町からかなり遠くに、従つて公共センター及び医療センターから可成り遠くに精神病院が建てられたために、ハンディキャップをうけることが多かつた。しかし理想的には、精神病院は、それが奉仕する地域のすぐ側に置かるべきである。そうでないと病院と患者の近親者との交通が阻害されるので、病院の仕事が非常に無視され、そこに偏見が持たれるようになる云云」と。

又WHO精神衛生顧問M・M・エスクデロ博士は過日本院を訪問された際私たちとの会談の席上において「過去において、精神病院が町の中心から遠く離れて建てられたことは、精神医学がおかした大きな誤りの一つであつた。」と言明されました。既に欧米に於てこの方向に着々として改革の実行が始められており、私たちの今日の経験にてらしましても、この主張の正し

さが痛感されるのであります。この観点に立ちますと都民へのサービス、地域社会との連繫のために、本院の所在地は最近の首都発展の経緯から見て、新しい精神病院として、略々理想的な位置を占めておると言わなければなりません。

二、将来の松沢病院の在り方

今后松沢病院は都立病院として、首都の精神衛生行政の一環を担い、又日本の代表的施設として、他の一般精神病院とは異つた特殊な任務を果して行かなければなりません。

都内には現在約八千床の精神病床がありますが、これらの中には、最近急速に増加した比較的小規模の私立精神病院の病床が少からず、管理、運営の面に於ても、また精神病院の機能が憲法に定められた基本人権に関係する点からも必しも不安がないわけではありません。都の精神衛生行政の上からも本院がこれ等の病院に於ける医師の指導、講習等の任務を担当する必要を生じ、また早晩実施せらるべき専門医制度に備えて本院が専門医養成機関としての実を見なければなりません。そのためには、相当規模の完備した研究施設を設ける必要もあり、講堂、実習室等の設備もなければなりません。また戦前には本院にもあつた看護婦、看護人の養成所も新しい法規に基いて再建する必要があり、更に将来設けらるべき精神衛生相談所や、保健所、各病院等に働くべきソシアルワーカー等の養成も考えられなければなりません。

他方、臨床的治療、看護の面に於ては、全都八千床としてもなお甚しく不足している現状より見て、差当りその不足を出来る限り緩和し、病院の機能を能率的に発現させるために新しい施設が必要であります。

第一は外来的診療の拡充であつて、本院の外来患者は年々その数を増しておりますが、その他に最近欧米に於て行われつつある昼間病院（デイホスピタル）の制度を試みることであります。患者を週何回か必要に応じ昼間だけ病院に預り必要な身体的治療を施し、また作業、レクリエーション等を中心とする集団療法的の治療をなすもので、一旦入院治療をなしたあとにこの方法に移すことも出来ます。病床数の不足する今日、この制度は是非試みられるべきであり、このためには、交通の便のよいことが必須の問題となります。この制度を能率的に運営するためには退院患者その他と積極的に連絡する必要があり、家庭への訪問指導相談等が必要となります。

第二は入院患者に対する施設　この面の新しい施設としては、近い将来法規的に必要になってくる全都の入院患者の鑑別分

類のため、一時的に収容診断する中心機関としての働きであります。この場合本院は当然この役割を担当しなければなりませんし、位置的にも適当であります。

従来の如き一般入院者については、最近の、更に今后発展すべき傾向として、特殊な場合を除き、一般に早期に治療を開始しできる限り入院期間を短縮し病床の廻転を早め得ることを考慮して、施設を計画し運用すべきであると考えます。薬物療法、ショック療法、更に作業等による集団的社会的訓練が必要であり、その為の作業場、作業施設、運動場、大小の集会室、娯楽室等が充分に設備されなければなりません。病症が慢性長期化する傾向のある場合殊に然りであります。

また、いろいろの程度の身体的合併症を有し、そのために看護に手数のかかるような患者も本院に集めることが適当と考えます。

更に松沢病院は古くから、患者の収容、治療の施設としてのみならず、この方面の研究、専門家、従業員の養成機関としての働きをして来たことは前述の通りでありますが、戦後とくに此の方面の本院に対する要請が益々強くなっております。都内の各総合病院にある医学実地修練生（インターン）の精神科の実地修練として本院に委託されるもの年間延四二四二名に達し、また各看護婦養成所の生徒の実習生も年間約一一三九名、その他都内のみならず、全国各地の医科大学生その他の見学、諸外国専門家の来訪等も年々数を増しつつあります。また戦後特に司法精神医学的の鑑定その他のため裁判所、検察庁との連絡、患者の送致等が年間数十件に及び、その他警察等より送られる緊急患者の数も少くありません。これ等のためにも交通の便は充分考慮されなければなりません。

以上の如き構想の下に現地に本院を改築するとして、詳細に亘つてはなお日時をかけて検討さるべき問題です。病棟が耐火構造でなければならぬことは勿論でありますが、しかしこれを高層建築とすることは、近代化というよりも、精神病院の近代的趨勢に反するものでありまして、管理棟、研究研修施設はともかくとして、病棟は出来るかぎり、平屋で開放的な感のあるものが望ましいのであります。且つ病棟内の人間関係を良好にし、指導し易くするため一看護単位を五〇名くらいまでにすること、そのためには現在の如き分棟式が理想的であります。

そうなると、現在に近い一、二〇〇床前後の入院数を更に拡大するには、管理運営の面からも必ずしも適当でないとして

も、現在の六二、〇〇〇坪の敷地は決して広すぎることはないのであります。厚生省の指導要領としても、一床当り五〇坪という敷地規準を掲げております。

現在、当院敷地のすぐ裏手は、都市計画の上で緑地帯に指定されている所でありまして、緑地帯なるものは、首都と衛星都市との間に区切りをつけ、上、下水道、道路等の都会的サービスをなし易くするための方策と考えます。最近目先の局地的利害によつてこの計画が無視され、徒らに都市としての計画を無視した自然の人家膨脹が次々におこつていることは都全体の姿としても遺憾なことと存じます。現存の建物は約八千坪、これでも緑地としての建坪率を上廻つておりますが、ここに病院が緑地帯に準ずる場所として担当面積を占めることは、一面合理的な都市計画に有利でもあると考えます。

以上述べました諸点は、私たち専門家といたしまして、都民全体のために自己の奉仕する都立病院を少しでも改善し、立派なものにしたいという唯それだけの熱意から、腹蔵のない所を申しのべましたものであります。説明の不充分なところはございましようが、私たち一同は、以上のような新構想の下に、現在地で、現在の規模のまま、新しい病院を再発足させたいと念願いたしております。御格別の御審査を賜りたくこゝに心から陳情いたす次第でございます。

昭和三十三年十二月十日

東京都世田谷区上北沢三丁目一〇四八番地

東京都立松沢病院

医局員一同

移転促進運動はたしかに地元のボスを中心としたもので（安井誠一郎知事が地元にちかい赤堤にすんでいるという事情もあった）、地元の文化団体にも移転反対の動きがでてきた。それにしても、移転促進の陳情はひたすら松沢病院をうつしてくれさえすればいいという内容であるのにたいし、こちらの移転反対陳情書は世界と日本と学問研究とをふりかざして、両者の主張は衝突することもなくくいちがう。呉院長は松沢病院を地元に根づかせることをねらっていたが、松沢病院はそのようなものとはなっていなかったことがわかる。移転反対陳情書に、松沢病院改築にあたっ

ての基本的な考え方がだされていることも重要である（それが医局内での充分な討議をへたものでなかったとはいえ）。群馬県前橋市の厩橋病院からも東京都立松沢病院移転反対陳情書が一九五九年一月二五日にだされた。「松沢病院の分家」、「小松沢」だと自称しているこの病院からだされた陳情書は、精神病院は市内の住宅地にあるほうが患者の療養のためによい、利用されやすいところにあるほうが軽症のうちに治療をうけるようになって治り方もよいし、精神衛生相談などの機能もはたしやすい、慢性患者をへんぴなところにあつめたらなおらなくなってしまう、慢性患者も便利な所において金をおしまず積極的に治療すべきものである、と、ひたすら治療の面から移転反対の理由をわかりやすくのべて、ふしぎな説得力をもっている。のちに精神衛生法改悪の動きがでたとき当時の前田忠重院長がいちはやく地元で改悪反対の運動をはじめられたこととおもいあわせると、元医員前田忠重の至情には頭をさげるばかりである。

さて、この移転問題については、病院首脳部としてまえいた有力精神医学者が、松沢病院は治療施設と保護施設とにわけて、現在地には縮小した治療施設だけのこすという意見を支持している、といったこともつたえられ、また、一九五九年三月三〇日に無断離院患者が近所の神社に放火してそれを全焼させ、翌日には農家に放火するという事件もおきた。だが、一五名の学識経験者からなる東京都衛生局の都立精神病院整備委員会は一九五九年一一月一七日に**現在地改築の方針**を決定した。その後都の予算の関係で改築計画の具体化はのびのびになっており、一九六一年中にも移転案のまた報道されることがあったが、一九六二年二月七日に改築第一期予算がみとめられて移転は最終的に否定され、その一〇月一〇日に改築第一期工事の鍬入れがされた。

こういうなかで、一九五八年一一月二五日の医局会議で、精神病院が市街地になくてならぬというなら、それにふさわしい治療的努力が必要だし、それなしに移転反対も積極的にいえないのじゃないか、あたらしい精神病院のあり

方を真剣にさぐっていく必要がある、との提案がされ、一二月二七日に第一回の**医局病院問題研究会**が開催された。ここでの勉強の結果は『これからの精神病院シリーズ』として発行されることになって、その第一冊としてT・P・リースの『道徳療法とコミュニティ・ケアへの復帰』が発行されたのは一九五九年二月一四日である。一九六六年六月に第一一号までだしておわったこの『シリーズ』は、当時の精神科医療のあたらしい動きを全国の精神科病院の看護者、医者につたえて、精神科医療の改革にある役割りをはたした。一九六四年に日本看護協会出版部からだされた『新しい精神科看護』、精神衛生法改悪に反対して一九六四年八月一〇日にだされた『精神衛生法をめぐる諸問題』も、この研究会の主要成員によるものであり、また、おなじような医局有志がよびかけて、院内懇談会が、ついで医療看護研究会が定期的に、おこなわれるようになった。

松沢病院では一九五四年から試用されていた**向精神薬**は、一九五七年からはかなり大幅に使用されるにいたった。それとともに各病棟での働きかけもさかんになり、一九五七年からはとくに開放化を目ざす働きかけがおこなわれた。前記の一九五九年の神社放火事件は開放化を足踏みさせるにいたった。一九六一年一月八日には**アーフタケア委員会**が発足、同八月二九日に遊び治療準備委員会が発足し、九月にはこれが**レクリエーション委員会**となった。一九六五年四月にはナイトホスピタル棟ができた。このような治療面の整備は、当然の進歩といえるものではあった。一九五七年一一月九日に第一回病院精神医学懇話会が国立武蔵療養所でおこなわれたとき、松沢病院の医局員の参加は四、五名にすぎなかったが、一九六一年一一月一八日第五回の懇話会が大阪でひらかれたときにはほとんどの医局員がそれぞれに出席して病院にのこったのが数名だけ、医局の黒板には「学会盛りて病院亡ぶ」とかかれていた。このことにみられるように、治療が「学問」に化する傾向が松沢病院にはつよくあった。

病院改築の基本的考え方については、医局会議で、また医局病院問題研究会で真剣な討議がかさねられた。そのな

かでは、それぞれがある程度独立して機能できるいくつかの病棟ブロックをもうけるといった案もでてきたが、病棟改築の基本的な考え方は林院長と都庁側とのあいだで合意されていたようで、一九六〇年一〇月二五日の医局会議では、この病棟ブロック案が江副勉副院長の強力な反対でつぶされた。そのあとは、改築の基本理念について医局会議などでふかい討議もされぬまま、従来の状態別病棟収容をさらに拡大した形で改築の全体計画が決定されていった。医局病院問題研究会は直接には松沢病院のあたらしいあり方をさぐるために発足したものであったが、そこでの勉強の成果は外部に発表されて松沢病院についての幻想をふりまいたものの、改築の実際にいかされるところはほとんどなかった。改築の全体計画は、一九六一年に東京都衛生局から研究委託をうけた東京大学工学部吉武研究室によってねりあげられていった。一九六二年の三月から四月にかけて、改築にあたって増床をみとめるか、それとも多少土地がけずられても増床しないでいくか、という議論が医局会議でされたときに、医員一人をのぞいては土地をまもるべきだとの主張に賛成し、松沢病院が**巨大化の途**をとることはここで決定的になった。

その後、改築第一期工事の鍬入れがおこなわれて間もない一九六二年一二月一日に、林暲院長が退職し江副副院長が昇格した。こののち改築は江副院長を中心にすすめられることになる、新病棟のうち二棟が一九六四年二月二〇日から使用開始される。

一九六四年三月二四日に分裂病の少年による**ライシャワ大使刺傷事件**がおこり、五月一日には池田勇人首相が精神衛生法改正について指示した。つづいて五月四日には松沢病院本館の会議室で精神衛生法改悪反対集会がおこなわれ、精神衛生法改正対策連絡協議会事務所（のち、日本精神神経学会精神衛生法改正対策委員会事務局となる）が松沢病院医局におかれた（写真18）。この法改悪反対運動にあたって松沢病院の職員はもりあがった力を発揮して、法の全面改悪の阻止におおきな役割りをはたした。この法改悪反対運動は、精神科医が比較的まとまって行動できた最後

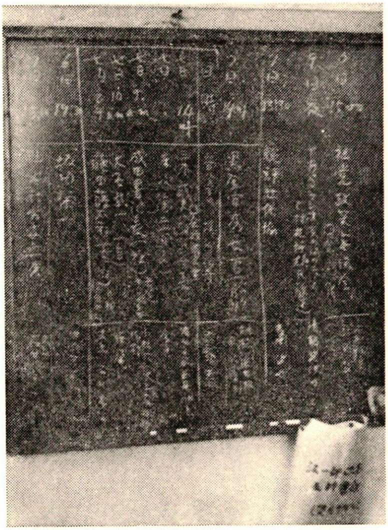


写真18　精神衛生法改悪反対当時の医局黒板（1959年5月6日）

のものであったとともに、松沢病院の職員にとってもそうだったようである。この精神衛生法改正対策委員会事務局は、翌年七月一日に連絡ニュース「全面改正のために」第八号の発行をもって廃止された。

松沢病院にまとまった**研究施設**をつくるという構想は改築五か年計画が論じられだしたころからあったようであるが、一九六四年三月から研究所構想がまたかたられはじめ、そのころ新任の医員のあいだでも、病棟の計画よりは研究施設への関心がたかかった。

一九六七年一〇月に病院名で都衛生局にだされた「精神病院関連施設の建設についての要望」は、「精神医療の進歩は、精神医療に対する社会の要望の増大と相俟つて、精神医療体系全般にわたつてその多面的な分化と内容の充実とを強く求めるようになつた。特に精神医療体系の中で中核となるべき精神病院については、その医療活動が病院の内外に幅広く多様に展開されるようになると、精神病院個有の力では複雑化した諸活動のすべてを完結することは次第に無理となつてきた。そこで精神病院だけでは、充分に果し得ない機能を分担すべき関連施設が必要となつてくる」として、利用計画未定の北側敷き地に、一、私立精神科病院ではあつかいにくい合併症患者をふくめて身体合併症患者のための都立総合病院、二、高等看護学院、三、臨床に直結した精神医療研究所、四、夜間に精神衛生鑑定を厳正におこなって翌日まで要措置入院患者を一時収容できる緊急保護センター、五、社会復帰施設をもうけて、病院敷き地内に松沢病院を中核とする精神病院関連施設の連合体を実現し、この地区を精神医療総合センターとすること

を要望している。そして一九六七年四月一五日に東京都知事に当選した美濃部亮吉は、巨大医療・医学研究施設をつくることをその福祉行政の看板とした人だけに、その一部分としてこの関連施設建設要望はうけいれやすいものだったのだろう。こうして、改築計画は関連施設の開設をふくむ、さらにふくらんだものとなっていった。病棟がすこしずつ竣工していくとともに、一九七二年一〇月一日には北側敷き地に**東京都立世田谷リハビリテーションセンター**が開設され、一九七三年七月一日にはおなじく**東京都立精神医学総合研究所**が開設された。敷き地の南端には東京都立松沢看護学院が一九七二年四月一日に開設された。新本館は一九七三年三月に完成して、その六月四日に本館が移転し、七月二一日には旧本館とのお別れパーティがおこなわれた。歴史的な旧本館を資料館として保存したいとの声もあったが、旧本館は間もなくとりこわされた。

こういう動きのなかで、江副**院長**は一九七一年七月九日に急逝し、梅ケ丘病院長であった詫摩武元が同七月一六日に院長に就任、詫摩院長は一年あまりたった一九七二年九月一五日に辞職し、松沢病院副院長から梅ケ丘病院長になっていた岡田敬蔵が九月一六日に院長となった。このころには、大学闘争および日本精神神経学会の混乱の影響も院内に徐徐に滲透してきて、治療理念の統一はまえよりもなおはかりにくくなった。在院患者数は一九六七年度の一日平均一、二三四名を頂点に減少してきているが、**看護面**では一九六八年一月一日より二類看護、一九七二年九月一〇日より一類看護、一九七五年三月一日より特第一類看護となる（さらに一九七九年九月一日より特第二類看護）など、職員は大幅にふえており、このような人員の面からは院内はまとまりにくくなっている。

病棟改築がすすめられ前述の一九六七年「要望」がだされていたとはいえ、東京都の精神科医療、精神衛生行政のなかで**松沢病院がはたすべき役割り**について院内、ことに医局内で、ふかく討議されたうえでの意見一致はえられていなかった。この問題は、緊急精神衛生鑑定ないし精神科救急医療の問題として、また身体合併症患者対策の問題

として、外部、主として東京精神病院協会から提起されたのである。一九七三年八月八日にだされた東京都地方精神衛生審議会の「東京都における精神病床の適正数に関する答申」は、「各都立病院に精神科の病床を設置することが望ましく、当面の対策として松沢病院を精神科を中心とした総合病院とすべきである」、「在宅の精神障害者が緊急入院を要する場合に、救急医療体制がないために、やむをえず精神衛生法による緊急措置入院等で処理されているが、必ずしも適当であるとは言いがたい。精神医療においても他の身体的医療と同様に救急医療体制を検討すべきであるが、現時点ではまず都立病院が救急医療に当るべきである」とした。

院内の老人および身体合併症患者を対象として計画された**合併症病棟**Eグループは一九七五年一二月に着工された。一九七六年五月に都衛生局内に設置された都立松沢病院合併症病棟開設準備委員会は、合併症病棟は院内だけでなく都内全域の患者に対応すべく都立総合病院と同程度の診療機能を有すべきだ、と報告した。この方針にそって病棟工事の手直し、常勤一般科医の配置がおこなわれて、一九七七年六月からE棟の一部が業務を開始した。こののちE棟はさらに充実して、松沢病院のなかの「病院」化しつつある。

松沢病院における夜間および休日の精神衛生鑑定については、ながらく問題があったが、ここではそれは省略する。東京都衛生局は一九六六年七月から、松沢病院をふくめて指定病院に当番日をわりあてて**緊急鑑定**とその患者の収容とをおこなわせることにした。ところが、財政難のため東京都は、一九七五年度から、従来おこなってきた民間精神科病院への補助金・貸し付け金をうちきったので、東京精神病院協会はこれに抗議して、一九七五年四月一六日—七月一五日の三か月間緊急入院への協力を拒否した。この間は松沢病院で緊急鑑定をおこなって要緊急入院の患者は松沢病院に収容したのち、本鑑定の結果によって患者を転送するという方式がとられ、七月一六日からはまた松沢病院と民間病院との当番制にもどった。

一九七六年一一月一日に東京都衛生局医務部精神衛生課世田谷分室（精神衛生鑑定室）が院内に設置され、夜間の緊急鑑定をここでおこない要緊急措置入院とされた患者は松沢病院に収容する方式がとられた。措置入院制度への批判がたかまってきていたこともあって、緊急鑑定集中は地域医療に反する、行政処分である精神衛生鑑定は医療とはっきり区別すべきであるとの批判が、この方式にたいしくわえられ、議会でもこの問題がとりあげられた。精神衛生課世田谷分室の精神衛生鑑定業務は一九七八年四月一日から精神衛生課梅ケ丘分室へうつされたのであるが、一九七五年当時に衛生局長の諮問機関としてもうけられていた精神衛生対策委員会は一九七七年九月一四日に**精神科救急医療体制整備**についての報告をだしていた。それは、東京都を二三区の東北部、同西南部、多摩の三ブロックにわけて、それぞれの夜間・休日の精神科救急医療を都立墨東病院、松沢病院、民間精神科病院が担当するというものである。この報告は一九七八年一一月一六日から実行にうつされ、松沢病院には第二ブロックをうけもった精神科救急医療外来が新設され、一病棟がこれにあてられた。従来精神科救急医療は精神衛生鑑定にすりかえられていたのを、ここでは緊急精神衛生鑑定は救急医療の一部にとりこんで、緊急鑑定をできるだけおさえることをねらっているのである。

作業療法点数化問題、合併症病棟問題、緊急鑑定—救急医療問題は、院内、とくに医局員のあいだに深刻な意見対立をひきおこした。一九七七年七月二日に岡田敬蔵院長が辞職したのは、院内をまとめきれずまた衛生局と院内との調整に失敗したためとおもわれるが、そののち二年四か月にわたって院長が不在で、市場和男副院長が院長事務代理をつとめていたことは、松沢病院がかかえている問題の深刻さをものがたっている（このあたりの事情の一部分は樹下衆一『精神科医と患者の世界』、新泉社、一九七八年、中の「遙かなる松沢病院」および金子嗣郎『精神医療——その新方向——』、金芳堂、一九七九年、がつたえている）。

一九七九年一一月七日におこなわれた松沢病院創立一〇〇周年記念式典をまえに、秋元波留夫が院長に就任した。

一九〇六年うまれで、東京大学教授を定年退職ののち武蔵療養所長をつとめた人が、週四日勤務の非常勤院長になるというのは、きわめて異例の事態である。秋元院長はきわめて精力的に院内態勢の刷新、建て直しにあたっているようであるが、この巨大施設をまとめるのは常人のよくするところではあるまい。

一九八〇年五月二〇日現在、松沢病院で建設ずみの病棟は三一棟でうち二七棟が病棟として使用されていて、医療法上定床一、二一一床、予算定床一、一八九床であるのにたいし、収容患者数は九六二名であり、職員数は七〇九名(うち看護科四七八名)である(わたしの個人的経験で、この病院はおおきすぎてまとまりがわるいと感じた一九六〇年前後の総職員は三五〇名に達していなかった)。精神科医療についての考え方がきわめて多様化しているなかで、松沢病院のばあい精神科部門と身体合併症部門とあることは、院内の統合のうえでかなり重大な問題を提起している。

東京都のなかで松沢病院がはたすべき役割りは、内部において充分検討されるまえに、むしろ外部からおしつけられた。おしつけられた役割りは病院の運営に重大な歪みをもたらさざるをえまい。精神科病床のほとんどが西部多摩地区に偏在しているこのマンモス都市東京の二三区内、しかもおなじ世田谷区内に二つある都立精神科病院の一つである松沢病院がはたすべき役割りはなにか。これはおそらく他国に例のない問題であろうし、これに的確に回答することは容易ではあるまい。いや、的確な回答などありえないのだろう。精神科病院がどうなっていくべきか、その方向をみさだめるなかではじめて、松沢病院のすすむべき途もあきらかになってくるだろう。地域とむすびついた精神科病院がある時期精神科病院の合いことばであった。この合いことばさえなお実現されないままであるとはいえ、精神疾患患者も単科精神科病院ではなく総合病院で治療されるのが将来の方向である。こういう意味で、わたしは精神科病院の解体を支持する。

現状のなかで松沢病院に精神科医療のより特殊化した機能をさらにいくつかになわせていくことが、一つの方向と

してはかんがえられるだろう。わたしは、かつて病院問題研究会の仲間とともに自分がえがいた松沢病院のブロック分割構想を地域医療の方向とむすびつけたいのである。それは、松沢病院を、それぞれが中規模精神科病院であるようないくつかのブロックにわけて、それぞれのブロックが、精神科病床のほとんどない下町のある地域をうけもつという方式である。それと同時に、都立総合病院のなかに精神科病床をもうけ既存のものは大幅に拡充していく必要がある。

もう一つ将来にかかわることとして重要なのは、現在の敷き地の利用し方である。六一、五三一坪とされてきた敷き地面積は土地台帳上で、実測値は七万坪にちかかった。戦後周辺道路の拡張でかなりの土地をとられ、のち敷き地南隅に区立老人福祉会館、おなじく東北隅に区立児童公園ができるなどしている。それでも関連施設をふくむ現在の敷き地は二〇〇、〇二五平方メートル（六〇、六一三坪）であり、うちには農作業用地、池、運動場などをふくんでいる。ところで、周辺の住宅地化はますますすすんできている。院内に水田があったなどというのは、もうとおい過去のことで、近辺に水田がなくなったため、上水も一九六〇年ごろを最後にとまっており、近辺の畑もごく一部がのこるだけである。昔は、松沢病院には泥棒がはいらぬといわれたが、最近は寄宿舎へ泥棒がはいることはよくあるようで、畜産作業のニワトリが侵入してきた外部の人のいたずらでころされたり、池に子供たちが遊びにきたりする。しかも、池で子供が靴をなくしたから弁償しろとねじこんでくる母親もあるという。松沢病院の象徴ともいうべき池を水深五〇センチにうめるということが一九七九年にあり、それをきいたわたしは、あまりのこととおどろいたが、それには院内患者の事故防止ということとともに外部からはいってくる人のための危険防止という意味があったようである。危険防止という意味では敷き地の厳重な管理が要求される現在では、あんがいにこういう因子が松沢病院の将来をきめる重要なものとなるのかもしれない。

第四部　いくつかのまとめと今後の研究課題

いままでかいてきたなかで、精神科病院における死亡の実態をあきらかにしたいというのが、わたしの一つの狙いであった。ここでは、この問題をもうすこし追究し、また、かきのこした問題および今後さらに解明すべき問題のいくつかを指摘しておきたい。

戦前の精神科病院における患者死亡の実態

いままでかいてきたところだと、巣鴨病院―松沢病院はずいぶん入院患者をころしてきたようである。だが、ところどころでふれてきたように、東京府下の他精神科病院でも入院患者がかなりしんでおり、その死亡率は巣鴨病院―松沢病院のそれをうわまわっていた。わたしがあつめた資料はそうおおくないが、まだとりあげてないものをここで紹介しておこう。なお、わたしは、立津にならって年間在籍数にたいする死亡率をだしてきたが、戦前の数字のほとんどは年間退院者数にたいする死亡退院率をだしており、いままで引用してきた年報でも死亡率は退院者数にたいしだされているのである。

第一のものは、杉江董「精神病者死亡ニ関スル統計的観察」(神経学雑誌、第一六巻第五号、一九一七年)である。府下の公私立の精神科病院一一院から一九一六年度に退院した一、七五八名中死亡は五四三名で、平均死亡率は三五・九%である。病院別の死亡率は最大六八・三%から最少八・二%であるが、委託患者収容かどうかで死亡率はことなる。麻痺性癡呆五四一名の死亡率は五五・〇八%(死因別では結核〇・三四%、肺結核一・三四%、脚気〇・六八%など)、早発性癡呆六七九名の死亡率は二六・六五%(死因別では結核九・三%、肺結核六・六%、脚気三二・五九%)など。自殺は四名で、麻痺性癡呆、早発性癡呆各二名で、鬱憂病六五名中には自殺はなかった。この杉江報告でも、早発性癡呆の死因として脚気がかなりおおきな割り合いをしめていることがわかる。ただこの報告で、全体

表46　1927―34年における全国および松沢病院の退院者中の死亡（退院）率（%）

年	全国			松沢病院
	公費	私費	全体	
1927	46.59	11.76	22.68	29.67
28	55.08	12.36	22.96	20.06
29	45.81	13.32	24.20	23.85
30	45.63	11.18	22.46	33.24
31	37.26	9.45	20.24	28.31
32	48.24	11.44	23.10	23.59
33	47.37	11.80	25.09	32.92
34	46.54	11.45	24.10	29.39

の死因のなかで脚気および結核がしめる割り合いがわからない。

つぎにあげるべきは菅修「本邦ニ於ケル精神病者並ビニ之ニ近接セル精神異常者ニ関スル調査」（精神神経学雑誌、第四一巻第一〇号、一九三七年）中の精神病者転帰別統計である。一九三五年中に、全国（植民地をふくむ）の精神科病院、医育機関付属精神科病室および一般病院精神科病室計一五〇院を退院した患者一七、五四〇名中では、全治三、三五二名（一九・一一%）、軽快五、三六三名（三〇・五八%）、未治六、〇九二名（三四・七三%）、死亡二、七三三名（一五・五八%）である。男の私費患者では、九、二七二名中死亡八七一名、男の公費では二、七三三名中死亡一、〇七二名、女の私費では四、三八一名中死亡三四五名、女の公費では一、一五四名中死亡四四五名である。男女あわせると、公費患者の死亡率三九・〇三%にたいし、私費では八・九一%である。早発性癡呆の死亡率は一二・八四%、躁鬱病で四・九三%、麻痺性癡呆では二九・八三%である。これら三大精神病の転帰を地方別にあげている表をみると、兵庫県、大阪府、東京府などの死亡率が他に比してたかい。また、一九二七―三四年に当時の内地の精神科病院（といっても、年によってはいっていない病院もある）を退院した四九、〇九七名について、菅があげている数字から、全体の死亡率、公費・自費別の死亡率をぬきだし、それと松沢病院における退院者中の死亡率をならべてみると、表46のようになる。このようにならべてみると、松沢病院における死亡（退院）率は、全国のそれをうわまわっていた。

神奈川県立芹香院は一九二九年三月六日から患者収容を開始したが、一九四〇年四月改訂の『神奈川県立芹香院概

要』があげる創立以来一〇か年間の退院者一、四三二名の転帰は、全快および略全快四四四名（三一・〇％）、軽快三二六名（二二・七％）、未治二七四名（一九・一％）、死亡三八八名（二七・一％）である。

これらを通覧して、戦前の精神科病院における死亡率はかなりたかかったことはたしかであり、また充分な資料をもたないが、戦前には精神科病院にかぎらず各種収容施設においてはいずれもかなりたかい死亡率をしめしていたようである。これらの点はさらに解明していくべき問題である。

作品にあらわれた巣鴨病院―松沢病院史

この主題についてはわたしの論文「作品をとおしてみる松沢病院一〇〇年史」（日本医史学雑誌、第二六巻第二号、一九八〇年）があり、また、いままでの記述でも随所に関連作品は紹介してきた。ここでは、いままでの記述にふれなかったものを、簡単に紹介しておこう。

焼失したとおもわれていたフィルムが一九七一年に発見されて、そののち海外および国内で上映されてあたらしい感銘をよんだ衣笠貞之助監督（一八九六―）の映画「**狂った一頁**」は、一九二六年の作品であり、当時「新感覚派映画」と称された。この映画は、妻が入院している精神科病院の小使いになっている一人の老人を主人公にして、精神科病院の内部、その患者たちの姿をえがきだしているが、この映画の患者をみる目は、ふしぎにすんで・あたたかい。また、映画にでてくる精神科病院の雰囲気は松沢病院の旧病棟をおもわせるところがおおい。それもそのはずである。衣笠の『わが映画の青春――日本映画史の一側面――』（中公新書、一九七七年）によれば、横光利一宅をたずねるとき駅頭で、精神病にかかっているときこえたある高貴なお方の一行をみて、そのとき狂気の人が劇的な成因となってドラマのおおきな要素となることをかんがえて、紹介状もなしに松沢病院をたずねて、医長にくまなく案内

してもらった。このシナリオは川端康成の名でその全集におさめられている。

千家元麿（一八八八―一九四八）は白樺派に属し肯定的に生をうたいあげた詩人である。この人は一九二九年に短期間松沢病院に入院した。そのときの病いについて当時うけもったことのある野村章恒（「わが精神医学ノート抄」、『野村章恒教授定年退職記念論文集』、東京慈恵会医科大学精神神経科教室、一九六七年）は、当時被害妄想があったので破瓜病と診断したが、詩をよむと人格はおかされていないし、やはりうつ病だったろう、という。詩集『霰』（やぽんな書房、一九三二年）には「（M病院で）」と付記されている詩が三〇ちかくあり、ほかに『千家元麿全集』（上下二巻、弥生書房、一九六四年）にのっている「拾遺詩集」には松沢病院をうたった詩が二篇のせられている。これは、生前刊行の詩集に未採録の約五分の二をのせているというから、入院生活に題をとった詩はおそらくほかにもあるだろう。これらのなかで「散歩」、「おやつ」、「入浴」、「或る室」、「老狂人」、「若き狂人」、「若き狂人」などは精神科病院における生活そのものをうたっている。なかでも「老狂人」は、アメリカ合州国に留学中に発病してのち松沢病院に入院するにいたった元医員石田昇のことのようである。

作家**田中英光**（一九一三―四九）は、太宰治門下で、最後は太宰の墓前で自殺した。かれは一九四九年にアドルム中毒で芹香院に、同年アドルム酩酊中の愛人刺傷事件のために松沢病院に鑑定入院した。この体験から田中は「月光癲狂院」（新潮、一九四九年一〇月号）および「蛇と狂人」（小説新潮、一九四九年一〇月号）をかいた。「月光癲狂院」は芹香院でも松沢病院でもない病院とされているが、「蛇と狂人」はK病院とM病院とにわけてかかれている。両篇ともに、病院内の様子やそこの患者たち、とくに躁病や進行麻痺の患者の姿がいきいきとえがかれている。

作家藤森成吉（一八九二―一九七七）は一九二五年に労働体験のために一か月半松沢病院作業科畜産班のブタ小屋ではたらいていた。このことは『狼へ！（わが労働）』（春秋社、一九二六年）中の「豚飼ひ」の章にかかれているが、

そのときの事情から松沢病院らしいところはほとんどだされておらず、ブタ飼育の様子だけがでている。
また『地上』の作家島田清次郎が巣鴨病院に入院したかにしばしば誤解されるが、島田が入院したのは（巣鴨）保養院であった。

松沢病院における研究

わたしの関心は、患者がうけてきた処遇にあって、精神医学的研究にはない。そこでいままでふれてきた論文は、患者処遇に直接ふれたものである。ここでは、いままであげたもののほかで、松沢病院でおこなわれてきた研究のなかでわたしの関心をひいたものをあげておこう。これは特別にしらべたうえであげるのでなく、自分の記憶だけによるものである。

三宅鑛一、村松常雄、内田勇三郎、奥田三郎による心理測定の研究。分裂病の予後およびインシュリン療法の効果に関する林暲および秋元波留夫の研究。覚醒剤中毒に関する立津政順・後藤彰夫・藤原豪の研究、それからでてきた立津その他による分裂病と分裂病様状態との臨床的鑑別に関する一連の研究。黒核障害の臨床および病理に関する立津の研究。分裂病の組織病理についての立津の研究。肝脳疾患特殊型についての猪瀬正の研究。汎発硬化症についての横井晋の研究。老人脳についての石井毅の研究。日本脳炎遠隔期の組織病理についての浜田晋および石井の研究。分裂病の薬物療法に関する蜂矢英彦ほかの研究。アルコール酩酊に関する加藤伸勝の研究。臺弘、江副勉、加藤、葉田裕による脳代謝の研究。加藤によるリハビリテーションの研究。林暲、市場和男による精神鑑定の研究。分裂病の長期経過に関する宇野昌人の研究。

こういったところが、わたしの印象にのこっているものである。病理組織学についての研究がおおいが、そこには

長澤作一という類いまれな技師のいたことをわすれてはならない。分裂病脳についての立津の知見が追認をうけていないらしいことは、長澤の技術があまりに名人的であったため、おなじような脳病理標本の再現が困難なためであろう。

このような研究を列挙してみるまでもなく、松沢病院でなされる研究には精神病理学に関するものがとぼしい。また小児に関する研究がない。梅ケ丘病院が小児を中心とする精神科病院となっている現在、松沢病院が小児を原則としてあつかわず、そこに小児についての臨床的実践がかけることは当然ともいえるが、やめる人間への多面的接近という面からかんがえると、やはり小児診療部門ももつべきであろう。かつて「**松沢学派**」ということばがあった。その意味するものは人によっていろいろであったろうが、奥田三郎が強調した患者の客観的表出の分析という、従来の精神病理学につよくかけていた現象論的分析を、立津がさらにおしすすめたものである、——こうわたしは理解している。だが、こういう意味での「松沢学派」の方法はそれよりさらにふかめられるところはなく、おそらく市場がその最後の人となったのだろう。だが、「松沢学派」の方法が過去のものとなってしまったかというに、そうではあるまい。その方法が臨床的現象論的把握をよりふかめて生物学的基体との対応に接近しうるものであることを、わたしは論じたことがあり、この方法が再評価される日があるだろうとわたしは信じている。松沢病院における研究ではまた、社会精神医学的な面によわかったことも指摘されるべきだろう。それは、各病棟で一時期熱心におこなわれた働きかけも、それぞれの病棟というせまいタコ壺のなかでおこなわれて、ひろい社会的視点をかいたことによるものであろう。

総じていって、松沢病院における研究には、歴史のふるい大病院としての特色もあったが、大学的な研究がかなりおおくあった。精神科病院における研究はいかにあるべきか、という問題は、ときどき論じられてはきたものの、論

議がふかめられることなくおわっている。わたしは臨床的研究にかぎられるべきだとかんがえている。臨床の範囲でぎりぎりまでおいつめて、あとは研究所なり大学でその解明にあたってもらうしかない。精神科病院が治療の場であればそれが限界である。臺らによる研究用脳片採取問題は一つには、このような精神科病院における研究の限界をみうしなったためおこったことである。

松沢病院ではかなりおおくの**司法精神鑑定**がおこなわれていた。その水準は比較的にたかかった。逆にいえば、松沢病院でしばしばおこなわれる再鑑定の一次鑑定にはひどくズサンなものがおおくあったのである。その経験からわたしは、わが国における司法精神鑑定の問題点は、今日日本精神神経学会などで表面的に論じられているよりははるかに根ぶかいものがあるとかんがえている。一九五四年九月六—二七日と、いわゆる島田事件の被告人**赤堀政夫**が鑑定入院して、林院長および鈴木喬による精神鑑定をうけた。赤堀は一九二九年うまれで、三歳で「脳膜炎」にかかって精神発達遅滞の状態にあり、事件当時浮浪中であった。一九五四年三月一〇日静岡県榛原郡の山林内で六歳の女の子がころされたのが島田事件である。目撃された犯人像と赤堀とはまるでくいちがうにかかわらず、おきまりのスケイプゴートとして赤堀は逮捕され、拷問的取り調べのすえ自白させられたが、七月三日の静岡地方裁判所で公判開始より赤堀は一貫して無罪を主張していた。だが、林・鈴木鑑定書はもっぱら検察側の主張するところを真実ととって、赤堀の言を虚偽ととり、真実の主張を赤堀の性格のわるい面の裏付けとしてしまったのである。赤堀には明白なアリバイがあるが、一審当時に現場の勘違いのためにアリバイを充分に立証できなかった（いや、当時でも赤堀の主張に耳をかたむけて時間をかけてしらべれば充分明白になったはずである）。そして一九五七年五月二三日に静岡地方裁判所は強姦致死傷・殺人で赤堀に死刑を判決し、一九六〇年一二月一五日に最高裁判所は赤堀の上告を棄却して赤堀の判決は確定し、それから二〇年を死刑囚として赤堀は宮城拘置所にすごしているのである（再審請求中）。

冤罪事件をみるとき、警察が精神的に弱点のある人をせめてその人に自白させてさらに共犯をでっちあげる、検察側に不利な証人を精神異常者にでっちあげることに精神科医が一役かう、精神科医がいい加減な鑑定によって被告人に凶悪な性格とのレッテルをはるなど、精神医学的問題や精神科医の関与しているところがおおきいのである。わたしは赤堀が鑑定入院していた当時いあわせたものではないが、わたしがしる林および鈴木はまじめに精神鑑定をおこなう人であり、赤堀の精神鑑定も「ちゃんと」（当時の水準・考え方からすれば）おこなわれたにちがいない。とすると、赤堀鑑定の問題は林、鈴木の問題というよりは、わが国の警察・司法制度の現状で司法精神鑑定をおこなうものが直面しなくてはならない構造的問題なのである。

解明されるべき問題

戦後の医療労働運動をみても、一九五六年三月一九日にストライキにはいった新潟精神病院の労働争議は病院ストライキの先鞭をつけたものであった。戦前の医療労働運動のなかで精神科病院におけるそれはまさに先駆的なものであった。わたしは、自分がおよぶかぎりその資料をあつめたが、のべてきたとおり、まだまだ未解明の部分がおおい。看護者の労働条件についても、他病院の資料をふくめてもっと解明していく必要がある。おそらく、当時の実情をしる人はもうごく少数であろうし、それらの人の聞き取りを急速におこなう必要があるし、文書上の記録もさらにあつめなくてはならない。戦後についても、初期の労働組合成立の事情など、いまのうちに資料を整備しておかぬと、うしなわれてしまうだろう。精神科医療史の中軸は、患者が実際にどのような処遇をうけてきたか、とともに、患者に直接する看護者がどういう労働条件のなかではたらいていたか、にあるからである。

東京府癲狂院―巣鴨病院―松沢病院の歴史のなかで、何回か医療改革の動きがされてきた。そのような動きの背

景、直接のきっかけ、それをおしすすめた人をさらに解明していく必要がある。とくに医療改革をおしすすめた人の思想をあきらかにしていく必要があろう。

付録資料の「看護人心得之大要」は呉院長が制定したとつたえられるが、それがいつ制定されたかはまだたしかめえていない（わたしがみたもっともふるいものは、一九二五年七月三宅院長時代のものである）。戦後には看護者によっても立派な研究・仕事がいくつかされ、発表されてもいる。この面も今後まとめていく必要がある。

本書では松沢移転までは、編年史の体裁をとってかなりくわしく検討してきたので、そこには重大な事実の見落としはないだろう。そのあとについては、既存の資料をさらに分析し、またさらに資料をあつめる必要がある。また、全体を通じて、東京府会の資料、また警視庁にあるはずの資料にはまったくあたってないので、これらの調査も必要である。

本文をここでおえるにあたって、一つの感想をかきしるしておきたい。巣鴨病院—松沢病院は精神医学のメッカといわれてきた。だが、精神科医療という面からみると、呉秀三や加藤普佐次郎はじめおおくの先人たちの熱烈な努力にもかかわらず、それは決してメッカではない。日本の精神科医療のよい点もわるい点ももった、そういう意味ではまさしく「代表的な」一つの精神科病院だったのである。

付録資料

一、東京府立巣鴨病院規則並職務章程

訓令第二百八十八号　東京府巣鴨病院

其院規則并職務章程左ノ通改定ス但シ明治十三年十一月第六十四号達ハ廃止ス

明治二十七年八月二日　東京府知事三浦安

東京府巣鴨病院規則並職務章程

第一章　総則

第一条　本院ハ精神病患者ヲ治療スルノ所トス

第二条　本院ハ入院患者ヲ治療シ外来患者ノ治療ニ応スヘカラス

第三条　入院患者ヲ分ツテ施療患者行旅患者及自費患者トス

第四条　患者入院シタルトキハ医員之ヲ診断シ軽重症及男女ヲ区別シ各病室ニ入ラシムヘシ

第五条　自費患者ハ本院所定ノ入院料ヲ納ムヘシ

第六条　施療患者ハ東京府庁ノ指令ヲ照査シ入院セシムヘシ

第七条　行旅患者ハ患者ヲ護送シ来ル警察署ノ送附状ヲ証トシ入院セシム可シ

第八条　自費患者ハ所轄警察署ノ証明書及患者ノ父兄親戚又縁故アルモノヲ保証人トシテ二名以上連署シタル願書ヲ証トシテ入院セシム可シ

第九条　患者全治シタルトキハ行旅患者ニ在テハ患者護送地ノ町村役場又ハ区役所ヘ施療患者自費患者ニ在テハ願人連署人若クハ保証人ニ通知シ本人ヲ引渡スヘシ

第十条　施療患者自費患者危篤ニ瀕スルカ若クハ死亡シタルトキハ速ニ之ヲ願人連署人若クハ保証人ニ通知シ死亡ニ係ルトキハ死亡届ヲ交付シ死体ヲ引渡シ引取証ヲ取置クヘシ但遺留品アルトキハ屍体ト共ニ引渡シ領収書ヲ取置クヘシ

第十一条　行旅患者ニシテ其在籍地判明シタルトキ又ハ判明スルニ足ルヘキ事実ヲ発見シタルトキハ患者護送地ノ町村役場又ハ区役所ヘ通報スヘシ

第十二条　行旅患者ニシテ在籍地判明シタルトキハ護送地ノ町村役場又ハ区役所ヘ其費用ヲ請求スヘシ

第十三条　行旅患者死亡シタル時ハ患者護送地ノ町村役場又ハ区役所ヘ通報スヘシ

第十四条　行旅患者及施療患者ニシテ死亡後引取人ナキトキハ仮埋葬ヲ行フヘシ

第二章　医長

第十五条　医長ハ府知事ノ命ヲ受ケ医員調剤掛看護長看護人ヲ指揮監督シ患者ノ治療及院内ニ係ル衛生事項ヲ掌理ス
第十六条　死亡届ヲ調製シ又医員ノ作リタル病床日誌及処方録ヲ審査スヘシ
第十七条　患者治療ニ係ル年報ヲ編成シ其成績ヲ東京府庁ヘ報告スヘシ
第十八条　院務ニ関シ意見アルトキハ府知事ニ具状スルコトヲ得
第十九条　願人連署人又ハ保証人ヨリ患者ノ診断書ヲ請求スルトキハ之ヲ調製シ事務掛ニ送付スヘシ
第二十条　医療器械調剤器械ノ新調修繕及薬品ノ需用ハ之ヲ事務掛長ニ請求スヘシ

第三章　医員

第二十一条　医員ハ医長ノ指揮監督ヲ受ケ患者ノ治療ニ従事スヘシ
第二十二条　医長回診ノ節ハ各患者ニ就キ病症ノ経過及其処方ヲ申告シ患者ニ薬剤ヲ与フルトキハ処方録ニ登記シ調剤掛ニ送付スヘシ但滋養食餌ヲ与フルトキハ其品名量数ヲ明記スヘシ
第二十三条　毎日病室ヲ巡診シ患者ノ状況ヲ病床日誌ニ登録シ医長ニ申告スヘシ
第二十四条　患者全治シ若クハ危篤ニ瀕スルカ又ハ死亡シタルトキハ速ニ事務掛ニ通知スヘシ但死亡ニ係ルトキハ死亡届ヲ事務掛ニ送付スヘシ
第二十五条　患者入退治死ノ区別及医療器械ヲ管理シ明細簿ヲ製シ其存在ヲ明カニスヘシ

第四章　調剤掛

第二十六条　調剤掛ハ調剤及薬品貯蔵等ノ事ヲ掌ル
第二十七条　調剤及薬品貯蔵ノ事ニ付テハ医長ノ指揮監督ヲ受ケ其他ノ事務ニ関シテハ東京府第五課長ノ指揮監督ヲ受クヘシ
第二十八条　医員ヨリ送付スル処方録ニ依リ薬剤ヲ調製シ若シ其薬品分量用法等ニ疑ハシキ点アルトキハ医員ニ質問シ調剤上専ラ慎重ヲ加フヘシ
第二十九条　薬品器械ノ位置ヲ整頓シ殊ニ毒薬劇薬ノ取扱ニ注意スヘシ
第三十条　薬品器械購入ノ際ハ事務掛ノ協議ヲ受ケ其品質価格ヲ評スヘシ
第三十一条　薬品器械出納簿ヲ製シ請受タル薬品器械及毎月消費スル薬品ノ量数ヲ詳記シ其出納ヲ明ニスヘシ

第三十二条　毎月支消シタル薬品ノ量数ヲ調査シ月表ヲ製シ医長ノ検閲ヲ経之ヲ事務掛ニ送付スヘシ

第三十三条　調剤用器械ヲ管理シ明細簿ヲ製シ且存在ヲ明ニスヘシ

第五章　事務掛

第三十四条　事務掛長事務掛ハ東京府第五課長ノ指揮監督ヲ受ケ庶務ヲ整理シ院内ノ取締ニ従事スヘシ

第三十五条　事務掛長ハ門番小使ヲ指揮監督シ諸物品管守保存及院内ノ清潔法ニ従事スヘシ

第三十六条　患者入退簿ヲ製シ施療患者行旅患者自費患者ヲ区別シ患者ノ住所氏名職業年齢入退院ノ月日ヲ詳記スヘシ

第三十七条　医員ヨリ患者ノ全治若クハ危篤又ハ死亡ノ通知アリタルトキハ速ニ願人連署人又ハ保証人ニ通知スヘシ

第三十八条　門番小使看護人ノ進退ニ就テハ東京府第五課長ノ指揮ヲ受クヘシ但シ看護人ノ進退ニ付テハ予メ医長ニ協議スヘシ

第三十九条　自費患者入院料及諸収入金ハ明治二十六年三月東京府訓令第七十八号及同年十二月東京府訓令第三百四十号ノ規程ニ拠ル

第四十条　経費ハ其年度予算内ニ於テ月額ヲ予定シ東京府第五課長ノ承認ヲ受クヘシ

第四十一条　備品消耗品薬品等総テ購入スヘキ物品又ハ人足ノ雇上ハ其時々東京府第五課長ノ承認ヲ経ヘシ但至急ヲ要シ本条ノ手続ヲ履行シ能ハサルトキハ直チニ物品ノ購入人足ノ雇上ヲナシ其旨報告スヘシ

第四十二条　病室其他ノ修繕ハ其時々箇所金額ヲ取調ヘ東京府第五課長ノ承認ヲ経ヘシ但至急ヲ要スル場合ハ前条但書ノ手続ニ依ルヘシ

第四十三条　郵書ヲ発送シタルトキハ其員数及発送ノ箇所ヲ牒簿に詳記シ郵便切手及端書ノ出納ヲ明ニスヘシ

第四十四条　備品消耗品其他薬品器械船車人足ノ支払ハ其時々納入ノ領収証ヲ添ヘ東京府庁ヘ申請スヘシ

第四十五条　患者週報及月報年報ヲ調製シ之ヲ府庁ヘ申報スヘシ

第四十六条　上申報告往復其他会計ニ関スル一切ノ文書ヲ類別編纂スヘシ

第六章　看護長

第四十七条　看護長ハ患者看護等ノ事ニ従事スヘシ

第四十八条　患者看護ノコトニ就テハ医長ノ指揮監督及医員ノ示導ヲ受ケ其他ノ事務ニ関シテハ東京府第五課長ノ指揮監督ヲ受クヘシ

第四十九条　患者入院ノ際衣服携帯品ヲ取調牒簿ニ記入シ附添

ヒ来リタル願人連署人若クハ保証人又ハ護送巡査ノ検印ヲ受ケ置クヘシ但治療上妨害トナルヘキ物品又ハ危険ノ虞アル器具物品ハ特ニ注意スヘシ

第五十条　看護人ヲ指揮シ病室内ノ器具物品及衣服臥具等ヲ管理スヘシ

第五十一条　時々病室ヲ巡回シ患者ノ状態ヲ視察シ病室取締及消潔法ニ注意スヘシ

第五十二条　医長回診ノ節ハ之ニ随従シ患者ノ景況ヲ申告スヘシ

第五十三条　患者ノ衣服物品等ハ詳ニ牒簿ニ記載シ之ヲ管守スヘシ

第五十四条　患者ノ親戚又ハ縁故アルモノヨリ贈リ来ル衣服物品等ハ前条ニ依リ取扱ヒ飲食物ハ医員ノ検査ヲ受ケ其量ヲ計リ患者ニ附与スヘシ

第五十五条　患者狂躁シ制止ヲ肯セサルトキ又ハ異症ヲ発シ若クハ危篤ニ瀕スルトキハ速ニ医員ニ通知スヘシ

第五十六条　常ニ看護人ノ患者看護ノ熟否勤怠及行状ヲ視察シ其優劣ヲ医長及事務掛長ヘ申告スヘシ

第五十七条　患者ノ逃走其他病室内ニ於テ異変ノ事故アリタルトキハ臨機相当ノ処置ヲナシ速ニ医員及事務掛ニ通報スヘシ

二、看護人服務細則ほか（一八九五年）

看護人服務細則

第一　看護人ヲ命セラレタルトキハ直ニ別紙雛形ノ誓約書ヲ差出スヘシ

第二　毎朝看護長ノ詰所ニ至リ出勤簿ニ捺印スヘシ

第三　看護長ノ指揮ヲ受ケ各其職務ニ従事スヘシ

第四　常ニ身体ヲ清潔ニシ看病衣ヲ着用スヘシ

第五　勤務中ハ新聞雑誌等ヲ読ム可ラス

第六　患者室外ニ運動スルトキハ看護長ノ指揮ヲ受ケ厳重取締ヲナスヘシ

第七　近火其他非常異変ノ事故アリタルトキハ当番非番ノ別ナク直ニ受持病室ニ参集シ看護長ノ指揮ヲ受クヘシ但事故目前ニ迫リ看護長ノ指揮ヲ受クルノ遑ナキトキハ応変ノ処置ヲ為スヘシ

第八　家族又ハ親戚等ヨリ患者使用ノ金銭ヲ預ケン事ヲ申出ツルトキハ直ニ事務掛ニ申出ツヘキ様指示スヘシ

第九　病室内ヘマツチ刃物等ノ器物ヲ持入ル可ラス
第十　病室内ニ於テ飲酒喫煙スヘカラス
第十一　勤務中已ムヲ得サル事故アリテ受持場所ヲ離レントスルトキハ同勤者ニ依托シ用務ヲ弁スヘシ
第十二　病室内ノ火鉢烟草盆等ハ毎夜八時三十分限リ室外ニ出シ一定ノ場所ニ聚メ綿密ニ消火スヘシ
第十三　病気ノ為引籠又ハ外出セントスルトキハ看護長ノ許可ヲ受ケ代人ヘ自己看護中ノ状況ヲ陳告スヘシ
第十四　病気其他ノ事故ニヨリ外出スルトキハ翌朝午前八時迄ニ帰院スヘシ
第十五　病気引一週間ニ達スルトキハ医師ノ診断書ヲ添ヘ届出ツヘシ
第十六　取締并組長ハ前各項ノ諸件ヲ遵守シ組長ハ組合看護人ノ勤惰ヲ取締ハ組長并一般看護人ノ勤惰看護ノ熟否ヲ監督シ各不都合ノ行為ナキ様取締ルヘシ

誓約書

私儀今般御院看護人ニ御採用相成候ニ付テハ看護ニ関スル諸規則其他御院規則固ク遵守可致ハ勿論一ケ年以内ハ本務ニ従事致候条為後日誓約仕候也

年　月　日　　看護人　氏　名　印

拙者等前記誓約ヲ保証シ且本人一身ニ係リ何等ノ事件出来候共一切受レ引可申候ニ付右保証致候也

族籍
身元引受保証人　氏　名　印
（身元保証人ハ市内在住ノ者二名以上）同
同　氏　名　印

東京府巣鴨病院御中

看護人心得

第一　看護人ハ患者ニ対シ尤丁寧親切ヲ主トシ苟モ粗略ノ取扱ヒ又ハ喧躁ノ行為アル可ラス
第二　各自受持ノ患者ニ附添ヒ絶ヘス患者ノ容体ニ気ヲ付ケ殊ニ逃逸自殺其他異状ノ行為ナカラシムル様注意スヘシ
第三　患者就寝后ハ看護長ノ指揮ヲ受ケ徹夜交番看守スヘシ
第四　患者ノ容体ニ異変アルトキハ速ニ看護長及ヒ医員ニ報告スヘシ
第五　患者非常ニ狂躁シ危険ノ虞アルトキハ直ニ看護長ヘ申出指揮ヲ受クヘシ自己ノ専断ヲ以テ患者ヲ検束ス可ラス
第六　患者ノ飲食服薬等ハ凡テ定時及用量ヲ違ハサラシムル様注意スヘシ
第七　患者病室ヲ出ルトキハ必ス同行シテ其動作ニ注意スヘシ
第八　病状簿ヲ製シ各患者ノ病症及異状ノ有無等明細ニ記載シ置クヘシ

第九　患者ノ身体不潔ト認ムルトキハ医員ヘ申出テ入浴セシメ又ハ温湯ヲ以テ拭浄シ時々衣服ヲ更メシメ便器其他不潔物ハ使用ノ都度洗浄シ一定ノ場所ニ備ヘ置クヘシ

第十　病室内ハ勿論便所等ハ時々掃除シテ清潔ナラシムルヘシ

第十一　患者ノ夜具蒲団病室ノ畳等汚穢又ハ破損スルトキハ看護長ヘ申出ツヘシ

第十二　病室内ニ於テ刃物類其他凡テ危険ナル物品ヲ発見スルトキハ直ニ看護長ヘ申出ツヘシ但金銭其他貴重ノ物品ヲ発見スルトキモ亦同シ

第十三　患者ノ家族又ハ面会人ヨリ患者ニ贈与スル物品又ハ飲食物等ハ医員及看護長ノ点検ヲ受クヘシ

第十四　患者ノ要求スル諸件ハ看護長ヘ申出指揮ヲ受クヘシ

第十五　患者ヨリ通信ノ依頼ヲ受ケタルトキハ看護長ノ許可ヲ受クヘシ

第十六　看護長ノ許可ナクシテ猥リニ受持場所ヲ離ルヽ事ヲ得ス

第十七　毎朝受持患者ノ人員并其状況ヲ点検シ看護長ヘ報告スヘシ毎夜就寝ノ后モ亦同シ

第十八　患者又ハ其親戚等ヨリ金銭物品ノ贈遺ヲ得クル事ヲ得ス

附添看護人并面会人心得

一附添看護人ハ職員ノ指揮ヲ受ケ看護スヘシ

一附添看護人ハ刃物マツチ其他危害ヲ生スヘキ物品ヲ病室内ニ携帯ス可ラス

一附添看護人ハ職員ノ許可ヲ得スシテ院外ヨリ飲食物ヲ取リ入ル可ラス

一附添看護人ハ酒類ヲ飲ムコトヲ許サス

一附添看護人外出セントスルトキハ掛員ノ許可ヲ受クヘシ

一入院患者ニ面会セントスル者ハ職員ニ申出テ許可ヲ受クヘシ

一面会人看護ノ為院内ニ止宿セントスルトキハ職員ノ許可ヲ受クヘシ

一附添看護人并面会人ハ医員ノ許可ヲ得スシテ患者ニ飲食物ヲ与フ可ラス

三、看護人心得之大要

第一条　看護人ハ、職務ヲ執ルコト勉強ニシテ忍耐・敏捷・綿密ナルヲ要シ、患者ヲ遇スルニハ尊敬ト仁愛ト誠実トヲ以

テシ、凡テ自己ノ品性・言語・動作ガ患者ノ模範トナルコトヲ忘ル可カラズ。

第二条　看護人ハ、患者ノ容体・挙動ニ注意スベキハ勿論、寸時タリトモ其看守ヲ忽ニスベカラズ、特ニ自傷・自殺・逃走等ナキ様ニ心掛ク可シ。

第三条　看護人ハ、患者ノ言談・要求等ヲ忽諸ニ付スベカラズ、又自己ノ意見ヲ以テ、之ニ裁決ヲ与フ可カラズ。

第四条　看護人ハ、患者ニ対シ親切ニシテ寡言ナルベク、説諭・弁難等ヲナスヲ禁ズ。

第五条　看護人ハ、患者ノ挙動、自他ニ危険ナルノ虞アリテ、長上ノ許可ヲ得ル暇ナキ急場ノ外、専断ヲ以テ患者ノ自由ヲ拘束ス可カラズ。

第六条　看護人ハ、「マッチ」刃物・釘等ノ危険物、又ハ金銭・貴重品等ノ病室内ニ置クベキモノナラザルコトヲ承知シ、之ヲ発見シタルトキハ、直ニ長上ニ提出報告スベシ。

第七条　看護人ハ、病室ノ清潔ニシテ、整頓シ、鎮静ニシテ平穏ナルコトニ心掛ク可シ。

第八条　看護人ハ、第一、患者ノ容体・挙動ニ関シ、院外ハ勿論、病室内ニ於テモ、職務上引継ヲ要スル外、一切之ヲ口外スベカラズ。

第九条　看護人ハ、非常ノ際、第一ニ保護スベキハ患者ナルコトヲ、平生ヨリ心掛ク可シ。

第十条　看護人ハ、医員及看護長ノ命令ニ服従ス可シ。

第十一条　看護人ハ、勤務上、諸階級ヲ通ジ代理ノ方法ニヨルベシ。

第十二条　看護人ハ、各班ノ看護長ニ分属ス。

第十三条　看護人ハ、其命ゼラレシ職務ヲ恪守シ、故ナク又ハ代理ナクシテ之ヲ中止シ、又ハ変更スベカラズ。

第十四条　看護人ハ、勤務中、自用・読書ヲナスベカラズ。

第十五条　看護人ハ、各自、監守スベキ物件ヲ、善良ナル注意ヲ以テ使用保管スベシ。

第十六条　看護人ハ、患者ハ固ヨリ、患者ノ家族又ハ近親ヨリ、金銭、物品ヲ受クベカラズ。

第十七条　看護人ハ、非常ノ際ニハ、当番・非番ノ別ナク、直ニ受持病棟ニ参集シテ指揮ヲ受クベシ。

四、一八七九—一九四五年の入院患者動態表

本表の作製にあたって、その年についていくつかの統計があってそれらの数字がくいちがうばあい、直接その年の年報あるいは統計の数字をとったが、前後と数字をあわせて誤りのはっきりしているところは、わたしの判断で修正した。そこで本文中の数字とくいちがうところもある。だが、前年一二月三一日在院と翌年一月一日在院とが数名くいちがうばあい、どこであやまっているか判断できないこともあり、すべての数字が整合しているわけではない。

入院患者動態をみるのに、移転（等級変更）分をのぞかなくては真の動態はわからない。だが、年報をみると移転患者数をいれて諸統計がだされていることもおおいため、本文中でとくに明記していないばあいは移転患者数をいれた数字がだしてある。一八八六年以前にも移転はあったはずだが、移転数をしるした統計はみあたらなかった。移転についてこまかい数字のあがっているところをみると、移転退院数と移転入院数とが、また各種目別の出入りがあわなくて、こまかくみると移転数の真の値いがつかみにくくなるので、ここでは各年の入院内訳中の移転数をとりだした。この移転数の意味について、一九二五—二七年年報は「転入退者ノ等級変更ハ下級ヨリ上級ニ転入スルハ尤モ稀有ニシテ概ネ上級ヨリ下級ニ変更スルモノ而已ナリ而シテ其ノ変更ノ多キハ既往ノ統計上ヨリ観察スレバ五、六月及十一月十二月ニ尤モ多キヲ見ルノ現象ナリ尚一般社会経済ノ好況ト否トニ依リ病者入院及等級ニモ大ニ左右ヲ受クルコト転タ感ナキ能ハザルナリ」という。移転数と死亡者数とのあいだにもかなりの平行関係がみてとれよう。一九四〇—四五年の数字は立津論文によるが、退院者数は立津があげている数字から算出した。一月一日在院数に入院数を

年	年初在院	入　院	年間在籍	移　転	年間実在籍	退院	実退院	死亡
	名	名	名			名		名
1879	73 1)	19	92			26		14
80	66	90	156			48		28
81	108	169	277			146		55
82	131	200	331			181		43
83	150	198	348			200		26
84	148	231	379			229		44
85	150	270	420			270		57
86	150	274	424			255		58
87	169	315	484			301		47
88	183	340	523			328		62
89	201	413	614			358		55
				名	名		名	
90	256	389	645	29	616	383	354	78
91	262	461	723	27	696	389	362	67
92	334	480	814	25	789	474	449	120
93	340	537	877	41	836	534	493	78
94	343	429	772	27	745	445	418	58
95	327	418	745	13	732	401	388	95
96	344	392	736	19	717	387	368	93
97	349	496	845	25	820	479	454	133
98	366	467	833	12	821	466	454	81
99	367	309	676	14	662	318	304	72
1900	356	297	653	38	615	298	260	102
01	355	264	619	26	593	222	196	75
02	397	250	647	14	633	244	230	96
03	403	80	483	5	478	139	134	43
04	344	152	496	4	492	154	150	60
05	342	297	639	19	620	217	198	59
06	422	203	625	11	614	191	180	49
07	434	201	635	22	613	216	194	82
08	418	209	627	17	610	204	187	61
09	423	151	674	12	662	171	159	55
10	403	230	633	17	616	192	175	50
11	441	144	585	14	571	158	144	36
12	427	143	570	17	553	154	137	39
13	416	125	541	11	530	111	100	24
14	430	124	554	8	546	137	129	45

年	年初在院	入　院	年間在籍	移　転	年間実在籍	退院	実退院	死亡
	名	名	名	名	名	名	名	名
15	417	144	563	17	546	133	116	40
16	428	155	583	20	563	155	135	34
17	428	191	619	40	579	210	170	70
18	409	265	674	42	632	273	231	99
19	401	297	698	57	641	340	283	161
20	358	436	794	43	751	422	379	146
21	372	1,050	1,422	57	1,365	708	651	312
22	714	554	1,268	96	1,172	569	473	196
23	699	459	1,158	66	1,092	409	343	148
24	749	380	1,129	68	1,061	373	305	142
25	756	392	1,148	54 2)	1,094	394	340	151
26	754	269	1,023	49 2)	974	311	262	124
27	712	321	1,033	70 2)	963	273	203	81
28	760	406	1,166	60	1,106	404 3)	344	69
29	762	569	1,331	43	1,288	415 4)	372	99
30	909	373	1,282	29	1,253	361	332	120
31	921	381	1,302	17	1,285	325	308	93
32	977	235	1,212	10	1,202	267	257	53
33	945	347	1,292	14	1,278	325	311	107
34	967	329	1,296	7	1,289	296	289	87
35	1,000	315	1,315	23	1,292	315	292	60
36	999	〔310〕5)		?	1,309		293	73
37	1,016	394	1,410	41	1,369	376	335	76
38	1,034	446	1,480	41	1,439	458	417	121
39	1,022	477	1,499	42	1,457	448	406	182
40	1,051	〔560〕5)			1,611		597	352
41	1,014	〔463〕5)			1,477		449	260
42	1,028	〔294〕5)			1,322		367	176
43	955	〔322〕5)			1,277		321	174
44	956	〔384〕5)			1,340		672	418
45	668	〔501〕5)			1,169		665	478

1)　1879年7月1日予算名目上養育院より引き継ぎ時点のもの

2)　推定数

3)　年報では退院（この前後の年報では退院数には移転をふくむ）344名となっているが，すると翌年1月1日には802名でなくてならぬので，344名は移転数をふくまぬものとみた。

4)　この数字からすると翌年1月1日には916名いなくてはならないが。

5)　移転入院をふくまぬ実入院数。

くわえた年間在籍数から移転数をひいたものを、年間実在籍数とし、退院数から移転数をひいたものを、実退院数とした。

五、榊保三郎『癲狂院に於る精神病看護学』（本文抄、振り仮名は省略）

第一章　精神病者の定義及意味

精神病者は先天性或は後天性に得たる脳の病気にして即ち人間の精神に損傷を受けたる一の不具者なり故に彼等の所業例へは放火殺人等の大罪を犯すと雖も決して法律に訴へられるべきものにあらさるなり

第二章　精神病者看護人の性質

看護人は精神及身体の健康共に其義務に堪へ得べきものならさるべからず其義務を尽すに確実にして慈善心深く惻隠の心に富み最も熱情あるものにあらされば不可なり病人に対しては静粛を守り柔順にして能く堪忍し信実にして能く万事に注意し機敏にして能く患者の意を察し而も多弁なるべからず斯る看護人ありて始めて癲狂院の整頓及世の信用も得て望むべきなり

又看護人は常に親切に正直に院の所有物及配下の雑務人等を支配し共に注意して患者を保護し其職務上の報告は最も誠実にせさるべからす院内の出来事等は互に義務として之を院外に洩すべからず

看護人の之等職務を充分に尽さんとするには其身躰の健康亦充分ならさるべからず殊に精神病者は他病と異り不意の動作即ち放火自殺等の危険を企つること屡々にして看護人は常に心身を労すること多く其健と不健とは大に患者に影響を及ぼす者なり故に看護人は兼て身体強壮にして自己の衛生に注意せさるべからず

第三章　看護人互の交際（略）

第四章　看護人患者との交際

精神病患者に交際せんとするには先つ此患者は普通人間よりも精神欠損し其行為は一として信を置くに足らさることを思はさるべからす詳言すれは此患者には種々の妄想あり其妄想は患者自身に於ては最も正しきものとし又種々の幻覚あり之普通人の実際に感するが如く感して確信する処なり又欝幽狂躁狂等にありては自らかゝる情調界に障害あるを知らす痴鈍狂者も亦己の精神に欠損あるを知らす要するに患者は精神の障害を行為に現はすに一として正統なる理解を有するものにあらす故に之に向ひ其病気なることを云ふも之れを解すること能はす凡て其考への誤りなることを説諭して本来の精神に返らしめんとするも到底得可らす若し強て之れを試むるときは反て患者に信用を失ひ徒に患者を困めるの言となるのみ然れとも亦患者の誤れる言語行為を其まゝに賛同するが如きは大に宜しからす之れ其妄想幻覚等をして益々増進せしむるに至る例へは兼て自ら称して天子なりと云ふが如き患者に向ひ君は天子なり等云ふか如きは即ち其天子たる妄想を益々高めるに至る

凡て其言語行為は皆無責任なるが故に濫りに誉め或は罵る等のことは甚だ忌むべきことなりされどまた臨機の場合により異なる者なれは看護人は能く注意して医師より教へられたる命令の性質を知り能く其を利用し亦兼て病人各自の心を察し適当なる処置を計ることに勉むべし之れ大に困難なるも亦最も必要なることとす

此方より温順にするも彼方にて粗暴なる行為を以て答ふるが如きときは成るべく言語を避け亦交際を忌むが如き傾ある者は談話をなさす密に其様子にて観察し甚しく亢奮せる患者は徐ろに説諭して気を他に導く様すべし之れにて尚効を奏せされば患者の為すがまゝにし決して之を制すべからす制すれは益々反動を来すことは通常見る所なればなり又虚言を以てすべからす患者の信用を失ふことあり只親切と親愛とを以て其職務を尽しなば自ら患者の信用を得其治療法も亦行届き其結果大に満足を得るに至るべし

第五章　精神症状の略記（略）

第六章　精神病者傷害の材料となる物品（略）

第七章　新入院患者に対する看護人の態度

新入院患者は指定されたる場所に導き伴ふ可し先づ入院の時には当直医及看護長組長其他附添看護人等立合ふことを規則とす看護人は其際自己の容貌及態度其他の様子を以て患者に信用を起さしむること必要なり即ち看護人は親切に且活潑なる動作朗かなる言語を以て応対し決して患者に煩しく或は好奇心を以て問を起し其煩問を覚えしむる等のことあるべからす若し患者を入院せしむるに其家族附添人等偽りて伴ひ来たる場合には止むを得ざるも入院后は毫も偽り欺くことなく専ら病院たるの態度を保ち公平を守るべし即ち偽らす飾らす赤心と信実とを以てせば新世界に来りし患者に信用を起さしむる最良手段たり

旅行患者の入院の時は其衣類及所有品に注意し精細に記して公になす可し其他施療自費の等級に於ても亦然すべし而して旅行患者は別段設けられたる室に導く可し

入院患者歩行の出来さる場合には担架を用ゐて其区に伴ひ又歩行に差支なき者は手を携へて導く可し若し甚しく興奮したる患者にして入院を拒み或は暴行する場合には可成的穏なる手段を取り止を得さる時は圧制的に手早く区中に連込む可し家人にして患者が病室に伴はんと欲するも特に医師の命せし時にあらされば免す可からず

患者を区中に伴ひし後は先つ入浴せしむべし若患者婦人にして月経時なるときは素より入浴せしむべからす而して其入浴の間に脱げる看物の凡ての部分を探り危険物並に金銭其他貴重品等の有無を検し若し之ありしときは他の物と共に公に預り置くべし

入浴は大抵摂氏三十八度乃至四十度の温湯中十五分間位浴せしむべし其裸躰中に注意して黯、創痕、腫物其他身躰の畸形の有無を見る可し既に浴槽より出つれは能く拭ひて清潔なる官衣を着せしめ后其病室に伴ふべし

多くの病院にては病人を裸躰のまゝ医師の来るを待つことあり若し皮膚等に伝染病あるときは相当の手当をなし消毒法を行ひ殊に患者の着せし衣服は厳重に消毒す可し

第八章　自殺の念慮ある患者に対する看護人の態度

自殺企図ある患者は其言語動作に現はれ又苦悶の状態にある患者幻覚ある患者等は自殺し易き者なれば看護人は之等の点に注

意するときは容易に推知することを得べし斯る患者は欧米に於ては別に看視区と称する一区を設け特に監督すると雖も日本の癲狂院に於ては未だなし然れども患者は多く厠にて其目的を達せんとすることあり若し看護人之を知らすして自殺を遂けしむるが如きことあらば其過失の罪免れず例令ば患者目的なくして永く厠に入り居るが如きことあらは猶予なく引き出さゝるべからず故に自殺企図ある患者は特別の監視室に入れ床の中に伏さしめ決して通常の厠に行かしめす便器を以てすべし又斯る患者は一人隔離すべからす之れ看護人の目を盗み易く或は衣服を破りて縊死の材料を造り或は舌を嚙む等身を傷つくる所為を為し易からしむ恐あればなり斯く患者は常に自殺を遂げんことを計りつゝあるか故に看護人が注意して紐の如き或は紐に代用すべき者衣服或は襦袢等に付たる紐は之を取り去り或は小刀硝子板釘等の鋭き器凡て自殺の材料となるべきものは其周辺に置かさる様にし以て患者の安全を計らさるべからず

又患者は器具を以てするのみならす或は机の上或は椅子の上或は窓を破り凡て高き所より飛び下りて其目的を遂けんことを謀ることあり尚此外通常人の思ひ及はさる種々の方法を以て専ら其意を遂げんことに心を砕きつゝある者なれは少しも油断なく看護せさるべからす若し不幸にして入院中自殺を遂けしむるが如きことあらば直に医師の手当を受けしむべし又医の来る間には看護人は兼て急救の法を行ひ以て医の来るを待つべし凡てかゝる変事は決して他言すべからす之他の患者之を聞きて再び其真似をなすの恐あればなり

第九章　狂躁患者に対する看護人の態度

狂躁して暴行しつゝある患者を静めんとするには之に抵抗するが如き行為を以てするは不可なり少しも之に干渉せす言をも交へす放置するを以て最良法とす然れども亦慰むるが如き言を以てし或は極めて親切なる話を以てするときは時として効を奏することあり

患者若し腕力を用ふるときは看護人は殊更に落着き厳格なる態度を以て之に当り処置をなすべし斯るときは決して一人にて当るべからず四五人打連れて之を威嚇せは自から静まることあり若し猶乱暴して止まさるときは止を得す手を下さゝるべからす其手を下すときは看護人は必す患者を労はるの心を以てせざるべからす其方法は最も強力き看護人患者の後より両手にて抱き占め其運動を抑制することを得ば尤も満足なる処置にして第二の方法は不意に患者の右手を捩上げ左手を以て患者の左手を押

へ或は他の一人と同時に両手を捩ぢ上ぐべし若し手のみ押へるも猶足にて乱暴するときは他の一人来りて足を押へ臥さしむる様にすべし或は患者既に倒れ居らは最も強力の者は両手を押へ次は足次は臀部を押へる様少なくも三人を要す斯く患者を取り押へんとするには初より能く其方法手段等を示し合せ置きて患者の前に来らは躊躇することなく迅速に之を行ふべし其取押へたる後は或は蒲団巻或は手革足革を嵌め或は狂躁室に入るゝ等臨機の処置をなす可し

第十章　絶食症患者に対する看護人の態度（略）

第十一章　不潔精神病者に対する看護人の態度（略）

第十二章　癲癇患者に対する看護人の態度（略）

第十三章　衰弱虚脱麻痺及昏朦せる患者に対する看護人の態度（略）

第十四章　精神病者の床臥療法（略）

第十五章　監視区及監視義務（略）

第十六章　精神病者の職業

抑も吾人万物の霊たるもの常に一定の職業なかる可らず若し或事情のため一日事業を廃することある時は却て消光に困むは往往人の口にする処にして適度に職業を採るは精神身躰とも健康を全ふするに必要なり況んや精神病者は精神常に安寧なる能はず例ば心気欝憂せる患者は只己の心痛の事のみを思ひ妄想あるの患者は其妄想のみを追想して益々固就せしむるに至る此等の人に対しては必ず其心を他に導くの法方なかる可からす換言すれば適宜の職業は最も宜しき治療の一たり凡て精神病者に与ふる職業は其何たるを問はす病院の免す処に従ひ患者の出来得る物或は何事も知らさるものは看護人教導して業に就かしむるも可なり而して其職業を取らしむるには精神及身躰を過労せさる様適度にし毎日之をなさしむべし凡そ精神障害は身躰職業をなすに当ては一二の精神病を除くの外少しも動作に差支なきものなり

斯く患者に職業を取らしむるに適度と云ふことを以て制限するときは其成績極めて僅なりと雖も吾人の目的は素より幻覚妄想

及情調等の病的変化を誘導するにありて決して其職業の多きを望む可きものにあらず
実際永き間無職業にてあるときは精神薄弱となり全く感情の動物と化し身躰の機能にも亦害を及ぼすものなり素より精神病者の職業は可及的其種類を多く撰み決して趣味に乏しき一様の器械的の職業に限る可からず其職業を撰択するには患者の教育の程度年齢社会の位置病状其他種々の関係を考へ各適宜の業を営ましめさる可からず
各職業中耕作に従事せしむるは一は新鮮なる空気中に勇壮なる運動をなすと一は患者の手になりし種々の植物青々として生長し目を喜はしめ心を楽しむ之精神及身躰に間接保養の効あるは争ふ可らさる事実なり
多くの患者は鎖ぢ籠められて病室にあるよりは寧ろ広やかなる屋外にある方病苦も減し又堪へ易きものなり故に近来完全なる病院に於ては出入を自由になし得べき病室を設け決して閉鎖主義に困ましめすして治療せんとするの傾あり所謂精神病者殖民地と称すべき処を設け耕作せしめて自由なる生活を営ましめつつ治療する方針にして斯の如き癲狂院に名けて殖民的癲狂院と称す而してかゝる病院は慈善的の方法を以て非常に多くの地面を所有す
又精神病者の職業は耕作のみならす山林事業収蓄等に従事せしめ又家にありては賄洗濯等に預らしめ庭にありては果物野菜花卉等を培養せしめ其他裁縫編物等降雨及冬季にありては又殊更に適当なる事業を撰み授くべし之等職業のため精神病者の身躰は著しく健康を保ち食物は味よく夜は快よく眠り従て動作も亦躁暴ならず精神に於ても亦同しく其効現はれ例は戟し易き患者は静に且温順となり痴鈍なる者は利発に且つ活発となり幻覚錯覚等は減退するに至るされは看護人は其効力の斯の如くなることを常に脳裡に止め殊に精神病者にとりては一の治療法たることを忘る可らずされど看護人自己の考を以て患者に職業を取らしむべからす必す其撰択等凡て医の指揮を待てせさるべからす素より医は常に患者の側にあらされば其職業の適否を決定するには看護人の助言を得てする場合あり看護人は丁重に確実に其考を述べさるべからす
看護人其事業を監督するには精神病の種類により其働きの度に差異ありて理解力及其意志も亦健全ならさることを常に考へ親切と忍耐とを以て其事業に導き其悪しきを教へ決して監獄に於けるが如く命令的に仕事を号令す可らず只穏に之を指導すべしまた看護人は其患者に職業を取らしむる時守るべき義務あり第一働き居る患者に付き始終其動作に注意し一度医より決定せられたる職は医の命なき間は決して他に換ふ可からす
第二病人の性質習慣に適合せざる職及ひ逃走の念あるときは看護人は医に注意して患者固有の観察に因て適したる事業に従事

せしめさる可らす

其他病院に於ては遊戯踊り祭り芝居及音楽会等を催して患者の退屈を慰め爽快なる気を発散せしむべき主向あるあり尤も吾人が望ましき方法は音楽的唱歌にして之等は一人にて自ら其心を慰むることを得心に愉快を感する時は自然に病苦を忘れ心身開活にして面白く気を発散せしむるに便なる法方なり

第十七章　患者来訪人ありし時看護人の態度（略）

第十八章　患者の病状を医員に報告することに就て（略）

第十九章　院内の清潔法（略）

第廿章　患者の躰重を計ること（略）

第廿一章　看護人職務の種類（略）

第廿二章　患者の逃走に就て

病院より患者の逃走することは病院に取りて最も忌むべきことにして多くの病人は其身に苦痛を覚ふる程の病なきをかゝる不自由なる処にありて其圧制を受くる事の常に心に不平なり且つ病人は一定の制服を着し男女の交際を絶たれ患者に取りては一大不満にして遂に逃走を企つること多し或は又苦悶或は不穏の心よりすることあり

患者の逃走を遂くるは多くは看護人の職務を怠り其隙を得せしむるに依る故に看護人は注意して戸締をよくし其鍵等は過て患者に盗み取られさる様能く保たさるべからす逃走を企つる患者は常に密に其方法及隙を伺ひつゝあるものにして往々鍵を盗みて其目的を達せんとするものなり其他種々恐るべき方法を企つることあれば能く注意せさるべからす

運動の時の如きは常に厳しく監視をなし医より指定されたる時間より早く患者を室に帰らしむべからず其運動場に出す時は必す人員を検しまた室に帰る時には再び其運動場の出口にて人員を検すべし如何に患者は全脳の智恵を以て巧に逃走を企つるも看護人の注意充分なるときは決して其目的を達すること能はざるなりされは看護人は若し己の受持患者逃走するが如きは其職

務に怠りたる結果にして甚しき恥辱なることを思ひ常に油断なく厳重に親切に之を監視し以て其職務に忠実なる看護人たらんことを勉むべし

第廿三章　患者強制器

医術進歩と共に現今に至りては強制器を用ふることを漸次に減少し例へは狂躁室に入れ或は縛衣圃団巻等も止むを得さる時僅に之を用ゆるのみ

強制器は決して看護人自己の考のみにて用ふべからす若し其必要を見ば直ちに医に告け其指定を仰くべし而して其用ふべき場合は不穏暴行の結果患者自身及他病人の安寧を妨け害を与ふる時等にして夜中躁くときは隔離すべし隔離すべき日数は医の考へにて定められ又之を出すにも素より医の命を待てなすべきも余り長き間隔離するときは患者は再ひ暴行をなすに至り遂に危篤なる疾病を発することあり

縛衣及圃団巻等は外科的の負傷のあるときに用ふるものにして決して乱りに用ふべからす縛衣は背にて衿を合せ手先は出てざる行を長くし紐にて先を縛り腰の帯と共に脊部に縛り付くる様にす斯く縛衣を着せしむるときは其歩行は自由なるも手の運動は妨けられて少しも患者の意にまかせす縛衣は余り固く縛るときは呼吸を妨け手部の血行を害する恐あり注意せさるべからす圃団巻をなすには圃団を広け置き其上に患者を伏さしめ巻き付け其上より処々を広き兵子帯の如きものにて縛るべし或は手革足革を箝め臍部にて殊に縛り付くるもよし凡て之を施すときは呼吸及ひ血液循環を妨けられさる様注意し手足の如きは直接に革を用ひることなく柔き布片を巻き其上に箝むべし又或場合には手袋を用ふることあり革或は木綿にて造らし腕関節にて縛るものなり容易に抜けさる様注意すべし

第廿四章　挙動帳の記法（略）

あとがき

本文中にかいたことでもっとも気がかりがのこるのは、戦前の松沢病院における労働争議のことである。本文をかきおえたのちに角田久孝さんのお話しをうかがう機会があった。角田さんは、一九二三年に看護人となって取締まですすみ、一九四〇、一年のころに事務にうつられた方である。角田さんは、一九二四年に古川、岩間などの人が中心になって食事の件で病院当局と交渉したことは記憶されていたが、一九三〇年にはっきりした動きがあったことはしらない、といわれた。これらから察するに、一九三〇年の動きというのはかなり潜行した形のものだったようである。

わたしのはじめの心づもりでは、本文中にでてくるおもな人物について数行ずつの小伝を最後にまとめる予定で、その準備もいくらかしていたが、全体があまりにおおきくなりすぎるので、とりやめた。とくに、二代目院長中井常次郎については、呉の記載のほかにその伝記がないので、ご遺族あるいは墓所をたしかめて、呉の記載後の最晩年についてもその伝をおぎなうことをねがっていた。だが、いままでのところこの願いはかなえられていない。本文中にかいたように、中井の葬儀が愛宕下青松寺でおこなわれたことは『医海時報』第一〇五九号からわかった。だが青松寺の過去帳に中井常次郎の名はなかった。青松寺の檀家で中井姓の方にお電話したところ、その一軒から、大正初期になくなったツネジロウがいる、との答えがかえってきたが、さらにうかがうと、九州で炭鉱をやっていた人だ、ということで、別人であった。もし中井常次郎のご遺族なり墓所なりをご存じの方がおられたら、ぜひご教示いただ

きたい。

本書の執筆をおえたことは、それぞれの墓所におまいりして、過去の院長および無縁の患者のご霊前に報告した。それらの所在地はつぎのようである、――

長谷川泰（宏済院悟山泰道大居士）――都立谷中霊園一種乙一号七側
榊俶（高樹院顯譽光徳俶睿居士）――都立染井霊園一種（イ）五号八側
片山國嘉（三乏院殿仁齋愚佛居士）――鎌倉市円覚寺内白雲菴
呉秀三――都立多磨霊園五区一種一側
三宅鑛一――谷中墓地で都立谷中霊園に接する天王寺墓地
林暲（仁徳院殿實應暲道大居士）――新宿区弁天町一番地宗参寺墓地
江副勉（松涛院仁翁竜沢居士）――八王子市打越町一三六八梅洞寺霊園墓地
無縁の患者――世田谷区豪徳寺二丁目二四豪徳寺の世田谷区無縁精霊塔、芦原金次郎の小墓標（通称蘆原将軍之墓法名至元院高風談玄居士）もこれに接しておかれている。

内村祐之は、本文執筆終了後の一九八〇年九月一七日になくなられた。その墓地は、都立多摩霊園甲種第八区一六側にある。内村についてはおおくの追悼文がかかれている。だが、追悼文をみるときいつもおもうことだが、日本人はどうして死者の徳をのみあげつらうのだろうか。死者を徳でかざりたてることで、その人の人間像をおおいかくし・ほうむりさっているのでないか。

わたしが松沢病院史を書いた最初のものは、『日本残酷物語』中のもの（一九六〇年）および「松沢病院の歴史から――日本精神医学史の一断面」（医学史研究、第九号、一九六三年）であった。

本書のための具体的準備にかかったのは、五年ほど前といってよかろうか。そのころから新聞切り抜き帳、『神経学雑誌』、『医事新聞』などの雑報を整理しはじめた。こういうなかで、いままで日付けがはっきり記載されていない神経学会創立の日もたしかめることができた。もっとも、二〇世紀にはいってからのことについては、病院年報があるので安心して調査を手抜きしたが、年報の記載が不充分なことがわかってみると、この手抜きはいたくくやまれるのである。一九七九年の夏東京都公文書館で、大久保利通、長與専齋、澁澤榮一、長谷川泰、中井常次郎、大久保一翁などの名による文書を手にとったときは、まさしく歴史を手にしたわけで、かかる一次史料をみることの有難さをしみじみと感じた。

＊　＊

さて、本文執筆終了後に目にした重要な論文を紹介しておきたい。それは津田秀夫編『近世国家の解体と近代』（塙書房、一九七九年）にのせられた北原糸子「都市における貧困と狂気――東京府癲狂院の成立をめぐって――」である。北原はこのまえに「明治初期窮民授産史――都市窮民対策の展開――」（三井文庫論叢、第九号、一九七五年一一月）で、東京府戸籍調所付属長屋、開懇会社東京授産邸、救育所のそれぞれについて、原史料調査にもとづいて詳述している。また、芳賀幸四郎先生古稀記念論文集編集委員会編集『芳賀幸四郎先生古稀記念・日本社会史研究』（笠間書院、一九八〇年）中の「施療の論理――都市における貧困と病気への施策――」では、一八七七年に東京府で施行された施療券の制度および東京府病院についてのべている。

「都市における貧困と狂気」で、北原は「私の関心は、狂気を負う人間（中略）病的とみなされるがゆえに社会的底辺でもっとも無防備な存在として生きた人間たちに対し、社会がどう遇したかをみることにある。これは、貧困の問題を抜きにしては考えられない。そして、近代に至ってわが国における狂気への社会的対応は、なによりも貧困の

うちにある狂気、すなわち貧困の最底辺に沈澱する廃疾者に対する治安対策として始められた、という社会的事実を銘記しておくべきだと考えているからである」という。従来気づかれずにきた、維新後はじめて一八七四年（明治七年）三月二八日に精神疾患患者について東京府がだした、つぎの布令を北原は紹介している、――

狂病ヲ発シ候者猥リニ徘徊致シ候テハ人ノ患害ヲ為ス不少甚シキハ火ヲ放チ或ハ殺傷スル等畢竟其家族ノ不取締ヨリ相生候儀ニテ不相済事ニ候依之以来狂病ヲ発シ候者ト見定候ハハ其家族ニ於テ厳重監護可致候若シ監護ヲ怠リ徘徊セシムル者ハ相当ノ咎メ可申付此段為心得相達候条区々無洩可触示者也

みられるとおり、精神疾患患者監督の責任はすべて家族にあることをうたっており、わが国における精神疾患患者の基本線がこの段階ではっきりうちだされているのである。

北原は、養育院から東京府癲狂院への推移をかなりこまかくおい、一八七八年九月三〇日には養育院在窮民三六一名中三六名（一〇％）であった癲狂人が、同年一二月三一日には三六四名中五三名（一五％）と飛躍的に増加したことをしめしている。こういう状勢下で、癲狂院設立が公然たる課題とならざるをえなかったのである。北原はさらに、男二二例、女一六例の癲狂院入院願書の内容を分析し、その狂病者たちがまさに都市底辺の雑業層の人たちであったことをのべている。

* *

本文中でふれることをわすれた重要な論文として、土屋榮吉「精神病院ノ脚気発生及其予防ニ就テ」がある。これは、一九二五年九月五日発行の『神経学雑誌』第二五巻第八号にのったものである。土屋は一九一九年の第一六回日本内科学会で島薗順次郎の脚気原因説をきき、さっそく同年三月から、みずからが院長である京都府下岩倉病院で米を半搗き米にしたのである。その結果、それまで毎年数名から一五名にのぼっていた脚気による死亡患者が一、二名

となり、一九二三年、二四年には〇となったのである。

なお、この脚気の問題についてわたしは本文中の資料をもとに「戦前の精神科病院における脚気の発生状況——巣鴨—松沢病院の統計を中心に——」（日本医史学雑誌、第二七巻、一九八一年、に掲載予定）をまとめた。また、死亡率については「戦前の精神科病院における死亡率」（医学史研究、一九八一年中に発行の号に掲載予定）をかいた。これらをご参照いただければ幸いである。

＊　＊

いまわたしは「芳溪呉秀三先生之伝」をかきはじめているが、本文中では呉院長にたいしややきびしすぎる態度をとったようにおもう。当時の日本の社会情勢のなかで、当時の医学界のなかで、東京帝国大学教授の職にあったとはいえ、一呉の力をもってなしえたことはわずかだったのである。それだけにまた、隔絶した呉秀三の光芒はいまにいたるもたかくかがやいている。

『精神医学』誌はその第二二巻第一〇号（一九八〇年一〇月）を「日本精神医学と松沢病院」にあてた。そこに記載されている事実には、本書記載のものとすこしくいちがうものもある。近刊を予告されている『百年史』は、おそらくそれらの点についての疑問をといてくれることであろう。

みられるとおり、本書の記載は松沢村移転以後、とくに戦後については、ごくあらい素描におわっている。一〇年ぐらいののちに、これらの期間についてもっと細部をおぎなって、一一〇年の通史をまとめなおしたいという希望をもってはいるが、その機会があるだろうか。

一九八一年二月三日

岡田靖雄

年表稿

一、記載内容はほぼ本文による。

二、そこで各年により内容の精疎の差はおおきい。関連事項の記載は東京周辺にかたよっている。

三、本文にない事項は厚生省医務局『医制百年史』（ぎょうせい、一九七六年）の年表、『近代日本総合年表』（岩波書店、一九六八年）によった。

四、一八七二年までの太陰暦による月日は、太陽暦による月日の下に〔　〕にいれてあらわした。

五、月はわかるが、日のたしかめてない出来事は、「五・―」のように、月の数字のしたに―をいれてあらわした。月もわからぬ出来事は、その年の記事の最後に、○であらわした。

年	巣鴨―松沢病院関係	そ の 他
一八六七（慶応三）		はじめ〔一二月〕 福澤諭吉『西洋事情』「癲院」につき紹介 一一・九〔一〇・一四〕 大政奉還上表 ◦ 金沢に卯辰山養生所設立
一八六八（明治元）		一・三〔一二・九〕 王政復古の大号令 ◦ 新政府大阪裁判所・東京府に施療機関としての病院を設立すべきむね沙汰
一八六九（明治二）		四・五〔二・二四〕 東京遷都が事実上決定される 六・四〔四・二四〕 三田に救育所設立（つづいて麹町、高輪にも） ◦ この年新政府はドイツ医学採用の方針を決定
一八七二（明治五）	七・四〔五・二九〕 町会所廃止 九・—〔八・—〕 営繕会議所設立（→会議所→東京会議所） 一一・一五〔一〇・一五〕 会議所附養育院開設	三・一九〔二・一一〕 文部省医務課設置 九・五〔八・三〕 学制頒布 一〇・一七〔九・一五〕 京都療病院開設 一一・—〔一〇・—〕 救育所廃止 一二・九〔一一・九〕 太陽暦採用の布告
一八七三（明治六）	二・四 養育院護国院跡地へ移転	三・二三 文部省医務課→医務局（翌二四日相良知安局長） 六・一三 長與専齋医務局長 一一・一〇 内務省設置 ◦ 小野太三郎金沢で盲人収容をはじめる

一八七四（明治七）	五・七　東京府病院開院	一・一七　民議院設立建白書 八・一八　医制を東京、京都、大阪に達 一一・二七　長崎医学校廃止 一二・八　恤救規則公布 。　東京衛戍病院に精神病室
一八七五（明治八）	一〇・七　養育院狂人室完成 一一・二二　東京会議所澁澤榮一を会頭にえらぶ	七・四　内務省に第七局設置、衛生事務を所管（七・一四衛生局と改称） 七・二五　京都癲狂院開業 九・―　デーニッ警察医学校での断訟医学講義で精神病学も
一八七六（明治九）	五・一　長谷川泰東京府病院長 五・一一　澁澤榮一養育院事務長 五・二五　会議所事務は東京府に返納される 五・二六　養育院は東京府養育院となる 八・二九　養育院地所は文部省博物館へひきわたし	四・二七　『衛生局雑誌』発行 四・―　長谷川泰設立の済生学舎開校 一二・―　モウヅレイ著・神戸文哉訳『精神病約説』出版
一八七七（明治一〇）	二・一八　東京会議所解散	二・二五　西南の役おこる 四・一二　東京大学成立 一二・八　各県に脚気病調査を命ず 。　明治天皇脚気罹患
一八七八（明治一一）	三・一五　大久保内務卿より東京府へ脚気病院設立の指令 五・二三　癲狂院設立につき三、〇〇〇円下賜の沙汰 七・一〇　脚気病院仮病院開院（長谷川泰事務長）	五・二五　癲狂病院設立（←狂疾治療所） 五・三一　瘋癲人私宅鎖錮についての警視庁布達甲第三八号 七・二二　太政官三新法をさだめる 八月　コレラ大流行

	一二・一八　養育院狂人室増築	一二・一八　瘋癲病院開業 。明治天皇脚気再発の憂いあり 。区立函館病院瘋癲病室開設
一八七九 （明治一二）	はじめ癲狂院予算説明 四・一　東京脚気病院本院向ヶ岡に開院、長谷川泰院長 六・三〇　養育院内癲狂人は今月かぎり府病院へひきわたすよう知事指令 七・一にさかのぼり予算上養育院内癲狂人は府病院所管 七・一九　大西榮之助府病院書記として癲狂院事務をおこなう 七・二五　府病院が癲狂室をかりうけ病者治療の責任をおうことになる 八・一四　養育院移転指令 一〇・一〇　養育院移転（神田和泉町へ） 一〇・二〇　山田謙哉ほか二の医員就職 一〇・二四　長谷川泰癲狂院長を兼任 一二・二までに建て物を西方へ四〇間ほどうつす	三・二〇　東京府会開会 四・四　琉球藩を廃し沖縄県をおく 四・一六　相馬家、当主誠胤を居室に外囲いして監禁 七・一四　内務省に中央衛生会設置 一一・六　瘋狂病院設立（→根岸病院） 一二・二七　地方衛生会規則達 。ベルツ東京大学での内科学講義中で精神病学も
一八八〇 （明治一三）	一・九　男、女の病棟をわける 四・一　看護婦二名を使用することになる 一一・一八　東京府癲狂院規則がさだめられる 一一・二四　入院願手続布達	三・一　愛知公立病院に癲狂室落成 四・五　集会条令を公布 六・一四　備荒儲蓄法を公布 七・九　伝染病予防規則公布

一八八一（明治一四）	四・一　向ヶ岡癲狂院の新築着手 四・一　癲狂院の事務府病院から分離 七・八　府病院廃院、長谷川癲狂院長辞任、中井常次郎院長 八・三〇　東京府癲狂院向ヶ岡に移転 一二・九　警視総監癲狂院移転の要望	一・一四　警視庁設置 一〇・一八　自由党結成会議
一八八二（明治一五）	六・三〇　東京府脚気病院廃止 一〇・一六　芦原金次郎入院 一二・一五　途上瘋癲人取り扱いについて府知事達	一・四　軍人勅諭を頒布 二・四　東京大学医科大学助手榊俶精神病学専攻のためドイツ留学 二・一七　医学校卒業生試験ヲ要セス医術開業免状下附を達 三・二〇　上野博物館開館、上野公園内動物園開園
		三・一　木瓜原癲狂院設立 一〇・一　京都癲狂院廃院 。本多榮本多病院を建設（→七山病院）
一八八三（明治一六）	一・二四　府知事より解剖許可 一〇・三　宮内卿より府病院地の一部譲り受け申し入れ 一一・七　解剖第一号	二・一八　大日本私立衛生会結成 一二・一　錦織剛清、志賀直道らを相馬誠胤私擅監禁の罪で告発
一八八四（明治一七）	一月はじめ灌水場落成 四・二五　府知事内務卿に移転費用取り扱いにつき伺い 六・二　宮内省府病院地の一部の仮引き渡しをうける 七・一七　相馬誠胤入院	一・一六　私擅瘋癲人鎖錮違警罪の対象となり警視庁布達甲第三号 三・一〇　相馬誠胤瘋癲病院へ入院（三・一七退院） 四・一　岩倉癲狂院設立 八・一三　警視庁瘋癲人取扱心得をさだめる

	一一・二二　錦織剛清ら乱入	八・一八　警視庁布達甲第一五号（私立癲狂院入院も私宅鎖錮同様にあつかう） 一〇・二九　自由党解党
一八八五 （明治一八）	五・一　移転候補地決定 六月ごろ腸チフス流行 七・二七　相馬誠胤退院	五・一七　府県制公布 七・一　養育院は委任経営となる 一二・二〇　東京医学会創立 一二・二二　内閣制度創立 。石丸癲狂病院設立
一八八六 （明治一九）	はじめ移転先の建築着手 一・二三　相馬誠胤再入院 六・二〇　東京府癲狂院巣鴨駕籠町へ移転 七・一　相馬室完成 一二・二一　帝国大学より癲狂院の件で府にたいし交渉はじまる	二・一　大阪癲狂院設立 三・二　帝国大学令公布 四・一　第一高等中学校発足 七・二〇　地方官官制を制定、地方衛生会廃止 一〇・二一　榊俶帰朝 一一・一一　榊俶帝国大学医科大学教授 一二・三　榊俶精神病学講義をはじめる
一八八七 （明治二〇）	一・一　新築広告を新聞にだす 一・三一　錦織剛清ら相馬誠胤をつれだす 二・一九　相馬誠胤退院 四・三〇　帝国大学癲狂院患者の治療を負担、中井常次郎院長辞任し榊俶医長となる（医長制） 五・三〇　榊俶院内で第一回精神病学臨床講義 九・一九　講義室落成 一〇・一　書記上田常信着任	二・一五　「相馬家紛擾之顚末」毎日新聞にのる 三・一五　第一次国政医学会総会 五・二〇　養育院慈善会第一回慈善市 五・二一　学位令公布 九・三〇　勅令により府県立医学校費用は八八年より地方税より支弁することを禁ず 一二・二五　保安条例公布

一八八八 （明治二一）	六・一四　榊俶「東京府癲狂院ノ患者統計表及ヒ精神病原因ノ追加」の報告	四・二五　市制・町村制公布 一〇・三〇　片山國嘉帰国 一一・二三　片山國嘉帝国大学医科大学教授
一八八九 （明治二二）	三・一　院名改称→東京府巣鴨病院 三・—　入院患者のために運動器具・遊戯具をそなえる 一〇・二六　屍室全焼（放火？）	二・一一　大日本帝国憲法発布 四・九　帝国大学医科大学各教室に主任をおく 五・一　東京市制施行 六・—　帝国大学医科大学別課を廃止 九・二七　呉秀三『脳髄生理精神啓微』発行 一二・一四　帝国大学医科大学に国家医学講習会がおかれる 一二・二四　内閣官制公布
一八九〇 （明治二三）		一・一　養育院東京市へひきつがれる 四・一　第一回日本医学会開催 五・一七　府県制・郡制公布 一〇・五　東京養心病院開院式 一〇・三〇　教育勅語発布 一一・二九　第一回帝国議会開院式
一八九一 （明治二四）	四・—　調剤生は東京府任命となる 六・三〇　呉秀三医員として就職	六・—　私立瘋癲病院・伝染病院取り締まりについて警察令 一二・一　孤女学園創立される（→滝乃川学園）
一八九二 （明治二五）		二・二二　相馬誠胤死亡 七月　島邨俊一狐憑病調査のため島根県下へ出張 一〇・七　錦織剛清『神も仏もなき闇の世の中』発行 一一・三〇　大日本私立衛生会伝染病研究所を設立

一八九三 （明治二六）	四・二九　薬局長板垣懋ら就職（はじめての専門薬剤師） 一一・八　事務掛T免職、院内規律紊乱あきらかになる	。この年東京府で腸チフス大流行 七・一七　錦織剛清、相馬順胤・中井常次郎・志賀直道らを相馬誠胤毒殺で告訴 七・一九　自由新聞に相馬事件につき「匿名自訴状」のる 九・七　帝国大学に講座制しかれる 九・八　相馬誠胤の遺体を解剖 一〇・二四　相馬誠胤毒殺事件は証拠不充分で免訴 一〇・三一　地方官制度改正、衛生事務は警察部所管（東京府は内務部第三課）
一八九四 （明治二七）	一・一　領収切符取扱順序施行 三月　不都合ある従業員免職 四・二七　自費・施療の出願手続を改正 五・一一　入院患者取扱手続さだめらる 七・九　東京府より医長・医員へ嘱託の辞令 八・二　東京府巣鴨病院規則並職務章程改正 一二・一九　東京府巣鴨病院処務規程がさだめられる	四・二八　私宅鎖錮および入院に関する警視庁令第二五号 七・一六　日英通商航海条約調印（領事裁判権廃止・関税率引き下げ） 七・二五　清国に宣戦布告 九・一四　呉秀三『精神病学集要』前編発行 九・一五　田邊耕民・山田謙哉『精神病治療全書』（上）発行 。永井精神病療院設立許可
一八九五 （明治二八）	三・―　看護人採用手続・看護人服務細則・看護人心得など制定 九月・一〇月　コレラ・赤痢流行	三・一一　錦織剛清重禁錮四年罰金四〇円の判決確定 八・二三　呉秀三『精神病学集要』後編発行 。全国的にコレラ、腸チフス流行
一八九六 （明治二九）	一月　榊俶医長の病いはっきりする 一〇・―　隔離病棟落成	三・三一　養育院、大塚本院へ移転完了 四・二七　民法第一、二、三編公布 四・三〇　呉秀三帝国大学医科大学助教授に任ぜられる 。養育院で看病人養成開始

一八九七（明治三〇）	二・六　榊俶医長病没 三・五　呉秀三医長心得 五・一〇　呉秀三医長 八・五　片山國嘉医長	三・二　足尾銅山鉱毒地被害住民上京して請願運動を開始 四・一　伝染病予防法公布 六・二二　京都帝国大学を設置 八・八　呉秀三西航の途につく
一八九八（明治三一）	二月　腸チフス大流行 一二・一六　患者手記『東京府巣鴨病院』	三・八　長谷川泰、後藤新平のあとをうけて内務省衛生局長 六・二一　民法第四、五編公布 一〇・二二　府県警察部に衛生課をおく
一八九九（明治三二）	四・一　食費上納施療患者の制度できる 一一・一一　清水耕一看護長として就職（第一回）	一・—　精神病者監護法案審議未了 三・二八　行旅病人及行旅死亡人取扱法公布 九・一五　東京脳病院開院 一一・—　留岡幸助家庭学校を設立
一九〇〇（明治三三）	一〇・三　院内に水道とおる 一二月より村上専精・江原素六を聘して看護人のために修身講義 ◦　この年赤痢流行	二・五　戸山脳病院開院 三・一〇　感化法公布 三・一〇　精神病者監護法公布 三・一〇　治安警察法公布 七・一　東京府看護婦規則公布 ◦　武田精神病医院設立
一九〇一（明治三四）	四・—　女子部に看護指導をおく 八・一五　榊保三郎『癲狂院に於る精神病看護学』発行 一〇・三一　呉秀三医長嘱託 一一・一　呉秀三医長手革足革を病室におくを禁ず	四・一　第一—五高等学校の医学部独立して千葉、仙台、岡山、金沢、長崎の各医学専門学校となる 五・二〇　社会民主党結成、即日禁止 九・二八　王子精神病院開院 一〇・一七　呉秀三帰朝

	一一・一　東京府会、巣鴨病院新築費を決議 一二月末に女室に裁縫室をおく（本格的作業治療の始まり）	一〇・二三　呉秀三東京帝国大学医科大学教授 一一・五　東京精神病院開院
一九〇二 （明治三五）	一・一二　患者慰安のための音楽会、そのさい手革足革を医長のもとにあつめのち廃棄 一・一四　男女各一の遊戯室 二・一　看護人採用試験を規則的におこなうことになる 二・二八　三宅鑛一医員として就職（この年持続浴をこころみる） 三・二一　狂躁室の改造をはじめる 四・二七　通常病室の改造をはじめる（大部屋をつくる） 四・二八　女室には女の看護長をおく 一〇・一〇　精神病者慈善救治会設立 。このころ吉川壽次郎腰椎穿刺をはじめたか 。この年から付き添いつき構外運動が認許されることになる	一・三〇　日英同盟調印 四・二　第一回日本連合医学会開催 四・四　日本神経学会創立式 五・七　精神病専門医師懇談会 一〇・二四　長谷川泰衛生局長を辞任 一二・二七　榊保三郎東京帝国大学医科大学助教授となる
一九〇三 （明治三六）	一・一一　新築計画の第一歩はじまる 五・七―六・二〇　『読売新聞』「人類の最大暗黒界瘋癲病院」を連載 五・二六　榊保三郎退職（海外留学） 六・七　精神病者慈善救治会による「患者慰安」の園遊会（第一回）	三・二五　京都帝国大学福岡医科大学設立 四月　東京精神病院で労働争議（?） 八・三一　青山脳病院開設 八・三一　済生学舎廃校

	一一・四　呉秀三医長の「放縦主義」をたしなめる東京府内訓 一一・二〇　看護法講習会公開式 一一・二五　看護部刷新 一二・一八　患者の団体での構外運動 。この年作業治療前進	
一九〇四 (明治三七)	四・一　院長制度に復帰、呉秀三院長 四・一　外来診療はじまる 四・一　賄いは自炊となる 一二・―　煉瓦だて自費患者病室三棟完成	二・一〇　ロシヤにたいし宣戦布告 一二・一二　精神病科談話会設立（→東京精神病学会）
一九〇五 (明治三八)	五・―　蝶友会発足 八・八　東京府巣鴨病院処務細則など府知事認可 九・―　処務細則施行手続など院長により制定 九・―　仮出院の制もうけられる 一〇・二九　精神病者慈善救治会による大園遊会 一二・―　東京府会巣鴨病院改善のため改善委員をえらぶ 。患者手記『旅路之夢』 。巣鴨病院基本金の制度できる	年初？に中島行孝・田口卯吉ら東京市にたいし「精神病院ニ関スル建議」 四・三　日本花柳病予防会設立
一九〇六 (明治三九)	一・一七　ロシヤ国医師スチーダ参観 一・二六　雇傭員心得など府知事認可 一・二七　看護長田原庄兵衛勤続二〇年祝賀式、医局で抄読会再開	三・二七　帝国議会で医学校に精神病科設置をのぞむ建議案可決 四・二三　京都帝国大学、福岡医科大学に精神病学講座を設置 五・二　医師法・歯科医師法公布

	一・二九　清水耕一再就職 三・―　巣鴨病院規則の集大成 四月　各種専門の作業師をやとう 八・―　灯火は電灯となる ◦　持続浴装置を設置	八・―　新宿脳病院開業 一〇・一五　石田昇『新撰精神病学』初版 一一・一七　医師会規則を制定
一九〇七 (明治四〇)	一一・一四　東京府巣鴨病院規程一部改正、副院長の規程くわわる 一二・四　三宅鑛一副院長嘱託	二・二　音羽養生所設立 三・一九　癩予防ニ関スル法律公布 四・二四　改正刑法公布 六・二五　東北帝国大学設置 八・―　元医員三宅鑛一東京帝国大学講師になる
一九〇八 (明治四一)	二・―　不潔室廃止 四月より全院禁煙 六・三〇　外来診療所落成 七・一〇　男女それぞれの寄宿舎落成 ◦　このころより腰椎穿刺ひろくもちいらる	三・五　三宅鑛一・松本高三郎『精神病診断及治療学』発行 八・二一　大久保山田脳病院開設 八・二六　呉秀三『精神病診察法』発行 九・二五　呉秀三『精神病検診録』発行 一〇・一　改正刑法施行 一〇・七　中央慈善協会設立 一二・二五　清水耕一『新撰看護学』発行
一九〇九 (明治四二)	一・一四　看護長田原庄兵衛死亡（一九日葬儀） 三・―　修養学院がもうけられる 六・一五　創立三〇年記念式 ◦　煉瓦造り病室一棟完成（これで巣鴨における建築は終結）	五・三　三宅鑛一東京帝国大学医科大学助教授 九・二八　癩療養所全生病院落成式 一一・一四　関西精神病学会開催 一二・二八　内務省は精神病患者の退院ごとに調査票をださせるようきめる

一九一〇 （明治四三）	一二・一六 東京府会の調査委員会は巣鴨病院新築移転案を可決 。薬局にガス管ひかれる	四・一 土田病院開業 四・― 窪田衛生局長地方長官会議で府県立病院に精神病者収容の設備をするよう勧誘 五・二五 大逆事件の検挙はじまる 五月 中央衛生局は片山國嘉・呉秀三・栗本庸勝を委員として官公立精神病院設置につき調査させる 七・― 東京帝国大学医科大学精神病学教室は精神病者私宅監置の実地調査をはじめる 八・二二 韓国合併 一二・二五 石川貞吉『精神療法学』発行
一九一一 （明治四四）	七・二八 齋藤茂吉医員に就任（↓一七・一・三一）	二・一一 施薬救療の勅語 二・二一 日米新通商航海条約調印（はじめて関税自主権確立、条約改正のめどつく） 三・二一 官公立病院設置に関する建議案衆議院で可決 三・二九 工場法公布 三・三一 九州帝国大学官制公布 五・三〇 恩賜財団済生会設立 九・三 呉教授在職一〇年祝賀会 九・五 社団法人実費診療所開設
一九一二 （大正元）	九・― 東京府巣鴨病院施療規則さだめられる	。王子脳病院で看護学講習課程をもうける
一九一三 （大正二）	二・二五 東京府巣鴨病院自費入院規則改正	二・一一 日本結核予防協会設立 二・一三 石川貞吉巣鴨脳病院設立

		六・一五　ホッペ原著・片山國嘉訳『酒害の真相』発行 一〇・一　石原修「女工と結核」発表 。杉江董らにより日本犯罪学協会設立 。呉秀三「我邦ニ於ケル精神病ニ関スル最近ノ施設」発表
一九一四（大正三）		四・一八　東京帝国大学医科大学に精神病科外来診療所設立 七・二八　第一次世界大戦はじまる 一〇・一四　伝染病研究所内務省より文部省に移管
一九一五（大正四）	六・二四　呉秀三院長移転新築の条件につき府知事あて上申 一二・一五　警視庁は巣鴨病院を看護婦規則にいう講習所として指定	二・五　戸山脳病院三か月の業務停止を命ぜられる 六・三〇　内務省令で看護婦規則を制定 七・一四　東北帝国大学に医科大学を設置 一二・一八　財団法人北里研究所開所式
一九一六（大正五）	四・一　委託費値下げ	三・一五　呉秀三『精神病学集要』増訂第二版（前篇）発行 五・二一　東京帝国大学医科大学精神病科病室落成式（精神病者慈善救治会の寄付による） 六・二八　保健衛生調査会官制公布（第五部が精神病につき調査） 一二・二〇　呉秀三「精神療法」発行
一九一七（大正六）	二・一七　石橋ハヤ看護長に就職 九・二〇　東京府参事会病院移転地を府下荏原郡松沢村に決定	三・二〇　理化学研究所設立認可さる 六・八　樫田五郎「精神病と社会問題」発表 六・三〇　保健衛生調査会精神病者の全国一斉調査 七・五　内務省衛生局『精神病に関する諸国法制の大要』を発行

		八・二〇　国立感化院法公布 八・二九　東山脳病院建設 一一・七　ロシヤ一〇月革命 一二・一五　樫田五郎「精神病問題」を発表
一九一八 （大正七）	三・五　新築工事起工 二・二六－七・二〇　東京帝国大学との関係を調整（大学との旧関係はうちきる） 四・九　松沢村敷き地買収	四・二　日本神経学会、精神病者保護治療の設備整備に関する決議 六・四　呉秀三、精神病者保護に関する懇談会 六－八月　呉秀三・樫田五郎「精神病者私宅監置ノ実況及其ノ統計的観察」を発表 八・二　シベリヤ出兵を宣言 八・三　米騒動はじまる 一〇月　インフルエンザ流行 一一・六　中央慈善協会『精神異常者と社会問題』を発行
一九一九 （大正八）	三・二二　東京府巣鴨病院規程一部改正 七・三一　清水耕一看護長として最終的に就職 九・二九　永松アイ看護長退職 一〇・三　東京府立松沢病院開院式 一〇・一五　東京府巣鴨病院は東京府立松沢病院と改称 一一・七　新病院へ移転 一一・―　加藤普佐次郎医員作業治療担当となる ◦　移転前に看護人を中心に労働条件改善をもとめる動きあり ◦　この年死亡者数激増	一・一八　ベルサイユ講和会議開催 二・六　帝国大学令改正、帝国大学医科大学は帝国大学医学部となる 二・一五　内務省衛生局『各国に於ける精神病問題』を発行 三・二七　精神病院法公布 三・二七　結核予防法公布、トラホーム予防法公布 三・―　土屋榮吉、日本内科学会で島薗順次郎の脚気病原因説をきき、岩倉病院で半搗き米を使用しはじめる 八・一　東京帝国大学医学部精神病学教室は大学構内に移転 九・一七　精神病者慈善救治会事務所は精神病学教室に移転 一二・三　岡崎昌『瘋癲院より』発行

一九二〇 (大正九)	一・二〇　西第四病棟全焼 八・一　西第四病棟再建竣工 九・一〇ごろ見習看護人初任給一日三〇銭→六〇銭 一〇・二二　東京府会は精神病院費国庫補助金一五万円を議決 一二・一三　東京府会で松沢病院空床問題	四・三　日本精神病医協会設立 五・二　わが国最初のメーデー 七・六　学位令を改正公布 九・一七　国立栄養研究所設置 一〇・二五　精神病院法第六条施行 。インフルエンザ流行
一九二一 (大正一〇)	三・一〇　看護人前田則三作業係として勤務 三・三一　内務省松沢病院を前年一二・一三にさかのぼり精神病院法第六条に該当の精神病院として指定 四・一　公費定員大幅増、これより大勢入院し大勢死亡！ 七・一八　池・築き山の工事はじまる 。この年度で新築いちおう完成	三・一　衆議院精神病院設立に関する建議案を可決 四・二五　杉田直樹東京帝国大学医学部助教授に任ぜられる 五・一六　精神病者慈善救治会、精神病者救治会と改称 七・一　内務省衛生局に予防課新設、樫田五郎主任技術官となる
一九二二 (大正一一)	四月　大井戸をほる 一〇・一〇　前田則三作業治療専任の看護長となる	四・二二　健康保険法公布（二六・七・一、一部施行、二七・一・一　全面施行） 六・一　東京府令精神病院法ニ依ル入院患者ニ関スル件施行 七・一五　日本共産党結成 一一・一四　呉教授東京帝国大学教授在職二五年祝賀会
一九二三 (大正一二)	七・一　雑誌『松のみどり』発刊 九・一　関東大震災、病棟二棟全壊 一〇月に労働争議（？）	一二・二七　虎ノ門事件 一二・二八　王子脳病院焼失
一九二四	三月はじめ労働争議	五・一　精神病者救治会神田駿河台紅梅町に精神病者相談所

（大正一三）	三・一 精神病者救治会の臨時救護所院内にできる（→二六・三・一五）	をひらく 六・一〇 東京帝国大学セツルメント本所柳島に開設 一一・二九 東京放送局設立（二五・三・二二 仮放送開始） 一二・二九 青山脳病院焼失 。 鹿児島県立病院精神科分院開設（→県立鹿児島保養院）
一九二五（大正一四）	三月 池・築き山の工事ほぼ完成 六・三〇 呉秀三院長退職、三宅鑛一院長（副院長は橋健行） 八・一 加藤普佐次郎「精神病者ニ対スル作業治療並ビニ開放治療ノ精神病院ニ於ケル之レガ実施ノ意義及ビ方法」発表 八・一 大震災の復旧工事完成 。 この年脚気による死亡五五名	はじめ精神病者救治会事務所を紅梅町にうつす 三・一九 治安維持法成立 三・二九 普通選挙法成立 三・三一 呉秀三東京帝国大学教授を退職 六・一 三宅鑛一東京帝国大学教授 九・五 土屋榮吉「精神病院ノ脚気発生及其予防ニ就テ」発表
一九二六（大正一五・昭和元）	一・一 南第四病棟半焼（放火） 四・一 年度はじめより脚気防止策	三・一五 精神病者救治会精神病者相談所に治療部を開設 四・三 花柳病予防法公布 四・一五 大阪府立中宮病院開院
一九二七（昭和二）	三・一六 西第五病棟開設 七・一五 病者救済会組織さる 八・五 橋健行副院長辞職 一一・四 杉田直樹副院長	三・一五 金融恐慌はじまる 四・二七 精神病者救治会、救治会と改称（→精神病者救治会→救治会） 七・二五 内職賃金問題で府下七精神科病院長警視庁によばる
一九二八（昭和三）		三・一五 日本共産党全国的大検挙 七・三 全県警察部に特別高等課設置 一二・二五 日本労働組合全国評議会結成

一九二九 （昭和四）	二・二五　東京府立松沢病院細則制定 八・一七　日本共産党員伊藤千代子入院（九・二四肺炎死） 一〇・二八　菅修・津島衛「教育治療部趣意書」 。このころから治安維持法違反で検挙され拘禁反応を呈して入院する人ふえる	二・一五　戸山脳病院全焼（放火）、一二名焼死→閉鎖 三・一　神奈川県立芹香院開院 四・二　救護法公布 六・一〇　救治会事務所を松沢病院内にうつす、相談所、治療部は廃止、専任事務員も廃す 一〇・二四　世界恐慌はじまる
一九三〇 （昭和五）	一・一二　看護人養成規則改正 四・一　松沢病院と至誠病院とで関東病院従業員組合結成 春　労働争議 五・二五　印刷作業開始 九・九　看護人の検挙者あり 。この年にレントゲン器械はいったか	一・一　品川に大崎無産者診療所開設 一一・一八　牧口常三郎ら創価教育学会を設立 一一・三〇　民族衛生学会創立 一二・一　全国医務労働組合結成
一九三一 （昭和六）	二・五　作家中本たか子入院（一〇・一六退院） 二・七　看護人が患者に暴行殺人（?） 三・一九　患者が他患者を絞殺 この年はやく西第六病棟竣工 四・一　東京府立松沢病院規程改正 五・一　杉田直樹副院長辞職 六・二一　齋藤玉男副院長 。この年度に分院建設費の支出	六・一三　日本精神衛生協会発足 九・一八　満洲事変はじまる 。県立筑紫保養院開院
一九三二 （昭和七）		三・一　満洲国建国宣言 三・二六　呉秀三死去

		五月 保養院で看護人争議 一二・五 公立及代用精神病院長会議 ○ 愛知県立精神病院開院（→県立城山病院）
一九三三（昭和八）	八・二七 患者同士の争いで一名死亡 ○ 分院建設予算つく	二・二四 日本国際連盟を脱退 四・一九—二四、六・二一—？ と根岸病院労働争議
一九三四（昭和九）	五・一 中第五病棟竣工 六・一 病者対医局チーム野球試合 六・五—一〇・二九 病棟対抗野球リーグ戦 九・一五 病者対文藝春秋チーム野球試合	
一九三五（昭和一〇）	秋 清水耕一看護長退職 年末よりインシュリン衝撃療法	二・一八 天皇機関説問題おこる 四・一 日本神経学会、日本精神神経学会と改称
一九三六（昭和一一）	六・三〇 三宅鑛一院長退職、内村祐之院長 九・二四 島津ハル女史入院 一一・一 三宅奨励資金管理規定施行 ○ 本年度に東第六病棟完成 ○ 院内に精米所をもうける	二・二六 二・二六事件 七・二八—八・一 保養院労働争議 一一・二五 日独防共協定締結
一九三七（昭和一二）	二・二 芦原金次郎死去 三・一二 患者、他の患者たちになぐりころされる 七・一〇 齋藤玉男副院長辞職 七・二〇 關根真一副院長 ○ 中央浴場制とする ○ 野村章恒「心因性精神病、殊ニ拘禁性精神病ニ関	四・五 保健所法公布 七・七 対中国戦争はじまる

	スル臨床的知見」発表 ○ 防空演習はじまる	
一九三八 （昭和一三）	三・五 松島海軍中佐をまねいて時局講演会 四・一 作業医療科医長がもうけられる ○ 電気衝撃療法はじまる ○ 男の従業員へりだす、患者の死亡ふえだす	一・一一 厚生省設置 四・一 国民健康保険法公布 四・一 国家総動員法公布
一九三九 （昭和一四）	一二・一 かぎり持続浴廃止	四・一 米穀配給統制法公布 七・一五 臨時軍事保護院官制公布 九・三 第二次世界大戦勃発
一九四〇 （昭和一五）	六・一五 内村祐之・古川復一「戦時下の精神病院統計」の報告 七・一一 關根真一副院長、武蔵療養所長に転出（後任は村松常雄）	五・一 国民優生法公布 一〇・一六 大政翼賛会発会 一一・一〇 紀元二六〇〇年奉祝式典
一九四一 （昭和一六）	○ 西第二病棟で「新生活体制」 ○ 齋藤茂吉選詞「松沢病院歌」	三・一〇 改正治安維持法公布 四・一 六大都市で米穀配給通帳制 八・一七 国民生活新体制要綱決定 一二・八 太平洋戦争開戦
一九四二 （昭和一七）	一一・一 奥田三郎「精神分裂病の欠陥像について」発表	二・二三 国民医療法公布 四・一八 アメリカ空軍本土初空襲 六・五 ミドウェイ海戦 一一・二 地方官制改正、地方衛生関係事務の一部は警察部から内務部へ

一九四三 (昭和一八)	五・一 大講堂完成 七・一 院名東京都立松沢病院となる	三・一一 救治会・日本精神衛生協会・日本精神病院協会合併して精神厚生会となる 七・一 東京都制施行
一九四四 (昭和一九)	一二月に患者の一部分他院にうつされる(?) 。井の頭公園に木の根ほり 。死亡者急増、院内に埋葬	
一九四五 (昭和二〇)	四・一 青山脳病院都に移管 四・一四 戦災精神科病院より患者二五〇名くる 五・二一 梅ヶ丘分院発足(村松常雄分院長) 五・二五 空襲で病棟焼失二、患者死亡二、従業員重傷一(→死亡)、梅ヶ丘分院大部分焼失 八・一四 内村祐之院長疎開計画を表明、ただし行き先なし 一二・三〇 『読売新聞』に食事ピンはね・米闇流しの報道 。この年の患者死亡四七八名	四・一三、一四の空襲で巣鴨脳病院、保養院、滝野川病院、根岸病院全焼 五・七 ドイツ無条件降伏 八・六 広島に原子爆弾投下 八・一四 ポツダム宣言受諾 八・一五 戦争終結詔書 八・二八 占領軍先遣隊到着
一九四六 (昭和二一)	一〇・一五 松沢従業員組合結成	一・二二 GHQ極東国際軍事法廷開設を命令 五・三 極東国際軍事裁判所開廷 八・三〇 医師のインターン制度・国家試験制度を採用 九・九 生活保護法公布 一一・三 日本国憲法公布
一九四七	五・七 林暲分院長	一・三一 GHQ二・一ゼネスト中止を命令

（昭和 二二）	夏 廣瀬貞雄医員白質切断術をはじめる 一二・一一 看護者三交代制となる	四・七 警察署の衛生警察事務はすべて衛生行政部門にうつす 五・三 日本国憲法施行 七・三 保健婦助産婦看護婦令公布 七・一五 全日本看護人協会発足 九・一 労働基準法施行 一〇・二一 国家公務員法公布（四八・七・一施行） 一二・三一 内務省廃止
一九四八（昭和 二三）	四・二 齋藤西洋分院長 五・一 梅ヶ丘分院に児童患者第一号入院 一〇・一 農地問題解決 一一・二九 南側患者慰安運動会 。 更生懇話会発足	五・一 入院患者食糧特別配給制度 七・一三 優生保護法公布 七・一五 性病予防法公布 七・三〇 保健婦助産婦看護婦法公布
一九四九（昭和 二四）	二・八 院長は内村祐之から林暲に交代 八・二〇 雑誌『更生』発刊 。 石川準子作業医療科医長となる	一・一二 教育公務員特例法公布 一〇・一 中華人民共和国成立 一〇・一二 ビーアス著、加藤普佐次郎・前田則三訳『わが魂にあふまで』発行
一九五〇（昭和 二五）	七・一 中第一病棟再建完成 。 院内でもレドパージ 。 このごろから新聞『懇話新報』発行	五・一 精神衛生法公布 五・四 生活保護法公布（旧法廃止） 六・二五 朝鮮戦争はじまる 九・一 公務員の「赤」追放を閣議決定 一二・一三 地方公務員法公布
一九五一（昭和	三・三一 看護人養成機関廃止	三・三一 結核予防法全面改正（医療費公費負担など） 五・一六 日本世界保健機構に正式加盟

二六）		六・三〇 覚せい剤取締法公布 九・八 対日講和条約・日米安全保障条約調印
一九五二（昭和二七）	三・一 南第三病棟での「働きかけ」はじまる 六・一 東第七病棟開棟 一一・一 梅ヶ丘分院は梅ヶ丘病院として独立 ○ 北島治雄の努力により袋はり作業導入、病棟内作業さかんになる	二・一九 国立精神衛生研究所発足 五・一 メーデー事件 七・二一 破壊活動防止法公布 八・一 地方公営企業公布
一九五三（昭和二八）	二・六 南第三病棟焼失、一名焼死 ○ 木村久子、作業治療と遊びとの組み合わせ ○ 藤原豪・菊地諄、西第二病棟での働きかけ	八・一五 らい予防法公布（旧法廃止）
一九五四（昭和二九）	三・一 西第七病棟再建完成 春 向精神薬の試用はじまる 一一・六 林暲『東京都立松沢病院七十年略史』発行 一一月 創立七五年記念行事 ○ 東第八病棟開棟	六・八 改正警察法公布 六・九 防衛庁設置法・自衛隊法公布 七・一 第一回精神衛生実態調査
一九五五（昭和三〇）	○ 嘱託石橋ハヤにナイチンゲール章	八・二四 森永砒素ミルク中毒事件 九月 厚生省公衆衛生局の第二種病院構想に日本精神神経学会反対 一一・五 自由民主党結成
一九五六（昭和三一）	一・一 更生懇話会患者自治会として再発足 五・一 医局会議で改築五か年計画	二・二四 フルシチョフ第一書記ソヴェト共産党第二〇回大会でスターリン批判演説 三・三 小林八郎・小林清男「レクリエーション療法」で生活

		療法を定義 三・一九　新潟精神病院ストライキ突入 四・一　厚生省公衆衛生局に精神衛生課新設 五・一六　憲法調査会法成立 九・一　新潟精神病院におけるツツガ虫病人体実験発覚 一〇・二　法務大臣牧野良三、小野清一郎を法務省特別顧問に任命、刑法改正準備会発足 一二・二八　日本の国際連合加盟可決
一九五七（昭和三二）	三・一　吉岡真二らにより西第二病棟での働きかけがはじまる	四・一　水俣市郊外不知火海岸に奇病発生 四・一　精神病の治療指針 八・一三　朝日茂訴状提出 一一・九　第一回病院精神医学懇話会
一九五八（昭和三三）	八・二八　『読売新聞』に病院移転の報道 一〇月　移転促進の運動はっきりしてくる 一一月　病院側の移転反対運動本格化 一一・二七　医局病院問題研究会発足	四・一　緊急救護施設設立 五・一一　日本精神科看護協会発足 一二・二七　国民健康保険法公布（全面改正）（国民皆保険の基礎なる）
一九五九（昭和三四）	二・一四　『これからの精神病院シリーズ』発刊 三・三〇　無断離院患者が近所の神社に放火 一一・一七　都衛生局病院整備委員会現在地改築の方針を決定	一・一　『精神医学』誌発刊 四・一六　国民年金法公布
一九六〇（昭和三五）	四・一　更生懇話会自治懇話会と改称 一〇・二五　医局会議で病棟ブロック案つぶされる	一・一六　都立梅ヶ丘精神衛生相談所開設 三・三一　精神薄弱者福祉法公布 四・一五　第一回日本臨床神経学会

		五・二八、二九　精神身体医学会第一回総会 六・二三　日米新安全保障条約発効 七・一　医療金融公庫発足 一一・一　病院統一ストライキはじまる 一一・一七、一八　第一回児童精神医学会総会
一九六一 （昭和三六）	一・八　アーフタケア委員会発足 四・四　東第七病棟火災 八・二九　遊び治療委員会発足（→レクリエーション委員会）	一・一六　関東大学医局員連絡協議会結成準備会 三・五　クロルジアゼポキサイド発売 四・一　国民皆保険実現 六―七月　ポリオ流行 一〇・一　精神衛生法一部改正施行（措置入院費用国庫負担は一〇分の八に） 一二・二〇　刑法改正準備会は刑法改正準備草案を法務大臣に答申
一九六二 （昭和三七）	二・七　改築第一期予算みとめられて移転は最終的にきえる 一〇・一〇　改築くわいれ 一二・一　院長は林暲から江副勉に	一・二七　日本精神神経学会保安処分の基礎問題委員会→刑法改正問題委員会 二・一　国立がんセンター発足 一〇・六　日本犯罪学会第一回総会 一一・一〇　日本ＭＥ学会設立総会
一九六三 （昭和三八）		二・二三　銚子市精神衛生都市宣言 五・一　国立東京病院に付属リハビリテーション学院 五・一〇　中垣國男法相法制審議会に刑法全面改正の要否などにつき諮問 五・一三―一七　日本アメリカ合同精神医学会

		七・一　第二回精神衛生実態調査 七・一五　都衛生局優生課、精神衛生課となる 九・二九　日本リハビリテーション医学会創立総会 一一・九　三池三川鉱で炭塵爆発で四五八名死亡 一一・二二　アメリカ合州国ケネディ大統領暗殺さる
一九六四 (昭和三九)	二・二〇　新病棟二棟の使用開始 三・三〇　研究所構想がかたられだす 四・一　企業会計制に移行 四・一五　『新しい精神科看護』発行 八・一〇　病院問題研究会『精神衛生法をめぐる諸問題』発行	三・二四　ライシャワ大使刺傷事件 五・一　池田首相精神衛生法改正につき指示 五・四　精神衛生法改正問題についての協議会 五・一〇　全国大学精神神経科連合第一回大会 七・一五　岡田靖雄編『精神医療』発行 八・二　トンキン湾事件 一〇・一〇　第一八回オリンピック東京大会開催
一九六五 (昭和四〇)	四・一　ナイトホスピタル棟発足 四・一八　呉先生をしのぶ会	六・一二　阿賀野川流域に水俣病患者発生の発表 六・二二　日韓基本条約調印 六・二九　理学療法士及作業療法士法公布 九・四　全国精神障害者家族連合会結成大会 一〇月　『精神神経学雑誌』に「刑法改正に関する意見書(案)」発表 一一・一　緊急救護施設の「拡充」についての通達
一九六六 (昭和四一)	四・八　烏山病院とともに呉秀三賞受賞	一一・六　青年医師連合はインターン制度廃止のため国家試験ボイコットを決議
一九六七	一〇・一　「精神病院関連施設の建設についての要望」	四・一　自動車運転免許申請更新のさいの診断書添付制度発足

（昭和四二）		（六八・三・一で廃止） 四・一五　美濃部亮吉都知事に当選 五・二四　朝日訴訟最終判決 八・三一　アメリカ大使館自動車放火事件 一一・一六　地域精神医学会設立
一九六八（昭和四三）		一・二七　東京大学医学部学生自治会四二青年医師連合との合同学生大会でストライキ権を確立 三・二八　日本精神神経学会総会、学会認定医制度の基本方針を決定せず
一九六九（昭和四四）		一・一九　東京大学封鎖解除 五・二〇　金沢における第六六回日本精神神経学会で理事会不信任
一九七一（昭和四六）	七・九　江副勉院長急逝 七・一六　詫摩武元院長	五・三一　環境庁発足
一九七二（昭和四七）	四・一　東京都立松沢看護学院開設 九・一五　詫摩武元院長辞職 九・一六　岡田敬蔵院長 一〇・一　都立世田谷リハビリテーションセンター開設	五・一五　沖縄施政権返還 六・二　労働安全衛生法成立 九・二九　中国との外交関係樹立
一九七三（昭和四八）	六・四　本館移転 七・一　都立精神医学総合研究所開設 七・二一　旧本館とのお別れパーティ	一・一　老人医療無料化実施（七〇歳以上） 八・八　金大中事件

	八・八　地方精神衛生審議会より「東京都における精神病床の適正数に関する答申」 九・一五　都知事にたいする九教授の要望書	
一九七四（昭和四九）		八・八　ニクソン大統領辞任 一一・二六　田中角榮首相辞意表明
一九七五（昭和五〇）	四・一六—七・一五　東京精神病院協会緊急鑑定への協力拒否、その間松沢病院で緊急鑑定	四・三〇　サイゴン陥落、ヴェトナム戦争終結
一九七六（昭和五一）	四・九　都精神衛生対策委員会「精神科救急医療体制整備に関する中間報告について」 五・一　都立松沢病院合併症病棟開設準備委員会報告 九・一四　都精神衛生対策委員会「精神科救急医療体制整備に関する報告について」 一一・一　都衛生局医務課精神衛生課世田谷分室設置（精神衛生鑑定）	九・九　毛沢東死去
一九七七（昭和五二）	七・二　岡田敬蔵院長辞職、市場和男副院長院長事務代理となる	
一九七八（昭和五三）	四・一　精神衛生鑑定室は梅ヶ丘分室へ 六・一　合併症病棟中の内科棟・外科棟開棟 一一・一六　都の精神科救急医療体制発足	

一九七九（昭和五四）	五・一六　都精神衛生対策委員会「精神科患者身体合併症医療体制整備に関する報告について」 一一・一　秋元波留夫院長 一一・七　創立一〇〇年記念式典

〔せ〕

〔そ〕

〔た〕

〔ち〕

〔つ〕

〔て〕

〔と〕

〔き〕

〔く〕

事 項 索 引

1. 事項索引では，類語は代表的見出し語にまとめた。たとえば，早発性癡呆，精神分裂症も，早発癡狂の項にいれてある。そこで，しめされているページには，見出し語がそのままの形ででているとはかぎらず，その関連事項がのっていることもある。
2. 事項索引では，毎年くりかえしでている項目については，重大な出来事のあったときだけをえらびだした。

〔え〕

〔お〕

〔か〕

人　名　索　引

1. 索引は，“はじめに”から“あとがき”までの本文にたいするもので，年表は対象としていない。
2. 人名で，その人がもっぱら報告者であるときは，ページ数をゴチックにした。

著者略歴
岡田靖雄（おかだやすお）
1931年生まれ．1955年東京大学医学部医学科を卒業．松沢病院医員，東京大学医学部助手をへて，現在峡田診療所勤務．共編著書『精神科症例集(上・下)』(岩崎学術出版社, 1975).『精神科慢性病棟』(岩崎学術出版社, 1979).共訳書　イ・ペ・パヴロフ『高次神経活動の客観的研究』(岩崎学術出版社, 1979) など．

私説 松沢病院史　　岡田靖雄著

3011—018103—0359

検印省略

発　行　1981年6月26日

発行者　和　田　　節
印刷所　㈱新興印刷製本所
製本所　橋本製本所
発行所　岩崎学術出版社
東京都文京区小日向1—4—8
電　話 (947) 1631代表
振替・東京 7—58495